土 木 請 負 工 事 必 携
（2葉の2）

平成30年1月

和 歌 山 県

目　　次

２－１　施工管理基準
２－２　出来形管理基準
２－３　品質管理基準
２－４　写真管理基準
２－５　デジタル写真管理情報基準
２－６　デジタル工事写真の小黒板情報電子化基準
３　　土木工事施工管理基準運用方針
４　　工事関係提出書類
５　　コンクリート中の塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応対策実施要領
６　　トンネル（NATM）計測要領
７　　建設工事公衆災害防止対策要綱
８　　建設副産物適正処理要領
９　　再生資源の利用の促進について
１０　　道路工事現場における表示施設等の設置基準
１１　　道路工事保安施設設置基準
１２　　土木工事安全施工技術指針
１３　　建設工事に伴う騒音振動対策技術指針
１４　　建設機械施工安全技術指針

２－１　施工管理基準

土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準は、土木工事共通仕様書第１編1-1-24 施工管理に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

１．　目　　的

この基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

２．　適　　用

この管理基準は、和歌山県が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

３．　構　　成

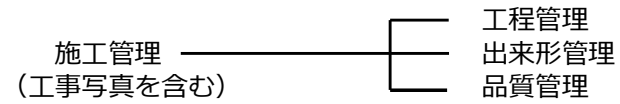

４．　管理の実施

（１）受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。

（２）施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。

（３）受注者は、測定(試験)等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。

（４）受注者は、測定(試験)等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

５．　管理項目及び方法

（１）工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理(ネットワーク、バーチャート方式など)を行うものとする。但し、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

（２）出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。

ただし、測定数が１０点未満の場合は、出来型成果表のみとし、出来型図の作成は不要とする。

なお、測定基準において測定箇所数「○○につき１箇所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

（３） 品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。ただし、測定数が１０点未満の場合は、品質管理表のみとし、管理図の作成は不要とする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また､試験区分で｢その他｣となっている試験項目は､特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

６． 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

７． その他

（１） 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

（２） 情報化施工

土工において、情報化施工技術を用いた出来形管理を行う場合は、「情報化施工技術の使用原則化について」（平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号）及び「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」または「RTK－GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」の規定によるものとする。

（３） ３次元データによる出来形管理

土工において、３次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」または「RTK－GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」の規定によるものとする。

また、舗装工において、３次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「TSを用いた出来形管理要領（鋪装工事編）」の規定によるものとする。

なお、ここでいう３次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を３次元空間上に再現するために必要なデータである。

２－２　出来形管理基準

【第１編　共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第２章　土工						
第３節 河川土工・海岸土工・砂防土工	1-2-3-2		掘削工			1- 1
	1-2-3-3		盛土工			1- 1
	1-2-3-4		盛土補強工	補強土（テールアルメ）壁工法		1- 1
				多数アンカー式補強土工法		1- 1
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		1- 1
	1-2-3-5		法面整形工	盛土部		1- 2
	1-2-3-6		堤防天端工			1- 2
第４節 道路土工	1-2-4-2		掘削工			1- 2
	1-2-4-3		路体盛土工			1- 3
	1-2-4-4		路床盛土工			1- 3
	1-2-4-5		法面整形工	盛土部		1- 3
第３章　無筋、鉄筋コンクリート						
第７節 鉄筋工	1-3-7-4		組立て			1- 3

【第３編　土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第２章　一般施工						
第３節 共通的工種	3-2-3-4		矢板工（指定仮設・任意仮設は除く）	鋼矢板		1- 4
				軽量鋼矢板		1- 4
				コンクリート矢板		1- 4
				広幅鋼矢板		1- 4
				可とう鋼矢板		1- 4
	3-2-3-5		縁石工	縁石・アスカーブ		1- 4
	3-2-3-6		小型標識工			1- 4
	3-2-3-7		防止柵工	立入防止柵		1- 5
				転落（横断）防止柵		1- 5
				車止めポスト		1- 5
	3-2-3-8	1	路側防護柵工	ガードレール		1- 5
		2	路側防護柵工	ガードケーブル		1- 5
	3-2-3-9		区画線工			1- 6
	3-3-3-10		道路付属物工	視線誘導標		1- 6
				距離標		1- 6
	3-2-3-11		ｺﾝｸﾘｰﾄ面塗装工			1- 6
	3-2-3-12	1	ﾌﾟﾚﾃﾝｼｮﾝ桁製作工（購入工）	けた橋		1- 7
		2	ﾌﾟﾚﾃﾝｼｮﾝ桁製作工（購入工）	スラブ桁		1- 7
	3-2-3-13	1	ﾎﾟｽﾄﾃﾝｼｮﾝ桁製作工			1- 7
		2	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ桁製作工	（購入工）		1- 8
	3-2-3-14		ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ主桁組立工			1- 8
	3-2-3-15		PCﾎﾛｰｽﾗﾌﾞ製作工			1- 8
	3-2-3-16	1	PC箱桁製作工			1- 9
		2	PC押出し箱桁製作工			1- 9
	3-2-3-17		根固めﾌﾞﾛｯｸ工			1- 9
	3-2-3-18		沈床工			1- 10
	3-2-3-19		捨石工			1- 10
	3-2-3-22		階段工			1- 10
	3-2-3-24	1	伸縮装置工	ゴムジョイント		1- 10
		2	伸縮装置工	埋設型ジョイント		1- 10
		3	伸縮装置工	鋼製ﾌｨﾝｶﾞｰｼﾞｮｲﾝﾄ		1- 11
	3-2-3-26	1	多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み		1- 11
		2	多自然型護岸工	かごマット		1- 11
	3-2-3-27	1	羽口工	じゃかご		1- 12
		2	羽口工	ふとんかご、かご枠		1- 12
	3-2-3-28		ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｶﾙﾊﾞｰﾄ工	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽ工		1- 12
				ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾊﾟｲﾌﾟ工		1- 12

【第３編　土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第３節 共通的工種	3-2-3-29	1	側溝工	プレキャストU型側溝		1- 13
				L型側溝工		1- 13
				自由勾配側溝		1- 13
				管渠		1- 13
		2	側溝工	場所打水路工		1- 13
		3	側溝工	暗渠工		1- 13
	3-2-3-30		集水桝工			1- 14
	3-2-3-31		現場塗装工			1- 14
第４節 基礎工	3-2-4-1		一般事項	切込砂利		1- 15
				砕石基礎工		1- 15
				割ぐり石基礎工		1- 15
				均しｺﾝｸﾘｰﾄ		1- 15
	3-2-4-3	1	基礎工（護岸）	現場打		1- 15
		2	基礎工（護岸）	プレキャスト		1- 16
	3-2-4-4	1	既製杭工	既製コンクリート杭		1- 16
				鋼管杭		1- 16
				Ｈ鋼杭		1- 16
		2	既製杭工	鋼管ｿｲﾙｾﾒﾝﾄ杭		1- 16
	3-2-4-5		場所打杭工			1- 16
	3-2-4-6		深礎工			1- 17
	3-2-4-7		オープンケーソン基礎工			1- 17
	3-2-4-8		ニューマチックケーソン基礎工			1- 17
	3-2-4-9		鋼管矢板基礎工			1- 18
第５節 石・ブロック積（張）工	3-2-5-3	1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		1- 18
				コンクリートブロック張り		1- 18
		2	コンクリートブロック工	連節ブロック張り		1- 18
		3	コンクリートブロック工	天端保護ブロック		1- 19
	3-2-5-4		緑化ブロック工			1- 19
	3-2-5-5		石積（張）工			1- 19
第６節 一般舗装工	3-2-6-7	1	アスファルト舗装工	下層路盤工		1- 20
		2	アスファルト舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		1- 20
		3	アスファルト舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		1- 21
		4	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		1- 21
		5	アスファルト舗装工	基層工		1- 22
		6	アスファルト舗装工	表層工		1- 22
	3-3-6-8	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工		1- 23
		2	半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調 整路盤工）		1- 23
		3	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		1- 24
		4	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		1- 24
		5	半たわみ性舗装工	基層工		1- 24
		6	半たわみ性舗装工	表層工		1- 24

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第６節 一般舗装工	3-2-6-9	1	排水性舗装工	下層路盤工		1- 25
		2	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調 整路盤工）		1- 25
		3	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工		1- 25
		4	排水性舗装工	加熱アスファルト安 定処理工		1- 26
		5	排水性舗装工	基層工		1- 26
		6	排水性舗装工	表層工		1- 26
	3-2-6-10	1	透水性舗装工	路盤工		1- 27
		2	透水性舗装工	表層工		1- 27
	3-2-6-11	1	グースアスファルト 舗装工	加熱アスファルト安 定処理工		1- 28
		2	グースアスファルト 舗装工	基層工		1- 28
		3	グースアスファルト 舗装工	表層工		1- 28
	3-2-6-12	1	コンクリート舗装工	下層路盤工		1- 29
		2	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工		1- 29
		3	コンクリート舗装工	セメント（石灰・瀝青）安定処理工		1- 30
		4	コンクリート舗装工	アスファルト中間層		1- 30
		5	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版 工		1- 31
		6	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（下層路盤工）		1- 31
		7	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）		1- 31
		8	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）		1- 32
		9	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）		1- 32
		10	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版 工		1- 32
	3-2-6-13	1	薄層カラー舗装工	下層路盤工		1- 33
		2	薄層カラー舗装工	上層路盤工（粒度調 整路盤工）		1- 33
		3	薄層カラー舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		1- 34
		4	薄層カラー舗装工	加熱アスファルト安 定処理工		1- 34
		5	薄層カラー舗装工	基層工		1- 34

【第３編　土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第６節 一般舗装工	3-2-6-14	1	ブロック舗装工	下層路盤工		1- 35
		2	ブロック舗装工	上層路盤工（粒度調 整路盤工）		1- 35
		3	ブロック舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		1- 36
		4	ブロック舗装工	加熱アスファルト安 定処理工		1- 36
		5	ブロック舗装工	基層工		1- 36
	3-2-6-15		路面切削工			1- 37
	3-2-6-16		舗装打換え工			1- 37
	3-2-6-17		オーバーレイ工			1- 37
第７節 地盤改良工	3-2-7-2		路床安定処理工			1- 38
	3-2-7-3		置換工			1- 38
	3-2-7-4		表層安定処理工	サンドマット海上		1- 39
	3-2-7-5		パイルネット工			1- 39
	3-2-7-6		サンドマット工			1- 39
	3-2-7-7		バーチカルドレーン 工	サンドドレーン工		1- 40
				ペーパードレーン工		1- 40
				袋詰式サンドドレー ン工		1- 40
	3-2-7-8		締固め改良工	サンドコンパクショ ンパイル工		1- 40
	3-2-7-9		固結工	粉末噴射撹拌工		1- 40
				高圧噴射撹拌工		1- 40
				スラリー撹拌工		1- 40
				生石灰パイル工		1- 40
第10節 仮設工	3-2-10-5	1	土留・仮締切工	Ｈ鋼杭		1- 41
				鋼矢板		1- 41
		2	土留・仮締切工	アンカー工		1- 41
		3	土留・仮締切工	連節ブロック張り工		1- 41
		4	土留・仮締切工	締切盛土		1- 41
		5	土留・仮締切工	中詰盛土		1- 42
	3-2-10-9		地中連続壁工（壁式）			1- 42
	3-2-10-10		地中連続壁工（柱列式）			1- 42
	3-2-10-22		法面吹付工		3-2-14-3 吹付け工	1- 55
第11節 軽量盛土工	3-2-11-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	1- 3
第12節 工場製作工（共通）	3-2-12-1	1	一般事項	鋳造費（金属支承工）		1- 43
		2	一般事項	鋳造費（大型ゴム支 承工）		1- 44
		3	一般事項	仮設材製作工		1- 45
		4	一般事項	刃口金物製作工		1- 45
	3-2-12-3	1	桁製作工	仮組検査を実施する 場合		1- 46
				シミュレーション仮組検査を実施する場合		1- 46
		2	桁製作工	仮組検査を実施しな い場合		1- 48
		3	桁製作工	鋼製えん堤製作工（仮組立時）		1- 49

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第12節 工場製作工（共通）	3-2-12-4		検査路製作工			1- 49
	3-2-12-5		鋼製伸縮継手製作工			1- 49
	3-2-12-6		落橋防止装置製作工			1- 50
	3-2-12-7		橋梁用防護柵製作工			1- 50
	3-2-12-8		アンカーフレーム製作工			1- 50
	3-2-12-9		プレビーム用桁製作工			1- 51
	3-2-12-10		鋼製排水管製作工			1- 51
	3-2-12-11		工場塗装工			1- 52
第13節 橋梁架設工	3-2-13		架設工（鋼橋）	クレーン架設		1- 53
				ケーブルクレーン架 設		1- 53
				ケーブルエレクショ ン架設		1- 53
				架設桁架設		1- 53
				送出し架設		1- 53
				トラベラークレーン 架設		1- 53
	3-2-13		架設工（コンクリー ト橋）	クレーン架設		1- 54
				架設桁架設		1- 54
			架設工支保工	固定		1- 54
				移動		1- 54
			架設桁架設	片持架設		1- 54
				押出し架設		1- 54
第14節 法面工（共通）	3-2-14-2	1	植生工	種子散布工		1- 54
				張芝工		1- 54
				筋芝工		1- 54
				市松芝工		1- 54
				植生シート工		1- 54
				植生マット工		1- 54
				植生筋工		1- 54
				人工張芝工		1- 54
				植生穴工		1- 54
		2	植生工	植生基材吹付工		1- 54
				客土吹付工		1- 54
	3-2-14-3		吹付工 (仮設を含む)	コンクリート		1- 55
				モルタル		1- 55
	3-2-14-4	1	法枠工	現場打法枠工		1- 56
				現場吹付法枠工		1- 56
		2	法枠工	プレキャスト法枠工		1- 56
	3-2-14-6		アンカー工			1- 56
第15節 擁壁工（共通）	3-2-15-1		一般事項	場所打擁壁工		1- 57
	3-2-15-2		プレキャスト擁壁工			1- 57
	3-2-15-3		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法		1- 58
				多数アンカー式補強 土工法		1- 58
				ジオテキスタイルを 用いた補強土工法		1- 58
	3-2-15-4		井桁ブロック工			1- 58
第16節 浚渫工（共通）	3-2-16-3	1	浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		1- 59
		2	浚渫船運転工	グラブ浚渫船		1- 59
第18設 床版工	3-2-18-2		床版工			1- 60

【第６編　河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第１章　築堤・護岸						
第３節 軽量盛土工	6-1-3-1		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	1- 3
第４節 地盤改良工	6-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4 安定処理工	1- 39
	6-1-4-3		パイルネット工		3-2-7-5 パイルネット工	1- 39
	6-1-4-4		バーチカルドレーン 工		3-2-7-7 バーチカルド レーン工	1- 40
	6-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8 締固め改良工	1- 40
	6-1-4-6		固結工		3-2-7-9 固結工	1- 40
第５節 護岸基礎工	6-1-5-3		基礎工		3-2-4-3 基礎工（護岸）	1- 15
	6-1-5-4		矢板工		3-2-3-4 矢板工	1- 4
第６節 矢板護岸工	6-1-6-3		笠コンクリート工		3-2-4-3 基礎工（護岸）	1- 15
	6-1-6-4		矢板工		3-2-3-4 矢板工	1- 4
第７節 法覆護岸工	6-1-7-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3 コンクリートブロック工	1- 18
	6-1-7-4		護岸付属物工			1- 61
	6-1-7-5		緑化ブロック工		3-2-5-4 緑化ブロック工	1- 19
	6-1-7-6		環境護岸ブロック工		3-2-5-3 コンクリートブロック工	1- 18
	6-1-7-7		石積（張）工		3-2-5-5 石積（張）工	1- 19
	6-1-7-8		法枠工		3-2-14-4 法枠工	1- 56
	6-1-7-9		多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26 多自然型護岸工	1- 11
				巨石積み	3-2-3-26 多自然型護岸工	1- 11
				かごマット	3-2-3-26 多自然型護岸工	1- 11
	6-1-7-11		吹付工		3-2-14-3 吹付工	1- 55
	6-1-7-11		植生工		3-2-14-2 植生工	1- 54
	6-1-7-12		覆土工		1-2-3-5 法面整形工	1- 2
	6-1-7-13		羽口工	じゃかご	3-2-3-27 羽口工	1- 12
				ふとんかご	3-2-3-27 羽口工	1- 12
				かご枠	3-2-3-27 羽口工	1- 12
				連節ブロック張り	3-2-5-3 連節ブロック張り	1- 18
第８節 擁壁護岸工	6-1-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1 場所打擁壁工	1- 57
	6-1-8-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2 プレキャスト擁壁工	1- 57
第９節 根固め工	6-1-9-3		根固めブロック工		3-2-3-17 根固めブロック工	1- 9
	6-1-9-5		沈床工		3-2-3-18 沈床工	1- 10
	6-1-9-6		捨石工		3-2-3-19 捨石工	1- 10
	6-1-9-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27 羽口工	1- 12
				ふとんかご	3-2-3-27 羽口工	1- 12
第10節 水制工	6-1-10-3		沈床工		3-2-3-18 沈床工	1- 10
	6-1-10-4		捨石工		3-2-3-19 捨石工	1- 10
	6-1-10-5		かご工	じゃかご	3-2-3-27 羽口工	1- 12
				ふとんかご	3-2-3-27 羽口工	1- 12
	6-1-10-8		杭出し水制工			1- 61
第11節 付帯道路工	6-1-11-3		路側防護柵工		3-2-3-8 路側防護柵工	1- 5
	6-1-11-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7 アスファルト 舗装工	1- 20
	6-1-11-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12 コンクリート 舗装工	1- 29
	6-1-11-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13 薄層カラー舗 装工	1- 33
	6-1-11-8		ブロック舗装工		3-2-6-14 ブロック舗装工	1- 35
	6-1-11-9		側溝工		3-2-3-29 側溝工	1- 13
	6-1-11-10		集水桝工		3-2-3-30 集水桝工	1- 14
	6-1-11-11		縁石工		3-2-3-5 縁石工	1- 4
	6-1-11-12		区画線工		3-2-3-9 区画線工	1- 6

【第６編　河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第12節 付帯道路施設工	6-1-12-3		道路付属物工		3-2-3-10 道路付属物工	1- 6
	6-1-12-4		標識工		3-2-3-6 小型標識工	1- 4
第13節 光ケーブル配管工	6-1-13-3		配管工			1- 61
	6-1-13-4		ハンドホール工			1- 62
第２章　浚渫（川）						
第２節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	6-2-2-2		浚渫船運転工（民船・官船）		3-2-16-3 浚渫船運転工	1- 59
第３節 浚渫工（グラブ浚渫船）	6-2-3-2		浚渫船運転工		3-2-16-3 渫船運転工	1- 59
第４節 浚渫工(バックホウ浚渫船)	6-2-4-2		浚渫船運転工		3-2-16-3 浚渫船運転工	1- 59
第３章　樋門・樋管						
第３節 軽量盛土工	6-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	1- 3
第４節 地盤改良工	6-3-4-2		固結工		3-2-7-9 固結工	1- 40
第５節 樋門・樋管本体工	6-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	1- 16
	6-3-5-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	1- 16
	6-3-5-5		矢板工		3-2-3-4 矢板工	1- 4
	6-3-5-6	1	函渠工	本体工		1- 62
		2	函渠工	ヒューム管		1- 62
				ＰＣ管		1- 62
				コルゲートパイプ		1- 62
				ダクタイル鋳鉄管		1- 62
				ＰＣ函渠	3-2-3-28 プレキャスト カルバート工	1- 12
	6-3-5-7		翼壁工			1- 63
	6-3-5-8		水叩工			1- 63
第６節 護床工	6-3-6-3		根固めブロック工		3-2-3-17 根固めブロック工	1- 9
	6-3-6-5		沈床工		3-2-3-18 沈床工	1- 10
	6-3-6-6		捨石工		3-2-3-19 捨石工	1- 10
	6-3-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27 羽口工	1- 12
				ふとんかご	3-2-3-27 羽口工	1- 12
第７節 水路工	6-3-7-3		側溝工		3-2-3-29 側溝工	1- 13
	6-3-7-4		集水桝工		3-2-3-30 集水桝工	1- 14
	6-3-7-5		暗渠工		3-2-3-29 暗渠工	1- 13
	6-3-7-6		樋門接続暗渠工		3-2-3-28 プレキャスト カルバート工	1- 12
第８節 付属物設置工	6-3-8-3		防止柵工		3-2-3-7 防止柵工	1- 5
	6-3-8-7		階段工		3-2-3-22 階段工	1- 10
第４章　水門						
第３節 工場製作工	6-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3 桁製作工	1- 49
	6-4-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5 鋼製伸縮継手 製作工	1- 49
	6-4-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6 落橋防止装置 製作工	1- 50
	6-4-3-6		鋼製排水管製作工		3-2-12-10 鋼製排水管製 作工	1- 51
	6-4-3-7		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7 橋梁用防護柵 製作工	1- 50
	6-4-3-9		仮設材製作工		3-2-12-1 仮設材製作工	1- 45
	6-4-3-10		工場塗装工		3-2-12-11 工場塗装工	1- 52
第５節 軽量盛土工	6-4-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	1- 3
第６節 水門本体工	6-4-6-4		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	1- 16
	6-4-6-5		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	1- 16
	6-4-6-6		矢板工（遮水矢板）		3-2-3-4 矢板工	1- 4

【第６編　河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第６節 水門本体工	6-4-6-7		床版工			1- 63
	6-4-6-8		堰柱工			1- 63
	6-4-6-9		門柱工			1- 63
	6-4-6-10		ゲート操作台工			1- 63
	6-4-6-11		胸壁工			1- 63
第６節 水門本体工	6-4-6-12		翼壁工		6-3-5-7 翼壁工	1- 63
	6-4-6-13		水叩工		6-3-5-8 水叩工	1- 63
第７節 護床工	6-4-7-3		根固めブロック工		3-2-3-17 根固めブロック工	1- 9
	6-4-7-5		沈床工		3-2-3-18 沈床工	1- 10
	6-4-7-6		捨石工		3-2-3-19 捨石工	1- 10
	6-4-7-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27 羽口工	1- 12
				ふとんかご	3-2-3-27 羽口工	1- 12
第８節 付属物設置工	6-4-8-3		防止柵工		3-2-3-7 防止柵工	1- 5
	6-4-8-8		階段工		3-2-3-22 階段工	1- 10
第９節 鋼管理橋上部工	6-4-9-4		架設工(クレーン架設)		3-2-13 架設工（鋼橋）	1- 53
	6-4-9-5		架設工(ケーブルク レーン架設)		3-2-13 架設工（鋼橋）	1- 53
	6-4-9-6		架設工(ケーブルエ レクション架設)		3-2-13 架設工（鋼橋）	1- 53
	6-4-9-7		架設工(架設桁架設)		3-2-13 架設工（鋼橋）	1- 53
	6-4-9-8		架設工(送出し架設)		3-2-13 架設工（鋼橋）	1- 53
	6-4-9-9		架設工(トラベラー クレーン架設)		3-2-13 架設工（鋼橋）	1- 53
	6-4-9-10		支承工		10-4-5-10 支承工	1- 94
第10節 橋梁現場塗装工	6-4-10-2		現場塗装工		3-2-3-31 現場塗装工	1- 14
第11節 床版工	6-4-11-2		床版工		3-2-18-2 床版工	1- 60
第12節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	6-4-12-2		伸縮装置工		3-2-3-24 伸縮装置工	1- 10
	6-4-12-4		地覆工		10-4-8-5 地覆工	1- 95
	6-4-12-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6 橋梁用防護柵工	1- 95
	6-4-12-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7 橋梁用高欄工	1- 95
	6-4-12-7		検査路工		10-4-8-8 検査路工	1- 95
第14節 コンクリート管理橋上部工(ＰＣ橋)	6-4-14-2		プレテンション桁製作工（購入工）		3-2-3-12 プレテンション桁製作工（購入工）	1- 7
	6-4-14-3		ポストテンション桁 製作工		3-2-3-13 ポストテン ション桁製作工	1- 7
	6-4-14-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入）		3-2-3-13 プレキャスト セグメント桁製作工（購入工）	1- 8
	6-4-14-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14 プレキャスト セグメント主桁組立工	1- 8
	6-4-14-6		支承工		10-4-5-10 支承工	1- 94
	6-4-14-7		架設工(クレーン架設)		3-2-13 架設工（コンクリート橋）	1- 54
	6-4-14-8		架設工(架設桁架設)		3-2-13 架設工（コンクリート 橋）	1- 54
	6-4-14-9		床版･横組工		3-2-18-2 床版工	1- 60
	6-4-14-10		落橋防止装置工		10-4-8-3 落橋防止装置工	1- 95
第15節 コンクリート管理橋上部工(ＰＣホロースラブ橋)	４－15－２		支承工		10-4-5-10 支承工	1- 94
	４－15－４		落橋防止装置工		10-4-8-3 落橋防止装置工	1- 95
	４－15－５		ＰＣホロースラブ製 作工		3-2-3-15 ＰＣホロースラブ製作工	1- 8
第16節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	４－16－２		伸縮装置工		3-2-3-24 伸縮装置工	1- 10
	４－16－４		地覆工		10-4-8-5 地覆工	1- 95

【第６編　河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第16節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	6-4-16-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6 橋梁用防護柵工	1- 95
	6-4-16-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7 橋梁用高欄工	1- 95
	6-4-16-7		検査路工		10-4-8-8 検査路工	1- 95
第18節 舗装工	6-4-18-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7 アスファルト舗装工	1- 20
	6-4-18-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8 半たわみ性舗 装工	1- 23
	6-4-18-7		排水性舗装工		3-2-6-9 排水性舗装工	1- 25
	6-4-18-8		透水性舗装工		3-2-6-10 透水性舗装工	1- 27
	6-4-18-9		グースアスファルト 舗装工		3-2-6-11 グースアス ファルト舗装工	1- 28
	6-4-18-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12 コンクリート 舗装工	1- 29
	6-4-18-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13 薄層カラー舗装工	1- 33
	6-4-18-12		ブロック舗装工		3-2-6-14 ブロック舗装工	1- 35
第５章　堰						
第３節 工場製作工	6-5-3-3		刃口金物製作工		3-2-12-1 刃口金物製作工	1- 45
	6-5-3-4		桁製作工		3-2-12-3 桁製作工	1- 49
	6-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4 検査路製作工	1- 49
	6-5-3-6		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5 鋼製伸縮継手 製作工	1- 49
	6-5-3-7		落橋防止装置製作工		3-2-12-6 落橋防止装置 製作工	1- 50
	6-5-3-8		鋼製排水管製作工		3-2-12-10 鋼製排水管製作工	1- 51
	6-5-3-9		プレビ－ム用桁製作 工		3-2-12-9 レビーム用 桁製作工	1- 51
	6-5-3-10		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7 橋梁用防護柵 製作工	1- 50
	6-5-3-12		アンカーフレーム製 作工		3-2-12-8 アンカーフ レーム製作工	1- 50
	6-5-3-13		仮設材製作工		3-2-12-1 仮設材製作工	1- 45
	6-5-3-14		工場塗装工		3-2-12-11 工場塗装工	1- 52
第５節 軽量盛土工	6-5-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	1- 3
第６節 可動堰本体工	6-5-6-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	1- 16
	6-5-6-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	1- 16
	6-5-6-5		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	1- 17
	6-5-6-6		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	1- 17
	6-5-6-7		矢板工		3-2-3-4 矢板工	1- 4
	6-5-6-8		床版工		6-4-6-7 床版工	1- 63
	6-5-6-9		堰柱工		6-4-6-8 堰柱工	1- 63
	6-5-6-10		門柱工		6-4-6-9 門柱工	1- 63
	6-5-6-11		ゲート操作台工		6-4-6-10 ゲート操作台工	1- 63
	6-5-6-12		水叩工		6-3-5-8 水叩工	1- 63
	6-5-6-13		閘門工			1- 63
	6-5-6-14		土砂吐工			1- 63
	6-5-6-15		取付擁壁工		3-2-15-1 場所打擁壁工	1- 57
第７節 固定堰本体工	6-5-7-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	1- 16
	6-5-7-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	1- 16
	6-5-7-5		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7 オープンケーソン基礎工	1- 17
	6-5-7-6		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	1- 17
	6-5-7-7		矢板工		3-2-3-4 矢板工	1- 4
	6-5-7-8		堰本体工			1- 63
	6-5-7-9		水叩工			1- 63
	6-5-7-10		土砂吐工			1- 63

【第６編　河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第７節 固定堰本体工	6-5-7-11		取付擁壁工		3-2-15-1 場所打擁壁工	1- 57
第８節 魚道工	6-5-8-3		魚道本体工			1- 64
第９節 管理橋下部工	6-5-9-2		管理橋橋台工			1- 64
第10節 鋼管理橋上部工	6-5-10-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	1- 53
	6-5-10-5		架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	1- 53
	6-5-10-6		架設工（ケーブルエレクション架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	1- 53
	6-5-10-7		架設工（架設桁架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	1- 53
	6-5-10-8		架設工（送出し架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	1- 53
	6-5-10-9		架設工（トラベラークレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	1- 53
	6-5-10-10		支承工		10-4-5-10 支承工	1- 94
第11節 橋梁現場塗装工	6-5-11-2		現場塗装工		3-2-3-31 現場塗装工	1- 14
第12節 床版工	6-5-12-2		床版工		3-2-18-2 床版工	1- 60
第13節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	6-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24 伸縮装置工	1- 10
	6-5-13-4		地覆工		10-4-8-5 地覆工	1- 95
	6-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6 橋梁用防護柵工	1- 95
	6-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7 橋梁用高欄工	1- 95
	6-5-13-7		検査路工		10-4-8-8 検査路工	1- 95
第15節 コンクリート管理橋上部工（PC橋）	6-5-15-2		プレテンション桁製作工（購入工）		3-2-3-12 プレテンション桁製作工（購入工）	1- 7
	6-5-15-3		ポストテンション桁 製作工		3-2-3-13 ポストテン ション桁製作工	1- 7
	6-5-15-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-2-3-13 プレキャスト セグメント桁製作工（購入工）	1- 8
	6-5-15-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14 プレキャスト セグメント主桁組立工	1- 8
	6-5-15-6		支承工		10-4-5-10 支承工	1- 94
	6-5-15-7		架設工（クレーン架 設）		3-2-13 架設工（コンクリート 橋）	1- 54
	6-5-16-8		架設工（架設桁架 設）		3-2-13 架設工（コンクリート 橋）	1- 54
	6-5-16-9		床版・横組工		3-2-18-2 床版工	1- 60
	6-5-15-10		落橋防止装置工		10-4-8-3 落橋防止装置 工	1- 95
第16節 コンクリート管理橋上部工（ＰＣホロースラブ橋）	6-5-16-3		支承工		10-4-5-10B支承工	1- 94
	6-5-16-4		落橋防止装置工		10-4-8-3 落橋防止装置工	1- 95
	6-5-16-5		ＰＣホロースラブ製 作工		3-2-3-15 ＰＣホロースラブ製作工	1- 8
第17節 コンクリート管理橋上部工（ＰＣ箱桁橋）	6-5-17-3		支承工		10-4-5-10 支承工	1- 94
	6-5-17-4		ＰＣ箱桁製作工		3-2-3-16 ＰＣ箱桁製作工	1- 9
	6-5-17-5		落橋防止装置工		10-4-8-3 落橋防止装置工	1- 95
第18節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	6-5-18-2		伸縮装置工		3-2-3-24 伸縮装置工	1- 10
	6-5-18-4		地覆工		10-4-8-5 地覆工	1- 95
	6-5-18-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6 橋梁用防護柵工	1- 95
	6-5-18-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7 橋梁用高欄工	1- 95
	6-5-18-7		検査路工		10-4-8-8 検査路工	1- 95
第18節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	6-5-18-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6 橋梁用防護柵工	1- 95
	6-5-18-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7 橋梁用高欄工	1- 95
	6-5-18-7		検査路工		10-4-8-8 検査路工	1- 95
第20節 付属物設置工	6-5-20-3		防止柵工		3-2-3-7 防止柵工	1- 5
	6-5-20-7		階段工		3-2-3-22 階段工	1- 10

【第６編　河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第６章　排水機場						
第３節 軽量盛土工	6-6-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	1- 3
第４節 機場本体工	6-6-4-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	1- 16
	6-6-4-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	1- 16
	6-6-4-5		矢板工		3-2-3-4 矢板工	1- 4
	6-6-4-6		本体工			1- 65
	6-6-4-7		燃料貯油槽工			1- 65
第５節 沈砂池工	6-6-5-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	1- 16
	6-6-5-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	1- 16
	6-6-5-5		矢板工		3-2-3-4 矢板工	1- 4
	6-6-5-6		場所打擁壁工		3-2-15-1 場所打擁壁工	1- 57
	6-6-5-7		コンクリート床版工			1- 65
	6-6-5-8		ブロック床版工		3-2-3-17 根固めブロック工	1- 9
	6-6-5-9		場所打水路工		3-3-2-29 場所打水路工	1- 13
第６節 吐出水槽工	6-6-6-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	1- 16
	6-6-6-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	1- 16
	6-6-6-5		矢板工		3-2-3-4 矢板工	1- 4
	6-6-6-6		本体工		6-6-4-6 本体工	1- 65
第７章　床止め・床固め						
第３節 軽量盛土工	6-7-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	1- 3
第４節 床止め工	6-7-4-4		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	1- 16
	6-7-4-5		矢板工		3-2-3-4 矢板工	1- 4
	6-7-4-6		本体工	床固め本体工		1- 66
				植石張り	3-2-5-5 石積（張）工	1- 19
				根固めブロック	3-2-3-17 根固めブロック工	1- 9
	6-7-4-7		取付擁壁工		3-2-15-1 場所打擁壁工	1- 57
	6-7-4-8		水叩工	水叩工		1- 66
				巨石張り	3-2-3-26 多自然型護岸工	1- 11
				根固めブロック	3-2-3-17 根固めブロック工	1- 9
第５節 床固め工	6-7-5-4		本堤工		6-7-4-6 本体工	1- 66
	6-7-5-5		垂直壁工		6-7-4-6 本体工	1- 66
	6-7-5-6		側壁工			1- 66
	6-7-5-7		水叩工		6-7-4-8 水叩工	1- 66
第６節 山留擁壁工	6-7-6-3		コンクリート擁壁工		3-2-15-1 場所打擁壁工	1- 57
	6-7-6-4		ブロック積擁壁工		3-2-5-3 コンクリート ブロック工	1- 18
	6-7-6-5		石積擁壁工		3-2-5-5 石積（張）工	1- 19
	6-7-6-6		山留擁壁基礎工		3-2-4-3 基礎工（護岸）	1- 15
第８章　河川維持						
第７節 路面補修工	6-8-7-3		不陸整正工		1-2-3-6 堤防天端工	1- 2
	6-8-7-4		コンクリート舗装補 修工		3-2-6-12 コンクリート 舗装工	1- 29
	6-8-7-5		アスファルト舗装補 修工		3-2-6-7 アスファルト 舗装工	1- 20
第８節 付属物復旧工	6-8-8-2		付属物復旧工		3-2-3-8 路側防護柵工	1- 5
第９節 付属物設置工	6-8-9-3		防護柵工		3-2-3-7 防止柵工	1- 5
	6-8-9-5		付属物設置工		3-2-3-10 道路付属物工	1- 6
第10節 光ケーブル配管工	6-8-10-3		配管工		6-1-31-3 配管工	1- 61
	6-8-10-4		ハンドホール工		6-1-13-4 ハンドホール工	1- 62
第12節 植栽維持工	6-8-12-3		樹木・芝生管理工		3-2-14-2 植生工	1- 54

【第６編　河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第９章　河川修繕						
第３節 軽量盛土工	6-9-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	1- 3
第４節 腹付工	6-9-4-2		覆土工		1-2-3-5 法面整形工	1- 2
	6-9-4-3		植生工		3-2-14-2 植生工	1- 54
第５節 側帯工	6-9-5-2		縁切工	じゃかご工	3-2-3-27 羽口工	1- 12
				連節ブロック張り	3-2-5-3 コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	1- 18
				コンクリートブロック張り	3-2-5-3 コンクリートブロック工	1- 18
				石張工	3-2-5-5 石積（張）工	1- 19
	6-9-5-3		植生工		3-2-14-2 植生工	1- 54
第６節 堤脚保護工	6-9-6-3		石積工		3-2-5-5 石積（張）工	1- 19
	6-9-6-4		コンクリートブロック工		3-2-5-3 コンクリートブロック工	1- 18
第７節 管理用通路工	6-9-7-2		防護柵工		3-2-3-7 防止柵工	1- 5
	6-9-7-4		路面切削工		3-2-6-15 路面切削工	1- 37
	6-9-7-5		舗装打換え工		3-2-6-16 舗装打換え工	1- 37
	6-9-7-6		オーバーレイ工		3-2-6-17 オーバーレイ工	1- 37
	6-9-7-7		排水構造物工	プレキャストU型 側溝・管（函）渠	3-2-3-29 側溝工	1- 13
				集水桝工	3-2-3-30 集水桝工	1- 14
	6-9-7-8		道路付属物工	歩車道境界ブロック	3-2-3-5 縁石工	1- 4
第８節 現場塗装工	6-9-8-3		付属物塗装工		3-2-3-31 現場塗装工	1- 14
	6-9-8-4		コンクリート面塗装工		3-2-3-11 コンクリート面塗装工	1- 6

【第７編　河川海岸】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第１章　堤防・護岸						
第３節 軽量盛土工	7-1-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	1- 3
第４節 地盤改良工	7-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4表層安定処理工	1- 39
	7-1-4-3		パイルネット工		3-2-7-5パイルネット工	1- 39
	7-1-4-4		バーチカルドレーン 工		3-2-7-7バーチカルド レーン工	1- 40
	7-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8 締固め改良工	1- 40
	7-1-4-6		固結工		3-2-7-9 固結工	1- 40
第５節 護岸基礎工	7-1-5-4		捨石工		3-2-3-19 捨石工	1- 10
	7-1-5-5		場所打コンクリート 工			1- 67
	7-1-5-6		海岸コンクリートブ ロック工			1- 67
	7-1-5-7		笠コンクリート工		3-2-4-3 基礎工（護岸）	1- 15
	7-1-5-8		基礎工		3-2-4-3 基礎工（護岸）	1- 15
	7-1-5-9		矢板工		3-2-3-4 矢板工	1- 4
第６節 護岸工	7-1-6-3		石積（張）工		3-2-5-5 石積（張）工	1- 19
	7-1-6-4		海岸コンクリートブ ロック工			1- 67
	7-1-6-5		コンクリート被覆工			1- 68
第７節 擁壁工	7-1-7-3		場所打擁壁工		3-2-15-1 場所打擁壁工	1- 57
第８節 天端被覆工	7-1-8-2		コンクリート被覆工			1- 68
第９節 波返工	7-1-9-3		波返工			1- 68
第10節 裏法被覆工	7-1-10-2		石積（張）工		3-2-5-5 石積（張）工	1- 19
	7-1-10-3		コンクリートブロッ ク工		3-2-5-3 コンクリートブロック工	1- 18
	7-1-10-4		コンクリート被覆工		7-1-6-5 コンクリート被覆工	1- 68
	7-1-10-5		法枠工		3-2-14-4 法枠工	1- 56
第11節 カルバート工	7-1-11-3		プレキャストカル バート工		3-2-3-28 プレキャストカルバート工	1- 12
第12節 排水構造物工	7-1-12-3		側溝工		3-2-3-29 側溝工	1- 13
	7-1-12-4		集水桝工		3-2-3-30 集水桝工	1- 14
	7-1-12-5		管渠工	プレキャストパイプ	3-2-3-29 暗渠工	1- 13
				プレキャストボック ス	3-2-3-29 暗渠工	1- 13
				コルゲートパイプ	3-2-3-29 暗渠工	1- 13
				タグタイル鋳鉄管	3-2-3-29 暗渠工暗渠工	1- 13
	7-1-12-6		場所打水路工		3-2-3-29 場所打水路工	1- 13
第13節 付属物設置工	7-1-13-3		防止柵工		3-2-3-7 防止柵工	1- 5
	7-1-13-6		階段工		3-2-3-22 階段工	1- 10
第14節 付帯道路工	7-1-14-3		路側防護柵工		3-2-3-8 路側防護柵工	1- 5
	7-1-14-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7 アスファルト舗装工	1- 20
	7-1-14-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12 コンクリート舗装工	1- 29
	7-1-14-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13 薄層カラー舗装工	1- 33
	7-1-14-8		側溝工		3-2-3-29 側溝工	1- 13
	7-1-14-9		集水桝工		3-2-3-30 集水桝工	1- 14
	7-1-14-10		縁石工		3-2-3-5 縁石工	1- 4
	7-1-14-11		区画線工		3-2-3-9 区画線工	1- 6
第15節 付帯道路施設工	7-1-15-3		道路付属物工		3-2-3-10 道路付属物工	1- 6
	7-1-15-4		小型標識工		3-2-3-6 小型標識工	1- 4

【第７編　河川海岸】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第２章　突堤・人工岬						
第３節 軽量盛土工	7-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	1- 3
第４節 突堤基礎工	7-2-4-4		捨石工			1- 69
	7-2-4-5		吸出し防止工			1- 69
第５節 突堤本体工	7-2-5-2		捨石工			1- 69
	7-2-5-5		海岸コンクリートブ ロック工			1- 70
	7-2-5-6		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	1- 16
第５節 突堤本体工	7-2-5-7		詰杭工		3-2-4-4 既製杭工	1- 16
	7-2-5-8		矢板工		3-2-3-4 矢板工	1- 4
	7-2-5-9		石枠工			1- 70
	7-2-5-10		場所打コンクリート 工			1- 70
	7-2-5-11	1	ケーソン工	ケーソン工製作		1- 71
		2	ケーソン工	ケーソン工据付		1- 71
		3	ケーソン工	突堤上部工（場所打コンクリート）（海岸コンクリートブロック）		1- 71
	7-2-5-12	1	セルラー工	セルラー工製作		1- 72
		2	セルラー工	セルラー工据付		1- 72
		3	セルラー工	突堤上部工（場所打コンクリート）（海岸コンクリートブロック）		1- 72
第６節 根固め工	7-2-6-2		捨石工			1- 72
	7-2-6-3		根固めブロック工			1- 73
第７節 消波工	7-2-7-2		捨石工		3-2-3-19 捨石工	1- 10
	7-2-7-3		消波ブロック工			1- 73
第３章　海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）						
第３節 海域堤基礎工	7-3-3-3		捨石工			1- 73
	7-3-3-4		吸出し防止工		7-2-4-5 吸出し防止工	1- 69
第４節 海域堤本体工	7-3-4-2		捨石工		3-2-3-19 捨石工	1- 10
	7-3-4-3		海岸コンクリートブ ロック工		7-2-5-5 海岸コンクリートブロック工	1- 70
	7-3-4-4		ケーソン工		7-2-5-11 ケーソン工	1- 71
	7-3-4-5		セルラー工		7-2-5-12 セルラー工	1- 72
	7-3-4-6		場所打コンクリート 工		7-2-5-10 場所打ちコンクリート工	1- 70
第４章　浚渫（海）						
第２節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	7-4-2-2		浚渫船運転工		3-2-16-3 浚渫船運転工	1- 59
第３節 浚渫工（グラブ船）	7-4-3-2		浚渫船運転工		3-2-16-3 浚渫船運転工	1- 59
第５章　養浜						
第２節 軽量盛土工	7-5-2-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	1- 3
第３節 砂止工	7-5-3-2		根固めブロック工		7-2-6-3 根固めブロック	1- 73

【第８編　砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第１章　砂堰堤						
第３節 工場製作工	8-1-3-3		鋼製堰堤製作工		3-2-12-3-3 桁製作工 （鋼製堰堤製作工（仮組立時））	1- 49
	8-1-3-4		鋼製堰堤仮設材製作工			1- 74
	8-1-3-5		工場塗装工		3-2-12-11 工場塗装工	1- 52
第５節 軽量盛土工	8-1-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	1- 3
第６節 法面工	8-1-6-2		植生工		3-2-14-2 植生工	1- 54
	8-1-6-3		法面吹付工		3-2-14-3 吹付工	1- 55
	8-1-6-4		法枠工		3-2-14-4 法枠工	1- 56
	8-1-6-6		アンカー工		3-2-14-6 アンカー工	1- 56
	8-1-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27 羽口工	1- 12
				ふとんかご	3-2-3-27 羽口工	1- 12
第８節 コンクリート堰堤工	8-1-8-4		コンクリート堰堤本体工			1- 74
	8-1-8-5		コンクリート副堰堤工		8-1-8-4 コンクリート 堰堤本体工	1- 74
	8-1-8-6		コンクリート側壁工			1- 74
	8-1-8-8		水叩工			1- 75
第９節 鋼製堰堤工	8-1-9-5		鋼製堰堤本体工	不透過型		1- 75
				透過型		1- 76
	8-1-9-6		鋼製側壁工			1- 77
	8-1-9-7		コンクリート側壁工		8-1-8-6 コンクリート 側壁工	1- 74
	8-1-9-9		水叩工		8-1-8-8 水叩工	1- 75
	8-1-9-10		現場塗装工		3-2-3-31 現場塗装工	1- 14
第10節 護床工・根固め工	8-1-10-4		根固めブロック工		3-2-3-17 根固めブロック工	1- 9
	8-1-10-6		沈床工		3-2-3-18 沈床工	1- 10
	8-1-10-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27 羽口工	1- 12
				ふとんかご	3-2-3-27 羽口工	1- 12
第11節 防堰堤付属物設置工	8-1-11-3		防止柵工		3-2-3-7 防止柵工	1- 5
第12節 付帯道路工	8-1-12-3		路側防護柵工		3-2-3-8 路側防護柵工	1- 5
	8-1-12-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7 アスファルト 舗装工	1- 20
	8-1-12-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12 コンクリート 舗装工	1- 29
	8-1-12-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13 薄層カラー舗 装工	1- 33
	8-1-12-8		側溝工		3-2-3-29 側溝工	1- 13
	8-1-12-9		集水桝工		3-2-3-30 集水桝工	1- 14
	8-1-12-10		縁石工		3-2-3-5 縁石工	1- 4
	8-1-12-11		区画線工		3-2-3-9 区画線工	1- 6
第13節 付帯道路施設工	8-1-13-3		道路付属物工		3-2-3-10 道路付属物工	1- 6
	8-1-13-4		小型標識工		3-2-3-6 小型標識工	1- 4
第２章　流路						
第３節 軽量盛土工	8-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	1- 3
第４節 流路護岸工	8-2-4-4		基礎工（護岸）		3-2-4-3 基礎工（護岸）	1- 15
	8-2-4-5		コンクリート擁壁工		3-2-15-1 場所打擁壁工	1- 57
	8-2-4-6		ブロック積擁壁工		3-2-5-3 コンクリート ブロック工	1- 18
	8-2-4-7		石積擁壁工		3-2-5-5 石積（張）工	1- 19
	8-2-4-8		護岸付属物工		6-1-7-4 護岸付属物工	1- 61
	8-2-4-9		植生工		3-2-14-2 植生工	1- 54

【第８編　砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第５節 床固め工	8-2-5-4		床固め本体工		8-1-8-4 コンクリート堰堤本体工	1- 74
	8-2-5-5		垂直壁工		8-1-8-4 コンクリート 堰堤本体工	1- 74
	8-2-5-6		側壁工		8-1-8-6 コンクリート 側壁工	1- 74
	8-2-5-7		水叩工		8-1-8-8 水叩工	1- 75
	8-2-5-8		魚道工			1- 77
第６節 根固め・水制工	8-2-6-4		根固めブロック工		3-2-3-17 根固めブロック工	1- 9
	8-2-6-6		捨石工		3-2-3-19 捨石工	1- 10
	8-2-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27 羽口工	1- 12
				ふとんかご	3-2-3-27 羽口工	1- 12
				かごマット	3-2-3-26 多自然型護岸工	1- 11
第７節 流路付属物設置工	8-2-7-2		階段工		3-2-3-22 階段工	1- 10
	8-2-7-3		防止柵工		3-2-3-7 防止柵工	1- 5
第３章　斜面対策						
第３節 軽量盛土工	8-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	1- 3
第４節 法面工	8-3-4-2		植生工		3-2-14-2 植生工	1- 54
	8-3-4-3		吹付工		3-2-14-3 吹付工	1- 55
	8-3-4-4		法枠工		3-2-14-4 法枠工	1- 56
	8-3-4-5		かご工	じゃかご	3-2-3-27 羽口工	1- 12
				ふとんかご	3-2-3-27 羽口工	1- 12
	8-3-4-6		アンカー工（プレキャストコンクリート板）		3-2-14-6 アンカー工	1- 56
	8-3-4-7		抑止アンカー工		3-2-14-6 アンカー工	1- 56
第５節 擁壁工	8-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	1- 16
	8-3-5-4		場所打擁壁工		3-2-15-1 場所打擁壁工	1- 57
	8-3-5-5		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2 プレキャスト擁壁工	1- 57
	8-3-5-6		補強土壁工		3-2-15-3 補強土壁工	1- 58
	8-3-5-7		井桁ブロック工		3-2-15-4 井桁ブロック工	1- 58
	8-3-5-8		落石防護工		10-1-11-5 落石防護柵工	1- 84
第６節 山腹水路工	8-3-6-3		山腹集水路・排水路工		3-3-2-29 場所打水路工	1- 13
	8-3-6-4		山腹明暗渠工			1- 77
	8-3-6-5		山腹暗渠工		3-2-3-29 暗渠工	1- 13
	8-3-6-6		現場打水路工		3-2-3-29 場所打水路工	1- 13
	8-3-6-7		集水桝工		3-2-3-30 集水桝工	1- 14
第７節 地下水排除工	8-3-7-4		集排水ボーリング工			1- 78
	8-3-7-5		集水井工			1- 78
第８節 地下水遮断工	8-3-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1 場所打擁壁工	1- 57
	8-3-8-4		固結工		3-2-7-9 固結工	1- 40
	8-3-8-5		矢板工		3-2-3-4 矢板工	1- 4
第９節 抑止杭工	8-3-9-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	1- 16
	8-3-9-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	1- 16
	8-3-9-5		シャフト工（深礎工）		3-2-4-6 深礎工	1- 17
	8-3-9-6		合成杭工			1- 78

【第９編　ダム編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第１章　コンクリートダム						
第４節 ダムコンクリート工	9-1-4		コンクリートダム工	本体		1- 79
	9-1-4		コンクリートダム工	水叩		1- 79
	9-1-4		コンクリートダム工	副ダム		1- 80
	9-1-4		コンクリートダム工	導流壁		1- 81
第２章　フィルダム						
第３節 盛立工	9-2-3-5		コアの盛立			1- 82
	9-2-3-6		フィルターの盛立			1- 82
	9-2-3-7		ロックの盛立			1- 82
	9-2		フィルダム（洪水吐）			1- 83
第３章　基礎グラウチング						
第３節 ボーリング工	9-3-3		ボーリング工			1- 83

【第10編　道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第１章　道路改良						
第３節 工場製作工	10-1-3-2		遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		1- 84
				工場塗装工	3-2-12-11 工場塗装工	1- 52
第４節 地盤改良工	10-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-2 路床安定処理工	1- 38
	10-1-4-3		置換工		3-2-7-3 置換工	1- 38
	10-1-4-4		サンドマット工		3-2-7-6 ｻﾝﾄﾞﾏｯﾄ工	1- 39
	10-1-4-5		バーチカルドレーン 工		3-2-7-7 バーチカルド レーン工	1- 40
	10-1-4-6		締固め改良工		3-2-7-8 締固め改良工	1- 40
	10-1-4-7		固結工		3-2-7-9 固結工	1- 40
第５節 法面工	10-1-5-2		植生工		3-2-14-2 植生工	1- 54
	10-1-5-3		法面吹付工		3-2-14-3 吹付工	1- 55
	10-1-5-4		法枠工		3-2-14-4 法枠工	1- 56
	10-1-5-6		アンカー工		3-2-14-6 アンカー工	1- 56
	10-1-5-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27 羽口工	1- 12
				ふとんかご	3-2-3-27 羽口工	1- 12
第６節 軽量盛土工	10-1-6-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	1- 3
第７節 擁壁工	10-1-7-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	1- 16
	10-1-7-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	1- 16
	10-1-7-5		場所打擁壁工		3-2-15-1 場所打擁壁工	1- 57
	10-1-7-6		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2 プレキャスト擁壁工	1- 57
	10-1-7-7		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法	3-2-15-3 補強土壁工	1- 58
				多数アンカー式補強 土工法	3-2-15-3 補強土壁工	1- 58
				ジオテキスタイルを 用いた補強土工法	3-2-15-3 補強土壁工	1- 58
	10-1-7-8		井桁ブロック工		3-2-15-4 井桁ブロック工	1- 58
第８節 石・ブロック積（張）工	10-1-8-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3 コンクリートブロック工	1- 18
	10-1-8-4		石積（張）工		3-2-5-5 石積（張）工	1- 19
第９節 カルバート工	10-1-9-4		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	1- 16
	10-1-9-5		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	1- 16
	10-1-9-6		場所打函渠工			1- 84
	10-1-9-7		プレキャストカル バート工		3-2-3-28 プレキャスト カルバート工	1- 12
第10節 排水構造物工（小型水路工）	10-1-10-3		側溝工		3-2-3-29 側溝工	1- 13
	10-1-10-4		管渠工		3-2-3-29 側溝工	1- 13
	10-1-10-5		集水桝・マンホール工		3-2-3-30 集水桝工	1- 14
	10-1-10-6		地下排水工		3-2-3-29 暗渠工	1- 13
	10-1-10-7		場所打水路工		3-2-3-29 場所打水路工	1- 13

【第10編　道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第10節 排水構造物工（小型水路工）	10-1-10-8		排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29 側溝工	1- 13
第11節 落石雪害防止工	10-1-11-4		落石防止網工			1- 84
	10-1-11-5		落石防護柵工			1- 84
	10-1-11-6		防雪柵工			1- 85
	10-1-11-7		雪崩予防柵工			1- 85
第12節 遮音壁工	10-1-12-4		遮音壁基礎工			1- 85
	10-1-12-5		遮音壁本体工			1- 85
第２章　舗装						
第３節 地盤改良工	10-2-3-2		路床安定処理工		3-2-7-2 路床安定処理工	1- 38
	10-2-3-3		置換工		3-2-7-3 置換工	1- 38
第４節 舗装工	10-2-4-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7 アスファルト舗装工	1- 20
	10-2-4-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8 半たわみ性舗装工	1- 23
	10-2-4-7		排水性舗装工		3-2-6-9 排水性舗装工	1- 25
	10-2-4-8		透水性舗装工		3-2-6-10 透水性舗装工	1- 27
	10-2-4-9		グースアスファルト 舗装工		3-2-6-11 グースアスファルト舗装工	1- 28
	10-2-4-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12 コンクリート舗装工	1- 29
	10-2-4-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13 薄層カラー舗装工	1- 33
	10-2-4-12		ブロック舗装工		3-2-6-14 ブロック舗装工	1- 35
	10-2-4		歩道路盤工			1- 86
	10-2-4		取合舗装路盤工			1- 86
	10-2-4		路肩舗装路盤工			1- 86
	10-2-4		歩道舗装工			1- 86
	10-2-4		取合舗装工			1- 86
	10-2-4		路肩舗装工			1- 86
	10-2-4		表層工			1- 86
第５節 排水構造物工（路面排水工）	10-2-5-3		側溝工		3-2-3-29 側溝工	1- 13
	10-2-5-4		管渠工		3-2-3-29 側溝工	1- 13
	10-2-5-5		集水桝（街渠桝）・マンホール工		3-2-3-30 集水桝工	1- 14
	10-2-5-6		地下排水工		3-2-3-29 暗渠工	1- 13
	10-2-5-7		場所打水路工		3-2-3-29 場所打水路工	1- 13
	10-2-5-8		排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29 側溝工	1- 13
	10-2-5-9		排水性舗装用路肩排 水工			1- 87
第６節 縁石工	10-2-6-3		縁石工		3-2-3-5 縁石工	1- 4
第７節 踏掛版工	10-2-7-4		踏掛版工	コンクリート工		1- 87
				ラバーシュー		1- 87
				アンカーボルト		1- 87
第８節 防護柵工	10-2-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8 路側防護柵工	1- 5
	10-2-8-4		防止柵工		3-2-3-7 防止柵工	1- 5
	10-2-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8 路側防護柵工	1- 5
	10-2-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7 防止柵工	1- 5
第９節 標識工	10-2-9-3		小型標識工		3-2-3-6 小型標識工	1- 4
	10-2-9-4	1	大型標識工	標識基礎工		1- 87
		2	大型標識工	標識柱工		1- 87
第10節 区画線工	10-2-10-2		区画線工		3-2-3-9 区画線工	1- 6

【第10編　道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第12節 道路付属施設工	10-2-12-4		道路付属物工		3-2-3-10 道路付属物工	1- 6
	10-2-12-5	1	ケーブル配管工			1- 88
		2	ケーブル配管工	ハンドホール		1- 88
	10-2-12-6		照明工	照明柱基礎工		1- 88
第13節 橋梁付属物工	10-2-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24 伸縮装置工	1- 10
第３章　橋梁下部						
第３節 工場製作工	10-3-3-2		刃口金物製作工		3-2-12-1 刃口金物製作工	1- 45
	10-3-3-3		鋼製橋脚製作工			1- 89
	10-3-3-4		アンカーフレーム製 作工		3-2-12-8 アンカーフレーム製作工	1- 50
	10-3-3-5		工場塗装工		3-2-12-11 工場塗装工	1- 52
第５節 軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	1- 3
第６節 橋台工	10-3-6-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	1- 16
	10-3-6-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	1- 16
	10-3-6-5		深礎工		3-2-4-6 深礎工	1- 17
	10-3-6-6		オープンケーソン基 礎工		3-2-4-7 オープンケー ソン基礎工	1- 17
	10-3-6-7		ニューマチックケー ソン基礎工		3-2-4-8 ニューマッチ クケーソン基礎工	1- 17
	10-3-6-8		橋台躯体工			1- 90
第７節 ＲＣ橋脚工	10-3-7-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	1- 16
	10-3-7-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	1- 16
	10-3-7-5		深礎工		3-2-4-6 深礎工	1- 17
	10-3-7-6		オープンケーソン基 礎工		3-2-4-7 オープンケー ソン基礎工	1- 17
	10-3-7-7		ニューマチックケー ソン基礎工		3-2-4-8 ニューマッチ クケーソン基礎工	1- 17
	10-3-7-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9 鋼管矢板基礎工	1- 18
	10-3-7-9	1	橋脚躯体工	張出式		1- 91
				重力式	10-3-7-9 橋脚躯体工	1- 91
				半重力式	10-3-7-9 橋脚躯体工	1- 91
		2	橋脚躯体工	ラーメン式		1- 92
第８節 鋼製橋脚工	10-3-8-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	1- 16
	10-3-8-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	1- 16
	10-3-8-5		深礎工		3-2-4-6 深礎工	1- 17
	10-3-8-6		オープンケーソン基 礎工		3-2-4-7 オープンケー ソン基礎工	1- 17
	10-3-8-7		ニューマチックケー ソン基礎工		3-2-4-8 ニューマッチ クケーソン基礎工	1- 17
	10-3-8-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9 鋼管矢板基礎工	1- 18
	10-3-8-9	1	橋脚フーチング工	Ｉ型・Ｔ型		1- 92
		2	橋脚フーチング工	門型		1- 93
	10-3-8-10	1	橋脚架設工	Ｉ型・Ｔ型		1- 93
		2	橋脚架設工	門型		1- 93
	10-3-8-11		現場継手工			1- 93
	10-3-8-12		現場塗装工		3-2-3-31 現場塗装工	1- 14
第９節 護岸基礎工	10-3-9-3		基礎工		3-2-4-3 基礎工（護岸）	1- 15
	10-3-9-4		矢板工		3-2-3-4 矢板工	1- 4
第10節 矢板護岸工	10-3-10-3		笠コンクリート工		3-2-4-3 基礎工（護岸)	1- 15
	10-3-10-4		矢板工		3-2-3-4 矢板工	1- 4

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 法覆護岸工	10-3-11-2		コンクリートブロック工		3-2-5-3 コンクリートブロック工	1- 18
	10-3-11-3		護岸付属物工		6-1-7-4 護岸付属物工	1- 61
	10-3-11-4		緑化ブロック工		3-2-5-4 緑化ブロック工	1- 19
	10-3-11-5		環境護岸ブロック工		3-2-5-3 コンクリート ブロック工	1- 18
	10-3-11-6		石積（張）工		3-2-5-5 石積（張）工	1- 19
	10-3-11-7		法枠工		3-2-14-4 法枠工	1- 56
	10-3-11-8		多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26 多自然型護岸工	1- 11
			多自然型護岸工	巨石積み	3-2-3-26 多自然型護岸工	1- 11
			多自然型護岸工	かごマット	3-2-3-26 多自然型護岸工	1- 11
	10-3-11-9		吹付工		3-2-14-3 吹付工	1- 55
	10-3-11-10		植生工		3-2-14-2 植生工	1- 54
	10-3-11-11		覆土工		1-2-3-5 法面整形工	1- 2
	10-3-11-12		羽口工	じゃかご	3-2-3-27 羽口工	1- 12
				ふとんかご	3-2-3-27 羽口工	1- 12
				かご枠	3-2-3-27 羽口工	1- 12
				連節ブロック張り	3-2-5-3 連節ブロック張り	1- 18
第12節 擁壁護岸工	10-3-12-3		場所打擁壁工		3-2-15-1 場所打擁壁工	1- 57
	10-3-12-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2 プレキャスト擁壁工	1- 57
第４章　鋼橋上部						
第３節 工場製作工	10-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3 桁製作工	1- 49
	10-4-3-4		検査路製作工		3-2-12-4 検査路製作工	1- 49
	10-4-3-5		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	1- 49
	10-4-3-6		落橋防止装置製作工		3-2-12-6 落橋防止装置製作工	1- 50
	10-4-3-7		鋼製排水管製作工		3-2-12-10 鋼製排水管製作工	1- 51
	10-4-3-8		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7 橋梁用防護柵製作工	1- 50
	10-4-3-9		橋梁用高欄製作工			1- 94
	10-4-3-10		横断歩道橋製作工		3-2-12-3 桁製作工	1- 49
	10-4-3-12		アンカーフレーム製 作工		3-2-12-8 アンカーフレーム製作工	1- 50
	10-4-3-13		工場塗装工		3-2-12-11 工場塗装工	1- 52
第５節 鋼橋架設工	10-4-5-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13　架設工(鋼橋)	1- 53
	10-4-5-5		架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13　架設工(鋼橋)	1- 53
	10-4-5-6		架設工（ケーブルエレクション架設）		3-2-13　架設工(鋼橋)	1- 53
	10-4-5-7		架設工（架設桁架設）		3-2-13　架設工(鋼橋)	1- 53
	10-4-5-8		架設工（送出し架設）		3-2-13　架設工(鋼橋)	1- 53
	10-4-5-9		架設工（トラベラークレーン架設）		3-2-13　架設工(鋼橋)	1- 53
	10-4-5-10	1	支承工	鋼製支承		1- 94
		2	支承工	ゴム支承		1- 94
第６節 橋梁現場塗装工	10-4-6-3		現場塗装工		3-2-3-31 現場塗装工	1- 14
第７節 床版工	10-4-7-2		床版工		3-2-18-2 床版工	1- 60
第８節 橋梁付属物工	10-4-8-2		伸縮装置工		3-2-3-24 伸縮装置工	1- 10
	10-4-8-3		落橋防止装置工			1- 95
	10-4-8-5		地覆工		10-4-8-5 地覆工	1- 95
	10-4-8-6		橋梁用防護柵工			1- 95
	10-4-8-7		橋梁用高欄工			1- 95
	10-4-8-8		検査路工			1- 95

【第10編　道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第９節 歩道橋本体工	10-4-9-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	1- 16
	10-4-9-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	1- 16
	10-4-9-5		橋脚フーチング工	Ｉ型	10-3-8-9 橋脚フーチン グ工	1- 92
				Ｔ型	10-3-8-9 橋脚フーチン グ工	1- 92
	10-4-9-6		歩道橋（側道橋）架 設工		3-2-31 架設工（鋼橋）	1- 53
	10-4-9-7		現場塗装工		3-2-3-23 現場塗装工	1- 14
第５章　コンクリート橋上部						
第３節 工場製作工	10-5-3-2		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9 プレビーム用桁製作工	1- 51
	10-5-3-3		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7 橋梁用防護柵 製作工	1- 50
	10-5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5 鋼製伸縮継手 製作工	1- 49
	10-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4 検査路製作工	1- 49
	10-5-3-6		工場塗装工		3-2-12-11 工場塗装工	1- 52
第５節 ＰＣ橋工	10-5-5-2		プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋	3-2-3-12 プレテンション桁製作工（購入工）	1- 7
				スラブ橋	3-2-3-12 プレテンション桁製作工（購入工）	1- 7
	10-5-5-3		ポストテンション桁 製作工		3-2-3-13 ポストテン ション桁製作工	1- 7
	10-5-5-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-2-3-14 プレキャスト セグメント桁製作工（購入工）	1- 8
	10-5-5-5		プレキャストセグメ ント主桁組立工		3-2-3-14 プレキャスト セグメント主桁組立工	1- 8
	10-5-5-6		支承工		10-4-5-10 支承工	1- 94
	10-5-5-7		架設工（クレーン架設）		3-2-13 架設工(鋼橋)	1- 53
	10-5-5-8		架設工（架設桁架設）		3-2-13 架設工(鋼橋)	1- 53
	10-5-5-9		床版・横組工		3-2-18-2 床版工	1- 60
	10-5-5-10		落橋防止装置工		10-4-8-3 落橋防止装置工	1- 95
第６節 プレビーム桁橋工	10-5-6-2		プレビーム桁製作工	現場		1- 96
	10-5-6-3		支承工		10-4-5-10 支承工	1- 94
	10-5-6-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13 架設工(鋼橋)	1- 53
	10-5-6-5		架設工（架設桁架設）		3-2-13 架設工(鋼橋)	1- 53
	10-5-6-6		床版・横組工		3-2-18-2 床版工	1- 60
	10-5-6-9		落橋防止装置工		10-4-8-3 落橋防止装置工	1- 95
第７節 ＰＣホロースラブ橋	10-5-7-3		支承工		10-4-5-10 支承工	1- 94
	10-5-7-4		ＰＣホロースラブ製 作工		3-2-3-15 ＰＣホロース ラブ製作工	1- 8
	10-5-7-5		落橋防止装置工		10-4-8-3 落橋防止装置工	1- 95
第８節 ＲＣホロースラブ橋	10-5-8-3		支承工		10-4-5-10 支承工	1- 94
	10-5-8-4		ＲＣ場所打ホロース ラブ製作工		3-2-3-15 ＰＣホロース ラブ製作工	1- 8
	10-5-8-5		落橋防止装置工		10-4-8-3 落橋防止装置工	1- 95
第９節 ＰＣ版桁橋工	10-5-9-2		ＰＣ版桁製作工		3-2-3-15 ＰＣホロースラブ製作工	1- 8

【第10編　道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第10節 ＰＣ箱桁橋工	10-5-10-3		支承工		10-4-5-10 支承工	1- 94
	10-5-10-4		ＰＣ箱桁製作工		3-2-3-16 ＰＣ箱桁製作工	1- 9
	10-5-10-5		落橋防止装置工		10-4-8-3 落橋防止装置工	1- 95
第11節 ＰＣ片持箱桁橋工	10-5-11-2		ＰＣ片持箱桁製作工		3-2-3-16 ＰＣ箱桁製作工	1- 9
	10-5-11-3		支承工		10-4-5-10 支承工	1- 94
	10-5-11-4		架設工（片持架設）		3-2-13 架設工（コンクリート橋）	1- 54
第12節 ＰＣ押出し箱桁橋工	10-5-12-2		ＰＣ押出し箱桁製作工		3-2-3-16 ＰＣ押出し箱桁製作工	1- 9
	10-5-12-3		架設工（押出し架設）		3-2-13 架設工（コンクリート橋）	1- 54
第13節 橋梁付属物工	10-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24 伸縮装置工	1- 10
	10-5-13-4		地覆工		10-4-8-5 地覆工	1- 95
	10-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6 橋梁用防護柵工	1- 95
	10-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7 橋梁用高欄工	1- 95
	10-5-13-7		検査路工		10-4-8-8 検査路工	1- 95
第６章　トンネル（ＮＡＴＭ）						
第４節 支保工	10-6-4-3		吹付工			1- 96
	10-6-4-4		ロックボルト工			1- 96
第５節 覆工	10-6-5-3		覆工コンクリート工			1- 97
	10-6-5-4		側壁コンクリート工		10-6-5-3 覆工コンクリート工	1- 97
	10-6-5-5		床版コンクリート工			1- 96
第６節 インバート工	10-6-6-4		インバート本体工			1- 98
第７節 坑内付帯工	10-6-7-5		地下排水工		3-2-3-29 暗渠工	1- 13
第８節 坑門工	10-6-8-4		坑門本体工			1- 98
	10-6-8-5		明り巻工			1- 99
第11章　共同溝						
第３節 工場製作工	10-11-3-3		工場塗装工		3-2-12-11 工場塗装工	1- 52
第６節 現場打構築工	10-11-6-2		現場打躯体工			1-100
	10-11-6-4		カラー継手工			1-100
	10-11-6-5	1	防水工	防水		1-100
		2	防水工	防水保護工		1-100
		3	防水工	防水壁		1-101
第７節 プレキャスト構築工	10-11-7-2		プレキャスト躯体工			1-101
第12章　電線共同溝						
第５節 電線共同溝工	10-12-5-2		管路工	管路部		1-101
	10-12-5-3		プレキャストボックス工	特殊部		1-102
	10-12-5-4		現場打ちボックス工	特殊部	10-11-6-2 現場打躯体工	1-100
第６節 付帯設備工	10-12-6-2		ハンドホール工			1-102
第13章　情報ボックス工						
第３節 情報ボックス工	10-13-3-3		管路工	管路部	10-12-5-2 管路工（管路部）	1-101
第４節 付帯設備工	10-13-4-2		ハンドホール工		10-12-6-2 ハンドホール工	1-102
第14章　道路維持						
第４節 舗装工	10-14-4-3		路面切削工		3-2-6-15 路面切削工	1- 37
	10-14-4-4		舗装打換え工		3-2-6-16 舗装打換え工	1- 37
	10-14-4-5		切削オーバーレイ工			1-103
	10-14-4-6		オーバーレイ工		3-2-6-17 オーバーレイ工	1- 37
	10-14-4-7		路上再生工			1-103
	10-14-4-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13 薄層カラー舗装工	1- 33

【第10編　道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第５節 排水構造物工	10-14-5-3		側溝工		3-2-3-29 側溝工	1- 13
	10-14-5-4		管渠工		3-2-3-29 側溝工	1- 13
	10-14-5-5		集水桝・マンホール 工		3-2-3-30 集水桝工	1- 14
	10-14-5-6		地下排水工		3-2-3-29 暗渠工	1- 13
	10-14-5-7		場所打水路工		3-2-3-29 場所打水路工	1- 13
	10-14-5-8		排水工		3-2-3-29 側溝工	1- 13
第６節 防護柵工	10-14-6-2		路側防護柵工		3-2-3-8 路側防護柵工	1- 5
	10-14-6-3		防止柵工		3-2-3-7 防止柵工	1- 5
	10-14-6-5		ボックスビーム工		3-2-3-8 路側防護柵工	1- 5
	10-14-6-6		車止めポスト工		3-2-3-7 防止柵工	1- 5
第７節 標識工	10-14-7-3		小型標識工		3-2-3-6 小型標識工	1- 4
	10-14-7-4		大型標識工		10-2-9-4 大型標識工	1- 87
第８節 道路付属施設工	10-14-8-4		道路付属物工		3-2-3-10 道路付属物工	1- 6
	10-14-8-5		ケーブル配管工		10-2-12-5 ケーブル配管工	1- 88
	10-14-8-6		照明工		10-2-12-6 照明工	1- 88
第９節 軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	1- 3
第10節 擁壁工	10-14-10-3		場所打擁壁工		3-2-15-1 場所打擁壁工	1- 57
	10-14-10-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2 プレキャスト擁壁工	1- 57
第11節 石・ブロック積（張）工	10-14-11-3		コンクリートブロックエ		3-2-5-3 コンクリートブロック工	1- 18
	10-14-11-4		石積（張）工		3-2-5-5 石積（張）工	1- 19
第12節 カルバート工	10-14-12-4		場所打函渠工		10-1-9-6 場所打函渠工	1- 83
	10-14-12-5		プレキャストカル バート工		3-2-3-28 プレキャストカルバート工	1- 12
第13節 法面工	10-14-13-2		植生工		3-2-14-2 植生工	1- 54
	10-14-13-3		法面吹付工		3-2-14-3 吹付工	1- 55
	10-14-13-4		法枠工		3-2-14-4 法枠工	1- 56
	10-14-13-6		アンカー工		3-2-14-6 アンカー工	1- 56
	10-14-13-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27 羽口工	1- 12
				ふとんかご	3-2-3-27 羽口工	1- 12
第15節 橋梁付属物工	10-15-15-2		伸縮継手工		3-2-3-24 伸縮装置工	1- 10
	10-15-15-4		地覆工		10-4-8-5 地覆工	1- 95
	10-15-15-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6 橋梁用防護柵工	1- 95
	10-15-15-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7 橋梁用高欄工	1- 95
	10-15-15-7		検査路工		10-4-8-8 検査路工	1- 95
第17節 現場塗装工	10-14-17-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11 コンクリート面塗装工	1- 6
第16章　道路修繕						
第３節 工場製作工	10-16-3-4		桁補強材製作工			1-104
	10-16-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6 落橋防止装置 製作工	1- 50
第５節 舗装工	10-16-5-3		路面切削工		3-2-6-15 路面切削工	1- 37
	10-16-5-4		舗装打換え工		3-2-6-16 舗装打換え工	1- 37
	10-16-5-5		切削オーバーレイエ		10-14-4-5 切削オーバーレイ工	1-103
	10-16-5-6		オーバーレイ工		3-2-6-17 オーバーレイ工	1- 37
	10-16-5-7		路上再生工		10-14-4-7 路上再生工	1-103
	10-16-5-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13 薄層カラー舗装工	1- 33
第６節 排水構造物工	10-16-6-3		側溝工		3-2-3-29 側溝工	1- 13
	10-16-6-4		管渠工		3-2-3-29 側溝工	1- 13
	10-16-6-5		集水枡・マンホール工		3-2-3-30 集水桝工	1- 14
	10-16-6-6		地下排水工		3-2-3-29 暗渠工	1- 13
	10-16-6-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	1- 13
	10-16-6-8		排水工		3-2-3-29 側溝工	1- 13

【第10編　道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第７節 縁石工	10-17-7-3		縁石工		3-2-3-5 縁石工	1- 4
第８節 防護柵工	10-16-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8 路側防護柵工	1- 5
	10-16-8-4		防止柵工		3-2-3-7 防止柵工	1- 5
	10-16-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8 路側防護柵工	1- 5
	10-16-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7 防止柵工	1- 5
第９節 標識工	10-16-9-3		小型標識工		3-2-3-6 小型標識工	1- 4
	10-16-9-4		大型標識工		10-2-9-4 大型標識工	1- 87
第10節 区画線工	10-16-10-2		区画線工		3-2-3-9 区画線工	1- 6
第12節 道路付属施設工	10-16-12-4		道路付属物工		3-2-3-10 道路付属物工	1- 6
	10-16-12-5		ケーブル配管工		10-2-12-5 ケーブル配管工	1- 88
	10-16-12-6		照明工		10-2-12-6 照明工	1- 88
第13節 軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	1- 3
第14節 擁壁工	10-16-14-3		場所打擁壁工		3-2-15-1 場所打擁壁工	1- 57
	10-16-14-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2 プレキャスト擁壁工	1- 57
第15節 石・ブロック積（張）工	10-16-15-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3 コンクリートブロック工	1- 18
	10-16-15-4		石積（張）工		3-2-5-5 石積（張）工	1- 19
第16節 カルバート工	10-16-16-4		場所打函渠工		10-1-9-6 場所打函渠工	1- 83
	10-16-16-5		プレキャストカル バート工		3-2-3-28 プレキャストカルバート工	1- 12
第17節 法面工	10-16-17-2		植生工		3-2-14-2 植生工	1- 54
	10-16-17-3		法面吹付工		3-2-14-3 吹付工	1- 55
	10-16-17-4		法枠工		3-2-14-4 法枠工	1- 56
	10-16-17-6		アンカー工		3-2-14-6 アンカー工	1- 56
	10-16-17-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27 羽口工	1- 12
				ふとんかご	3-2-3-27 羽口工	1- 12
第18節 落石雪害防止工	10-18-18-4		落石防止網工		10-1-11-4 落石防止網工	1- 84
	10-18-18-5		落石防護柵工		10-1-11-5 落石防護柵工	1- 84
	10-18-18-6		防雪柵工		10-1-11-6 防雪柵工	1- 85
	10-18-18-7		雪崩予防柵工		10-1-11-7 雪崩予防柵工	1- 85
第20節 鋼桁工	10-16-20-3		鋼桁補強工		10-16-3-4 桁補強材製作工	1-104
第21節 橋梁支承工	10-16-21-3		鋼橋支承工		10-4-5-10 支承工	1- 94
	10-16-21-4		ＰＣ橋支承工		10-4-5-10 支承工	1- 94
第22節 橋梁付属物工	10-16-22-3		伸縮継手工		3-2-3-24 伸縮装置工	1- 10
	10-16-22-4		落橋防止装置工		10-4-8-3 落橋防止装置工	1- 95
	10-16-22-6		地覆工		10-4-8-5 地覆工	1- 95
	10-16-22-7		橋梁用防護柵工		10-4-8-6 橋梁用防護柵工	1- 95
	10-16-22-8		橋梁用高欄工		10-4-8-7 橋梁用高欄工	1- 95
	10-16-22-9		検査路工		10-4-8-8 検査路工	1- 95
第25節 現場塗装工	10-16-25-3		橋梁塗装工		3-2-3-31 現場塗装工	1- 14
	10-16-25-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11 コンクリート 面塗装工	1- 6

【第13編　農地編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第１章 パイプライン工	13-1-5-1		管水路			1-105
	13-1-4-1		管水路			1-105
第２章 ため池	13-2		ため池	堤体工		1-106
	13-2-3		ため池	刃金工		1-106
	13-2		洪水吐工			1-106
	13-2		樋管工同上付帯構造物	土砂吐ゲート等		1-107
第３章 農用地造成	13-3-2-5		テラス	階段畑		1-108
	13-3-2-7		耕土掘り起し			1-108
	13-3		道路工	耕作道		1-108
	13-3-2-5		改良山成			1-108
第４章 ほ場整備工	13-4-3-1		表土扱い			1-109
	13-4-3-5		基盤整地、表土整地			1-109
	13-4-3-4		畦畔工			1-109
	13-4-4-1		道路工	砂利道		1-109
			管路施設	管路工		1-110
			マンホール施設	全体		1-110
			マンホール施設	取付管		1-110
			公共ます	全体		1-111
			中継ポンプ施設	ポンプます		1-111
			中継ポンプ施設	圧送管		1-111
			汚水処理施設	コンクリート構造物		1-112
			汚水処理施設	ばっ気沈砂槽		1-112
			汚水処理施設	流量調節槽		1-112
			汚水処理施設	沈砂分離施設		1-112
			汚水処理施設	回分槽		1-113
			汚水処理施設	沈殿施設		1-113
			汚水処理施設	消毒施設		1-113
			汚水処理施設	汚泥濃縮槽		1-113
			汚水処理施設	汚泥濃縮貯留槽		1-113
			汚水処理施設	汚泥貯留槽		1-113
			頭首工			1-114
			フリューム	開水路		1-114

【第１４編　森林土木編】

第２節 法面工	14-1-2-1		特殊モルタル吹付工			1-115

【第１編　共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章　土工						
第3節　河川土工・海岸土工・砂防土工	1-2-3-2	1	掘削工			2－1
	1-2-3-2	2	掘削工（面管理の場合）			2－1
	1-2-3-3	1	盛土工			2－2
	1-2-3-3	2	盛土工（面管理の場合）			2－2
第4節　道路土工	1-2-4-2	1	掘削工			2－3
	1-2-4-2	2	掘削工（面管理の場合）			2－3
	1-2-4-3	1	路体盛土工			2－4
	1-2-4-4	1	路床盛土工			2－4
	1-2-4-3	2	路体盛土工（面管理の場合）			2－4
	1-2-4-4	2	路床盛土工（面管理の場合）			2－4

【第３編　土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節　一般舗装工	3-2-6-7	1	アスファルト舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		2－5
		2	アスファルト舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		2－6
		3	アスファルト舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		2－7
		4	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		2－8
		5	アスファルト舗装工	基層工（面管理の場合）		2－9
		6	アスファルト舗装工	表層工（面管理の場合）		2－10
	3-2-6-8	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		2－11
		2	半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		2－12
		3	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		2－13
		4	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		2－14
		5	半たわみ性舗装工	基層工（面管理の場合）		2－15
		6	半たわみ性舗装工	表層工（面管理の場合）		2－16
	3-2-6-9	1	排水性舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		2－17
		2	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		2－18
		3	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		2－19
		4	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		2－20
		5	排水性舗装工	基層工（面管理の場合）		2－21
		6	排水性舗装工	表層工（面管理の場合）		2－22
	3-2-6-10	1	透水性舗装工	路盤工（面管理の場合）		2－23
		2	透水性舗装工	表層工（面管理の場合）		2－24
	3-2-6-11	1	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		2－25
		2	グースアスファルト舗装工	基層工（面管理の場合）		2－26
		3	グースアスファルト舗装工	表層工（面管理場合）		2－27

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2		掘削工	基準高 ▽		±50	施工延長20mにつき１箇所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２箇所。 基準高は掘削部の両端で測定。	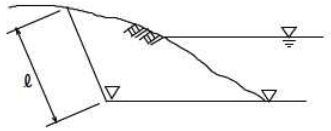	
						法長ℓ	ℓ＜5m	-200			
							ℓ≧5m	法長－4％			
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3		盛土工	基準高 ▽		-50	施工延長20mにつき１箇所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２箇所。 基準高は各法肩で測定。	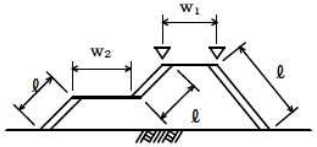	
						法長ℓ	ℓ＜5m	-100			
							ℓ≧5m	法長－2％			
						幅 w_1, w_2		-100			
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4		盛土補強工 （補強土（テールアルメ）壁工法） （多数アンカー式補強土工法） （ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	基準高 ▽		-50	施工延長20mにつき１箇所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２箇所。	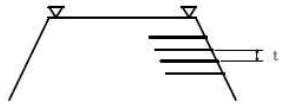	
						厚さ t		-50			
						控え長さ		設計値以上			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	5		法面整形工 （盛土部）	厚さ t		※－30	施工延長20mにつき１箇所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２箇所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。	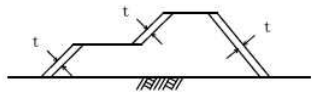	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	6		堤防天端工	厚さ t	t ＜15cm	-25	幅は、施工延長20mにつき１箇所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２箇所。 厚さは、施工延長200mにつき１箇所、200m以下は２箇所、中央で測定。	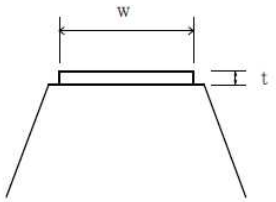	
							t ≧ 15cm	-50			
						幅 w		-100			
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		掘削工	基準高 ▽		±50	施工延長20mにつき１箇所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。	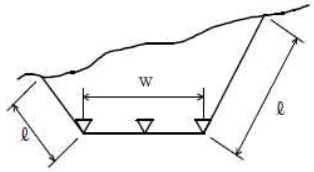	
						法長ℓ	ℓ＜5m	-200			
							ℓ≧ 5m	法長－4％			
						幅 w		-100			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	34		路体盛土工 路床盛土工	基準高 ▽		±50	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。	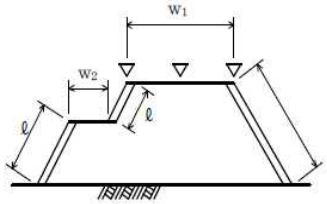	
						法長ℓ	ℓ＜5m	-100			
							ℓ≧5m	法長－2％			
						幅	w1,w2	-100			
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工 （盛土部）	厚さ t		※－30	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。	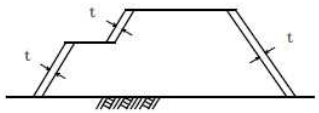	
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔 d		± φ	$d=\frac{D}{n-1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする Φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で1箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編13.2）参照。ただし、道路橋仕方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋編6.6）による。 注1）重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注2）橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編2-18-2床版工を適用する。 注3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領」も併せて適用する。	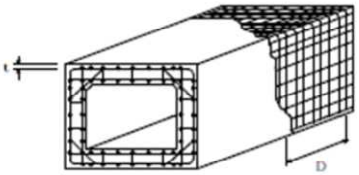	
						かぶり t		±Φかつ 最小かぶり以上			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 （鋼矢板） （軽量鋼矢板） （コンクリート矢板） （広幅鋼矢板） （可とう鋼矢板）	基準高 ▽		±50	基準高は施工延長20ｍにつき１箇所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２箇所。 変位は、施工延長20ｍにつき１箇所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２箇所。	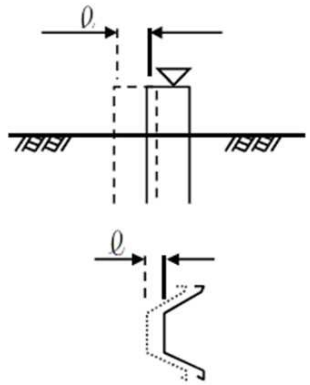	
						根入長		設計値以上			
						変位 ℓ		100			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	5		縁石工 （縁石・アスカーブ）	延長 L		-200	１箇所／１施工箇所		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	6		小型標識工	設置高さ H		設計値以上	１箇所／１基	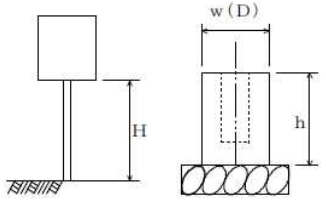	
						基礎	幅w（D）	-30	基礎１基毎		
							高さ h	-30			
							根入れ長	設計値以上			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	7		防止柵工 （立入防止柵） （転落（横断）防止柵） （車止めポスト）	基礎	幅 w	-30	単独基礎10基につき１基、10基以下のものは２基測定。測定箇所は１基につき１箇所測定。	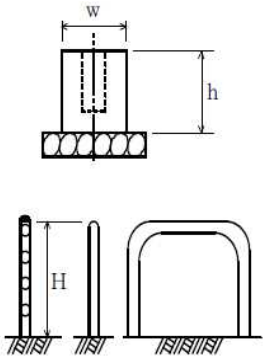	
							高 さ h	-30			
						パイプ取付高 H		+30 −20	１箇所／１施工箇所		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	8	1	路側防護柵工 （ガードレール）	基礎	幅 w	-30	１箇所／施工延長20m 20m以下のものは、２箇所／１施工箇所。	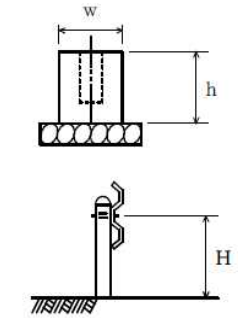	
							高 さ h	-30			
						ビーム取付高 H		+30 −20	１箇所／１施工箇所		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	8	2	路側防護柵工 （ガードケーブル）	基礎	幅 w	-30	１箇所／１基礎毎	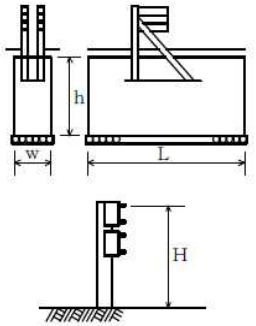	
							高 さ h	-30			
							延 長 L	-100			
						ケーブル取付高 H		+30 −20	１箇所／１施工箇所		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	9		区画線工	厚さ t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、１箇所テストピースにより測定。		
						幅 w	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ h	±30	１箇所／10本 10本以下の場合は、２箇所測定。	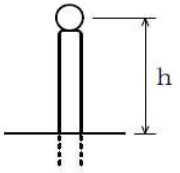	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	11		コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋塗装防食便覧Ⅱ-74「表-Ⅱ.5.5各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量（充缶数）と、塗付作業終了時に使用量（空缶数）を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 １ロットの大きさは500㎡とする。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	12	1	プレテンション桁製作工（購入工） （けた橋）	桁長　L（m）	±L／1000	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	断面図 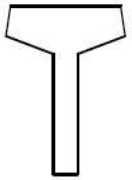 側面図 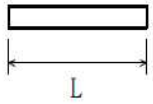 L 平面図 δ_1	
						断面の外形寸法	±5			
						橋桁のそり δ_1	±8			
						横方向の曲がり δ_2	±10			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	12	2	プレテンション桁製作工（購入工） （スラブ桁）	桁長　L（m）	±10…　L≦10m ±L/1000…　L＞10m	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	断面図 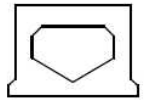 側面図 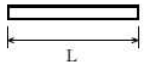 L 平面図 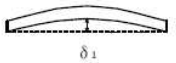 δ_1	
						断面の外形寸法	±5			
						橋桁のそり δ_1	±8			
						横方向の曲がり δ_2	±10			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	13	1	ポストテンション桁製作工	幅（上）w_1	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央 部の３箇所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 ℓ：支間長（m）	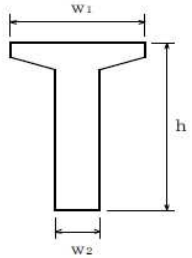 w_1 h w_2	
						幅（下）w_2	±5			
						高　さ　h	+10 -5			
						桁　長　ℓ 支間長	ℓ＜15…±10 ℓ≧15… ±（ℓ－5） かつ－30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測 定 項 目	規 格 値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	13	2	プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	桁　　長 ℓ	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所で測定。		
						断面の外形寸法(mm)	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	14		プレキャストセグメント主桁組立工	桁　長 ℓ 支間長	ℓ＜15…±10 ℓ≧15… ±（ℓ－5） かつ－30mm以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の３箇所とする ℓ：支間長（m）		
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	15		ＰＣホロースラブ製作工	基　準　高 ▽	±20	桁全数について測定。 基準高は、１径間当たり２箇所（支点 付近）で１箇所当たり両端と中央部の３点、幅及び厚さは１径間当たり両端と中央部の３箇所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第３編３－２－18－２床版工に準ずる。 ℓ：桁長（m）	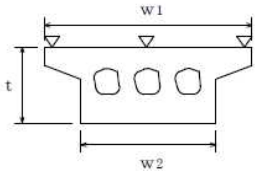	
						幅　w_1, w_2	－５～＋30			
						厚　　さ t	－10～＋20			
						桁　長 ℓ	ℓ＜15…±10 ℓ≧15… ±（ℓ－5） かつ－30mm以内			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	16	1	ＰＣ箱桁製作工	基準高 ▽	±20	桁全数について測定。 基準高は、１径間当たり２箇所（支点付近）で１箇所当たり両端と中央部の３点、幅及び高さは１径間当たり両端と中央部の３箇所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第３編３－２－18－２床版工に準ずる。 ℓ：桁長（m）	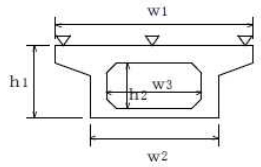	
						幅（上） w_1	－５～＋30			
						幅（下） w_2	－５～＋30			
						内空幅 w_3	±５			
						高さ h_1	+10 -5			
						内空高さ h_2	+10 -5			
						桁長 ℓ	ℓ＜15…±10 ℓ≧15… ±（ℓ－５） かつ－30mm以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	16	2	ＰＣ押出し箱桁製作工	幅（上） w_1	－５～＋30	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の３箇所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第３編３－２－18－２床版工に準ずる。 ℓ：桁長（m）	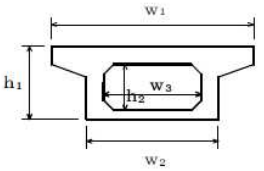	
						幅（下） w_2	－５～＋30			
						内空幅 w_3	±５			
						高さ h_1	+10 -5			
						内空高さ h	+10 -5			
						桁長 ℓ	ℓ＜15…±10 ℓ≧15… ±（ℓ－５） かつ－30mm以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	17		根固めブロック工	基準高 ▽ 層積	±100	施工延長20mにつき１箇所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２箇所。	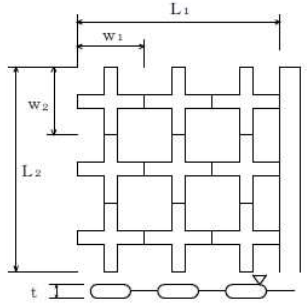	
						基準高 ▽ 乱積	±t/2			
						厚さ t	-20	幅、厚さは20個につき１箇所測定。		
						幅 w_1 w_2 層積	-20			
						幅 w_1 w_2				
						延長 L_1 L_2 層積	－200	１施工箇所毎		
						延長 L_1 L_2 乱積	－t/2			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	18		沈床工	基準高 ▽	±150	1組毎	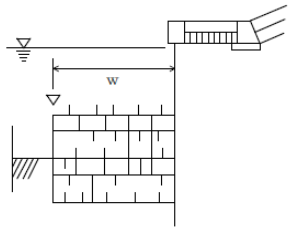	
						幅 w	±300			
						延長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	19		捨石工	基準高 ▽	-100	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	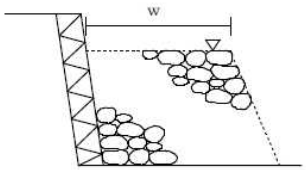	
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	22		階段工	幅 w	-30	1回／1施工箇所	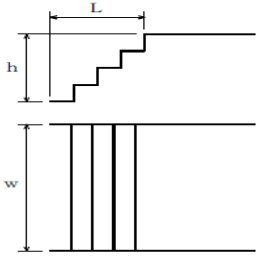	
						高さ h	-30			
						長さ L	-30			
						段数	±0段			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	1	伸縮装置工（ゴムジョイント）	据付け高さ	±3	車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3㎜以下。	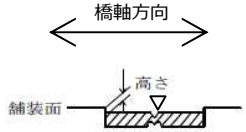	
						表面の凹凸	3			
						仕上げ高さ	舗装面に対し0～－2			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	2	伸縮装置工（埋設型ジョイント）	表面の凹凸	3	車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直角定規で測って凹凸が3㎜以下	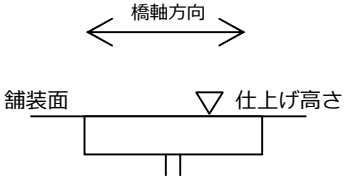	
						仕上げ高さ	舗装面に対し0～+3			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	3	伸縮装置工 （鋼製フィンガージョイント）	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部各3点計9点。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3㎜以下。 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点。	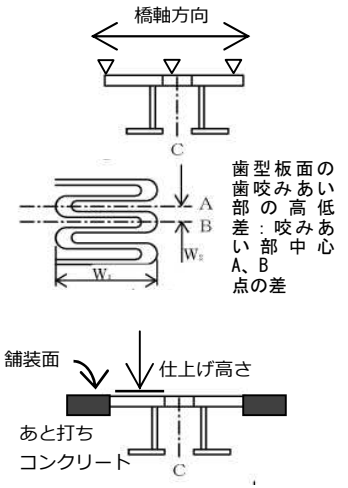	
							車線方向各点誤差の相対差	3			
						表面の凹凸		3			
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差		2			
						縦方向間隔W1		±2			
						横方向間隔W2		±5			
						仕上げ高さ		舗装面に対し0～－2			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	26	1	多自然型護岸工 （巨石張り、巨石積み）	基準高 ▽		±500	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	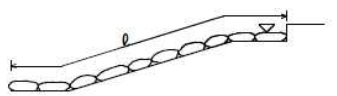	
						法長 ℓ		-200			
						延長 L		-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	26	2	多自然型護岸工 （かごマット）	法長 ℓ		-100	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	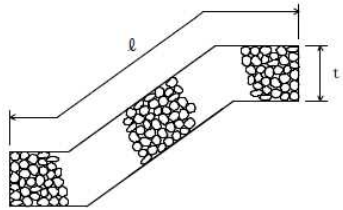	
						厚さ t		－0.2 t			
						延長 L		-200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	27	1	羽口工 （じゃかご）	法長 ℓ	ℓ＜3m	-50	施工延長20mにつき１箇所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２箇所。	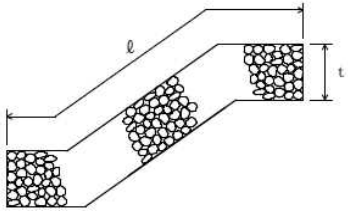	
							ℓ≧3m	-100			
						厚さ t		-50			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	27	2	羽口工 （ふとんかご、かご枠）	高さ h		-100	施工延長20mにつき１箇所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２箇所。	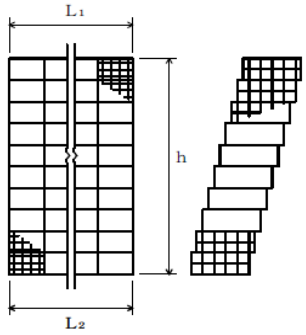	
						延長 L_1, L_2		-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 プレキャストカルバート工	28		プレキャストカルバート工 （プレキャストボックス工） （プレキャストパイプ工）	基準高 ▽		±30	施工延長20mにつき１箇所、施工延長20m以下のものは１施工箇所につき２箇所。 ※印は、現場打部分のある場合。	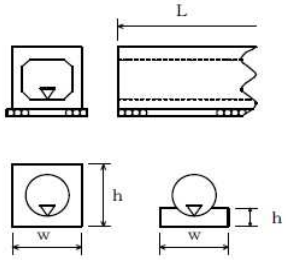	
						※幅 w		-50			
						※高さ h		-30			
						延長 L		-200	１施工箇所毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	1	側溝工 （プレキャストU型側溝） （L型側溝工） （自由勾配側溝） （管渠）	基準高 ▽	±30	施工延長20mにつき1箇所、施工延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	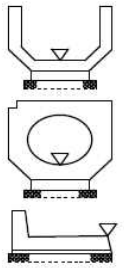	
						延長 L	-200	1箇所／1施工箇所		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	2	側溝工 （場所打水路工）	基準高 ▽	±30	施工延長20mにつき1箇所、施工延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	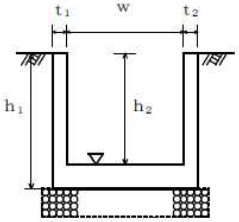	
						厚さ t_1, t_2	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h_1, h_2	-30			
						延長 L	-200	1施工箇所毎		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	3	側溝工 （暗渠工）	基準高 ▽	±30	施工延長20mにつき1箇所。 延長20m以下のものは1施工につき2箇所。	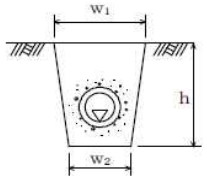	
						幅 w_1, w_2	-50			
						深さ h	-30			
						延長 L	-200	1施工箇所毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	30		集水桝工	基準高 ▽	±30	1箇所毎 ※は、現場打部分のある場合	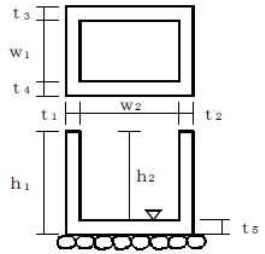	
						※厚さ t_1～t_5	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	31		現場塗装工	塗膜厚	a．ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b．測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c．測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20％以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500㎡とする。 1ロット当たりの測定数は25箇所とし、1箇所当たり5点の測定を行い、その平均値をその箇所の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡以上500㎡未満は25箇所の測定、200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1箇所とする。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	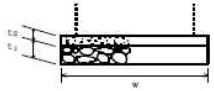	
						厚さ t_1 , t_2	-30			
						延長 L	各構造物の規格値による			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	1	基礎工（護岸） (現場打)	基準高 ▽	±30	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	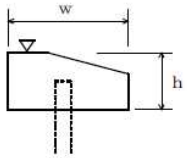	
						幅 w	-30			
						高さ h	-30			
						延長 L	-200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	2	基礎工（護岸） （プレキャスト）	基準高 ▽	±30	施工延長20mにつき１箇所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２箇所。	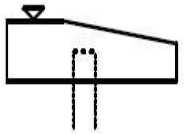	
						延長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	1	既製杭工 （既製コンクリート杭） （鋼管杭） （H鋼杭）	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。	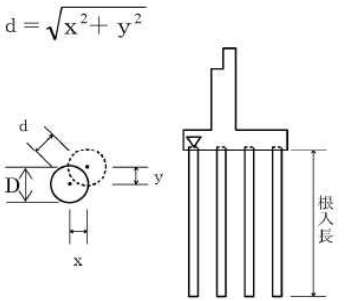	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/４以内かつ100以内			
						傾斜	1/100以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	2	既製杭工 （鋼管ソイルセメント杭）	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。	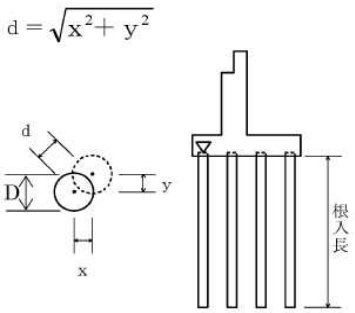	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100以内			
						傾斜	1/100以内			
						杭径 D	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。	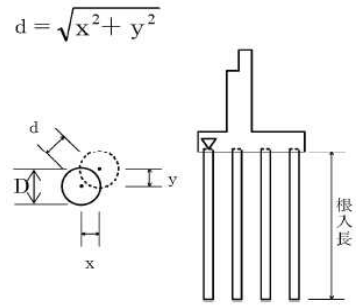	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100以内			
						傾斜	1/100以内			
						杭径 D	{設計径（公称径）-30}以上			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 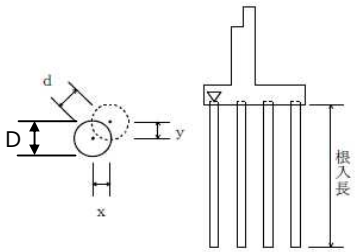	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	150以内			
						傾斜	1/50以内			
						基礎径 D	設計径（公称径）以上※			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎	基準高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 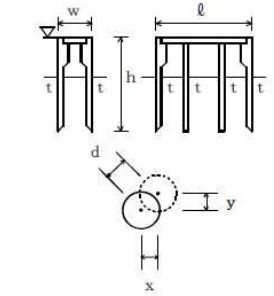	
						ケーソンの長さℓ	-50			
						ケーソンの幅 w	-50			
						ケーソンの高さh	-100			
						ケーソンの壁厚 t	-20			
						偏心量 d	300以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基準高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 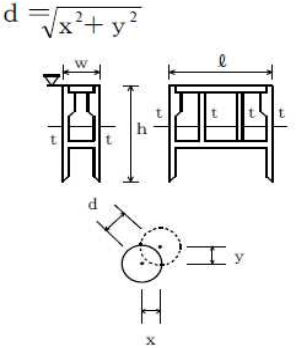	
						ケーソンの長さℓ	-50			
						ケーソンの幅 w	-50			
						ケーソンの高さh	-100			
						ケーソンの壁厚 t	-20			
						偏心量 d	300以内			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	基準高 ▽		±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、１基ごとに測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 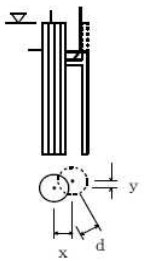	
						根入長		設計値以上			
						偏心量 d		300以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	1	コンクリートブロック工 （コンクリートブロック積） （コンクリートブロック張り）	基準高 ▽		±50	施工延長20mにつき１箇所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２箇所。厚さは上端部及び下端部の２箇所を測定。	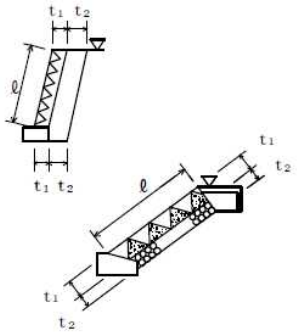	
						法長ℓ	ℓ＜３m	-50			
							ℓ≧３m	-100			
						厚さ（ブロック積張）t_1		-50			
						厚さ（裏込）t_2		-50			
						延長 L		-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	2	コンクリートブロック工 （連節ブロック張り）	基準高 ▽		±50	施工延長20mにつき１箇所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２箇所。	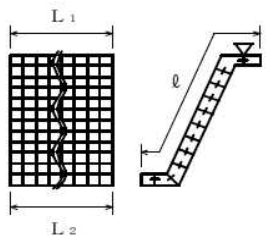	
						法長 ℓ		-100			
						延長 L_1, L_2		-200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	3	コンクリートブロック工 （天端保護ブロック）	基準高 ▽		±50	施工延長20mにつき１箇所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２箇所。	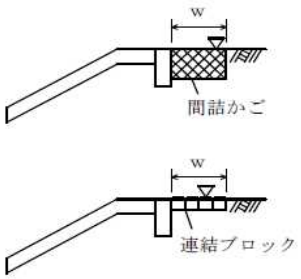	
						幅	w	-100			
						延長	L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	4		緑化ブロック工	基準高 ▽		±50	施工延長20mにつき１箇所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２箇所。厚さは上端部及び下端部の２箇所を測定。	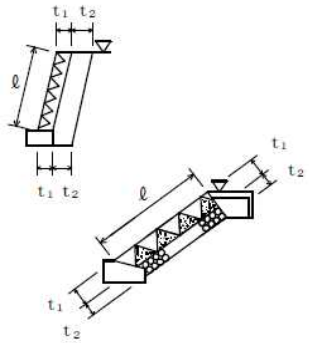	
						法長ℓ	ℓ＜3m	-50			
							ℓ≧3m	-100			
						厚さ（ブロック）	t_1	-50			
						厚さ（裏込）	t_2	-50			
						延長	L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	5		石積（張）工	基準高 ▽		±50	施工延長20mにつき１箇所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２箇所。厚さは上端部及び下端部の２箇所を測定。	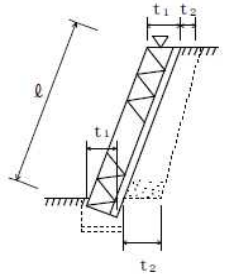	
						法長ℓ	ℓ＜3m	-50			
							ℓ≧3m	-100			
						厚さ（石積・張）	t_1	-50			
						厚さ（裏込）	t_2	-50			
						延長	L	-200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10})				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工（下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長20ｍ毎に１箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200ｍ毎に１箇所を掘り起こして測定。幅は、延長20ｍ毎に１箇所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚　さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚　さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長20ｍ毎に１箇所の割とし、厚さは各車線200ｍ毎に１箇所を掘り起こして測定。		
						幅	-50	-50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10})				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	3	アスファルト舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰） 安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長20ｍ毎に１箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-50	-50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長20ｍ毎に１箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。		
						幅	-50	-50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10})				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工（基層工）	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長20ｍ毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持管理工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-25	-25	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	6	アスファルト舗装工（表層工）	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長20ｍ毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。		
						幅	-25	-25	—	—			
						平坦性	—		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ(σ)2.4mm以下 直読式(足付き)(σ)1.75mm以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10})				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長20ｍ毎に１箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200ｍ毎に１箇 所を 掘り起こして測定。 幅は、延長20ｍ毎に１箇所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚　さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	2	半たわみ性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚　さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長20ｍ毎に１箇所の割とし、厚さは、各車線200ｍ毎に１箇所を掘り起こして測定。		
						幅	-50	-50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10})				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	3	半たわみ性舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長20ｍ毎に１箇所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持管理工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-50	-50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	4	半たわみ性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長20ｍ毎に１箇所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。		
						幅	-50	-50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	5	半たわみ性舗装工 （基層工）	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長20ｍ毎に１箇所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。		
						幅	-25	-25	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	6	半たわみ性舗装工 （表層工）	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長20ｍ毎に１箇所の割とし、厚さは、1000㎡毎に１個の割でコアーを採取して測定。		
						幅	-25	-25	—	—			
						平坦性	—		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ(σ)2.4mm以下 直読式(足付き)(σ)1.75mm以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10})				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	1	排水性舗装工（下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長20ｍ毎に１箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200ｍ毎に１箇 所を 掘り起こして測定。 幅は、延長20ｍ毎に１箇所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持管理工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						厚　さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	2	排水性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚　さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長20ｍ毎に１箇所の割とし、厚さは、各車線200ｍ毎に１箇所を掘り起こして測定。		
						幅	-50	-50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	3	排水性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚　さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長20ｍ毎に１箇所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。		
						幅	-50	-50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10})				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	4	排水性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長20ｍ毎に１箇所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持管理工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-50	-50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	5	排水性舗装工 （基層工）	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長20ｍ毎に１箇所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。		
						幅	-25	-25	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	6	排水性舗装工 （表層工）	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長20ｍ毎に１箇所の割とし、厚さは、1000㎡毎に１個の割でコアーを採取して測定。		
						幅	-25	-25	—	—			
						平坦性	—		3ｍﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ(σ)2.4mm以下 直読式(足付き)(σ)1.75mm以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10})			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	1	透水性舗装工（路盤工）	基準高▽	±50		—	基準高は片側延長20m毎に1箇所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1箇所掘り起こして測定。 幅は、片側延長20m毎に1箇所測定。 ※歩道舗装に適用する。		
						厚さ	t＜15cm	-30	-10			
							t≧15cm	-45	-15			
						幅	-100		—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	2	透水性舗装工（表層工）	厚さ	-9		-3	幅は、片側延長20m毎に1箇所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1箇所コアーを採取して測定。 ※歩道舗装に適用する。		
						幅	-25		—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10})				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	1	グースアスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長20ｍ毎に１箇所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持管理工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-50	-50	──	──			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	2	グースアスファルト舗装工 （基層工）	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長20ｍ毎に１箇所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。		
						幅	-25	-25	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	3	グースアスファルト舗装工 （表層工）	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長20ｍ毎に１箇所の割とし、厚さは、1000㎡毎に１個の割でコアーを採取して測定。		
						幅	-25	-25	—	—			
						平坦性	—		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ(σ)2.4mm以下 直読式(足付き)(σ)1.75mm以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10})				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	1	コンクリート舗装工（下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長20ｍ毎に１箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200ｍ毎に１箇所を掘り起こして測定。幅は、延長20ｍ毎に１箇所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚　さ	-45		-15				
						幅	-50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	2	コンクリート舗装工（粒度調整路盤工）	厚　さ	-25	-30	-8		幅は、延長20ｍ毎に１箇所の割とし、厚さは、各車線200ｍ毎に１箇所を掘り起こして測定。		
						幅	-50		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10})				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	3	コンクリート舗装工 （セメント（石灰・瀝青）安定処理工）	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長20ｍ毎に１箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	4	コンクリート舗装工 （アスファルト中間層）	厚さ	-9	-12	-3		幅は、延長20ｍ毎に１箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。		
						幅	-25		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10})				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	5	コンクリート舗装工 （コンクリート舗装版工）	厚さ	—10		-3.5		厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線200ｍ毎に水糸又はレベルにより１測線当たり横断方向に３箇所以上測定、幅は、延長20ｍ毎に１箇所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から１ｍの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水系又はレベルにより１側線当たり横断方向に3ヶ所以上路線の基準高を測定し、測定打設後に各車線200ｍ毎に両側の版端を測定する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持管理工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	—25		—				
						平坦性	—		コンクリートの硬化後3mプロフィルメーターにより 機械舗設の場合 (σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下				
						目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	6	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長20ｍ毎に１箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200ｍ毎に１箇所を掘り起こして測定。幅は、延長20ｍ毎に１箇所の割に測定。		
						厚さ	－45		－15				
						幅	－50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	7	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 粒度調整路盤工	厚さ	－25	－30	－8		幅は、延長20ｍ毎に１箇所の割とし、厚さは、各車線200ｍ毎に１箇所を掘り起こして測定。		
						幅	－50		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10})				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	8	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） セメント（石灰・瀝青）安定処理工	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長20ｍ毎に１箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持管理工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	9	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） アスファルト中間層	厚さ	-9	-12	-3		幅は、延長20ｍ毎に１箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。		
						幅	-25		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	10	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工）	厚さ	-15		-4.5		厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200ｍ毎に水糸又はレベルにより１測線当たり横断方向に３箇所以上測定、幅は、延長20ｍ毎に１箇所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から１mの線上、全延長とする。		
						幅	-35		—				
						平坦性	—		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより(σ)2.4mm以下。				
						目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10})				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	1	薄層カラー舗装工（下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長20ｍ毎に１箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200ｍ毎に１箇所を掘り起こして測定。幅は、延長20ｍ毎に１箇所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚さ	-45		-15				
						幅	-50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	2	薄層カラー舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長20ｍ毎に１箇所の割とし、厚さは、各車線200ｍ毎に１箇所を掘り起こして測定。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-50		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10})				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	3	薄層カラー舗装工（上層路盤工）セメント（石灰）安定処理工	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長20ｍ毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	4	薄層カラー舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	-15	-20	-5		幅は、延長20ｍ毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。		
						幅	-50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	5	薄層カラー舗装工（基層工）	厚さ	-9	-12	-3		幅は、延長20ｍ毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。		
						幅	-25		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10})				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	1	ブロック舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長20ｍ毎に１箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線200ｍ毎に１箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長20ｍ毎に１箇所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚さ	-45		-15				
						幅	-50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	2	ブロック舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長20ｍ毎に１箇所の割とし、厚さは、各車線200ｍ毎に１箇所を掘り起こして測定。		
						幅	-50		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10})				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	3	ブロック舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長20ｍ毎に１箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	4	ブロック舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	-15	-20	-5		幅は、延長20ｍ毎に１箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。		
						幅	-50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	5	ブロック舗装工 （基層工）	厚さ	-9	-12	-3		幅は、延長20ｍ毎に１箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。		
						幅	-25		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値 個々の測定値（X）	規格値 平均の測定値（X_{10}）	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15		路面切削工	厚さ t		-7	-2	厚さは20m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長20m未満の場合は、２箇所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。	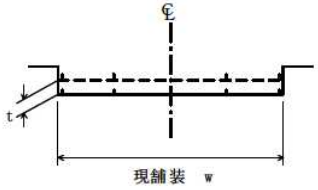	
						幅 w		-25	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	16		舗装打換え工	路盤工	幅 w	-50		各層毎１箇所／１施工箇所	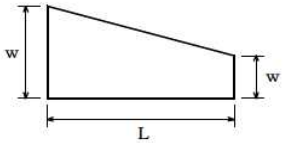	
							延長 L	-100				
							厚さ t	該当工種				
						舗設工	幅 w	-25				
							延長 L	-100				
							厚さ t	該当工種				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17		オーバーレイ工	厚さ t		-9		厚さは20m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。幅は、延長20m毎に１箇所の割とし、延長20m未満の場合は、２箇所／施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。	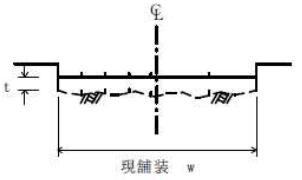	
						幅 w		-25				
						延長 L		-100				
						平坦性		—	3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	2		路床安定処理工	基準高 ▽	±50	延長20m毎に１箇所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。	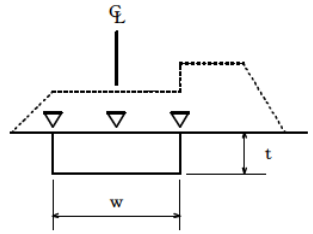	
						施工厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	3		置換工	基準高 ▽	±50	施工延長20mにつき１箇所、 延長20m以下のものは１施工箇所につき２箇所。 厚さは中心線及び端部で測定。	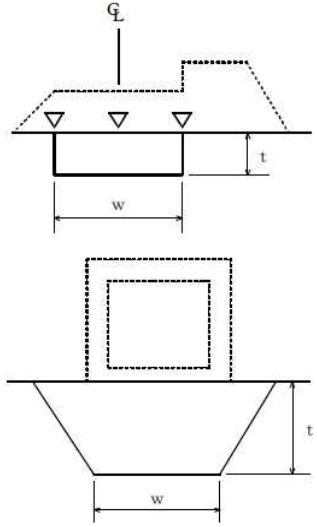	
						置換厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	4		表層安定処理工 （サンドマット海上）	基準高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、１測点当たり５点以上測定。	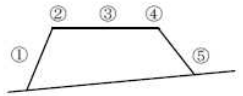	
						法長 ℓ	-500			
						天端幅 w	-300	w．（Ｌ）は施工延長20mにつき１箇所、20m以下のものは１施工箇所につき３箇所。 （Ｌ）はセンターライン及び表裏法肩で行う。	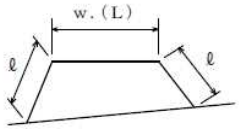	
						天端延長 L	-500			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	5		パイルネット工	基準高 ▽	±50	施工延長20mにつき１箇所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。	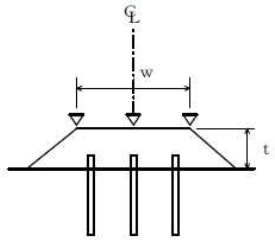	
						厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	6		サンドマット工	施工厚さ t	-50	施工延長20mにつき１箇所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。	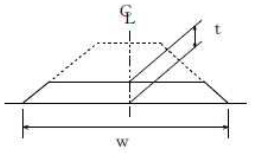	
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	7		バーチカルドレーン工 （サンドドレーン工） （ペーパードレーン工） （袋詰式サンドドレーン工）	位置・間隔w	±100	100本に１箇所。 100本以下は２箇所測定。１箇所に４本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。	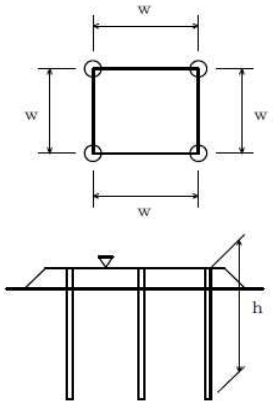 ※余長は、適用除外	
						杭径 D	設計値以上			
						打込長さ h	設計値以上	全本数		
			8		締固め改良工 （サンドコンパクションパイル工）	サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量	—	全本数 計器管理にかえることができる。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9		固結工 （粉体噴射撹拌工） （圧噴射撹拌工） （スラリー撹拌工） （生石灰パイル工）	基準高 ▽	-50	100本に１箇所。 100本以下は２箇所測定。 １箇所に４本測定。	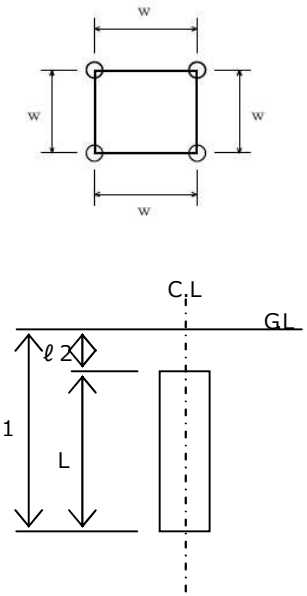	
						位置・間隔w	D/４以内			
						杭径 D	設計値以上			
						深度 ℓ	設計値以上	全本数 L= ℓ 1− ℓ 2 ℓ 1 は改良体先端深度 ℓ 2 は改良端天端深度		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 （H鋼杭） （鋼矢板）	基準高 ▽	±100	基準高は施工延長20ｍにつき１箇所。延長20m以下のものは、１施工箇所につき２箇所。 （任意仮設は除く）	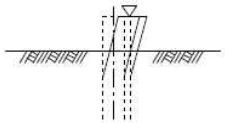	
						根入長	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	2	土留・仮締切工 （アンカー工）	削孔深さ ℓ	設計深さ以上	全数 （任意仮設は除く）	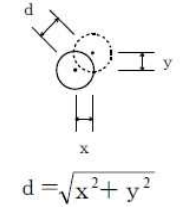	
						配置誤差 d	100			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	3	土留・仮締切工 （連節ブロック張り工）	法長 ℓ	-100	施工延長20ｍにつき１箇所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２箇所。	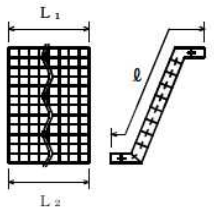	
						延長 L_1 L_2	-200	１施工箇所毎		
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	4	土留・仮締切工 （締切盛土）	基準高 ▽	-50	施工延長20ｍにつき１箇所。延長20m以下のものは１施工箇所につき２箇所。 （任意仮設は除く）	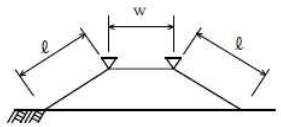	
						天端幅 w	-100			
						法長 ℓ	-100			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	5	土留・仮締切工 （中詰盛土）	基準高 ▽	-50	施工延長20mにつき１箇所。延長20m以下のものは、１施工箇所につき２箇所。 （任意仮設は除く）		
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	9		地中連続壁工（壁式）	基準高 ▽	±50	基準高は施工延長20ｍにつき１箇所。延長20m以下のものについては１施工箇所につき２箇所。 変位は施工延長20ｍにつき１箇所。延長20m以下のものは１施工箇所につき２箇所。	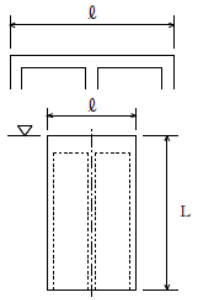	
						連壁の長さ ℓ	-50			
						変位	300			
						壁体長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	10		地中連続壁工（柱列式）	基準高 ▽	±50	基準高は施工延長20ｍにつき１箇所。延長20m以下のものについては１施工箇所につき２箇所。 変位は施工延長20ｍにつき１箇所。延長20m以下のものは１施工箇所につき２箇所。	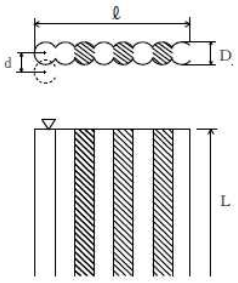	D：杭径
						連壁の長さ ℓ	-50			
						変位 d	D/4以内			
						壁体長 L	-200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1	鋳造費（金属支承工）	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔	孔の直径差		+2 -0	製品全数を測定。		
							中心距離	センターボスを基準にした孔位置のずれ				
								≦1000mm	1以下			
								センターボスを基準にした孔位置のずれ				
								＞1000mm	1.5以下			
						アンカーボルト用孔（鋳放し）	孔の直径	≦100mm	+3 -1			
								＞100mm	+4 -2			
							孔の中心距離		JIS B 0403 CT13			
						センターボス	ボスの直径		+0 -1			
							ボスの高さ		+1 -0			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1	鋳造費（金属支承工）	上沓の橋軸及び直角方向の長さ寸法			JIS B 0403 CT13	製品全数を測定。 ※1）片面削り加工も含む。 ※2）ただし、ソールプレート接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用する。		
						全移動量	ℓ≦300mm		±2			
							ℓ＞300mm		±ℓ／100			
						組立高さH	上,下面加工仕上げ		±3			
							コンクリート構造用	H≦300mm	±3			
								H＞300mm	(H/200+3)小数点以下切り捨て			
						普通寸法	鋳放し長さ寸法 ※1）、※2）		JIS B 0403 CT14			
							鋳放し肉厚寸法 ※1）		JIS B 0403 CT15			
							削り加工寸法		JIS B 0405 粗級			
							ガス切断寸法		JIS B 0417 B級			
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	2	鋳造費（大型ゴム支承工）	幅w長さL直径D	w,L,D≦500		0～+5	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ（t）の最大相対誤差	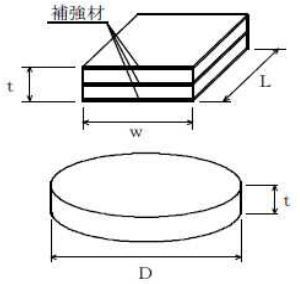	
							500＜w,L,D≦1500mm		0～+1％			
							1500＜w,L,D		0～+15			
						厚さt	t≦20mm		±0.5			
							20＜t≦160		±2.5%			
							160＜t		±4			
						平面度	W,L,D≦1000㎜		1			
							1000㎜＜w,L,D		(w,L,D)/1000			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	3	仮設材製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3… ℓ≦10 ±4… ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	4	刃口金物製作工	刃口高さ h（m）		±2… h≦0.5 ±3… 0.5＜h≦1.0 ±4… 1.0＜h≦2.0	図面の寸法表示箇所で測定。	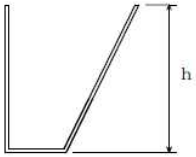	
						外周長L（m）		±(10+L/10)			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準		測定箇所	摘要
									鋼げた等	トラス・アーチ等		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	1	桁製作工 （仮組立による検査を実施する場合） （シミュレーション仮組立検査を行う場合）	部材精度	ﾌﾗﾝｼﾞ幅w(m) 腹板高h（m） 腹板間隔b'（m）	±2……w≦0.5 ±3……0.5＜w≦1.0 ±4……1.0＜w≦2.0 ±(3+w/2)……2.0＜w	主げた・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、５部材につき１個抜き取った部材の中央付近を測定。なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		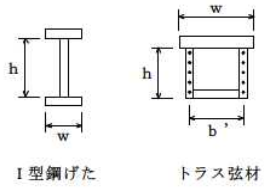	
							板の平面度δ(mm) 鋼げた及びトラス等の部材の腹板	h／250	主げた 各支点及び各支間中央付近を測定。 h：腹板高（mm） b：腹板又はリブの間隔（mm） w：フランジ幅（mm）		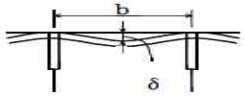	
							板の平面度δ(mm) 箱げた及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b／150			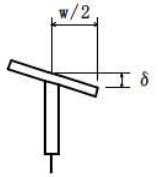	
							フランジの直角度δ（mm）	w／200				
							部材長ℓ(m) 鋼げた	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。		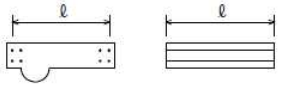	
							部材長ℓ(m) トラス、アーチなど	±2…ℓ≦10 ±3…ℓ＞10				
							圧縮材の曲がりδ（mm）	ℓ／1000	—	主要部材全数を測定。 ℓ：部材長（mm）	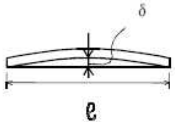	
						※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度δ，フランジの直角度δ，圧縮材の曲りδ」の規格値のh，b，w，に代入する数値はmm単位の数値とする。						

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準		測定箇所	摘要
									鋼げた等	トラス・アーチ等		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	1	桁製作工 （仮組立による検査を実施する場合） （シミュレーション仮組立検査を行う場合）	仮組立精度	全長　L（m） 支間長　Ln（m）	±(10+L/10) ±(10+Ln/10)	各桁毎に全数を測定。		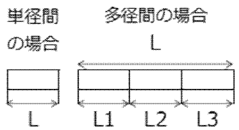	
							主げた、主構の中心間距離 B（m）	±４…… B≦２ ±(3+B/2) ……B＞２	各支点及び各支間中央付近を測定。		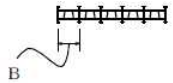	
							主構の組立高さ h（m）	±５…… h≦５ ±(2.5+h/2) …… h＞５	—	両端部及び中心部を測定。		
							主げた、主構の通り δ（mm）	5+L/5…L≦100 25…… L＞100	最も外側の主げた又は主構について支点及び支間中央の１点を測定。 L：測線上（m）		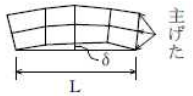	
							主げた、主構のそり δ（mm）	-5～+5…L≦20 -5～+10… 20＜L≦40 -5～+5… 40＜L≦80 -5～+25…… 80＜L≦200	各主げたについて10～12m間隔を測定。 L：主げたの支間長（m）	各主構の各格点を測定。 L：主構の支間長（m）	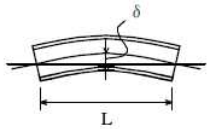	
							主げた、主構の橋端における出入差　δ（mm）	設計値±10	どちらか一方の主げた（主構）端を測定。		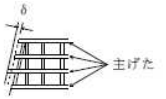	
							主げた、主構の鉛直度 δ（mm）	3+h/1,000	各主桁の両端部を測定。h：主げたの高さ（mm）	支点及び支間中央付近を測定。h：主構の高さ（mm）	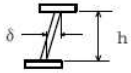	
							現場継手部のすき間 δ１，δ２（mm）	設計値±５	主げた、主構の全継手数の１／２を測定。δ１、δ２のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。（例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は０mm～8mm）		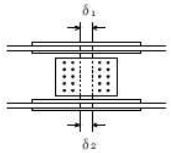	
							※規格値のL，B，h に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度　δ 」の規格値のｈに代入する数値はmm単位の数値とする。					

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	2	桁製作工（仮組立検査を実施しない場合）	部材精度	フランジ幅 w(m)	±2…… w≦0.5 ±3…… 5＜w≦1.0 ±4…… 1.0＜w≦2.0 ±(3+w/2)…… 2.0＜w	主げた、主構各支点及び各支間中央付近を測定。床組など構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。	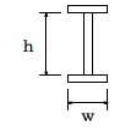 I型鋼げた	
							腹板高 h（m）				
						板の平面度δ(mm)	鋼げた等の部材の腹板	h／250	主げた 各支点及び各支間中央付近を測定。 h：腹板高（mm） b：腹板又はリブの間隔（mm） w：フランジ幅（mm）	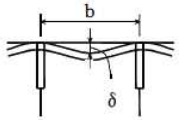	
							箱げた等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b／150			
						フランジの直角度 δ（mm）		w／200		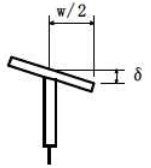	
						部材長 ℓ(m)	鋼げた	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	主要部材全数を測定。	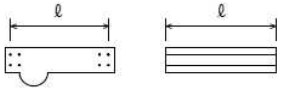	
						※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。ただし、「板の平面度δ，フランジの直角度δ」の規格値のh，b，wに代入する数値はmm単位の数値とする。					

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	3	桁製作工 （鋼製えん堤製作工（仮組立時））	部材の水平度		10	全数を測定。	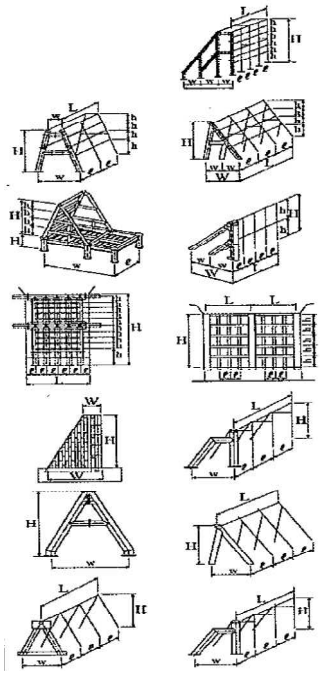	
						堤長 L		±30			
						堤長 ℓ		±10			
						堤幅 W		±30			
						堤幅 w		±10			
						高さ H		±10			
						ベースプレートの高さ		±10			
						本体の傾き		±H/500			
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	4		検査路製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	5		鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長w（m）	0～＋30	製品全数を測定。	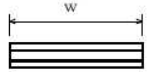	
						仮組時	組合せる伸縮装置との高さの差 δ1（mm）	設計値 ±4	両端及び中央部付近を測定。	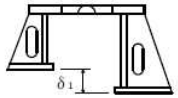	
							フィンガーの食い違い δ2（mm）	±2			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	6		落橋防止装置製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	7		橋梁用防護柵製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	8		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 δ1（mm）	b／500	軸心上全数測定。	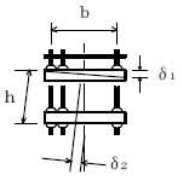	
							鉛直度 δ2（mm）	h／500			
							高さ h（mm）	±5			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	9		プレビーム用桁製作工	部材	フランジ幅 w（m） 腹板高 h（m）	±2…… w≦0.5 ±3…… 0.5＜w≦1.0 ±4…… 1.0＜w≦2.0 ±(3＋w/2)… 2.0＜w	各支点及び各支間中央付近を測定。	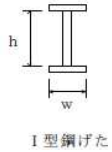 I型鋼げた	
						部材	フランジの直角度 δ（mm）	w／200	各支点及び各支間中央付近を測定。	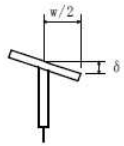	
						部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。	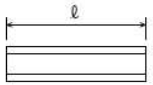	
						仮組立時	主げたのそりδ	−5～＋5 …L≦20 −5～＋10 …20＜L≦40	各主げたについて10～12m間隔を測定。	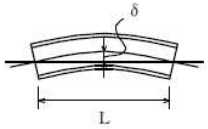	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	10		鋼製排水管製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	11		工場塗装工	塗膜厚	a．ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b．測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c．測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20％以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは、500㎡とする。 1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	13 橋梁架設工			架設工（鋼橋） （クレーン架設） （ケーブルクレーン架設） （ケーブルエレクション架設） （架設桁架設） （送出し架設） （トラベラークレーン架設）	全　長L（m） 支間長Ｌｎ（m）	±(20+L/5) ±(20+Ｌｎ/5)	各けた毎に全数測定。	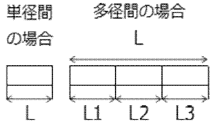	
						通　り　δ（mm）	±(10+2L/5)	L：主げた・主構の支間長(m)	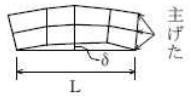	
						そ　り　δ（mm）	±(25+L/2)	主げた、主構を全数測定。 L：主げた・主構の支間長(m)	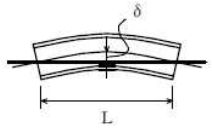	
						※主げた、主構の中心間距離B(m)	±4……　B≦2 ±(3+B/2)…B＞2	各支点及び各支間中央付近を測定。	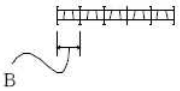	
						※主げたの橋端における出入差δ（mm）	設計値 ±10	どちらか一方の主げた（主構）端を測定。	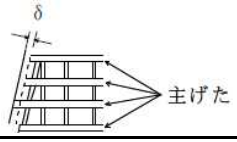	
						※主げた、主構の鉛直度δ（mm）	3+h/1,000	各主げたの両端部を測定。 h：主げた・主構の高さ(mm)	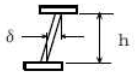	
						※現場継手部のすき間δ 1,δ 2（mm）	設計値 ±5	主げた、主構の全継手数の１／２を測定。 δ 1,δ 2のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。（例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は０mm～8mm）	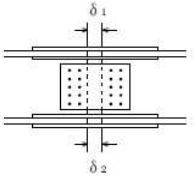	
								※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		
						※規格値のL，Bに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度δ 」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	13 橋梁架設工			架設工（コンクリート橋） （クレーン架設） （架設桁架設） 架設工支保工 （固定） （移動） 架設桁架設 （片持架設） （押出し架設）	全長・支間		—	各桁毎に全数測定。		
						桁の中心間距離		—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。		
						そり		—	主桁を全数測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	2	1	植生工 （種子散布工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （植生筋工） （人工張芝工） （植生穴工）	切土法長ℓ	ℓ＜5m	-200	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
							ℓ≧5m	法長の－4％			
						盛土法長ℓ	ℓ＜5m	-100			
							ℓ≧5m	法長の－2％			
						延長 L		-200	1施工箇所毎		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	2	2	植生工 （植生基材吹付工） （客土吹付工）	法長ℓ	ℓ＜5m	-200	施工延長20mにつき1箇所、20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
							ℓ≧5m	法長の－4％			
						厚さt	t＜5cm	-10	施工面積200㎡につき1箇所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2箇所。 検査孔により測定。		
							t≧5cm	-20			
							但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。				
						延長 L		-200	1施工箇所毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	3		吹付工（仮設を含む） （コンクリート） （モルタル）	法長 ℓ	ℓ＜3m	-50	施工延長20mにつき1箇所、20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。	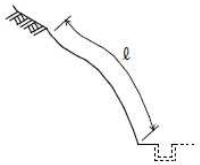	
							ℓ≧ 3m	-100			
						厚さ t	t ＜5cm	-10	200㎡につき1箇所以上、200㎡以下は2箇所をせん孔により測定。	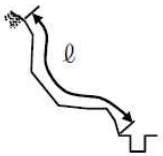	
							t ≧ 5cm	-20			
							但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上				
						延長 L		-200	1施工箇所毎	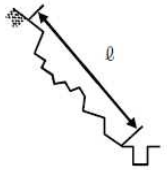	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 ℓ	ℓ＜10m	-100	施工延長20ｍにつき１箇所、延長20ｍ以下のものは１施工箇所につき２箇所。	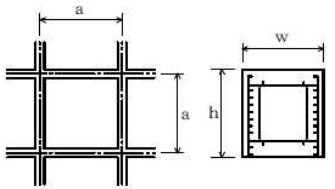	曲線部は設計図書による
							ℓ≧10m	-200			
						幅 w		-30	枠延延長100ｍにつき１箇所、枠 延延長100ｍ以下のものは１施工箇所につき２箇所。		
						高 さ h		-30			
						枠中心間隔 a		±100			
						延 長 L		-200	１施工箇所毎		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	4	2	法枠工 （プレキャスト法枠工）	法長 ℓ	ℓ＜10m	-100	施工延長20ｍにつき１箇所、延長20ｍ以下のものは１施工箇所につき２箇所。		
							ℓ≧10m	-200			
						延 長 L		-200	１施工箇所毎		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	6		アンカー工	削孔深さ ℓ		設計値以上	全数（任意仮設は除く）	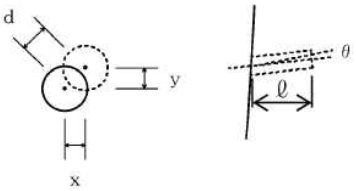 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						配置誤差 d		100			
						せん孔方向 θ		±2.5度			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	1		（一般事項） 場所打擁壁工	基準高 ▽		±50	施工延長20mにつき１箇所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２箇所。	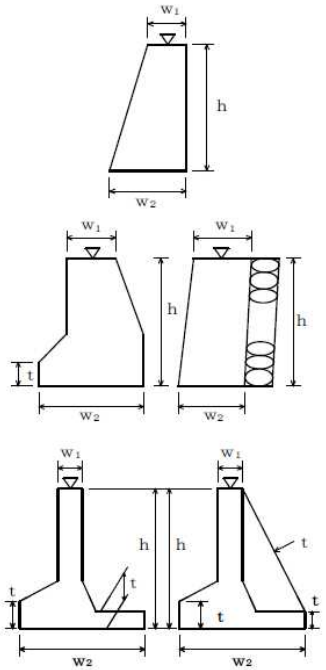	
						厚さ t		-20			
						裏込厚さ		-50			
						幅 w_1, w_2		-30			
						高さ h	h＜3m	-50			
							h≧3m	-100			
						延長 L		-200	１施工箇所毎		
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	2		プレキャスト擁壁工	基準高 ▽		±50	施工延長20mにつき１箇所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２箇所。	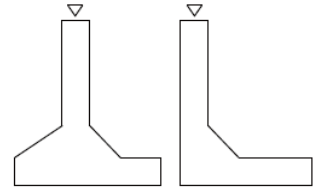	
						延長 L		-200	１施工箇所毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 共通的工種	15 擁壁工 共通	3		補強土壁工 （補強土（テールアルメ）壁工法） （多数アンカー式補強土工法） （ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	基準高 ▽		±50	施工延長20mにつき１箇所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２箇所。	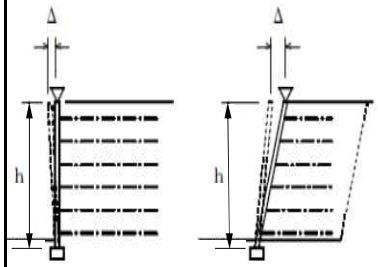	
						高さh	h＜3m	-50			
							h≧3m	-100			
						鉛直度 △		±0.03hかつ±300以内			
						控え長さ		設計値以上			
						延長 L		-200	１施工箇所毎		
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	4		井桁ブロック工	基準高 ▽		±50	施工延長20mにつき１箇所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２箇所。	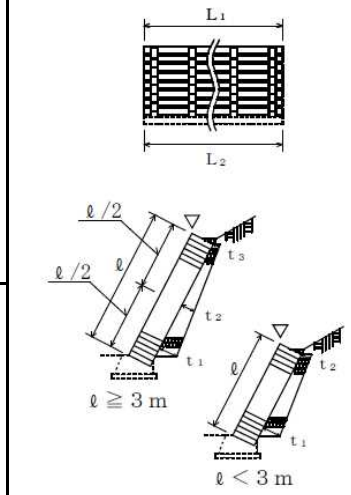	
						法長ℓ	ℓ＜3m	-50			
							ℓ≧3m	-100			
						厚さ t_1, t_2, t_3		-50			
						延長 L_1, L_2		-200	１施工箇所毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値		測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	1	浚渫船運転工 （ポンプ浚渫船）				上限	下限	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、５m毎。また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。	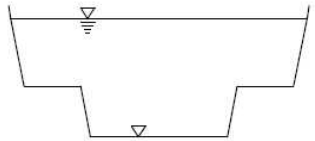	
						基準高▽	電気船	200ps	-800～+200				
								500ps	-1000～+200				
								1000ps	-1200～+200				
							ディーゼル船	250ps	-800～+200				
								420ps 600ps	-1000～+200				
								1350ps	-1200～+200				
						幅			-200				
						延長			-200				
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	2	浚渫船運転工 （グラブ浚渫船） （バックホウ浚渫船）	基準高▽			+200 以下		延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、５m毎。また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。	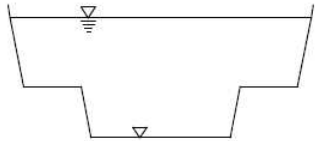	
						幅			-200				
						延長			-200				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	18 床版工	2		床版工	基準高 ▽	±20	基準高は、１径間当たり２箇所（支点付近）で、１箇所当たり両端と中央部の３点、幅は１径間当たり３箇所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に１箇所測定。 （床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）		注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(案）」も併せて適用する
						幅 w	0～＋30			
						厚さ t	－10～＋20			
						鉄筋のかぶり	設計値以上	１径間当たり３断面（両端及び中央）測定。１断面の測定箇所は断面変化毎１箇所とする。		
						鉄筋の有効高さ	±10			
						鉄筋間隔	±20	１径間当たり３箇所（両端及び中央）測定。 １箇所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に２mの範囲を測定。		
						上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川編	1 築堤護岸工	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅 w	-30		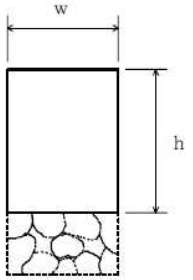	
						高さ h	-30			
6 河川編	1 築堤・護岸	10 水制工	8		杭出し水制工	基準高 ▽	±50	1組毎	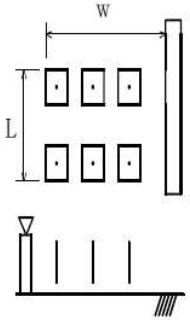	
						幅 w	±300			
						方向	±7°			
						延長 L	-200			
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	埋設深 t	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1箇所。	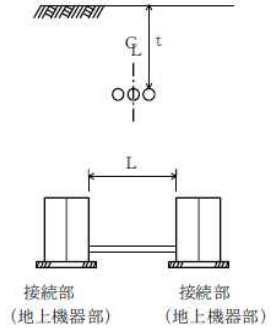	
						延長 L	-200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	基準高 ▽	±30	1箇所毎 ※は現場打部分のある場合	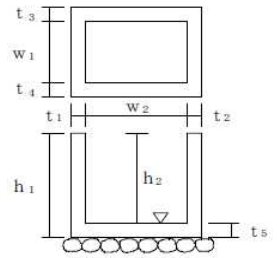	
						※厚さ t_1～t_5	-20			
						※幅 w_1,w_2	-30			
						※高さ h_1,h_2	-30			
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	1	函渠工 （本体工）	基準高 ▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。	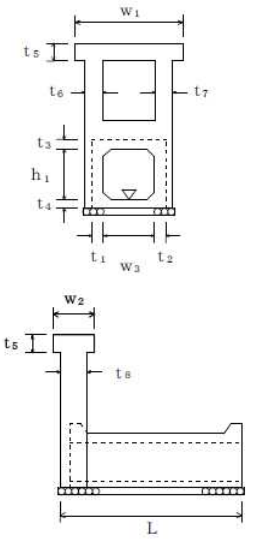	
						厚さ t_1～t_8	-20	函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所で測定。プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		
						幅 w_1, w_2	-30			
						内空幅 w_3	-30			
						内空高 h_1	±30			
						延長 L	-200			
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	2	函渠工 （ヒューム管） （ＰＣ管） （コルゲートパイプ） （ダクタイル鋳鉄管）	基準高 ▽	±30	施工延長20ｍにつき１箇所、延長20ｍ以下のものは１施工箇所につき２箇所。	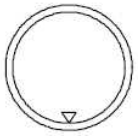	
						延長 L	-200	１施工箇所毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	7 8		翼壁工 水叩工	基準高 ▽		±30	図面の寸法表示箇所で測定。	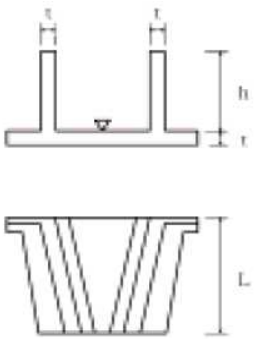	
						厚さ t		-20			
						幅 w		-30			
						高さ h		±30			
						延長 L		-50			
6 河川編	4 水門	6 水門本体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基準高 ▽		±30	図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚さ t		-20			
						幅 w		-30			
						高さ h		±30			
						延長 L		-50			
6 河川編	5 堰	6 可動堰本体工	13 14		閘門工 土砂吐工	基準高 ▽		±30	図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚さ t		-20			
						幅 w		-30			
						高さ h		±30			
						延長 L		-50			
6 河川編	5 堰	7 固定堰本体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	基準高 ▽		±30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所で測定。	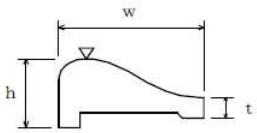	
						厚さ t		-20			
						幅 w		-30			
						高さ h		±30			
						堰長 L	L＜20m	-50			
							L≧20m	-100			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川編	5 堰	8 魚道工	3		魚道本体工	基準高 ▽	±30	施工延長20mにつき1箇所、20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	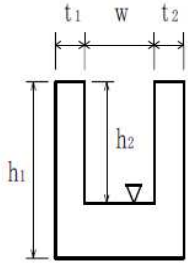	
						厚さ t_1, t_2	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h_1, h_2	-30			
						延長 L	-200			
6 河川編	5 堰	9 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定。	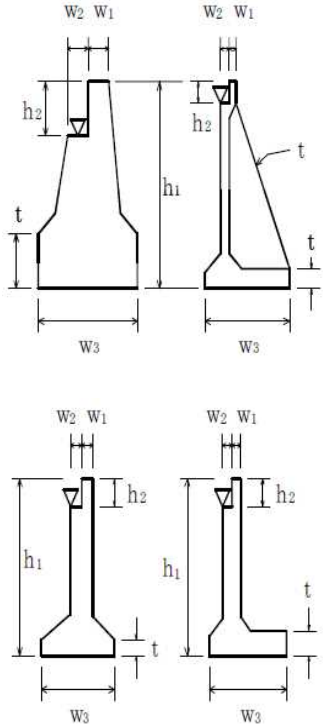	
						厚さ t	-20			
						天端幅 w_1 (橋軸方向)	-10			
						天端幅 w_2 (橋軸方向)	-10			
						敷幅 w_3 (橋軸方向)	-50			
						高さ h_1	-50			
						胸壁の高さ h_2	-30			
						天端長 ℓ_1	-50			
						敷長 ℓ_2	-50			
						胸壁間距離 ℓ	±30			
						支点長及び中心線の変化	±50			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	6		本体工	基準高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。	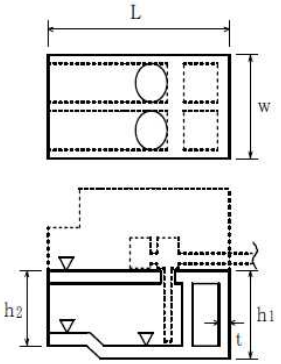	
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h_1, h_2	±30			
						延長 L	-50			
6 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	7		燃料貯油槽工	基準高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。	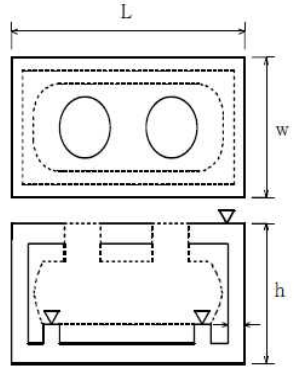	
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			
6 河川編	6 排水機場	5 沈砂池工	7		コンクリート床版工	基準高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。	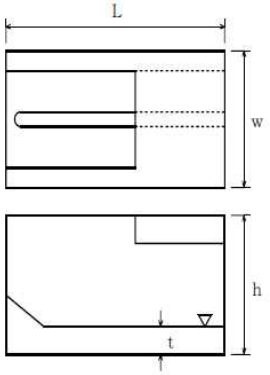	
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6		本体工 （床固め本体工）	基準高 ▽	±30	図面に表示してある箇所で測定。	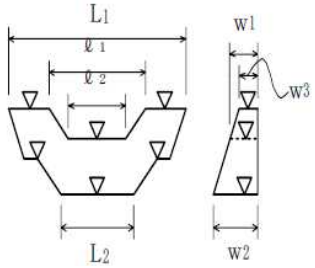	
						天端幅 w_1,w_3	-30			
						堤幅 w_2	-30			
						堤長 L_1, L_2	-100			
						水通し幅ℓ_1, ℓ_2	±50			
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8		水叩工	基準高 ▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。厚さは目地及びその中間点で測定。	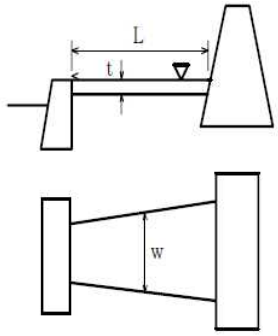	
						厚さ t	-30			
						幅 w	-100			
						延長 L	-100			
6 河川編	7 床止め・床固め	5 床固め工	6		側壁工	基準高 ▽	±30	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3．長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。	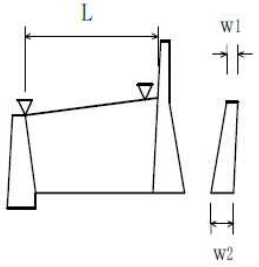	
						天端幅 w_1	-30			
						堤幅 w_2	-30			
						長さ L	-100			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	5		場所打コンクリート工	基準高 ▽	±30	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	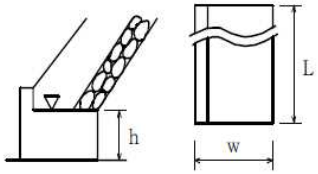	
						幅 w	-30			
						高さ h	-30			
						延長 L	-200			
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	6		海岸コンクリートブロック工	基準高 ▽	±50	ブロック個数20個につき1箇所の割で測定。基準高、延長は施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	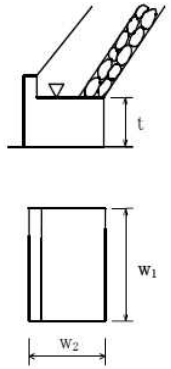	
						ブロック厚 t	-20			
						ブロック縦幅 w_1	-20			
						ブロック横幅 w_2	-20			
						延長 L	-200			
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	4		海岸コンクリートブロック工	基準高 ▽	±50	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	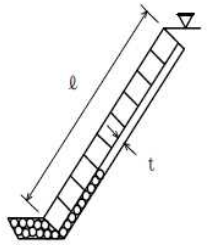	
						法長ℓ ℓ＜5m	-100			
						法長ℓ ℓ≧5m	ℓ×（－2%）			
						厚さ t	-50			
						延長 L	-200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	5		コンクリート被覆工	基準高 ▽		±50	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	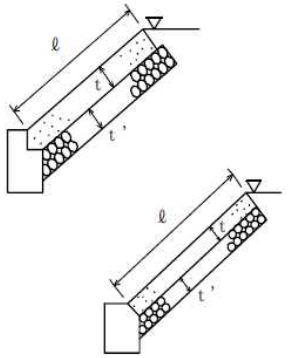	
						法長ℓ	ℓ＜3m	-50			
							ℓ≧3m	-100			
						厚さt	t＜100	-20			
							t≧100	-30			
						裏込材厚 t’		-50			
						延長 L		-200			
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	8 天端被覆工	2		コンクリート被覆工	基準高 ▽		±50	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	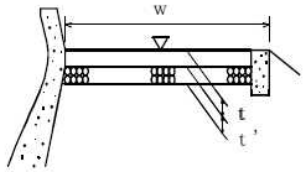	
						幅 w		-50			
						厚さ t		-10			
						基礎厚 t’		-45			
						延長 L		-200			
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	9 波返工	3		波返工	基準高 ▽		±50	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	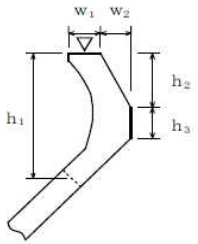	
						幅 w_1, w_2		-30			
						高さ h＜3m h_1, h_2, h_3		-50			
						高さ h≧3m h_1, h_2, h_3		-100			
						延長 L		-200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	4		捨石工	基準高 ▽	本均し		±50	施工延長10mにつき、１測点当たり５点以上測定。	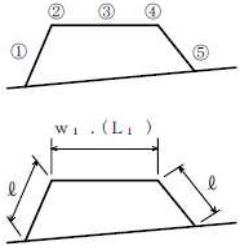	
							表面均し		±100			
							荒均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500			
								異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300			
							被覆均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500			
								異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300			
						法長 ℓ			-100	幅は施工延長20mにつき１箇所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
						天端幅 w_1			-100			
						天端延長 L_1			-200			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	5		吸出し防止工	幅 w			-300	施工延長20mにつき１箇所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２箇所。	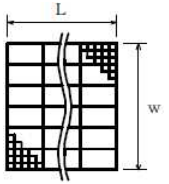	
						延長 L			-500			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	2		捨石工	基準高 ▽	異形ブロック据付面（乱積）の高さ		±500	施工延長10mにつき、１測点当たり５点以上測定。	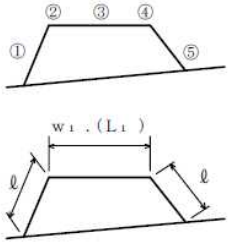	
							異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ		±300			
						法長 ℓ			-100	幅は施工延長20mにつき１箇所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
						天端幅 w_1			-100			
						天端延長 L_1			-200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	5		海岸コンクリートブロック工	基準高 ▽	（層積）ブロック規格26ｔ未満	±300	施工延長20ｍにつき１箇所、延長20ｍ以下のものは１施工箇所につき２箇所。延長は、センターラインで行う。	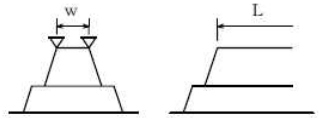	
							（層積）ブロック規格26ｔ以上	±500			
							（乱　積）	±ブロックの高さの１／２			
						天端幅 w		－ブロックの高さの１／２			
						天端延長 L		－ブロックの高さの１／２			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	9		石砕工	基準高 ▽		±50	施工延長20ｍにつき１箇所、延長20ｍ以下のものは１施工箇所につき２箇所。	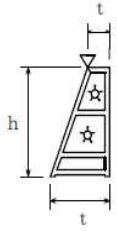	
						厚さ t		－50			
						高さ	h＜3ｍ	－50			
							h≧3ｍ	－100			
						延長 L		－200	１施工箇所毎		
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	10		場所打コンクリート工	基準高 ▽		±30	施工延長20ｍにつき１箇所、延長20ｍ以下のものは１施工箇所につき２箇所。	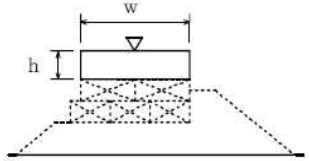	
						幅 w		－30			
						高さ h		－30			
						延長 L		－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	1	ケーソン工 （ケーソン工製作）	バラストの基準高▽	砕石、砂	±100	各室中央部１箇所	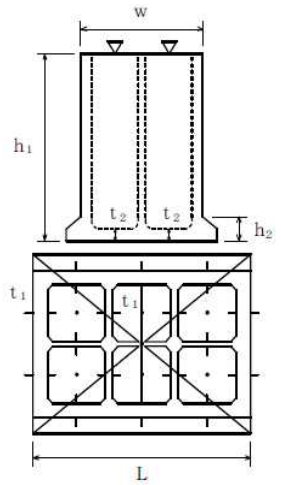	
							コンクリート	±50			
						壁厚 t_1		±10	底版完成時、各壁１箇所		
						幅 w		+30，−10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
						高さ h_1		+30，−10	完成時、四隅		
						長さ L		+30，−10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
						底版厚さ t_2		+30，−10	底版完成時、各室中央部１箇所		
						フーチング高さ h_2		+30，−10	底版完成時、四隅		
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	2	ケーソン工 （ケーソン工据付）	法線に対する出入 1、2		ケーソン重量 2000ｔ未満 ±100	据付完了後、両端２箇所	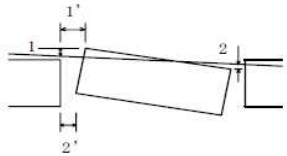	
								ケーソン重量 2000ｔ以上 ±150			
						据付目地間隔 1’、2’		ケーソン重量 2000ｔ未満 100以下	据付完了後、天端２箇所		
								ケーソン重量 2000ｔ以上 200以下			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	3	ケーソン工 （突堤上部工） 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	基準高	陸上	±30	１室につき１箇所（中心）	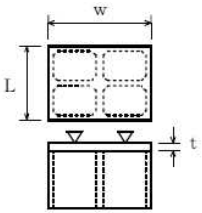	
							水中	±50			
						厚さ t		±30			
						幅 w		±30			
						長さ L		±30			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	1	セルラー工 （セルラー工製作）	壁厚 t	±10	型枠取外し後全数	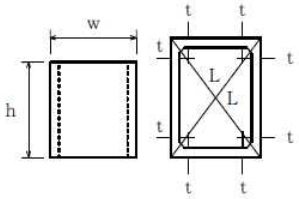	
						幅 w	+20，−10			
						高さ h	+20，−10			
						長さ L	+20，−10			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	2	セルラー工 （セルラー工据付）	法線に対する出入1、2	±50	据付後ブロック1個に2箇所（各段毎）	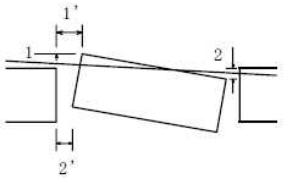	
						隣接ブロックとの間隔1′、2′	50以下			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	3	セルラー工 （突堤上部工） 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	基準高▽ 陸上	±30	1室につき1箇所（中心）	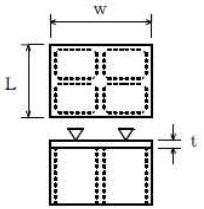	
						基準高▽ 水中	±50			
						厚さ t	±30			
						幅 w	±30			
						長さ L	±30			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	2		捨石工	基準高▽ 異形ﾌﾞﾛｯｸ据付面（乱積）の高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。	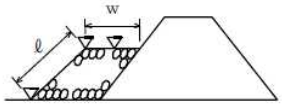	
						基準高▽ 異形ﾌﾞﾛｯｸ据付面(乱積）以外の高さ	±300			
						法長 ℓ	-100	幅は施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
						天端幅 w	-100			
						天端延長 L	-200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	3		根固めブロック工	基準高▽	層積	±300	施工延長20mにつき１箇所、延長20m以下のものは１施工箇所につき2箇所。	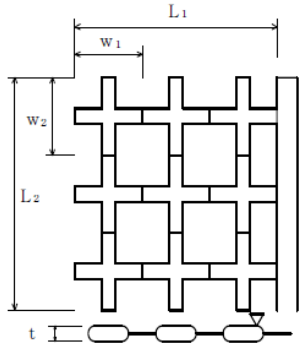	
							乱積	±ｔ／2			
						厚さ t		-20	幅、厚さは20個につき１箇所測定。		
						幅 w_1 w_2	層積	-20			
							乱積	－ｔ／2			
						延長 L_1 L_2	層積	－200	１施工箇所毎		
							乱積	－ｔ／2			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	7 消波工	3		消波ブロック工	基準高▽	層積	±300	施工延長20mにつき１箇所。延長20m以下のものは１施工箇所につき2箇所	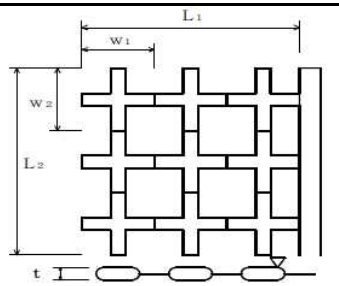	
							乱積	±ｔ／2			
						厚さ t		－20	幅、厚さは20個につき１箇所測定。		
						幅 w_1，w_2		－20			
						延長 L_1，L_2		－200			
7 河川海岸編	3 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）	3 海域堤基礎工	3		捨石工	基準高▽	本均し	±50	施工延長10mにつき、１測点当たり５点以上測定。	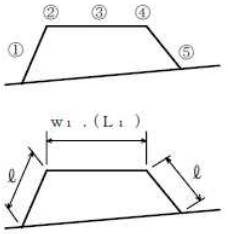	
							荒均し 異形ブロック付面(乱積)の高さ	±500			
							荒均し 異形ブロック付面(乱積)以外の高さ	±300			
							被覆均し 異形ブロック付面(乱積)の高さ	±500			
							被覆均し 異形ブロック付面(乱積)以外の高さ	±300			
						法長 ℓ		－100	幅は施工延長20mにつき１箇所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
						天端幅 w_1		－100			
						天端延長 L_1		－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	基準高 ▽		±30	図面の表示箇所で測定。	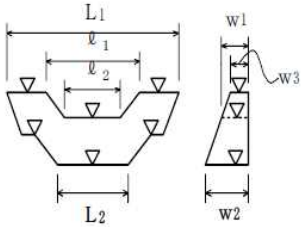	
						天端部 堤幅	w_1, w_3 w_2	-30			
						水通しの幅	ℓ_1, ℓ_2	±50			
						堤長	L_1, L_2	-100			
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	6		コンクリート側壁工	基準高 ▽		±30	1．図面の寸法表示箇所を測定。 2．上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3．長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。	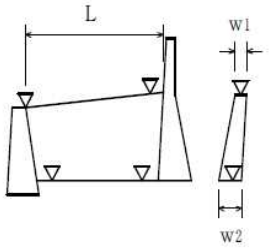	
						幅	w_1, w_2	-30			
						長さ	L	-100			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	8		水叩工	基準高 ▽		±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。	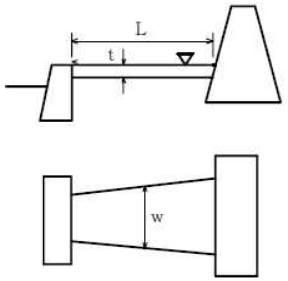	
						幅	w	-100			
						厚さ	t	-30			
						延長	L	-100			
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	1	鋼製えん堤本体工 （不透過型）	水通し部	堤高 ▽	±50	1．図面の表示箇所で測定する。 2．ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は＋の規格値は適用しない。	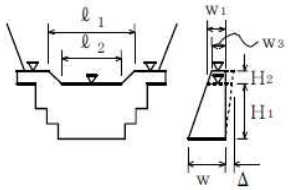	
							長さ ℓ_1, ℓ_2	±100			
							幅 w_1, w_3	±50			
							下流側倒れ △	±0.02H_1			
						袖部	袖高 ▽	±50			
							幅 w_2	±50			
							下流側倒れ △	±0.02H_2			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	2	鋼製えん堤本体工 （透過型）	堤長 L	±50	図面の寸法表示箇所で測定	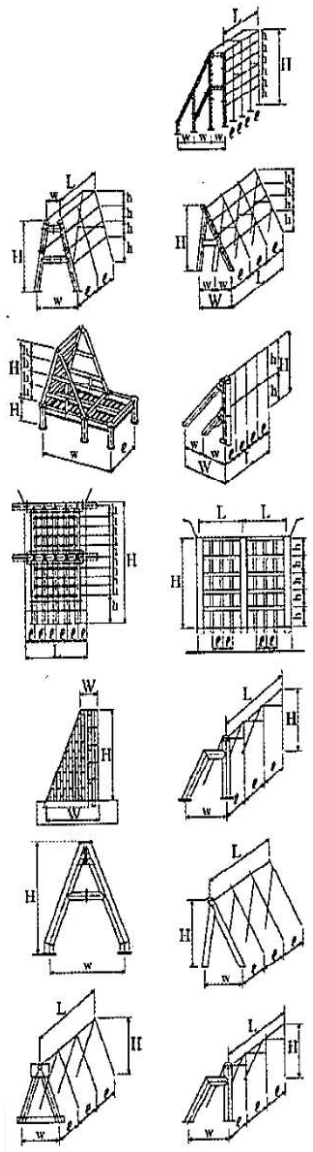	
						堤長 ℓ	±10			
						堤幅 W	±30			
						堤幅 w	±10			
						高さ H	±10			
						高さ h	±10			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鉄製堰堤工	6		鋼製側壁工	堤高 ▽	±50	1．図面に表示してある箇所で測定。 2．ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は＋の規格値は適用しない。	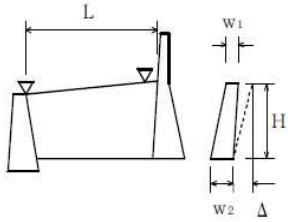	
						長さ L	±100			
						幅 w_1, w_2	±50			
						下流側倒れ △	±0.02H			
						高さ h ＜3m	-50			
						高さ h ≧3m	-100			
8 砂防編	2 流路	5 床固め工	8		魚道工	基準高 ▽	±30	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	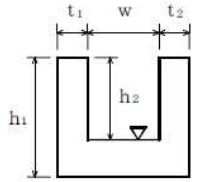	
						幅 w	-30			
						高さ h_1, h_2	-30			
						厚さ t_1, t_2	-20			
						延長 L	-200			
8 砂防編	3 斜面対策	6 山腹水路工	4		山腹明暗渠工	基準高 ▽	±30	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	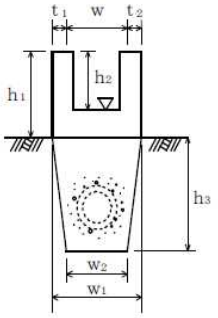	
						厚さ t_1, t_2	-20			
						幅 w	-30			
						幅 w_1, w_2	-50			
						高さ h_1, h_2	-30			
						深さ h_3	-30			
						延長 L	-200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ　ℓ	設計値以上	全数	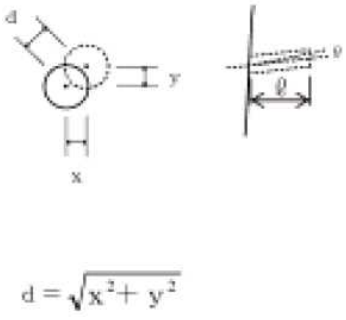	
						配置誤差 d	100			
						せん孔方向 θ	±2.5度			
8 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	5		集水井工	基準高 ▽	±50	全数測定。偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	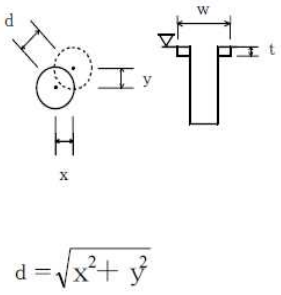	
						偏心量 d	150			
						長さ L	-100			
						巻立て幅 w	-50			
						巻立て厚さ t	-30			
8 砂防編	3 斜面対策	9 抑止杭工	6		合成杭工	基準高 ▽	±50	全数測定。		
						偏心量 d	D/4以内かつ100以内			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工（本体）	天端高 ▽	±20	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3． ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。	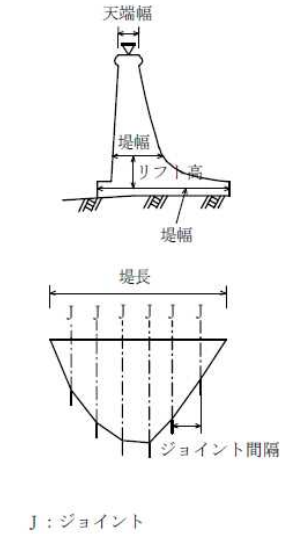	
						天端幅	±20			
						ジョイント間隔	±30			
						リフト高	±50			
						堤幅	−30，+50			
						堤長	-100			
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工（水叩）	天端高 ▽	±20	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（敷高）、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交点部を測定。 ②長さは、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3．水叩の平坦性の測定は監督職員の指示による。	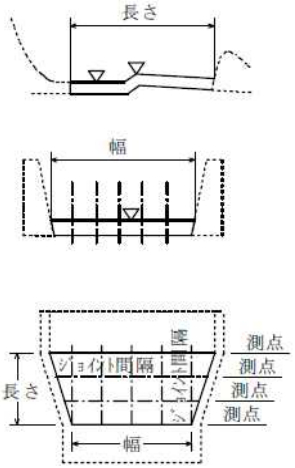	
						ジョイント間隔	±30			
						幅	±40			
						長さ	−100，+60			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工（副ダム）	天端高 ▽	±20	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。	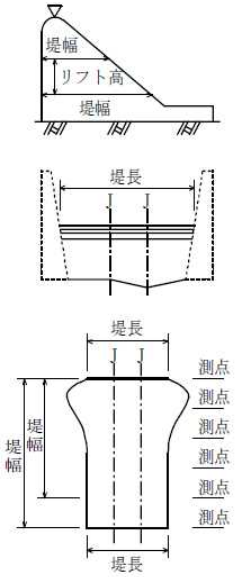 J：ジョイント	
						ジョイント間隔	±30			
						リフト高	±50			
						堤幅	−30，＋50			
						堤長	±40			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工（導流壁）	天端高 ▽	±30	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて3リフトごとに測定。 （注）リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。 なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定。	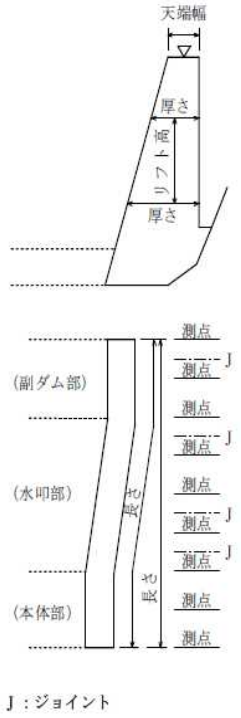	
						ジョイント間隔	±20			
						リフト高	±50			
						長さ	±100			
						厚さ	±20			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダム編	2 フィルダム	3 盛立工	5		コアの盛立	基準高 ▽	設計値以上	各測点について５層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種（タンピングローラ）の場合	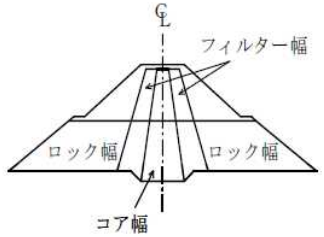	
						外側境界線	－0，＋500			
9 ダム編	2 フィルダム	3 盛立工	6		フィルターの盛立	基準高 ▽	-0	各測点について５層毎に測定。		
						外側境界線	－0，＋1000			
						盛立幅	－0，＋1000			
9 ダム編	2 フィルダム	3 盛立工	7		ロックの盛立	基準高 ▽	-100	各測点について盛立５m毎に測定。		
						外側境界線	－0，＋2000			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダム編	2 フィルダム				フィルダム（洪水吐）	基準高 ▽	±20	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．1回／1施工箇所	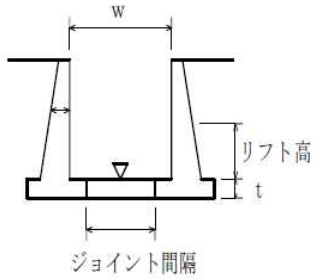	
						ジョイント間隔	±30			
						厚さ t	±20			
						幅 w	±40			
						リフト高さ	±20			
						長さ L	±100			
9 ダム編	3 基礎グラウチング	3 ボーリング工			ボーリング工	深度 L	設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で行うカーテングラウトに適用する。	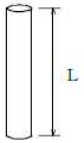	
						配置誤差	100			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	1 道路改良	3 工場製作工	2		遮音壁支柱製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…≦10 ±4…＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		
10 道路編	1 道路改	9 カルバート工	6		場所打函渠工	基準高 ▽		±30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所で測定。	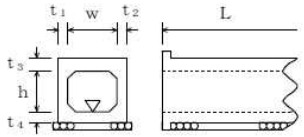	
						厚さ t_1～t_4		-20			
						幅（内法） w		-30			
						高さ h		±30			
						延長 L	L＜20m	-50			
							L≧20m	-100			
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	4		落石防止網工	幅 w		-200	1施工箇所毎		
						延長 L		-200			
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	5		落石防護柵工	高さ h		±30	施工延長20mにつき1箇所、施工延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	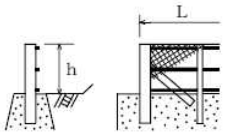	
						延長 L		-200	1施工箇所毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	6		防雪柵工	高さ h		±30	施工延長20mにつき1箇所、施工延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	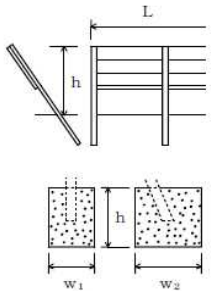	
						延長 L		-200	1施工箇所毎		
						基礎	幅 w_1, w_2	-30	基礎1基毎		
							高さ h	-30			
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	7		雪崩予防柵工	高さ h		±30	施工延長20mにつき1箇所、施工延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	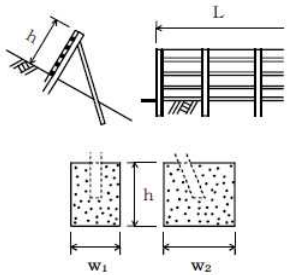	
						延長 L		-200	1施工箇所毎		
						基礎	幅 w_1, w_2	-30	基礎1基毎		
							高さ h	-30			
						アンカー長 ℓ	打込み ℓ	-10%	全数		
							埋込み ℓ	-5%			
10 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	4		遮音壁基礎工	幅 w		-30	施工延長20mにつき1箇所、施工延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	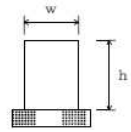	
						高さ h		-30			
						延長 L		-200	1施工箇所毎		
10 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	5		遮音壁本体工	支柱	間隔 w_1, w_2	±15	施工延長5スパンにつき1箇所	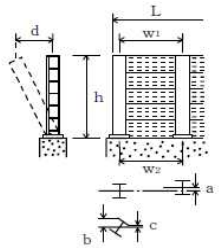	
							ずれ a	10			
							ねじれ b-c	5			
							倒れ d	h×0.5%			
						高さ h		+30, −20			
						延長 L		-200	1施工箇所毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10})			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
10 道路編	2 舗装	4 舗装工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50		—	基準高は片側延長20ｍ毎に１箇所の割で測定。 厚さは、片側延長200ｍ毎に１箇所掘り起こして測定。 幅は、片側延長20m毎に１箇所測定。 ※両端部２点で測定する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚さ t＜15cm	-30		-10			
						厚さ t≧15cm	-45		-15			
						幅	-100		—			
10 道路編	2 舗装	4 舗装工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	-9		-3	幅は、片側延長20ｍ毎に１箇所の割で測定。厚さは、片側延長200ｍ毎に１箇所コアーを採取して測定。		
						幅	-25		—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	2 舗装	5 排水構造物工	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高 ▽	±30	施工延長20mにつき１箇所、延長20m以下のものは１施工箇所につき2箇所。		
						延長 L	-200	１箇所／１施工箇所		
10 道路編	2 舗装	7 踏掛版工	4		踏掛版工（コンクリート工）	基準高	±20	１箇所／１踏掛版		
						各部の厚さ	±20	１箇所／１踏掛版		
						各部の長さ	±30	１箇所／１踏掛版		
					（ラバーシュー）	各部の長さ	±20	全数		
						厚さ	—			
					（アンカーボルト）	中心のずれ	±20	全数		
						アンカー長	±20	全数		
10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	1	大型標識工（標識基礎工）	幅 w_1, w_2	-30	基礎一基毎	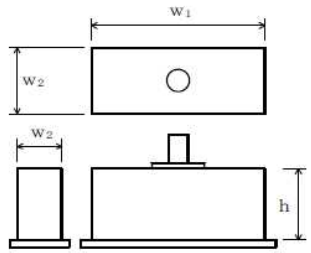	
						高さ h	-30			
10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	2	大型標識工（標識柱工）	設置高さ H	設計値以上	１箇所／１基	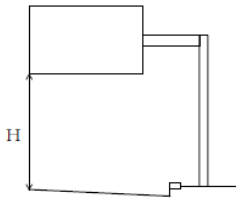	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	5	1	ケーブル配管工	埋設深 t	0～+50	接続部間毎に１箇所	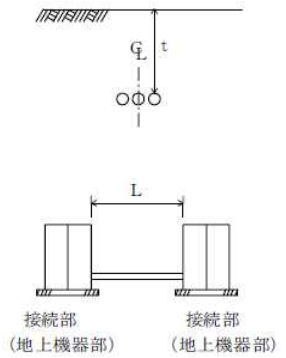	
						延長 L	-200	接続部間毎で全数		
10 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	5	2	ケーブル配管工 （ハンドホール）	基準高 ▽	±30	１箇所毎 ※印は、現場打ちのある場合	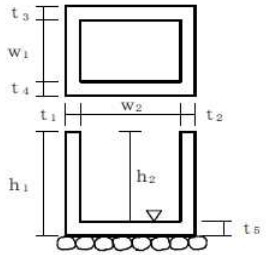	
						※厚さ t_1～t_5	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			
10 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	6		照明工 （照明柱基礎工）	幅 w	-30	１箇所／１施工箇所	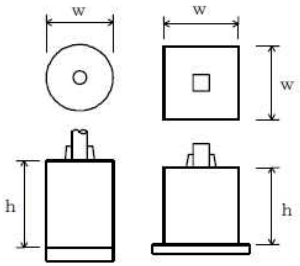	
						高さ h	-30			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	3 工場製作工	3		鋼製橋脚製作工	部材	脚柱とベースプレートの鉛直度 δ（mm）		w/500	各脚柱、ベースプレートを測定。	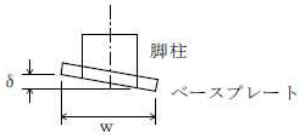	
							ベースプレート	孔の位置	±2	全数を測定。	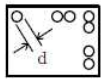	
								孔の径 d	0～5	全数を測定。		
						仮組立時	柱の中心間隔、対角長 L（m）		±5… L≦10m ±10… 10＜L≦20m ±(10＋(L－20)/10)… 20m＜L	両端部及び片持ばり部を測定。	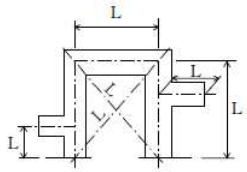	
							はりのキャンバー及び柱の曲がり δ（mm）		L/1,000	各主構の各格点を測定。	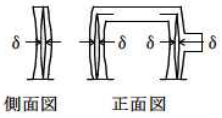	
							柱の鉛直度 δ（mm）		10… H≦10 H… H＞10	各柱及び片持ばり部を測定。 H：高さ（m）	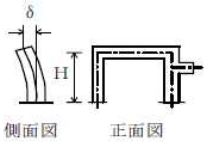	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	6 橋台工	8		橋台躯体工	基準高 ▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。	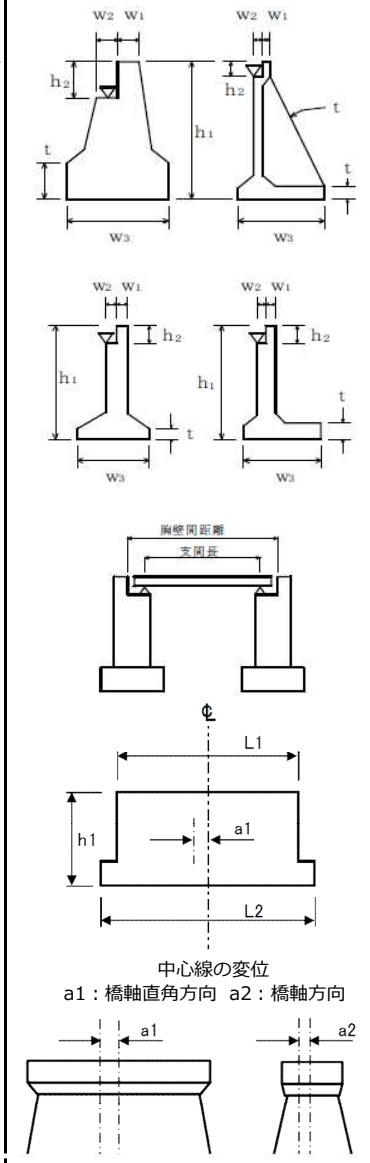	
						厚さ t		-20			
						天端幅 w_1（橋軸方向）		-10			
						天端幅 w_2（橋軸方向）		-10			
						敷幅 w_3（橋軸方向）		-50			
						高さ h_1		-50			
						胸壁の高さ h_2		-30			
						天端長 ℓ_1		-50			
						敷長 ℓ_2		-50			
						胸壁間距離 ℓ		±30			
						支間長及び中心線の変位		±50			
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	＋10～－20			
							平面位置	±20			
							ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ孔の鉛直度	1/50以下			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	1	橋脚躯体工（張出式）	基準高 ▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。	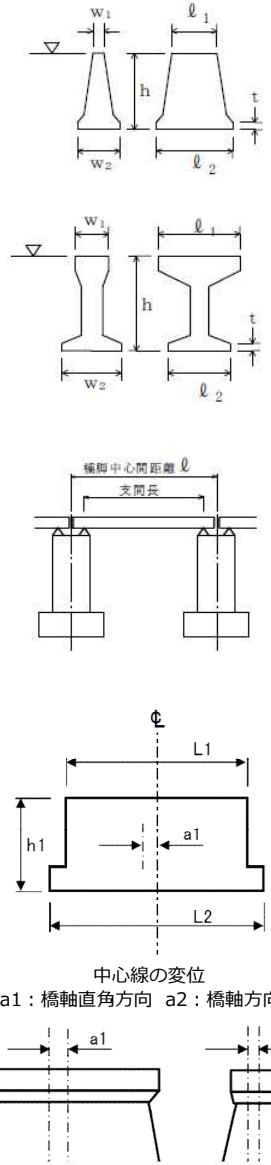	
						厚さ t		-20			
						天端幅 w_1（橋軸方向）		-20			
						敷幅 w_2（橋軸方向）		-50			
						高さ h		-50			
						天端長 ℓ_1		-50			
						敷長 ℓ_2		-50			
						橋脚中心間距離 ℓ		±30			
						支間長及び中心線の変位		±50			
						支承アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	＋10～－20			
							平面位置	±20			
							ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ孔の鉛直度	1/50以下			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	2	橋脚躯体工（ラーメン式）	基準高 ▽		±20	橋軸方向 の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。	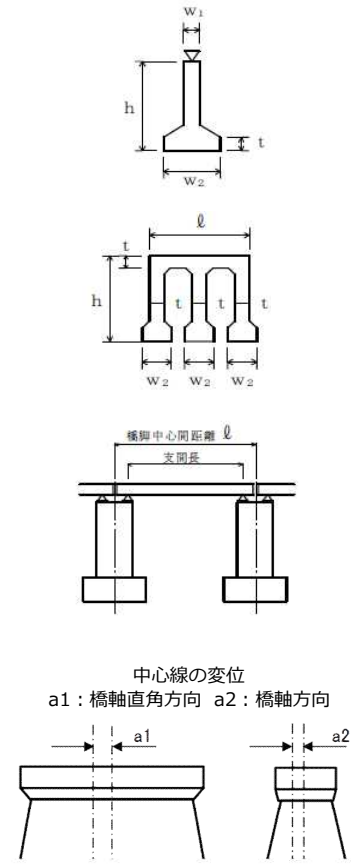	
						厚さ t		-20			
						天端幅 w_1		-20			
						敷幅 w_2		-20			
						高さ h		-50			
						長さ ℓ		-20			
						橋脚中心間距離 ℓ		±30			
						支間長及び中心線の変位		±50			
						支承アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	+10～−20			
							平面位置	±20			
							ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ孔の鉛直度	1/50以下			
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	1	橋脚フーチング工（Ⅰ型・Ｔ型）	基準高 ▽		±20	橋軸方向 の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	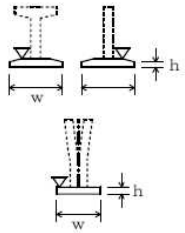	
						幅 w（橋軸方向）		-50			
						高さ h		-50			
						長さ ℓ		-50			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	2	橋脚フーチング工（門型）	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	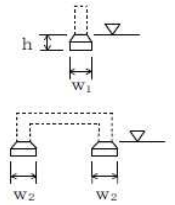	
						幅 w_1, w_2	-50			
						高さ h	-50			
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	1	橋脚架設工（Ⅰ型・T型）	基準高 ▽	±20	橋軸方向 の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	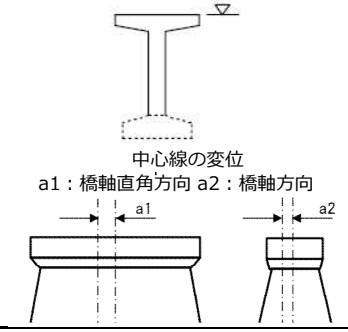	
						橋脚中心間距離 ℓ	±30			
						支間長及び中心線の変位	±50			
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	2	橋脚架設工（門型）	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	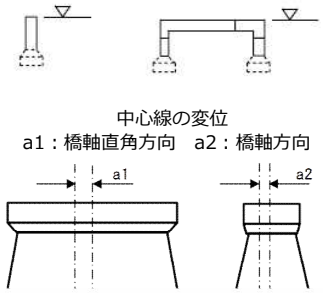	
						橋脚中心間距離 ℓ	±30			
						支間長及び中心線の変位	±50			
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ1, δ2	5 ※±5	主桁、主構の全継手数の1／2を測定。 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場合		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	9		橋梁用高欄製作工	部材 部材長ℓ（m）	±3…… ℓ≦10 ±4…… ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		
10 道路編	4 鋼橋上部	5 鋼橋架設工	10	1	支承工 （鋼製支承）	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔（m） 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1)先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2)可動支承の遊間（La,Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3)可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
						可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量＋10以上			
						支承中心間隔（橋軸直角方向）	コンクリート橋 ±5 鋼橋 4＋0.5×(B-2)			
						水平度 下沓の 橋軸方向	1／100			
						水平度 下沓の 橋軸直角方向	1／100			
						可動支承の橋軸方向のずれ同一支承線上の相対誤差	5			
						可動支承の移動量 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上			
10 道路編	4 鋼橋上部	5 鋼橋架設工	10	2	支承工 （ゴム支承）	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔（m） 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1)先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2)可動支承の遊間（La,Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3)可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
						可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量＋10以上			
						支承中心間隔（橋軸直角方向）	コンクリート橋 ±5 鋼橋 4＋0.5×(B-2)			
						水平度 支承の 橋軸方向	1／300			
						水平度 支承の 橋軸直角方向	1／300			
						可動支承の橋軸方向のずれ同一支承線上の相対誤差	5			
						可動支承の移動量 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定		
						アンカーボルト定着長	－20以内 かつ －1D以内	全数測定 D：アンカーボルト径（mm）		
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	5		地覆工	地覆の幅 w_1	－10～＋20	1径間当たり両端と中央部の3箇所測定。	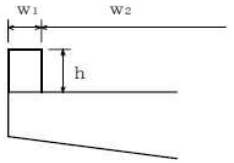	
						地覆の高さ h	－10～＋20			
						有効幅員 w_2	0～＋30			
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天端幅 w1	－5～＋10	1径間当たり両端と中央部の3箇所測定。	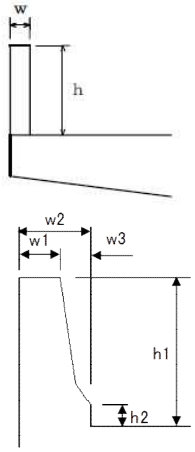	
						地覆の幅 w2	－20～＋20			
						高さ h1	－20～＋30			
						高さ h2	－20～＋20			
						有効幅員 w3	0～＋30			
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	8		検査路工	幅	±3	1ブロックを抽出して測定。		
						高さ	±4			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	5 コンクリート橋上部	6 プレビーム桁橋工	2		プレビーム桁製作工（現場）	幅 w	±5	桁全数について測定。横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の３箇所とする。 ℓ：スパン長	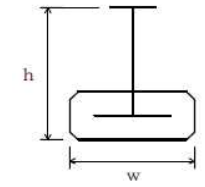	
						高 さ h	10 -5			
						桁 長 ℓ スパン長	ℓ＜15…±10 ℓ≧15… ±（ℓ－５） かつ－30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			
10 道路編	6 トンネル（ＮＡＴＭ）	4 支保工	3		吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の１／３以上を確保するものとする。	施工延長20m毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注）良好な岩盤とは、道路トンネル技術基準（構造編）にいう地盤等級Ａ又はＢに該当する地盤とする。	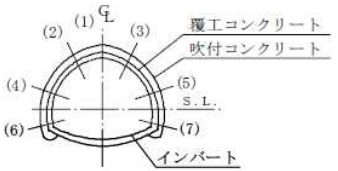	
10 道路編	6 トンネル（ＮＡＴＭ）	4 支保工	4		ロックボルト工	位置間隔	—	施工延長20m毎に断面全本数検測。		
						角 度	—			
						削孔深さ	—			
						孔 径	—			
						突出量	プレート下面から10cm以内			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	6 トンネル（NATM）	5 覆工	3		覆工コンクリート工	基準高▽（拱頂）	±50	(1)基準高、幅、高さは、施工20mにつき1箇所。 (2)厚さ (ｲ)コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ﾛ)コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ﾊ)検測孔による巻厚の測定は図の(1)は20mに1箇所、(2)～(3)は100mに1箇所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2箇所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。	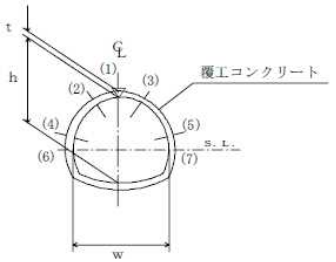	
						幅 w（全幅）	-50			
						高さh（内法）	-50			
						厚さ t	設計値以上			
						延長 L	—			
10 道路編	6 トンネル（NATM）	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅 w	-50	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						厚さ t	-30			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	6 トンネル（NATM）	6 インバート工	4		インバート本体工	幅 w（全幅）	-50	(1)幅は、施工20ｍにつき１箇所。 (2)厚さ (ｲ)コンクリート打設前の巻立空間を１打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (ﾛ)コンクリート打設後、インバートコンクリートについて１打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。	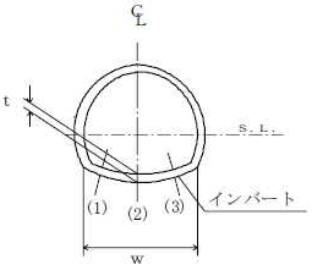	
						厚さ t	設計値以上			
						延長 L	—			
10 道路編	6 トンネル（NATM）	8 坑門工	4		坑門本体工	基準高 ▽	±50	図面の主要寸法表示箇所で測定。	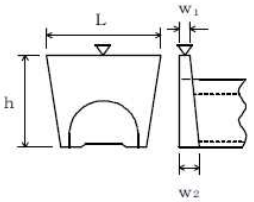	
						幅 w_1, w_2	-30			
						高さ h：h＜3ｍ	-50			
						高さ h：h≧3ｍ	-100			
						延長 L	-200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	6 トンネル（NATM）	8 坑門工	5		明り巻工	基準高▽（拱頂）	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長20mにつき１箇所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。	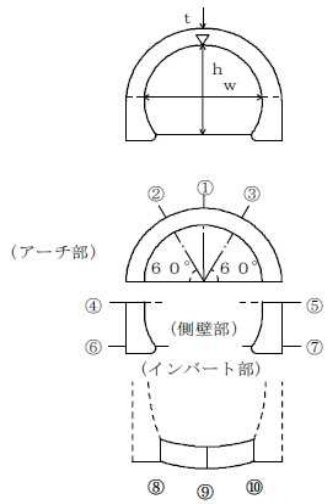	
						幅　w（全幅）	-50			
						高さh（内法）	-50			
						厚　　さ　t	-20			
						延　　長　L	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	2		現場打躯体工	基準高 ▽	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。	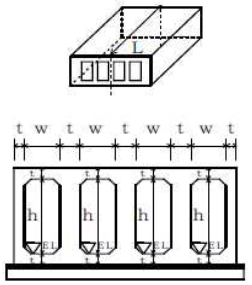	
						厚さ t	-20			
						内空幅 w	-30			
						内空高 h	±30			
						ブロック長 L	-50			
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	4		カラー継手工	厚さ t	-20	図面の寸法表示箇所で測定。	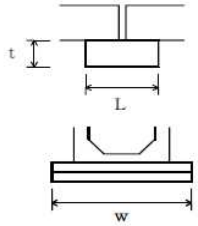	
						幅 w	-20			
						長さ L	-20			
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	1	防水工（防水）	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版で測定。	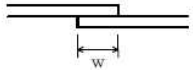	
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	2	防水工（防水保護工）	厚さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」で測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	3	防水工 （防水壁）	高さ h	-20	図面の寸法表示箇所で測定。	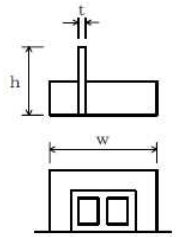	
						幅 w	±50			
						厚さ t	-20			
10 道路編	11 共同溝	7 プレキャスト構築工	2		プレキャスト躯体工	基準高 ▽	±30	施工延長20ｍにつき１箇所、延長20ｍ以下のものは１施工箇所につき２箇所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。	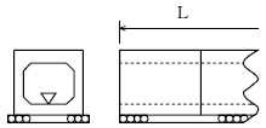	
						延長 L	-200	延長：１施工箇所毎		
10 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	2		管路工（管路部）	埋設深 t	0～＋50	接続部（地上機器部）間毎に１箇所。	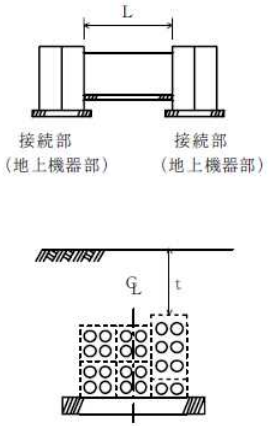	
						延長 L	-200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	3		プレキャストボックス工（特殊部）	基準高 ▽	±30	接続部（地上機器部）間毎に１箇所。	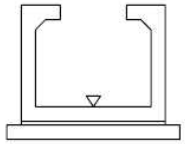	
10 道路編	12 電線共同溝	6 付帯設備工	2		ハンドホール工	基準高 ▽	±30	１箇所毎 ※は現場打部分のある場合	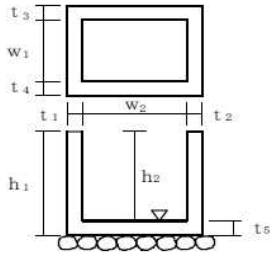	
						※厚 さ t_1～t_5	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高 さ h_1, h_2	-30			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値(X)	規格値 平均の測定値(X10)	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5		切削オーバーレイ工	厚さ t（切削）	-7	-2	厚さは20m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。幅は、延長20m毎に1箇所の割とし、延長20m未満の場合は、2箇所／施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。	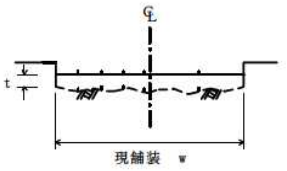 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						厚さ t（ｵｰﾊﾞｰﾚｲ）					
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	—	3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	7		路上再生工	路盤工 厚さ t	-30		幅は延長20m毎に1箇所の割で測定。厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。	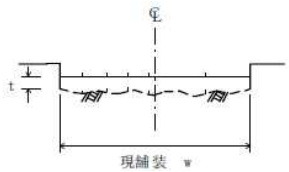	
						路盤工 幅 w	-50				
						路盤工 延長 L	-100				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要
								鋼げた等	トラス・アーチ等		
10 道路編	16 道路修繕	3 工場製作工	4		桁補強材製作工	ﾌﾗﾝｼﾞ幅 w（m） 腹板高 h（m） 腹板間隔 b'（m）	±2… w≦0.5 ±3… 0.5＜w≦1.0 ±4… 1.0＜w≦2.0 ±(3＋w/2)… 2.0＜w	主げた・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。	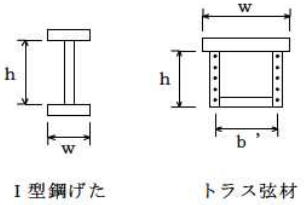	
								床組など	構造別に、5 部材につき 1 個抜き取った部材の中央付近を測定。		
						フランジの直角度 δ（mm）	w／200	主げた	各支点及び各支間中央付近を測定。	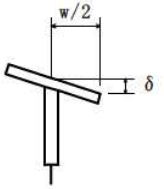	
						圧縮材の曲がり δ（mm）	ℓ／1000	—	主要部材全数を測定。ℓ：部材長（mm）	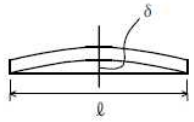	

(単位:mm)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	管理基準値	規格値（参考）	測定基準	測定箇所	摘要
13 農地編	1 パイプライン工	5 布設接合工	1 一般		管水路 (コンクリート二次製品) (鋳鉄管) (鋼管) (硬質塩化ビニル管)	基準高(V)▽	±20 ただし被圧地下水がある場合 ±30	±30 ±50	設計図書に示された基準高については、施行延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。	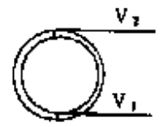	Vは管底(V1)を原則とするが、管底での測定作業が困難な場合は、管頂上(V2)でもよい。
						施行延長 L		-0.1% ただし、施行延長200m 未満 -200			
13 農地偏	1 パイプライン工	4 基礎工	1 土基礎及び砂基礎		管水路 (コンクリート二次製品) (鋳鉄管) (鋼管) (硬質塩化ビニル管)	幅(B)	-65	-100	施工延長概ね50m につき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所を測定する。	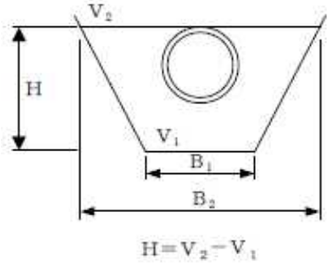	基礎材が異なる場合は種類毎に測定する。 高さ(H)の管理はV1V2で算出するものとする。
						高さ(H)	-20	±30			

(単位:mm)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	管理基準値	規格値（参考）	測定基準	測定箇所	摘要
13 農地偏	2 ため池				ため池（堤体工）	基準高(V)	±65	±100	線的なものについては施工延長概ね20mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	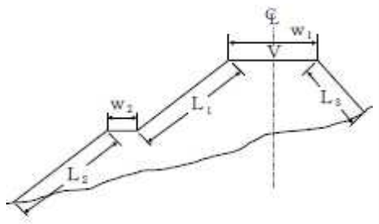	測定は原則として、水平距離とするが、法長の場合は斜距離とする。 出来形測定と写真は同一箇所で行う。 出来形図は横断図を利用して作成する。
						堤体幅(W)	天端幅　小段幅等 -65	-100			
						法長(L)	-65	-100			
						施工延長		-200			
13 農地編	2 ため池	3 まき出し及び転圧			ため池工 (刃金工)	厚さ a、b、c		±50	計画測点毎に測定、測点間隔が 10m 以上の場合は 10m 毎に測定点を増す。	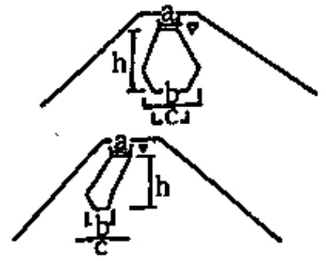	
						高さh		±50			
						基準高		±50			
								±0.1% ただし、施行延長 150m 未満 150			
13 農地偏	2 ため池				洪水吐工	基準高(V)	±20	±30	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレについては、施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法表示を測定する。	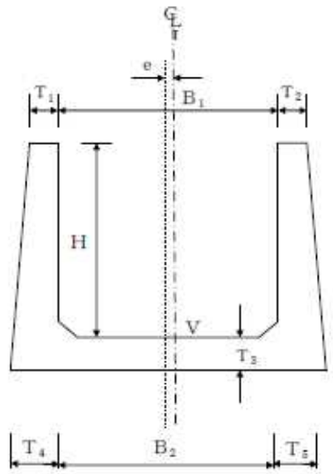	スパン長の標準を9mとした場合
						幅(B)	±20	±30			
						厚さ(T)	±13	±20			
						高さ(H)	±20	±30			
						中心線のズレ(e)	直線部　±35 曲線部　±65	直線部　±50 曲線部　±100			
						スパン長(L)	直線部　±13 曲線部　±20	直線部　±20 曲線部　±30			
						施工延長(又は長さ)		－150			

(単位:mm)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	管理基準値	規格値（参考）	測定基準	測定箇所	摘要
13 農地偏	2 ため池				樋管工 同上付帯構造物（土砂吐ゲート等）	基準高(V)	±20	±30	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレについては、施工延長10mにつき1箇所の割合で測定する。 ジョイント間隔については、1本毎に測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図寸法表示箇所を測定する。	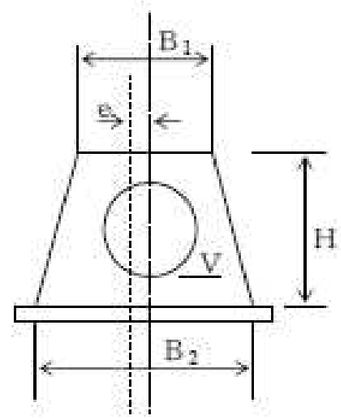	1　基準高(V)は管底を原則とする。 2　プレキャストコンクリート製品使用の場合がある。
						幅(B)	+20 -13	±20			
						厚さ(T)	+20 -13	±20			
						高さ(H)	±13	±20			
						中心線のズレ(e)	直線部　±35 曲線部　±65	直線部±50 曲線部±100			
						施工延長		－150			

(単位:mm)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	管理基準値	規格値（参考）	測定基準	測定箇所	摘要
13 農地編	3 農用地造成	2 農用地造成	5 基盤造成		テラス (階段畑)	幅(B1)	指定したとき +300 -100	-150	テラス延長おおむね 100m 当たり 1 箇所測定する。	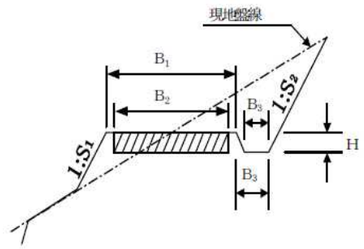	
						耕起幅(B2)	指定したとき ±100	-150			
						側溝幅(B3)	+100 -50	-75			
						側溝高さ(H)	指定したとき +100 -50	-75			
						法勾配(S)	指定したとき +2 分 -1 分				
13 農地編	3 農用地造成	2 農用地造成	7 耕土		耕土掘り起し	耕起深	果樹 -50 野菜 -10	果樹 -75 野菜 -15	おおむね ha 当たり 10 箇所測定するほか、つぼ掘り 2 箇所/ha	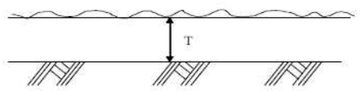	
13 農地編	3 農用地造成				道路工 (耕作道)	幅(B)	+150 -100	-150	施工延長おおむね 100m 当たり 1 箇所測定する。	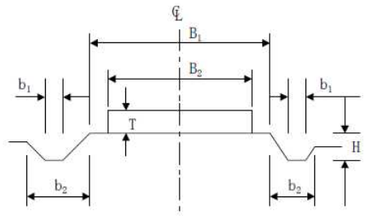	
						厚さ(T)	±30	-45			
						側溝幅員(b)	+100 -50	-75			
						側溝高さ(H)	+100 -50	-75			
13 農地編	3 農用地造成	2 農用地造成	5 基盤造成		改良山成	基準高(V)	指定したとき ±200	±300	基準高については切土部を 40mメッシュ地点で測定する。 法勾配については 40mメッシュ線と切土法尻との交点で測定する。 （測定間隔はおおむね 40m）	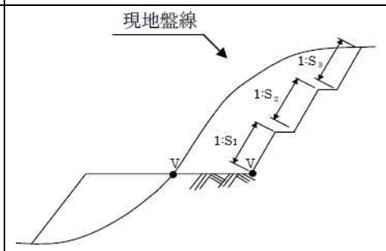	切土部のみ対象とする。
						法勾配(S)	指定したとき ±1 分				

(単位:mm)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	管理基準値	規格値（参考）	測定基準	測定箇所	摘要
13 農地編	4 ほ場整備工	3 整地工	1 表土はぎ取り		表土扱い	厚さ(T)	+20% -15%	-20%	10a 当たり 3 点以上 (標高差測定又はつぼ堀りによる。)	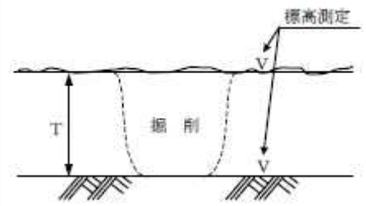	
13 農地編	4 ほ場整備工	3 整地工	5 基盤整地		基盤整地	基準高(V)	指定したとき ±100	±150	10a 当たり 3 点以上 (標高測定する。)	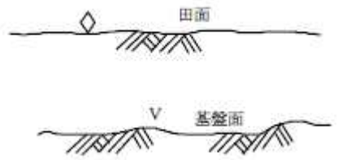	基準高は、基盤面の高さとする。
					表土整地	均平度(◇)	±35	±50			均平度は、表土埋戻し後に測定する。
13 農地編	4 ほ場整備工	3 整地工	4 畦畔の築立		畦畔工	高さ(H)	+100 -35	-50	施行延長おおむね 200m につき 1 ヶ所の割合で測定する。施工延長を示さない場合は、1 耕区につき 1 箇所の割合で測定する。	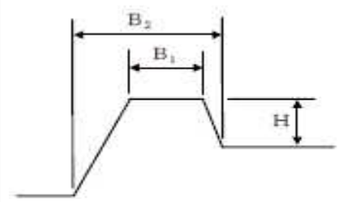	
						幅(B)	+100 -35	-50			
13 農地編	4 ほ場整備工	4 道路工	1 工作道路		道路工 (砂利道)	厚さ(T)	±30	-45	幹線道路は、施工延長 50m につき 1 箇所の割合で測定する。 支線道路は、施工延長おおむね 200m につき 1 箇所の割合で測定する。	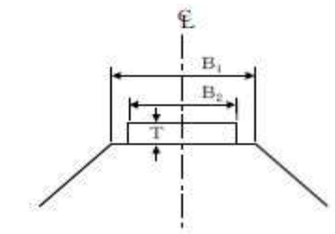	
						幅(B)	+150 -100	-150			
						施行延長		-0.2% ただし、延長 200m未満 -400			

(単位:mm)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
13 農地編					管路施設 (管路工)	基準高(V)	±30	上下流マンホール端部及び中間点毎	管布設後埋戻し前に測定 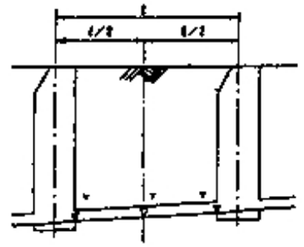	自然流下における開削工の埋設管路に適用 中間点については、管頂高を測定し計算により算出する。 管布設後埋戻し前に測定
						勾配	-	逆勾配及び零勾配でないこと		
						中心線のずれ(e)	±50	上下流マンホール端部及び中間点毎		
						延長(L)	±100	マンホール間距離毎	管布設後埋戻し前に測定 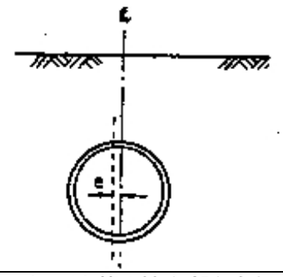	
13 農地編					マンホール施設 (全体)	基準高(V)	±30	マンホール毎	マンホールと管の接合部を含む 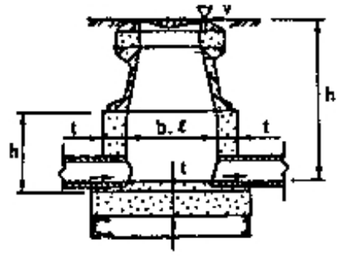 但し、二次製品の場合は幅又は内径、長さ、高さ、厚さについては規格証明書により確認することができる。	
						幅又は内径(b)	-30			
						長さ(L)	-30			
						高さ(h)	-30			
						厚さ(t)	-20			
13 農地編					マンホール施設 (取付管)	基準高(V)	±30	公共ます及び本管との接合毎	管布設後埋戻し前に測定 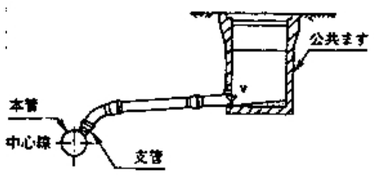 管布設後埋戻し前に確認	
						中心線のずれ(e)	±50	本管取付部については取付管の管底が本管の中心線より上方であること		

(単位:mm)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
13 農地編					公共ます(全体)	基準高(V)	±30	公共ます毎 公共ますと管路の接合部、ます壁体の接合部及びます底部から地下水等の侵入が防止できるように施工されていること。	公共ますと取り付け管の接合部を含む。 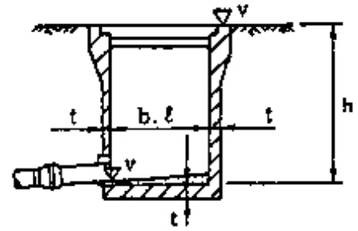 但し、二次製品の場合は幅又は内径、長さ、高さ、厚さについては規格証明書により確認することができる。	
						幅又は内径(b)	-30			
						長さ(L)	-30			
						高さ(h)	-30			
						厚さ(t)	-20			
13 農地編					中継ポンプ施設(ポンプます)	基準高(V)	±30	ポンプます毎 ポンプますと管路の接合部、ポンプます壁体の接合部及びポンプますの底部から汚水の漏水、地下水の侵入が防止できるように施工されていること。 路面に設置する場合には、蓋又はポンプます上端部は、路面と段差がなく、かつなめらかに据え付けられていること。また雨水等の浸入が防止できるように施工されていること。	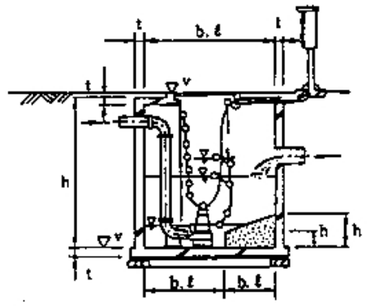 但し、二次製品の場合は幅又は内径、長さ、高さ、厚さについては規格証明書により確認することができる。	
						幅又は内径(b)	-30			
						長さ(L)	-30			
						高さ(h)	-30			
						厚さ(t)	-20			
13 農地編					中継ポンプ施設(圧送管)	基準高(V)	±30	吐出管末端部及びおおむね20mに1箇所。	管布設後埋め戻し前に測定 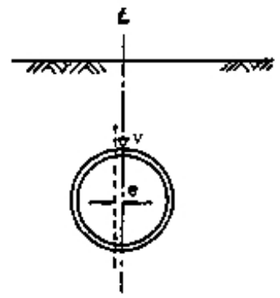 管布設後埋め戻し前に確認	
						中心線のずれ(e)	±50			

(単位:mm)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
13 農地編					汚水処理施設(コンクリート構造物)	基準高(V)	±30	水槽及び水路毎	ホッパー部含む 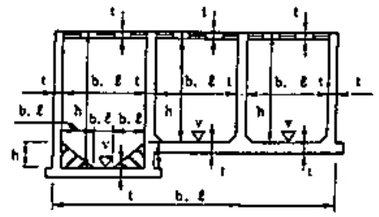	
						幅又は内径(b)	-30			
						長さ(L)	-30			
						高さ(h)	-30			
						厚さ(t)	-20			
13 農地編					汚水処理施設(ばっ気沈砂槽)	砂溜槽流出開口部の基準高(V)	±30	施設毎		
13 農地編					汚水処理施設(流量調節槽)	設置高さ(h)	±5	1箇所選定	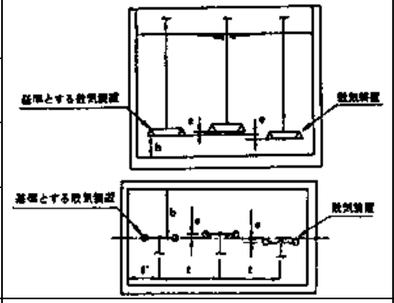	
						中心線位置(b)	±5	散気装置毎		
						基準とする散気装置とのずれ(e)	±5			
						立下り管間隔(L 及び L')	±5	立下り管間隔毎		
13 農地編					汚水処理施設(沈砂分離施設)	流入・流出管の開口部基準高(V)	±30	開口部毎 流出開口部の基準高は流出開口部より高くならないこと。	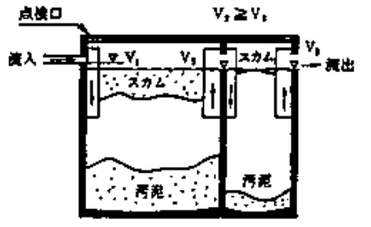	

(単位:mm)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
13 農地編					汚水処理施設(回分槽)	上澄水排出部基準高(v)	±30	施設毎	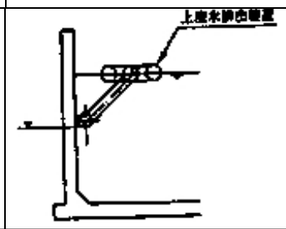	
13 農地編					汚水処理施設(沈殿施設)	越流トラフ流出部基準高(v)	±30	施設毎		
13 農地編					汚水処理施設(消毒施設)	消毒器施設面及び流出部の開口部基準高(v)	±30	施設毎		
13 農地編					汚水処理施設(汚泥濃縮槽)	越流トラフ流出部又は脱離液流出管の基準高(v)	±30	施設毎		
13 農地編					汚水処理施設(汚泥濃縮貯留槽)	脱離液流出管の基準高(v)	±30	(1 箇所測定)		
						(散気装置) 設置高さ(h)	±5	基準とする散気装置		
						中心線位置(b)	±5			
						基準とする散気装置とのずれ(e)	±5	散気装置毎		
						立下り管間隔(L 及び L')	±5	立下り管間隔毎		
13 農地編					汚水処理施設(汚泥貯留槽)	(散気装置) 設置高さ(h)	±5	1 箇所測定		
						中心線位置(b)	±5			
						基準とする散気装置とのずれ(e)	±5			
						立下り管間隔(L 及び L')	±5			

(単位:mm)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	管理基準値	規格値（参考）	測定基準	測定箇所	摘要
13 農地編					頭首工	基準高	±20	±30	構造図の寸法標示箇所を測定する。		
						幅 b	天端幅等　±20 エプロン部　±40	天端幅等　-30 エプロン部　-60			
						厚さ t	導流壁・エプロン部 +30 -20	導流壁・エプロン部 +30 -20			
						高さ h	導流壁 +30　-20	導流壁 -30			
						長さ l	導流壁・エプロン部 +100　-65	導流壁・エプロン部 -100			
13 農地編					フリューム(開水路)	基準高 V	±20	±30	基準高・中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50m につき 1 箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)については 10m につき 1 箇所の割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定する。	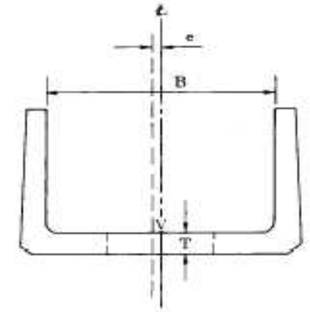	
						幅　B	+25　-15	-25			
						厚さ T	+20　-15	-20			
						中心線のズレ	直線部　±35 曲線部　±65	直線部　±50 曲線部　±100			
						施工延長		-0.1% ただし延長 150m 未満 -150			

出来高管理基準及び規格値

（単位：mm）

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 森林土木編	1 林道工事	2 法面工	1 特殊モルタル吹付工		特殊モルタル吹付工	吹付量	設計量以上	全数		現場搬入時に監督員の立会確認。 施工後の使用残量、使用済空袋、空缶の監督員の立ち会い確認
						付着量（6kg 吹き）	190g以上 (6kg×0.04 ㎡(供試体面積は1辺 20cm の場合)×0.87×0.9)	施工面積 50 ㎡につき 1 箇所		測定は吹付後 7 日以上のものとし、付着量には供試体重量は含めない。
						付着量（10kg 吹き）	280g以上 (10kg×0.04 ㎡(供試体面積は1辺 20cm の場合)×0.87×0.8)			
						接着強度	設計基準強度を下回る確率が 1/4 以下で、設計基準強度の 80%を下回る確率が 1/20 以下	施工面積 500 ㎡未満は、50 ㎡につき 1 箇所、500 ㎡以上は 100 ㎡につき 1 箇所 （供試体の接着面に対し直角に引張力を徐々に与え 1 分間で測定）		供試体（ﾓﾙﾀﾙﾌﾞﾛｯｸ）2cm×2cm×2cm、フック器具付 標準設計強度（28週強度）：0.8N/㎟

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	1	掘削工	基準高 ▽		±50		施工延長20mにつき１箇所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２箇所。 ただし、「ＴＳを用いた出来形管理要領（土工編）」または「ＲＴＫ-ＧＮＳＳを用いた出来形管理要領（土工編）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。	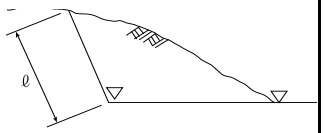	
						法長ℓ	ℓ＜5m	－200				
							ℓ≧5m	法長－4%				
				2	掘削工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	１．３次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「ＴＳを用いた出来形管理要領（土工編）」、「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」または「ＲＴＫ-ＧＮＳＳを用いた出来形管理要領（土工編）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 ３．計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±５cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	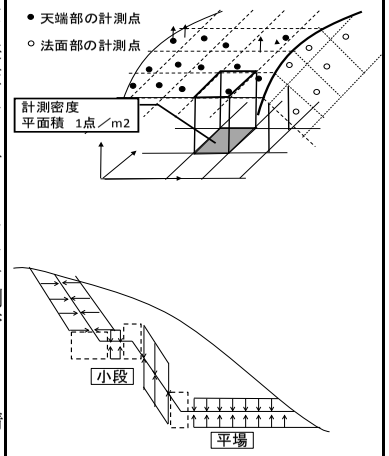	
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面（小段含む）	水平または標高較差	±70	±160			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	1	盛土工	基準高 ▽		－50		施工延長20mにつき１ヶ所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「ＴＳを用いた出来形管理要領（土工編）」または「ＲＴＫ-ＧＮＳＳを用いた出来形管理要領（土工編）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。	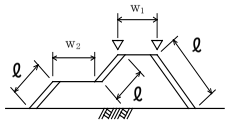	
						法長ℓ	ℓ＜5m	－100				
							ℓ≧5m	法長－2%				
						幅 w_1, w_2		－100				
				2	盛土工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	１．３次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「ＴＳを用いた出来形管理要領（土工編）」、「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」または「ＲＴＫ-ＧＮＳＳを用いた出来形管理要領（土工編）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 ３．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	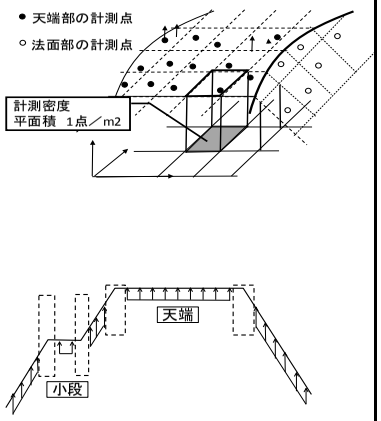	
						天端	標高較差	-50	-150			
						法面 4割＜勾配	標高較差	-50	-170			
						法面 4割≧勾配 （小段含む）	標高較差	-60	-170			
						※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ１に対する、水平方向の長さＸをＸ割と表したもの						

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	基準高 ▽		±50		施工延長20mにつき１箇所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２箇所。 ただし、「ＴＳを用いた出来形管理要領（土工編）」または「ＲＴＫ-ＧＮＳＳを用いた出来形管理要領（土工編）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。	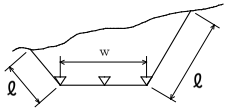	
						法長ℓ	ℓ＜5m	－200				
							ℓ≧5m	法長－4%				
				2	掘削工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	１．３次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「ＴＳを用いた出来形管理要領（土工編）」、「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」または「ＲＴＫ-ＧＮＳＳを用いた出来形管理要領（土工編）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 ３．計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±５cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	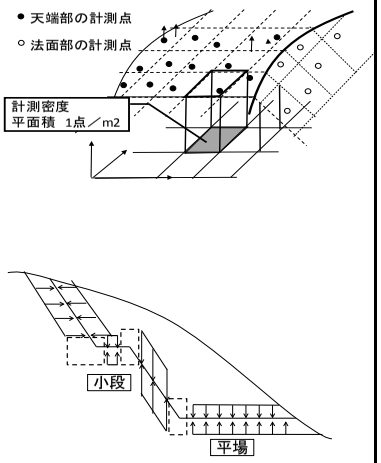	
								平場	標高較差	±50	±150				
								法面（小段含む）	水平または標高較差	±70	±160				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高 ▽		±50		施工延長20m、延長20m以下のものは１施工箇所につき２箇所。 ただし、「ＴＳを用いた出来形管理要領（土工編）」または「ＲＴＫ-ＧＮＳＳを用いた出来形管理要領（土工編）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。	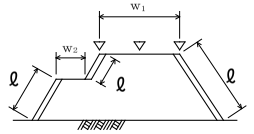	
						法長ℓ	ℓ＜5m	−100				
							ℓ≧5m	法長−2%				
						幅	w_1, w_2	−100				
				2	路体盛土工 路床盛土工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	１．３次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「ＴＳを用いた出来形管理要領（土工編）」、「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」または「ＲＴＫ-ＧＮＳＳを用いた出来形管理要領（土工編）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 ３．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	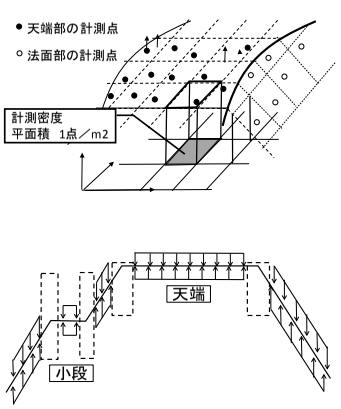	
						天端	標高較差	±50	±150			
						法面（小段含む）	標高較差	±80	±190			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±40	±50	—	—	1．3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-64	-8	-10	1．３次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	3	アスファルト舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰） 安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-64	-8	-10	1．3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-37	-46	-5	-7	1．3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-26	-3	-4	1．3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	6	アスファルト舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1．3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						平坦性	—		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm以下直読式（足付き） （σ）1.75mm以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±40	±50	—	—	1．3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	2	半たわみ性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-64	-8	-10	1．3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	3	半たわみ性舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-64	-8	-10	1．3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	4	半たわみ性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-37	-46	-5	-7	1．３次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	5	半たわみ性舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-26	-3	-4	1．3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	6	半たわみ性舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1．3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						平坦性	―		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm以下直読式（足付き） （σ）1.75mm以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	1	排水性舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±40	±50	—	—	1．3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	2	排水性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-64	-8	-10	1．３次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	3	排水性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-64	-8	-10	1．3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	4	排水性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-37	-46	-5	-7	1．3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	5	排水性舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-26	-3	-4	1．3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	6	排水性舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1．3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						平坦性	—		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm以下直読式（足付き） （σ）1.75mm以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		測定値の平均			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	1	透水性舗装工 （路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±50		—	1．3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						厚さあるいは標高較差	t＜15cm	−64	−10			
							t≧15cm	−91	−15			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）	測定値の平均			
							中規模以上 / 小規模以下	中規模以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	2	透水性舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－20	－3	1．3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	1	グースアスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-37	-46	-5	-7	1．3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	2	グースアスファルト舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-26	-3	-4	1．3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとのの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	3	グースアスファルト舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1．3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとのの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						平坦性	—		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm以下直読式（足付き） （σ）1.75mm以下				

２－３　品質管理基準

品　質　管　理

1　目　　的

土木工事の施工に当たっては、設計図書や特記仕様書並びに土木工事共通仕様書、また各種指針・要綱に明示されている材料の形状寸法、品質、規格等を十分満足し、かつ経済的に作り出す為の管理を行う必要がある。本基準は、それらの目的に合致した品質管理の為の基本事項を示したものである。

2　品質管理基準及び規格値

目　　次

1 セメント・コンクリート
（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く） ------- Ｐ － 1
2 ガス圧接 ---------- Ｐ － 5
3 既製杭工 ---------- Ｐ － 6
4 下層路盤 ---------- Ｐ － 7
5 上層路盤 ---------- Ｐ － 9
6 アスファルト安定処理路盤 ---------- Ｐ － 13
7 セメント安定処理路盤 ---------- Ｐ － 13
8 アスファルト舗装 ---------- Ｐ － 14
9 転圧コンクリート ---------- Ｐ － 18
10 グースアスファルト舗装 ---------- Ｐ － 21
11 路床安定処理工 ---------- Ｐ － 23
12 表層安定処理工（表層混合処理） ---------- Ｐ － 24
13 固結工 ---------- Ｐ － 25
14 アンカー工 ---------- Ｐ － 25
15 補強土壁工 ---------- Ｐ － 26
16 吹付工 ---------- Ｐ － 27
17 現場吹付法枠工---------- Ｐ － 29
18 河川・海岸土工---------- Ｐ － 30
19 砂防土工 ---------- Ｐ － 32
20 道路土工 ---------- Ｐ － 32
21 捨石工 ---------- Ｐ － 34
22 コンクリートダム---------- Ｐ － 35
23 覆工コンクリート（ＮＡＴＭ） ---------- Ｐ － 38
24 吹付けコンクリート（ＮＡＴＭ)---------- Ｐ － 42
25 ロックボルト（ＮＡＴＭ） ---------- Ｐ － 46
26 路上再生路盤工 ---------- Ｐ － 47
27 路上表層再生工 ---------- Ｐ － 47
28 排水性舗装工・透水性舗装工 ---------- Ｐ － 48
29 プラント再生舗装工 ---------- Ｐ － 51
30 工場製作工（鋼橋用鋼材）---------- Ｐ － 52
31 ガス切断工 ---------- Ｐ － 52
32 溶接工 ---------- Ｐ － 53

注）　なお、各表の右欄の「試験成績表等による確認」に「○」がついているものは、試験成績書やミルシート等によって品質を確保できる項目であるが、必要に応じて現場検収を実施する。
空欄の項目については、必ず現場検収を実施する。

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
1　セメント・コンクリート（治山ダムを含む） (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号、国港環第３５号、国空建第７８号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中１回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
		その他（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中１回/月以上および産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中１回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第１部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第２部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第３部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材－第４部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(ｺﾝｸﾘｰﾄ用再生骨材H)	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下　砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 但し、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中１回/年以上および産地が変わった場合。ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が代わった場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、変形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中１回/月以上および産地が変わった場合。 （山地の場合は、工事中1回/週以上）		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中１回/年以上および産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のﾓﾙﾀﾙ圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中１回/月以上および産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○

県が指定する試験機関「平成１９年２月７日覚書」

（１）和歌山市西浜１６６０番地の２９１
和歌山県生コンクリート工業組合　和歌山試験場
（２）御坊市湯川町財部字東新田１０５７番地の２
和歌山県生コンクリート工業組合　日高試験場
（３）紀の川市尾崎９２番地の１
和歌山県生コンクリート工業組合　紀北試験場
（４）西牟婁郡上富田町南紀の台４番２４号
和歌山県生コンクリート工業組合　紀南試験場

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
1　セメント・コンクリート（治山ダムを含む） （転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	その他（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中１回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造（プラント）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
1　セメント・コンクリート（治山ダムを含む） (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	製造（プラント）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量公称容量の場合： コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15% 以下	工事開始前及び工事中１回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工事とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭頭（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工、（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路、（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
				連続ミキサの場合：土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3㎝以下			○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2013、503-2007）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。	
			単位水量測定	「レディ－ミクストコンクリートの品質確保について」	１）測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 ２）測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 ３）配合設計±20kg/m3の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m3以内になることを確認する。更に、配合設計15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の３台毎に１回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は１回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は、２回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価して良い。	100m3/日以上の場合： 2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m3~150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	指示配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20㎜～25㎜の場合は175kg/m3、40㎜の場合は165kg/m3を基本とする。	
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5㎝以上8㎝未満：許容差±1.5㎝ スランプ8㎝以上18㎝以下：許容差±2.5㎝ スランプ2.5cm：許容値±1.0㎝	荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版に用いるレディ－ミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後のスランプ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 １工種当たりの総使用料が50m3以上の場合は、50m3ごとに１回の試験を行う。 ※小規模工事とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭頭（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工、（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路、（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
1　セメント・コンクリート（治山ダムを含む） (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	荷卸し時 1回/1日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個（σ 7…3個、σ 28…3個）とする。 早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ 3)を追加して採取する。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 強度試験は一工事で全体20%程度は県が指定する試験機関等で行うこととする。 但し遠隔地については、県が指定する試験機関等に替えて生コンクリート工場（JIS表示認可工場）で監督員立会の上、代行することができる。 上記以外は生コンクリート（JIS表示認可工場）の責任において実施する。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
		その他	コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回（午前・午後）の割りで行う。なおテストピースは打設場所で採取し、1回につき原則として3個とする。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 コンクリート舗装の場合には、曲げ強度試験を適用する。	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112				
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m2以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象(ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは対象としない）とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。ひび割れ幅が0.2㎜以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。	
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを１構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m2以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。（ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは対象としない。）また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは１カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。	
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは１カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。	
			配筋状態及びかぶり	「非破壊試験によるｺﾝｸﾘｰﾄ構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」による	同左	同左	同左	

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
			強度測定	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物tの強度測定要領」による	同左	同左	同左	
2　ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 折れ曲がり等 ・ノギス等による計測 （詳細外観検査） 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ折れ曲がり等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の１/４以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥著しいたれ下がり、へこみ、焼き割れがない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があってはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。 (1)直径19㎜以上の鉄筋またはSD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)直径19㎜未満の鉄筋またはSD490の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。	
					熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があってはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があってはならない。			
	施工後試験		外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 折れ曲がり等 ・ノギス等による計測 （詳細外観検査） 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の１/４以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥著しいたれ下がり、へこみ、焼き割れがない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があってはならない。	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押抜法以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督員の承諾を得る。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・⑤は、再加熱して修正する。 ・⑥は、圧接部を切り取って再圧接する。	
					熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があってはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があってはならない。		熱間押抜法の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督員の承諾を得る。 ・①②③は、再加熱、再加圧、押抜きを行って修正し、修正後外観検査を行う。 ・④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。	
			超音波探傷検査	JIS Z 3062	・各検査ロットごとに30ヶ所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1箇所以下の時はロットを合格とし、2ヶ所以上のときはロットを不合格とする。 ただし、合否判定レベルは基準レベルより-24db感度を高めたレベルとする。	超音波探傷検査は技取検査を原則とする。 抜取検査の場合は、各ロットの30ヶ所とし、1ロットの大きさは200ヶ所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、下記による。 ・不合格ロットの全数について超音波深傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督員の承諾を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査及び超音波探傷検査を行う。	○

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
3　既製杭工	材料	必須	外観検査（鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭）	目視	目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭および割れや損傷など）がないこと。	設計図書による。		○
	施工	必須	外観検査（鋼管杭）	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700㎜未満：許容値2㎜以下 外径700㎜以上1,016㎜以下：許容値3㎜以下 外径1,016㎜を超え2,000㎜以下：許容値4㎜以下		・外径700㎜未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2㎜×n 以下とする。 ・外径700㎜以上1,016㎜以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3㎜×n 以下とする。 ・外径1,016㎜を超え2,000㎜以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4㎜×n 以下とする。	
			鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接 浸透深傷試験（溶 剤除去性染色浸透 探傷試験）	JIS Z 2343-1,2,3,4,5,6	われ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。 但し、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。 なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1,2,3,4,5,6により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周とする。		
			鋼管杭・H鋼杭の現場溶接 放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。（20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20箇所から任意の1ヶ所を試験することである。）		
		その他	鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から深傷し、その深傷長は30cm/1方向とする。（20箇所毎に1ヶ所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1ヶ所を試験することである。）	中堀工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波深傷試験とすることができる。	
			鋼管杭・コンクリート杭 （根固め） 水セメント比試験	比重の測定	設計図書による。 又、設計図書に記載されていない場合は60%～70%（中掘り杭工法）、60%（プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法）とする。	試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。		
			鋼管杭・コンクリート杭 （根固め） セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 尚、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ 5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/㎜3	

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	適　用	試験成績表等による確認
4　下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-5	粒状路盤：修正CBR20%以上（クラッシャラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上）アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシャランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が40cmより小さい場合は30%以上とする。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用料が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m3以上1,000m3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 １）アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照			○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下		・鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用料が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m3以上1,000m3未満）ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 １）アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・CS：クラッシャラン鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用料が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m3以上1,000m3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 １）アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし			

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
4　下層路盤	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシャランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・再生クラッシャランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用料が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m3以上1,000m3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-191	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。 　また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1,000m2につき1個(1孔)で測定する。 ・ただし1工事あたり3個(3孔)以上		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m2につき2回の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、管理図を描 いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下			
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用料が3,000t以上の場合が該当する。	

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
5　上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR　80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用料が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m3以上1,000m3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 １）アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR　80%以上		・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用料が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m3以上1,000m3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 １）アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用料が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m3以上1,000m3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 １）アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
5　上層路盤	材料	必須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・ただし、鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用料が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m3以上1,000m3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法 便覧 [4]-10	呈色なし		・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用料が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m3以上1,000m3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-16	1.5%以下			○
			鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-12	1.2Mpa以上(14日)		・HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用料が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m3以上1,000m3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
5　上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-106	1.50kg/L以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用料が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m3以上1,000m3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 １）アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用料が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m3以上1,000m3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 １）アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用料が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m3以上1,000m3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 １）アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-191 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53㎜以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。 　また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1,000m2につき1個(1孔)で測定する。 ・ただし1工事あたり3個(3孔)以上		

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
5　上層路盤	施工	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時（1回～2回／日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			粒度（75μ mフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μ mふるい：±6%以内			
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m2につき2回の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	観察により異常が認められたとき。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			
6　アスファルト安定処理路盤			アスファルト舗装に準じる					
7　セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-38	下層路盤：一軸圧縮強さ［7日間］ 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ［7日間］ 2.9Mpa（アスファルト舗装）、2.0Mpa（セメントコンクリート舗装）。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・安定処理材に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用料が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m3以上1,000m3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 １）アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
			骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用料が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m3以上1,000m3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 １）アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
7　セメント安定処理路盤	材料	必須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [4]-103	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用料が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m3以上1,000m3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 １）アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
	施工	必須	粒度（2.36mmフルイ）	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時（1回～2回/日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			粒度（75μ mフルイ）	JIS A 1102	75μ mふるい：±6%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。		
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-191	最大乾燥密度の93%以上。 X10　95%以上 X6　95.5%以上 X3　 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。 　また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1,000m2につき1個(1孔)で測定する。 ・ただし1工事あたり3個(3孔)以上		
		その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		
			セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-213,[4]-218	±1.2%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき（1～2回/日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
8　アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001　表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用料が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m3以上1,000m3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 １）アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 　表乾密度：2.45g/cm3以上 　吸水率　：3.0%以下			○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			○

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
8　アスファルト舗装	材料	必須	粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは偏平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧　表3.3.17による。			○
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下			○
		その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用料が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m3以上1,000m3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下			○
			フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-59	4%以下			○
			フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-61	1/4以下			○
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比：2.0%以下		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用料が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m3以上1,000m3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm3以上 吸水率　：3.0%以下			○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石：30%以下 CSS　：50%以下 SS：30%以下			○

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
8　アスファルト舗装	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用料が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m3以上1,000m3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 １）アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下			○
			針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1			○
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-180	舗装施行便覧参照 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-192				○
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
8　アスファルト舗装	プラント	必須	粒度（2.36mmフル イ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用料が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m3以上1,000m3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 １）アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			粒度（75μ mフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μ mふるい：±5%以内基準粒度			○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内			○
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時		○
			水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。		アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39				
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17				
	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 X10　96%以上 X6　96%以上 X3　96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。 　また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1,000m2につき1個(1孔)で測定する。 ・ただし1工事あたり3個(3孔)以上	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	
			温度測定（初期締固め前）	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）。	
			外観検査（混合物）	目視				
		その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-84	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回		

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
9　転圧コンクリート	材料（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	コンシステンシーVC試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 修正VC値：50秒	当初		
			マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針（案） ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：96%			
			ランマー突き固め試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：97%			
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から直火法によるのが臨ましい。	
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	2回/日（午前・午後）で、3本1組/回。		
	材料（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.20	細骨材300m3、粗骨材500m3ごとに1回、あるいは1回/日。		○
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。			○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	工事開始前、材料の変更時		○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下		ホワイトベースに使用する場合：40%以下	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石3.0%以下（ただし、粒径判定実績率が85%以下の場合は0.5%以下） スラグ粗骨材5.0%以下 それ以外（砂利等）1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材5.0%以下 それ以外（砂等）3.0%以下（ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下）			○
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下		観察で問題なければ省略できる。	○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のﾓﾙﾀﾙ圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○
			骨材中の比重1.95g/㎝3の液体に浮く粒子の試験	JIS A 1141	0.5%以下			○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%未満 粗骨材：12%以下		寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
9　転圧コンクリート	材料（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中１回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○
	製造（プラント）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上。	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート中の粗骨材の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート中の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回/年以上。	・総使用料が50m3未満の場合は１回以上の試験、またはレデイ－ミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる	○
				連続ミキサの場合：土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3㎝以下			
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
9　転圧コンクリート	施工	必須	コンシステンシーVC試験		修正VC値の±10秒	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
			マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-290 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%			
			ランマー突き固め試験					
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	・試験回数が7回以上（1回は3個以上の供試体の平均値）の場合は、全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわらなければならない。 ・試験回数が7回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	2回/日（午前・午後）で、3本1組/回（材令28日）。		
			温度測定（コンクリート）	温度計による。		2回/日（午前・午後）以上		
			現場密度の測定	RI水分密度計	基準密度の95.5%以上。	20mに1回（横断方向に3箇所）		
			コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-300		1,000m2に1個の割合でコアーを採取して測定		

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
10　グースアスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001　表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用料が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m3以上1,000m3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 １）アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm3以上 吸水率　：3.0%以下			○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは偏平な石片：10%以下			○
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧3-3-17による			○
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下			○
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用料が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m3以上1,000m3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 １）アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			○
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下			○
			針入度試験	JIS K 2207	15～30(1/10mm)			○

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
10　グースアスファルト舗装	材料	その他	軟化点試験	JIS K 2207	58～68℃	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用料が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m3以上1,000m3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 １）アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			伸度試験	JIS K 2207	10㎝以上（25℃）			○
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86～91%			○
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240℃以上			○
			蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下			○
			密度試験	JIS K 2207	1.07～1.13g/cm3			○
	プラント	必須	貫入試験40℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-315	貫入量（40℃）目標値 表層：1～4mm 基層：1～6mm	配合毎に各1回。 ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
			リュエル流動性試験240℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-320	3～20秒（目標値）			○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	300以上			○
			曲げ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-69	破断ひずみ（-10℃、50mm/min） 8.0×10-3以上			○
			粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用料が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m3以上1,000m3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 １）アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
10　グースアスファルト舗装	プラント	必須	粒度（75μ mフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μ mふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	同上	○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内			○
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	アスファルト：220℃以下 石　粉：常温～150℃	随時		○
	舗設現場	必須	温度測定（初期締固め前）	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
11　路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		
			CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-155,[4]-158	設計図書による。			
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53㎜：JIS A 1214 JIS A 1210 A・B 法 最大粒径＞53㎜：舗装調査・試験法 便覧［4］-185	最大乾燥密度の90%以上。	500m3につき1回の割合で行う。但し、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度密度の90%以上。 又は、設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安は以下のとおり。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上～1000m2未満：10点 ・1000m2以上～2000m2未満：15点	・最大粒径＜100㎜の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、 「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）」【ＴＳ編・ＧＮＳＳ編】による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 ２．管理単位は築堤、路体路床とも１日の１層当たりの施工面積は1,500m2を標準とする。また、一日の施工量面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 ３．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ４．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		路床仕上げ後、全幅,全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		延長20mにつき1箇所の割で行 う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
11　路床安定処理工	施工	その他	現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長20mにつき1回の割で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203		降雨後または含水比の変化が認められたとき。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227（ﾍﾞﾝｹﾞﾙﾏﾝﾋﾞｰﾑ）		ブルーフローリングでの不良個所について実施		
12　表層安定処理工（表層混合処理）	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53㎜：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53㎜：舗装調査・試験法（便覧[4]-185突砂法）	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。但し、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 １回の試験につき３孔で測定し、３孔の最低値で行う。		
				または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安は以下のとおり。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上～1000m2未満：10点 ・1000m2以上～2000m2未満：15点	・最大粒径＜100㎜の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 ２．管理単位は築堤、路体路床とも１日の１層当たりの施工面積は1,500m2を標準とする。また、１日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 ３．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ４．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		路床仕上げ後、全幅,全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長20mにつき1回の割で行う。		
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。			
			含水比試験	JIS A 1203		降雨後または含水比の変化が認められたとき。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227（ﾍﾞﾝｹﾞﾙﾏﾝﾋﾞｰﾑ）		ブルーフローリングでの不良個所について実施。		

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
13　固結工	施工	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
			ゲルタイム試験			当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
			改良体全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認		改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目し確認する。 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	ボーリング等により供試体を採取する。 改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
			土の一軸圧縮試験（改良体の強度）	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上 ②１回の試験結果は改良地盤設計強度以上 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ１回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に３回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
14　アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回（午前・午後）/日		
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201		練りまぜ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。		
			適性試験（多サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	設計アンカーカに対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	但し、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
			確認試験（１サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）		・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する１サイクル方式とする。		
	施工	その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオンテスト 等があり、多サイクル確認試験、１サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。	

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
15　補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
			外観検査（ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等）	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左			
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。				○
		その他	土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53㎜:砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53㎜：舗装調査・試験法便覧［4］-185突砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上。（締固試験(JIS A 1210)A・B法）もしくは90%以上（締固試験(JIS A 1210)C・D・E法) ただし、JIS A 1210C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 または、設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。但し、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 １回の試験につき３孔で測定し、３孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 （締固試験(JIS A 1210)C・D・E法） 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均975以上、かつ最小95%以上	
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上。（締固試験(JIS A 1210)A・B法）もしくは90%以上（締固試験(JIS A 1210)C・D・E法) ただし、JIS A 1210C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 または、設計図書による。	路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安は以下のとおり。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上～1000m2未満：10点 ・1000m2以上～2000m2未満：15点	・最大粒径＜100㎜の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 （締固試験(JIS A 1210)C・D・E法） 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均975以上、かつ最小95%以上	
				または、 「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 ２．管理単位は築堤、路体路床とも１日の１層当たりの施工面積は1,500m2を標準とする。また、１日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 ３．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ４．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
16　吹付工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号、国港環第３５号、国空建第７８号））	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
		その他（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中１回/月以上および産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）		JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第１部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第２部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第３部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第４部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021(ｺﾝｸﾘｰﾄ用再生骨材H)	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石：3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材：5.0%以下 それ以外（砂利等）：1.0%以下 細骨材 砕砂：9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）：5.0%以下 （ただし、すりへり作用を受ける場合は3.9%以下）	工事開始前、工事中１回/月以上および産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中１回／週以上）		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中１回/年以上および産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
	材料	その他（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中１回/月以上および産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
16　吹付工	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1% 以内） 混和剤：±3%以内	設計図書による。	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○
				連続ミキサの場合：土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3㎝以下			○
	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリート中の塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応抑制対策実施要領、Ⅰコンクリート中の塩化物総量規制」による	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	
			スランプ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ5㎝以上8㎝未満： 許容差±1.5㎝ スランプ8㎝以上18㎝以下： 許容差±2.5㎝	圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-1999	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50㎜のコアーを切取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	
		その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
17　現場吹付法枠工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号、国港環第３５号、国空建第７８号）	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
		その他（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中１回/月以上および産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）		JIS A 5005（砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第１部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第２部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材－第３部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材－第４部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(ｺﾝｸﾘｰﾄ用再生骨材H)	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石：3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ細骨材：5.0%以下 それ以外（砂利等）：1.0%以下 細骨材 砕砂：9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合5.0%以下） それ以外（砂等）：5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回/週以上）		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のﾓﾙﾀﾙ圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中１回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
17　現場吹付法枠工	製造（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1% 以内） 混和剤：±3%以内	設計図書による。	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○
				連続ミキサの場合：土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3㎝以下			○
	施工	その他	スランプ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ5㎝以上8㎝未満：許容差±1.5㎝ スランプ8㎝以上18㎝以下：許容差±2.5㎝	圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準 JSCE F561-1999	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間および28日間放置後、φ5㎝のコアーを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（σ 7…3本、σ 28…3本、）とする。	・参考値：18N/mm2以上（材令28日） ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	
		その他	塩化物総量規制	「コンクリート中の塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応抑制対策実施要領、Ｉコンクリート中の塩化物総量規制」による	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は３回）試験の判定は３回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種あたりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2013、503-2007）または、設計図書の規定により行う。 用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
18　河川・海岸土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202				
			土の含水比試験	JIS A 1203				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216		必要に応じて。		

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
18　河川・海岸土工	材料	その他	土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土のせん断試験	土質試験の方法と解説				
			土の透水試験	JIS A 1218				
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53㎜： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53㎜： 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土（25%≦75μ mふるい通過分<50%）】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土（25%≦75μ mふるい通過分）】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。	築堤は、1,000m3に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 １回の試験につき３孔で測定し、３孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 又は、設計図書による。 【砂質土（25%≦75μ mふるい通過分<50%）】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土（25%≦75μ mふるい通過分）】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。	築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2 以上の場合、その施工面積を2 管理単位以上に分割するもの とする。1管理単位あたりの測 定点数の目安は以下のとおり。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上～1000m2未満：10点 ・1000m2以上～2000m2未満：15点	・最大粒径＜100㎜の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、 「ＴＳ・ＧＮＳＳ用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）」【ＴＳ編・ＧＮＳＳ編】による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 ２．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ３．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
		その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216		トラフィカビリティが悪いとき。		

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
19　砂防土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53㎜： JIS A 1214 JIS A 1210 A・B 法 最大粒径＞53㎜： 舗装調査・試験法便覧 [4]-185	最大乾燥密度の85%以上。又は設計図書に示された値。	1,000m3に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度密度の90%以上。 又は、設計図書による。	築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安は以下のとおり。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上～1000m2未満：10点 ・1000m2以上～2000m2未満：15点	・最大粒径＜100㎜の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、「ＴＳ・ＧＮＰＳを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 ２．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ３．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
20　道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時（材料が岩砕の場合は除く）。 但し、法面、路肩部の土量は除く。		
			CBR試験（路床）	JIS A 1211		当初及び土質の変化した時。（材料が岩砕の場合は除く）		
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の含水比試験	JIS A 1203				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216				
			土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解説				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土のせん断試験	土質試験の方法と解説				
			土の透水試験	JIS A 1218				

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
20　道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53㎜： JIS A 1214 JIS A 1210 A・B 法 最大粒径>53㎜： 舗装調査・試験法便覧 [4]-185	【砂質土】・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法） ・路床及び構造物取付け部：次の密度へ締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）C･D･E法） ただし、JIS A 1210C･D･E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や１層あたりの仕上がり厚を薄くする場合）に適用する。 【粘性土】・路体：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%または飽和度Srが85%≦Sr≦95% ・路床及び構造物取付け部：トラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦8%ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m3につき１回の割合で行う。但し、5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m3につき1回の割合で行う。但し、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。		
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	【砂質土】・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の92%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法） ・路床及び構造物取付け部：次の密度へ締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）C･D･E法）ただし、JIS A 1210C･D･E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や１層あたりの仕上がり厚を薄くする場合）に適用する。 【粘性土】・路体：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安は以下のとおり。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上～1000m2未満：10点 ・1000m2以上～2000m2未満：15点	・最大粒径＜100㎜の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、 「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め工管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 ２．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ３．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。 但し、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
20　道路土工	施工	必須	プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。 但し、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長20mについて1箇所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長20mについて1回の割で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203		路体の場合、1000m3につき１回の割合で行う。ただし、5000m3未満の工事は、１工事あたり３回以上。 路床の場合、500m3につき１回の割合で行う。ただし、1500m3未満の工事は、１工事あたり３回以上。		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216		トラフィカビリティが悪いとき。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ﾍﾞﾝｹﾞﾙﾏﾝﾋﾞｰﾑ)		プルーフローリングでの不良個所について実施		
21　捨石工	施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m3以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：約2.7g/cm3～2.5g/cm3 ・準硬石：約2.5g/cm3～2g/cm3 ・軟石　：約2g/cm3未満	○
			岩石の吸水率	JIS A 5006			・500m3以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石　：5%未満 ・準硬石：5%以上15%未満 ・軟石　：15%以上	
			岩石の圧縮強さ	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m3以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：4903N/cm2以上 ・準硬石：980.66N/cm2以上 4903N/cm2未満 ・軟石：980.66N/cm2未満	○
		その他	岩石の形状	JIS A 5006	うすっぺらなもの、細長いものであってはならない。	5,000m3につき1回の割で行う。 但し、5,000m3以下のものは1工事2回実施する。	500m3以下は監督員承諾を得て省略できる。	○

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
22　コンクリートダム	材料（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号、国港環第３５号、国空建第７８号）	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
		その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 吸水率：2002年制定コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005（砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第１部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第２部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第３部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材－第４部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(ｺﾝｸﾘｰﾄ用再生骨材H)	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下。ただし、砕石の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉のときには、3.0%以下。 細骨材：7.0%以下、ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下。 ・砕砂の場合、微粒分類試験で失われるものが砕石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときには9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回/週以上）		○
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	工事開始前、工事中１回/月以上および産地が変わった場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下			○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中１回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中１回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
22　コンクリートダム	同上	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中１回/年以上及び産地が変わった場合。		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中１回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○
	製造（プラント）（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率　：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回/年以上。		○
				連続ミキサの場合：土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3㎝以下	工事開始前及び工事中１回/年以上。		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。１工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m３ごとに1回の試験を行う。 骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-502-2013,503-2007）または設計図書の規定により行う。	

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
22　コンクリートダム	施工	必須	単位水量測定	「レディ－ミクストコンクリートの品質確保について」	１）測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 ２）測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 ３）配合設計±20kg/m3の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m3以内になることを確認する。更に、配合設計15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の３台毎に１回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は１回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は、２回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価して良い。	100m3/日以上の場合： 2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m3~150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	指示配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20㎜～25㎜の場合は175kg/m3、40㎜の場合は165kg/m3を基本とする。	
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5㎝以上8㎝未満： 許容差±1.5㎝ スランプ8㎝以上18㎝以下： 許容差±2.5㎝	圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）			

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
22　コンクリートダム	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	１回３ヶ 1.1ブロック１リフトのコンクリート量500m3未満の場合1ブロック1リフト当り1回の割で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m3以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 2.1ブロック１リフトのコンクリート量500m3以上の場合1ブロック1リフト当り2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 3.ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日１日につき２回の割合で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、２～3時間に1回の割合で行う。		
			温度測定（気温・コンクリート）	温度計による。		1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。		
		その他	コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による	1回2ヶ　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.3t/m3以上	
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回　　当初及び品質に異常が認 められる場合に行う。		
			コンクリートのブリージング試験	JIS A 1123		1回1ヶ　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113		1回3ヶ　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106		1回3ヶ　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
23　覆工コンクリート(NATM)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号、国港環第３５号、国空建第７８号）	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中１回/月以上および産地が変わった場合。		○

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
23　覆工コンクリート(NATM)	材料（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照）	工事開始前、工事中１回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005（砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第１部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第２部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第３部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材－第４部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(ｺﾝｸﾘｰﾄ用再生骨材H)	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石：40%以下 砂利：35%以下	工事開始前、工事中１回/年以上および産地が変わった場合。ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石：3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材：5.0%以下 それ以外（砂利等）：1.0%以下 細骨材 砕砂：9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材：7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）：5.0%以下 （ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中１回/月以上および産地が変わった場合。		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中１回/年以上および産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中１回/月以上および産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中１回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中１回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
23　覆工コンクリート(NATM)	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差値：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回/年以上。		○
			ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3㎝以下	工事開始前及び工事中１回/年以上。	同上	○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
23　覆工コンクリート(NATM)	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5㎝以上8㎝未満： 許容差±1.5㎝ スランプ8㎝以上18㎝以下： 許容差±2.5㎝	荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			単位水量測定	「レディ－ミクストコンクリートの品質確保について」	1）測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2）測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3）配合設計±20kg/m3の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m3以内になることを確認する。更に、配合設計15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の３台毎に１回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は１回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は、２回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価して良い。	100m3/日以上の場合： 2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m3~150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	指示配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20㎜～25㎜の場合は175kg/m3、40㎜の場合は165kg/m3を基本とする。	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	荷卸し時 1回/1日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて30m3～150m3ごとに1回 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個（σ 7…3個、σ 28…3個）とする。	仕方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20㎜～25㎜の場合は175kg/m3、40㎜の場合は165kg/m3を基本とする。	
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-502-2013,503-2007）または設計図書の規定により行う。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められた時。		
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回　品質に異常が認められた場合に行う。		

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
24　吹付けコンクリート(NATM)	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2㎜	本数 総延長 最大ひび割れ幅等		
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。また、、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査箇を5ヶ所実施。 材齢28～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは１ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内調査を行えない場合は、監督員と協議するものとする。	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは１ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。	

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
24　吹付けコンクリート(NATM)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号、国港環	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中１回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
		その他（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104				○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下			○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石：3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) それ以外（砂利等）1.0%以下 細骨材 砕砂：9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材：7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）；5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）			○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下		寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中１回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
	製造（プラント）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	設計図書による。	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
24　吹付けコンクリート(NATM)	（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は1工種1回以上。	○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3㎝以下			○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上。		○
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-502-2013,503-2007）または設計図書の規定により行う。	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準 JSCE F561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	トンネル施工長20m毎に1回 材齢7日,28日（2×3=6供試体）なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間および28日間放置後、φ5㎝のコアーを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（σ 7…3本、σ 28…3本、）とする。	骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-502-2013,503-2007）または設計図書の規定により行う。	
			吹付けコンクリートの初期強度（引抜きせん断強度）	(JSCE-F561-2013) 引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法(JSCE-G561-2010)	1日強度で5N/mm2以上	トンネル施工長20mごとに1回		
		その他	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5㎝以上8㎝未満： 許容差±1.5㎝ スランプ8㎝以上18㎝以下： 許容差±2.5㎝	圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）			
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　要	試験成績表等による確認
25　ロックボルト(NATM)	材料	その他	外観検査（ロックボルト）	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。		○
	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1)施工開始前に1回 2)施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回		
	施工	必須	モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	1)施工開始前に1回 2)施工中または必要の都度 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回		
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜試験」による		掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、１断面当たり３本均等に行う（ただし、坑口部では両側壁各１本）。		

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
26　路上再生路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
			土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照参照 資表-4.7 路上再生路盤骨材の望ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：9以下			
		その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-191 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53㎜以下の場合のみ適用できる。	基準密度の93%以上 X10 95%上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	1,000m2に1回 ・締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい理由は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればいい。 ・1,000m2につき1個(1孔)で測定する。 ・ただし1工事あたり3個(3孔)以上		
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
			CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-69			CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	
			含水比試験	JIS A 1203		1～2回/日		
27　路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			旧アスファルトの軟化点					
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-91				
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-229				

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
27　路上表層再生工	材料	必須	既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-14				
			新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	同左			○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	96%以上 X10 98%上 X6 98%以上 X3 98.5%以上	1,000m2につき１個 締固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい理由は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればいい。 ・1,000m2につき1個(1孔)で測定する。 ・ただし1工事あたり3個(3孔)以上	空隙率による管理でもよい。	
			温度測定	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
			かきほぐし深さ	「舗装再生便覧」付録-8に準じる。	-0.7cm以内	1,000m2毎		
		その他	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
			粒度（75μ mフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μ mふるい：±5%以内			
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内			
28　排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	砕石・玉砕、製鋼スラグ（SS） 表乾比重：2.45以上 吸水率　：3.0%以下			○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは偏平な石片：10%以下			○
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。			○
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下			○

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
28　排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	○
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下			○
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比：2.0%以下			○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	砕石・玉砕、製鋼スラグ（SS）：30%以下			○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			○
			針入度試験	JIS K 2207	40(1/10mm）以上			○
			軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上			○
			伸度試験	JIS K 2207	50cm以上（15℃）			○
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	260℃以上			○
			薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下			○
			薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上			○
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	タフネス：20N・m			○

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
28　排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	密度試験	JIS K 2207		・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○
	プラント	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	○
			粒度（75μ mフル イ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μ mふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日		○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内			○
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時		○
		その他	ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17				○
			カンタブロ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-111				○
	舗設現場	必須	温度測定（初期締固め前）	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
			現場透水試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-122	X_{10}　1,000mL/15sec以上 X10　300mL/15sec以上（歩道箇所）	1,000m2ごと。		
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-97	基準密度の94%以上。 X10　96%以上 X6　96%以上 X3　96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・中規模以上の工事：定期的又は随時（1,000m2につき1個）。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい理由は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればいい。 ・・1,000m2につき1個(1孔)で測定する。 ・ただし1工事あたり3個(3孔)以上	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
			外観検査（混合物）	目視		随時		

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
29　プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材 アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧 [2]-14		再生骨材使用量500ｔごとに1回。		○
			再生骨材 旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	3.8%以上			○
			再生骨材 旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20(1/10mm)以上（25℃）	再生混合物製造日ごとに1回。 １日の再生骨材使用量が500ｔを超える場合は2回。 １日の再生骨材使用量が100ｔ未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○
			再生骨材 洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500ｔごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75μ mふるいにとどまるものと、水洗後の75μ mふるいにとどまるものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、その質量の差からもとめる。	○
			再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化		○
	プラント	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36㎜：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.8.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○
			粒度（75μ mフルイ）		75μ mふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75μ m：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.8.5による。			○
			再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は舗装再生便覧表-2.8.5による。			○
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	同左	耐水性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39			耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17			耐磨耗性の確認	○
	舗設現場	必須	外観検査（混合物）	目視		随時		
			温度測定（初期締固め前）	温度計による。			測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1,000m2につき1個(1孔)で測定する。 ・ただし1工事あたり3個(3孔)以上		

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
30　工場製作工 (鋼橋用鋼材)	材料	必須	外観・規格 （主部材）	現物照合、帳票確認		現物とミルシートの整合性が確認できること規格、品質がミルシートで確認できること。		○
			機械試験（ＪＩＳマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材）	JISによる	JISによる	JISによる	試験対象とする材料は監督員と協 議のうえ選定する。	
			外観検査 （付属部材）	目視および計測				
31　ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ：50μm以下 二次部材の最大表面粗さ：100μm以下 （ただし、切削による場合は50μm以下）		最大表面粗さとは、JIS B 0601(2013)に規定する最大高さ粗さRZとする。	
			ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材：ノッチがあってはならない 二次部材：1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。	
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、こん跡を残さず容易にはく離するもの。			
			上縁の溶け		わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。			
		その他	平面度	目視	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）			
			ベベル精度	計測器による計測				
			真直度					

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
32　溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法　図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			型曲げ試験 （19mm未満裏曲げ） （19mm以上側曲げ）：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がブローホールあるいはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合は許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2		○
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属および溶接熱影響部で母材の規格値以上（それぞれ3個の平均）。	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法　図-18.4.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3		○
			マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の個数：1		○
			非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.6外部きず検査18.4.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長		○
			マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接　図-17.4.3 すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法および試験片の形状 試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法　図-17.4.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は、235N/㎜2以上、引張強さは400～550N/㎜2、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	○
			曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3		○
			突合せ継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25㎜以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4(透過に写真によるきずの像の分類方法)に示す２種類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す3類以上とする。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z 3060による。	「鋼道路橋の疲労設計指針H14.3」による継手の設計を行っている場合は、疲労強度等級の条件によること。（等級に応じて、内部キズの規格値は3mm以下あるいは、板厚/6mm以下となる）	○

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
32　溶接工	施工	必須	外観検査（割れ）	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、疑わしい場合は、磁粉深傷法又は浸透液深傷法を用いる		
			外観形状検査（ビード表面のピット）	・目視及びノギス等による計測	主要部材の突合せ継手及び断面を構成するＴ継手、かど継手には、ビード表面にピットがあってはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき３個又は継手長さ1mにつき3個までを許容するものとする。 ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合は、3個を1個として計算するものとする。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査（ビード表面の凹凸）		ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。			
			外観形状検査（アンダーカット）		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.6外部きず検査の規定による。		「鋼道路橋の疲労設計指針H14.3」による継手の設計を行っている場合は、疲労強度等級の条件によること。（等級に応じて、アンダーカットの規格値は0.3mm以下あるいは、0.0mmとなる）	
			外観検査（オーバーラップ）	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。		
			外観形状検査（すみ肉溶接サイズ）	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズおよびのど厚は、指定すみ肉サイズおよびのど厚を下回ってはならない。 だだし、１溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズおよびのど厚ともに-1.0mmの誤差を認めるものとする。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査（余盛高さ）		設計図書による。 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビード幅（B[㎜]）余盛高さ(h[㎜]) B<15：h≦３ 15≦B<25：h≦４ 25≦B：h≦(4/25)・B			
			外観形状検査（アークスタッド）		・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・クラックおよびスラグ巻込み：あってはならない。 ・アンダーカット：するどい切欠状のアンダーカットがあってはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が０.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：（設計値±2mm）をこえてはならない。			

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
32　溶接工	施工	その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から１%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛が包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。	

２－４　写真管理基準

写　真　管　理　基　準

（適用範囲）

１．この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真（電子媒体によるものを含む）の撮影に適用する。

（工事写真の分類）

２．工事写真は次のように分類する。

工事写真
- 着手前及び完成写真（既済部分写真等を含む）
- 施工状況写真
- 安全管理写真
- 使用材料写真
- 品質管理写真
- 出来形管理写真
- 災害写真
- 事故写真
- その他（公害、環境、補償等）

（工事写真の撮影基準）

３．工事写真の撮影は以下の要領で行う。

(1) 撮影頻度

工事写真の撮影頻度は別紙撮影箇所一覧表に示すものとする。ただし、出来型管理表に設計値と実測値を対比して記録した箇所の写真は必ず添付すること。

(2) 撮影方法

写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

① 工　事　名
② 工　種　等
③ 測点（位置）
④ 設 計 寸 法
⑤ 実 測 寸 法
⑥ 略　　図

小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。

また、特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

なお、施工管理データを搭載したトータルステーションによる出来形管理を行う場合は、上記の④～⑥を省略しても良い。

（写真の省略）

４．工事写真は次の場合に省略するものとする。

(1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。

(2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに１回撮影し、後は撮影を省略するものとする。

(3) 監督員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

（写真の編集）

５．写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。

（撮影の仕様）

６．写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。

（１）写真はカラーとする。

（２）有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3:4程度とする。

（100万画素程度～300万画素程度＝1,200×900程度～2,000～1,500程度）

（写真の大きさ）

７．写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、監督員が指示するものは、その指示した大きさとする。

（工事写真帳の大きさ）

８．工事写真帳は、写真をアルバム等に整理し、４切版のフリーアルバム又はＡ４版とする。

（工事写真の提出部数及び形式）

９．工事写真の提出部数及び形式は次によるものとする。

(1) 工事写真として、工事写真帳と原本を工事完成時に各１部提出する。

(2) 原本としては、ネガ（ＡＰＳの場合はカートリッジフィルム）または電子媒体とする。

（工事写真の整理方法）

１０．工事写真の整理方法は次によるものとする。

(1) 工事写真の原本をネガで提出する場合は密着写真とともにネガアルバムに、撮影内容等がわかるように整理し提出する。ＡＰＳのカートリッジフィルムで提出する場合はカートリッジフィルム内の撮影内容がわかるように明示し、インデックス・プリントとともに提出する。

(2) 工事写真帳の整理については、工種毎に別紙撮影箇所一覧表の整理条件に示すものを標準とする。

なお、整理条件とは受注者が撮影頻度に基づき撮影した工事写真のうち、工事写真帳として貼付整理し提出する枚数を示したものである。

(3) 工事写真の原本を電子媒体で提出する場合は、「デジタル写真管理情報基準案）」に基づき整理し提出するものとする。

（留意事項等）

１１．別紙撮影箇所一覧表の適用について、次の事項を留意するものとする。

(1) 撮影項目、撮影頻度等が工事内容に合致しない場合は、監督員の指示により追加、削減するものとする。

(2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。

(3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。

(4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を参考図として作成する。

(5) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。

（その他）

１２．用語の定義

(1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所でその仕様が確認できる箇所をいう。

(2) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。

撮 影 箇 所 一 覧 表

区分		写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	整理条件	
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前１回〔着手前〕	着手前１枚	
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後１回〔完成後〕	施工完了後　１枚	
施工状況	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月１回　　〔月末〕		
		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜〔施工中〕	適宜	
			高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜〔施工中〕	適宜	実施状況の提出資料に添付
	仮設(指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	１施工箇所に１回〔施工前後〕	代表箇所１枚	
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて〔発生時〕	適宜	工事打合簿に添付する。
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に１回〔設置後〕	全景１枚	
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に１回〔設置後〕		
		監視員交通整理状況	各１回　〔作業中〕		
		安全訓練等の実施状況	実施毎に１回〔実施中〕	適宜	実施状況資料に添付する。
使用材料	使用材料	形状寸法 使用数量 保管状況	各品目毎に１回〔使用前〕	適宜	品質証明に添付する。
		品質証明(JISマーク表示)	各品目毎に１回		
		検査実施状況	各品目毎に１回〔検査時〕		
品質管理		別添　撮影箇所一覧表（品質管理）に準じて撮影			
		不可視部分の施工		適宜	
出来形管理		別添　撮影箇所一覧表（出来形管理）に準じて撮影			
		不可視部分の施工		適宜	
		出来形管理基準が定められていない	監督員と協議事項		
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度〔被災前〕〔被災直後〕〔被災後〕	適宜	

区分		写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	整理条件	
事故	事故報告	事故の状況	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	適宜	発生前は付近の写真でも可
その他	補償関係	被害又は損害状況等	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	適宜	
	環境対策 イメージアップ等	各施設設置状況	各種毎１回 〔設置後〕	適宜	

撮影箇所一覧表（品質管理）

番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度　[時期]	整理条件	
1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く） （施工）	塩化物総量規制	コンクリートの種類毎に１回 [試験実施中]		
		スランプ試験			
		ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度試験			圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの
		空気量測定	品質に変化が見られた場合 [試験実施中]		
		ｺﾝｸﾘｰﾄの曲げ強度試験	コンクリートの種類毎に１回 [試験実施中]		コンクリート舗装の場合適用
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
		ｺﾝｸﾘｰﾄの洗い分析試験			
	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く） （施工後試験）	ひび割れ調査	対象構造物毎に１回 [試験実施中]		
		ﾃｽﾄﾊﾝﾏｰによる強度推定調査			
		コアによる強度試験	ﾃｽﾄﾊﾝﾏｰ試験により必要が認められた時 [試験実施中]		
2	ガス圧接	外観検査	検査毎に１回 [検査実施中]		
		超音波探傷検査			
3	既製杭工	外観検査	検査毎に１回 [検査実施中]		
		浸透探傷試験	試験毎に１回 [試験実施中]		
		放射線透過試験			
		超音波探傷検査			
		水セメント比試験			
		ｾﾒﾝﾄﾐﾙｸの圧縮強度試験			
4	下層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に１回 [試験実施中]		
		プルフローリング	路盤毎に１回 [試験実施中]		
		平板載荷試験	各種路盤毎に１回 [試験実施中]		
		骨材のふるい分け試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
		土の液性限界・塑性限界試験			
		含水比試験			
5	上層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に１回 [試験実施中]		
		粒度			
		平板載荷試験			
		土の液性限界・塑性限界試験	観察により異常が認められた場合 [試験実施中]		
		含水比試験			
6	ｱｽﾌｧﾙﾄ安定処理路盤	アスファルト舗装に準拠			

撮影箇所一覧表（品質管理）

番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度　[時期]	整理条件	
7	ｾﾒﾝﾄ安定処理路盤（施工）	粒度	各種路盤毎に１回[試験実施中]		
		現場密度の測定			
		含水比試験	観察により異常が認められた場合[試験実施中]		
		セメント量試験	品質に異常が認められた場合[試験実施中]		
8	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装（プラント）	粒度	合材の種類毎に１回[試験実施中]		
		ｱｽﾌｧﾙﾄ量抽出粒度分析試験			
		温度測定			
		水浸ﾎｲｰﾙﾄﾗｯｷﾝｸﾞ試験			
		ﾎｲｰﾙﾄﾗｯｷﾝｸﾞ試験			
		ﾗﾍﾞﾘﾝｸﾞ試験			
	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装（舗設現場）	現場密度の測定	合材の種類毎に１回[試験実施中]		
		温度測定			
		外観検査			
		すべり抵抗試験			
9	転圧ｺﾝｸﾘｰﾄ（施工）	ｺﾝｼｽﾃﾝｼｰVC試験	ｺﾝｸﾘｰﾄの種類毎に１回[試験実施中]		
		ﾏｰｼｬﾙ突き固め試験			
		ﾗﾝﾏｰ突き固め試験			
		ｺﾝｸﾘｰﾄの曲げ強度試験			
		温度測定（コンクリート）	コンクリートの種類毎に１回[温度測定中]		
		現場密度の測定	ｺﾝｸﾘｰﾄの種類毎に１回[試験実施中]		
		ｺｱによる密度測定			
10	ｸﾞｰｽｱｽﾌｧﾙﾄ舗装(ﾌﾟﾗﾝﾄ)	貫入試験40℃	合材の種類毎に１回[試験実施中]		
		ﾘｭｴﾙ流動性試験240℃			
		ﾎｲｰﾙﾄﾗｯｷﾝｸﾞ試験			
		曲げ試験			
		粒度			
		ｱｽﾌｧﾙﾄ量抽出粒度分析試験			
		温度測定			
11	路床安定処理工	現場密度の測定	路床毎に１回[試験実施中]		
		プルーフローリング			
		平板載荷試験			
		現場ＣＢＲ試験			
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合[試験実施中]		
		たわみ量	ﾌﾟﾙｰﾌﾛｰﾘﾝｸﾞの不良個所について実施[試験実施中]		
12	表層安定処理工（表層混合処理）	含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合[試験実施中]		
		現場密度の測定	材質毎に１回[試験実施中]		
		プルーフローリング	工種毎に１回[試験実施中]		
		平板載荷試験	材質毎に１回[試験実施中]		
		現場ＣＢＲ試験			
		たわみ量	ﾌﾟﾙｰﾌﾛｰﾘﾝｸﾞの不良個所について実施[試験実施中]		
13	固結工	土の一軸圧縮試験	材質毎に１回[試験実施中]		

撮影箇所一覧表（品質管理）

番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度　[時期]	整理条件	
14	アンカー工	ﾓﾙﾀﾙのﾌﾛｰ値試験	適宜 [試験実施中]		
		ﾓﾙﾀﾙの圧縮強度試験			
		多サイクル確認試験			
		１サイクル確認試験			
15	補強土壁工	現場密度の測定	土質毎に１回 [試験実施中]		
16	吹付工（施工）	塩化物総量規制	配合毎に１回 [試験実施中]		
		ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度試験			
		スランプ試験	品質に変化がみられた場合 [試験実施中]		ﾓﾙﾀﾙを除く
		空気量測定			
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
17	現場吹付法枠工	ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度試験	配合毎に１回 [試験実施中]		
		塩化物総量規制			
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
		スランプ試験	品質に変化がみられた場合 [試験実施中]		ﾓﾙﾀﾙを除く
		空気量測定			
		ロックボルトの引抜き試験	試験毎に１回 [試験実施中]		
18	河川・海岸土工（施工）	現場密度の測定	土質毎に１回 [試験実施中]		
		土の含水比試験	含水比に変化が認められた場合 [試験実施中]		
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]		
19	砂防土工	現場密度の測定	土質毎に１回 [試験実施中]		
20	道路土工（施工）	現場密度の測定	土質毎に１回 [試験実施中]		
		ﾌﾟﾙｰﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ	工種毎に１回 [試験実施中]		
		平板載荷試験	土質毎に１回 [試験実施中]		
		現場ＣＢＲ試験			
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]		
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]		
		たわみ量	ﾌﾟﾙｰﾌﾛｰﾘﾝｸﾞの不良個所について実施 [試験実施中]		
21	捨石工	岩石の見掛比重	産地又は岩質毎に１回 [試験実施中]		
		岩石の吸水率			
		岩石の圧縮強さ			
		岩石の形状			

撮影箇所一覧表（品質管理）

番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度　[時期]	整理条件	
22	コンクリートダム (材料)	アルカリ骨材反応対策	採取地毎に１回 [試験実施中]		
		骨材の密度及び吸水率試験			
		骨材のふるい分け試験			
		砂の有機不純物試験	砂質毎に１回 [試験実施中]		
		モルタルの圧縮強度による砂の試験			
		骨材の微粒分量試験	骨材毎に１回 [試験実施中]		
		粗骨材中の軟石量試験			
		骨材中の粘土塊量の試験			
		硫酸ﾅﾄﾘｳﾑによる骨材の安定性試験			
		粗骨材のすりへり試験			
		骨材中の比重１．９５の液体に浮く粒子の試験			
		練り混ぜ水の水質試験			
	コンクリートダム (施工)	塩化物総量規制	配合毎に１回 [試験実施中]		
		スランプ試験	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]		
		空気量測定			
		ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度試験	配合毎に１回 [試験実施中]		圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの
		温度測定			気温・コンクリート
		ｺﾝｸﾘｰﾄの単位容積質量試験			
		ｺﾝｸﾘｰﾄの洗い分析試験			
		ｺﾝｸﾘｰﾄのﾌﾞﾘｰｼﾞﾝｸﾞ試験			
		ｺﾝｸﾘｰﾄの引張強度試験			
		ｺﾝｸﾘｰﾄの曲げ強度試験			
23	覆工コンクリート （ＮＡＴＭ）	スランプ試験	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]		
		ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度試験	配合毎に１回 [試験実施中]		
		塩化物総量規制			
		空気量測定	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
		ｺﾝｸﾘｰﾄの洗い分析試験			

撮影箇所一覧表（品質管理）

番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度　[時期]	整理条件	
24	吹付けコンクリート（ＮＡＴＭ）	塩化物総量規制	配合毎に１回		
		ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度試験	[試験実施中]		圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの
		スランプ試験	品質に変化が認められた場合		
		空気量測定	[試験実施中]		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合		
			[試験実施中]		
25	ロックボルト(NATM)	ﾓﾙﾀﾙの圧縮強度試験	配合毎に１回		
		ﾓﾙﾀﾙのﾌﾛｰ値試験	[試験実施中]		
		ﾛｯｸﾎﾞﾙﾄの引抜き試験	適宜		
26	路上再生路盤工（材料）	修正ＣＢＲ試験	材料毎に１回		
		土の粒度試験	[試験実施中]		
		土の含水比試験			
		土の液性限界・塑性限界試験			
	路上再生路盤工（施工）	現場密度の測定	材料毎に１回		
		土の一軸圧縮試験	[試験実施中]		
		ＣＡＥの一軸圧縮試験			
		含水比試験			
27	路上表層再生工（材料）	旧ｱｽﾌｧﾙﾄ針入度	材料毎に１回		
		旧ｱｽﾌｧﾙﾄの軟化点	[試験実施中]		
	路上表層再生工（施工）	現場密度の測定	材料毎に１回		
		温度測定	[試験実施中]		
		かきほぐし深さ			
		粒度			
		ｱｽﾌｧﾙﾄ量抽出粒度分析試験			
28	排水性舗装工・透水性舗装工(プラント)	粒度	合材の種類毎に１回		
		アスファルト量抽出粒度分析試験	[試験実施中]		
		温度測定			
	排水性舗装工・透水性舗装工(舗設現場)	温度測定			
		現場透水試験			
		現場密度の測定			
		外観検査			
29	プラント再生舗装工（プラント）	粒度	合材の種類毎に１回		
		再生アスファルト量	[試験実施中]		
	プラント再生舗装工（舗設現場）	外観検査			
		温度測定			
		現場密度の測定			
30	工場製作工	外観検査	１橋に１回又は１工事に１回		
		在庫品切出	当初の物件で１枚〔切出時〕※他は焼き増し		
		機械試験	１橋に１回又は１工事に１回		

撮影箇所一覧表（品質管理）

番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度　[時期]	整理条件	
31	ガス切断工	表面粗さ	試験毎に１回 [試験実施中]		
		ノッチ深さ			
		スラグ			
		上縁の溶け			
		平面度			
		ベベル精度			
		真直度			
32	溶接工	引張試験	試験毎に１回 [試験実施中]		
		型曲げ試験			
		衝撃試験			
		マクロ試験			
		非破壊試験			
		突合せ継手の内部欠陥に対する検査			
		外観検査			
		曲げ試験			
		ハンマー打撃試験	外観検査が不合格となったスタッドジベルについて [試験実施中]		

撮影箇所一覧表（出来形管理）
【第１編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に１回〔掘削中〕	代表箇所 各１枚	
						法長	20m又は１施工箇所に１回〔掘削後〕		
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3		盛土工	巻出し厚	20mに１回〔巻出し時〕	代表箇所 各１枚	
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に１回〔締固め時〕		
						法長 幅	20m又は１施工箇所に１回〔施工後〕		
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4		盛土補強工（補強土（テールアルメ）壁工法）（多数アンカー式補強土工法）（ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	厚さ	20m又は１施工箇所に１回〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	5		法面整形工（盛土部）	仕上げ状況 厚さ	20m又は１施工箇所に１回〔仕上げ時〕	代表箇所 各１枚	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	6		堤防天端工	厚さ 幅	20mに１回〔施工後〕	代表箇所 各１枚	

【第１編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に１回〔掘削中〕	代表箇所 各１枚	
						法長	20m又は１施工箇所に１回〔掘削後〕		
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	20mに１回〔巻出し時〕	代表箇所 各１枚	
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に１回〔締固め時〕		
						法長 幅	20m又は１施工箇所に１回〔施工後〕		
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工（盛土部）	仕上げ状況 厚さ	20m又は１施工箇所に１回〔仕上げ時〕	代表箇所 各１枚	
1 共通編	3 無筋・鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4	1	組立て	平均間隔	ｺﾝｸﾘｰﾄ打設毎に１回(重要構造物かつ主鉄筋について適用)	代表箇所 各１枚	
						かぶり	ｺﾝｸﾘｰﾄ打設毎に１回(重要構造物かつ主鉄筋について適用)	代表箇所 各１枚	
1 共通編	3 無筋・鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4	2	組立て ※新設のｺﾝｸﾘｰﾄ構造物の内、橋梁上部工事と下部工事	非破壊試験（電磁誘導法、電磁波ﾚｰﾀﾞ法）	試験毎に１回〔試験実施中〕	代表箇所各１枚〔試験種別毎〕	

【第３編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 （鋼矢板） （軽量鋼矢板） （コンクリート矢板） （広幅鋼矢板） （可とう鋼矢板）	根入長	20m又は１施工箇所に１回 〔打込前後〕	代表箇所 各１枚	
						変位	20m又は１施工箇所に１回 〔打込後〕		
						数量	全数量　〔打込後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	5		縁石工（縁石・アスカーブ）	出来ばえ	種別毎に１回 〔施工後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	6		小型標識工	基礎幅 基礎高さ 根入れ長	基礎タイプ毎５箇所に１回 〔施工後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	7		防止柵工 （立入防止柵） （転落（横断）防止柵） （車止めポスト）	※基礎幅 ※基礎高さ	１施工箇所に１回 （※印は現場打ち部分がある場合） 〔施工後〕		
						パイプ取付高	１施工箇所に１回 〔施工後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	8	1	路側防護柵工 （ガードレール）	※基礎幅 ※基礎高さ ※配筋状況	１施工箇所に１回 （※印は現場打ち部分がある場合） 〔施工後〕		
						ビーム取付高	１施工箇所に１回 〔施工後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	8	2	路側防護柵工 （ガードケーブル）	※基礎幅 ※基礎高さ ※基礎延長	１施工箇所に１回 （※印は現場打ち部分がある場合） 〔施工後〕		
						ケーブル取付高	１施工箇所に１回 〔施工後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	9		区画線工	材料使用量	全数量　〔施工前後〕		
						出来ばえ	施工日に１回 〔施工前後〕		

【第３編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	10		道路付属物工 （視線誘導標） （距離標）	高さ	１施工箇所に１回 〔施工後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	11		コンクリート面塗装工	材料使用量 （塗料缶）	全数量　〔使用前後〕	代表箇所 各１枚	
						素地調整状況 （塗替）	スパン毎、部材別 〔施工前後〕		
						塗装状況	各層毎に１回 〔塗装後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	12	1	プレテンション桁製作工（購入工） （けた橋）	断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	１スパンに１回 〔製作後〕	代表箇所 各１枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	12	2	プレテンション桁製作工（購入工） （スラブ橋）	断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	１スパンに１回 〔製作後〕	代表箇所 各１枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	13		ポストテンション桁製作工	シース、PC鋼材配置状況	桁毎に１回 〔打設前〕	代表箇所 各１枚	
						幅（上） 幅（下） 高さ	桁毎に１回 〔型枠取外後〕		
						中詰め及びグラウト状況	１スパンに１回 〔施工時〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	14	1	プレキャストセグメント製作工（購入工）	断面の外形寸法	１スパンに１回 〔製作後〕	代表箇所 各１枚	

【第３編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	14	2	プレキャストセグメント主桁組立工	組立状況	１スパンに１回〔組立時〕	代表箇所 各１枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	15		ＰＣホロースラブ製作工	シース、PC鋼材配置状況	桁毎に１回〔打設前〕	代表箇所 各１枚	
						幅 厚さ	桁毎に１回〔型枠取外し後〕		
						中詰め及びグラウト状況	１スパンに１回〔施工時〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	16	1	ＰＣ箱桁製作工	シース、PC鋼材配置状況	桁毎に１回〔打設前〕	代表箇所 各１枚	
						幅（上） 幅（下） 高さ	桁毎に１回〔型枠取外し後〕		
						内空幅 円空高さ	桁毎に１回〔型枠設置後〕		
						中詰め及びグラウト状況	１スパンに１回〔施工時〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	16	2	ＰＣ押出し箱桁製作工	シース、PC鋼材配置状況	桁毎に１回〔打設前〕	代表箇所 各１枚	
						幅（上） 幅（下） 高さ	桁毎に１回〔型枠取外し後〕		
						内空幅 円空高さ	桁毎に１回〔型枠設置後〕		
						中詰め及びグラウト状況	１スパンに１回〔施工時〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	17		根固めブロック工	数量	全数量　〔製作後〕	代表箇所 各１枚	
						ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に１回〔製作後〕		

【第３編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	18		沈床工	格子寸法 厚さ 割石状況 幅	20m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	19		捨石工	幅	20m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	22		階段工	幅 高さ 長さ	１施工箇所に１回 〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	1	伸縮装置工 （ゴムジョイント）	設置状況	１スパンに１回 〔設置後〕	代表箇所 各１枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	2	伸縮装置工 （鋼製フィンガージョイント）	設置状況	１スパンに１回 〔設置後〕	代表箇所 各１枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	26	1	多自然型護岸工 （巨石張り、巨石積み）	胴込裏込厚	20m又は１施工箇所に１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						法長	20m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕		

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	26	2	多自然型護岸工 （かごマット）	高さ 法長	20m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	27	1	羽口工 （じゃかご）	法長 厚さ	20m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	27	2	羽口工 （ふとんかご、かご枠）	高さ	20m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	28		プレキャストカルバート工 （プレキャストボックス工） （プレキャストパイプ工）	据付状況	20m又は１施工箇所に１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						※幅 ※高さ	20m又は１施工箇所に１回 （※印は場所打ちのある場合） 〔埋戻し前〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	1	側溝工 （プレキャストＵ型側溝） （Ｌ型側溝） （自由勾配側溝） （管渠）	据付状況	20m又は１施工箇所に１回 〔埋戻し前〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	2	場所打水路工	厚さ 幅 高さ	20m又は１施工箇所に１回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各１枚	

【第３編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	3	暗渠工	幅 深さ	20m又は１施工箇所に１回 〔埋戻し前〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	30		集水桝工	厚さ 幅 高さ	１施工箇所に１回 〔型枠取外し後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	31		現場塗装工	材料使用量 （塗料缶）	全数量 〔使用前後〕	代表箇所 各１枚	
						ケレン状況 （塗替）	スパン毎、部材別 〔施工前後〕		
						塗装状況	各層毎１スパンに１回 〔塗装後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	1		一般事項 （切込砂利） （砕石基礎工） （割ぐり石基礎工） （均しコンクリート）	幅 厚さ	20m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	1	基礎工護岸（現場打）	幅 高さ	20m又は１施工箇所に１回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各１枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	2	基礎工護岸（プレキャスト）	据付状況	20m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕	代表箇所 各１枚	

【第３編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4		既製杭工 （既製コンクリート杭） （鋼管杭） （Ｈ鋼杭）	偏心量	１施工箇所に１回 〔打込後〕	代表箇所 各１枚	
						根入長	１施工箇所に１回 〔打込前〕		
						数量	全数量　〔打込後〕		
						杭頭処理状況	１施工箇所に１回 〔処理前、中、後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	根入長	１施工箇所に１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						偏心量	１施工箇所に１回 〔打込後〕		
						数量、杭径	全数量　杭頭余盛部の撤去前、杭頭処理後		
						杭頭処理状況	１施工箇所に１回 〔処理前、中、後〕		
						鉄筋組立状況	１施工箇所に１回 〔組立後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	根入長	全数量　〔掘削後〕	代表箇所 各１枚	
						偏心量 数量	全数量　〔施工後〕		
						ライナープレート 設置状況	１施工箇所に１回 〔掘削後〕		
						土質	土質の変わる毎に１回 〔掘削中〕		
						鉄筋組立状況	全数量　〔組立後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	沓	１基に１回〔据付後〕	全枚数	
						ｹｰｿﾝの長さ ｹｰｿﾝの幅 ｹｰｿﾝの高さ ｹｰｿﾝの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	１ロットに１回 〔設置後及び型枠取外し後〕		
						載荷状況	１基に１回〔載荷時〕		
						封鎖ｺﾝｸﾘｰﾄ 打設状況 中埋状況	１基に１回〔施工時〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	沓	１基に１回〔据付後〕	全枚数	
						ｹｰｿﾝの長さ ｹｰｿﾝの幅 ｹｰｿﾝの高さ ｹｰｿﾝの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	１ロットに１回 〔設置後及び型枠取外し後〕		
						載荷状況	１基に１回〔載荷時〕		
						封鎖ｺﾝｸﾘｰﾄ 打設状況 中埋状況	１基に１回〔施工時〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	沓	１基に１回〔据付後〕	全枚数	
						根入長 偏心量 鉄筋組立状況	１基に１回 〔設置後〕		
						載荷状況	１基に１回〔載荷時〕		
						封鎖ｺﾝｸﾘｰﾄ 打設状況 中埋状況	１基に１回〔施工時〕		

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	1	コンクリートブロック工 （ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ積） （ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ張り）	厚さ(裏込)	20m又は１施工箇所に１回〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						法長 厚さ (ブロック積張)	20m又は１施工箇所に１回〔施工後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	2	コンクリートブロック工 （連節ブロック張り）	法長	20m又は１施工箇所に１回〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	3	コンクリートブロック工 （天端保護ブロック）	幅	20m又は１施工箇所に１回〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	4		緑化ブロック工	厚さ(裏込)	20m又は１施工箇所に１回〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						法長 厚さ(ブロック)	20m又は１施工箇所に１回〔施工後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	5		石積（張）工	厚さ(裏込)	20m又は１施工箇所に１回〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						法長 厚さ(石積・張)	20m又は１施工箇所に１回〔施工後〕		

【第３編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工（下層路盤工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎200mに１回〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎200mに１回〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに１回〔整正後〕		
						幅	各層毎20mに１回〔整正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎200mに１回〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎200mに１回〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに１回〔整正後〕		
						幅	各層毎20mに１回〔整正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	3	アスファルト舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎200mに１回〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎200mに１回〔整正後〕		
						厚さ	1,000㎡に１回〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要		
						幅	各層毎20mに１回〔整正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎200mに１回〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎200mに１回〔整正後〕		
						幅	各層毎20mに１回〔整正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工（基層工）	整正状況	200mに１回〔整正後〕	代表箇所 各１枚	
						タックコート、プライムコート	各層毎に１回〔散布時〕		
						幅	各層毎20mに１回〔整正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	6	アスファルト舗装工（表層工）	整正状況	200mに１回〔整正後〕	代表箇所 各１枚	
						タックコート、プライムコート	各層毎に１回〔散布時〕		
						平坦性	１工事に１回〔実施中〕		

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工 （下層路盤工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎200mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎200mに１回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに１回 〔整正後〕		
						幅	各層毎20mに１回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	2	半たわみ性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎200mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎200mに１回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに１回 〔整正後〕		
						幅	各層毎20mに１回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	3	半たわみ性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎200mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎200mに１回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに１回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は 写真不要		
						幅	各層毎20mに１回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	4	半たわみ性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎200mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎200mに１回 〔整正後〕		
						幅	各層毎20mに１回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	5	半たわみ性舗装工 （基層工）	整正状況	200mに１回 〔整正後〕	代表箇所 各１枚	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に１回 〔散布時〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	6	半たわみ性舗装工 （表層工）	整正状況	200mに１回 〔整正後〕	代表箇所 各１枚	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に１回 〔散布時〕		
						浸透性ｱｽﾌｧﾙﾄ注入状況	200mに１回 〔注入時〕		
						平坦性	１工事１回 〔実施中〕		

【第３編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	1	排水性舗装工 （下層路盤工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎200mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎200mに１回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに１回 〔整正後〕		
						幅	各層毎20mに１回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	2	排水性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎200mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎200mに１回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに１回 〔整正後〕		
						幅	各層毎20mに１回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	3	排水性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎200mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎200mに１回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに１回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は 写真不要		
						幅	各層毎20mに１回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	4	排水性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎200mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎200mに１回 〔整正後〕		
						幅	各層毎20mに１回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	5	排水性舗装工 （基層工）	整正状況	200mに１回 〔整正後〕	代表箇所 各１枚	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に１回 〔散布時〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	6	排水性舗装工 （表層工）	整正状況	200mに１回 〔整正後〕	代表箇所 各１枚	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に１回 〔散布時〕		
						平坦性	１工事に１回 〔実施中〕		

【第３編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	1	透水性舗装工 路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎200mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎200mに１回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに１回 〔整正後〕		
						幅	各層毎20mに１回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	2	透水性舗装工 表層工	整正状況	200mに１回 〔整正後〕	代表箇所 各１枚	
						タックコート、プライムコート	各層毎に１回 〔散布時〕		
						平坦性	１工事に１回 〔実施中〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	1	グースアスファルト舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎200mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎200mに１回 〔整正後〕		
						幅	各層毎20mに１回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	2	グースアスファルト舗装工（基層工）	整正状況	200mに１回 〔整正後〕	代表箇所 各１枚	
						タックコート、プライムコート	各層毎に１回 〔散布時〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	3	グースアスファルト舗装工（表層工）	整正状況	200mに１回 〔整正後〕	代表箇所 各１枚	
						タックコート、プライムコート	各層毎に１回 〔散布時〕		
						平坦性	１工事に１回 〔実施中〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	1	コンクリート舗装工（下層路盤工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎200mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎200mに１回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに１回 〔整正後〕		
						幅	各層毎20mに１回 〔整正後〕		

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	2	コンクリート舗装工（粒度調整路盤工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎200mに１回〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎200mに１回〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに１回〔整正後〕		
						幅	各層毎20mに１回〔整正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	3	コンクリート舗装工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎200mに１回〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎200mに１回〔整正後〕		
						厚さ	1,000㎡に１回〔整正後〕※コアを採取した場合は写真不要		
						幅	各層毎20mに１回〔整正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	4	コンクリート舗装工（アスファルト中間層）	整正状況	200mに１回〔整正後〕	代表箇所 各１枚	
						タックコート、プライムコート	各層毎に１回〔散布時〕		
						幅	各層毎20mに１回〔整正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	5	コンクリート舗装工（コンクリート舗装版工）	石粉、ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ	各層毎に１回〔散布時〕	代表箇所 各１枚	
						スリップバー、タイバー寸法、位置	20mに１回〔据付後〕		
						鉄網寸法 位置	20mに１回〔据付後〕		
						平坦性	１工事に１回〔実施中〕		
						厚さ	各層毎20mに１回〔型枠据付後〕		
						目地段差	１工事に１回		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	6	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎200mに１回〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎200mに１回〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに１回〔整正後〕		
						幅	各層毎20mに１回〔整正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	7	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎200mに１回〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎200mに１回〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに１回〔整正後〕		
						幅	各層毎20mに１回〔整正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	8	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）セメント（石灰・瀝青）安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎200mに１回〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎200mに１回〔整正後〕		
						厚さ	1,000㎡に１回〔整正後〕※コアを採取した場合は写真不要		
						幅	各層毎20mに１回〔整正後〕		

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	9	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） アスファルト中間層	整正状況	200mに１回 〔整正後〕	代表箇所 各１枚	
						タックコート、プライムコート	各層毎に１回 〔散布時〕		
						幅	各層毎20mに１回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	10	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工）	敷均し厚さ 転圧状況	200mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						厚さ	各層毎200mに１回 〔型枠据付後〕		
						平坦性	１工事に１回 〔実施中〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	1	薄層カラー舗装工 （下層路盤工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎200mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎200mに１回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに１回 〔整正後〕		
						幅	各層毎20mに１回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	2	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎200mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎200mに１回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに１回 〔整正後〕		
						幅	各層毎20mに１回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎200mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎200mに１回 〔整正後〕		
						厚さ	1,000㎡に１回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要		
						幅	各層毎20mに１回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	4	薄層カラー舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎200mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎200mに１回 〔整正後〕		
						幅	各層毎20mに１回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	5	薄層カラー舗装工 （基層工）	整正状況	200mに１回 〔整正後〕	代表箇所 各１枚	
						タックコート、プライムコート	各層毎に１回 〔散布時〕		
						厚さ	1,000㎡に１回 〔整正後〕		
						幅	各層毎20mに１回 〔整正後〕		

【第３編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	1	ブロック舗装工（下層路盤工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎200mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎200mに１回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに１回 〔整正後〕		
						幅	各層毎20mに１回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	2	ブロック舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎200mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎200mに１回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに１回 〔整正後〕		
						幅	各層毎20mに１回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	3	ブロック舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎200mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎200mに１回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに１回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要		
						幅	各層毎20mに１回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	4	ブロック舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎200mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎200mに１回 〔整正後〕		
						幅	各層毎20mに１回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	5	ブロック舗装工（基層工）	整正状況	200mに１回 〔整正後〕	代表箇所 各１枚	
						タックコート、プライムコート	各層毎に１回 〔散布時〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15		路面切削工	幅 厚さ	１施工箇所に１回 〔施工後〕	代表箇所 各１枚	

【第３編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	16		舗装打換え工	幅 延長 厚さ	１施工箇所に１回 〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17		オーバーレイ工	平坦性	１施工箇所に１回 〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
						ﾀｯｸｺｰﾄ	各層毎に１回 〔散布時〕		
						整正状況	200mに１回 〔施工後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	2		路床安定処理工	施工厚さ 幅	20mに１回〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	3		置換工	置換厚さ 幅	20m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	5		パイルネット工	厚さ 幅	20m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	6		サンドマット工	施工厚さ 幅	20m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕	代表箇所 各１枚	

【第３編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	7 8		バーチカルドレーン工 （サンドドレーン工） （ペーパードレーン工） （袋詰式サンドドレーン工） 締固め改良工 （サンドコンパクションパイル工）	打込長さ 出来ばえ	200㎡又は１施工箇所に１回 〔打込み前後〕	代表箇所 各１枚	
						杭径 位置・間隔	200㎡又は１施工箇所に１回 〔打込後〕		
						砂の投入量	全数量　〔打込前後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9		固結工 （粉末噴射攪拌工） （高圧噴射攪拌工） （スラリー攪拌工） （生石灰パイル工）	位置・間隔 杭径 深度	１施工箇所に１回 〔打込後〕	代表箇所 各１枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 （Ｈ鋼杭） （鋼矢板）	変位 根入長	20m又は１施工箇所に１回 〔打込前〕	代表箇所 各１枚	
						数量	全数量　〔打込後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	2	土留・仮締切工 （アンカー工）	削孔深さ	１施工箇所に１回 〔削孔後〕	代表箇所 各１枚	
						配置誤差	１施工箇所に１回 〔施工後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	3	土留・仮締切工 （連節ブロック張り工）	法長	20m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	4	土留・仮締切工 （締切盛土）	天端幅 法長	20m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕	代表箇所 各１枚	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	5	土留・仮締切工（中詰盛土）	出来ばえ	20m又は１施工箇所に１回〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	9		地中連続壁工（壁式）	連壁の長さ 変位	20m又は１施工箇所に１回〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	10		地中連続壁工（柱列式）	連壁の長さ 変位	20m又は１施工箇所に１回〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	22		法面吹付工		第３編２－１４－３吹付工に準ずる		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	1	1	鋳造費（金属支承工）	製作状況	適宜　〔製作中〕	代表箇所 各１枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	1	2	鋳造費（大型ゴム支承工）	製作状況	適宜　〔製作中〕	代表箇所 各１枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	1	3	仮設材製作工	原寸状況 製作状況	１橋に１回又は１工事に１回〔原寸時〕 適宜　〔制作中〕	代表箇所 各１枚	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	1	4	刃口金物製作工	刃口高さ 外周長	１施工箇所に１回 〔仮組立時〕	代表箇所 各１枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	3	1	桁製作工 （仮組立による検査を実施する場合） （シミュレーション仮組立検査を行う場合）	原寸状況	１橋に１回又は１工事に１回 〔原寸時〕	代表箇所 各１枚	※シミュレーション仮組立検査の場合は仮組立寸法を省略
						製作状況	適宜　〔製作中〕		
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	１橋に１回又は１工事に１回 〔仮組立時〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	3	2	桁製作工 （仮組立検査を実施しない場合）	原寸状況	１橋に１回又は１工事に１回 〔原寸時〕	代表箇所 各１枚	
						製作状況	適宜　〔製作中〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	3	3	桁製作工 （鋼製堰堤製作工（仮組立時））	仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	１基に１回又は１工事に１回 〔仮組立時〕	代表箇所 各１枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	4		検査路製作工	原寸状況	１橋に１回又は１工事に１回 〔原寸時〕	代表箇所 各１枚	
						製作状況	適宜　〔製作中〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	5		鋼製伸縮継手製作工	原寸状況	１橋に１回又は１工事に１回 〔原寸時〕	代表箇所 各１枚	
						製作状況	適宜　〔製作中〕		
						仮組立寸法	１橋に１回又は１工事に１回 〔仮組立時〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	6		落橋防止装置製作工	原寸状況	１橋に１回又は１工事に１回 〔原寸時〕	代表箇所 各１枚	
						製作状況	適宜　〔制作中〕		

【第３編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	7		橋梁用防護柵製作工	原寸状況	１橋に１回又は１工事に１回 〔原寸時〕	代表箇所 各１枚	
						製作状況	適宜　〔製作中〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	8		アンカーフレーム製作工	仮組立寸法 （撮影項目は適宜）	１橋に１回又は１工事に１回 〔仮組立時〕	代表箇所 各１枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	9		プレビーム用桁製作工	原寸状況	１橋に１回又は１工事に１回 〔原寸時〕	代表箇所 各１枚	
						製作状況	適宜　〔製作中〕		
						仮組立寸法	１橋に１回又は１工事に１回 〔仮組立時〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	10		鋼製排水管製作工	原寸状況	１橋に１回又は１工事に１回 〔原寸時〕	代表箇所 各１枚	
						製作状況	適宜　〔製作中〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	11		工場塗装工	材料使用量 （塗料缶）	全数量　〔使用前後〕	代表箇所 各１枚	
						素地調整状況 （塗替）	部材別　〔施工前後〕		
						塗装状況	各層毎に１回 〔塗装後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	13 橋梁架設工	1		架設工 （クレーン架設） （ケーブルクレーン架設） （ケーブルエレクション架設） （架設桁架設） （送出し架設） （トラベラークレーン架設）	架設状況	架設工法が変わる毎に１回 〔架設中〕	代表箇所 各１枚	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	2	1	植生工 （種子散布工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工、植生マット工） （植生筋工） （人工張芝工） （植生穴工）	材料使用量	１工事に１回 〔混合前〕	代表箇所 各１枚	
						土羽土の厚さ	200㎡又は１施工箇所に１回 〔施工中〕		
						法長	20m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	2	2	植生工 （植生基材吹付工） （客土吹付工）	清掃状況	200㎡又は１施工箇所に１回〔清掃後〕	代表箇所 各１枚	
						ラス鉄網の重ね合せ寸法	200㎡又は１施工箇所に１回 〔吹付前〕		
						厚さ（検測孔）	200㎡又は１施工箇所に１回〔吹付後〕		
						法長	20m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕		
						材料使用量	１工事に１回 〔混合前〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	3		吹付工 （コンクリート） （モルタル）	清掃状況	200㎡又は１施工箇所に１回〔清掃後〕	代表箇所 各１枚	
						ラス鉄網の重ね合せ寸法	200㎡又は１施工箇所に１回 〔吹付前〕		
						法長	20m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕		
						厚さ（検測孔）	200㎡又は１施工箇所に１回〔吹付後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	4	1	法枠工 （現場打法枠工） （現場吹付法枠工）	法長、 幅、 高さ、 枠中心間隔	20m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	4	2	法枠工 （プレキャスト法枠工）	法長	20m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	6		アンカー工	削孔深さ	１施工箇所に１回 〔削孔後〕	代表箇所 各１枚	
						配置誤差	１施工箇所に１回 〔施工後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工	1		場所打擁壁工	裏込厚さ	20m又は１施工箇所に１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						厚さ 幅 高さ	20m又は１施工箇所に１回 〔型枠取外し後〕		

【第３編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工	2		プレキャスト擁壁工	据付状況	20m又は１施工箇所に１回〔埋戻し前〕	代表箇所 各１枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工	3		盛土補強工（補強土（テールアルメ）壁工法）（多数アンカー式補強土工法）（ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	厚さ	20m又は１施工箇所に１回〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工	4		井桁ブロック工	裏込厚さ	20m又は１施工箇所に１回〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						法長 厚さ	20m又は１施工箇所に１回〔施工後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工	1		浚渫船運転工（ポンプ浚渫船）（グラブ船）	運転状況	１施工箇所に１回〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
3 土木工事共通編	2 一般施工	18 床版工	1		床版・横組工	幅 厚さ 鉄筋の有効高さ 鉄筋のかぶり 鉄筋間隔	１スパンに１回〔打設前後〕	代表箇所 各１枚	

【第6編　河川編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
6 河川編	1 築堤・護岸	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
6 河川編	1 築堤・護岸	10 水制工	8		杭出し水制工	径 杭長	1施工箇所に1回 〔打込み前〕	代表箇所 各1枚	
						幅 方向	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	配管状況	20m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	厚さ 幅 高さ	20m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	1	函渠工（本体工）	厚さ 幅 内空幅 内空高	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	2	函渠工 （ヒューム管） （ＰＣ管） （コルゲートパイプ） （ダクタイル鋳鉄管）	据付状況	20m又は1施工箇所に1回 〔巻立前〕		
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	7		翼壁工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	8		水叩工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	
6 河川編	4 水門	6 水門本体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	
6 河川編	4 水門	9 鋼管理橋上部工	10	1	支承工（鋼製支承）	支承取付状況	1スパンに1回 〔取付後〕	代表箇所 各1枚	
6 河川編	4 水門	9 鋼管理橋上部工	10	2	支承工（ゴム支承）	支承取付状況	1スパンに1回 〔取付後〕	代表箇所 各1枚	
6 河川編	4 水門	12 橋梁付属物工（鋼管理橋）	4		地覆工	地覆の幅 地覆の高さ 有効幅員	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
6 河川編	4 水門	12 橋梁付属物工（鋼管理橋）	5 6		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	

【第6編　河川編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
6 河川編	4 水門	12 橋梁付属物工（鋼管理橋）	7		検査路工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
6 河川編	5 堰	6 可動堰本体工	13 14		閘門工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ 延長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
6 河川編	5 堰	7 固定堰本体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
6 河川編	5 堰	8 魚道工	3		魚道本体工	厚さ 幅 高さ	20m又は測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
6 河川編	5 堰	9 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	厚さ 天端幅 (橋軸方向) 敷幅 (橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
6 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	6		本体工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
6 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	7		燃料貯油槽工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	適宜	
6 河川編	6 排水機場	5 沈砂池工	7		コンクリート床版工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	

【第6編　河川編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6	1	本体工（床固め本体工）	天端幅 堤幅 水通し幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8	1	水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
6 河川編	7 床止め・床固め	5 床固め工	6		側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	

【第７編　河川海岸編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	5		場所打コンクリート工	幅 高さ	20m又は１施工箇所に１回 〔型枠取外後〕	代表箇所 各１枚	
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	6		海岸コンクリートブロック工	数量	全数量　〔製作後〕	代表箇所 各１枚	
						ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に１回 〔製作後〕		
						据付状況	20m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕		
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	4		海岸コンクリートブロック工	数量	全数量　〔製作後〕	代表箇所 各１枚	
						ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に１回 〔施工後〕		
						法長 厚さ	20m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕		
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	5		コンクリート被覆工	法長 厚さ	20m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
						裏込材厚	20m又は１施工箇所に１回 〔施工中〕		
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	8 天端被覆工	2		コンクリート被覆工	幅 厚さ	20m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
						基礎厚	20m又は１施工箇所に１回 〔施工中〕		
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	9 波返工	3		波返工	幅 高さ	20m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	4		捨石工	法長 天端幅	20m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	5		吸出し防止工	幅	20m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	2		捨石工	法長 天端幅	20m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕	代表箇所 各１枚	

【第７編　河川海岸編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	5		海岸コンクリートブロック工	数量	全数量　〔製作後〕	代表箇所 各１枚	
						ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に１回〔製作後〕		
						天端幅	20m又は１施工箇所に１回〔施工後〕		
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	9		石砕工	厚さ 高さ	20m又は１施工箇所に１回〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
						間詰石状況	１施工箇所に１回〔施工後〕		
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	10		場所打コンクリート工	幅 高さ	20m又は１施工箇所に１回〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	1	ケーソン工（ケーソン工製作）	壁厚 幅 高さ 長さ 底版厚さ フーチング高さ	１基に１回〔製作後〕	代表箇所 各１枚	
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	2	ケーソン工（ケーソン工据付）	据付状況	１施工箇所に１回〔据付後〕	代表箇所 各１枚	
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	3	ケーソン工（突堤上部工） 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	厚さ 幅	１施工箇所に１回〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	1	セルラー工（セルラー工製作）	壁厚 幅 高さ	１基に１回〔製作後〕	代表箇所 各１枚	
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	2	セルラー工（セルラー工据付）	据付状況	１施工箇所に１回〔据付後〕	代表箇所 各１枚	

【第７編　河川海岸編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	3	セルラー工（突堤上部工） 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	厚さ 幅	１施工箇所に１回 〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	2		捨石工	法長 天端幅	20m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	3		根固めブロック工	数量	全数量　〔製作後〕	代表箇所 各１枚	
						ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に１回 〔製作後〕		
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	7 消波工	3		消波ブロック工	数量	全数量　〔製作後〕	代表箇所 各１枚	
						ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に１回 〔製作後〕		
7 河川海岸編	3 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）	3 海域堤基礎工	3		捨石工	法長 天端幅	20m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕	代表箇所 各１枚	

【第8編　砂防編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
8 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回	代表箇所 各1枚	
						製作状況	適宜　〔製作中〕		
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	骨材採取製造 コンクリート製造 運搬	月に1回　〔施工中〕	各月1枚	
						打継目処理 打込・養生	4リフトに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						天端幅 堤幅 水通しの幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	6		コンクリート側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	8		水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本体工（不透過型）	長さ 幅 下流側倒れ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	2	鋼製堰堤本体工（透過型）	堤長 堤幅 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	6		鋼製側壁工	長さ 幅 下流側倒れ 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
8 砂防編	2 流路	5 床固め工	8		魚道工	幅 高さ 厚さ	20m又は測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	

【第8編　砂防編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
8 砂防編	3 斜面対策	6 山腹水路工	4		山腹明暗渠工	厚さ 幅 高さ 深さ	20m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕		
8 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ 配置誤差	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
8 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	5		集水井工	偏心量 長さ 巻立て幅 巻立て厚さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
8 砂防編	3 斜面対策	9 抑止杭工	6		合成杭工	偏心量	1施行箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
						数量	全数量　〔打込後〕		

【第9編　ダム編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工（本体）	天端幅 ジョイント間隔 リフト高 堤幅	測定箇所毎に１回 〔施工後〕	適宜	
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工（水叩）	ジョイント間隔 幅 長さ	測定箇所毎に１回 〔施工後〕	適宜	
						打継目処理	奇数ブロック毎に岩着部中間 リフトに１回		
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工（副ダム）	ジョイント間隔 リフト高 堤幅 堤長	測定箇所毎に１回 〔施工後〕	適宜	
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工（導流壁）	ジョイント間隔 リフト高 厚さ	測定箇所毎に１回 〔施工後〕	適宜	
9 ダム編	2 フィルダム	3 盛立工	5		コアの盛立	外側境界線	測定箇所毎に１回 〔施工後〕	適宜	
9 ダム編	2 フィルダム	3 盛立工	6		フィルターの盛立	外側境界線 盛立幅	測定箇所毎に１回 〔施工後〕	適宜	
9 ダム編	2 フィルダム	3 盛立工	7		ロックの盛立	外側境界線	測定箇所毎に１回 〔施工後〕	適宜	

【第9編　ダム編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目			摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
9 ダム編	2 フィルダム				フィルダム（洪水吐）	ジョイント間隔 厚さ 幅 リフト高さ	測定箇所毎に１回 〔施工後〕	適宜	
9 ダム編	3 基礎グラウチング	3 ボーリング工			ボーリング工	ボーリング状況 水押テスト状況 グラウト状況 深度 配置誤差	ブロック毎に１回 〔施工中〕	適宜	
						コアー	地質変化毎全数量 〔抜取後〕		

【第10編　道路編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
10 道路編	1 道路改良	3 工場製作工	2	1	遮音壁支柱製作工	部材長	1施工箇所に1回 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	
10 道路編	1 道路改良	9 カルバート工	6		場所打函渠工	厚さ 幅（内空） 高さ	20m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	4		落石防止網工	幅	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	5		落石防護柵工	高さ	20m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	6		防雪柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ	20m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	7		雪崩予防柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ アンカー長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
10 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	4		遮音壁基礎工	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回 （施工前は必要に応じて） 〔施工前後〕	適宜	
10 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	5		遮音壁本体工	支柱間隔 支柱ずれ 支柱倒れ 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	

【第10編　道路編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
10 道路編	2 舗装	4 舗装工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎200mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎200mに１回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに１回 〔整正後〕		
						幅	各層毎20mに１回 〔整正後〕		
10 道路編	2 舗装	4 舗装工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	整正状況	200mに１回 〔整正後〕	代表箇所 各１枚	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に１回 〔散布時〕		
						平坦性	１工事に１回 〔実施中〕		
10 道路編	2 舗装	5 排水構造物工（路面排水工）	9		排水性舗装用路肩排水工	据付状況	20m又は１施工箇所に１回 〔施工中〕		
10 道路編	2 舗装	7 踏掛版工	4		踏掛版工 （コンクリート工） （ラバーシュー） （アンカーボルト）	<ｺﾝｸﾘｰﾄ工> 各部の厚さ 各部の長さ	１施工箇所に１回 〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
						<ﾗﾊﾞｰｼｭｰ> 各部の長さ 厚さ			
						<ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ> 中心のずれ アンカー長			
10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	1	大型標識工（標識基礎工）	幅 高さ	基礎タイプ毎５箇所に１回 〔施工後〕	適宜	
10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	2	大型標識工（標識柱工）	設置高さ	１施工箇所に１回	適宜	
10 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	5	1	ケーブル配管工	配管状況	20m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕		

【第10編　道路編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
10 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	5	2	ケーブル配管工（ハンドホール）	厚さ 幅 高さ	20m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕		
10 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	6		照明工（照明柱基礎工）	幅 高さ	基礎タイプ毎５箇所に１回 （施工前は必要に応じて） 〔施工前後〕	適宜	
10 道路編	3 橋梁下部	3 工場製作工	3		鋼製橋脚製作工	原寸状況	１脚に１回又は１工事に１回 〔原寸時〕	代表箇所 各１枚	
						製作状況	適宜　〔製作中〕		
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	１脚に１回又は１工事に１回 〔仮組立時〕		
10 道路編	3 橋梁下部	6 橋台工	8		橋台躯体工	厚さ 天端幅(橋軸方向) 敷幅(橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各１枚	
10 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	1	橋脚躯体工（張出式）	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各１枚	
10 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	2	橋脚躯体工（ラーメン式）	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各１枚	
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	1	橋脚フーチング工（Ｉ型・Ｔ型）	幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外後〕	代表箇所 各１枚	
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	2	橋脚フーチング工（門型）	幅 高さ	全数量 〔型枠取外後〕	代表箇所 各１枚	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	1	橋脚架設工（Ｉ型・Ｔ型）	架設状況	架設工法が変わる毎に１回 〔架設中〕	代表箇所 各１枚	
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	2	橋脚架設工（門型）	架設状況	架設工法が変わる毎に１回 〔架設中〕	代表箇所 各１枚	
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	11		現場継手工	継手部のすき間	１施工箇所に１回 〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
10 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	9		橋梁用高欄製作工	原寸状況	１橋に１回又は１工事に１回 〔原寸時〕	代表箇所 各１枚	
						製作状況	適宜 〔製作中〕		
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	１施工箇所に１回 〔削孔後〕	代表箇所 各１枚	
10 道路編	5 コンクリート橋上部	6 プレビーム桁橋工	2		プレビーム桁製作工（現場）	原寸状況	１橋に１回又は１工事に１回 〔原寸時〕	代表箇所 各１枚	
						製作状況	適宜 〔製作中〕		
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	１橋に１回又は１工事に１回 〔仮組立時〕		
						幅 高さ	桁毎に１回 〔型枠取外し後〕		
10 道路編	6 トンネル（ＮＡＴＭ）	4 支保工	3		吹付工	岩質	岩質の変わる毎に１回 〔掘削中〕	代表箇所 各１枚	
						湧水状況	適宜 〔掘削中〕		
						吹付面の清掃状況	20mに１回 〔清掃後〕		
						金網の重合せ状況	20mに１回 〔２次吹付前〕		
						吹付け厚さ（検測孔）	20mに１回 〔吹付後〕		

【第10編　道路編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
10 道路編	6 トンネル（NATM）	4 支保工	4		ロックボルト工	位置間隔 角度 削孔深さ 孔径 突出量	施工パターン毎又は20mに1断面〔穿孔中〕	代表箇所 各1枚	
						ロックボルト注入状況	施工パターン毎又は20mに1断面〔注入中〕		
						ロックボルト打設後の状況	施工パターン毎又は20mに1断面〔打設後〕		
10 道路編	6 トンネル（NATM）	5 覆工	3		覆工コンクリート工	覆工 (巻立空間)	1セントルに1回 〔型枠組立後〕	代表箇所 各1枚	
						覆工 （厚さ）	1セントルに1回 〔型枠取外し後〕		
						幅 高さ	20m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
10 道路編	6 トンネル（NATM）	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅 厚さ	20m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
10 道路編	6 トンネル（NATM）	6 インバート工	4		インバート本体工	インバート （厚さ）	20m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	代表箇所 各1枚	
						幅（全幅）	20m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
10 道路編	6 トンネル（NATM）	8 坑門工	4		坑門本体工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	代表箇所 各1枚	

【第10編　道路編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
10 道路編	6 トンネル（ＮＡＴＭ）	8 坑門工	5		明り巻工	覆工 (巻立空間)	20m又は１施工箇所に１回 〔型枠組立後〕	代表箇所 各１枚	
						覆工 （厚さ）	20m又は１施工箇所に１回 〔型枠取外し後〕		
						幅　(全幅) 高さ(内法)	20m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕		
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	2		現場打躯体工	厚さ 内空幅 内空高	20m又は１施工箇所に１回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各１枚	
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	4		カラー継手工	厚さ 幅 長さ	１施工箇所に１回 〔設置後〕	代表箇所 各１枚	
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	1	防水工（防水）	幅	20m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
10 道路編	11 共同溝	6 現場打ち構築工	5	2	防水工（防水保護工）	厚さ	20m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	3	防水工（防水壁）	高さ 幅 厚さ	１施工箇所に１回 〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
10 道路編	11 共同溝	7 プレキャスト構築工	2		プレキャスト躯体工	据付状況	20m又は１施工箇所に１回 〔埋戻し前〕	代表箇所 各１枚	

【第10編　道路編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
10 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	2		管路工（管路部）	敷設状況	20m又は１施工箇所に１回 〔敷設後〕	代表箇所 各１枚	
10 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	3		プレキャストボックス工（特殊部）	据付状況	20m又は１施工箇所に１回 〔据付後〕	代表箇所 各１枚	
10 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	4		現場打ちボックス工（特殊部）	厚さ 内空幅 内空高	20m又は１施工箇所に１回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各１枚	
10 道路編	12 電線共同溝	6 付帯設備工	2		ハンドホール工	厚さ 幅 高さ	１施工箇所に１回 〔型枠取外し後〕		
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5		切削オーバーレイ工	平坦性	１施工箇所に１回 〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
						ﾀｯｸｺｰﾄ	各層毎に１回 〔散布時〕		
						整正状況	200mに１回 〔施工後〕		
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	7		路上再生工	敷均厚 転圧状況	各層毎200mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況 厚さ	各層毎200mに１回 〔整正後〕		
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	11		グルービング工	出来ばえ	施工日に１回 （施工前後）		
10 道路編	16 道路修繕	3 工場製作工	4		桁補強材製作工	原寸状況	１橋に１回又は１工事に１回 〔原寸時〕	代表箇所 各１枚	
						製作状況	適宜 〔製作中〕		
						仮組立寸法（撮影項目は適宜）	１橋に１回又は１工事に１回 〔仮組立時〕		
10 道路編	16 道路修繕	22 橋梁付属物工	4		落橋防止装置工	長さ、径、材質	１橋に１回又は１工事に１回 （材料搬入時）	代表箇所 各１枚	
						出来ばえ	適宜 （施工中）		

編	章	節	条	枝番	工種		写真管理項目			摘要
							撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
その他					舗装工関係	橋面防水工	塗布又は設置状況	1施工箇所に1回〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
					ダム工関係	仮排水路	厚さ、高さ	20m又は1施工箇所に1回〔型枠取外し後〕	適宜	
						仮締切（土石）	巻出し厚	20m又は1施工箇所に1回〔巻出し時〕	適宜	
							転圧状況	転圧機械が変わる毎に1回〔締固時〕		
						仮締切（コンクリート）	厚さ、高さ	20m又は1施工箇所に1回〔型枠取外し後〕	適宜	
						基礎掘削	組合せ機械	組合せ機械変わる毎に1回〔施工中〕	適宜	
							土質、岩質	土質、岩質変わる毎に1回〔掘削中〕		
							岩盤清掃状況	1施工箇所に1回〔清掃前後〕		
						堤体コンクリート打設	骨材採取製造、コンクリート製造、運搬	月に1回 〔施工中〕	適宜	
							打継目処理、打込養生	8リフトに1回〔施工中〕		
						堤体止水	止水板の厚さ、幅、埋設位置、岩着及び溶接	各ブロック毎、先行ブロックに ついて4リフトに1回〔据付後〕	適宜	
						堤体排水工	排水孔の位置、箱抜断面、排水管取付箇所	各ブロック毎、先行ブロックに ついて4リフトに1回〔据付後〕	適宜	
						堤体冷却工	配管間隔、通水状況	5リフトに1回〔据付後〕	適宜	
						堤体埋設計器	器種、位置、間隔	1施工箇所に1回〔据付後〕	適宜	
					トンネル関係	トンネル坑門工	厚さ、幅、高さ	1施工箇所に1回〔埋戻し前〕	代表箇所 各1枚	
						トンネル（矢板工法）	岩質	岩質の変わる毎に1回〔掘削中〕	代表箇所 各1枚	
							湧水状況	適宜 〔掘削中〕		
							埋設支保工（建込間隔、寸法、基数）	20m又は1施工箇所に1回〔建込後〕		
							湧水処理工設置状況	全数量 〔設置後〕		
							集水渠（幅、高さ、位置）	20m又は1施工箇所に1回〔設置後〕	代表箇所 各1枚	
							地下排水工（管接合据付状況）			
							地下排水工（フィルター厚さ）	20m又は1施工箇所に1回〔投入前後〕	代表箇所 各1枚	
							矢板設置状況	岩質の変わる毎に1回〔設置後〕		
							グラウト材料使用量	全数量 〔使用前後〕		

編	章	節	条	枝番	工種		写真管理項目			摘要
							撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
その他					トンネル関係	シールド	掘削の地山状態	地質の変化の毎に１回〔掘削中〕	代表箇所 各１枚	
							セグメント組立状況	１工事に１回〔組立後〕		
							二次覆工（セグメント清掃状況）	１工事に１回〔清掃後〕		
							二次覆工の厚さ	１スパンに１回〔型枠取外し後〕		
					維持修繕工関係	アスファルト舗装	打換パッチング	施工日に１回〔施工前後〕		
						コンクリート舗装	目地掃除	200㎡に１回〔施工前後〕		
							目地充填	200㎡に１回〔施工後〕		
							注入工、削孔状況（位置、間隔）	200㎡に１回〔削孔後〕		
							注入工、注入圧	200㎡に１回〔注入時〕		
							目地亀裂防止材、張付け状況	200㎡に１回〔張付け後〕		
							局部打換、各層厚さ	各層毎20mに１回又は１施工 箇所に１回〔施工前後〕		
						路肩、路側路盤工	厚さ	20mに１回又は１施工箇所に１回 〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
						道路除草	出来ばえ	５㎞に１回（１回刈毎）〔施工前後〕	適宜	
						路肩整正	出来ばえ	１㎞に１回	適宜	
						新設、更新、修理防護柵類	出来ばえ	１施工箇所に１回（施工前は必要に応じて）〔施工前後〕	適宜	
						新設、更新、修理標識類	基礎幅、深さ、出来ばえ	基礎タイプ毎５カ所に１回（施工前は必要に応じて）〔施工前後〕	適宜	
						新設、更新、修理照明灯	基礎幅、深さ、出来ばえ	基礎タイプ毎５カ所に１回（施工前は必要に応じて）〔施工前後〕	適宜	
						視線誘導標	出来ばえ	施工日に１回〔施工後〕	適宜	
						清掃（路面、標識、側溝、集水桝）	出来ばえ	施工日に１回〔施工前後〕	適宜	
						区画線路面表示	出来ばえ	施工日に１回〔施工前後〕	適宜	
							材料使用量	全数量 〔施工前後〕	適宜	
						街路樹植樹	出来ばえ	適宜 〔施工前後〕	適宜	
						街路樹補強補植	出来ばえ	適宜 〔施工前後〕	適宜	
						街路樹剪力	出来ばえ	街路樹10本に１回、グリーン ベルト20mに１回〔施工前後〕	適宜	
						街路樹消毒、施肥	出来ばえ	街路樹10本に１回、グリーンベルト20mに１回〔施工前後〕	適宜	
						街路樹雪囲	出来ばえ	適宜 〔施工後〕	適宜	
						排雪除雪	施工状況、機種	施工中に１回 施工中	適宜	
						凍結防止剤散布	出来ばえ	施工中に１回 施工中	適宜	
							材料使用量	全数量 〔施工前後〕	適宜	
						河川除草	出来ばえ	１㎞に１回（１回刈毎）〔施工前後〕	適宜	

編	章	節	条	枝番	工種			写真管理項目			摘要
								撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
その他					維持修繕工関係	鉄筋・無筋コンクリート関係	配筋	位置、間隔、継手寸法	打設ロット毎に１回又は１施工箇所に１回 〔組立後〕	適宜	
							コンクリート打設	打継目処理、締固施工状況	工種種別毎に１回 〔施工時〕	１施工ブロック各１枚	
							一養生	養生状況	工種種別毎に１回、養生方法 毎に１回 〔養生時〕		

２－５　デジタル写真管理情報基準

デジタル写真管理情報基準（案）

－ 目　次 －

1　適用 1
2　フォルダ構成 1
3　写真管理項目 4
4　ファイル形式 6
5　ファイル命名規則 7
6　写真編集等 8
7　有効画素数 8
8　撮影頻度と提出頻度の取り扱い 8
9　その他留意事項 8

付属資料 1　写真管理ファイルの DTD ..... 付 1-1
付属資料 2　写真管理ファイルの XML 記入例 ..... 付 2-1

1 適用

「デジタル写真管理情報基準（案）」は、写真等(工事・測量・調査・地質・広報・設計)の原本を電子媒体で提出する場合の属性情報等の標準仕様を定めたものである。

2 フォルダ構成

写真の原本を電子媒体で提出する場合のフォルダ構成は、業務では図 2-1、工事では図 2-2とする。

・「PHOTO」フォルダの直下に写真管理ファイルと「PIC」及び「DRA」のサブフォルダを置く。なお、DTD及びXSLファイルもこのフォルダに格納する。ただし、XSLファイルの格納は任意とする。

・「PIC」とは、撮影した写真ファイルを格納するサブフォルダを示し、「DRA」とは、参考図ファイルを格納するサブフォルダを示す。

・参考図とは、撮影位置、撮影状況等の説明に必要な撮影位置図、平面図、凡例図、構造図等である。

・参考図がない場合は「DRA」サブフォルダは作成しなくてもよい。

・フォルダ名称は半角英大文字とする。

・写真フォルダ(PIC)及び参考図フォルダ(DRA)直下に直接対象ファイルを保存し、階層分けは行わない。

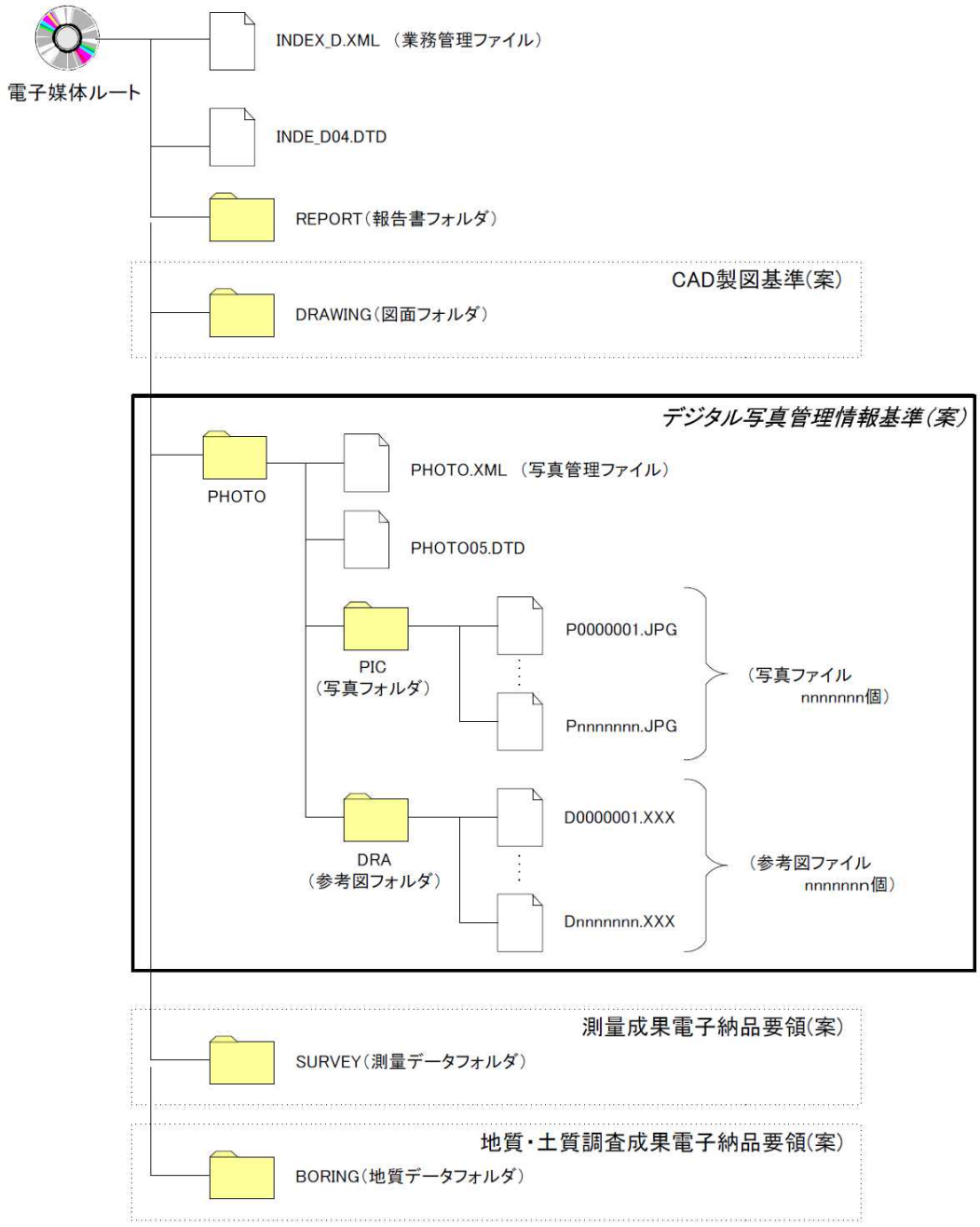

図 2-1 「土木設計業務等の電子納品要領(案)」のフォルダ構成

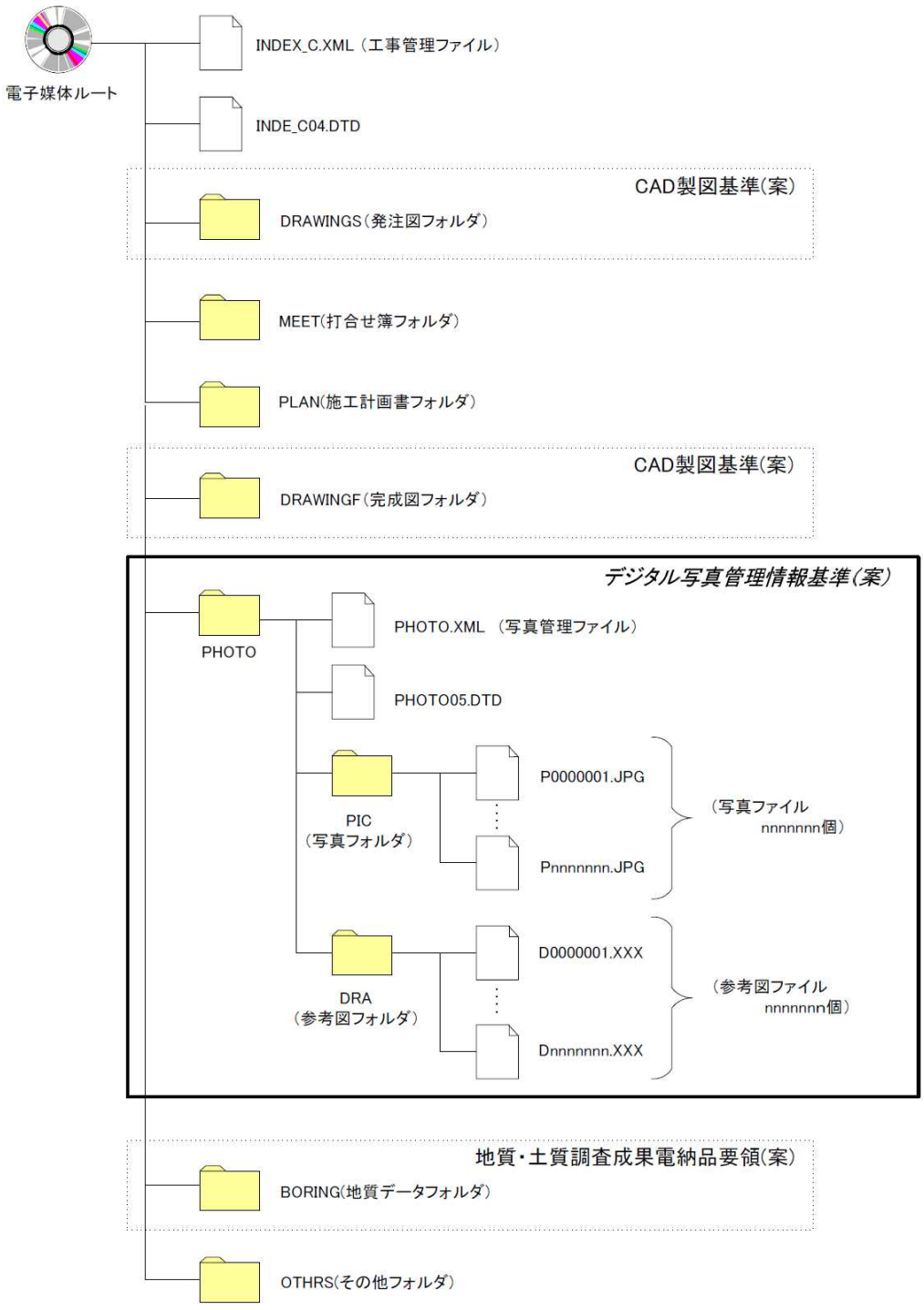

図 2-2 「工事完成図書の電子納品要領(案)」のフォルダ構成

3 写真管理項目

電子媒体に格納する写真管理ファイル(PHOTO.XML)に記入する写真管理項目は下表に示すとおりである。

表 3-1 写真管理項目（1/2）

分類	項目名		記入内容	データ表現	文字数	記入者	必要度
基礎情報	写真フォルダ名		写真ファイルを格納するフォルダ名称（PHOTO/PICで固定）を記入する。	半角英大文字	9 固定	▲	◎
	参考図フォルダ名		参考図ファイルを格納するために「DRA」サブフォルダを作成した場合はフォルダ名称（PHOTO/DRAで固定）を記入する。	半角英大文字	9 固定	▲	○
	適用要領基準		電子成果品の作成で適用した要領・基準の版(「土木200805-01」で固定)を記入する。 (分野：土木、西暦年：2008、月：05、版：01)	全角文字 半角英数字	30	▲	◎
写真情報 ※	写真ファイル情報	シリアル番号	写真通し番号。提出時の電子媒体を通して、一連のまとまった写真についてユニークであれば、中抜けしてもよい。123枚目を、” 000123” の様に0を付けて記入してはいけない。	半角数字	7	▲	◎
		写真ファイル名	写真ファイル名称を拡張子も含めて記入する。	半角英数大文字	12 固定	▲	◎
		写真ファイル日本語名	写真ファイルに関する日本語名等を記入する。	全角文字 半角英数字	127	□	△
		メディア番号	一連のまとまった写真について、保存されている電子媒体番号を記入する。単一の電子媒体であれば、全て” 1” となる。	半角数字	8	□	◎
	撮影工種区分	写真-大分類	写真を撮影した業務の種別を「工事」「測量」「調査」「地質」「広報」「設計」「その他」から選択して記入する。工事写真は常に「工事」と記入する。	全角文字 半角英数字	8	□	◎
		写真区分	写真管理基準(案)の分類に準じ、「着手前及び完成写真」(既済部分写真等を含む)「施工状況写真」「安全管理写真」「使用材料写真」「品質管理写真」「出来形管理写真」「災害写真」「事故写真」「その他」(公害、環境、補償等)の区分のいずれかを記入する。 大分類が「工事」ではない場合は、自由記入とし、大分類が「工事」で「提出頻度写真」ではない場合は、記入は不要とする。	全角文字 半角英数字	127	□	○
		工種	土木工事の場合、工種以下の分類が明確で記入可能であれば、新土木工事積算体系のレベル2「工種」を記入する。 大分類が「工事」ではない場合は、自由記入とし、大分類が「工事」で「提出頻度写真」ではない場合は、記入は不要とするが、任意記入も可とする。	全角文字 半角英数字	127	□	○
		種別	土木工事の場合、工種以下の分類が明確で記入可能であれば、新土木工事積算体系のレベル3「種別」を記入する。 大分類が「工事」ではない場合は、自由記入とし、大分類が「工事」で「提出頻度写真」ではない場合は、記入は不要とするが、任意記入も可とする。	全角文字 半角英数字	127	□	○
		細別	土木工事の場合、工種以下の分類が明確で記入可能であれば、新土木工事積算体系のレベル4「細別」を記入する。 大分類が「工事」ではない場合は、自由記入とし、大分類が「工事」で「提出頻度写真」ではない場合は、記入は不要とするが、任意記入も可とする。	全角文字 半角英数字	127	□	○
		写真タイトル	写真の撮影内容がわかるように、写真管理基準(案)の撮影項目、撮影時期に相当する内容を記入する。	全角文字 半角英数字	127	□	◎
		工種区分予備	工種区分に関して特筆事項があれば記入する。(複数記入可)	全角文字 半角英数字	127	□	△
	付加情報※	参考図ファイル名	撮影位置図、凡例図等の参考図のファイル名を記入する。黒板に記した図の判読が困難となる場合、又は当該写真に関し、撮影位置、撮影状況等を説明するために位置図面または凡例図等の参考図を請負者が作成している場合に記入する。	半角英数大文字	12	▲	◎
		参考図ファイル日本語名	参考図ファイルに関する日本語名等を記入する。	全角文字 半角英数字	127	□	○
		参考図タイトル	参考図の内容が判るようなタイトルを記入する。黒板に記した図 の判読が困難となる場合、又は当該写真に関し、撮影位置、撮 影状況等を説明するために位置図面または凡例図等の参考 図を請負者が作成している場合に記入する。	全角文字 半角英数字	127	□	◎
		付加情報予備	参考図、撮影箇所等に関して特筆事項があれば記入する。(複数記入可)	全角文字 半角英数字	127	□	△
	撮影情報	撮影箇所	当該写真に関する測点位置、撮影対象までの距離、撮影内容等を簡潔に記入する。撮影位置図上に複数撮影位置が記載されている場合には、位置図上の記号等を記入する。	全角文字 半角英数字	127	□	○
		撮影年月日	写真を撮影した年月日をCCYY-MM-DD方式で記入する。月または日が1桁の数の場合「0」を付加して、必ず10桁で記入する。（CCYY：西暦の年数、MM：月、DD：日）例)平成20年12月3日 →2008-12-03	半角数字 - (HYPHEN-MINUS)	10 固定	□	◎

表 3-1　写真管理項目（2/2）

分類	項目名	記入内容	データ表現	文字数	記入者	必要度
写真情報	代表写真	写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表に示される提出頻度が不要以外の写真の中から工事の全体概要や当該工事で重要となる代表写真の場合、「1」を記入する。代表写真でない場合は「0」を記入する。	半角数字	1　固定	□	◎
	提出頻度写真	写真管理基準(案)の提出頻度に基づく写真である場合、「1」を記入する。それ以外の場合は「0」を記入する。	半角数字	1　固定	□	◎
※	施工管理値	黒板の判読が困難な場合、設計寸法及び実測寸法等の補足事項を記入する。	全角文字 半角英数字	127	□	○
	請負者説明文	請負者側で検査立会者、特筆事項等があれば記入する。	全角文字 半角英数字	127	□	△
ソフトメーカ用TAG		ソフトウェアメーカが管理のために使用する。（複数記入可）	全角文字 半角英数字	127	▲	△

全角文字と半角英数字が混在している項目については、全角の文字数を示しており、半角英数字2文字で全角文字1文字に相当する。

【記入者】　□：電子成果品作成者が記入する項目
▲：電子成果品作成ソフト等が固定値を自動的に記入する項目

【必要度】　◎：必須記入。
○：条件付き必須記入。（データが分かる場合は必ず入力する）
△：任意記入。

※複数ある場合にはこの項を必要な回数繰り返す。

【解説】

・写真管理項目は、電子成果品の電子データファイルを検索、参照、再利用するなど活用していくための属性項目である。

・写真管理項目のデータ表現の定義は、「土木設計業務等の電子納品要領(案)」及び「工事完成図書の電子納品要領(案)」の使用文字に従う。

・付属資料1に管理ファイルのDTD、付属資料2に管理ファイルのXML記入例を示す。

・工種、種別、細別の各項目は、新土木工事積算体系にない土木工事や他の工事の場合には、対応するレベルのものを正しく記入する。

・写真区分ごとに工種、種別、細別の記入可否は異なる。写真区分ごとの記入可否の目安は、以下のとおりである。

写真区分	工　種	種　別	細　別
着手前及び完成写真	×	×	×
施工状況写真	△	△	△
安全管理写真	△	×	×
使用材料写真	△	△	△
品質管理写真	○	×	×
出来形管理写真	○	○	○
災害写真	×	×	×
その他	×	×	×

(○：記入、△：記入可能な場合は記入、×：記入は不要とするが、任意の記入も可)

・「代表写真」の項目には、当該工事の概要が把握できる、または重要な写真である場合に「1」を記入する。代表写真でない場合は「0」を記入する。

4 ファイル形式

ファイル形式は、以下のとおりとする。

- 写真管理ファイルのファイル形式はXML形式(XML1.0に準拠)とする。
- 写真ファイルの記録形式はJPEGとし、圧縮率、撮影モードは監督員と協議の上決定する。
- 参考図ファイルの記録形式はJPEGもしくはTIFFとする。JPEGの圧縮率、撮影モードは監督員と協議の上決定する。TIFFは図面が判読できる程度の解像度とする。
- 写真管理ファイルのスタイルシートの作成は任意とするが、作成する場合はXSLに準じる。

【解説】

・本基準「2フォルダ構成」に示したように、写真管理ファイルのファイル形式はXML形式とする。

・写真管理ファイルの閲覧性を高めるため、スタイルシートを用いてもよいが、XSLに準じて作成する。スタイルシートを作成した場合は、管理ファイルと同じ場所に格納する。

・参考図ファイルの記録形式は、監督員の承諾を得た上で、JPEG、TIFF以外の形式とすることができる。

5 ファイル命名規則

- ファイル名・拡張子は、半角英数大文字とする。
- ファイル名8文字以内、拡張子3文字以内とする。
- 写真管理ファイルは「PHOTO.XML」とし、写真管理ファイルのDTDは「PHOTO05.DTD」(05は版番号)とする。
- 写真管理ファイルのスタイルシートのファイル名は「PHOTO05.XSL」とする。
- 写真ファイルの命名規則は次図の通り。

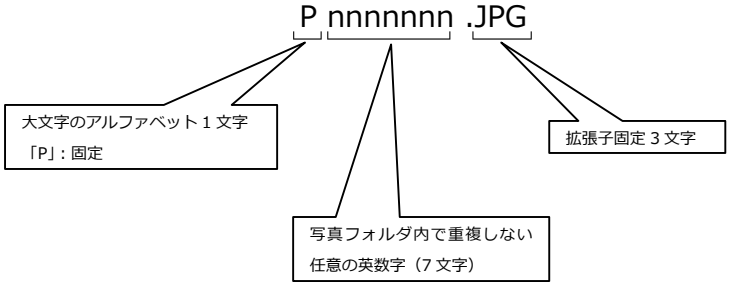

図 5-1　写真ファイルの命名規則

- 参考図ファイルの命名規則は次図の通り。

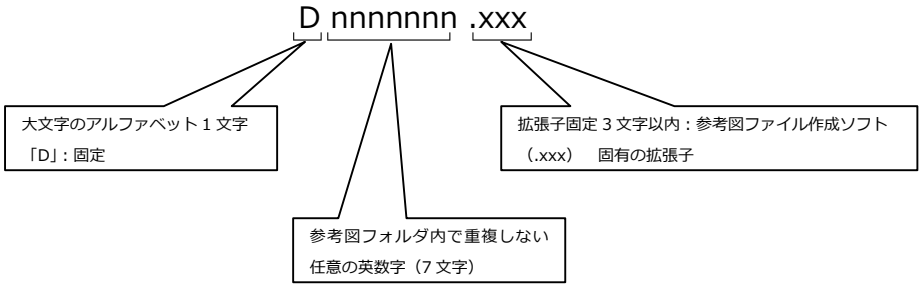

図 5-2　参考図ファイルの命名規則

【解説】

ファイル名の文字数は、半角(1バイト文字)で8文字以内、拡張子3文字以内とする。ファイル名に使用する文字は、半角（1バイト文字）で、大文字のアルファベット「A～Z」、数字「0～9」、アンダースコア「_」とする。

オリジナルファイルの通し番号は、工事の経緯がわかるように日付昇順に付番することを基本とする。ファイル名は連番により、ファイルを区別することを基本とするが、欠番があっても構わない。

6 写真編集等

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。

7 有効画素数

有効画素数は、黒板の文字が確認できることを指標とする。

【解説】

- 有効画素数は、黒板の文字及び撮影対象が確認できることを指標(100万画素程度)として設定する。
- 不要に有効画素数を大きくすると、ファイル容量が大きくなり、電子媒体が複数枚になるとともに、操作性も低くなるので、適切な有効画素数を設定する。

8 撮影頻度と提出頻度の取り扱い

写真の原本を電子媒体で提出する場合は、写真管理基準に示される撮影頻度に基づくものとする。

9 その他留意事項

本基準に記載されていない電子納品に関わる事項は、原則として「電子納品運用ガイドライン(和歌山県)」に従う。

付属資料1　写真管理ファイルのDTD

成果品の電子媒体に格納する写真管理ファイル(PHOTO.XML)のDTD(PHOTO05.DTD)を以下に示す。なお、DTDファイルは、国土交通省のホームページ（http://www.cals-ed.go.jp/）から入手できる。

```
<!—PHOTO05.DTD / 2008/05 -->
<!ELEMENT photodata (基礎情報,写真情報+,ソフトメーカ用 TAG*)>
<!ATTLIST photodata DTD_version CDATA #FIXED "05">

<!-- 基礎情報 -->
<!ELEMENT 基礎情報 (写真フォルダ名,参考図フォルダ名?,適用要領基準)>
    <!ELEMENT 写真フォルダ名 (#PCDATA)>
    <!ELEMENT 参考図フォルダ名 (#PCDATA)>
    <!ELEMENT 適用要領基準 (#PCDATA)>

<!-- 写真情報 -->
<!ELEMENT 写真情報 (写真ファイル情報,撮影工種区分,付加情報*,撮影情報,代表写真,提出頻度写真,施工管理値?,請負者説明文?)>
    <!ELEMENT 代表写真 (#PCDATA)>
    <!ELEMENT 提出頻度写真 (#PCDATA)>
    <!ELEMENT 施工管理値 (#PCDATA)>
    <!ELEMENT 請負者説明文 (#PCDATA)>

<!-- 写真ファイル情報 -->
<!ELEMENT 写真ファイル情報 (シリアル番号,写真ファイル名,写真ファイル日本語名?,メディア番号)>
    <!ELEMENT シリアル番号 (#PCDATA)>
    <!ELEMENT 写真ファイル名 (#PCDATA)>
    <!ELEMENT 写真ファイル日本語名 (#PCDATA)>
    <!ELEMENT メディア番号 (#PCDATA)>

<!-- 撮影工種区分 -->
<!ELEMENT 撮影工種区分 (写真-大分類,写真区分?,工種?,種別?,細別?,写真タイトル,工種区分予備*)>
    <!ELEMENT 写真-大分類 (#PCDATA)>
    <!ELEMENT 写真区分 (#PCDATA)>
    <!ELEMENT 工種 (#PCDATA)>
    <!ELEMENT 種別 (#PCDATA)>
    <!ELEMENT 細別 (#PCDATA)>
    <!ELEMENT 写真タイトル (#PCDATA)>
    <!ELEMENT 工種区分予備 (#PCDATA)>

<!-- 付加情報 -->
<!ELEMENT 付加情報 (参考図ファイル名,参考図ファイル日本語名?,参考図タイトル,付加情報予備*)>
    <!ELEMENT 参考図ファイル名 (#PCDATA)>
    <!ELEMENT 参考図ファイル日本語名 (#PCDATA)>
    <!ELEMENT 参考図タイトル (#PCDATA)>
    <!ELEMENT 付加情報予備 (#PCDATA)>

<!-- 撮影情報 -->
<!ELEMENT 撮影情報 (撮影箇所?,撮影年月日)>
    <!ELEMENT 撮影箇所 (#PCDATA)>
    <!ELEMENT 撮影年月日 (#PCDATA)>

<!ELEMENT ソフトメーカ用 TAG (#PCDATA)>
```

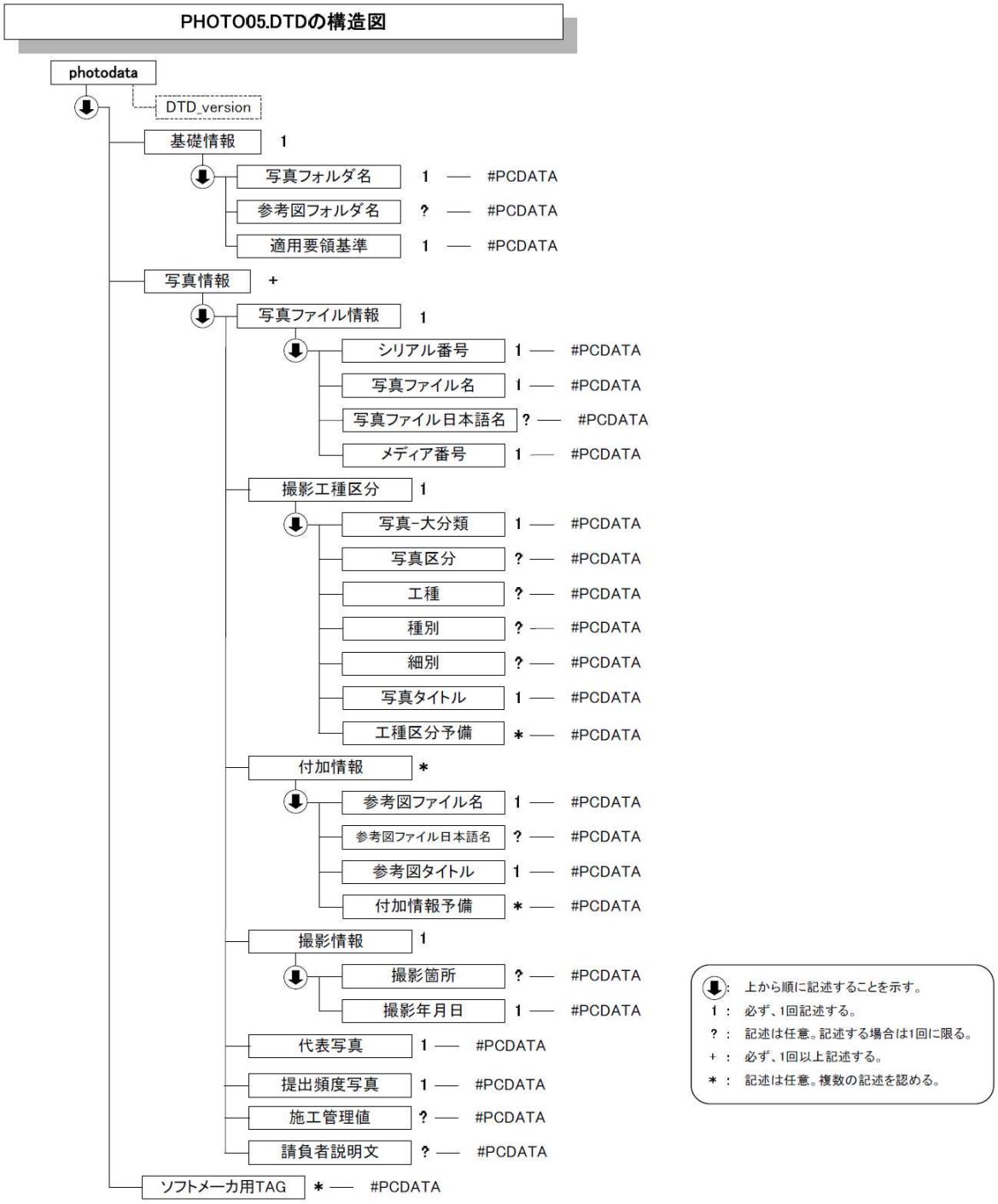

図付 1-1　写真管理ファイルのDTDの構造

付属資料 2　写真管理ファイルの XML 記入例

成果品の電子媒体に格納する写真管理ファイル(PHOTO.XML)の記入例を以下に示す。なお、DTD ファイルは、国土交通省のホームページ（http://www.cals-ed.go.jp/）から入手できる。

```
<?xml version="1.0" encoding="Shift_JIS"?>
<!DOCTYPE  photodata SYSTEM "PHOTO05.DTD">
<?xml-stylesheet type="text/xsl" href="PHOTO05.XSL" ?>
<photodata DTD_version="05">
    <基礎情報>
        <写真フォルダ名>PHOTO/PIC</写真フォルダ名>
        <参考図フォルダ名>PHOTO/DRA</参考図フォルダ名>
        <適用要領基準>土木 200805-01</適用要領基準>
    </基礎情報>
    <写真情報>
        <写真ファイル情報>
            <シリアル番号>1</シリアル番号>
            <写真ファイル名>P0000001.JPG</写真ファイル名>
            <写真ファイル日本語名>着手前 0001.JPG</写真ファイル日本語名>
            <メディア番号>1</メディア番号>
        </写真ファイル情報>
          <撮影工種区分>
            <写真-大分類>工事</写真-大分類>
            <写真区分>着手前及び完成写真</写真区分>
            <写真タイトル>着手前写真</写真タイトル>
            <工種区分予備>工種区分の特筆事項があれば記入する。(複数入力可)</工種区分予備>
        </撮影工種区分>
        <付加情報>
            <参考図ファイル名>D0000001.JPG</参考図ファイル名>
            <参考図ファイル日本語名>平面図 00001.JPG</参考図ファイル日本語名>
            <参考図タイトル>平面図</参考図タイトル>
            <付加情報予備>付加情報の特筆事項があれば記入する</付加情報予備>
        </付加情報>
        <撮影情報>
            <撮影箇所>測点:1L</撮影箇所>
            <撮影年月日>2008-11-14</撮影年月日>
        </撮影情報>
        <代表写真>1</代表写真>
        <提出頻度写真>1</提出頻度写真>
        <請負者説明文>請負者側で検査立会者、特記事項等状況等、特筆事項があれば記入する。</請負者説明文>
    </写真情報>
    <写真情報>
        <写真ファイル情報>
            <シリアル番号>2</シリアル番号>
                <写真ファイル名>P0000002.JPG</写真ファイル名>
```

3 行目の（<?xml-stylesheet～）は、XML 文書の書式（体裁）を指定する場合の宣言文。
書式指定を宣言した場合、XSL ファイルを格納すること。
スタイルシートを利用しない場合は、当該 1 行を削除する。

写真管理項目の記入規則に基づき、赤文字の部分について内容を記入する。

```
            <写真ファイル日本語名>施工状況写真 0001.JPG</写真ファイル日本語名>
            <メディア番号>1</メディア番号>
        </写真ファイル情報>
        <撮影工種区分>
            <写真-大分類>工事</写真-大分類>
            <写真区分>施工状況写真</写真区分>
            <写真タイトル>掘削状況写真</写真タイトル>
        </撮影工種区分>
        <撮影情報>
            <撮影箇所>測点:1L</撮影箇所>
            <撮影年月日>2008-11-18</撮影年月日>
        </撮影情報>
        <代表写真>1</代表写真>
        <提出頻度写真>1</提出頻度写真>
    </写真情報>
    <写真情報>
        <写真ファイル情報>
            <シリアル番号>3</シリアル番号>
            <写真ファイル名>P0000003.JPG</写真ファイル名>
            <写真ファイル日本語名>安全管理 0001.JPG</写真ファイル日本語名>
            <メディア番号>1</メディア番号>
        </写真ファイル情報>
        <撮影工種区分>
            <写真-大分類>工事</写真-大分類>
            <写真区分>安全管理写真</写真区分>
            <写真タイトル>安全訓練等の写真</写真タイトル>
        </撮影工種区分>
        <撮影情報>
            <撮影年月日>2008-11-21</撮影年月日>
        </撮影情報>
        <代表写真>0</代表写真>
        <提出頻度写真>0</提出頻度写真>
    </写真情報>
    <写真情報>
        <写真ファイル情報>
            <シリアル番号>4</シリアル番号>
            <写真ファイル名>P0000004.JPG</写真ファイル名>
            <写真ファイル日本語名>出来形 0001.JPG</写真ファイル日本語名>
            <メディア番号>1</メディア番号>
        </写真ファイル情報>
        <撮影工種区分>
            <写真-大分類>工事</写真-大分類>
            <写真区分>出来形管理写真</写真区分>
            <工種>舗装修繕工</工種>
            <種別>舗装打換え工</種別>
            <細別>下層路盤</細別>
              <写真タイトル>路盤(1 層目)出来形測定</写真タイトル>
```

```
            <工種区分予備>工種区分の特筆事項があれば記入する。(複数入力可)</工種区分予備>
        </撮影工種区分>
        <付加情報>
            <参考図ファイル名>D0000002.JPG</参考図ファイル名>
            <参考図ファイル日本語名>横断図 00002.JPG</参考図ファイル日本語名>
            <参考図タイトル>横断図</参考図タイトル>
            <付加情報予備>付加情報の特筆事項があれば記入する</付加情報予備>
        </付加情報>
        <撮影情報>
            <撮影箇所>測点:1L</撮影箇所>
            <撮影年月日>2008-11-22</撮影年月日>
        </撮影情報>
        <代表写真>1</代表写真>
        <提出頻度写真>1</提出頻度写真>
        <施工管理値>As 舗装工(下層路盤工): 設計寸法 400mm・実測寸法 405mm</施工管理値>
        <請負者説明文>請負者側で検査立会者、特記事項等状況等、特筆事項があれば記入する。</請負者説明文>
    </写真情報>
    <ソフトメーカ用 TAG>ソフトウェアメーカが管理のために使用する。(複数入力可)</ソフトメーカ用 TAG>
</photodata>
```

２－６　デジタル工事写真の小黒板情報電子化基準

デジタル工事写真の小黒板情報電子化（電子黒板）について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。対象工事では、以下の１．から４．の全てを実施することとする。

１．対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、土木工事施工管理基準「2-4写真管理基準 3.(2)撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html」記載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

２．デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、上記１の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、土木工事施工管理基準「2-4写真管理基準 3.(2)撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

３．小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、土木工事施工管理基準「2-4写真管理基準」及び「2-5デジタル写真管理情報基準」に準ずるが、上記２に示す小黒板情報の電子的記入については、土木工事施工管理基準「2-4写真管理基準 5.写真の編集」及び「2-5デジタル写真管理情報基準 6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

４．小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、上記２に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督員が確認することがある。

3．土木工事施工管理基準運用方針

和歌山県土木工事施工管理基準運用方針

目　　次

1．適　用　範　囲……3－5

2．出 来 形 管 理……3－5

3．品　質　管　理……3－5

4．写　真　管　理……3－5

別添－1　出来形関係図書の作成要領……3－6

別添－2　品質管理関係図書の作成要領……3－28

別添－3　出来形管理の写真撮影要領……3－29

和歌山県土木工事施工管理基準運用方針

1　適用範囲

この土木工事施工管理基準運用方針は、和歌山県土木工事施工管理基準に基づき実施する土木請負工事に適用する。

2　出来形管理

(1)　出来形管理は、出来形の検測が基礎であり、測定にあたっては正確に行わなければならない。数量計算に必要な箇所を重点的に測定し、施工完了後明視できない部分については写真管理と併用して入念に測定して記録しておかなければならない。

その外、一般的なものについては、測定基準に示されている測定箇所とその頻度により検測を実施するものとする。

(2)　出来形管理のまとめ方は、別添－1に示された出来形関係図書の作成要領によるものとする。

3　品質管理

品質管理のまとめ方は別添－2に示された品質管理関係図書の作成要領によるものとする。

4　写真管理

工事状況及び出来形管理写真は別添－3に示す出来形管理の写真撮影要領によるものとする。

別添－1

出来形関係図書の作成要領

出来形管理の考え方

出来形関係図書は工事の進行に伴って順次、実測→記録→整理されるものであるから、工事着手前に出来形を管理する工種、内容、測定時期等を定めて手順よく実施しなければならない。

特に施工完了後明視できない箇所（埋戻または水没する箇所等）は実測もれのないよう慎重に実施しなければならない。

1　一　般

(1)　出来形関係図書に記入される諸寸法、数値は現地を正確に実測したものでなければならない。

(2)　出来形関係図書とは次の図書をいう。

ア　出来形図、平面図、展開図、横断図、構造図、床伏図

イ　出来高計算書、数量計算書

ウ　出来形成果表、工種別成果表、舗装厚成果表、平坦性成果表

(3)　出来形関係図書は、特に指示のない限り検査員用として提出する必要はない。

2　作成方法

(1)　出来形関係図書は、和歌山県土木工事施工管理基準に示す各工種毎の手順によって作成する。

なお特殊な工種についてはこれ等に準じて作成する。

(2)　出来形図、出来形成果表に記入する実測寸法は正確に実測したものでなければならない。

(3)　8の(1)の出来形管理基準における表中の出来高計算書の欄で、「必要に応じて作成」とあるのは、工程進捗確認上または既済部分検査による出来高確認上必要と思われるものは出来高数量計算書を作成するものとする。

(4)　簡易な工種については、出来形図の中に出来形成果表および数量計算を併記してもよい。

(5)　出来形図、出来形成果表に記載された個々の測定寸法が規格値を満足していれば、設計値で計算して良い。

工種別出来形成果表

測定箇所 / 寸法 / 測点	(　　)			(　　)			(　　)			(　　)			(　　)			(　　)			(　　)		
	設計	出来形	誤差	設計	出来形	誤差	設計	出来形	誤差	設計	出来形	誤差	設計	出来形	誤差	設計	出来形	誤差	設計	出来形	誤差
計																					
平　均																					

注１　測定箇所の( )内には規格値を記入のこと。

（記入例－１）　　工種別成果表（側溝工）

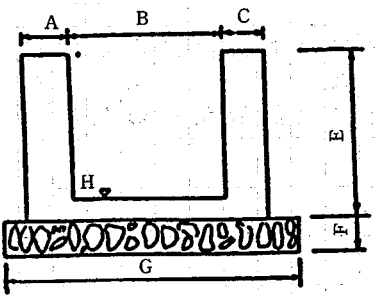

▽　基準高
（）　規格値

測点	H（±30）			A（±10）			B（±30）			C（±10）			E（±30）			F（±30）			G（±50）		
	設計	出来高	誤差	設計	出来高	誤差	設計	出来高	誤差	設計	出来高	誤差	設計	出来高	誤差	設計	出来高	誤差	設計	出来高	誤差
No.7	23,000	23,001	＋ 1	150	152	＋ 2	500	506	＋ 6	200	201	＋ 6	600	602	＋ 2	150	170	＋20	1,050	1,100	＋50
8	23,500	23,511	＋11	〃	158	＋ 8	〃	507	＋ 7	〃	204	＋ 4	〃	608	＋ 8	〃	165	＋15	〃	1,070	＋20
9	24,000	23,995	－ 5	〃	154	＋ 4	〃	505	＋ 5	〃	207	＋ 7	〃	611	＋11	〃	150	0	〃	1,050	0
10	24,500	24,484	－16	〃	153	＋ 3	〃	504	＋ 4	〃	207	＋ 7	〃	609	＋ 9	〃	170	＋20	〃	1,050	0
11	25,000	25,012	＋12	〃	153	＋ 3	〃	500	0	〃	209	＋ 9	〃	600	0	〃	145	－ 5	〃	1,045	－ 5
12	25,500	25,504	＋ 4	〃	151	＋ 1	〃	501	＋ 1	〃	200	0	〃	612	＋12	〃	150	0	〃	1,040	－10
											〃										
計			＋ 7			＋21			＋23	〃		＋28			＋42			＋50			＋55
平均			＋1.1			＋3.5			＋3.8			＋4.6			＋7.0			＋8.3			＋3.1

（注）基準高については設計図において表示されているものについてのみ記入する。

（記入例－２）

コンクリート杭打偏心出来形図

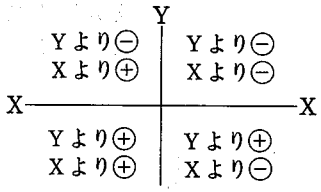

杭　径　300㎜（規格値、D/4以内）
上段Yより　鉄筋コンクリート擁壁工基礎杭
下段Xより　No.19～No.19＋10m右側

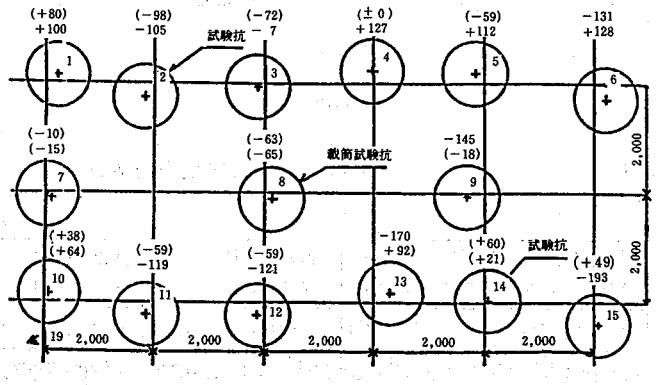

(記入例－３)　　鋼矢板出来形偏心図

(注)：鋼矢板の偏心は法線に対する鋼矢板のジョイントの中心との差で表示する。
測定位置は大きな変化のみとらえればよい。

(規格値100㎜)　　縮尺縦 1/100
横　　1/300

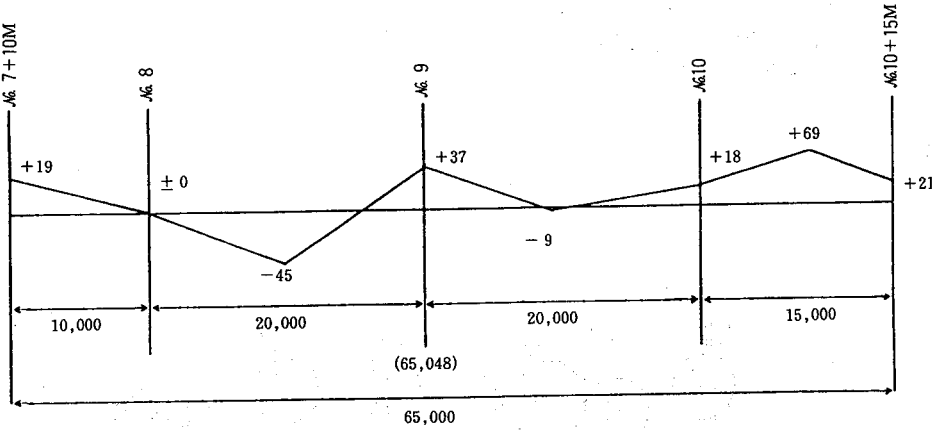

(記入例－４)　　アスファルト舗装厚出来形成果表

( ) 規格値
単位㎜

測点	測定(±30) 平均(−10)			測定(±20) 平均(− 7)			測定(±12) 平均(− 4)			測定(± 9) 平均(− 3)			全層(AS)		
	下層路盤(粒)			上層路盤(AS)			基層(AS)			表層(AS)					
	設計	実測	誤差	設計	実測	誤差	設計	実測	誤差	設計	実測	誤差	設計	実測	誤差
No.1	200	205	+ 5	100	95	− 5	50	50	0	50	49	− 1	200	194	− 6
4	〃	200	0	〃	100	0	〃	50	0	〃	48	− 2	〃	198	− 2
7	〃	200	0	〃	103	+ 3	〃	49	− 1	〃	46	− 4	〃	198	− 2
10	〃	210	+10	〃	105	+ 5	〃	47	− 3	〃	49	− 1	〃	201	+ 1
13	〃	205	+ 5	〃	100	0	〃	50	0	〃	50	0	〃	200	0
16	〃	215	+15	〃	104	+ 4	〃	52	+ 2	〃	50	0	〃	206	+ 6

(注)：厚さ、幅、基準高については、各測定種類毎にまとめた表にするのが望ましい。
コアーの厚さは、４点の平均値(㎜)以下四捨五入)を表に記入すること。
舗装厚の規格値は個々の測定の規格値と10個平均の規格値とがある。

（記入例－５）　　出来形展開図の作成例

１　河川工事の場合

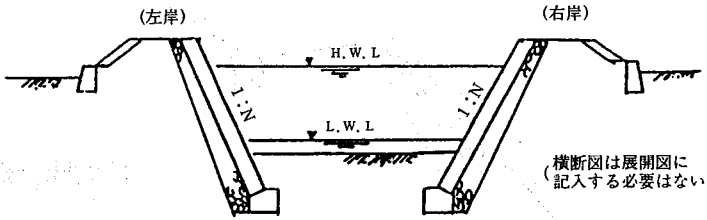

工事出来形展開図

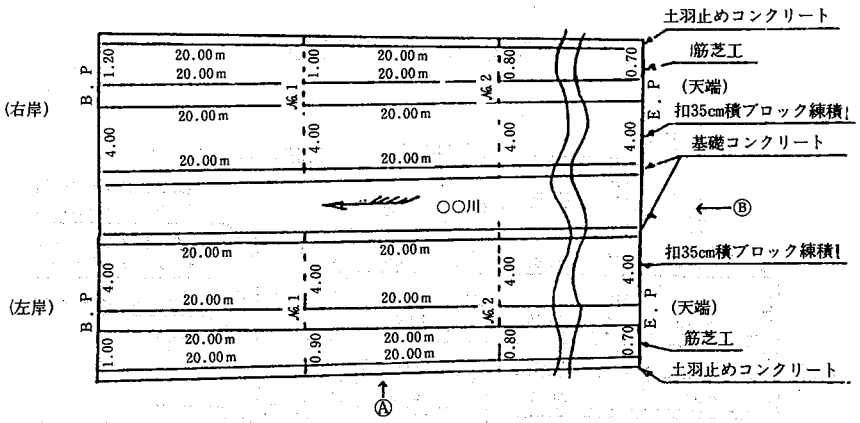

展開図作成に関する留意事項

(1)　河川工事においては、文字の記入はⒶとⒷ(上流)から眺める方向に統一すること。なお設計数字を併記すること。

(2)　着色は、原則として筋芝工及び張芝工等はグリーンとし、他は適宜に行うこと。

2　道路工事の場合

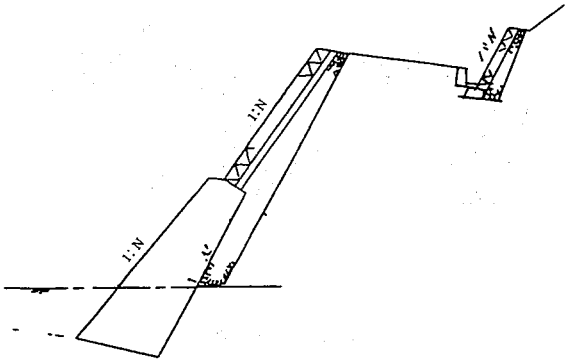

工事出来形展開図

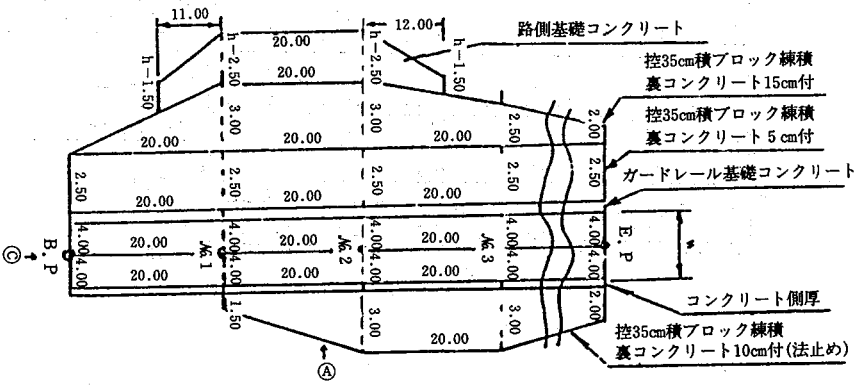

展開図作成に関する留意事項

(1)　道路工事においては、文字の記入はⒶとⒸ(起点)から眺める方向に統一すること。なお設計数値を併記すること。

(2)　着色については河川工事の場合と同様とする。

(記入例－6)

(1) 洗掘防止マット出来形測定表

洗掘防止マット出来形測定表

工事名　　平成　年　月　日　　現場代理人　　㊞

マットNo.	敷設月日	測定結果		
		敷設位置	重ね幅	延長

略図（記入例）

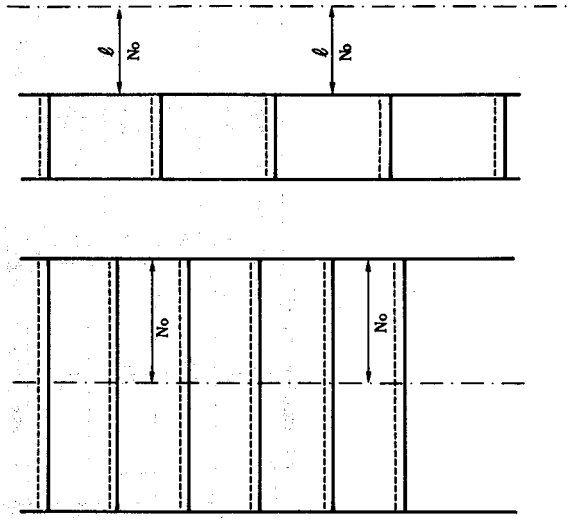

(注) 敷設位置はマットNo.設計測線と関連づけて記入、重ね幅の記入は監督員の指示による。
延長は測定区間、マット区間、全長を関連づけて記入。

出来形平面図

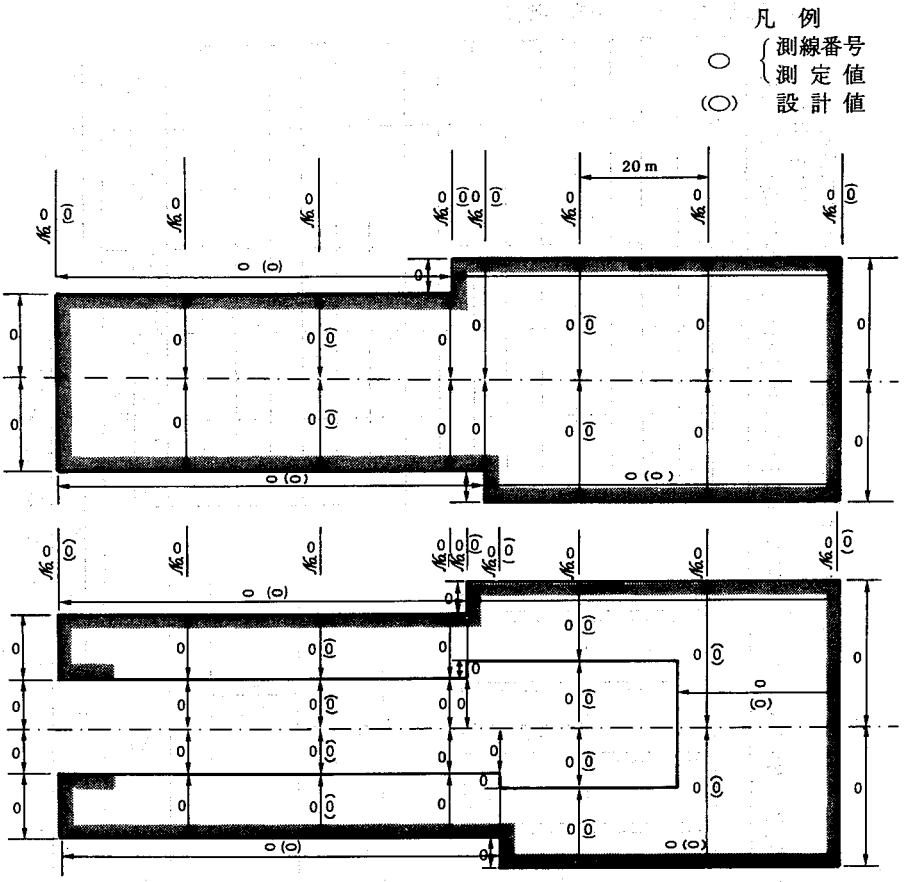

(2) 捨石均し出来形測定表

捨石均し出来形測定表

工事名　　平成　年　月　日　　現場代理人　㊞

測線/No	測定の結果							略図（記入例）
	施工高					天端幅	延長	
	①	②	③	○	○	○		

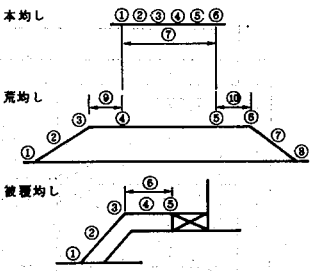

捨石均し出来形図

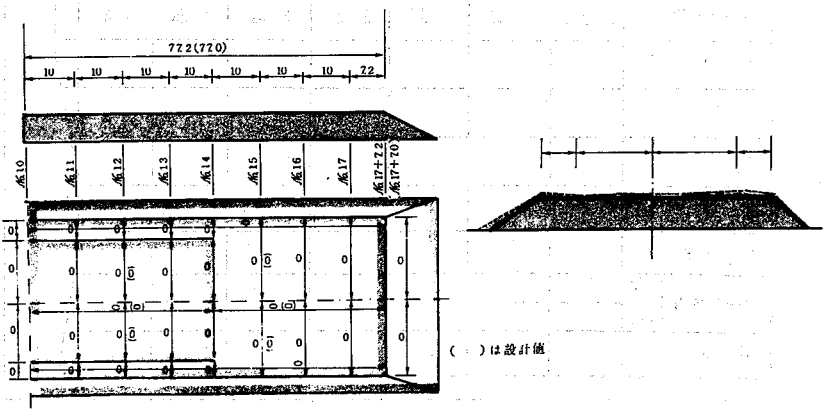

(3) ケーソン製作管理表

ケーソン製作管理表

工事名

平成　年　月　日　　現場代理人　㊞

ケーソン製作測定位置

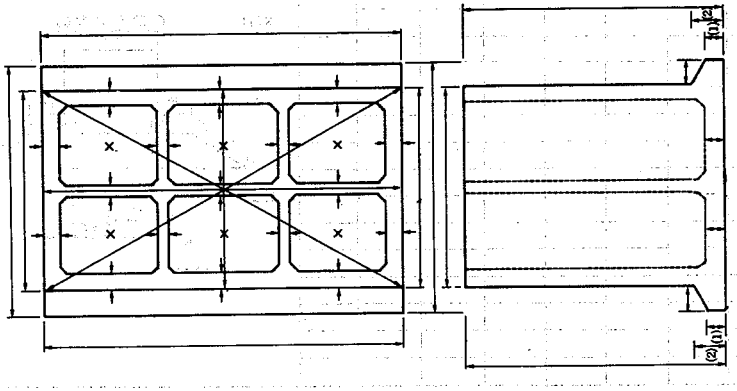

ケーソン出来形管理表

ケーソンNo.

測定月日		月日	月日	月日	月日	月日	月日
測定位置	設計値	底盤	1層	2層	3層	4層	5層
高さ							
幅							
長さ							
壁厚							
底盤厚さ							
フーチング高 (1)			－	－	－	－	－
フーチング高 (2)							
対角線			－	－	－	－	－

(4) ケーソン据付管理表

ケーソン据付管理表

工事名

平成　年　月　日　　現場代理人　　㊞

ケーソン据付測定位置

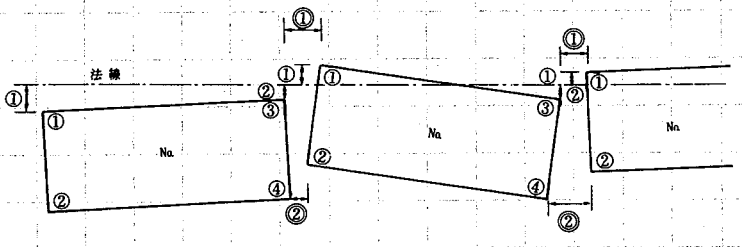

ケーソン据付出来管理表

ケーソン番号	法線に対する出入			据付目地間隔			据付時天端高さ		
	測定位置	測定月日	測定値	測定位置	測定月日	測定値	測定位置	測定月日	測定値
No.1	①						①		
							②		
	②						③		
							④		
No.2	①			①			①		
							②		
	②			②			③		
							④		
No.3	①			①			①		
							②		
	②			②			③		
							④		
No.4	①			①			①		
							②		
	②			②			③		
							④		
No.5	①			①			①		
							②		
	②			②			③		
							④		
No.6	①			①			①		
							②		
	②			②			③		
							④		

(5) ブロック製作出来形管理表

工事名　　平成　年　月　日　現場代理人　㊞

製作番号	長さ		幅		高さ		その他									備考

ブロック製作測定箇所

1．方　塊

側 面 図

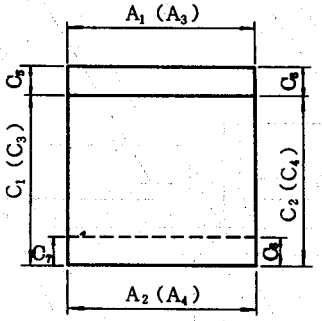

正 面 図

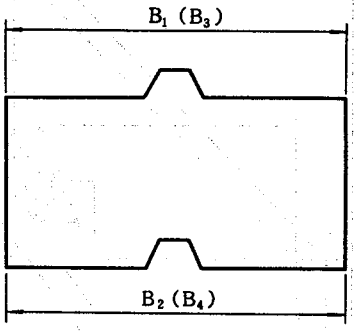

平 面 図

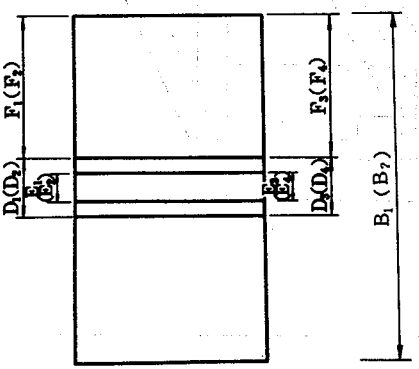

ブロック立体図

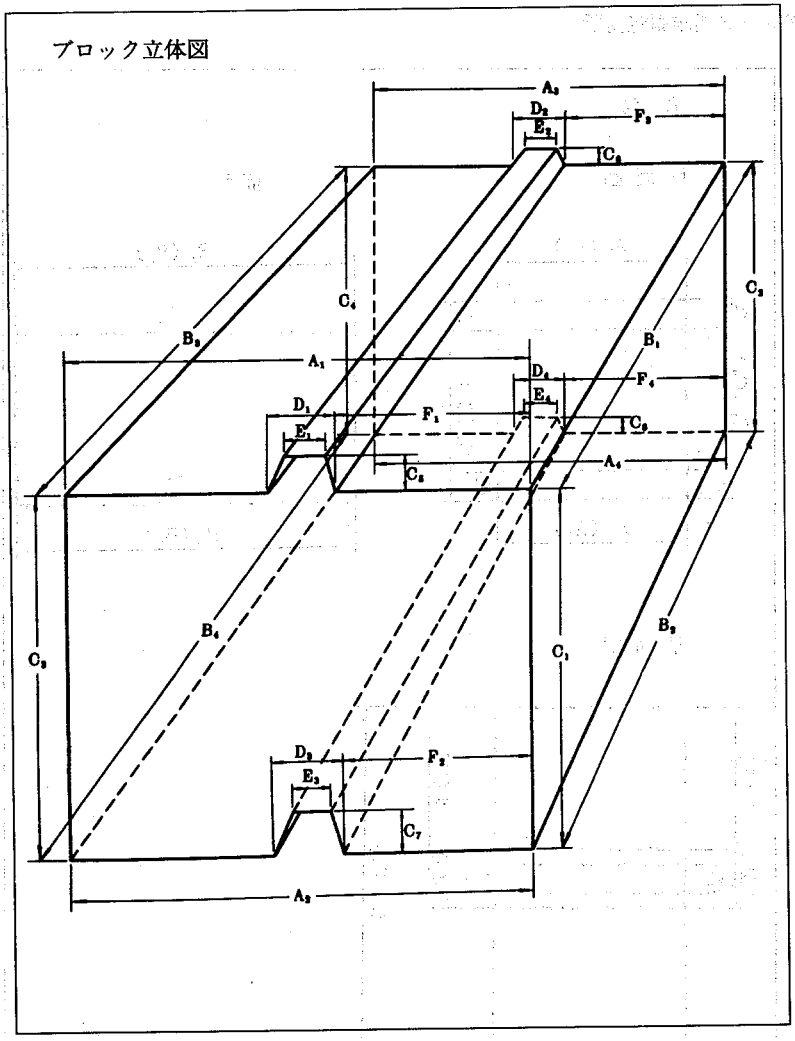
A3
D2
E2
F3
C8
C4
C3
B3
A1
B1
D1
E1
F1
D4
E4
F4
C9
C5
A4
B4
C6
C1
B2
D3
E3
F2
C7
A2

2. L 型

側面図

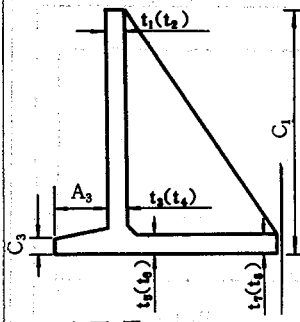

正面図

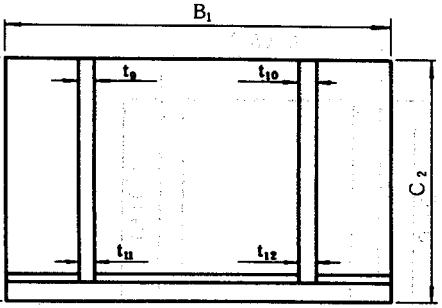

平面図

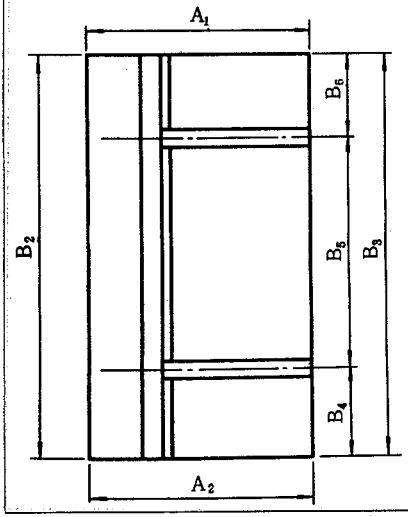

3．セルラー

側 面 図

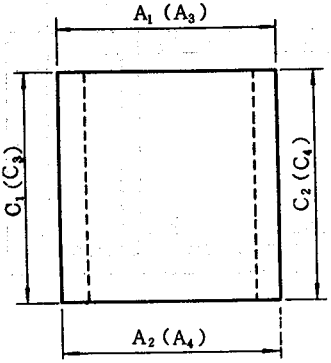

正 面 図

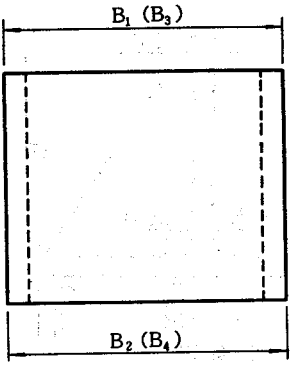

平 面 図

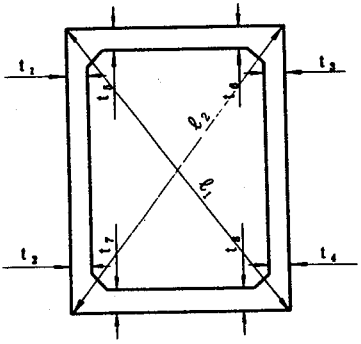

(6) 中詰・蓋コンクリート出来形管理表

工事名

平成　　年　　月　　日

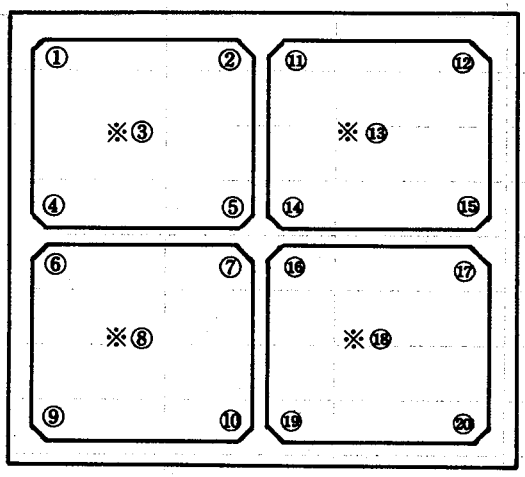

※プレキャストの場合は除く

ケーソンNo.　　現場代理人　　㊞

項目 番号	天端高測定値 Ⓐ	設計天端高 Ⓑ	Ⓐ － Ⓑ	備　考
①				許容範囲±○cm
②				
③				
④				
⑤				
⑥				
⑦				
⑧				
⑨				
⑩				
⑪				
⑫				
⑬				
⑭				
⑮				
⑯				
⑰				
⑱				
⑲				
⑳				

(7) 上部コンクリート出来形測定表

工事名　　平成　年　月　日

スパンNo	測定月日	測定結果			
		天端高又は厚さ	天端幅	延長	出入

現場代理人　　㊞

略　　図（記入例）

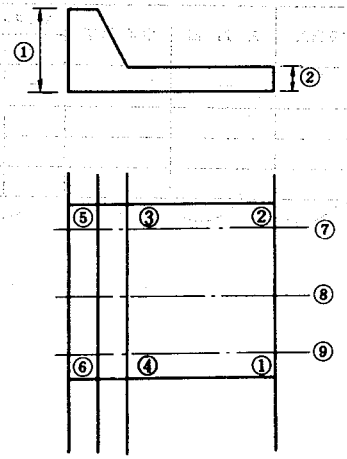

(8) 係船柱出来形管理表

工 事 名	
年 月 日	平成　　年　　月　　日
現場代理人	㊞

係船柱測定位置図

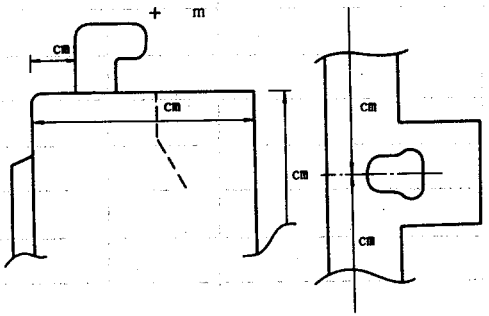

係船柱出来形管理表

番 号	法線に対する出入	天 端 高	中心間隔	基礎コンクリート(直柱)		
				幅	長さ	高さ
基点0より	—	—		—	—	—
No. 1						
No. 2						
No. 3						

(9)　防舷材出来形管理表

工　事　名	
年　月　日	平成　　年　　月　　日
現場代理人	㊞

防舷材測定置図

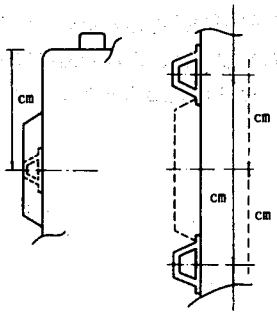

防舷材出来形管理表

番　　号	取付高さ	中心間隔
基　点 0 より	—	
No. 1		
No. 2		
No. 3		
No. 4		

(10)　車止め出来形管理表

工　事　名	
年　月　日	平成　　年　　月　　日
現場代理人	㊞

車止め測定位置図

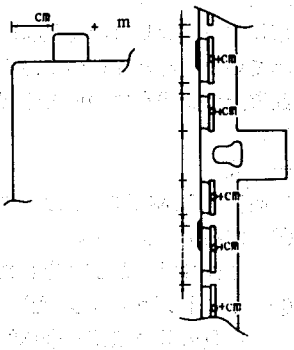

車止め出来形管理表

番　　号	法線に対する出入	天端高	取付間隔
基　点 0 より	—	—	
No. 1			
No. 2			
No. 3			
No. 4			

別添－２

品質管理関係図書の作成要領

品質管理の考え方

品質管理関係図書は工事監督ならびに施工者の工事施工管理上必要な資料であって施工途時に行う品質試験はその都度整理をし、考察を行いそれ等のデータや計算結果は次の品質管理に利用されるものであり、工事検査受検のための品質管理ではない。

工事検査時には日日の管理状態を把握し、品質管理結果を知るため、資料の提示を求めているに過ぎないのである。品質管理を行う以上は、工事の途中において生じた品質上の問題点について適切な処置を講じ、それらが記録されていなければならない。

1　一　般

1）品質管理関係図書とは次の図書をいう。

①　試験データー資料
　各種の試験及び測定された資料

②　ヒストグラム(柱状図)
　品質の分布状態が全体的に把握出来るもの

③　工程能力図(折線グラフ)
　時間的、位置的な品質の変動が目で確認できるもの

④　管理図(データーシートを含む)
　工事施工中において統計的手法により品質管理を行ったもの

2　管理の方法

品質管理の手順

手順１．設計書を分解し品質管理を行うべき品質特性、試験項目、試験頻度を決定する。

手順２．手順１により決定した品質特性、試験項目、試験頻度により品質管理を行うものとする。

別添－３

出来形管理の写真撮影要領

１　留意事項

(1)　小黒板の使い方

写真には、測点マークの入った状況が判るようにし、測点マークの横に小黒板(縦45cm、横60cm程度)を置き、工事名、工種、測点、略図に寸法等を記入して、設計値と実測値が対比できるように撮影する。

(2)　小黒板とポール等の併用

撮影する時は、小黒板とスタッフ又はポールを密着させ、焦点を一定させる

(記入例)

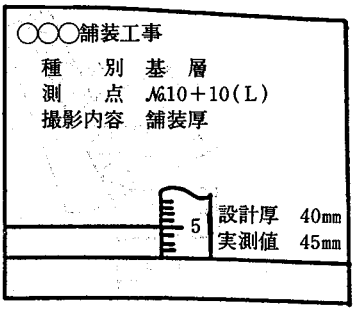

２　撮影方法

(1)　道路並びに河川構造物

ア　完成時埋没する部分(擁壁のベース、高さ、ブロック積等)の仮高

(ｱ)　図－１の例

ア）ｂ、ｃ、ｄ、ｈは必ず各測点(補助測点も含む)並びに変化点について撮影する。

又、仮高の位置については、埋戻し線より上に設ける。

イ）基礎杭等については、20本に１本の割合で末口の寸法、長さ及び打込み状況の判明できる写真を撮影する。

図－１

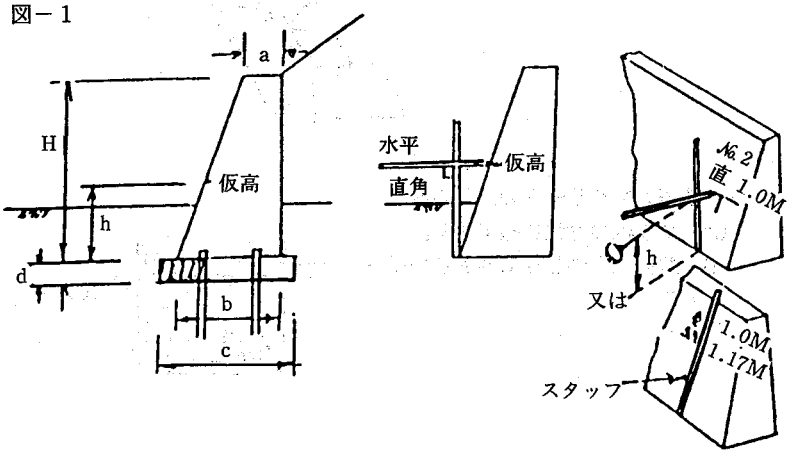

(イ) 図－２の例

ａ、ｂ、ｃ、ｄ、ｅは必ず各測点(補助測点も含む)並びに変化点について撮影する。

又、仮高の位置については、埋戻し線より上に設ける。

図－２

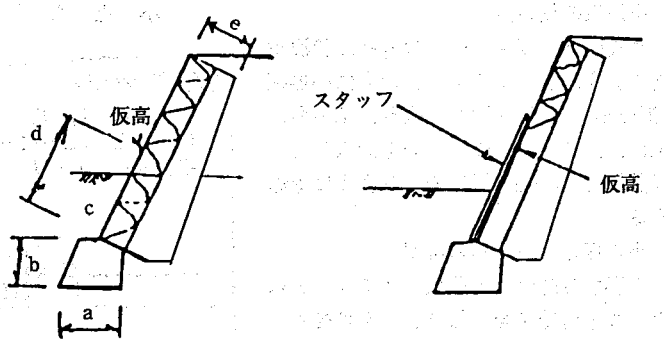

イ　胴込、裏込コンクリート、裏込栗石等の施工厚の確認

(ア) スタッフは法面及び法線に直角に置く。

(イ) 測点においては３重丁張の実施状況を必ず撮影する。

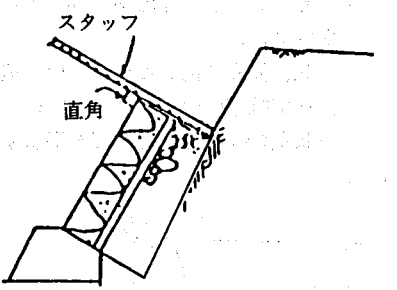

ウ　基礎コンクリートの断面の確認

(ア) つま板の寸法を撮影する。

(イ) 型枠取り外し後に断面を撮影する。

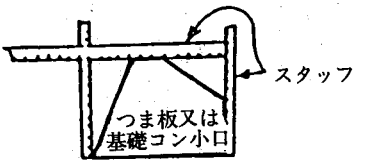

エ　コンクリート擁壁の断面の確認

(ア)　定規を入れて撮影する。

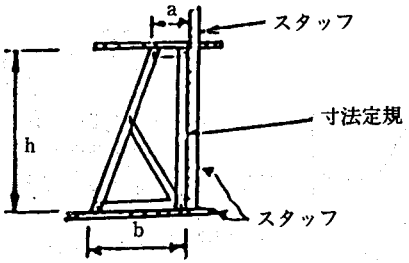

(注)　コンクリート打設に当って原寸の定規を作り、型枠内に挿入して黒板と共に撮影する。

なお、定規の寸法証明写真を撮影しておく。

(イ)　型枠内にスタッフ及びポール等を入れて撮影する。

(注)　擁壁底巾bの撮影に当って、ナイロン製のメジャー等で代用する場合は、ナイロン製のものと正常なスタッフとの誤差を確認して使用する。

(ウ)　型枠取り外し後に撮影する。

底巾、高さの確認

擁壁の中間断面の確認

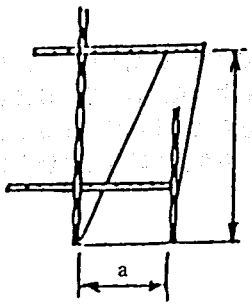

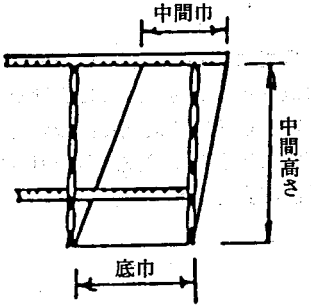

(2) 堰堤

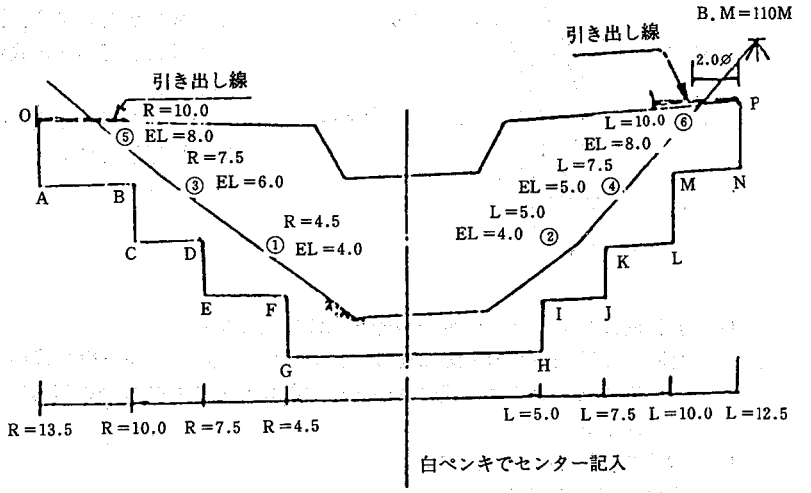

(注) 堰堤には必ず仮B．Mを設け、変化点には、仮高としてE．Lを記し、その点を中心からL．Rに分けた距離を示す。A，B，C，DEFGHIJKLMNOP等の変化点については黒板を入れて巾を撮影すること。左右両軸天端にはO及びP点からの引き出し線を引き、石積等で埋没する前に長さの確認写真を撮影する。

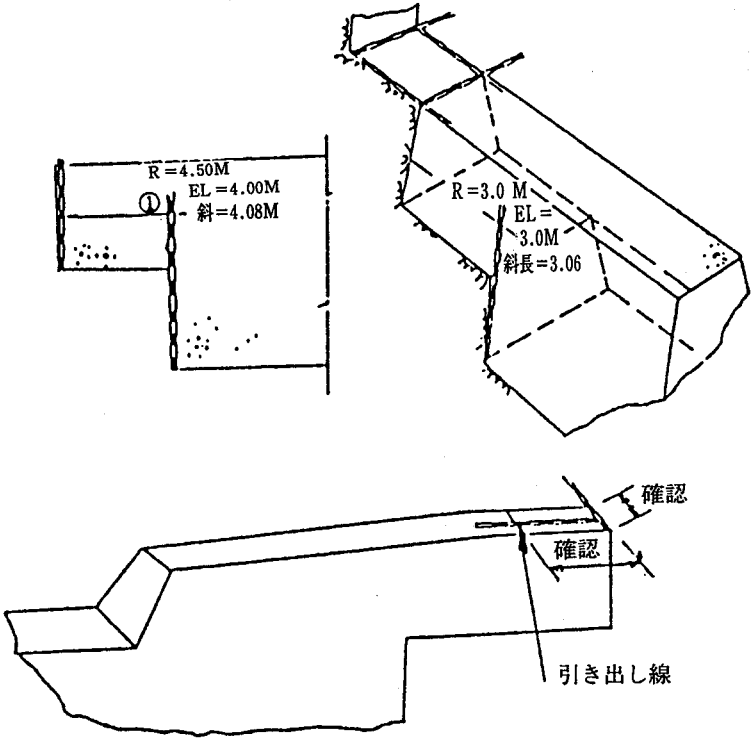

(3) 鉄筋コンクリートの配筋

配筋検査を受け、鉄筋間隔(寸法確認)、配置等全体及び部分写真に検査者を入れて撮影する。

3 写真の整理の方法

① 写真の整理については、床掘、型枠、コンクリート擁壁又はブロック積、仮高等施工状況の順に、各測点毎に整理すること。

② 堰堤については、写真用の図面1枚を用意し、これに番号を付し、添付写真にも同一番号を入れて、説明できるようにすること。

４．工事関係提出書類一覧表

工事関係提出書類一覧表

No.	様式名	作成者	宛名	提出期限	備考	頁
1	工程表	請負者	契約書の甲	契約後5日以内	S49.3.30和歌山県訓令第16号 別記第5号様式	4-2
2	下請負(委任)通知書	請負者	契約書の甲	下請負の通知を求められた時(施工体制台帳を提出する場合は省略)	別記第7号様式	4-3
3	現場代理人等通知書	請負者	契約書の甲	契約締結後速やかに	別記第8号様式	4-4
	経歴書	〃	〃	契約締結後速やかに 現場代理人のみ省略	(第8号様式) 別紙	4-5
4	現場代理人等変更通知書	請負者	契約書の甲	変更の時	別記第9号様式	4-6
5	工期延長請求書	請負者	契約書の甲	工期延長を必要とする時	別記第10号様式	4-7
6	損害発生通知書	請負者	契約書の甲	損害発生後速やかに	別記第11号様式	4-8
7	完成通知書	請負者	契約書の甲	工事完成の日	別記第12号様式	4-9
8	引渡書	〃	〃	引渡の時	別記第13号様式	4-10
9	請負代金請求書	〃	〃	請求しようとする時	別記第14号様式	4-11
10	前払金請求書	請負者	契約書の甲	請求しようとする時	別記第15号様式	4-12
11	既済部分検査請求書	請負者	契約書の甲	希望月日の15日前	工事打合簿(別紙様式第2号)にて対応し、別記第16号様式を省略	4-13
12	指定部分完成通知書	請負者	契約書の甲	部分完成の日	別記第17号様式	4-14
13	指定部分引渡書	請負者	契約書の甲	引渡の時	別記第18号様式	4-15
14	事故発生報告書	現場代理人	建設部長等	事故発生後速やかに	別紙 様式第1号	4-16
	事故報告書(請負業者用)	〃	〃	〃		4-17
	記入コード表	〃	〃	〃		4-45
15	工事打合簿	現場代理人・監督員		打合の都度	別紙 様式第2号	4-52
16	材料確認願	現場代理人	監督員	確認を受けようとする時	工事打合簿(別紙様式第2号)にて対応し、別紙様式第3号を省略	4-53
17	段階確認書	現場代理人	監督員	事前に	工事打合簿(別紙様式第2号)にて対応し、別紙様式第4号を省略	4-54
18	立会願	現場代理人	監督員	〃	別紙 様式第5号工事打合簿(別紙様式第2号)にて対応し、別紙様式第5号を省略	4-55
19	現場発生品調書	現場代理人	監督員	発生品引渡の時	工事打合簿(別紙様式第2号)にて対応し、別紙様式第6号を省略	4-56
20	工事材料確認書	現場代理人	監督員	使用前に	別紙様式第7号にて一覧表のみを提出 関係書類は請負者保管	4-57
－	施工計画書	現場代理人	監督員	契約後15日以内 (工期及び数量のみ変更の場合は省略)		
21	再生資源利用計画書	〃	〃	契約後15日以内		4-58
	再生資源利用促進計画書	現場代理人	監督員	契約後15日以内		4-59
	再生資源利用促進実施書	現場代理人	監督員	必要の都度及び工事完成時		4-59
－	工事カルテ受領書写	現場代理人	監督員	契約後・変更後・完成後の10日以内		
－	変更工程表	現場代理人	監督員	工期変更協議開始日		
22	材料品質証明資料	現場代理人	監督員	必要の都度及び工事完成時	別紙様式第8号にて一覧表のみを提出 関係書類は請負者保管	4-60
－	工事記録写真	現場代理人	監督員	必要の都度及び工事完成時	1,000万円以上の全ての工事は、電子納品 現地で確認出来る部分の写真は省略	
－	出来型管理関係図書	現場代理人	監督員	必要の都度及び工事完成時		
－	品質管理関係図書	現場代理人	監督員	必要の都度及び工事完成時		
23	工事日誌	現場代理人	監督員	提出を求められた時		4-61
－	建退共掛金収納書	請負者	契約書の甲	契約締結後1ヶ月以内及び完成時		
24	施工体制台帳	請負者	監督員	工事着手まで		4-62
	現場組織表(様式)	〃	〃	契約後15日以内		4-64
－	その他必要書類	－	－	－		

注) 1. 施工計画書等を提出する際には、「工事打合簿」を表紙とする。
2. No.1～No.13は昭和49年3月30日和歌山県訓令第16号「和歌山県建設工事事務規程」の別記様式とする。
3. No.14～No.15は別紙 様式第1号～第2号、No.20は別紙 様式第7号、No.22は別紙 様式第8号とする。

別記第５号様式（第８条関係）

和歌山県知事　様

請負人　住所

氏名

工　事　番　号	

工事　工　程　表

工　種	延長 数量	単 位	歩 合	月 10　20	月 10　20	月 10　20	月 10　20	月 10　20	月 10　20	請負人　㊞
			8 6 4 2							監督員
			8 6 4 2							工 期　年　月　日から 年　月　日まで
			8 6 4 2							
			8 6 4 2							備　考
			8 6 4 2							
			8 6 4 2							
			8 6 4 2							
			8 6 4 2							

【注】 工事内容に応じ、ネットワーク式とする

別記第７号様式（第８条関係）

年　　月　　日

和歌山県知事　様

請負人　住所
氏名　　㊞

下請負（委任）通知書

年　　月　　日付けで建設工事請負契約を締結した下記工事について、工事の一部を下記に（請負わせる／委任する）ので建設工事請負契約書第７条の規程により通知します。

記

1. 工事年度番号及び工事番号　　年度　　第　　号

2. 工事名

3. 下請負等に付する部分の概要及び予定工事量

4. 下請負人等の住所、商号又は名称、資格

5. 下請負人等業種、工期、金額

円

6. 現場担当責任者の氏名

7. 下請負等に付する理由

備考

1. 施工体制台帳を提出する場合は、この様式の提出を省略する。

別記第８号様式（第８条関係）

年　　月　　日

和歌山県知事　様

請負人 住所
氏名　　㊞

現場代理人等通知書

工事年度及び工事番号　　年度　　第　　号

工 事 名

年　　月　　日付けで建設工事請負契約を締結した上記工事の現場代理人及び技術者を下記のとおり定めたので、別紙経歴書を添えて建設工事請負契約書第 10 条第１項の規定により通知します。

記

区　分	氏　　名
現場代理人	
〔　〕主任技術者	
〔　〕監理技術者	
専門技術者	

備考

１ 該当する技術者以外については、抹消すること。
２ 建設業法第 26 条第２項に該当する場合は、主任技術者でなく監理技術者とすること。
３ 特定工事を自ら施工するときは、専門技術者を選任すること。
４〔 〕の部分には、建設業法第 26 条第３項の工事の場合に「専任」の字句を記入する。
ただし、当該工事が同法第 26 条第４項の工事にも該当する場合には、〔 〕の部分に「監理技術者資格者証の交付を受けた専任の」の字句を記入する。

別紙

経歴書（　　）

住　所
氏　名
生年月日　　年　　月　　日

学　歴

1.　　年　　月（最終学歴）

資　格

1.　　年　　月

職　歴

1.　　年　　月
2.　　年　　月
3.　　年　　月

工事経歴

1.　　年　　月
2.　　年　　月
3.　　年　　月

備考

1. 表題の（　）には、主任技術者等該当するものの名称を記載する。
2. 最終学歴は、専攻科目まで記載する。
3. 資格は、法令による資格免許等の名称、等級、種別、登録（合格）番号を記載する。
4. 工事経歴は、工事名及び現場代理人等の任務を記載する。
5. 監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者は、監理技術者資格者証の写しを添付すること。
6. 現場代理人はこの経歴書の提出を省略する。

別記第 9 号様式（第 8 条関係）

年　　月　　日

和歌山県知事　様

請負人 住所
氏名　　㊞

現場代理人等変更通知書

工事年度及び工事番号　　年度　　第　　号

工事名

年　　月　　日付けで建設工事請負契約を締結した上記工事の

（現場代理人 / 〔　〕主任技術者 / 〔　〕監理技術者 / 専門技術者）を下記のとおり変更したので、別紙経歴書を添えて建設工事請負契約書第 10 条第 1 項の規定により通知します。

記

1. 新任者

2. 旧任者

3. 理由

備考
1. 該当する事項以外については、抹消すること。
2. 別記第 8 号様式の別紙による経歴書を添付すること。
3. 〔　〕の字句の記入については、別記第 8 号様式の備考 4 によること。

別記第 10 号様式（第 8 条関係）

年　　月　　日

和歌山県知事　様

請負人 住所
氏名　　㊞

工期延長請求書

年　　月　　日付けで建設工事請負契約を締結した下記の工事について、建設工事請負契約書第 21 条の規定により、下記のとおり工期の延長を請求します。

記

1. 工事年度及び工事番号　　年度　　第　　号

2. 工事名

3. 請負代金額　　￥＿＿＿＿＿＿＿＿

4. 工期　　年　月　日から
年　月　日まで

5. 延長日数年月日　　日 間
年　月　日

6. 理由　　別紙のとおり

備考
別紙理由は、具体的に記入するとともに参考となる書類を添付すること。

別記第 11 号様式（第 8 条関係）

年　　月　　日

和歌山県知事　様

請負人 住所
氏名　　㊞

損害発生通知書

1. 工事年度及び工事番号　　年度　　第　　号

2. 工事名

3. 請負代金額　　￥

4. 契約年月日　　年　月　日

5. 工期　　年　月　日から
年　月　日まで

上記工事について、下記のとおり損害を生じたので、建設工事請負契約書第 29 条第 1 項の規定により通知します。

記

1. 損害発生前及び損害の概要

2. 損害の内訳数量

3. 損害発生状況を示す現場写真

別記第 12 号様式（第 8 条関係）

年　　月　　日

和歌山県知事　様

請負人 住所
氏名　　㊞

完成通知書

下記工事は、　　年　　月　　日に完成したので建設工事請負契約書第 31 条第 1 項の規定により通知します。

記

1. 工事年度及び工事番号　　年度　　第　　号

2. 工事名

3. 請負代金額　　￥＿＿＿＿＿＿＿＿

4. 契約年月日　　年　月　日

5. 工期　　年　月　日から
年　月　日まで

別記第 13 号様式（第 8 条関係）

年　　月　　日

和歌山県知事　様

請負人 住所
氏名　　㊞

引渡書

1. 工事年度及び工事番号　　年度　　第　　号

2. 工事名

3. 工事場所

4. 工期　　年　月　日から
年　月　日まで

上記工事は、　　年　月　日工事完成検査に合格したので工事目的物を引き渡します。

別記様式第 14 号（第 8 条関係）

請負代金請求書

請求金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円

口座振替		預金種別	
指定銀行	店	預金名義人	

下記工事請負代金として、上記金額を上記銀行の預金口座に口座振替の方法で支払いされたく請求します。

年　月　日

住 所

氏 名　　㊞

（支払決定権者）

様

契約概要	工事年度及び工事番号	年度　　第　　号
	工　事　場　所	市　　町 郡　　村　　地内
	工　　事　　名	工事
	請　負　代　金　額	円
既受領額明細	前　　払　　金	円
	前回までの部分払	円
	同 上 出 来 高 率	%

注意

番号、年度、金額及び年月日はアラビア数字で明瞭に記入し、請負金額の前には、￥　の記号を付すること。

別記第 15 号様式（第 8 条関係）

前払金請求書

請求金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円

口座振替指定銀行　　銀行　　店

下記工事請負代金の前払金として上記銀行の私名義の別口普通預金口座に口座振替の方法で支払いされたく請求します。

年　月　日

住 所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

（支払決定権者）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

契約概要	工事年度及び工事番号	年度　　第　　号
	工　事　場　所	市　　町 郡　　村　　地内
	工　事　名	工事
	請　負　代　金　額	円
	契約により定めた前払限度額	円

注意

番号、年度、金額及び年月日はアラビア数字で明瞭に記入し、請負金額の前には、￥　の記号を付すること。

別記第 16 号様式（第 8 条関係）

年　　月　　日

和歌山県知事　様

請負人 住所
氏名　　㊞

既済部分検査請求書

下記工事の既済部分（第　　回）検査を請求します。

記

1. 工事年度及び工事番号　　年度　　第　　号

2. 工事名

3. 請負代金額　　￥＿＿＿＿＿＿＿＿

（出来高予定額）
年度　　￥＿＿＿＿＿＿＿＿
年度　　￥＿＿＿＿＿＿＿＿

4. 契約年月日　　年　月　日

5. 工期　　年　月　日から
年　月　日まで

6. 検査希望年月日　　年　月　日

7. 検査実施場所

備考
債務負担行為に係る工事の場合は、出来高予定額を記載すること。

別記第 17 号様式（第 8 条関係）

年　　月　　日

和歌山県知事　様

請負人 住所
氏名　　㊞

指定部分完成通知書

下記工事の指定部分は、　　年　月　日に完成したので通知します。

記

1. 工事年度及び工事番号　　年度　　第　　号

2. 工事名

3. 工期　　年　月　日から
年　月　日まで

4. 請負代金額　　￥＿＿＿＿＿＿

（出来高予定額）
年度　　￥＿＿＿＿＿＿
年度　　￥＿＿＿＿＿＿

5. 指定部分工期　　年　月　日から
年　月　日まで

6. 指定部分に対する請負代金相当額　　￥＿＿＿＿＿＿

備考
債務負担行為に係る工事の場合は、出来高予定額を記載すること

別記第 18 号様式（第 8 条関係）

年　　月　　日

和歌山県知事　様

請負人 住所
氏名　　㊞

指定部分引渡書

1. 工事年度及び工事番号　　年度　　第　　号

2. 工事名

3. 工事場所

4. 工期　　年　月　日から
年　月　日まで

上記工事の指定部分は、　　年　月　日既済部分検査に合格したので指定部分に係る工事目的物を引き渡します。

様式第1号

年　　月　　日

様

請負人名称
現場代理人　　㊞

事故発生報告書

1. 工事年度及び工事番号　　年度　　第　　号

2. 工事名

上記工事において［別紙］事故報告書のとおり事故が発生しましたので報告します。

重機事故用
【請負業者用】
様式－2（1）

平成　　年度　事故報告書【請負業者用】（1／4）

重機請負

作成年月日	H(　)年(　)月(　)日(　)曜日	記入者氏名		記入者の役職		被災者との関係	

工　事　名（40文字）		事故発生年月日 ： H(　)年(　)月(　)日(　)曜日(　)時(　)分頃 (24H)
元請 社　名（30文字）		電話番号 (　　)－(　　)－(　　)
建設業許可番号コード(**コード表1**参照)	〔□□－□□□□□□〕	

事故概要

重機名称 （重機事故**コード表（表9）「重機コード表」**参照）	〔□□〕	型　式		
その他のときの機器名称〔　　〕	（13文字以内）	〔　　〕		
安全装置	装備状況 （1. 有り　2. 無し） 有りの時の内容　〔　　〕(15文字以内)			
	1. 事故発生時スイッチを有効にしていた			
	2. 事故発生時スイッチを無効にしてい	理由	（16文字）	
	作業位置 （「**作業位置コード表**」参照）	〔□□〕		
被災者の状況	重機に対する向き （「**重機に対する向きコード表**」参照）	〔□□〕		
	接触・挟まれ箇所 （「**挟まれ箇所コード表**」参照）	①〔□□〕	②〔□□〕	③〔□□〕
事故発生当時の重機の状況	動作状況 （「**動作状況コード表**」参照）	〔□□〕その他		
	作業内容 （「**作業内容コード表**」参照）	〔□□〕その他		

事故発生状況

事故に至る経緯と事故の状況 （250文字）

他の作業状況 （250文字）

当該作業の事故当日の変更指示内容（該当するものに○）		
変更指示の有無	1. 有り　2. 無し	
変更指示の伝達方法	1. 作業標準書での伝達　2. 口頭　3. その他	
その他の場合の伝達方法〔　　〕		

当該作業の指示内容と指示方法（事故当日）

指示内容 （変更指示があった場合は、前との変化が判るように記入）（200文字）

工事全体の進捗度	計画 （□□□） %	実績 （□□□） %	当該作業の進捗度	計画 （□□□） %	実績 （□□□） %

事故要因コード （**コード表2**参照、その他の場合には〔　〕内に内容を記入）

人的要因 ・ 共通要因 事故関係者毎にどれか1つに○さらに(　)内に人数を記入する	危害を加える行為をした者	A（　）	B（　）	C（　）	D（　）	
	危害を受けた者	A（　）	B（　）	C（　）	D（　）	
	自らの行動で被災した者	A（　）	B（　）	C（　）	D（　）	
1. 人的要因	危害を加える行為をした者	□□	□□	□□	□□	その他
	危害を受けた者	□□	□□	□□	□□	その他
	自らの行動で被災した者	□□	□□	□□	□□	その他
2. 物質的要因	□□	□□	□□	□□	その他	
3. 管理的要因	□□	□□	□□	□□	その他	

注）同じ工事現場体制内で被災者、加害者がいる場合に○、×を付す。同じ工事現場体制で他の作業現場の作業員が加害者の場合は、最下段の欄に記入してください。

当該作業に関する指示系統

当該作業の指示系統に係わった元請け・下請け関係	役　職（**コード表3**）	被害者：○危害を加える行為をした者：×	事故発生時の行動区分（**コード表4**）	事故発生時の行動内容	年齢	当該作業に係わる所有資格・免許（**コード表5**）	役職に対する実務経験年数	資格・免許取得後の実務経験年数	現場経験年数	入場日数
元請け	【□□】		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	【□□】		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	【□□】		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	【□□】		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
下請け(　)次	【□□】		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	【□□】		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	【□□】		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
下請け(　)次	【□□】		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	【□□】		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	【□□】		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
当該作業の下請け(　)次	【□□】		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	【□□】		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	作業員		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	作業員		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	作業員		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	作業員		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	作業員		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	作業員		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	作業員		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	作業員		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	作業員		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
他の作業の下請け(　)次	作業員(危害を加える行為をした者)		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□

当該作業現場の周辺状況 （該当するものに○を付す）（取りあいが有った場合、所見 （当該作業との係わり） を記入して下さい。）

A. 当該作業現場に隣接する他工事（発注者が異なる工事）との取りあいがあった。
B. 当該作業現場に隣接する他の企業体メンバーの工事との取りあいがあった。
C. 取りあいはなかった。
〔　　〕

被災者の作業手順無視不良の有無	1. 有り　2. 無し	有りの場合、重機事故**コード表（表9）作業手順無視不良コード表**参照〔□□〕	
		その他のときの内容 （34文字）	
重機と人との行動範囲、分離の有無	1. 有り　2. 無し	有りの場合分離方法を記入 （34文字）	

事故発生現場の作業環境

気温（±□□）℃、湿度（□□）%、視程距離（□□□□）m

明るさ、風（該当するものに○）		
明るさ	1. 明るかった　2. 薄暗かった　3. 暗かった	
風	1. 微風　2. 弱風　3. 中風　4. 強風	

事故の背景 （100文字）

事故の要因 （100文字）

誘導員の配置状況 （**重機事故コード（表9）誘導員配置状況コード表**参照）：（□）

3の「配置していたが、事故発生当時には現場を離れていた」又は、
4の「配置していなかった」を選択したとき、その理由を記入。

事故報告書には、一般事故報告書（三大事故以外）、墜落事故報告書、重機事故報告書、交通事故報告書の4種類が有ります。該当する報告書を提出して下さい。

重機事故用
【請負業者用】
様式－2 （2）

重機請負

平成　　年度　事故報告書【請負業者用】（2／4）

	事故当事者	被災者				加害に関係した者	
事故当事者の情報	氏名						
	性別	1．男　2．女	1．男　2．女	1．男　2．女	1．男　2．女	1．男　2．女	1．男　2．女
	現場経験年数	（□□）年	（□□）年	（□□）年	（□□）年	（□□）年	（□□）年
	入場日数	（□□□）日	（□□□）日	（□□□）日	（□□□）日	（□□□）日	（□□□）日
	事故歴の有無とその内容 2．有りの場合は内容を記入	1．無し　2．有り	1．無し　2．有り	1．無し　2．有り	1．無し　2．有り	1．無し　2．有り	1．無し　2．有り
	社員・季節労働者等の別	1．元請 2．下請社員　（□次） 3．季節労働者 4．第3者	1．元請 2．下請社員　（□次） 3．季節労働者 4．第3者	1．元請 2．下請社員　（□次） 3．季節労働者 4．第3者	1．元請 2．下請社員　（□次） 3．季節労働者 4．第3者	1．元請 2．下請社員　（□次） 3．季節労働者 4．第3者	1．元請 2．下請社員　（□次） 3．季節労働者 4．第3者
	雇用形態 （第3者は除く）	1．常雇 2．臨時 3．日雇 4．その他 （　　）	1．常雇 2．臨時 3．日雇 4．その他 （　　）	1．常雇 2．臨時 3．日雇 4．その他 （　　）	1．常雇 2．臨時 3．日雇 4．その他 （　　）	1．常雇 2．臨時 3．日雇 4．その他 （　　）	1．常雇 2．臨時 3．日雇 4．その他 （　　）
	給与形態 （第3者は除く）	1．月給 2．日給・月給 3．その他 （　　）	1．月給 2．日給・月給 3．その他 （　　）	1．月給 2．日給・月給 3．その他 （　　）	1．月給 2．日給・月給 3．その他 （　　）	1．月給 2．日給・月給 3．その他 （　　）	1．月給 2．日給・月給 3．その他 （　　）

	会社名	（30文字以内）					
事故の原因となった者の所属する会社の規模	元請け・下請け	1．元請け　　2．下請け （□次）					
	当該会社有資格者数 工事の種類（右**コード表**参照）とその人数を、多い順に上位5つまで記入		建設工事の種類	1級	2級	その他	技術職員数	評点Z
		1位	〔□□〕	□□□人	□□□人	□□□人	□□□人	□□□□
		2位	〔□□〕	□□□人	□□□人	□□□人	□□□人	□□□□
		3位	〔□□〕	□□□人	□□□人	□□□人	□□□人	□□□□
		4位	〔□□〕	□□□人	□□□人	□□□人	□□□人	□□□□
		5位	〔□□〕	□□□人	□□□人	□□□人	□□□人	□□□□
		上記以外の□所有者の合計人数		□□□人	□□□人	□□□人	□□□人	□□□□
		合　計		□□□人	□□□人	□□□人	□□□人	□□□□
	事故歴の有無とその内容（過去5年）	1．無し　2．有り （有りのとき、その内容を記入）（160文字）						

左表の「建設工事の種類」のコード表

コード	工事の種類	コード	工事の週類
01	土木一式	17	浚渫 （しゅんせつ）
02	土木一式 （PC）	18	板金
03	建築一式	19	ガラス
04	大工	20	塗装
05	左官	21	防水
06	とび土工	22	内装仕上げ
07	とび土工 （法面）	23	機械器具
08	石	24	熱絶縁
09	屋根	25	電気通信
10	電気	26	造園
11	管	27	さく井
12	タイル	28	建具
13	鋼構造物	29	水道
14	鋼構造物 （鋼橋上）	30	消防
15	鉄筋	31	清掃
16	ほ装	99	その他

・事故の原因となった者（加害者、自災者、被災者等）の所属する会社の、工事種類別有資格者数を多い順に上位5位まで記入する。この有資格者数、評点Z等は「経営事項審査結果通知書」から引用できる。また、（財）建設業情報センターのHome page 〔http:www.ciic.or.jp〕からこれを検索することも可能である。

・また、事故の原因となった者の所属する会社が複数社ある場合、2社目以降はこの「様式－2（2）」をコピーし上記表（事故の原因となった者の所属する会社の規模）のみを記入し、提出する。

事故報告書には、一般事故報告書（三大事故以外）、墜落事故報告書、重機事故報告書、交通事故報告書の4種類が有ります。該当する報告書を提出して下さい。

平成　　年度　事故報告書　【請負業者用】（3／4）

様式－2（3）

<table>
<tr><td rowspan="14">安全管理の実施状況</td><td rowspan="7">安全教育の実施状況</td><td rowspan="4">現場全体</td><td rowspan="2">安全教育コード
コード表6参照
（a 内容には最も重点をおいた項目の上位3つを記入する）</td><td>対象者</td><td>a 内容（複数回答可）</td><td>b 教材（複数回答可）</td><td>c 実施頻度</td></tr>
<tr><td>新規入場者・作業変更者
作業員
その他〔　　〕</td><td>（　）（　）（　）その他〔　　〕
（　）（　）（　）その他〔　　〕
（　）（　）（　）その他〔　　〕</td><td>（　）（　）（　）その他〔　　〕
（　）（　）（　）その他〔　　〕
（　）（　）（　）その他〔　　〕</td><td>（　）（　）（　）その他〔　　〕
（　）（　）（　）その他〔　　〕
（　）（　）（　）その他〔　　〕</td></tr>
<tr><td>内容
（250文字）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">当該作業</td><td rowspan="2">安全教育コード
コード表6参照
（a 内容には最も重点をおいた項目の上位3つを記入する）</td><td>対象者</td><td>a 内容（複数回答可）</td><td>b 教材（複数回答可）</td><td>c 実施頻度</td></tr>
<tr><td>新規入場者・作業変更者
作業員
その他〔　　〕</td><td>（　）（　）（　）その他〔　　〕
（　）（　）（　）その他〔　　〕
（　）（　）（　）その他〔　　〕</td><td>（　）（　）（　）その他〔　　〕
（　）（　）（　）その他〔　　〕
（　）（　）（　）その他〔　　〕</td><td>（　）（　）（　）その他〔　　〕
（　）（　）（　）その他〔　　〕
（　）（　）（　）その他〔　　〕</td></tr>
<tr><td>内容
（250文字）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="7">安全対策の実施状況</td><td rowspan="3">現場全体</td><td>安全対策コード
（最も重点をおいた項目の上位3つをコード表7から記入する）</td><td colspan="4">ソフト面：（　）（　）（　）その他〔　　〕（33文字）
ハード面：（　）（　）（　）その他〔　　〕（33文字）</td></tr>
<tr><td>内容
（160文字）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">当該作業</td><td>安全対策コード
（最も重点をおいた項目の上位3つをコード表7から記入する）</td><td colspan="3">ソフト面：（　）（　）（　）その他〔　　〕
ハード面：（　）（　）（　）その他〔　　〕</td><td>事故後の現場全体の措置改善事項等 （250文字）</td></tr>
<tr><td>内容
（160文字）</td><td colspan="3"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="7">安全点検の実施状況</td><td rowspan="3">現場全体</td><td rowspan="2">安全点検コード
（最も重点をおいた項目の上位3つをコード表8から記入する）</td><td colspan="3">1．人的面：（　）（　）（　）その他〔　　〕（29文字）
2．物的面：（　）（　）（　）その他〔　　〕
3．管理面：（　）（　）（　）その他〔　　〕
4．環境面：（　）（　）（　）その他〔　　〕</td><td></td></tr>
<tr><td>内容
（160文字）</td><td colspan="3"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td><td>事故後の当該作業の措置改善事項等 （160文字）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">当該作業</td><td rowspan="2">安全点検コード
（最も重点をおいた項目の上位3つをコード表8から記入する）</td><td colspan="3">1．人的面：（　）（　）（　）その他〔　　〕（29文字）
2．物的面：（　）（　）（　）その他〔　　〕
3．管理面：（　）（　）（　）その他〔　　〕
4．環境面：（　）（　）（　）その他〔　　〕</td><td></td></tr>
<tr><td>内容
（160文字）</td><td colspan="3"></td><td></td></tr>
</table>

事故報告書には、一般事故報告書（三大事故以外）、墜落事故報告書、重機事故報告書、交通事故報告書の4種類が有ります。該当する報告書を提出して下さい。

平成　　年度　事故報告書【請負業者用】（4／4）

様式－2（4）

施 工 体 系 図

（無い場合は、それに準ずるものを貼付して下さい。）

事故報告書には、一般事故報告書（三大事故以外）、墜落事故報告書、重機事故報告書、交通事故報告書の4種類が有ります。該当する報告書を提出して下さい。

添付資料①　：　事故現場写真

事故報告書には、一般事故報告書（三大事故以外）、墜落事故報告書、重機事故報告書、交通事故報告書の4種類が有ります。該当する報告書を提出して下さい。

添付資料②　：　事故状況説明図

（＊図中に寸法を明記すること）

事故報告書には、一般事故報告書（三大事故以外）、墜落事故報告書、重機事故報告書、交通事故報告書の4種類が有ります。該当する報告書を提出して下さい。

重機事故用
【請負業者用】

添付資料③―1　：　事故状況平面図 （事故のポイントとなる部分を明示して下さい）	添付資料③―2　：　事故状況断面図 （事故のポイントとなる部分を明示して下さい）

作用員・誘導員配置状況図

【記入方法】
記号（右の凡例参照）を使用して、
下の重機のまわりに配置状況を図示する。
＊右下の記入例参照

凡例		
	◎	常時配置していた誘導員
	△	配置していたが、事故発生時には現場を離れていた誘導員
	□	従業員　（被災者）

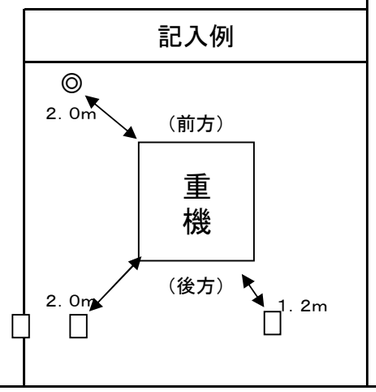

（＊図中に寸法を明記すること）

事故報告書には、一般事故報告書（三大事故以外）、墜落事故報告書、重機事故報告書、交通事故報告書の4種類が有ります。該当する報告書を提出して下さい。

墜落事故用
【請負業者用】
様式－2（1）

平成　　年度　　事故報告書【請負業者用】（1／4）

作成年月日	H(　)年(　)月(　)日(　)曜日	記入者氏名		記入者の役職		被災者との関係	

工事名（40文字）		事故発生年月日 ： H(　)年(　)月(　)日(　)曜日(　)時(　)分頃（24H）
元請 社名（30文字）		電話番号 (　　)－(　　)－(　　)
建設業許可番号コード（**コード表1**参照）	〔□□－□□□□□□〕	

事故発生状況

事故概要

足場墜落事故（足場墜落事故**コード表9**参照、その他のときは内容を記載）

墜落の高さ	〔□□□．□〕m
足場の種類	〔□□〕　その他内容〔　　〕
墜落箇所	〔□□〕　その他内容〔　　〕
被災者の作業区分	〔□□〕　その他内容〔　　〕
被災者の墜落直前の行動パターン	〔□□〕その他内容〔　　〕
被災者の安全帯使用状況	〔□□〕その他内容〔　　〕

事故に至る経緯と事故の状況（250文字）

他の作業状況

他の作業状況（250文字）

当該作業の指示内容と指示方法（事故当日）

当該作業の事故当日の変更指示内容（該当するものに○）

変更指示の有無	1. 有り　2. 無し
変更指示の伝達方法	1. 作業標準書での伝達　2. 口頭　3. その他
その他の場合の伝達方法	〔　　〕

指示内容（変更指示があった場合は、前との変化が判るように記入）（200文字）

安全上の注意事項

当該作業に伴う安全上での注意事項の伝達内容（事故当日）（200文字）

工事全体の進捗度	計画（□□□）％	実績（□□□）％	当該作業の進捗度	計画（□□□）％	実績（□□□）％

事故要因コード（**コード表2**参照、その他の場合には〔　〕内に内容を記入）

人的要因・共通要因 事故関係者毎にどれか1つに○ さらに(　)内に人数を記入す					
	危害を加える行為をした者	A（　）	B（　）	C（　）	D（　）
	危害を受けた者	A（　）	B（　）	C（　）	D（　）
	自らの行動で被災した者	A（　）	B（　）	C（　）	D（　）

1. 人的要因	危害を加える行為をした者	□□	□□	□□	□□	その他〔　〕
	危害を受けた者	□□	□□	□□	□□	その他〔　〕
	自らの行動で被災した者	□□	□□	□□	□□	その他〔　〕
2. 物質的要因		□□	□□	□□	□□	その他〔　〕
3. 管理的要因		□□	□□	□□	□□	その他〔　〕

注）同じ工事現場体制内で被災者、加害者がいる場合に○、×を付す。同じ工事現場体制で他の作業現場の作業員が加害者の場合は、最下段の欄に記入してください。

当該作業に関する指示系統

当該作業の指示系統に係わった元請け・下請け関係	役職（**コード表3**）	被害者：○ 危害を加える行為をした者：×	事故発生時の行動区分（**コード表4**）	事故発生時の行動内容	年齢	当該作業に係わる所有資格・免許（**コード表5**）	役職に対する実務経験年数	資格・免許取得後の実務経験年数	現場経験年数	入場日数
元請け	【□□】		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	【□□】		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	【□□】		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	【□□】		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
下請け(　)次	【□□】		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	【□□】		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	【□□】		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
下請け(　)次	【□□】		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	【□□】		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	【□□】		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
当該作業の下請け(　)次	【□□】		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	【□□】		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	作業員		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	作業員		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	作業員		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	作業員		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	作業員		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	作業員		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	作業員		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	作業員		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	作業員		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	作業員		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
他の作業の下請け(　)次	作業員（危害を加える行為をした者）		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□

当該作業現場の周辺状況（該当するものに○を付す）（取りあいが有った場合、所見（当該作業との係わり）を記入して下さい。）

A. 当該作業現場に隣接する他工事（発注者が異なる工事）との取りあいがあった。
B. 当該作業現場に隣接する他の企業体メンバーの工事との取りあいがあった。
C. 取りあいはなかった。
〔　　〕

事故の背景

事故の要因

事故発生現場の作業環境

気温（±□□）℃、湿度（□□）％、視程距離（□□□．□）m

明るさ、風（該当するものに○）

明るさ	1. 明るかった　2. 薄暗かった　3. 暗かった
風	1. 微風　2. 弱風　3. 中風　4. 強風

被災者の作業手順無視不良の有無

1. 有り　2. 無し

有りの場合**コード表9**から選択

〔□□〕その他のときの内容

〔　　〕

事故発生現場（足場上）での重複作業（該当するものに○）

1. 有り　2. 無し

有りのときの内容（100文字）

事故報告書には、一般事故報告書（三大事故以外）、墜落事故報告書、重機事故報告書、交通事故報告書の4種類が有ります。該当する報告書を提出して下さい。

墜落事故用
【請負業者用】
様式－2（2）

平成　　年度　事故報告書【請負業者用】（2／4）

	事故当事者	被災者				加害に関係した者	
事故当事者の情報	氏名						
	性別	1. 男　2. 女	1. 男　2. 女	1. 男　2. 女	1. 男　2. 女	1. 男　2. 女	1. 男　2. 女
	現場経験年数	（□□）年	（□□）年	（□□）年	（□□）年	（□□）年	（□□）年
	入場日数	（□□□）日	（□□□）日	（□□□）日	（□□□）日	（□□□）日	（□□□）日
	事故歴の有無とその内容 2. 有りの場合は内容を記入	1. 無し　2. 有り	1. 無し　2. 有り	1. 無し　2. 有り	1. 無し　2. 有り	1. 無し　2. 有り	1. 無し　2. 有り
	社員・季節労働者等の別	1. 元請 2. 下請社員　（□次） 3. 季節労働者 4. 第3者	1. 元請 2. 下請社員　（□次） 3. 季節労働者 4. 第3者	1. 元請 2. 下請社員　（□次） 3. 季節労働者 4. 第3者	1. 元請 2. 下請社員　（□次） 3. 季節労働者 4. 第3者	1. 元請 2. 下請社員　（□次） 3. 季節労働者 4. 第3者	1. 元請 2. 下請社員　（□次） 3. 季節労働者 4. 第3者
	雇用形態 （第3者は除く）	1. 常雇 2. 臨時 3. 日雇 4. その他 （　　）	1. 常雇 2. 臨時 3. 日雇 4. その他 （　　）	1. 常雇 2. 臨時 3. 日雇 4. その他 （　　）	1. 常雇 2. 臨時 3. 日雇 4. その他 （　　）	1. 常雇 2. 臨時 3. 日雇 4. その他 （　　）	1. 常雇 2. 臨時 3. 日雇 4. その他 （　　）
	給与形態 （第3者は除く）	1. 月給 2. 日給・月給 3. その他 （　　）	1. 月給 2. 日給・月給 3. その他 （　　）	1. 月給 2. 日給・月給 3. その他 （　　）	1. 月給 2. 日給・月給 3. その他 （　　）	1. 月給 2. 日給・月給 3. その他 （　　）	1. 月給 2. 日給・月給 3. その他 （　　）

事故の原因となった者の所属する会社の規模							
	会社名	（30文字以内）					
	元請け・下請け	1. 元請け　2. 下請け（□次）					
	当該会社有資格者数 工事の種類（右**コード表**参照）とその人数を、多い順に上位5つまで記入		建設工事の種類	1級	2級	その他	技術職員数	評点Z
		1位	〔□□〕	□□□人	□□□人	□□□人	□□□人	□□□□
		2位	〔□□〕	□□□人	□□□人	□□□人	□□□人	□□□□
		3位	〔□□〕	□□□人	□□□人	□□□人	□□□人	□□□□
		4位	〔□□〕	□□□人	□□□人	□□□人	□□□人	□□□□
		5位	〔□□〕	□□□人	□□□人	□□□人	□□□人	□□□□
		上記以外の□所有者の合計人数		□□□人	□□□人	□□□人	□□□人	□□□□
		合　計		□□□人	□□□人	□□□人	□□□人	□□□□
	事故歴の有無とその内容 （過去5年）	1. 無し　2. 有り（有りのとき、その内容を記入）（160文字）					

・事故の原因となった者（加害者、自災者、被災者等）の所属する会社の、工事種類別有資格者数を多い順に上位5位まで記入する。この有資格者数、評点Z等は「経営事項審査結果通知書」から引用できる。また、（財）建設業情報センターのHome page〔http:www.ciic.or.jp〕からこれを検索することも可能である。

・また、事故の原因となった者の所属する会社が複数社ある場合、2社目以降はこの「様式－2（2）」をコピーし上記表（事故の原因となった者の所属する会社の規模）のみを記入し、提出する。

左表の「建設工事の種類」のコード表

コード	工事の種類	コード	工事の週類
01	土木一式	17	浚渫（しゅんせつ）
02	土木一式（PC）	18	板金
03	建築一式	19	ガラス
04	大工	20	塗装
05	左官	21	防水
06	とび土工	22	内装仕上げ
07	とび土工（法面）	23	機械器具
08	石	24	熱絶縁
09	屋根	25	電気通信
10	電気	26	造園
11	管	27	さく井
12	タイル	28	建具
13	鋼構造物	29	水道
14	鋼構造物（鋼橋上）	30	消防
15	鉄筋	31	清掃
16	ほ装	99	その他

事故報告書には、一般事故報告書（三大事故以外）、墜落事故報告書、重機事故報告書、交通事故報告書の4種類が有ります。該当する報告書を提出して下さい。

墜落事故用
【請負業者用】
様式－2(3)

墜落請負

平成　　年度　事故報告書　【請負業者用】（3／4）

安全管理の実施状況

安全教育の実施状況

現場全体

安全教育コード **コード表6**参照 （a 内容には最も重点をおいた項目の上位3つを記入する）	対象者	a 内容（複数回答可）	b 教材（複数回答可）	c 実施頻度
	新規入場者・作業変更者	(　)(　)(　)その他〔　　〕	(　)(　)(　)その他〔　　〕	(　)(　)(　)その他〔　　〕
	作業員	(　)(　)(　)その他〔　　〕	(　)(　)(　)その他〔　　〕	(　)(　)(　)その他〔　　〕
	その他〔　　〕	(　)(　)(　)その他〔　　〕	(　)(　)(　)その他〔　　〕	(　)(　)(　)その他〔　　〕

内容 （250文字）	

当該作業

安全教育コード **コード表6**参照 （a 内容には最も重点をおいた項目の上位3つを記入する）	対象者	a 内容（複数回答可）	b 教材（複数回答可）	c 実施頻度
	新規入場者・作業変更者	(　)(　)(　)その他〔　　〕	(　)(　)(　)その他〔　　〕	(　)(　)(　)その他〔　　〕
	作業員	(　)(　)(　)その他〔　　〕	(　)(　)(　)その他〔　　〕	(　)(　)(　)その他〔　　〕
	その他〔　　〕	(　)(　)(　)その他〔　　〕	(　)(　)(　)その他〔　　〕	(　)(　)(　)その他〔　　〕

内容 （250文字）	

安全対策の実施状況

現場全体

安全対策コード （最も重点をおいた項目の上位3つを**コード表7**から記入する）	
	ソフト面:(　)(　)(　) その他〔　　〕　(33文字)
	ハード面:(　)(　)(　) その他〔　　〕　(33文字)

内容 （160文字）	

当該作業

安全対策コード （最も重点をおいた項目の上位3つを**コード表7**から記入する）	
	ソフト面:(　)(　)(　) その他〔　　〕　(33文字)
	ハード面:(　)(　)(　) その他〔　　〕　(33文字)

事故発生現場周辺の設備・設置状況 （該当するものに○、無しの場合理由を記入）		
	親綱の設置状況　（1. 有り　2. 無し）	〔　　〕
	手すりの設置状況　（1. 1段手すり　2. 2段手すり　3. 無し）	〔　　〕
	筋交いの設置状況　（1. 有り　2. 無し）	〔　　〕
	昇降設備の設置状況　（1. 有り　2. 無し）	〔　　〕

内容 （160文字）	

安全点検の実施状況

現場全体

安全点検コード （最も重点をおいた項目の上位3つを**コード表8**から記入する）	
	1. 人的面:(　)(　)(　)その他〔　　〕
	2. 物的面:(　)(　)(　)その他〔　　〕
	3. 管理面:(　)(　)(　)その他〔　　〕
	4. 環境面:(　)(　)(　)その他〔　　〕

内容 （160文字）	

事故後の現場全体の措置改善事項等　（250文字）

当該作業

安全点検コード （最も重点をおいた項目の上位3つを**コード表8**から記入する）	
	1. 人的面:(　)(　)(　)その他〔　　〕
	2. 物的面:(　)(　)(　)その他〔　　〕
	3. 管理面:(　)(　)(　)その他〔　　〕
	4. 環境面:(　)(　)(　)その他〔　　〕

足場点検	
	点検の有無　（該当するものに○、無しの場合理由を記入）　（1. 有り　2. 無し）〔　　〕
	点検の頻度　（例:毎日）〔　　〕　点検のタイミング　（例:朝礼後）〔
	点検者　:〔　　〕
	点検方法　:〔　　〕

内容 （160文字）	

事故後の当該作業の措置改善事項等　（160文字）

事故報告書には、一般事故報告書（三大事故以外）、墜落事故報告書、重機事故報告書、交通事故報告書の4種類が有ります。該当する報告書を提出して下さい。

平成　　年度　事故報告書【請負業者用】（4／4）

様式－2（4）

施　工　体　系　図 （無い場合は、それに準ずるものを貼付して下さい。）

事故報告書には、一般事故報告書（三大事故以外）、墜落事故報告書、重機事故報告書、交通事故報告書の4種類が有ります。該当する報告書を提出して下さい。

添付資料①　：　事故現場写真

事故報告書には、一般事故報告書（三大事故以外）、墜落事故報告書、重機事故報告書、交通事故報告書の4種類が有ります。該当する報告書を提出して下さい。

添付資料②　：　事故状況説明図

（＊図中に寸法を明記すること）

事故報告書には、一般事故報告書（三大事故以外）、墜落事故報告書、重機事故報告書、交通事故報告書の4種類が有ります。該当する報告書を提出して下さい。

墜落事故用
【請負業者用】

添付資料③ー１　：　事故状況平面図 （事故のポイントとなる部分を明示して下さい）	添付資料③ー２　：　事故状況断面図 （事故のポイントとなる部分を明示して下さい）

（＊図中に寸法を明記すること）

事故報告書には、一般事故報告書（三大事故以外）、墜落事故報告書、重機事故報告書、交通事故報告書の4種類が有ります。該当する報告書を提出して下さい。

交通事故用
【請負業者用】
様式－2 （1）

平成　　年度　　事故報告書【請負業者用】（1／4）

交通請負

作成年月日	H（　）年（　）月（　）日（　）曜日	記入者氏名		記入者の役職		被災者との関係	

工　事　名（40文字）		事故発生年月日　：　H（　）年（　）月（　）日（　）曜日（　）時（　）分頃　（24H）
元請	社　名（30文字）	電話番号（　　）－（　　）－（　　）
	建設業許可番号コード（**コード表1**参照）	〔□□－□□□□□□〕

事故発生状況

事故概要（事故に至る経緯と事故の状況）

事故形態（該当する番号へ○、その事故説明をコード表より記入）		事故説明　（交通事故**コード表〔表9〕**より参照）			
		表9－1	**表A**	**表B**	**表C**
一般車両によるもらい事故	1. 作業員・交通整理員被災	□			
	2. 物損事故	□			
車両同士での事故	3. 作業車両同士の事故		□		
	4. 作業車両と一般車両の事故		□		
作業車両による事故	5. 作業員被災			□	□
	6. 物損事故			□	
	7. 第3者災害		□		
	8. 第3者自災事故				

他の作業状況

当該作業の指示内容と指示方法（事故当日）

当該作業の事故当日の変更指示内容　（該当するものに○）

事故当日の変更指示の有無	1. 有り　2. 無し
変更指示の伝達方法	1. 作業標準書での伝達　2. 口頭　3. その他
その他の場合の伝達方法	〔　　〕

指示内容　（変更指示があった場合は、前との変化が判るように記入）

安全上での注意事項の伝達内容

当該作業に伴う安全上での注意事項の伝達内容　（事故当日）（200文字）

工事全体の進捗度	計画　（□□□）％	実績　（□□□）％	当該作業の進捗度	計画　（□□□）％	実績（□□□）％

事故要因コード　（**コード表2**参照、その他の場合には〔　〕内に内容を記入）

人的要因　・　共通要因 事故関係者毎にどれか1つに○ さらに（　）内に人数を記入す					
	危害を加える行為をした者	A（　）	B（　）	C（　）	D（　）
	危害を受けた者	A（　）	B（　）	C（　）	D（　）
	自らの行動で被災した者	A（　）	B（　）	C（　）	D（　）

1. 人的要因	危害を加える行為をした者	□□	□□	□□	□□	その他〔　　〕	
	危害を受けた者	□□	□□	□□	□□	その他〔　　〕	
	自らの行動で被災した者	□□	□□	□□	□□	その他〔　　〕	
2. 物質的要因		□□	□□	□□	□□	その他〔　　〕	
3. 管理的要因		□□	□□	□□	□□	その他〔　　〕	

当該作業に関する指示系統

注）同じ工事現場体制内で被災者、加害者がいる場合に○、×を付す。同じ工事現場体制で他の作業現場の作業員が加害者の場合は、最下段の欄に記入してください。

当該作業の指示系統に係わった元請け・下請け関係	役　職（**コード表3**）	被害者：○ 危害を加える行為をした者：×	事故発生時の行動区分（**コード表4**）	事故発生時の行動内容	年齢	当該作業に係わる所有資格・免許（**コード表5**）	役職に対する実務経験年数	資格・免許取得後の実務経験年数	現場経験年数	入場日数
元請け	【□□】		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	【□□】		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	【□□】		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	【□□】		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
下請け（　）次	【□□】		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	【□□】		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	【□□】		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
下請け（　）次	【□□】		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	【□□】		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	【□□】		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
当該作業の下請け（ ）次	【□□】		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	【□□】		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	作業員		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	作業員		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	作業員		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	作業員		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	作業員		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	作業員		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	作業員		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	作業員		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
他の作業の下請け（ ）次	作業員（危害を加える行為をした者）		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□

当該作業現場の周辺状況　（該当するものに○を付す）／（取りあいが有った場合、所見　（当該作業との係わり）を記入して下さい。）

A. 当該作業現場に隣接する他工事（発注者が異なる工事）との取りあいがあった。
B. 当該作業現場に隣接する他の企業体メンバーの工事との取りあいがあった。
C. 取りあいはなかった。
〔　　〕

現場周辺の明るさ　（該当するものに○）

1. 照明で明るかった
2. 天気が良く明るかった
3. 現場内の居所の照明のみで、周辺は比較的暗かった
4. 天候が悪く、比較的暗かった

事故発生現場の作業環境

気温（±□□）℃、湿度（□□）％、視程距離（□□□．□）m

明るさ、風　（該当するものに○）

明るさ	1. 明るかった　2. 薄暗かった　3. 暗かった
風	1. 微風　2. 弱風　3. 中風　4. 強風

事故の要因　（100文字）	事故の背景　（100文字）

事故報告書には、一般事故報告書（三大事故以外）、墜落事故報告書、重機事故報告書、交通事故報告書の4種類が有ります。該当する報告書を提出して下さい。

交通事故用
【請負業者用】
様式－2 （2）

交通請負

平成　　年度　事故報告書【請負業者用】（2／4）

	事故当事者	被災者				加害に関係した者	
事故当事者の情報	氏名						
	性別	1. 男　2. 女	1. 男　2. 女	1. 男　2. 女	1. 男　2. 女	1. 男　2. 女	1. 男　2. 女
	現場経験年数	（□□）年	（□□）年	（□□）年	（□□）年	（□□）年	（□□）年
	入場日数	（□□□）日	（□□□）日	（□□□）日	（□□□）日	（□□□）日	（□□□）日
	事故歴の有無とその内容 2. 有りの場合は内容を記入	1. 無し　2. 有り	1. 無し　2. 有り	1. 無し　2. 有り	1. 無し　2. 有り	1. 無し　2. 有り	1. 無し　2. 有り
	社員・季節労働者等の別	1. 元請 2. 下請社員　（□次） 3. 季節労働者 4. 第3者	1. 元請 2. 下請社員　（□次） 3. 季節労働者 4. 第3者	1. 元請 2. 下請社員　（□次） 3. 季節労働者 4. 第3者	1. 元請 2. 下請社員　（□次） 3. 季節労働者 4. 第3者	1. 元請 2. 下請社員　（□次） 3. 季節労働者 4. 第3者	1. 元請 2. 下請社員　（□次） 3. 季節労働者 4. 第3者
	雇用形態 （第3者は除く）	1. 常雇 2. 臨時 3. 日雇 4. その他 （　　）	1. 常雇 2. 臨時 3. 日雇 4. その他 （　　）	1. 常雇 2. 臨時 3. 日雇 4. その他 （　　）	1. 常雇 2. 臨時 3. 日雇 4. その他 （　　）	1. 常雇 2. 臨時 3. 日雇 4. その他 （　　）	1. 常雇 2. 臨時 3. 日雇 4. その他 （　　）
	給与形態 （第3者は除く）	1. 月給 2. 日給・月給 3. その他 （　　）	1. 月給 2. 日給・月給 3. その他 （　　）	1. 月給 2. 日給・月給 3. その他 （　　）	1. 月給 2. 日給・月給 3. その他 （　　）	1. 月給 2. 日給・月給 3. その他 （　　）	1. 月給 2. 日給・月給 3. その他 （　　）

事故の原因となった者の所属する会社の規模							
	会社名	（30文字以内）					
	元請け・下請け	1. 元請け　2. 下請け （□次）					
	当該会社有資格者数 工事の種類（右**コード表**参照）とその人数を、多い順に上位5つまで記入		建設工事の種類	1級	2級	その他	技術職員数	評点Z
		1位	〔□□〕	□□□人	□□□人	□□□人	□□□人	□□□□
		2位	〔□□〕	□□□人	□□□人	□□□人	□□□人	□□□□
		3位	〔□□〕	□□□人	□□□人	□□□人	□□□人	□□□□
		4位	〔□□〕	□□□人	□□□人	□□□人	□□□人	□□□□
		5位	〔□□〕	□□□人	□□□人	□□□人	□□□人	□□□□
		上記以外の□所有者の合計人数		□□□人	□□□人	□□□人	□□□人	□□□□
		合　計		□□□人	□□□人	□□□人	□□□人	□□□□
	事故歴の有無とその内容（過去5年）	1. 無し　2. 有り （有りのとき、その内容を記入）（160文字）					

・事故の原因となった者（加害者、自災者、被災者等）の所属する会社の、工事種類別有資格者数を多い順に上位5位まで記入する。この有資格者数、評点Z等は「経営事項審査結果通知書」から引用できる。また、（財）建設業情報センターのHome page〔http:www.ciic.or.jp〕からこれを検索することも可能である。

・また、事故の原因となった者の所属する会社が複数社ある場合、2社目以降はこの「様式－2（2）」をコピーし上記表（事故の原因となった者の所属する会社の規模）のみを記入し、提出する。

左表の「建設工事の種類」のコード表

コード	工事の種類	コード	工事の週類
01	土木一式	17	浚渫 （しゅんせつ）
02	土木一式 （PC）	18	板金
03	建築一式	19	ガラス
04	大工	20	塗装
05	左官	21	防水
06	とび土工	22	内装仕上げ
07	とび土工 （法面）	23	機械器具
08	石	24	熱絶縁
09	屋根	25	電気通信
10	電気	26	造園
11	管	27	さく井
12	タイル	28	建具
13	鋼構造物	29	水道
14	鋼構造物 （鋼橋上）	30	消防
15	鉄筋	31	清掃
16	ほ装	99	その他

事故報告書には、一般事故報告書（三大事故以外）、墜落事故報告書、重機事故報告書、交通事故報告書の4種類が有ります。該当する報告書を提出して下さい。

平成　　年度　事故報告書　【請負業者用】（3／4）

安全管理の実施状況

安全教育の実施状況

現場全体

安全教育コード **コード表6**参照 （a 内容には最も重点をおいた項目の上位3つを記入する）	対象者	a 内容（複数回答可）	b 教材（複数回答可）	c 実施頻度
	新規入場者・作業変更者	(　)(　)(　)その他〔　〕	(　)(　)(　)(　)その他〔　〕	(　)(　)(　)(　)その他〔　〕
	作業員	(　)(　)(　)(　)その他〔　〕	(　)(　)(　)(　)その他〔　〕	(　)(　)(　)(　)その他〔　〕
	その他〔　〕	(　)(　)(　)(　)その他〔　〕	(　)(　)(　)(　)その他〔　〕	(　)(　)(　)(　)その他〔　〕

内容（250文字）	

当該作業

安全教育コード **コード表6**参照 （a 内容には最も重点をおいた項目の上位3つを記入する）	対象者	a 内容（複数回答可）	b 教材（複数回答可）	c 実施頻度
	新規入場者・作業変更者	(　)(　)(　)(　)その他〔　〕	(　)(　)(　)(　)その他〔　〕	(　)(　)(　)(　)その他〔　〕
	作業員	(　)(　)(　)(　)その他〔　〕	(　)(　)(　)(　)その他〔　〕	(　)(　)(　)(　)その他〔　〕
	その他〔　〕	(　)(　)(　)(　)その他〔　〕	(　)(　)(　)(　)その他〔　〕	(　)(　)(　)(　)その他〔　〕

内容（250文字）	

安全対策の実施状況

現場全体

安全対策コード （最も重点をおいた項目の上位3つを**コード表7**から記入する）	
	ソフト面：(　)(　)(　) その他〔　〕
	ハード面：(　)(　)(　) その他〔　〕

内容（160文字）	

当該作業

安全対策コード （最も重点をおいた項目の上位3つを**コード表7**から記入する）	
	ソフト面：(　)(　)(　) その他〔　〕
	ハード面：(　)(　)(　) その他〔　〕

交通整理員の状態	交通整理員①	交通整理員②	交通整理員③	交通整理員④
服装の色	(　　) 色	(　　) 色	(　　) 色	(　　) 色
蛍光・電飾（該当するものに○）	1. 有り　2. 無し	1. 有り　2. 無し	1. 有り　2. 無し	1. 有り　2. 無し
現場経験年数	(□□) 年	(□□) 年	(□□) 年	(□□) 年
所有資格	〔　　〕	〔　　〕	〔　　〕	〔　　〕

内容（160文字）	

安全点検の実施状況

現場全体

安全点検コード （最も重点をおいた項目の上位3つを**コード表8**から記入する）	
	1. 人的面：(　)(　)(　)その他〔　〕　(29文字)
	2. 物的面：(　)(　)(　)その他〔　〕
	3. 管理面：(　)(　)(　)その他〔　〕
	4. 環境面：(　)(　)(　)その他〔　〕

内容（160文字）	

当該作業

安全点検コード （最も重点をおいた項目の上位3つを**コード表8**から記入する）	
	1. 人的面：(　)(　)(　)その他〔　〕　(29文字)
	2. 物的面：(　)(　)(　)その他〔　〕
	3. 管理面：(　)(　)(　)その他〔　〕
	4. 環境面：(　)(　)(　)その他〔　〕

内容（160文字）	

事故後の現場全体の措置改善事項等　（250文字）
（保安施設・交通整理員の内容については詳しく）
事故後の当該作業の措置改善事項等　（160文字）
（保安施設・交通整理員の内容については詳しく）

事故報告書には、一般事故報告書（三大事故以外）、墜落事故報告書、重機事故報告書、交通事故報告書の4種類が有ります。該当する報告書を提出して下さい。

平成　　年度　事故報告書【請負業者用】（4／4）

様式－2（4）

施 工 体 系 図

（無い場合は、それに準ずるものを貼付して下さい。）

事故報告書には、一般事故報告書（三大事故以外）、墜落事故報告書、重機事故報告書、交通事故報告書の4種類が有ります。該当する報告書を提出して下さい。

交通事故用
【請負業者用】

添付資料①　：　事故現場写真

事故報告書には、一般事故報告書（三大事故以外）、墜落事故報告書、重機事故報告書、交通事故報告書の4種類が有ります。該当する報告書を提出して下さい。

添付資料②　：　事故状況説明図　　（保安施設・交通整理員配置状況図）

事故発生前

一般車両によるもらい事故（作業員・交通整理員被災または、物損事故）の場合、「一般車両の動作状況」に該当する番号に〇をつける。（操作マニュアルの参考図を参照）

一般車両の動作状況	
1. 工事区域内に向けて直進進入	6. 交差点右左折
2. 工事区域内に対して側面進入	7. 交差点直進
3. 通行可能斜線走行中	8. その他（内容を下記に記入）（90文字）
4. 規制終了後の斜線変更時	
5. 歩道進入	

記入記号
〇：現場作業員 ◎：交通整理員

事故発生後

事故報告書には、一般事故報告書（三大事故以外）、墜落事故報告書、重機事故報告書、交通事故報告書の4種類が有ります。該当する報告書を提出して下さい。

交通事故用
【請負業者用】

添付資料③―1　：　事故状況平面図 （事故のポイントとなる部分を明示して下さい）	添付資料③―2　：　事故状況断面図 （事故のポイントとなる部分を明示して下さい）

（＊図中に寸法を明記すること）

事故報告書には、一般事故報告書（三大事故以外）、墜落事故報告書、重機事故報告書、交通事故報告書の4種類が有ります。該当する報告書を提出して下さい。

一般事故用（三大多発事故以外）
【請負業者用】
様式－2 （1）

平成　　年度　　事故報告書【請負業者用】（1／4）

作成年月日	H（　）年（　）月（　）日（　）曜日	記入者氏名		記入者の役職		被災者との関係	

工事名（40文字）		事故発生年月日 ： H（　）年（　）月（　）日（　）曜日（　）時（　）分頃 （24H）
元請 社名（30文字）		電話番号（　　）－（　　）－（　　）
建設業許可番号コード（**コード表1**参照）	〔□□－□□□□□□〕	

事故発生状況

事故概要（250文字）	事故に至る経緯と事故の状況
他の作業状況（250文字）	他の作業状況
当該作業の指示内容と指示方法（事故当日）	当該作業の事故当日の変更指示内容 （該当するものに○） 変更指示の有無 ： 1. 有り　2. 無し 変更指示の伝達方法 ： 1. 作業標準書での伝達　2. 口頭　3. その他 その他の場合の伝達方法 〔　　〕 指示内容 （変更指示があった場合は、前との変化が判るように記入）（200文字）
安全上の注意事項	当該作業に伴う安全上での注意事項の伝達内容 （事故当日）

注）同じ工事現場体制内で被災者、加害者がいる場合に○、×を付す。同じ工事現場体制内で他の作業現場の作業員が加害者の場合は、最下段の欄に記入してください。

当該作業に関する指示系統

当該作業の指示系統に係わった元請け・下請け関係	役　職（**コード表3**）	被害者：○ 危害を加える行為をした者：×	事故発生時の行動区分（**コード表4**）	事故発生時の行動内容	年齢	当該作業に係わる所有資格・免許（**コード表5**）	役職に対する実務経験年数	資格・免許取得後の実務経験年数	現場経験年数	入場日数
元請け	【□□】		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	【□□】		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	【□□】		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	【□□】		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
下請け（　）次	【□□】		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	【□□】		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	【□□】		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
下請け（　）次	【□□】		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	【□□】		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	【□□】		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
当該作業の下請け（ ）次	【□□】		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	【□□】		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	作業員		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	作業員		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	作業員		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	作業員		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	作業員		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	作業員		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	作業員		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
	作業員		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□
他の作業の下請け（ ）次	作業員（危害を加える行為をした者）		【□□】		□□	【□□□】	□□	□□	□□	□□

当該作業現場の周辺状況 （該当するものに○を付す）
（取りあいが有った場合、所見 （当該作業との係わり）を記入して下さい。）

A. 当該作業現場に隣接する他工事（発注者が異なる工事）との取りあいがあった。
B. 当該作業現場に隣接する他の企業体メンバーの工事との取りあいがあった。
C. 取りあいはなかった。
〔　　〕

工事全体の進捗度	計画 （□□□） %	実績（□□□）%
当該作業の進捗度	計画 （□□□） %	実績（□□□）%

事故要因コード （**コード表2**参照、その他の場合には〔　〕内に内容を記入）

人的要因 ・ 共通要因 事故関係者毎にどれか1つに○ さらに（　）内に人数を記入する					
	危害を加える行為をした者	A（　）	B（　）	C（　）	D（　）
	危害を受けた者	A（　）	B（　）	C（　）	D（　）
	自らの行動で被災した者	A（　）	B（　）	C（　）	D（　）

1. 人的要因	危害を加える行為をした者	□□	□□	□□	□□	その他〔　〕
	危害を受けた者	□□	□□	□□	□□	その他〔　〕
	自らの行動で被災した者	□□	□□	□□	□□	その他〔　〕
2. 物質的要因		□□	□□	□□	□□	その他〔　〕
3. 管理的要因		□□	□□	□□	□□	その他〔　〕

事故の要因

事故の背景

事故発生現場の作業環境

気温（±□□）℃、湿度（□□）%、視程距離（□□□．□）m

明るさ、風 （該当するものに○）

明るさ	1. 明るかった　2. 薄暗かった　3. 暗かった
風	1. 微風　2. 弱風　3. 中風　4. 強風

事故報告書には、一般事故報告書（三大事故以外）、墜落事故報告書、重機事故報告書、交通事故報告書の4種類が有ります。該当する報告書を提出して下さい。

一般事故用(三大多発事故以外)
【請負業者用】

平成　　年度　事故報告書【請負業者用】(2／4)

様式－2 (2)

事故当事者の情報	事故当事者	被災者				加害に関係した者	
	氏名						
	性別	1. 男　2. 女	1. 男　2. 女	1. 男　2. 女	1. 男　2. 女	1. 男　2. 女	1. 男　2. 女
	現場経験年数	(□□)年	(□□)年	(□□)年	(□□)年	(□□)年	(□□)年
	入場日数	(□□□)日	(□□□)日	(□□□)日	(□□□)日	(□□□)日	(□□□)日
	事故歴の有無とその内容 2. 有りの場合は内容を記入	1. 無し　2. 有り	1. 無し　2. 有り	1. 無し　2. 有り	1. 無し　2. 有り	1. 無し　2. 有り	1. 無し　2. 有り
	社員・季節労働者等の別	1. 元請 2. 下請社員　(□次) 3. 季節労働者 4. 第3者	1. 元請 2. 下請社員　(□次) 3. 季節労働者 4. 第3者	1. 元請 2. 下請社員　(□次) 3. 季節労働者 4. 第3者	1. 元請 2. 下請社員　(□次) 3. 季節労働者 4. 第3者	1. 元請 2. 下請社員　(□次) 3. 季節労働者 4. 第3者	1. 元請 2. 下請社員　(□次) 3. 季節労働者 4. 第3者
	雇用形態 (第3者は除く)	1. 常雇 2. 臨時 3. 日雇 4. その他 (　　)	1. 常雇 2. 臨時 3. 日雇 4. その他 (　　)	1. 常雇 2. 臨時 3. 日雇 4. その他 (　　)	1. 常雇 2. 臨時 3. 日雇 4. その他 (　　)	1. 常雇 2. 臨時 3. 日雇 4. その他 (　　)	1. 常雇 2. 臨時 3. 日雇 4. その他 (　　)
	給与形態 (第3者は除く)	1. 月給 2. 日給・月給 3. その他 (　　)	1. 月給 2. 日給・月給 3. その他 (　　)	1. 月給 2. 日給・月給 3. その他 (　　)	1. 月給 2. 日給・月給 3. その他 (　　)	1. 月給 2. 日給・月給 3. その他 (　　)	1. 月給 2. 日給・月給 3. その他 (　　)

事故の原因となった者の所属する会社の規模	会社名	(30文字以内)					
	元請け・下請け	1. 元請け　2. 下請け (□次)					
	当該会社有資格者数 工事の種類(右**コード表**参照)とその人数を、多い順に上位5つまで記入		建設工事の種類	1級	2級	その他	技術職員数	評点Z
		1位	〔□□〕	□□□人	□□□人	□□□人	□□□人	□□□□
		2位	〔□□〕	□□□人	□□□人	□□□人	□□□人	□□□□
		3位	〔□□〕	□□□人	□□□人	□□□人	□□□人	□□□□
		4位	〔□□〕	□□□人	□□□人	□□□人	□□□人	□□□□
		5位	〔□□〕	□□□人	□□□人	□□□人	□□□人	□□□□
		上記以外の□所有者の合計人数		□□□人	□□□人	□□□人	□□□人	□□□□
		合　計		□□□人	□□□人	□□□人	□□□人	□□□□
	事故歴の有無とその内容 (過去5年)	1. 無し　2. 有り (有りのとき、その内容を記入) (160文字)						

・事故の原因となった者(加害者、自災者、被災者等)の所属する会社の、工事種類別有資格者数を多い順に上位5位まで記入する。この有資格者数、評点Z等は「経営事項審査結果通知書」から引用できる。また、(財)建設業情報センターのHome page〔http:www.ciic.or.jp〕からこれを検索することも可能である。

・また、事故の原因となった者の所属する会社が複数社ある場合、2社目以降はこの「様式－2(2)」をコピーし上記表(事故の原因となった者の所属する会社の規模)のみを記入し、提出する。

左表の「建設工事の種類」のコード表

コード	工事の種類	コード	工事の週類
01	土木一式	17	浚渫 (しゅんせつ)
02	土木一式 (PC)	18	板金
03	建築一式	19	ガラス
04	大工	20	塗装
05	左官	21	防水
06	とび土工	22	内装仕上げ
07	とび土工 (法面)	23	機械器具
08	石	24	熱絶縁
09	屋根	25	電気通信
10	電気	26	造園
11	管	27	さく井
12	タイル	28	建具
13	鋼構造物	29	水道
14	鋼構造物 (鋼橋上)	30	消防
15	鉄筋	31	清掃
16	ほ装	99	その他

事故報告書には、一般事故報告書(三大事故以外)、墜落事故報告書、重機事故報告書、交通事故報告書の4種類が有ります。該当する報告書を提出して下さい。

一般事故用（三大多発事故以外）
【請負業者用】
様式－2（3）

平成　　年度　事故報告書　【請負業者用】（3／4）

安全管理の実施状況

安全教育の実施状況

現場全体

安全教育コード
コード表6参照
（a 内容には最も重点をおいた項目の上位3つを記入する）

対象者	a 内容（複数回答可）	b 教材（複数回答可）	c 実施頻度
新規入場者・作業変更者	（　）（　）（　）その他〔　　〕	（　）（　）（　）その他〔　　〕	（　）（　）（　）その他〔　　〕
作業員	（　）（　）（　）その他〔　　〕	（　）（　）（　）その他〔　　〕	（　）（　）（　）その他〔　　〕
その他〔　　〕	（　）（　）（　）その他〔　　〕	（　）（　）（　）その他〔　　〕	（　）（　）（　）その他〔　　〕

内容（250文字）

当該作業

安全教育コード
コード表6参照
（a 内容には最も重点をおいた項目の上位3つを記入する）

対象者	a 内容（複数回答可）	b 教材（複数回答可）	c 実施頻度
新規入場者・作業変更者	（　）（　）（　）その他〔　　〕	（　）（　）（　）その他〔　　〕	（　）（　）（　）その他〔　　〕
作業員	（　）（　）（　）その他〔　　〕	（　）（　）（　）その他〔　　〕	（　）（　）（　）その他〔　　〕
その他〔　　〕	（　）（　）（　）その他〔　　〕	（　）（　）（　）その他〔　　〕	（　）（　）（　）その他〔　　〕

内容（250文字）

安全対策の実施状況

現場全体

安全対策コード
（最も重点をおいた項目の上位3つを**コード表7**から記入する）

ソフト面：（　）（　）（　）その他〔　　〕（33文字）
ハード面：（　）（　）（　）その他〔　　〕（33文字）

内容（160文字）

当該作業

安全対策コード
（最も重点をおいた項目の上位3つを**コード表7**から記入する）

ソフト面：（　）（　）（　）その他〔　　〕（33文字）
ハード面：（　）（　）（　）その他〔　　〕（33文字）

内容（160文字）

事故後の現場全体の措置改善項目等　（248文字）

安全点検の実施状況

現場全体

安全点検コード
（最も重点をおいた項目の上位3つを**コード表8**から記入する）

1. 人的面：（　）（　）（　）その他〔　　〕（29文字）
2. 物的面：（　）（　）（　）その他〔　　〕
3. 管理面：（　）（　）（　）その他〔　　〕
4. 環境面：（　）（　）（　）その他〔　　〕

内容（160文字）

事故後の当該作業の措置改善事項等　（160文字）

当該作業

安全点検コード
（最も重点をおいた項目の上位3つを**コード表8**から記入する）

1. 人的面：（　）（　）（　）その他〔　　〕（29文字）
2. 物的面：（　）（　）（　）その他〔　　〕
3. 管理面：（　）（　）（　）その他〔　　〕
4. 環境面：（　）（　）（　）その他〔　　〕

内容（160文字）

事故報告書には、一般事故報告書（三大事故以外）、墜落事故報告書、重機事故報告書、交通事故報告書の4種類が有ります。該当する報告書を提出して下さい。

一般事故用（三大多発事故以外）
【請負業者用】

平成　　年度　事故報告書【請負業者用】（4／4）

様式－2（4）

施　工　体　系　図 （無い場合は、それに準ずるものを貼付して下さい。）

事故報告書には、一般事故報告書（三大事故以外）、墜落事故報告書、重機事故報告書、交通事故報告書の4種類が有ります。該当する報告書を提出して下さい。

一般事故用（三大多発事故以外）
【請負業者用】

添付資料②　：　事故状況説明図

（＊図中に寸法を明記すること）

事故報告書には、一般事故報告書（三大事故以外）、墜落事故報告書、重機事故報告書、交通事故報告書の4種類が有ります。該当する報告書を提出して下さい。

一般事故用（三大多発事故以外）
【請負業者用】

添付資料①　：　事故現場写真

事故報告書には、一般事故報告書（三大事故以外）、墜落事故報告書、重機事故報告書、交通事故報告書の4種類が有ります。該当する報告書を提出して下さい。

一般事故用（三大多発事故以外）
【請負業者用】

添付資料③―1　：　事故状況平面図 （事故のポイントとなる部分を明示して下さい）	添付資料③―2　：　事故状況断面図 （事故のポイントとなる部分を明示して下さい）

（＊図中に寸法を明記すること）

事故報告書には、一般事故報告書（三大事故以外）、墜落事故報告書、重機事故報告書、交通事故報告書の4種類が有ります。該当する報告書を提出して下さい。

事故報告書の記入コード表〔請負業者用〕

大臣・知事コード一覧表（表１）

コード		コード			コード	
00	建設大臣	24	三重県知事	北海道知事	80	石狩支庁
01		25	滋賀県知事		81	渡島支庁
02	青森県知事	26	京都府知事		82	桧山支庁
03	岩手県知事	27	大阪府知事		83	後志支庁
04	宮城県知事	28	兵庫県知事		84	空知支庁
05	秋田県知事	29	奈良県知事		85	上川支庁
06	山形県知事	30	和歌山県知事		86	留萌支庁
07	福島県知事	31	鳥取県知事		87	宗谷支庁
08	茨城県知事	32	島根県知事		88	網走支庁
09	栃木県知事	33	岡山県知事		89	胆振支庁
10	群馬県知事	34	広島県知事		90	日高支庁
11	埼玉県知事	35	山口県知事		91	十勝支庁
12	千葉県知事	36	徳島県知事		92	釧路支庁
13	東京都知事	37	香川県知事		93	根室支庁
14	神奈川県知事	38	愛媛県知事			
15	新潟県知事	39	高知県知事			
16	富山県知事	40	福岡県知事			
17	石川県知事	41	佐賀県知事			
18	福井県知事	42	長崎県知事			
19	山梨県知事	43	熊本県知事			
20	長野県知事	44	大分県知事			
21	岐阜県知事	45	宮崎県知事			
22	静岡県知事	46	鹿児島県知事			
23	愛知県知事	47	沖縄県知事			

役職コード表（表３）

コード	役　　職	コード	役　　職
01	現場代理人	06	安全衛生管理者
02	監理技術者	07	職長
03	主任技術者	08	安全巡視員
04	統括安全衛生管理者	50	作業員
05	元方安全衛生管理者		

行動区分コード表（表４）

分　　類	コード	内　　容
当該作業実施業者以上の階層の業者	01	当該作業現場にいて、作業全体を監督していた。
	02	当該作業現場にいて、他の作業の安全点検をしていた。
	03	当該作業現場にいて、作業全体の進捗状況を確認していた。
	04	当該作業現場にいて、当該作業を監督していた。
	05	当該作業現場にいて、当該作業の安全点検を実施していた。
	06	工事現場にはいたが、当該作業現場にはいなかった。
	07	当日は、不在であった。
	08	その他
当該作業現場の責任者（職長、安全衛生責任者、作業責任者等）	09	当該作業現場にいて、作業全体を監督していた。
	10	当該作業現場にいて、別作業の指示・監視をしていた。
	11	当該作業現場にいて、当該作業を指示・監督していた。
	12	当該作業現場から離れて、他の作業を指示・監督していた。
	13	工事現場にはいたが、当該作業現場にはいなかった。
	14	当日は、不在であった。
	15	その他
当該作業現場、他の作業現場の作業員	16	被災者と一緒に作業を実施していた。
	17	被災者の近くで別作業をしていた。
	18	被災者とは離れて別作業をしていた。
	19	その他

要因コード表（表２）

共通要因・人的要因

共通要因	A	危険だと思わなかった。
	B	危険だと思っていたが、大丈夫だろうと思って危険な行動をとった。
	C	危険だと思っていたが、誤った知識による（危険な）行動をとった。
	D	危険だと思っていたが、無意識（うっかり）による行動をとった。

人的要因

規律の無視行為・危険な行為	01	機械・装置等の操作取り扱いを誤った。
	02	資格が無いのにやった。
	03	指示、命令を守らなかった。
	04	作業標準を守らなかった。
	05	安全装置をはずした、無効にした。
	06	機械・装置等を指定外の方法で使った。
	07	防護物・保護具を使用しなかった。
	08	機械・装置等を不安全に動かした。
	09	準備段取り点検、確認を怠った。
	10	欠陥のある機械・装置、工具、用具等を用いた。
	11	機械･装置を不安全な状態にして放置した。
	12	工具、用具、材料等を不安全な場所に置いた。
肉体的精神的要因	13	油断、軽視した。
	14	放心、考えごとをしていた。
	15	気持ちがあせっていた。
	16	勘違い判断をした。
	17	危険を知らずにやった。
	18	熱中して判らなかった。
	19	よそ見をしていた。
	20	身体の調子が悪かった。
共同作業上の行為	21	連絡合図がなかった。
	22	連絡合図が不明瞭だった。
	23	合図、信号を統一していなかった
	24	相手の動作を確認しなかった
	25	合図を勘違いした。
不安定な位置・姿勢	26	危険有害な場所に入った。
	27	不安全な場所へのった。
	28	動いている機械、装置等に接近しまたは触れた。
	29	つり荷に触れ、下に入りまたは近づいた。
	30	確認なしに崩れやすい物に寄りまたは触れた。
	31	無理な姿勢で作業した。
	32	服装が不適だった。
	33	保護具の選択、使用方法を誤った。
その他	23	その他の不安全行為があった
	99	その他

物的要因

物自体の欠陥	01	設計構造が悪かった。
	02	機械・器具の材料に欠陥があった。
	03	機械・器具に欠陥があった。
	04	安全度が不足だった。
防護設備・保護具の欠陥	05	危険防止設備が欠陥・未設置だった。
	06	開口部覆い･手摺等防止設備に欠陥があった。
	07	作業床等防止設備に欠陥・未設置があった。
	08	水平・垂直養生が欠陥・未設置だった。
	09	安全帯取付け設備が欠陥・未設置だった。
	10	安全通路・昇降設備が欠陥・未設置だった。
	11	ステージ･構台･ローリングタワーに欠陥があった。
	12	梯子・脚立等に欠陥があった。
	13	飛来落下防護が欠陥・未設置だった。
	14	投下設備の設置が欠陥・未設置だった。
	15	安全装置が不適、不良だった。
	16	防火設備に欠陥・不備があった。
	17	安全標識がなかった。
	18	保護具が不適・不足だった。
	19	保護具が不良だった。
作業周辺の欠陥	20	不安全に物が置いてあった。
	21	物を置いた場所が悪かった。
	22	作業場が狭かった。
	23	作業場の整理が悪かった。
作業環境の欠陥	24	照明が不良だった。
	25	換気が悪かった。
	26	振動があった。
	27	騒音があった。
	28	粉塵が多かった。
	29	酸欠状態だった。
	30	ガスが存在していた。
	31	交通量が多かった。
	32	天候条件が悪かった（雨・風・雪等）。
	33	地形条件が悪く、見通しが悪かった。
	34	作業環境項目を測定していなかった。
	35	その他の作業環境に欠陥があった。
他	99	その他

管理的要因

教育指導の欠陥	01	作業方法を教えていなかった。
	02	危険な有害作業の教育が不十分だった。
	03	基礎心得の教育・訓練が不十分だった。
	04	理解度の確認が不十分だった。
	05	教育訓練体制が不備であった。
施工計画の欠陥	06	施工計画・作業標準が不備だった。
	07	作業の安全指示が不適切だった。
	08	作業員の配置に能力･人員数で無理があった。
	09	施工体制台帳に不備があった。
	10	指揮者、誘導員をつけていなかった。
	11	安全対策費用が不充分だった。
	12	各種安全活動が不備だった。
	13	適切な技術者の配置に不備があった
	14	無資格者にやらせた。
	15	事前調査・資料調査が不十分だった。
安全管理体制の欠陥	16	現場施工条件変化に不適切に対応した。
	17	下請け指導が不適切だった。
	18	緊急通報体制が未確立・不備であった。
	19	安全施設・安全標識の点検不足だった。
	20	隣接工区との連携に不備があった。
	21	責任者が日常巡視をしていなかった。
	22	周辺地域への周知に不備があった。
	23	資格者のチェックをしていなかった。
	24	気象条件の収集と対応をしなかった。
	25	安全管理体制に欠陥があった。
	26	工事現場出入口付近での交通事故防止対策をしなかった。
	27	作業中止の基準を定めていなかった。
	28	健康診断を実施していなかった。
	29	危険物の管理に欠陥・不備があった。
その他	30	現場内連絡調整が不備だった。
	31	工程に無理があった。
	99	その他

資格・免許コード表（表５）

コード	資格・免許分類	コード	資格・免許分類	コード	資格・免許分類
001	一級建設機械施工技士	044	工場板金（２級）	082	プレス機械作業主任者
002	二級建設機械施工技士	045	板金「建築板金作業」・建築板金・板金工「建築板金作業」（１級）	083	乾燥設備作業主任者
003	一級土木施工管理技士			084	コンクリート破砕器作業主任者
004	二級土木施工管理技士	046	板金「建築板金作業」・建築板金・板金工「建築板金作業」（２級）	085	地山の掘削作業主任者
005	一級建築施工管理技士			086	土止め支保工業主任者
006	二級建築施工管理技士	047	板金・板金工・打出し板金（１級）	087	ずい道等の掘削等作業主任者
007	一級電気工事施工管理技士	048	板金・板金工・打出し板金（２級）	088	ずい道等の履工作業主任者
008	二級電気工事施工管理技士	049	かわらぶき・スレート施工（１級）	089	採石のための掘削作業主任者
009	一級管工事施工管理技士	050	かわらぶき・スレート施工（２級）	090	はい作業主任者
010	二級管工事施工管理技士	051	ガラス施工（１級）	091	船内荷役作業主任者
011	一級造園施工管理技士	052	ガラス施工（２級）	092	型わく支保工の組立て等作業主任者
012	二級造園施工管理技士	053	塗装・木工塗装・木工塗装工（１級）	093	足場の組立て等作業主任者
013	一級建築士	054	塗装・木工塗装・木工塗装工（２級）	094	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者
014	二級建築士	055	建築塗装・建築塗装工（１級）	095	鋼橋架設等作業主任者
015	木造建築士	056	建築塗装・建築塗装工（２級）	096	木造建築物の組立て等作業主任者
016	第一種電気工事士	057	金属塗装・金属塗装工（１級）	097	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者
017	第二種電気工事士	058	金属塗装・金属塗装工（２級）	098	コンクリート橋架設等作業主任者
018	電気主任技術者（第１種～第３種）	059	噴霧塗装（１級）	099	ボイラー据付工事作業主任者
019	建築大工（１級）	060	噴霧塗装（２級）	100	第一種圧力容器取扱作業主任者
020	建築大工（２級）	061	畳製作・畳工（１級）	101	特定化学物質等作業主任者
021	左官（１級）	062	畳製作・畳工（２級）	102	鉛作業主任者
022	左官（２級）	063	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（１級）	103	四アルキル鉛等作業主任者
023	とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工（１級）			104	酸素欠乏危険作業主任者
024	とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工（２級）	064	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（２級）	105	有機溶剤作業主任者
025	空気調和設備配管（１級）			106	第一種衛生管理者
026	空気調和設備配管（２級）	065	熱絶縁施工（１級）	107	第二種衛生管理者
027	給排水衛生設備配管（１級）	066	熱絶縁施工（２級）	108	衛生工学衛生管理者
028	給排水衛生設備配管（２級）	067	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（１級）	109	特級ボイラー技士
029	配管・配管工（１級）			110	一級ボイラー技士
030	配管・配管工（２級）	068	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（２級）	111	二級ボイラー技士
031	タイル張り・タイル張り工（１級）			112	特定第一種圧力容器取扱作業主任者
032	タイル張り・タイル張り工（２級）	069	造園（１級）	113	発破技士
033	築炉・築炉工（１級）・れんが積み	070	造園（２級）	114	揚貨装置運転士
034	築炉・築炉工（２級）	071	防水施工（１級）	115	特別ボイラー溶接士
035	ブロック建築・ブロック建築工（１級）・コンクリート積みブロック施工	072	防水施工（２級）	116	普通ボイラー溶接士
		073	さく井（１級）	117	ボイラー整備士
036	ブロック建築・ブロック建築工（２級）	074	さく井（２級）	118	クレーン運転士
037	石工・石材施工・石積み（１級）	075	高圧室内作業主任者	119	移動式クレーン運転士
038	石工・石材施工・石積み（２級）	076	ガス溶接作業主任者	120	デリック運転士
039	鉄工・製罐（１級）	077	林業架線作業主任者	121	潜水士
040	鉄工・製罐（２級）	078	ボイラー取扱作業主任者	122	その他
041	鉄筋組立て・鉄筋施工（１級）	079	エックス線作業主任者		
042	鉄筋組立て・鉄筋施工（２級）	080	ガンマ線透過写真撮影作業主任者		
043	工場板金（１級）	081	木材加工用機械作業主任者		

安全教育コード表（表６）

表６ａ　教育内容

コード	教　育　内　容
01	機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること
02	安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること
03	作業手順に関すること
04	作業開始時の点検に関すること
05	当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること
06	整理、整頓及び清潔の保持に関すること
07	事故時等における応急措置及び退避に関すること
08	その他当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項
99	その他

表６ｂ　教材

コード	教　　材
01	ビデオ
02	スライド
03	マニュアル
99	その他

表６ｃ　実施頻度

コード	実施頻度
01	随時
02	毎日
03	週１回程度
04	月１回程度
99	その他

安全対策コード表（表７）

表７ａ　ソフト面での対策

コード	ソフト面での対策
01	ツール・ボックス・ミーティング
02	危険予知（KY）運動
03	ヒヤリ・ハット運動
04	ゼロ災運動
05	整理・整頓運動
06	安全意識の高揚運動
07	安全施工サイクル活動
08	着手前打合せ
09	安全工程打合せ
10	安全朝礼
11	安全ミーティング
12	安全パトロール
99	その他

表７ｂ　ハード面での対策

コード	ハード面での対策
01	作業帯区画バリケードの設置
02	安全ネットの設置
03	第三者に対する注意標識の設置
04	車両誘導員の配置
05	場内安全通路の設定
06	立入禁止区域の設定・区画
99	その他

安全点検コード表（表８）

分　　類	コード	点検項目
1.人的面からの点検	01	保護具
	02	健康
	03	技能
	04	資格
	05	適正配置
	99	その他
2.物的面からの点検	01	設備
	02	機械
	03	材料
	04	工具
	99	その他
3.管理面からの点検	01	作業内容
	02	作業手順
	03	職種間の調整
	04	緊急時の措置
	99	その他
4.環境面からの点検	01	作業場所
	02	有害物
	03	換気
	04	照明
	05	温度
	06	湿度
	99	その他

重機事故コード表（表９）

重機コード表

事故区分	重機種類	コード
掘削機械	バックホー	01
	クラムシェル	02
クレーン、エレベータ、高所作業車およびウインチ	トラッククレーン	03
	ラフタークレーン	04
	クローラークレーン	05
	クレーン（固定型）	06
	積載型トラッククレーン	07
	エレベーター	08
	高所作業車	09
	ウインチ	10
運搬機械	ダンプトラック	11
	トラック	12
	不整地運搬車	13
	トラックトラクタ	14
	コンベア	15
	モノレール	16
モータグレーダー、路盤機械および締固め機械	モーターグレーダー	17
	スタビライザ	18
	振動ローラ	19
	ロードローラ	20
	タイヤローラ	21
維持修繕機械および除雪機械	清掃車	22
	路面切削機	23
	草刈車	24
	除雪車	25
ブルドーザーおよびスクレーパ	凍結防止剤散布車	26
	ブルドーザー	27
	スクレーパ	28
基礎工事機械	杭打機および杭抜機	29
	アースオーガー	30
積込機械	クローラーローダ	31
	ホイルローダ	32
	ずり積み機	33
削孔機械および設備機械	ソーリングソシン	34
	削岩機	35
	ブレーカー	36
コンクリート機械	コンクリートプラントおよびミキサー	37
	コンクリート吹付機	38
舗装機械	フィニッシャー	39
	アスファルトディストリビュータ	40
作業船	浚渫埋立工事用作業船	41
	起重機船	42
その他		99

作業位置コード表

コード	作業位置
1	重機の真後ろで作業
2	重機の側面で作業
3	重機の後方側面で作業
4	重機の前方で作業
5	重機の前方側面で作業
6	重機内（オペレーター）

重機に対する向きコード表

コード	重機に対する向き
1	重機の方向に向いて作業
2	重機に背を向けて作業
3	重機内（オペレーター）

挟まれ箇所コード表

コード	接触・挟まれ箇所	コード	接触・挟まれ箇所
01	頭	16	手
02	顔	17	指
03	目	18	腹
04	耳	19	腰
05	鼻	20	尻
06	口	21	下肢
07	後頭部	22	大腿
08	喉	23	膝
09	首	24	向うずね
10	肩	25	ふくらはぎ
11	肩甲骨	26	足
12	胸	27	足の甲
13	上腕	28	足底
14	ひじ	29	全身
15	前腕		

誘導員配置状況コード表

コード	誘導員の配置状況
1	常時配置していた
2	配置していたが気づかなかった
3	配置していたが、事故発生時には現場を離れていた
4	配置していなかった

動作状況コード表

コード	動作状況
1	前進
2	後退
3	旋回操作中
4	作業装置操作中
5	停止時
9	その他

作業内容コード表

コード	作業内容
1	**掘削**
2	運搬
3	締固め
4	草刈り
5	路面清掃
6	除雪
7	杭打ち
8	積込み
9	穿孔
10	切削
99	その他

作業手順無視不良コード表

コード	作業手順無視不良内容
1	エンジン未停止作業
2	玉掛確認不備
3	作業前点検不備
4	車両停止時点検不備
5	重機すべり止め対策不備
6	不適切な合図
7	ルート外走行
8	前方不注意
9	走行路不安定
10	不安全な走行姿勢
11	狭い作業空間
12	車体屈折箇所内作業
13	機械稼動中の接触（不安全行動）
14	重機との安全距離の不十分
15	吊り荷の接触・揺れ
16	アウトリガー設置不備
17	安全装置解除
18	仮置き資材の不安定
19	過積載
20	旋回操作不備
21	不安全な重機操作
22	荷下し作業不備
23	解体作業の不備
24	機械取付け作業の不備
25	重機足場の不備
26	転倒機械の連結不備
27	転落防止用ワイヤー設置不備
28	連結・調整の不備
99	その他

足場墜落事故コード表（表９）

足場の種類コード

コード	足場の種類名称
1	枠組み足場
2	単管足場
3	丸太足場
4	布板一側足場
5	一側足場
6	つりわく足場
7	つりだな足場
8	脚立足場
9	うま足場
10	移動式足場
11	ゴンドラ
12	ブラケット
13	手すり先行型足場
14	親綱先行型足場
99	その他

被災者の作業区分コード

コード	被災者の作業区分名称
1	足場解体
2	足場組立
3	型枠組立
4	型枠解体
5	鉄筋組立
6	塗装
7	ケレン作業
8	安全ネット張り
9	その他

被災者の安全帯使用状況コード

コード	安全帯使用状況名称
1	使用した
2	装着したが未使用
3	安全帯付け替え中
4	未装着

墜落箇所コード

コード	墜落箇所の種類名称
1	手すり未設置個所から
2	開口部から
3	手すりの隙間から
4	手すりの上から
5	昇降設備移動中
6	足場端部から
7	足場上の脚立から
8	足場ごと落下（足場倒壊）
9	その他

被災者の墜落直前の行動パターンコード

コード	墜落直前の行動名称
1	資機材上下運搬
2	足場移動中
3	足場上作業中
4	足場外側移動中
5	手すり・単管パイプ上移動中
9	その他

被災者の作業手順無視不良コード

コード	作業手順無視不良名称
1	足場解体手順無視
2	場設置手順無視
3	作業手順なし
4	足場以外移動
5	足場移動方法不備
6	予定外作業
7	型枠上での作業
8	指定外足場使用
9	足場上積載オーバー
10	足場上での脚立使用
11	足場集積方法不備
99	その他

交通事故コード表（表９）

表 9-1　一般車両の動作状況コード表

コード	車両作業状況
1	工事区域内に向けて直進進入
2	工事区域内に対して側面進入
3	通行可能車線走行中
4	規制終了後の車線変更時
5	歩道進入
6	交差点右左折
7	交差点直進
8	その他

表Ａ：事故発生場所コード表

コード	発生場所
1	現場外
2	現場内
3	現場出入口
4	一般公道

表Ｂ：作業車両動作状況

コード	動作状況
1	前進時
2	後退時
3	停止時

表Ｃ：被災者の位置

コード	被災者の位置
1	作業車両の真後ろで作業
2	作業車両の側面で作業
3	作業車両の後方側面で作業
4	作業車両の前方で作業
5	作業車両の前方側面で作業

様式第2号

工　事　打　合　簿

発 議 者	□ 発注者　□ 請負者	発 議 年 月 日	年　月　日
発議事項	□指示 □協議 □通知 □承諾 □提出 □報告 □届出 □その他（ ）		
工事年度及び工事番号	年度　第　号		
工　事　名			

（内容）

添付図　葉、その他添付図書

処理・回答	発注者	上記について □指示・□承諾・□協議・□通知・□受理　します。 □その他（　） 年　月　日
	請負者	上記について □了解・□協議・□提出・□報告・□届出 します。 □その他（　） 年　月　日

班長(課長)	主 任	主 査	監 督 員

現場代理人	主任技術者

様式第3号

材　料　確　認　願

監 督 員
　　様

年　　月　　日

現場代理人　　㊞

工事年度及び工事番号　　年度　　第　　号

工 事 名

標記工事について、下記の材料確認を実施されたい。

記

材料名	品質規格	単位	搬入数量	確　認　欄				備考
				確認年月日	確認方法	合格数量	確認㊞	

以上

監 督 員

現場代理人	主任技術者

様式第4号

段階確認書

施 工 予 定 表

年　月　日

特記仕様書第〇〇条に基づき、下記のとおり施工段階の予定時期を報告します。

工事年度及び工事番号:　　請負人名称:

工　事　名:　　現場代理人:　　㊞

種　別	細　別	確認時期項目	施工予定時期	記 事
				*受理した場合監督員が記事、受理日及びｻｲﾝをする。

年　月　日

通 知 書

下記種別について、段階確認を行う予定であるので通知する。

監督員:

確認種別	確認細別	確認時期項目	確認時期予定日	確認実施日等
				*実施した年月日を記入及び特記事項等 を実施後記入

年　月　日

確 認 書

上記種別について、段階確認を実施し確認した。

監督員名:　　㊞

様式第5号

監督員

年　　月　　日

監 督 員
様

請負人名称
現場代理人　　㊞

立　会　願

下記のとおり、立会をお願いします。

記

1. 工事年度及び工事番号　　年度　　第　　号

2. 工 事 名

3. 立会項目

4. 立会カ所

5. 立会希望、月、日時間

6. その他

様式第6号

年　　月　　日

監 督 員
様

請負人名称
現場代理人　　㊞

現場発生品調書

年　　月　　日契約の　　工事における下記発生品を引渡します。

記

品　名	規　格	単位	数　量	摘　要

様式第7号

年　　月　　日

監 督 員

様

請負人名称
現場代理人　　㊞

工事材料確認書

下記工事において下記材料を使用したいので、確認をお願いします。
なお、材料関係書類は責任を持って保管し、監督員等から請求のあったときは速やかに提出等します。

記

1. 工事年度及び工事番号　　年度　　第　　号

2. 工事名

3. 工期　　自　　年　月　日
　　至　　年　月　日

4. 使用材料一覧

番号	材料名	品質規格	製造会社名	県産品	備考

※県産品欄は、県産品は〇、県認定リサイクル製品は◎、県産品で無い場合は×を記入すること。

様式1　再生資源利用計画書（実施書）　－建設資材搬入工事用－　　－「建設リサイクルガイドライン」様式－

表面

1.工事概要

発注担当者チェック欄	

発注機関名	発注機関コード＊1	担当者	
		TEL	（　　）

請負会社名			
建設業許可 または 解体工事業登録	大臣 知事　　号	請負会社コード＊2	
会社所在地		TEL / FAX	（　　） / （　　）

記入年月日	H.　年　月　日
工事責任者	
調査票記入者	

工事名	工事種別コード*3　－	請負金額	千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 ,0,000円（税込み）　1万円未満四捨五入
工事施工場所	都道府県　市区町村　住所コード*4	工期	平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで
工事概要等	施工条件の内容（再生資源の利用に関する特記事項等）		

左記金額のうち特定資材廃棄物の処理費用
億 千万 百万 十万 万 ,0,000円（税込み）　1万円未満四捨五入

建築・解体工事のみ右欄に記入して下さい

建築面積	百万 十万 万 千 百 十 一　㎡	階数	地上　階
延床面積	㎡		地下　階
構造（数字に○をつける）	1.鉄骨鉄筋コンクリート造　2.鉄筋コンクリート造　3.鉄骨造　4.コンクリートブロック造　5.木造　6.その他		
使途（数字に○をつける）	1.居住専用　2.居住産業併用　3.事務所　4.店舗　5.工場、作業所　6.倉庫　7.学校　8.病院診療所　9.その他		

※解体工事については、建築面積を御記入いただかなくても結構です。

2.建設資材利用計画（実施）

注：コード＊5～9は下記欄外のコード表より数字を選んでください。

建設資材（新材を含む）分類		小分類 コード＊5	規格	主な利用用途 コード*6	利用量(A)	再生資材の供給元（再生資材を利用した場合に記入してください）再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元種類 コード*7	施工条件内容 コード*8	再生資材の供給元場所住所	住所コード *4	再生資材の名称 コード*9	再生資材利用量（B）（注1）	再生資源利用率 B/A×100
特定建設資材	コンクリート				トン							トン	%
					トン							トン	%
					トン							トン	%
		合計			トン							トン	%
	コンクリート及び鉄から成る建設資材				トン							トン	%
					トン							トン	%
					トン							トン	%
		合計			トン							トン	%
	木材				トン							トン	%
					トン							トン	%
					トン							トン	%
		合計			トン							トン	%
	アスファルト混合物				トン							トン	%
					トン							トン	%
					トン							トン	%
		合計			トン							トン	%
その他の建設資材	土砂				締めm^3							締めm^3	%
					締めm^3							締めm^3	%
					締めm^3							締めm^3	%
		合計			締めm^3							締めm^3	%
	砕石				m^3							m^3	%
					m^3							m^3	%
					m^3							m^3	%
		合計			m^3							m^3	%
	その他（再生資材のみ記入）				トン							トン	%
					トン							トン	%
					トン							トン	%
		合計			トン							トン	%

コード*5
コンクリートについて
　1.生コン　2.無筋コンクリート二次製品　3.その他
コンクリート及び鉄から成る建設資材について
　1.有筋コンクリート二次製品　2.その他
木材について
　1.木材（ボード類を除く）　2.木質ボード
アスファルト混合物について
　1.粗粒度アスコン
　2.密粒度アスコン（開粒度及び改質アスファルトコンクリートを含む）
　3.細粒度アスコン　4.アスファルトモルタル
　5.加熱アスファルト安定処理路盤材
土砂について
　1.第一種建設発生土　2.第二種建設発生土　3.第三種建設発生土
　4.第四種建設発生土　5.浚渫土　6.土質改良土
　7.建設汚泥改良土　8.再生コンクリート砂
　9.山砂、山土等の購入土、採取土
砕石について
　1.クラッシャーラン　2.粒度調整砕石　3.鉱さい　4.単粒度砕石
　5.ぐり石、割ぐり石　6.その他
その他について（再生資材の名称を具体的に記入）

コード*6
アスファルト混合物について
　1.表層　2.基層
　3.上層路盤　4.歩道
　5.その他（駐車場舗装、敷地内舗装等）
土砂について
　1.道路路体　2.路床　3.河川築堤
　4.構造物等の裏込材、埋戻し用
　5.宅地造成用　6.水面埋立用
　7.ほ場整備（農地整備）
　8.その他（具体的に記入）
砕石について
　1.舗装の下層路盤材
　2.舗装の上層路盤材
　3.構造物の裏込材、基礎材
　4.その他（具体的に記入）
その他について（利用用途を具体的に記入）

コード*7
再生資材の供給元について
　1.現場内利用
　2.他の工事現場（陸上）
　3.他の工事現場（海上）
　4.再資源化施設
　5.ストックヤード
　6.その他

コード*8
施工条件について
　1.再生材の利用の指示あり
　2.再生材の利用の指示なし

コード*9
コンクリートについて
　1.再生生コン　2.再生無筋コンクリート二次製品　3.その他
コンクリート及び鉄から成る建設資材について
　1.再生有筋コンクリート二次製品　2.その他
木材について
　1.再生木材（ボード類を除く）　2.再生木質ボード
アスファルト混合物について
　1.再生粗粒度アスコン
　2.再生密粒度アスコン（開粒度及び改質アスファルトコンクリートを含む）
　3.再生細粒度アスコン　4.再生アスファルトモルタル
　5.再生加熱アスファルト安定処理路盤材
土砂について
　1.第一種建設発生土　2.第二種建設発生土　3.第三種建設発生土
　4.第四種建設発生土　5.浚渫土　6.土質改良土
　7.建設汚泥改良土　8.再生コンクリート砂
　9.山砂、山土等の購入土、採取土
砕石について
　1.再生クラッシャーラン　2.再生粒度調整砕石　3.鉱さい
　4.その他
その他について（再生資材の名称を具体的に記入）

注1:再生資材利用量について
アスファルト混合物等で、利用した再生材（製品）の中に、新材が混入している場合であっても、新材混入分を含んだ再生資材（製品）の利用量を記入してください。

裏面にも御記入ください

様式2　再生資源利用促進計画書（実施書）　－建設副産物搬出工事用－

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

1.工事概要　表面（様式1）に必ずご記入下さい

2.建設副産物搬出計画（実施）

現場内利用の欄には、発生量のうち、現場内で利用したものについて御記入ください。

コード*14（コード*13で「7.内陸処分場」を選択した場合のみ記入）
1.山砂利等採取跡地　2.処分場の覆土　3.池沼等の水面埋立　4.谷地埋立　5.農地受入　6.その他

建設副産物の種類	場外搬出時の性状	①発生量（掘削等）=②+③+④	現場内利用・減量／現場内利用／用途コード*10	②利用量	うち現場内改良分	減量化／減量法コード*11	③減量化量	現場外搬出について／搬出先名称（3ヶ所まで記入できます。4ヶ所以上にわたる時は、用紙を換えて下さい。）	区分（どちらかに○を付けて下さい）	施工条件の内容 コード＊12	搬出先場所	住所コード *4	運搬距離（千 百 十 一）	搬出先の種類 コード *13	受入地の用途 コード *14	④現場外搬出量	うち現場内改良分	⑤再生資源利用促進量（注2）	再生資源利用促進率 (②+③+⑤)/① （%）
特定建設資材廃棄物	コンクリート塊							搬出先1	公共　民間				km			トン	トン		
								搬出先2	公共　民間				km			トン	トン		
		トン		トン	トン			搬出先3	公共　民間				km			トン	トン	トン	%
	建設発生木材（木材が廃棄物になったもの）							搬出先1	公共　民間				km			トン			
								搬出先2	公共　民間				km			トン			
		トン		トン	トン		トン	搬出先3	公共　民間				km			トン		トン	%
	アスファルト・コンクリート塊							搬出先1	公共　民間				km			トン	トン		
								搬出先2	公共　民間				km			トン	トン		
		トン		トン	トン			搬出先3	公共　民間				km			トン	トン	トン	%
建設廃棄物	建設発生木材（伐木材、除根材など）							搬出先1	公共　民間				km			トン			
								搬出先2	公共　民間				km			トン			
		トン		トン	トン		トン	搬出先3	公共　民間				km			トン		トン	%
	建設汚泥							搬出先1	公共　民間				km			トン	トン		
								搬出先2	公共　民間				km			トン	トン		
		トン		トン	トン		トン	搬出先3	公共　民間				km			トン	トン	トン	%
	建設混合廃棄物							搬出先1	公共　民間				km			トン	トン		
								搬出先2	公共　民間				km			トン	トン		
		トン		トン	トン		トン	搬出先3	公共　民間				km			トン	トン	トン	%
	金属くず							搬出先1	公共　民間				km			トン			
								搬出先2	公共　民間				km			トン			
		トン						搬出先3	公共　民間				km			トン		トン	%
	廃プラスチック							搬出先1	公共　民間				km			トン			
								搬出先2	公共　民間				km			トン			
		トン						搬出先3	公共　民間				km			トン		トン	%
	紙くず							搬出先1	公共　民間				km			トン			
								搬出先2	公共　民間				km			トン			
		トン					トン	搬出先3	公共　民間				km			トン		トン	%
	ｱｽﾍﾞｽﾄ（飛散性）							搬出先1	公共　民間				km			トン			
								搬出先2	公共　民間				km			トン			
		トン						搬出先3	公共　民間				km			トン		トン	%
	その他の分別された廃棄物							搬出先1	公共　民間				km			トン			
								搬出先2	公共　民間				km			トン			
		トン						搬出先3	公共　民間				km			トン		トン	%
建設発生土	第一種建設発生土							搬出先1	公共　民間				km			地山m^3	地山m^3		
								搬出先2	公共　民間				km			地山m^3	地山m^3		
		地山m^3		地山m^3	地山m^3			搬出先3	公共　民間				km			地山m^3	地山m^3	地山m^3	%
	第二種建設発生土							搬出先1	公共　民間				km			地山m^3	地山m^3		
								搬出先2	公共　民間				km			地山m^3	地山m^3		
		地山m^3		地山m^3	地山m^3			搬出先3	公共　民間				km			地山m^3	地山m^3	地山m^3	%
	第三種建設発生土							搬出先1	公共　民間				km			地山m^3	地山m^3		
								搬出先2	公共　民間				km			地山m^3	地山m^3		
		地山m^3		地山m^3	地山m^3			搬出先3	公共　民間				km			地山m^3	地山m^3	地山m^3	%
	第四種建設発生土							搬出先1	公共　民間				km			地山m^3	地山m^3		
								搬出先2	公共　民間				km			地山m^3	地山m^3		
		地山m^3		地山m^3	地山m^3			搬出先3	公共　民間				km			地山m^3	地山m^3	地山m^3	%
	浚渫土							搬出先1	公共　民間				km			地山m^3	地山m^3		
								搬出先2	公共　民間				km			地山m^3	地山m^3		
		地山m^3		地山m^3	地山m^3			搬出先3	公共　民間				km			地山m^3	地山m^3	地山m^3	%
	合計	地山m^3		地山m^3	地山m^3											地山m^3	地山m^3	地山m^3	%

コード*10
1.路盤材　2.裏込材
3.埋戻し材
4.その他（具体的に記入）

コード*11
1.焼却　2.脱水
3.天日乾燥
4.その他（具体的に記入）

コード*12
施工条件について
1.A指定処分
（発注時に指定されたもの）
2.B指定処分（もしくは準指定処分）
（発注時には指定されていないが、発注後に設計変更し指定処分とされたもの）
3.自由処分

コード*13（詳細は「表－４」参照のこと）

再生資源利用促進（再生利用された場合）	最終処分場・その他（処分された場合）
1.他の工事現場（内陸：公共、民間を含む） 2.再資源化施設（土質改良プラントを含む） 3.有償売却（工事請負会社が建設副産物を売却し、代金を得た場合） 4.建設発生土ストックヤード（再利用工事が決まっている場合） 5.海面埋立事業（海岸、海浜事業含む）	6.最終処分場（海面処分場） 7.最終処分場（内陸処分場） 8.建設発生土ストックヤード（再利用工事未定） 9.焼却施設・最終処分場へ持ち込むための中間処理施設 10. その他（具体的に記入）

注2:再生資源利用促進量について
現場外搬出量④のうち、搬出先の種類（コード*13）が1.～5.の合計

様式第8号

年　　月　　日

監 督 員

様

請負人名称
現場代理人　　㊞

材料品質証明資料

下記工事において使用した材料について、下記品質証明資料一覧を作成したので報告します。
なお、品質証明資料は責任を持って保管し、監督員から請求のあったときは速やかに提出等します。

記

1. 工事年度及び工事番号　　年度　　第　　号

2. 工事名

3. 工期　　自　　年　月　日
　　至　　年　月　日

4. 品質証明資料一覧

番号	材料名	品質規格	製造会社名	品質証明の内容	備考

工事日誌

工事日誌(　年　月　日から　年　月　日まで　　日間)															
工事番号 工事名			平成　　年度　　第　号 工事					工事日数　　日間 着工平成　年　月　日 竣工平成　年　月　日		請負人　　㊞ 主任 技術者　　㊞					
月	日	天候	雨量	水位	出勤状況		作業状況等記事	指示又は事項確認 指示者 又は確認者　㊞	使用主要材料						
					職種	人数			品名	規格	単位	使用材料			
												日計	累計		
	1 11 21														
	2 12 22														
	3 13 23														
	4 14 24														
	5 15 25														
	6 16 26														
	7 17 27														
	8 18 28														
	9 19 29														
	10 20 30														
	31														

三. 雨量計によらない場合は豪雨、大雨、小雨、俄雨、雷雨の区別を記載して差し支えない

二. 増水により工事施工に関係ある現場では簡易な水位測定設備をつくること

一. 本表に記載の品種は原則として。「コンクリート」のみとし他は別表とする(但し簡易のものは差し支えない)

工事中監督員の要求するとき、中間検査前及び工事完了時に提出すること

工事中は現場に常備すること

用紙の大きさは A3 判又は A4 判とすること

工事出来高率(今回)　　%　工事出来高率(累計)　　%

《参　考》

施工体制台帳　様式例－1

年　　月　　日

施工体制台帳

［会社名］＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

［事業所名］＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　号	年　月　日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　号	年　月　日

工事名称及び工事内容			
発注者名及び住所			
工期	自　年　月　日 至　年　月　日	契約日	年　月　日

契約営業所	区分	名称	住所	
	元請契約			
	下請契約			

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		加入　未加入 適用除外	加入　未加入 適用除外	加入　未加入 適用除外	
	事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		元請契約				
		下請契約				

発注者の監督員名		権限及び意見申出方法	

監督員名		権限及び意見申出方法	
現場代理人名		権限及び意見申出方法	
監理技術者名 主任技術者名	専　任 非専任	資格内容	
専門技術者名		専門技術者名	
資格内容		資格内容	
担当工事内容		担当工事内容	

外国人建設就労者の従事の状況（有無）	有　無	外国人技能実習生の従事の状況（有無）	有　無

《参　考》

施工体制台帳　様式

《下請負人に関する事項》

会社名		代表者名	
住所			
工事名称及び工事内容			
工期	自　年　月　日 至　年　月　日	契約日	年　月　日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　号	年　月　日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　号	年　月　日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		加入　未加入 適用除外	加入　未加入 適用除外	加入　未加入 適用除外	
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

現場代理人名	
権限及び意見申出方法	
主任技術者名	専　任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

外国人建設就労者の従事の状況（有無）	有　無	外国人技能実習生の従事の状況（有無）	有　無

《参 考》
施工体制台帳 様式例－3（施工体系図）

施工体系図

発注者名	
工事名称	

工期	自　年　月　日 至　年　月　日

元請名	
監督員名	
監理技術者名 主任技術者名	
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	

元方安全衛生管理者	

会長	統括安全衛生責任者

副会長	

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年　月　日　～　年　月　日	

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年　月　日　～　年　月　日	

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年　月　日　～　年　月　日	

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年　月　日　～　年　月　日	

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年　月　日　～　年　月　日	

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年　月　日　～　年　月　日	

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年　月　日　～　年　月　日	

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年　月　日　～　年　月　日	

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年　月　日　～　年　月　日	

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年　月　日　～　年　月　日	

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年　月　日　～　年　月　日	

様式2

施工計画書　現場組織表

工事

元請会社名	
許可番号	
現場代理人名	

【写真添付欄】

主任(監理)技術者名	
元請負金額	
工期	

専任・非専任

【写真添付欄】

工事		
	会社名	
	許可番号	
	下請負金額	
	主任技術者名	
	工期	

専任・非専任

【写真添付欄】

『専任のみ』

工事		
	会社名	
	許可番号	
	下請負金額	
	主任技術者名	
	工期	

専任・非専任

【写真添付欄】

『専任のみ』

工事		
	会社名	
	許可番号	
	下請負金額	
	主任技術者名	
	工期	

専任・非専任

【写真添付欄】

『専任のみ』

工事		
	下請負工事名	
	会社名	
	下請負金額	
	主任技術者名	
	工期	

専任・非専任

【写真添付欄】

『専任のみ』

工事		
	会社名	
	許可番号	
	下請負金額	
	主任技術者名	
	工期	

専任・非専任

【写真添付欄】

『専任のみ』

工事		
	会社名	
	許可番号	
	下請負金額	
	主任技術者名	
	工期	

専任・非専任

【写真添付欄】

『専任のみ』

工事		
	会社名	
	許可番号	
	下請負金額	
	主任技術者名	
	工期	

専任・非専任

【写真添付欄】

『専任のみ』

工事		
	下請負工事名	
	会社名	
	下請負金額	
	主任技術者名	
	工期	

専任・非専任

【写真添付欄】

『専任のみ』

工事		
	会社名	
	許可番号	
	下請負金額	
	主任技術者名	
	工期	

専任・非専任

【写真添付欄】

『専任のみ』

工事		
	会社名	
	許可番号	
	下請負金額	
	主任技術者名	
	工期	

専任・非専任

【写真添付欄】

『専任のみ』

工事		
	会社名	
	許可番号	
	下請負金額	
	主任技術者名	
	工期	

専任・非専任

【写真添付欄】

『専任のみ』

工事		
	下請負工事名	
	会社名	
	下請負金額	
	主任技術者名	
	工期	

専任・非専任

【写真添付欄】

『専任のみ』

【注意事項】

1. 全ての下請負契約書(写)を添付の事。

2. 下請負者の主任技術者の写真は専任の場合のみ添付の事。

3. 添付する写真は、
   縦　3cm
   横　2．5cm
   程度の大きさとし、
   顔が判別できるものとする。

4. カラーコピー、もしくはデジタルカメラ写真を印刷したものでもよい。

5. A3版で作成したものでもよい。

５．コンクリート中の塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応抑制対策実施要領

コンクリート中の塩化物総量規制

1　適用範囲

土木構造物に使用されるコンクリート及びグラウト剤を対象とする。

(1)　生コンクリート

鉄筋コンクリート構造物を対象とする。

ただし、下記の構造物は対象としない。

①小型構造物（Ⅰ）・（Ⅱ）
②消波・根固めブロック
} （鉄筋コンクリートとして設計されたものは除く。）

(2)　コンクリート製品

下記に示す製品とする。

コンクリート製品①

- 鉄筋コンクリート管
- 遠心力鉄筋コンクリート管
- 鉄筋コンクリート組立土止
- 遠心力プレストレストコンクリートポール
- 鉄筋コンクリートフリューム
- 鉄筋コンクリートケーブルトラフ
- 加圧コンクリート矢板
- 鉄筋コンクリートU型用ふた
- 鉄筋コンクリートボックスカルバート
- ＰＣボックスカルバート
- 鉄筋コンクリートセグメント
- 鉄筋コンクリートU形
- 鉄筋コンクリートL形
- 遠心力鉄筋コンクリートくい
- ポストテンション方式遠心力プレストレストコンクリートくい
- 道路用鉄筋コンクリート側溝ふた
- 鉄筋コンクリートベンチフリューム
- 鉄筋コンクリート矢板
- ロール転圧鉄筋コンクリート管
- 鉄筋コンクリートL型擁壁
- 道路用鉄筋コンクリート側溝

コンクリート製品②

- スラブ橋用プレストレストコンクリート橋げた
- 軽荷重スラブ橋用プレストレストコンクリート橋げた

けた橋用プレストレストコンクリート橋げた
プレストレストコンクリート矢板
プレテンション方式遠心力プレストレストコンクリートくい
プレテンション方式遠心力高強度プレストレストコンクリートくい
コアー式プレストレストコンクリート管
※ ［①・②とは2の（1）・（2）による。］

2 規制値

(1) 鉄筋コンクリート部材、ポストテンション方式のプレストレストコンクリート部材（シース内のグラウトを除く。）及び用心鉄筋を有する無筋コンクリート部材における許容塩化物総量は、0.60kg/m³（Cl^- 重量）とする。

(2) プレテンション方式のプレストレストコンクリート部材、シース内のグラウト及びオートクレーブ養生を行う製品における許容塩化物総量は0.30kg/m³（Cl^- 重量）とする。

(3) アルミナセメントを用いる場合又は電食のおそれのある場合等は、試験結果等から提宜定めるものとし、特に資料が無い場合は0.30kg/m³（Cl^- 重量）とする。

3 生コンクリートの測定及び判定

(1) コンクリート中の塩化物量の測定及び判定は、原則としてコンクリート打設場所で請負者の責任において実施する。ただし、工場で実施する場合の測定は製造業者が行い、請負者が立会い判定する。

(2) コンクリート中の塩化物量は、（財）国土開発技術センターの評価を受けた測定器により測定するものとする。

(3) 測定方法は、使用する測定器の仕様によるものとする。

(4) 測定は、コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、一日につき二回以上（午前、午後）、コンクリート打設前に行うものとする。

ただし、打設量が少量で、半日で打設が完了するような場合には、1回でもよい。

また、コンクリートの種類（材料及び配合等）や工場が変わる場合については、その都度、一回以上の測定を行うものとする。

(5) 測定結果の判定は、測定ごとに行うものとし、それぞれの測定における3回の平均値が、2に示している塩化物総量以下であることをもって合格とする。

なお、測定の結果不合格になった場合は、その運搬車のコンクリートの受取りを拒否するとともに次の運搬車から、毎回測定を行い、それぞれの結果が規制値を下回ることを確認した後、そのコンクリートを用いるものとする。

ただし、この場合塩化物総量が安定して規制値を下回ることが確認できれば、その後の測定は通常の頻度で行っても良いものとする。

4 コンクリートの製品の測定及び判定

(1) 請負者は、製造業者に工場での管理データや製造時の塩化物の測定結果を提出させるものとする。

(2) 測定は、打ち込み前のフレッシュコンクリートについて行う。

(3) 測定は、３の(2)・(3)に準じて行う。

(4) 頻度は、1回／ロット以上、強度等の管理と同様とする。

(5) 製品受け入れの判定は、(1)の資料により行う。

5　監　督

監督職員（現場技術員を含む。）は、適宜測定に立会うものとし、その他については請負者より提出させた測定記録により審査する。

アルカリ骨材反応抑制対策（土木・建築共通）

１．適用範囲

国土交通省が建設する構造物に使用されるコンクリート及びコンクート工場製品に適用する。ただし、仮設構造物のように長期の耐久性を期待しなくてもよいものは除く。

２．抑制対策

構造物に使用するコンクリートは、アルカリ骨材反応を抑制するため、次の３つの対策の中のいずれか１つについて確認をとらなければならない。なお、土木構造物については2.1、2.2を優先する。

2.1　コンクリート中のアルカリ総量の抑制

アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート１㎥含まれるアルカリ総量をNa_2O換算で3.0kg以下にする。

2.2　抑制効果のある混合セメント等の使用

JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント[B種またはC種]あるいはJIS R 5213フライアツシユセメントに適合するフライアツシユセメント[B種またはC種]、もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたのもを使用する。

2.3　安全と認められる骨材の使用

骨材のアルカリシリカ反応性試験（化学法またはモルタルバー法）[注)]の結果で無害と確認された骨材を使用する。

なお、海水または潮風の影響を受ける地域において、アルカリ骨材反応による損傷が構造物の安全性に重大な影響を及ぼすと考えられる場合（2.3の対策をとつたものは除く）には、塩分の浸透を防止するための塗料等の措置を講ずることが望ましい。

注）試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）またはJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）またはJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）の付属書８「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法)」による。

アルカリ骨材反応抑制対策（土木構造物）実施要領

アルカリ骨材反応抑制対策について、一般的な材料の組み合わせのコンクリートを用いる際の実施要領を示す。特殊な材料を用いたコンクリートや特殊な配合のコンクリートについては別途検討を行う。

１．現場における対応の方法

ａ．現場でコンクリートを製造して使用する場合

現地における骨材事情、セメントの選択の余地等を考慮し、2.1～2.3 のうちどの対策を用いるかを決めてからコンクリートを製造する。

ｂ．レディーミクストコンクリートを購入して使用する場合

レディーミクストコンクリート生産者と協議して2.1～2.3のうちどの対策によるものを納入するかを決め、それを指定する。

なお2.1、2.2を優先する。

ｃ．コンクリート工場製品を使用する場合

プレキヤスト製品を使用する場合、製造業者に 2.1～2.3 のうち、どの対策によつているのかを報告させ適しているものを使用する。

２．検査・確認の方法

2.1　コンクリート中のアルカリ総量の抑制

試験成績表に示されたセメントの全アルカリ量の最大値のうち、直近６箇月の最大の値（Na_2O換算値%）／100×単位セメント量（配合表に示された値Kg/m³）＋0.53×（骨材中のNaCl%）/100×（当該単位骨材量 Kg/m³）＋混和剤中のアルカリ量（Kg/m³)が 3.0 Kg/m³以下であることを計算で確かめるものとする。

防錆剤等使用量の多い混和剤を用いる場合には、上式を用いて計算すればよい。

なお、ＡＥ剤、ＡＥ減水剤等のように、使用量の少ない混和剤を用いる場合には、簡易的にセメントのアルカリ量だけを考えて、セメントのアルカリ量×単位セメント量が 2.5 Kg/m³ 以下であることを確かめればよいものとする。

2.2　抑制効果のある混合セメント等の使用

高炉セメントＢ種（スラグ混合比40%以上）またはC種、もしくはフライアツシユセメントB種（フライアツシユ混合比15%以上）またはC種であることを試験成績表で確認する。

また、混和材をポルトランドセメントに混入して対策をする場合には、試験等によつて抑制効果を確認する。

2.3　安全と認められる骨材の使用

JIS A 1145 骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）またはJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験（化学法）」による骨材試験は、工事開始前、工事中１回／６箇月かつ産地が変わった場合に信頼できる試験機関(注) で行い、試験に用いる骨材の採取には請負者が立ち会うことを原則とする。

また、JIS A 1146 骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）又はJIS A 5308（レディー

ミクストコンクリート）の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験（モルタルバー法）」による骨材試験の結果を用いる場合には、試験成績表により確認するとともに、信頼できる試験機関(注)において、JIS A 1804「コンクリート生産工程管理用試験方法－骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（迅速法）」で骨材が無害であることを確認するものとする。この場合、試験に用いる骨材の採取には請負者が立ち会うことを原則とする。

なお、２次製品で既に製造されたものについては、請負者が立会い、製品に使用された骨材を採取し、試験を行って確認するものとする。

フェロニツケルスラグ骨材、銅スラグ骨材等の人工骨材及び石灰石については、試験成績表による確認を行えばよい。

（注）公的機関またはこれに準ずる機関（大学、都道府県の試験機関、公益法人である民間試験機関、その他信頼に値する民間試験機関。人工骨材については製造工場の試験成績表でよい）

３．外部からのアルカリの影響について

2.1及び2.2の対策を用いる場合には、コンクリートのアルカリ量をそれ以上に増やさないことが望ましい。

そこで、下記のすべてに該当する構造物に限定して、塩害防止も兼ねて塗装等の塩分浸透を防ぐための措置を行うことが望ましい。

１）既に塩害による被害を受けている地域で、アルカリ骨材反応を生じるおそれのある骨材を用いる場合

２）2.1,2.2の対策を用いたとしても、外部からのアルカリの影響を受け、被害を生じると考えられる場合

３）橋桁等、被害を受けると重大な影響を受ける場合

６．トンネル（ＮＡＴＭ）計測要領

トンネル（ＮＡＴＭ）計測要領

目　　次

１．計測の目的…… 6-5
２．計測の種類…… 6-5
３．計測の分類…… 6-5
４．計測計画…… 6-5
５．計 測 Ａ…… 6-6
５－１　坑内観察調査…… 6-6
（１）観察調査の目的
（２）観察調査の間隔
（３）観察調査の要領
（４）観察調査結果の報告
５－２　天端沈下測定…… 6-7
（１）天端沈下測定の目的
（２）天端沈下測定の間隔
（３）天端沈下測定の要領
（４）天端沈下測定結果の報告
（５）天端沈下測定結果の評価の目安
５－３　内空変位測定…… 6-9
（１）内空変位測定の目的
（２）内空変位測定の間隔
（３）内空変位測定の要領
（４）内空変位測定結果の報告
（５）内空変位測定結果の評価の目安
６．計 測 Ｂ…… 6-11
６－１　地山試料試験…… 6-13
６－２　地中変位測定…… 6-14
（１）地中変位測定の目的
（２）地中変位測定の要領
（３）地中変位測定結果の報告
（４）地中変位測定結果の評価の目安

６－３ロックボルトの軸力測定…… 6-15
（１）ロックボルトの軸力測定の目的
（２）ロックボルトの軸力測定の本数
（３）ロックボルトの軸力測定の要領
（４）ロックボルトの軸力測定結果の報告
（５）ロックボルトの軸力測定結果の評価の目安
６－４　吹付コンクリート応力測定…… 6-16
（１）吹付コンクリート応力測定の目的
（２）吹付コンクリート応力測定の種類と適用
（３）吹付コンクリート応力測定の要領
（４）吹付コンクリート応力測定結果の報告
６－５　鋼アーチ支保工応力測定…… 6-17
（１）鋼アーチ支保工応力測定の目的
（２）鋼アーチ支保工応力測定の要領
（３）鋼アーチ支保工応力測定結果の報告
６－６　地表・地中沈下測定…… 6-18
（１）地表・地中沈下測定の目的
（２）地表・地中沈下測定の実施の判断
（３）地表・地中沈下測定の要領
（４）地表・地中沈下測定結果の報告
（５）地表・地中沈下測定結果の評価の目安
６－７　その他の計測…… 6-22

（参考資料－１）…… 6-23

１．計測の目的

トンネル掘削に伴う周辺地山及び各支保部材の変位並びに応力の変化等を把握し工事の安全性及び経済性を確認することにある。

計測の目的は、具体的には次のとおりである。

① 周辺地山の挙動を把握する。
② 各支保部材の効果を知る。
③ トンネル工事の安全性を確認する。
④ 工事の経済性を確認する。
⑤ 周辺構造物などへの影響を把握する。
⑥ 計測結果を将来の工事計画のための資料とする。

２．計測の種類

計測の種類は次のとおりとする。

（１）坑内観察調査
（２）天端沈下測定
（３）内空変位測定
（４）地山試料試験
（５）地中変位測定
（６）ロックボルト軸力測定
（７）吹付コンクリート応力測定
（８）鋼アーチ支保工応力測定
（９）地表・地中の沈下測定
(10) その他の計測

３．計測の分類

トンネルの施工中に行う計測は計測Ａと計測Ｂに分類する。

（１）計測Ａ……計測Ａは、日常の施工管理と類似した条件のトンネルの設計に使用するための資料の蓄積を目的とする。
この計測は知識と経験を有する技術者と、その補助員が駐在して行うものとする。

（２）計測Ｂ……計測Ｂは当初設計の妥当性の検証と実施設計へのフィードバック及び類似した条件のトンネルの設計に使用するための資料の蓄積を目的とする。
この計測は専門の地術者に行わせるものとする。

４．計測計画

計測計画にあたっては、事前調査の結果にもとづき、計測の目的、トンネルの規模を十分考慮して設計・施工に適応した計測計画を立てなければならない。

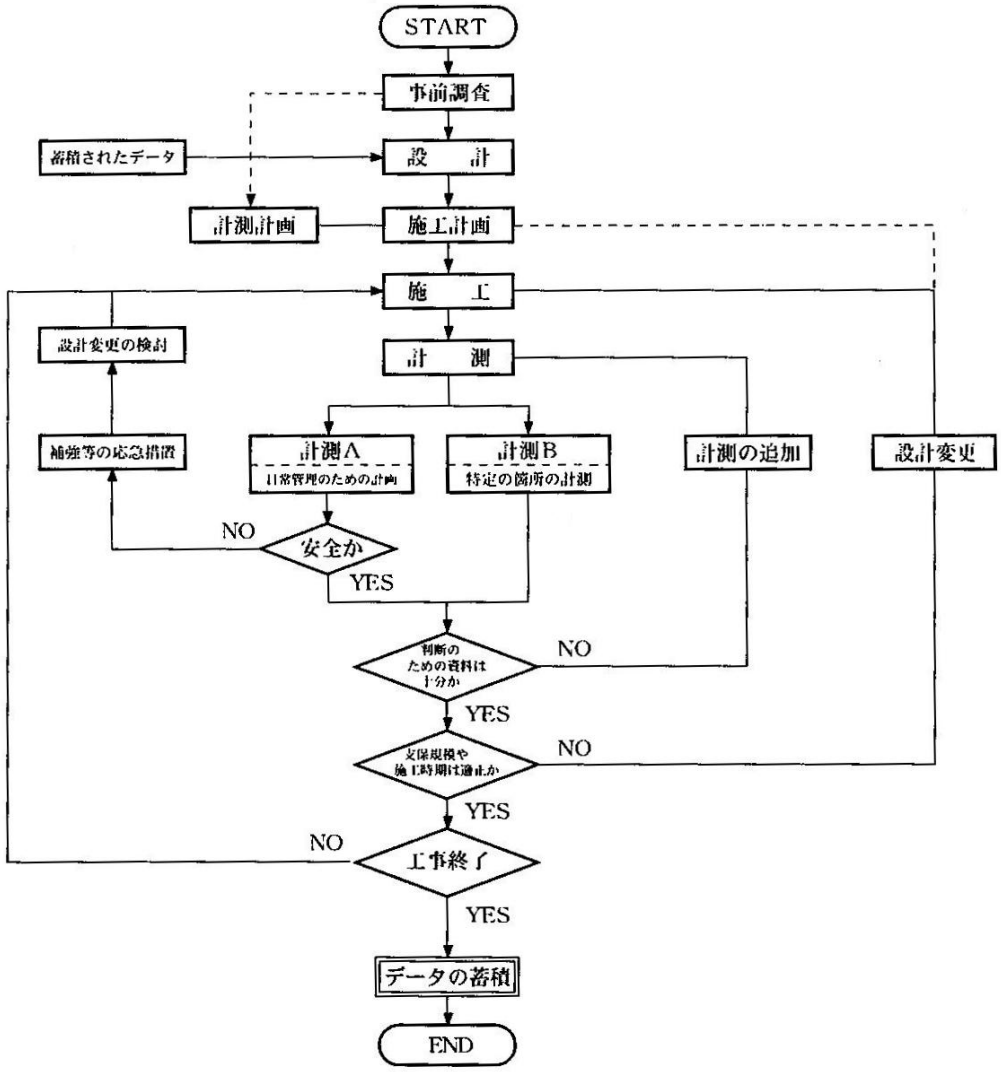

図４－１　計測のフローチャート

５．計 測 Ａ

計測Ａは基本的に下記項目を実施するものとする。

（１）坑内観察調査

（２）天端沈下測定

（３）内空変位測定

５－１　坑内観察調査

（１）観察調査の目的

坑内観察調査は、切羽の地質状況及び湧水の状態、施工済みの支保部材を目視によって観察調査し、当初設計時に想定した地山の状況と実際の地山状況が一致しているかどうかの確認を行い、その結果から切羽の前方の地質状態を推測すること、及び施

工済のロックボルト、吹付コンクリート等の支保部材の状態の確認を行うことを目的とする。

なお、坑口付近等の土被りの小さい箇所では、地表の観察を行ないトンネル掘削の影響の有無について確認を行う。

（2）観察調査の間隔

坑内の観察調査は、原則として各掘削毎に行うものとする。坑内観察記録については、掘削日毎に行うものとし、地質が急変する箇所、坑口附近、土被りの小さい箇所では適宜観察調査間隔を縮めるものとする。

又、施工済の支保部材の観察調査は原則として掘削日毎に行うものとする。

（3）観察調査の要領

1）切羽の状況を観察し、切羽スケッチを作成する。図には次の事項を記入する。

① 地質(岩石名)とその分布、性状及び切羽の自立性
② 地山の硬軟、割れ目の間隔とその卓越方向等の地山の状態
③ 断層の分布、走行、傾斜、粘土化の程度
④ 湧水箇所、湧水量とその状態
⑤ 軟弱層の分布
⑥ その他

2）切羽スケッチから地質縦断図及び地質平面図を作成する。

3）施工済みの支保工部材の状況を観察し、次のような異常があれば報告する。

① ロックボルト
・頭部の破断
・ベアリングプレートの地山への食い込み状況及び変状

② 鋼製支保工
・変状及び座屈の位置と状況
・可縮支保工の可縮状態
・底板及び支保工の地山への食い込み状況

③ 吹付コンクリート
・地山との密着状態
・ひびわれの発生位置、種類、幅、長さ、発生時期
・湧水箇所及び湧水量とその状態

（4）観察調査結果の報告

観察調査結果は原則として毎日監督職員に報告する。

5－2 天端沈下測定

（1）天端沈下測定の目的

天端沈下測定は、掘削に伴うトンネル天端の同一位置における絶対高さ標高の変化を水準測量によって求め、トンネル天端の沈下量、沈下速度を把握することによってトンネルの安全性、支保工効果を判断する資料を得ることを目的とする。

（２）天端沈下測定の間隔

天端沈下測定の間隔は、内空変位測定の間隔と同じにする。

（３）天端沈下測定の要領

１）天端沈下測定は天端の吹付コンクリートに計測用ピンを埋め込み、水準測量により行う。

２）各測定点の測定は掘削後すみやかに行う。

３）測定頻度は内空変位測定の頻度と同じにする。

（４）天端沈下測定結果の報告

測定結果は各断面ごとに、沈下と時間経過及び切羽との離れとの関係がわかるグラフを作成し、図５－１のクリープ領域判定図との関係を関連づけて整理し、計測の翌日までに監督職員に報告する。

なお、天端沈下量の測定結果は内空変位の経時変化図に一緒に書き込むこと。

集積したデータは、地山区分、土被りごとに沈下量が判かるようにとりまとめ監督職員に提出する。

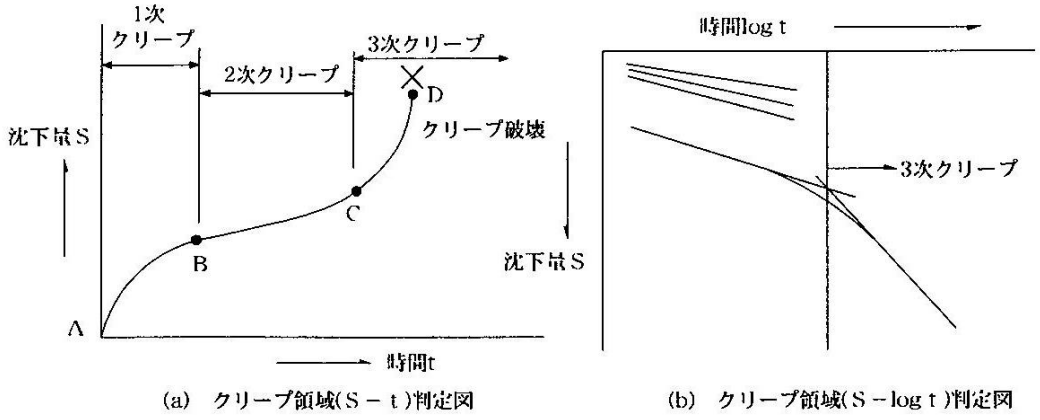

図５－１　天端沈下のクリープ領域判定図

（５）天端沈下測定結果の評価の目安

内空変位測定結果と同様の管理図を作成し、図５－１の天端沈下のクリープ領域判定図の判定結果と合わせ、トンネル地山の安定の確認を行う。

判定は２次グループに移行する場合は、時間経過とともに変位が収束するか３次クリープに移行するか、計測結果に充分な注意を行う。

３次クリープに移行した場合はクリープ破壊が迫っていると判定し直ちに沈下防止の対策を行う。なお、３次クリープに移行したかどうかの判定は図５－１（ｂ）のクリープ領域（S-logt）判定図を用いる。

５－３　内空変位測定

（１）内空変位測定の目的

内空変位測定は、トンネル地山の安定及び支保工効果の確認支保工の施工時期の判定、覆工の打設時期の判定等の資料を得ることを目的とする。

（２）内空変位測定の間隔

内空変位測定は、原則として30ｍに１箇所（１断面）及び設計パターンを変更する箇所で行うものとする。

ただし、施工初期段階（200ｍ程度の施工が進むまでの段階）では20ｍ間隔とする。

なお、地山等級Ｄ、Ｅについては、適宜測定間隔を狭めるものとする。

坑口附近（０～２Ｄ区間）及び土被りの浅い（０～２Ｄ）の区間の測定間隔は10ｍを標準とする。

（３）内空変位測定の要領

１）測線の配置は、原則として図５－２を基本とする。

２）下半掘削通過後の測定は上下半同時期に実施する。

３）各測点の測定は掘削後すみやかに実施する。

４）測定頻度は、表５－１を基本とする。ただし、上半と下半の変位速度が異る場合は、変位速度の大きい方の測定頻度に合わせるものとする。なお、変位速度が小さい場合でも坑口附近の測定頻度は１回/日以上とする。

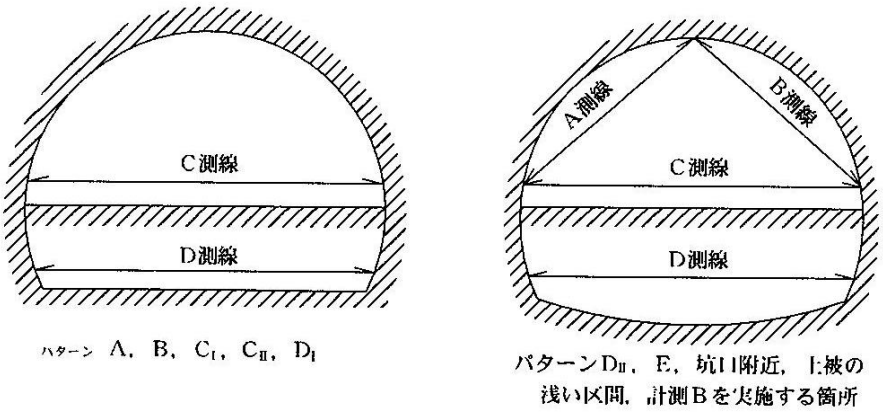

パターン A，B，C_{I}，C_{II}，D_{I}

パターンD_{II}，E，坑口附近，土被の浅い区間，計測Ｂを実施する箇所

図５－２　内空変位の測線

表５－１　内空変位測定の計画頻度

頻　度	測定位置と切羽の離れ	変位速度（内空変位）
２回/１日	0～0.5D未満	10㎜/日以上
１回/１日	0.5D～2.0D未満	5～10㎜/日
１回/２日	2.0D～5.0D未満	1～5㎜/日
１回/１週	5.0D以上	1㎜/日以下

（D：トンネル掘削幅）

（注）１　計測頻度については、内空変位の変位速度より定まる計測頻度と、切羽からの離れより定まる計測頻度のうち頻度の高い方を採用するものとする。

（注）２　内空変位の変位速度が１㎜/週以下となったことを２回程度確認できたら監督員と協議の上、測定を終了してもよいものとする。ただし、天端沈下測定、内空変位測定については覆工前に最終変位測定を行い、監督員に承諾を得るものとする。

（注）３　切羽とは、下半、インバートを含むものをいう。

（４）内空変位測定結果の報告

内空変位測定結果は各断面、各測線ごとに変位と時間経過及び切羽との離れとの関係がわかるグラフにし、測定の翌日までに監督職員に報告する。なお、集積したデータは地山区分、土被りごとに最終変位量が分かるようにとりまとめ監督職員に提出する。

（５）内空変位測定結果の評価の目安

１）トンネルの地山の安定と施工した支保工の効果の確認等を行うため図５－４のような管理図を作成し（管理基準は掘削の初期段階では過去の実績又は事前の数値解析により設定し、ある程度掘削が進みデーターの蓄積が行われた後は、施工済みの区間のデーターから管理基準を修正する。）変位速度、変位量から許容範囲内に入るかどうかを判断する。変位が上限値を超える恐れのある場合は増ボルト等の対策を検討し、下限値を下回る場合は、ロックボルトの軸力試験等他の計測結果と合わせ、設計変更を行う必要があるかどうかの検討を行う。

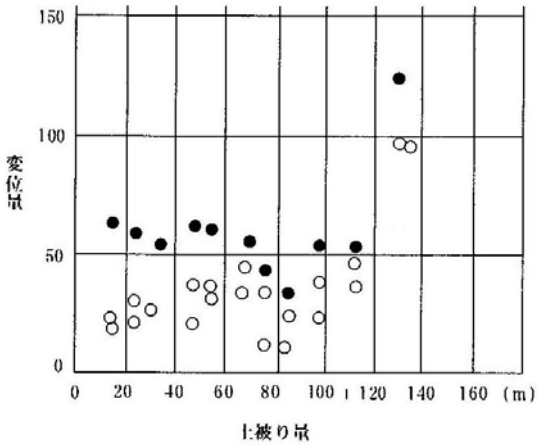

図５－３　内空変位量－土被り

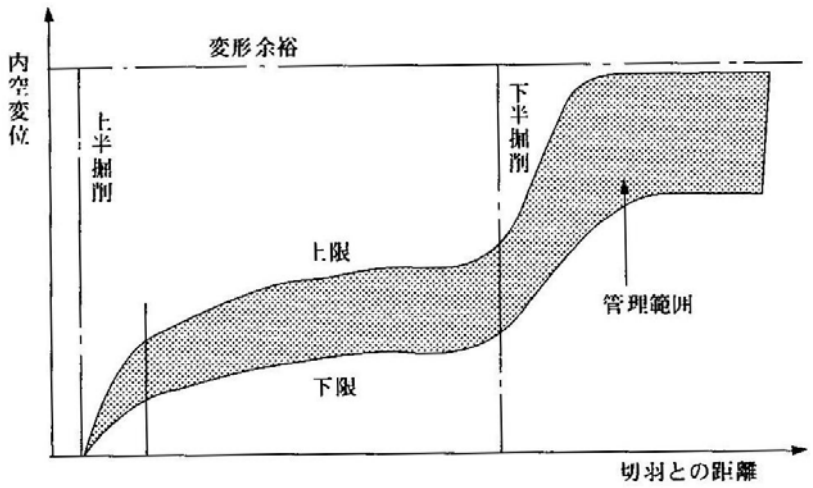

図５－４　内空変位管理図の例

２）覆工の安全の確認

覆工打設前に変形が収束しているかを確認し、収束していなければ打設時期を遅らせるか、覆工に必要な補強を行う。

６．計 測 Ｂ

計測Ｂには、下記の項目等があるが、設計へのフィードバックに必要な計測と位置づけ、その必要性により、実施項目や頻度は適宜、選定するものとする。

（１）地山試料試験
（２）地中変位測定
（３）ロックボルト軸力測定
（４）吹付コンクリート応力測定
（５）鋼アーチ支保工応力測定
（６）地表、地中の沈下測定
（７）その他の計測

計測Ｂの地山条件に応じた計測項目は、表６－１を標準とする。

実施頻度については、設計へのフィードバックに必要な計測と位置づけ、その必要性により適宜決定するものとする。

表６－１　地山条件に応じた計測項目

地山条件	岩種と地山等級	計測B		施工時に問題となる現象（計測の対象となる現象）
		必要な計測項目	地山条件等に応じて要・不要を判断する計測項目	
硬岩地山	ａ、ｂ、ｃ岩種のA、B	－	・ＡＥ測定（山ハネに対し）	・割れ目等の分離面から岩塊 ・岩片の緩み、肌落ち、崩落
	ａ、ｂ、ｃ岩種のC、D	・地中変位測定 ・ロックボルト軸力測定	－	
軟岩地山（膨張性地山を除く）	ｄ１　岩種のＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄ ｄ２　岩種のC	・地中変位測定 ・ロックボルト軸力測定	・地山試料試験 ・地表沈下測定（土被りの浅い場合）	・岩塊、岩片の緩み、肌落ち、崩落
膨張性地山	ｄ１　岩種のＥ ｄ２　岩種のD、Ｅ	・地中変位測定 ・ロックボルト軸力測定 ・吹付コンクリート応力測定 ・鋼アーチ支保工応力測定	・断面測定 ・支保工沈下測定 ・盤膨れ測定 ・初期変位測定 ・地山試料試験 ・覆工コンクリート応力測定	・側盤の押出し ・盤膨れ ・境面の押出し
土砂地山	ｅ　岩種のD、Ｅ	・地表沈下測定 ・地中沈下測定	・地表(地山、構造物)観察調査 ・地中変位測定（傾斜計） ・ロックボルト軸力測定 ・吹付コンクリート応力測定 ・鋼アーチ支保工応力測定 ・地山試料試験	・地山の緩みとそれに伴う地表の沈下 ・切羽の流出 ・近隣構造物への影響

（注）１　この表は、問題となる現象を対象とした観察・計測項目の選定の考え方を示したもので個々のケースに応じた的確な項目の選定が肝要である。

２　すべての地山条件について、水が施工に与える影響は大きく、必要な場合には坑外からのボーリング、坑内からの先進ボーリング、さらにそれを利用した地下水位、湧水量、湧水圧・透水係数等の測定を行う。

３　ａ・ｂ・ｃ岩種のＥについては・地山の風化の程度や節理の粘土化の程度等によって、掘削時の挙動は大きく異なるので、本表には示さないが，ここに示したように施工時に問題となる現象を的確に予測し、適切な計測項目を選定する必要がある。

６－１　地山試料試験

地山試料試験は表６－２の項目を標準として実施する。

表６－２　地山試料試験項目（標準）

試験項目	試験によって得られる物性値	地山区分				試験の規格			
		硬岩	軟岩	土砂	膨張性地山	ＪＩＳ	注1）ＫＤＫ	注2）KODAN	土木学会
単位体積重量試験	単位体積重量	△	○	○	○	A1202	S0501	A1202	
自然含水比	含水比		○	○	○	A1203	S0501	A1202	
粘度試験	粘度分布			○	○	A1204		A1202	
土粒子の比重試験	土粒子の真比重			○	○	A1202		A1202	
コンシステンシー試験	液性限界、塑性限界、塑性指数			△ △	○ ○	A1205 A1206		A1205 A1206	
一軸圧縮試験	一軸圧縮強度、静弾性係数、静ポアソン比	△	○	○	○	A1216	A0502 A0503		
三軸圧縮試験	粘着力、内部摩擦角		○	○	○		岩石の三軸圧縮試験方法 S0913		軟岩の三軸圧縮試験
一軸引張圧裂試験	引張強度	△	△		△		引張試験方法		
動弾性係数測定	Ｐ波速度、Ｓ波速度、動弾性係数、動剛性率、動ポアソン比	△	○		○	A1127	S0503		
スレーキング試験 浸水崩壊試験 （浸水崩壊度試験）			○		○			110 111	簡易スレーキング試験法
陽イオン交換容量試験	モンモリトナイト等の含有量の推定				△				陽イオン交換容量（CEC）の測定
Ｘ線分析	粘土鉱物の種類		△	△	○				Ｘ線粉末回析による鉱物の推定方法

（注）１　ＫＤＫ：国土交通省土木試験基準(案)
（注）２　ＫＯＤＡＮ：日本道路公団土木工事試験方法
（注）３　○よく実施する項目　△場合によっては実施する項目

６－２　地中変位測定

（１）地中変位測定の目的

地中変位測定は地中の相対変位を深度毎に測定することによって、トンネル周辺の地山のゆるみ領域を把握し、ロックボルトの適性長の判断や、地表や近接構造物への影響の判断に用いる資料を得ることを目的とする。

（２）地中変位測定の要領

１）１断面当り５箇所の測線を標準とする。

２）最深部が不動点となるようにし、計測深度は１ｍ毎程度とする。

３）測定は、同じ位置で行われる天端沈下測定、内空変位測定と同時に行うものとする。

（３）地中変位測定結果の報告

地中変位測定結果は、各測定断面ごとに、各測点ごとの経時変位及び切羽との離れの関係が分かるグラフと、各側点ごとの深度と地中変位及びひずみの関係が分かる図を作成し、他の計測結果と関連づけて整理し報告する。

（４）地中変位測定結果の評価の目安

各測点ごとの深度と地中変位の関係図（図６－１）から変位量の変化が不連結な位置を知ることによって、トンネル地山内のゆるみ領域（塑性領域）と支保領域（弾性領域）の境界位置の判断を行い、各測点ごとの深度とひずみの分布図（図６－２）から地表や近接構造物への影響の判断を行う。

又、ロックボルトの適性長はゆるみ領域と支保領域の境界位置が、ロックボルトの埋込位置の中心からややトンネル壁面に寄った所にくる場合であるので、境界位置がトンネル壁面に近い場合はロックボルトを短くし、遠い場合は長くするなどロックボルトの適性長の判断を行う。

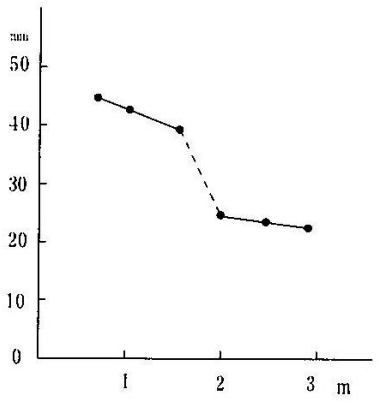

図６－１　深度～地中変位図

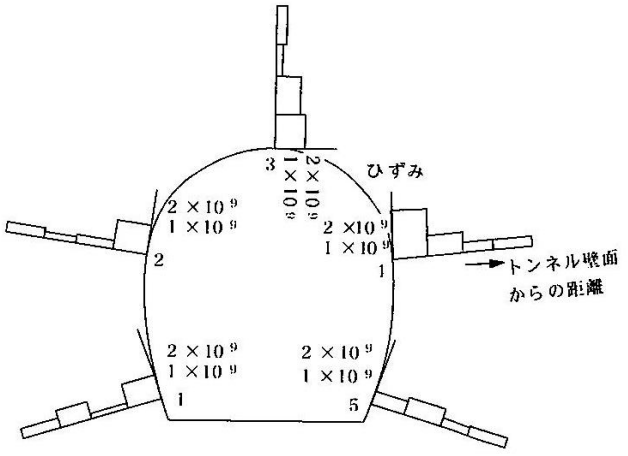

６－２　地中ひずみ分布

６－３　ロックボルトの軸力測定

（１）ロックボルトの軸力測定の目的

ロックボルトの軸力測定はロックボルトに作用する軸力の大きさ及びその分布から、ロックボルトの耐力及び配置や適性長を判断するとともに、他の計測結果と合わせ、トンネル周辺地山のゆるみ領域を判断する資料を得ることを目的とする。

（２）ロックボルトの軸力測定の本数

１断面当り５本を標準とする。

（３）ロックボルトの軸力測定の要領

測定は、同じ位置で行われる天端沈下測定、内空変位測定と同時に行う。

（４）ロックボルトの軸力測定結果の報告

ロックボルトの軸力測定の測定結果は、各測定断面ごとに、各測点の深度ごとのロックボルトの軸力の経時変化と切羽との離れの関係が分かるグラフを各断面ごとのロックボルトの軸力の経時変化がわかる軸力分布図等を作成し報告する。

（５）ロックボルトの軸力測定結果の評価の目安

イ．ロックボルトの降伏の判定

ロックボルトの軸力がロックボルトの降伏荷重及び降伏荷重に近い状態の場合には、地中変位や内空変位の収束状態も加味したうえで増しボルトの打設や増し吹付などの補強を行う。

ロ．ロックボルトの軸力分布の評価

ロックボルトの軸力分布のピーク位置は、トンネル地山内の支保領域（弾性領域）とゆるみ領域（塑性領域）との境界位置と推定されるので、ロックボルトの軸力分布図（図６－３）からゆるみ領域の判断を行う。

又、理想的なロックボルトの軸力分布は、ピーク位置がロックボルトの中心からややトンネル壁面に寄った所にくる場合であるので、ピーク位置がトンネル壁面に近い場合はロックボルト長を短くし、遠い場合は長くするなど適正なロックボルト長の判断を行う。（図６－４）

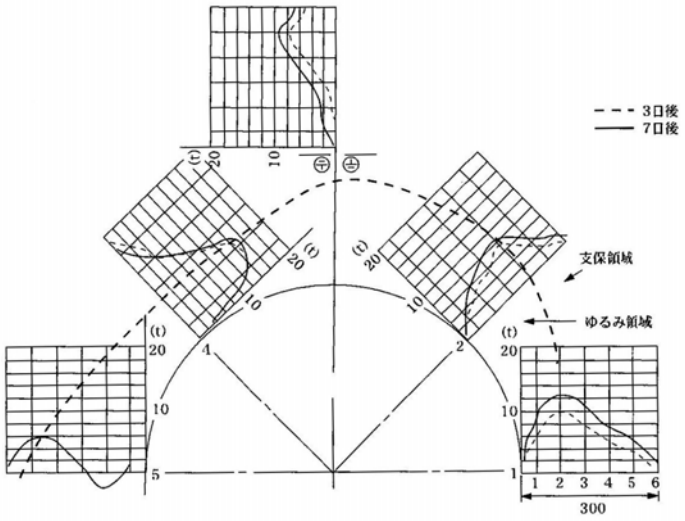

図６－３　ロックボルトの軸力分布

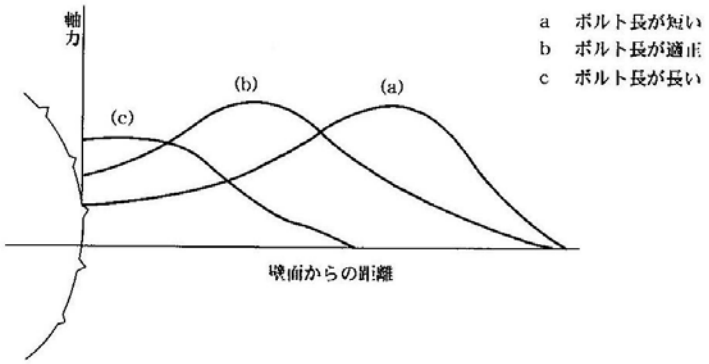

図６－４　ロックボルトの軸力分布

６－４　吹付コンクリート応力の測定

（１）吹付コンクリート応力測定の目的

吹付コンクリート応力の測定は、吹付コンクリートに作用する背面土圧及び支保工部材内に発生する応力を推定及び測定することによって、トンネルの安全性を判断する資料を得ることを目的とする。

（２）吹付コンクリート応力測定の種類及び適用

吹付コンクリート応力測定は、吹付コンクリートに作用する背面土圧及び吹付コンクリート内に発生する応力を推定及び測定する応力測定とに分けられる。

（３）吹付コンクリート応力測定の要領

（イ）吹付コンクリート応力の測定方法は、吹付コンクリート施工時に応力計及び土圧計を埋設し測定する方法と、吹付コンクリート表面に測点を設けて表面変位から応力を算出する方法があるが、地質の状況及びトンネル断面の形状、大きさ等の検討を行い選定を行うこと。

（ロ）吹付コンクリートの表面変位から覆工応力を算出する場合の覆工応力は、コバリーの図を用いて算出する。

$N = \varepsilon EA$

$M = \chi EI$

$\varepsilon = \frac{L}{l} + \frac{8c}{L^2} f$

$\chi = \frac{8}{L^2} f$

l　：Lの変化量

f　：Fの変化量

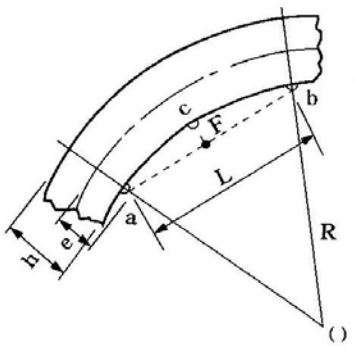

図６－５　コバリーの図

（ハ）測定箇所は下記を標準とする。

応力計を埋設する場合……１断面　箇所

表面変位を測定する場合…適宜決定する。

（ニ）測定は、同じ位置で行われる天端沈下測定、内空変位測定と同時に行う。

（４）吹付コンクリート応力測定結果の報告

応力測定結果は、各断面、各測点ごとに経時変化及び切羽との離れ、支保工の施工時期との関連性がわかるグラフにし他の計測結果と関連づけて整理し報告する。

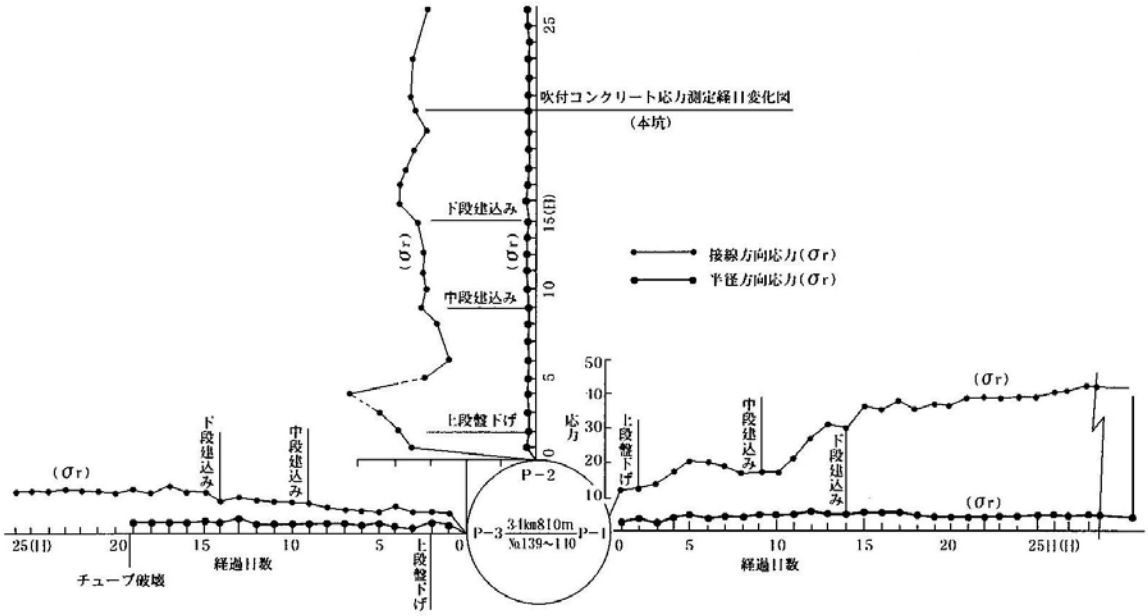

図６－６　吹付コンクリート応力分布図

６－５　鋼アーチ支保工応力測定

（１）鋼アーチ支保工応力測定の目的

鋼アーチ支保工応力測定は、鋼アーチ支保工に生じる応力の大きさ、分布状況等を測定することによって、鋼アーチ支保工の大きさや設置間隔等を判断し、他の支保機の応力測定とあわせてトンネルの安全性を判断する資料を得ることを目的とする。

（２）鋼アーチ支保工応力測定の要領

１）鋼アーチ支保工応力測定は、土圧の大きさ、方向、分布等により軸力、せん断力、曲げモーメント等の測定位置、方法が異なるため適宜状況を判断して実施するものとする。

２）測定は、同じ位置で行われる天端沈下測定、内空変位測定と同時に行うものとする。

（３）鋼アーチ支保工応力測定結果の報告

「吹付コンクリート応力測定結果の報告」と同様に整理し報告する。

６－６　地表・地中沈下測定

（１）地表・地中沈下測定の目的

地表及び地中沈下測定は、トンネル掘削に伴う地表及び地中の沈下を測定することによって、地表と地中における地山の挙動及び沈下による影響範囲を把握し、トンネル周辺地山の安定の確認と、地表及び近接構造物への影響の判断に用いる資料を得ることを目的とする。

（２）地表・地中沈下測定の実施の判断

地表・地中沈下測定の実施を行うに当っては、沈下量が小さいと判断される場合及び沈下量が小さく地表及び近接構造物への影響が少ないと判断される場合は、地表沈下測定のみを実施するものとし、沈下量が大きく地表及び近接構造物への影響が大きいと判断される場合は、地表沈下測定及び地中沈下測定の両方を実施する。

なお、地表沈下測定及び地中沈下測定を実施する場合の判断基準は次のとおりとする。

①　土被りが掘削幅の３倍以下で、かつ地表沈下及び地中沈下が支障となる構造物等がある場合。

②　土被りが掘削幅の２倍以下

（３）地表・地中沈下測定の要領

イ．地表沈下測定

（イ）地表沈下測定の方法

地表沈下測定は測定杭をコンクリートで固定し、水準測量で行う。

（ロ）地表沈下測定の縦断方向位置及び間隔

地表沈下測定の縦断方向の測定間隔は、地質の状態、土被り、地下水、地表及び近接構造物の重要度等の条件と、トンネル掘削径、掘削方法を総合的に検討し決定すること。

又、測定位置は内空変位、天端沈下測定の位置と可能な限り合わせるものとする。

なお、トンネル土被りと掘削径との関係に対する測点の間隔は次表を標準とする。

表６－４　地表沈下測定のトンネル縦断方向の測点間隔

土被りhとトンネル掘削幅Dの関係	測点の間隔
２Ｄ＜ｈ	20～50m
Ｄ＜ｈ＜２Ｄ	10～20m
ｈ＜Ｄ	5～10m

（注）１　施工初期の段階、あるいは地質変化の激しい場合、沈下量の大きい場合などは表中の間隔より狭くする。

（注）２　影響を受ける可能性のある構造物の周辺では間隔を狭くする。

（注）３　ある程度施工が進み、地質が良好で変化が少なく、沈下量も小さい場合には表中の間隔より広くする。

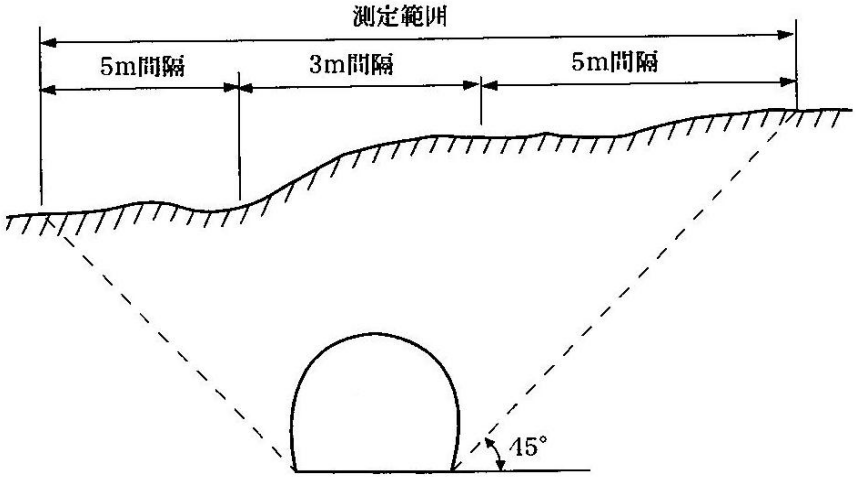

図６－７　地表沈下の測定範囲及び間隔

（ハ）地表沈下測定の横断方向測定範囲及び間隔

地表沈下測定の横断方向の測定範囲及び測定間隔は図６－７を標準とする。

なお、地表及び近接構造物の附近では測定間隔を適宜縮めるものとする。

ロ．地中沈下測定

（イ）地中沈下測定の方法

地中沈下測定の測定点の設置方法は次図を標準とし、測定は水準測量で行うものとする。

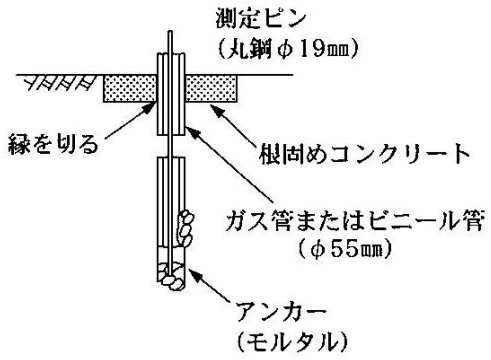

図６－８　地中沈下測定点の設置例

（ロ）地中沈下測定の縦断方向測定位置及び間隔

地中沈下測定の縦断方向の測定位置及び間隔は、地表沈下測定の測定位置及び間隔に合わせるものとする。

（ハ）地中沈下測定の横断方向測定間隔

地中沈下測定の横断方向測定間隔は、地表沈下測定結果との関連がわかるように配置すること。

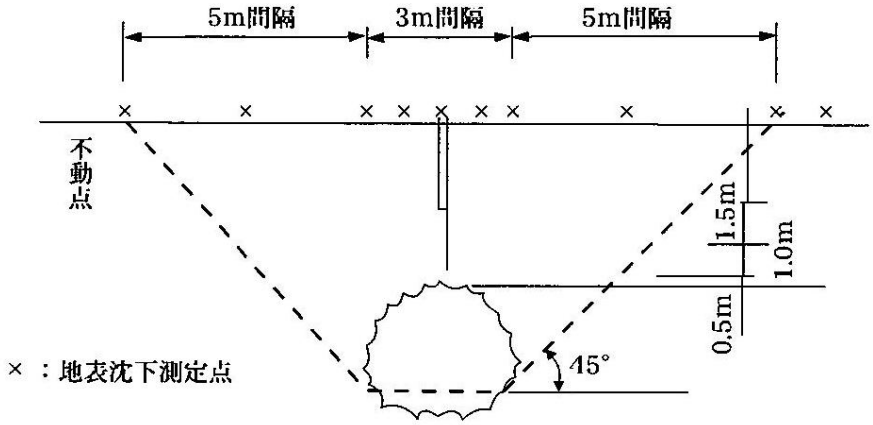

図６－９　地中沈下測定点の配置例

ハ．地表・地中沈下測定の期間

地表・地中の沈下測定は、トンネル掘削に伴う沈下の影響が表われる以前から測定を開始するものとし、地表及び地中の沈下が収れんするまで測定を行うものとする。

なお、トンネル切羽の進行に伴う地表沈下の影響範囲は一般的には次図のとおりである。

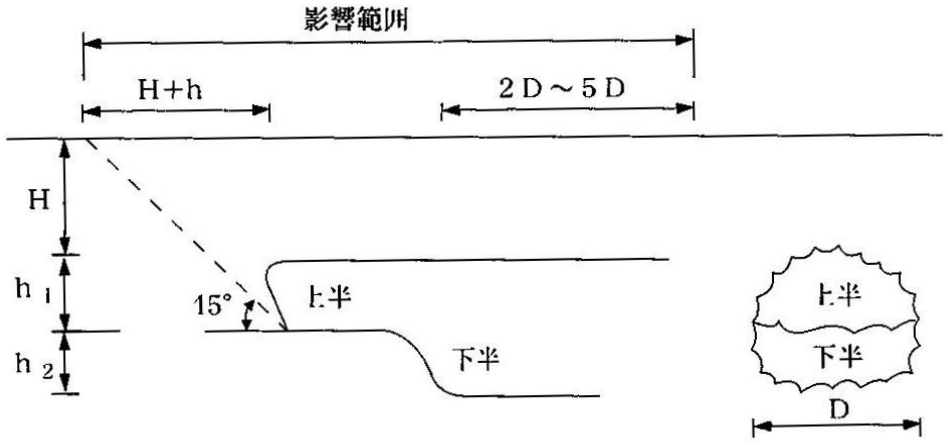

図６－10　地表・地中沈下の影響範囲

ニ．地表・地中沈下測定の頻度

地表・地中沈下測定は、同時に行われる天端沈下測定、内空変位測定とあわせて行うものとする。

（４）地表・地中沈下測定結果の報告

地表・地中沈下測定の測定結果は、沈下量と経時変化及び切羽との離れ、上、下半掘削時期等がわかるグラフ（図６－11　６－12）と横断方向の上、下半掘削等の施工段階ごとの沈下分布図（図６－13）を作成し、天端沈下測定結果等他の計測結果と関連づけて整理し、測定の翌日までに報告する。

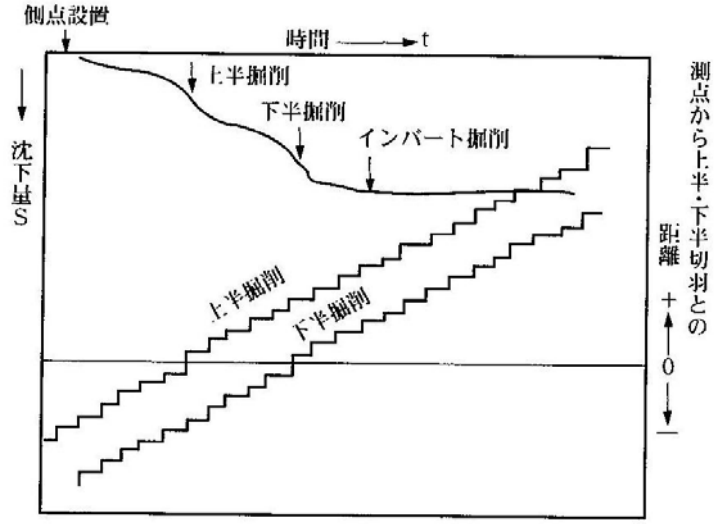

図６－11　地表沈下量経時変化

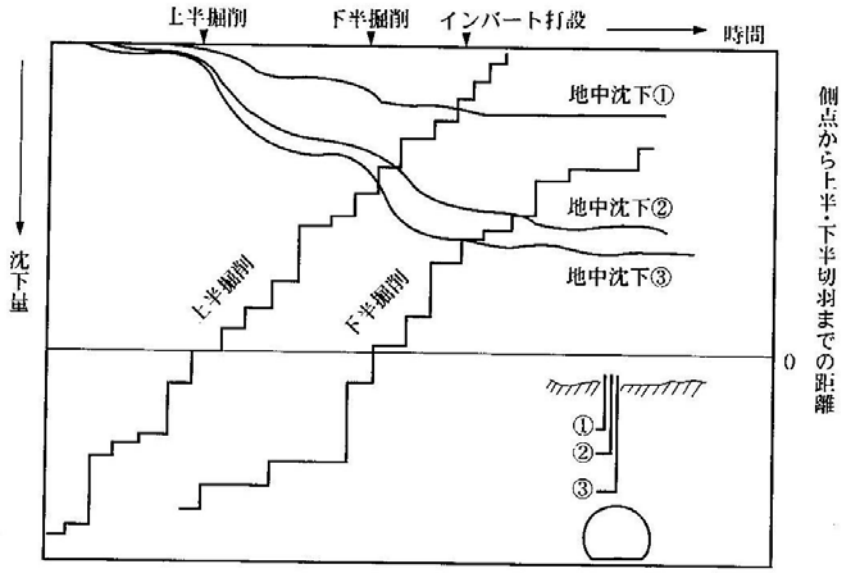

図６－12　地中沈下量経時変化

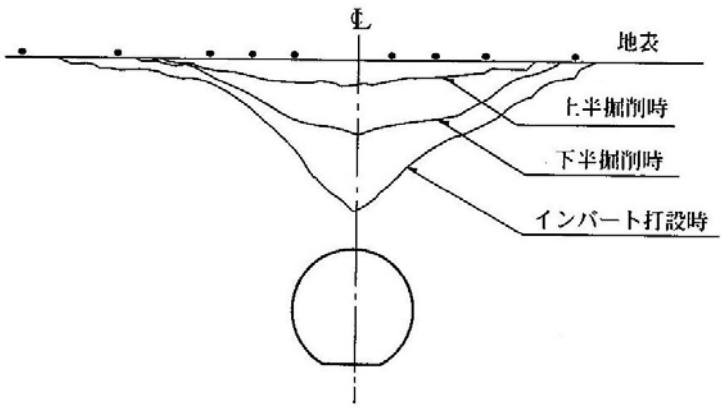

図６－13　地表沈下分布

（５）地表・地中沈下測定結果の評価の目安

トンネル掘削に伴う地表及び地中沈下の許容値を定め、掘削に伴う沈下がこれを上まわると予想される場合は、直ちに対策工法の検討を行う。

なお、地表及び近接構造物への影響に対する許容値は構造物の種類、重要度等を勘案して適宜決定するものとする。

又、トンネル地山の安定の評価は、地表沈下については「天端沈下測定」の評価の目安に準じて行うものとし、地中沈下は「地中変位測定」の評価の目安に準じて行うものとする。

６－７　その他の測定

（１）覆工応力測定

（２）ロックボルト引抜試験

（３）盤ぶくれ測定

（４）ＡＥ測定

（５）覆工クラック測定

〔参考資料－１〕

ロックボルトの引抜試験

（１）計測の目的

ロックボルトの定着効果を確認することを目的とする。

（２）計測の要領

ロックボルトの引抜試験方法に従って行う。

実施時期は施工後３日経過後とし、引抜き耐力の80%程度とする。

（３）結果の報告

計測結果は図４－１の要領で整理して監督職員に提出する。

（４）試験後のボルトの処置

引抜試験の結果が荷重変位曲線図４－１のＡ領域に留まっている状態の場合には、試験後のボルトはそのままとし、これを補うボルトは打設しないものとする。

図のＢ領域に入る場合には、その他のボルトの状況を判断して施工が悪いと思われるものについては、試験したボルトを補うボルトを打設する。また地山条件によると思われる場合には地中変位や、ロックボルトの軸力分布等を勘案して、ロックボルトの設計を修正する。

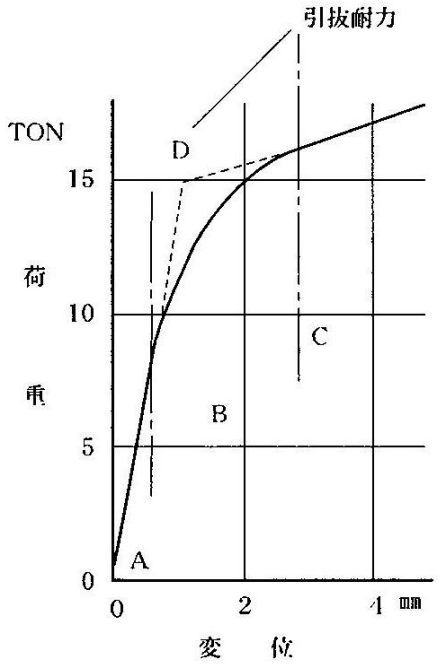

図４－１　ロックボルト引抜試験

(ロックボルトの引抜試験方法)

この方法はＩＳＲＭの提案する方法に準拠したものである。

(Internationl Society for Rock Mechanics, Comission on Standadiza-tion of Laboratory and Field Tests, Comillee on Field Tests Document No.2. 1974)

（１）引抜試験準備

ロックボルト打設後に、載荷時にボルトに曲げを発生しないように図４－２のように反力プレートをボルト軸に直角にセットし、地山との間は早強石膏をはりつける。

（２）引抜試験

引抜試験は、図４－３のようにセンターポールジャッキを用い、油圧ポンプで１ton毎の段階載荷を行って、ダイヤルゲージでボルトの伸びを読み取る。

（３）全面接着式ボルトの場合の注意事項

（イ）吹付コンクリートが施工されている時は、コンクリートを取りこわして岩盤面を露出させるか、あるいは、あらかじめ引抜試験用のロックボルトに、吹付コンクリートの付着の影響を無くすよう布等を巻いて設置して試験を行うのが望ましい。ロックボルトに歪みゲージを貼付けて引抜試験の結果が得られている場合には、その結果を活用することにより、特に吹付コンクリートを取り壊す必要がない場合もある。

（ロ）反力は、ロックボルトの定着効果としてピラミット形を考慮する場合には、できるだけ孔等は大きいものを用い、ボルト周辺岩盤壁面を拘束しないこと。

（ハ）ロックボルトの付着のみを考慮する場合は、反力をできるだけロックボルトに近づけること。

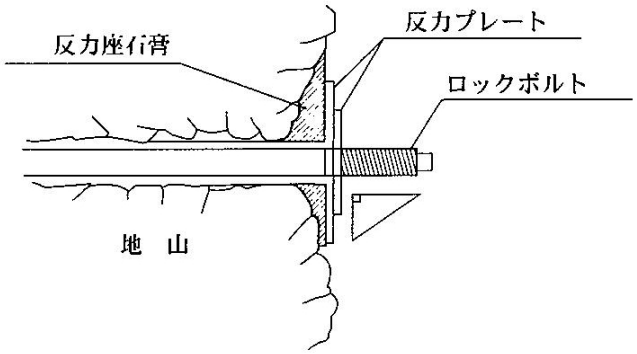

図４－２　反力座の設置

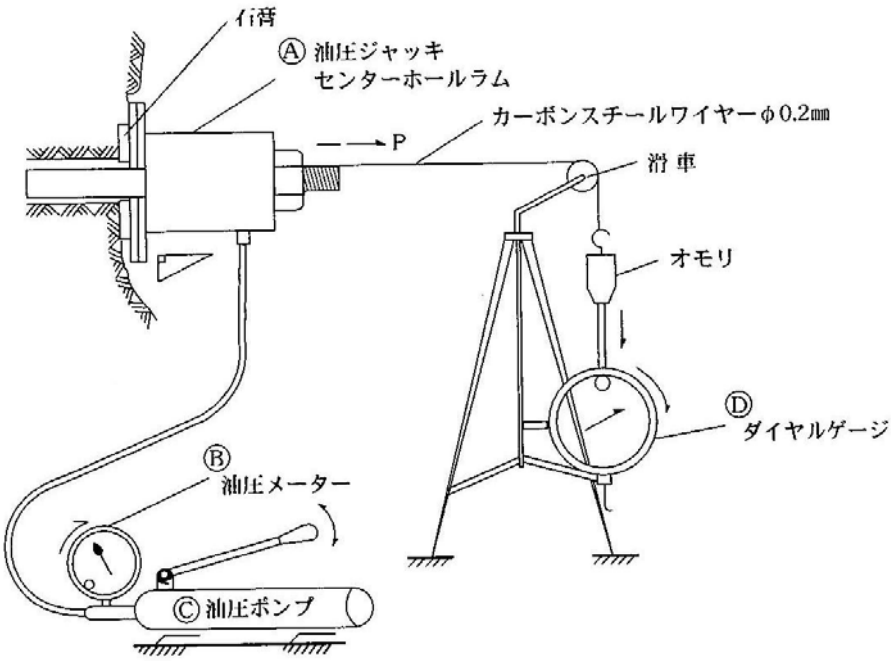
Ⓐ 油圧ジャッキ
センターホールラム
カーボンスチールワイヤーφ0.2㎜
P
滑車
オモリ
Ⓓ
ダイヤルゲージ
Ⓑ
油圧メーター
Ⓒ 油圧ポンプ

図４－３　引抜試験概要図

工区	工　種	種　別	撮影項目	撮影時間	撮 影 頻 度
品質管理写真	ロックボルト	モルタルの圧縮強度	試験実施状況	試験実施中	試験毎に１回
		トルクレンチによる定着確認試験	〃	〃	〃
		ロックボルトの引抜試験	〃	〃	〃
	吹　付コンクリート	骨材ふるい分け試験	〃	〃	〃
		細骨材の表面水率試験	〃	〃	コンクリートの種類毎に１回
		圧縮強度試験	〃	〃	試験毎に１回
	覆　工コンクリート	スランプ	〃	〃	コンクリートの種類毎に１回
		空気量測定	〃	〃	〃
		圧縮強度試験	〃	〃	試験毎に１回
		骨材ふるい分け試験	〃	〃	〃
		細骨材の表面水率試験	〃	〃	コンクリートの種類毎に１回
出来形管理写真	掘　　削		岩質	掘削中	岩質の変化毎に１回
			湧水状況	〃	適宜
	ロックボルト工		打設前（ロックボルト寸法等）		施工パターン毎に１回あるいは80mに１回
			穿孔状況	穿孔中	〃
			注入状況	注入中	〃
			打設後の状況		〃
	コンクリート吹付工		吹付面の清掃状況	清掃後	40m毎に１回
			金網の重合せ状況	２次吹付前	〃
			厚さ（検測孔）	吹付後	〃
	覆　　工		巻立空間	型枠組立後	１セントルに１回
			厚さ	型枠取外し後	〃
	インバート		厚さ	埋戻前	40m～50mに１回又は１施工単位に１回

７．建設工事公衆災害防止対策要綱

建設工事公衆災害防止対策要綱土木工事編

第１章　総　則

第１　目　　的

この要綱は、土木工事の施工に当たって、当該工事の関係者以外の第三者（以下「公衆」という。）に対する生命、身体及び財産に関する危害並びに迷惑（以下「公衆災害」という。）を防止するために必要な計画、設計及び施工の基準を示し、もって土木工事の安全な施工の確保に寄与することを目的とする。

第２　適　　用

この要綱は、公衆に係わる区域で施工する土木工事（以下単に「土木工事」という。）に適用する。

２．起業者及び施工者は、土木工事に当たっては、公衆災害を防止するために、この要綱の各項目を遵守しなければならない。ただし、この要綱において起業者が行うこととされている内容について、契約の定めるところにより施工者が行うことを妨げない。

第３　工法の選定

起業者又は施工者は、土木工事の計画、設計及び施工に当たって、公衆災害の防止のため、必要な調査を実施し、関係諸法令を遵守して、安全性等を十分検討した有効な工法を選定しなければならない。

第４　工　　期

起業者は、土木工事の工期を定めるに当たっては、この要綱に規定されている事項が十分に守られるように配慮しなければならない。

第５　公衆災害防止対策経費

起業者は、工事を実施する地域の状況を把握した上、この要綱に基づいて必要となる措置をできるだけ具体的に明示し、その経費を工事金額のなかに計上しなければならない。

第６　現場組織体制

施工者は、土木工事に先立ち、当該土木工事の現場の立地条件等を十分把握した上で、工事の内容に応じた適切な人材を配置し、指揮命令系統の明確な現場組織体制を組むとともに、工事関係者に工事の内容や使用機器材の特徴等の留意点について周知させるものとする。

２．施工者は、複数の請負関係のもとで工事を行う場合には、特に全体を統括する組織により、安全施工の実現に努めなければならない。

第７　隣接工事との調整

起業者及び施工者は、他の建設工事に隣接輻輳して土木工事を施工する場合には、公衆災害に係わる事項について、連絡調整を行うものとする。

第８　付近居住者への周知

起業者及び施工者は、土木工事の施工に当たっては、あらかじめその工事の概要を付近の居住者等に周知させ、その協力を求めなければならない。

２．施工者は、土木工事の施工に当たっては、起業者と連絡を密にし、付近の居住者等の公衆災害防止に対する意向を十分考慮しなければならない。

なお、交通規制を伴う場合は、通行者の通行をできるだけ妨げないようにするとともに、規制状況の広報に努めなければならない。

第９　事故発生時の措置と原因調査

土木工事の施工により事故が発生し、公衆に危害を及ぼした場合には、その起業者及び施工者は、直ちに応急措置及び関係機関への連絡を行うとともに、速やかにその原因を調査し、類似の事故が再発しないよう措置しなければならない。

第２章　作　業　場

第１０　作業場の区分

施工者は、土木工事を施工するに当たって作業し、材料を集積し、又は機械類を置く等工事のために使用する区域（以下「作業場」という。）を周囲から明確に区分し、この区域以外の場所を使用してはならない。

２．施工者は、公衆が誤って作業場に立ち入ることのないよう、固定さく又は

これに類する工作物を設置しなければならない。ただし、その工作物に代わる既設のへい、さく等があり、そのへい、さく等が境界を明らかにして、公衆が誤って立ち入ることを防止する目的にかなうものである場合には、そのへい、さく等をもって代えることができるものとする。

また、移動を伴う道路維持修繕工事、軽易な埋設工事等において、移動さく、道路標識、標示板、保守灯、セーフティコーン等で十分安全が確保される場合には、これをもって代えることができるものとする。

３．前項のさく等は、その作業場を周囲から明確に区分し、公衆の安全を図るものであって､作業環境と使用目的によって構造を決定すべきものであるが、特に風等により転倒しないよう十分安定したものでなければならない。

第１１　さくの規格、寸法

固定さくの高さは 1.2 メートル以上とし、通行者（自動車等を含む。）の視界を妨げないようにする必要がある場合は、さくの上の部分を金網等で張り、見通しをよくするものとする。

２．移動さくは､高さ 0.8 メートル以上１メートル以下､長さ１メートル以上 1.5 メートル以下で、支柱の上端に幅 15 センチメートル程度の横板を取り付けてあるものを標準とし、公衆の通行が禁止されていることが明らかにわかるものであって、かつ、容易に転倒しないものでなければならない。また、移動さくの高さが１メートル以上となる場合は、金網等を張り付けるものとする。

第１２　さくの彩色

固定さくの袴(はかま)部分及び移動さくの横板部分は、黄色と黒色を交互に斜縞(しま)に彩色（反射処理）するものとし､彩色する各縞(しま)の幅は 10 センチメートル以上 15 センチメートル以下、水平との角度は 45　度を標準とする。ただし、袴(はかま)及び横板の３分の２以下の部分に黄色又は白色で彩色した箇所を設け、この部分に工事名、起業者名、施工者名、公衆への注意事項等を記入することはさしつかえない。

第１３　移動さくの設置及び撤去方法

施工者は、移動さくを連続して設置する場合には、原則として移動さくの長さを超えるような間隔をあけてはならず、かつ、移動さく間には保安灯又はセーフティコーンを置き、作業場の範囲を明確にしなければならない。

２．施工者は、移動さくを屈曲して設置する場合には、その部分は間隔をあけてはならない。また、交通流に対面する部分に移動さくを設置する場合は、原則としてすりつけ区間を設け、かつ、間隔をあけないようにしなければならない。
３．施工者は、歩行者及び自転車が移動さくに沿って通行する部分の移動さくの設置に当たっては、移動さくの間隔をあけないようにし、又は移動さくの間に安全ロープ等を張ってすき間のないよう措置しなければならない。
４．施工者は、移動さくの設置及び撤去に当たっては、交通の流れを妨げないよう行わなければならない。

第１４　作業場への車両の出入

施工者は、道路上に作業場を設ける場合は、原則として、交通流に対する背面から車両を出入りさせなければならない。ただし、周囲の状況等によりやむを得ない場合においては、交通流に平行する部分から車両を出入りさせることができる。この場合においては、交通誘導員を配置し、できるだけ一般車両の通行を優先するとともに公衆の通行に支障を与えないようにしなければならない。

第１５　作業場内の工事用車両の駐車

施工者は、道路上に設置した作業場内に、原則として、作業に使用しない車両を駐車させてはならない。また、作業に使用する作業中の車両にあっては、やむを得ない場合を除き、運転手を当該車両に常駐させなければならない。

第１６　作業場の出入口

施工者は、作業場の出入口には、原則として、引戸式の扉を設け、作業に必要のない限り、これを閉鎖しておくとともに、公衆の立入りを禁ずる標示板を掲げなければならない。ただし、車両の出入りが頻繁なときは扉を開放しておくことができるが、その間、必ず見張員を配置し、出入りする車両の誘導にあたらせなければならない。
２．施工者は、作業場に出入りする車両等が、道路構造物及び交通安全施設等に損傷を与えることのないよう注意しなければならない。損傷させた場合には、直ちに当該管理者に報告し、その指示により復旧しなければならない。

第３章　交 通 対 策

第１７　道路標識等

起業者及び施工者は、道路敷に又は道路敷に接して作業場を設けて土木工事を施工する場合には、工事による一般交通への危険及び渋滞の防止、歩行者の安全等を図るため、事前に道路状況を把握し、交通の処理方法について検討の上、道路管理者及び所轄警察署長の指示するところに従い、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年総理府・建設省令第３号)」及び「道路工事現場における標示施設等の設置基準（昭和 37 年建設省道発第 372 号)」による道路標識、標示板等で必要なものを設置しなければならない。

２．施工者は工事用の諸施設を設置するに当たって必要がある場合は、周囲の地盤面から高さ 0.8 メートル以上２メートル以下の部分については、通行者の視界を妨げることのないよう必要な措置を講じなければならない。

第１８　保 安 灯

施工者は、道路上において又は道路に接して土木工事を夜間施工する場合には、道路上又は道路に接する部分に設置したさく等に沿って、高さ１メートル程度のもので夜間 150 メートル前方から視認できる光度を有する保安灯を設置しなければならない。

この場合、設置間隔は、交通流に対面する部分では２メートル程度、その他の道路に面する部分では４メートル以下とし、囲いの角の部分については特に留意して設置しなければならない。

第１９　遠方よりの工事箇所の確認

施工者は、交通量の特に多い道路上において土木工事を施工する場合には、遠方からでも工事箇所が確認でき、安全な走行が確保されるよう、保安施設を適切に設置しなければならない。このため、第１７（道路標識等）及び第１８（保守灯）に規定する道路標識及び保守灯の設置に加えて、作業場の交通流に対面する場所に工事中であることを示す標示板（原則として内部照明式）を設置するものとする。さらに、必要に応じて夜間 200 メートル前方から視認できる光度を有する回転式か点滅式の黄色又は赤色の注意灯を、当該標示板に近接した位置に設置しなければならない。

２．前項の場合において、当該標示板等を設置する箇所に近接して、高い工事用構造物等があるときは、これに標示板等を設置することができる。

３．施工者は、工事を予告する道路標識、標示板等を、工事箇所の前方 50 メートルから 500 メートルの間の路側又は中央帯のうち視認しやすい箇所に設置しなければならない。

第２０　作業場付近における交通の誘導

施工者は、道路上において土木工事を施工する場合には、道路管理者及び所轄警察署長の指示を受け、作業場出入口等に必要に応じて交通誘導員を配置し、道路標識、保安灯、セーフティコーン又は矢印板を設置する等、常に交通の流れを阻害しないよう努めなければならない。なお、交通量の少ない道路にあっては、簡易な自動信号機によって交通の誘導を行うことができる。

また、近接して他の工事が行われる場合には、施工者間で交通の誘導について十分な調整を行い、交通の安全の確保を図らなければならない。

第２１　まわり道

起業者及び施工者は、土木工事のために一般の交通を迂回させる必要がある場合においては、道路管理者及び所轄警察署長の指示するところに従い、まわり道の入口及び要所に運転者又は通行者に見やすい案内用標示板等を設置し、運転者又は通行者が容易にまわり道を通過し得るようにしなければならない。

第２２　車両交通のための路面維持

施工者は、道路を掘削した箇所を車両の交通の用に供しようとするときは、埋戻したのち、原則として、仮舗装を行い、又は覆工を行う等の措置を講じなければならない。この場合、周囲の路面との段差を生じないようにしなければならない。

やむを得ない理由で段差が生じた場合は、５パーセント以内の勾配ですりつけるものとし、施工上すりつけが困難な場合には、標示板等によって通行車両に予知させなければならない。

２．施工者は、道路敷において又は道路敷に接して工事を行う場合で、特に地下掘進工事を行うときは、路面の変状観測を行うものとし、必要に応じ、本章各項に規定する設置を講じなければならない。

第２３　車道幅員

起業者及び施工者は、土木工事のために一般の交通の用に供する部分の通行を制限する必要のある場合においては、道路管理者及び所轄警察署長の指示に従うものとし、特に指示のない場合は、次の各号に掲げるところを標準とする。

一　制限した後の道路の車線が１車線となる場合にあっては、その車道幅員は３メートル以上とし、２車線となる場合にあっては、その車道幅員は５．５メートル以上とする。

二　制限した後の道路の車線が１車線となる場合で、それを往復の交互交通の用に供する場合においては車線、その制限区間はできるだけ短くし、その前後で交通が渋滞することのないように措置するとともに、必要に応じて交通誘導員等を配置する。

第２４　歩行者対策

起業者及び施工者は、第 23（車道幅員）に規定する場合において、歩行者が安全に通行し得るために歩行者用として別に幅 0.75 メートル以上、特に歩行者の多い箇所においては幅 1.5 メートル以上の通路を確保しなければならない。

この場合、車両の交通の用に供する部分との境には第 11（さくの規格、寸法）から第 13（移動さくの設置及び撤去方法）までの規定に準じてすき間なく、さく等を設置する等歩行者用通路を明確に区分するとともに、歩行に危険のないよう路面の凹凸をなくし、必要に応じて階段等を設けておかなければならない。

第２５　通路の排水

施工者は土木工事の施工に当たり、一般の交通の用に供する部分について、雨天等の場合でも通行に支障がないよう、排水を良好にしておかなければならない。

第２６　高い構造物等及び危険箇所の照明

施工者は、道路上に又は道路に近接して杭打機その他の高さの高い工事用機械類若しくは構造物を設置しておく場合又は工事のため一般の交通にとって危険が予想される箇所がある場合においては、それらを白色照明灯で照明し、それらの所在が容易に確認できるようにしなければならない。

２．前項の場合において、照明装置は、その直射光が通行者の眼を眩惑（げん）しないようにしなければならない。

第２７　施設の維持等

起業者及び施工者は、第２章及び本章の規定に基づいて必要な施設を設置したときは、それらの施設が十分に機能を発揮するよう維持するとともに、標示

板等が、道路標識等の効果を妨げることのないよう注意しなければならない。

第４章　軌道等の保全

第２８　軌道経営者との事前協議

起業者は、軌道敷内又は軌道敷に近接した場所で土木工事を施工する場合においては、あらかじめ軌道経営者と協議して、工事中における軌道の保全方法につき、次の各号に掲げる事項について決定しなければならない。

一　軌道経営者に委託する工事の範囲

二　工事中における軌条、架線等の支持方法

三　工事中における軌道車両の通行に関する規制及び規制を実施するための具体的方法

四　軌道車両の通行のために必要な工事施工の順序及び方法並びに作業時間等に関する規制及び規制を実施するための具体的方法

五　工事中軌条、架線等の取りはずしを行う必要の有無及び必要ある場合の取りはずし方法、実施時間等

六　相互の連絡責任者及び連絡方法

七　その他、軌道保全に関し必要な事項

八　前各号の事項に関し、変更の必要が生じた場合の具体的措置

第２９　軌道施設等の仮移設等

起業者は、土木工事に関して軌条、停留場、安全地帯等の軌道施設等の仮移設等が必要となる場合においては、あらかじめ軌道経営者、道路管理者及び所轄警察署長と協議しなければならない。

第３０　協議事項の周知及び遵守

起業者は、第 28（軌道経営者との事前協議）及び第 29（軌道施設等の仮移設等）の規定に基づく協議により決定された事項を、施工者に周知徹底させなければならない。

２．施工者は、第 28（軌道経営者との事前協議）及び第 29（軌道施設等の仮移設等）の規定に基づいて決定された事項を遵守し、疑問の生じた場合には、その事項について起業者に確認しなければならない。

第３１　絶 縁 エ

起業者及び施工者は、軌道帰線から１メートル以内の箇所に、金属製の管路等を埋設する等の場合においては、軌道経営者の指示に従い絶縁工を施さなければならない。

第３２　鉄　　道

起業者は、鉄道敷内又は鉄道敷に近接した場所で土木工事を施工する場合においては、鉄道経営者に委託する工事の範囲及び鉄道保全に関し必要な事項を鉄道経営者と協議しなければならない。

第５章　埋 設 物

第３３　保安上の事前措置

起業者は、土木工事の設計に当たっては、工事現場、工事用の通路及び工事現場に近接した地域にある埋設物について、埋設物の管理者の協力を得て、位置、規格、構造及び埋設年次を調査し、その結果に基づき埋設物の管理者及び関係機関と協議確認の上、設計図書にその埋設物の保安に必要な措置を記載して施工者に明示しなければならない。

第３４　立　　会

起業者は、埋設物の周辺で土木工事を施工する場合において、第 33（保安上の事前措置）に規定する調査を行うに当たっては、原則として、各種埋設物の管理者に対し埋設物の種類、位置（平面、深さ）等の確認のため、第 36（埋設物の確認）の規定による立会を求めなければならない。ただし、各種埋設物の状況があらかじめ明らかである場合はこの限りではない。

第３５　保安上の措置

起業者又は起業者から埋設物の保安に必要な措置を行うよう明示を受けた施工者は、埋設物に近接して土木工事を施工する場合には、あらかじめその埋設物の管理者及び関係機関と協議し、関係法令等に従い、工事施工の各段階における保安上の必要な措置、埋設物の防護方法、立会の有無、緊急時の連絡先及びその方法、保安上の措置の実施区分等を決定するものとする。

２．起業者が前項の規定により決定し、施工者に通知したときは、施工者は決定事項を厳守しなければならない。

第３６　埋設物の確認

起業者又は施工者は、埋設物が予想される場所で土木工事を施工しようとするときは、施工に先立ち、埋設物管理者等が保管する台帳に基づいて試掘等を行い、その埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を原則として目視により確認しなければならない。

なお、起業者又は施工者は、試掘によって埋設物を確認した場合においては、その位置等を道路管理者及び埋設物の管理者に報告しなければならない。この場合、深さについては、原則として標高によって表示しておくものとする。

２．施工者は、工事施工中において、管理者の不明な埋設物を発見した場合、埋設物に関する調査を再度行い、当該管理者の立会を求め、安全を確認した後に処置しなければならない。

第３７　布掘り及びつぼ掘り

施工者は、道路上において土木工事のために杭、矢板等を打設し、又は穿孔等を行う必要がある場合においては、埋設物のないことがあらかじめ明確である場合を除き、埋設物の予想される位置を深さ 2　メートル程度まで試掘を行い、埋設物の存在が確認されたときは、布掘り又はつぼ掘りを行ってこれを露出させなければならない。

第３８　露出した埋設物の保安維持等

施工者は、工事中埋設物が露出した場合においては、第 35（保安上の措置ンの規定に基づく協議により定められた方法によって、これらの埋設物を維持し、工事中の損傷及びこれによる公衆災害を防止するために万全を期するとともに、協議によって定められた保安上の措置の実施区分に従って、常に点検等を行わなければならない。

なお、露出した埋設物には、物件の名称、保安上の必要事項、管理者の連絡先等を記載した標示板を取り付ける等により、工事関係者等に対し注意を喚起しなければならない。

２．露出した埋設物がすでに破損していた場合においては、施工者は、直ちに起業者及びその埋設物の管理者に連絡し、修理等の措置を求めなければならない。

３．施工者は、露出した埋設物が埋戻した後において破損するおそれのある場合には、起業者及び埋設物の管理者と協議の上、適切な措置を行うことを求め、工事終了後の事故防止について十分注意しなければならない。

４．施工者は、第１項の規定に基づく点検等の措置を行う場合において、埋設

物の位置が掘削床付け面より高い等通常の作業位置からの点検等が困難な場合には、あらかじめ起業者及びその埋設物管理者と協議の上、点検等のための通路を設置しなければならない。

ただし、作業のための通路が点検のための通路として十分利用可能な場合にはこの限りではない。

第３９　近接位置の掘削

施工者は、埋設物に近接して掘削を行う場合には、周囲の地盤のゆるみ、沈下等に十分注意するとともに、必要に応じて埋設物の補強、移設等について、起業者及びその埋設物の管理者とあらかじめ協議し、埋設物の保安に必要な措置を講じなければならない。

第４０　火　　気

施工者は、可燃性物質の輸送管等の埋設物の付近において、溶接機、切断機等火気を伴う機械器具を使用してはならない。

ただし、やむを得ない場合において、その埋設物の管理者と協議の上、周囲に可燃性ガス等の存在しないことを検知器等によって確認し、熱遮へい装置など埋設物の保安上必要な措置を講じたときにはこの限りではない。

第６章　土　留　工

第４１　土留工を必要とする掘削

起業者又は施工者は、地盤を掘削する場合においては、掘削の深さ、掘削を行っている期間、当該工事区域の土質条件、地下水の状況、周辺地域の環境条件等を総合的に勘案して、土留工の型式を決定し、安全かつ確実に工事が施工できるようにしなければならない。

この場合、切取り面にその箇所の土質に見合った勾(こう)配を保って掘削できる場合を除き、掘削の深さが 1.5 メートルを超える場合には、原則として、土留工を施すものとする。また、掘削深さが４メートルを超える場合、周辺地域への影響が大きいことが予想される場合等重要な仮設工事においては､親杭横矢板、鋼矢板等を用いた確実な土留工を施さなければならない。

第４２　土質調査

起業者は、重要な仮設工事を行う場合においては、既存の資料等により工事

区域の土質状況を確認するとともに、必要な土質調査を行い、その結果に基づいて土留工の設計、施工方法等の検討等を行うものとする。

第４３　土留工の構造

土留工の安定に関する設計計算は、学会その他で技術的に認められた方法及び基準に従い、施工期間中における降雨等による条件の悪化を考慮して行わなければならない。また、土留工の構造は、その計算結果を十分満足するものでなければならない。

第４４　杭、鋼矢板等の打設工程

施工者は、道路において杭、鋼矢板等を打設するためこれに先行する布掘りを行う場合には、その布掘りの工程の範囲は、杭、鋼矢板等の打設作業の工程の範囲において必要最小限にとどめ、打設後は速やかに埋め戻し、念入りに締め固めて従前の機能を維持し得るよう表面を仕上げておかなければならない。

なお、杭、鋼矢板等の打設に際しては、周辺地域への環境対策についても配慮しなければならない。

第４５　鋼矢板等の適用

起業者又は施工者は、掘削予定箇所の土質が軟弱で、地下水位が高い等好ましくない条件のもとで工事を行う場合においては、鋼矢板による土留工法又はこれと同等以上の安全性を有する土留工法を採用しなければならない。

第４６　杭、鋼矢板等の根入れ

杭、鋼矢板等の根入れ長は、安定計算、支持力の計算、ボイリングの計算及びヒービングの計算により決定するものとする。この場合、重要な仮設工事にあっては、原則として根入れ長は、杭の場合においては 1.5 メートル、鋼矢板等の場合においては 3.0 メートルを下回ってはならない。

第４７　軟弱地盤対策

起業者又は施工者は、掘削基盤付近の地盤が沈下、移動又は隆起するおそれがある場合においては、土留壁の根入れ長の増加、底切りばりの設置、地盤改良等適切な措置を講じるとともに、工程及び工法についても安全が確保できるように配慮しなければならない。

第４８　親杭横矢板

重要な仮設工事に用いる親杭横矢板は、次の各号に掲げるところを標準とする。

一　土留杭は、Ｈ－ 300 を最小部材とする。

二　土留板は、所要の強度を有する木材で最小厚を３センチメートルとし、その両端が、４センチメートル以上（当該土留板の板厚が４センチメートルを超えるときには当該板厚以上）土留杭のフランジに係る長さを有するものとする。

２．施工者は、土留板を掘削後速やかに掘削土壁との間にすき間のないようにはめ込まなければならない。また、土壁との間にすき間ができたときは裏込め、くさび等ですき間のないように固定しなければならない。

第４９　鋼矢板の寸法

重要な仮設工事に用いる鋼矢板は、Ⅲ型以上を標準とする。

第５０　腹おこし

施工者は、腹おこしの施工に当たっては、土留杭又は鋼矢板等と十分密着するようにし、すき間を生じたときはパッキング材等で土留からの荷重を均等に受けられるようにするとともに、受け金物、吊り下げワイヤー等によって支持し、振動その他により落下することのないようにしなければならない。

２．重要な仮設工事にあっては、次の各号に掲げるところを標準とする。

一　腹おこしは、Ｈ－ 300 を最小部材とし、継手間隔は６メートル以上とする。

二　腹おこしの垂直間隔は、３メートル程度とし、土留杭又は鋼矢板等の頂部から１メートル程度以内のところに、第１段の腹おこしを施すものとする。

ただし、覆工を要する部分にあって受桁がある場合においては、第１段の腹おこしは、土留杭又は鋼矢板等の頂部から１メートルを超えるところに施すことを妨げない。

第５１　切りばり

施工者は、切りばりを施工するに当たっては、切りばりを腹おこしの間に接続し、ジャッキ等をもって堅固に締めつけるとともに、ゆるみ等を生じても落下することのないよう中間杭、ボルト等によって支持しなければならない。

２．施工者は、切りばりに、腹おこしからくる土圧以外の荷重が加わるおそれがある場合、又は荷重をかける必要のある場合においては、それらの荷重に

対して必要な補強措置を講じなければならない。

３．施工者は、切りばりには、座屈のおそれがないよう十分な断面と剛性を有するものを使用しなければならない。

４．施工者は、切りばりには、原則として継手を設けてはならたい。ただし、掘削幅が大きい等やむを得ない場合においては、次の各号に掲げるところにより継手を設けることができるものとする。

一　切りばりの継手は、十分安全な強度をもつ突合せ継手とし、座屈に対しては、水平継材、垂直継材又は中間杭で切りばり相互を緊結固定すること。

二　中間杭を設ける場合は、中間杭相互にも水平連結材を取り付け、これに切りばりを緊結固定すること。

三　一方向切りばりに対して中間杭を設ける場合においては、中間杭の両側に腹おこしに準ずる水平連結材を緊結し、この連結材と腹おこしの間に切りばりを接続すること。

四　二方向切りばりに対して中間杭を設ける場合には、切りばりの交点に中間杭を設置して、両方の切りばりを中間杭に緊結すること。

５．重要な仮設工事に当たっては、次の各号に掲げるところを標準とする。

一　切りばりは、Ｈ－ 300 を最小部材とする。

二　切りばりは、水平間隔５メートル以下、垂直間隔３メートル程度にし、掘削に従って速やかに取り付けなければならない。

ただし、切りばりの設置間隔については、大規模な地下掘削工事等において、計算等によりその安全性が確認された場合はこの限りではない。

第５２　杭、鋼矢板等の変形等

施工者は、打設した杭、鋼矢板等が不測の障害物等のために変形し又は貫入しなかった場合においては、所期の目的にかなうよう適宜補強しなければならない。

第５３　鋼矢板等の欠損部

起業者及び施工者は、鋼矢板等連続性の土留壁が埋設物等のために欠損部を生じた場合においては、その土留壁と同等以上の安全性を有する補強工法を採用し、施工者は、欠損部が弱点となることのないよう慎重に施工しなければならない。

第５４　土留工の管理

施工者は、土留工を施してある間は常時点検を行い、土留用部材の変形、そ

の緊結部のゆるみなどの早期発見に努力し、事故防止に努めなければならない。
また、必要に応じて施工者は、測定計器を使用し、土留工に作用する荷重、変位等を測定し、安全を確認しながら施工しなければならない。

２．施工者は、土留工を施してある間、必要がある場合は、定期的に地下水位、地盤沈下又は移動を観測してこれを記録し、地盤の隆起、沈下等異常が発生したときは埋設物の管理者等に連絡し、保全上の措置を講じるとともに、その旨を起業者その他関係者に通知しなければならない。

第７章　覆　　工

第５５　設計荷重及び許容応力

起業者及び施工者は、土木工事の施工区域又はこれに隣接した区域における路面覆工の設計に当たっては、当該設置場所の管理者が必要と認める設計荷重及び主要材料の許容応力度等を用いなければならない。

第５６　覆 工 板

施工者は、覆工には、原則として、ずれ止めのついた鋼製又はコンクリート製覆工板等を使用するものとする。
この場合、覆工した部分の換気に留意しなければならない。

第５７　覆工部の表面

施工者は、段差を生じないように覆工板を取り付けなければならない。やむを得ず段差が生じるときは、適切にすりつけを行わなければならない。

２．施工者は、各覆工板の間にすき間を生じないように覆工板を取り付けなければならない。

第５８　取付け部

施工者は、覆工部と道路部とが接する部分については、アスファルト・コンクリート等ですき間を充填するとともに、表面の取付けについては第 22（車両交通のための路面維持）の規定に準じて行わなければならない。
また、覆工部の端部は、路面の維持を十分行わなければならない。

第５９　小部分の短期間工事

施工者は、布掘り、つぼ掘り等で極めて小部分を一昼夜程度の短期間で掘削

する場合においては、原則として埋戻しを行い、交通量に応じた仮復旧を行わなければならない。

なお、橋面等の小規模工事で、やむを得ず鉄板により覆工を行う場合は、滑止めのついた鉄板を用いることとし、鉄板のすりつけに留意するとともに、鉄板の移動が生じないようにしなければならない。

第６０　滑 止 め

施工者は、覆工板に鋼製のものを使用する場合においては、滑止めのついたものでなければならない。

第６１　覆工板の取付け

施工者は、覆工板の取付けに当たっては、通行車両によるはね上がりや車両の制動に伴う水平方向等の移動を生じないようにしなければならない。

第６２　覆工板の支承部

受桁の覆工板支承部は、覆工板が破損しないよう十分支持面をとらなければならない。

第６３　覆工板の受桁

施工者は、覆工板の受桁は、原則として、鋼製のものを使用し、埋設物の吊桁を兼ねてはならない。

２．前項の受桁は、所要の強度を有するとともに、活荷重による中央部のたわみは、原則として最大スパンの 400 分の 1 以下で、かつ、2.5 センチメートル以下としなければならない。

３．施工者は、路面勾配がある場合は、荷重が正確に受桁に伝わる構造とし、また、受桁の転倒防止のための補強を行わなければならない。

第６４　覆工板の受桁の支承部

施工者は、覆工板の受桁を、その両端及び必要ある場合は、中間点において沈下及び移動のないよう堅固に固定しなければならない。

２．前項の場合において、固定する部分の荷重を土留杭、鋼矢板、中間杭等で支持させようとするときは、その土留杭等の列の頂部に溝型鋼、山型鋼等を緊結し、その溝型鋼等に受桁を固定するものとする。土留杭が木又はコンクリート製のものである場合においては、桁の両端を地山の中に埋め込む等適切な方法を講じなければならない。

３．前項の溝型鋼等は、土留杭、鋼矢板、中間杭等に緊結し、受桁（げた）からくる荷重をなるべく多数の土留杭等に分布するよう処置しなければならない。

第６５　覆工部の出入口

施工者は、覆工部の出入口を道路敷地内に設ける場合においては、原則として作業場内に設けることとし、やむを得ず作業場外に設ける場合には、歩行者等に迷惑を及ぼさない場所に設けなければならない。

２．施工者は、地下への出入口の周囲には、高さ 1.2 メートル程度の堅固な囲いをし、確認し得るよう彩色、照明を施さなければならない。

この場合における彩色は、第 12（さくの彩色）の規定に準ずるものとする。

３．施工者は、前項の囲いの出入口の扉は、出入時以外は常に閉鎖しておかなければならない。

第６６　資器材等の搬入

施工者は、資器材等の搬入等に当たり、覆工板の一部をはずす場合においては、必ずその周囲に移動さく等を設けるとともに、専任の誘導員を配置して関係者以外の立入りを防止し、夜間にあっては照明を施さなければならない。

２．施工者は、資器材等の搬入等の作業が終了したときは、速やかに覆工板を復元しなければならない。

第６７　維持管理

施工者は、覆工部については、保安要員を配置し、常時点検してその機能維持に万全を期するとともに、特に次の各号に注意しなければならない。

一　覆工板の摩耗、支承部における変形等による強度の低下に注意し、所要の強度を保つよう維持点検すること。

二　滑止め加工のはく離、滑止め突起の摩滅等による機能低下のないよう維持点検すること。

三　覆工板のはね上がりやゆるみによる騒音の発生、冬期の凍結及び振動による移動についても維持点検すること。

四　覆工板の損傷等による交換に備え、常に予備覆工板を資材置場等に用意しておくこと。

第８章　補助工法

第６８　補助工法の採用

起業者又は施工者は、事前調査の結果、掘削に際して地盤が不安定で施工が困難であり、又は掘削が周辺地盤及び構造物に影響を及ぼすおそれのある場合は、薬液注入工法、地下水位低下工法、地盤改良工法等の適切な補助工法を用い、地盤の安定を図らなければならない。

第６９　事前調査及び補助工法の選定

起業者又は施工者は、補助工法を用いる場合は、あらかじめ周辺地域の地盤構成、埋設物、地下水位、公共用水域、井戸、隣接地下構造物等についての事前調査を行わなければならない。

２．起業者又は施工者は、補助工法の選定に当たっては、前項の事前調査の結果に基づき、施工条件、環境条件、安全性、工程等に留意し、適切な補助工法を選定しなければならない。

第７０　薬液注入工法

起業者及び施工者は、薬液注入工法を用いる場合においては、使用する薬液、薬液の保管、注入作業管理、排出水等の処理、掘削土及び残材の処分方法、周辺の地下水、公共用水域等の水質の監視等について、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針（昭和 49 年建設省官技発第 160 号）」及び「薬液注入工事に係わる施工管理等について（平成 2 年技調発第 188 号）」の定めるところに従わなければならない。

２．施工者は、注入圧力及び注入量を常時監視するとともに、周辺地域の地表面及び構造物の変状、地下水位及び水質の変化等を定期的に測定し、これらの異常の有無を監視しなければならない。

この場合において、異常が認められ、周辺に危害を及ぼすおそれが生じたときは、施工者は、直ちに注入を中止し、起業者と協議の上、その原因を調査し、保全上の措置を講じなければならない。

第７１　地下水位低下工法

起業者又は施工者は、地下水位低下工法を用いる場合は、地下水位、可能水位低下深度、水位低下による周辺の井戸及び公共用水域等への影響並びに周辺

地盤、構造物等の沈下に与える影響を十分検討、把握しなければならない。

２．施工者は、地下水位低下工法の施工期間を通して、計画の地下水位を保つために揚水量の監視、揚水設備の保守管理及び工事の安全な実施に必要な施工管理を十分行わなければならない。特に必要以上の揚水をしてはならない。

３．施工者は、揚水した地下水の処理については、周辺地域への迷惑とならないように注意しなければならない。

なお、排水の方法等については、第 74（排水の処理）の規定によらなければならない。

４．施工者は、施工期間を通して、工事現場及び周辺地域の地下水位並びに地表面、構造物等の変状を定期的に測定することにより、異常の有無を監視しなければならない。周辺に危害を及ぼすおそれが認められたときは、施工者は、起業者と協議し、直ちに原因の調査及び保全上の措置を講じた後に、より安全な工法の検討を行わなければならない。

第７２　地盤改良工法

施工者は、地盤改良工法を用いる場合において、土質改良添加剤の運搬・保管及び地盤への投入・混合に際しては、周辺への飛散、流出等により周辺環境を損なうことのないよう留意しなければならない。

２．施工者は、危険物に指定される土質改良添加剤を用いる場合においては、消防法等の定めるところに従ってこれを取扱い、公衆へ迷惑を及ぼすことのないよう留意しなければならない。

３．施工者は、施工中においては、近接地盤の隆起や側方変位を測定しなければならない。周辺に危害を及ぼすような地盤の変状が認められた場合は作業を中止し、施工者は、起業者と協議の上、原因の調査及び保全上の措置を講じなければならない。

第９章　湧水等の処理

第７３　湧水及び漏水

起業者及び施工者は、掘削箇所内に多量の湧水又は漏水、土砂の流出、地盤のゆるみ等により、周辺への影響が生じるおそれのある場合には、その箇所に第８章に規定する薬液注入工法等を採用し、安全の確保に努めなければならない。

第７４　排水の処理

施工者は、掘削工事を行うに当たっては、必要に応じて掘削箇所内に排水溝を設けなければならない。特に河川あるいは下水道等に排水する際には、水質の調査を行った後、排水するものとし、事前に、河川法、下水道法等の規定に基づき、当該管理者に届出を提出し、あるいは許可を受けなければならない。

なお、土粒子を含む水のくみ上げに当たっては、少なくとも、沈砂・ろ過施設等を経て排水しなければならない。

第１０章　建設副産物の処理

第７５　建設副産物の処理

建設副産物の処理に当たっては、「建設副産物適性処理推進要綱（平成 14 年 5 月 30 日改正）」を遵守して行わなければならない。

第１１章　埋　戻　し

第７６　杭、鋼矢板等の措置

施工者は、埋戻しに際して、杭、鋼矢板等については撤去することを原則とし、これらを撤去することが不適切又は不可能な場合においては、当該杭、鋼矢板等の上端は、打設場所の当該管理者により指示され又は協議により決定された位置で切断撤去を行わなげればならない。また、埋戻しに先立って路面覆工の受け杭などを切断処理する場合には、その処理方法を関係管理者と協議の上施工しなければならない。

なお、残置物については、その記録を整備し、関係管理者に提出しなければならない。

第７７　切りばり、腹おこしの措置

施工者は、切りばり、腹おこし、グランドアンカー等の土留め用の支保工の撤去に当たっては、周辺の地盤をゆるめ、地盤沈下の原因とならないよう十分検討しなければならない。

また、支保工の解体は原則として、解体しようとする支保工部材の下端まで埋戻しが完了した後行わなければならない。

なお、残置物については、あらかじめ関係管理者と協議し、その記録を整備し関係管理者に提出しなければならない。

第７８　掘削箇所内の点検

施工者は、埋戻しに先立ち、必要に応じて埋設物管理者の立会を求め、掘削箇所内を十分点検し、不良埋設物の修理、埋設物支持の確認、水みちの制止等を十分に行わなければならない。特に、地下水位が高く、感潮する箇所にあっては、その影響を十分考慮し、起業者と協議の上、措置しなければならない。

第７９　一般部の埋戻し方法

施工者は、道路敷における埋戻しに当たっては、道路管理者の承諾を受け、又はその指示に従い、指定された土砂を用いて、原則として、厚さ 30 センチメートル、路床部にあっては厚さ 20 センチメートルを越えない層ごとに十分締め固め、将来、陥没、沈下等を起こさないようにし、道路敷以外における埋戻しに当たっては、当該土地の管理者の承諾を得て、良質の土砂を用い、原則として、厚さ 30 センチメートル以下の層ごとに十分締固めを行わなければならない。

ただし、施工上やむを得ない場合は、道路管理者又は当該土地の管理者の承諾をうけ、他の締固め方法を用いることができる。

第８０　杭、鋼矢板引抜き箇所の埋戻し方法

施工者は、杭、鋼矢板等の引抜き箇所の埋戻しに当たっては、地盤沈下を引き起こさないよう、水締め等の方法により、十分注意して施工しなければならない。なお、民地家屋近接部、埋設物近接部など地盤沈下による影響が大きいと判断される場合には、起業者及び関係管理者と協議を行い、貧配合モルタル注入等の地盤沈下防止措置を講じなければならない。

第８１　埋設物周りの埋戻し方法

施工者は、埋設物周りの埋戻しに当たっては、関係管理者の承諾を受け、又はその指示に従い、良質な砂等を用いて、十分締め固めなければならない。また、埋設物に偏圧や損傷等を与えないように施工しなければならない。

また、埋設物が輻輳する等により、締固めが十分できない場合には、施工者は、起業者及び関係管理者と協議を行い、エアモルタル充填等の措置を講じなければならない。

第８２　構造物等の周囲の埋戻し方法

施工者は、構造物等の周囲の埋戻しに当たり、締固め機械の使用が困難なと

きは、関係管理者の承諾を受け、又はその指示に従い、良質の砂等を用いて水締め等の方法により埋め戻さなければならない。

また、民地近接部、埋設物近接部など土留壁の変形による地盤沈下の影響が予想される場所については、起業者及び関係管理者と協議の上、貧配合モルタル注入、貧配合コンクリート打設等の措置を講じなければならない。

第１２章　機械・電気

第８３　機　　械

起業者又は施工者は、建設機械の選定に当たっては、騒音、振動等について地域・環境対策に十分配慮しなければならない。

また、機械の能力は、特に公衆災害の防止の見地に立って、安全に作業ができるよう、工事の規模、機械の設置位置等に見合ったものとしなければならない。

２．施工者は、建設機械を、原則として主たる用途以外の用途に使用してはならない。

第８４　掘削土搬出用施設

施工者は、道路上又は道路に近接して掘削土搬出用の施設を設ける場合においては、その垂直投影面は、原則として、作業場内になければならない。

２．施工者は、掘削土搬出用施設にステージがある場合においては当該ステージを、厚さが３センチメートル以上の板又はこれと同等以上の強度を有する材料ですき間のないように張り、また作業場の周囲から水平距離 1.5 メートル以内にあるステージについては、その周辺をステージの床から高さ 1.2 メートル以上のところまで囲わなければならない。

３．施工者は、掘削土搬出用施設が家屋に近接してある場合においては、その家屋に面する部分を、塵埃（じんあい）及び騒音の防止等のため、遮へいしなければならない。

第８５　杭打機等の選定

起業者又は施工者は、支柱等のある杭打機、クレーン等の機械類を選定するに際しては、自立できるもので、安全な作業ができる能力の機種を選定しなければならない。

また、この場合において施工者は、作業に際し、あらかじめ公衆災害防止に

係わる安全な作業手順を定め、工事関係者に周知させなければならない。

第８６　組立て及び解体

施工者は、第 85（杭打機等の選定）に規定する機械類の組立及び解体に当たっては、機械の使用法に精通した者の直接の指揮により、定められた手順を厳守して行わなければならない。

第８７　機械類の使用及び移動

施工者は、機械類を使用し、又は移動させる場合においては、それらの機械類に関する法令等の定めを厳守し、架線その他の構造物に接触し、若しくは法令等に定められた範囲以上に近接し、又は道路等に損傷を与えることのないようにしなければならない。

２．施工者は、機械類を使用する場合においては、その作動する範囲は原則として作業場の外に出てはならない。

３．施工者は、架線、構造物等若しくは作業場の境界に近接して、又はやむを得ず作業場の外に出て機械類を操作する場合においては、歯止めの設置、ブームの回転に対するストッパーの使用、近接電線に対する絶縁材の装着、見張員の配置等必要な措置を講じなければならない。

第８８　軟弱な地盤上の安定

施工者は、軟弱な地盤の上で機械類を使用する場合においては、それらの機械類が倒れないように敷材を敷く等適切な措置を講じるとともに、移動に当たっては細心の注意を払わなければならない。

特に、高い支柱等のある機械類は、地盤の傾斜角に応じて転倒の危険性が高まるので、常に水平に近い状態で使用するよう必要に応じて適切な支持地盤養生を行わなければならない。

第８９　休　　止

施工者は、可動式の機械類を休止させておく場合においては、傾斜のない堅固な地盤の上に置くとともに、運転者が当然行うべき措置を講じさせるほか、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一　ブームを有する機械類については、そのブームを最も安定した位置に固定するとともに、そのブームに自重以外の荷重がかからないようにすること。

二　ウインチ等のワイヤー、フック等の吊り下げ部分については、それらの

吊り下げ部分を固定し、ワイヤーに適度の張りをもたせておくこと。

三　ブルドーザー等の排土板等については、地面又は堅固な台上に定着させておくこと。

四　車輪又は履帯を有する機械類については、歯止め等を適切な箇所に施し、逸走防止に努めなければならない。

２．施工者は、傾斜のない地盤が得られない場所で車輪又は履帯を有する機械類を休止させる場合においては、機械が左右方向に傾斜しないようにするとともに、動き出すおそれのある方向と逆の方向へ駆動する最低速度段の変速ギヤーを入れ、クラッチをつなぎ、歯止め等を適切な箇所に施し、逸走防止に努めなければならない。

３．施工者は、機械類を操作している者が一時所定の位置を離れる場合においては、原動機を止め、又は電源を切り、制動をかける等事故の防止に必要な措置を講じ、かつ、起動用の鍵を取りはずして保管しておかなければならない。

第９０　機械の能力

施工者は、機械類を使用する場合においては、それらの機械類の能力を十分に把握・理解し、その能力を超えて使用してはならない。

２．施工者は、使用する方向又は角度によって能力の変化する機械類を使用する場合においては、それらの機械類の能力の変化について十分配慮し、その能力の変化表を運転席の見やすい箇所に表示しておかなければならない。

３．施工者は、過度に高い杭打機等又は過度に長いクレーン等のブームを使用しないように努めなければならない。

第９１　安全装置

施工者は、機械類の安全装置が、その機能を十分発揮できるように常に整備しておかなければならない。

第９２　仮設電気設備

起業者及び施工者は、仮設電気設備を設けるときは、「電気設備技術基準（昭和 40 年通商産業省令第 61 号）」等の規定を遵守しなければならない。

２．施工者は、仮設電気設備の維持管理に当たっては、保安責任者を定め、巡視点検を行わなければならない。

第９３　鍵及び開閉器等の管理

施工者は、機械類の起動に必要な鍵を、常にそれらの機械類の管理責任者に保管させなければならない。

２．施工者は、機械類の動力として電力を使用する場合においては、その開閉器等を施錠できる箱の中に収め、また、これらを路上又は電柱等に取り付ける場合においては、人の通行の妨げ又は通行者に危険を及ぼすごとのない位置に設置しなければならない。鍵は、前項と同様、それらの機械類の管理責任者に保管させなければならない。

第９４　機械類の点検

施工者は、機械類の維持管理に当たっては、各部分の異常の有無について定期的に自主検査を行い、その結果を記録しておかなければならない。

２．施工者は、機械類の運転等が、法に定められた資格を有する者で指名を受けたものにより、定められた手順に従って行われているかどうかについて、作業場等の巡視を行わなければならない。

第１３章　地下掘進工事

第９５　施工環境と地盤条件の調査

起業者は地下掘進工事の計画に当たっては、土質並びに地下及び地下において隣接する施設並びに埋設物の諸施設を調査し、周辺の環境保全及び自然条件を考慮した設計としなければならない。

２．施工者は、地下掘進工事の施工に際し、計画線形に基づき、その施工場所の土質構成及び地上・地下における隣接構造物や埋設物の位置、規模等、工事にかかわる諸条件を正確に把握し、これらの施設や埋設物に損傷を与えることのないよう現場に最も適応した施工計画をたて、工事中の周辺環境及び自然条件を把握し、安全に施工するよう努めなければならない。

第９６　作業基地

起業者は、作業基地の選定に当たっては、近接の居住地域の環境、周辺道路の交通状況等を勘案の上、計画しなければならない。

２．施工者は、作業基地の使用に当たり、掘進に必要となる仮設備を有効かつ効率よく配置し、公害防止に配慮した安全な作業基地となるよう計画しなければならない。

第９７　掘　　進

施工者は、掘進作業に当たり、隣接施設や埋設物に支障を与えないようにするとともに、地表面には、不陸を生じさせないよう注意して施工しなければならない。

第９８　掘進中の観測

施工者は、掘進に当たり、周辺の地表面、隣接施設等に変状をきたすことのないよう一定期間、定期的に観測を行い、必要に応じ適切な対策を講じなければならない。

第１４章　高所作業

第９９　仮 囲 い

施工者は、地上４メートル以上の高さを有する構造物を建設する場合においては、工事期間中作業場の周囲にその地盤面（その地盤面が作業場の周辺の地盤面より低い場合においては、作業場周辺の地盤面）から高さが 1.8 メートル以上の仮囲いを設けなければならない。ただし、これらと同等以上の効力を有する他の囲いがある場合又は作業場の周辺の状況若しくは工事状況により危害防止上支障がない場合においてはこの限りでない。

２．前項の場合において、仮囲いを設けることにより交通に支障をきたす等のおそれがあるときは、金網等透視し得るものを用いた仮囲いにしなければならない。

３．施工者は、高架線、橋梁上部工、特殊壁構造等の工事で仮囲いを設置することが不可能な場合は、第 101（落下物に対する防護）の規定により落下物が公衆に危害を及ぼさないように安全な防護施設を設けなければならない。

第１００　材料の集積等

施工者は、高所作業において必要な材料等については、原則として、地面上に集積しなければならない。ただし、やむを得ず既設の構造物等の上に集積する場合においては、置場を設置するとともに、次の各号の定めるところによるものとする。

一　既設構造物の端から原則として２メートル以内のところには集積しないこと。

二　既設構造物が許容する荷重を超えた材料等を集積しないこと。

また、床面からの積み高さは２メートル未満とすること。

三　材料等は安定した状態で置き、長ものの立て掛け等は行わないこと。

四　風等で動かされる可能性のある型枠板等は、既設構造物の堅固な部分に縛りつける等の措置を講ずること。

五　転がるおそれのあるものは、まとめて縛る等の措置を講ずること。

六　ボルト、ナット等細かい材料は、必ず袋等に入れて集積すること。

第１０１　落下物に対する防護

施工者は、地上４メートル以上の場所で作業する場合において、作業する場所からふ角 75 度以上のところに一般の交通その他の用に供せられている場所があるときは、作業する場所の周囲その他危害防止上必要な部分を仮材等をもって覆う等落下物による危害を防止するための必要な施設を設けなければならない。

なお、地上４メートル以下の場所で作業する場合においても危害を生じるおそれがあるときは、必要な施設を設けなければならない。

第１０２　道路の上方空間の安全確保

施工者は、第 101（落下物に対する防護）の規定による施設を道路の上空に設ける場合においては、地上から「道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）」第 12 条に定める高さを確保しなければならない。

２．前項の規定によりがたい場合には、道路管理者及び所轄警察署長の許可を受け、その指示によって必要な標識等を掲げなければならない。

また、当該標識等を夜間も引き続いて設置しておく場合は、通行車両から視認できるよう適切な照明等を施さなければならない。

３．施工者は、歩道及び自転車道上に設ける工作物については、路面からの高さ 2.5 メートル以上を確保し、雨水や工事用の油類、塵挨（じんあい）等の落下を防ぐ構造としなければならない。

第１０３　道路の上空における橋梁架設等の作業

施工者は、供用中の道路上空において橋梁架設等の作業を行う場合には、その交通対策について、第３章各項目に従って実施しなければならない。特に、橋桁（げた）の降下作業等を行う場合の交通対策については、道路管理者及び所轄警察署長の指示を受け、又は協議により必要な措置を講じなければならない。

また、作業に当たっては、当該工法に最も適した使用機材の選定、作業中における橋桁（げた）等の安定性の確認等について綿密な作業の計画を立てた上で工事を

実施しなければならない。

第１５章　型枠支保工、足場等

第１０４　荷　　重

施工者は、本工事に必要な型枠支保工、足場等の仮設構造物の計画及び設計に当たっては、工事施工中それらのものに作用する荷重により生ずる応力を詳細に検討し、工事の各段階において生ずる種々の荷重に耐え得るものとしなければならない。

２．施工者は、理論上は鉛直荷重のみが予想される場合にあっても、鉛直荷重の５パーセントの水平力に対して十分耐え得る仮設構造物としなければならない。

３．施工者は、養生シート等を張る足場にあっては、特に風圧に対して十分検討を加え、安全な構造にして取り付けなければならない。

第１０５　図　　面

施工者は、仮設構造物の組立てに当たっては、あらかじめ組立図（姿図含む）を作成し、各部材の寸法、継手の構造等を明らかにしておかなければならない。

第１０６　接 続 部

施工者は、仮設構造物の部材の接続部においては、一般の断面に比べて弱点にならないよう入念に施工し、特に圧縮応力を受ける部材については、全断面が有効に作用して偏心荷重を生じないよう注意しなければならない。

第１０７　交差部等

施工者は、組立て部材の交差部、支承部等においては、部材の変形、たわみ等によってはずれることのないように緊結しておかなければならない。

第１０８　支承部の接触面

施工者は、鋼材の梁（はり）を使用し、その端を他の鋼材の上で支える場合、その接触面の長さは、その梁（はり）の支間長の 100 分の１以上の長さとし、５センチメートル以下であってはならない。ただし、支間が 20 メートルを超える場合においては、20 センチメートルに止めることができる。

２．前項の場合において、受材の幅がせまいため、同項の接触面を取り得ない

ときは、その受材の全幅で支持させなければならない。

３．前２項の場合において、支承面に座屈を生じるおそれのないよう十分に注意しなければならない。

４．施工者は、仮設物の支承部については、移動等の変化を発見しやすくするため目印を付し、巡回時には点検をしなければならない。

第１６章　火災及び酸素欠乏症の防止

第１０９　消火栓等

施工者は、作業場及びその周辺に消火栓、火災報知器、公衆電話等がある場合においては、それらの施設の管理者の指示に従い、一般の使用に支障がないよう措置しておかなければならない。

第１１０　防　　火

施工者は、工事のため火気を使用する必要がある場合においては、あらかじめ所轄消防署に連絡し、必要に応じて、消防法による届出又は許可申請等の手続をしなければならない。

２．施工者は、火気を使用する場合には、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一　火気の使用は、工事の目的に直接必要な最小限度に止め、工事以外の目的のために使用しようとする場合には、あらかじめ火災のおそれのない箇所を指定し、その場所以外では使用しないこと。

二　火気を使用する場所には、防火対象物の消火に見合った消火器及び簡易消火用具を準備しておくこと。

三　火のつきやすいものの近くで使用しないこと。

四　溶接、切断等で火花がとび散るおそれのある場合においては、必要に応じて監視人を配置するとともに、火花のとび散る範囲を限定するための措置を講ずること。

第１１１　酸素欠乏症の防止

起業者又は施工者は、地下掘削工事において、上層に不透水層を含む砂層若しくは含水、湧水が少ない砂れき層又は第一鉄塩類、第一マンガン塩類等還元作用のある物質を含んでいる地層に接して潜函工法、圧気シールドエ法等の圧気工法を用いる場合においては、次の各号に掲げる措置等を講じて、酸素欠乏

症の防止に努めなければならない。また、起業者は、次の各号について施工者に周知徹底し、施工者においては、関係法令とともに、これを遵守しなければならない。

一　圧気に際しては、できるだけ低い気圧を用いること。

二　工事に近接する地域において､空気の漏出するおそれのある建物の井戸、地下室等について、空気の漏出の有無、その程度及び空気中の酸素の濃度を定期的に測定すること。

三　調査の結果、酸素欠乏の空気が他の場所に流出していると認められたときは､関係行政機関及び影響を及ぼすおそれのある建物の管理者に報告し、関係者にその旨を周知させるとともに、事故防止のための必要な措置を講ずること。

四　前２号の調査及び作業に当たっては、作業員及び関係者の酸素欠乏症の防止について十分配慮すること。

第１７章　そ の 他

第１１２　整理整頓

施工者は、作業場の内外は常に整理整頓し、塵埃(じんあい)等により周辺に迷惑の及ぶことのないよう注意しなければならない。特に、民地等に隣接した作業場においては、機械、材料等の仮置には十分配慮し、緊急時に支障とならない状態にしておかなければならない。

第１１３　環境保全

起業者及び施工者は、公衆災害を防止するため、作業場の周辺環境に配慮するとともに、作業場周辺における住民の生活環境の保全に努めなければならない。

第１１４　巡　　視

施工者は、工事作業場内及びその周辺の安全巡視を励行し、事故防止施設の整備及びその維持管理に努めなければならない。

２．施工者は、安全巡視に当たっては、十分な経験を有する技術者、関係法規に精通している者等安全巡視に十分な知識のある者を選任しなければならない。

8.建設副産物適正処理推進要綱

平成11年４月１日
平成14年５月30日

建設副産物適正処理推進要綱

第１章　総則

第１　目　的

この要綱は、建設工事の副産物である建設発生土と建設廃棄物の適正な処理等に係る総合的な対策を発注者及び施工者が適切に実施するために必要な基準を示し、もって建設工事の円滑な施工の確保、資源の有効な利用の促進及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

第２　適用範囲

この要綱は、建設副産物が発生する建設工事に適用する。

第３　用語の定義

この要綱に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

(1)　「建設副産物」とは、建設工事に伴い副次的に得られた物品をいう。

(2)　「建設発生土」とは、建設工事に伴い副次的に得られた土砂（浚渫土を含む。）をいう。

(3)　「建設廃棄物」とは、建設副産物のうち廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）に該当するものをいう。

(4)　「建設資材」とは、土木建築に関する工事（以下「建設工事」という。）に使用する資材をいう。

(5)　「建設資材廃棄物」とは、建設資材が廃棄物となったものをいう。

(6)　「分別解体等」とは、次の各号に掲げる工事の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める行為をいう。

一　建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の全部又は一部を解体する建設工事（以下「解体工事」という。）においては、建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為

二　建築物等の新築その他の解体工事以外の建設工事（以下「新築工事等」という。）においては、当該工事に伴い副次的に生ずる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為

(7)　「再使用」とは、次に掲げる行為をいう。

一　建設副産物のうち有用なものを製品としてそのまま使用すること（修理を行ってこれを使用することを含む。）。

二　建設副産物のうち有用なものを部品その他製品の一部として使用すること。

(8)　「再生利用」とは、建設廃棄物を資材又は原材料として利用することをいう。

(9)　「熱回収」とは、建設廃棄物であって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することをいう。

(10)　「再資源化」とは、次に掲げる行為であって、建設廃棄物の運搬又は処分（再生することを含

む。）に該当するものをいう。

一　建設廃棄物について、資材又は原材料として利用すること（建設廃棄物をそのまま用いることを除く。）ができる状態にする行為

二　建設廃棄物であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為

(11)　「縮減」とは、焼却、脱水、圧縮その他の方法により建設副産物の大きさを減ずる行為をいう。

(12)　「再資源化等」とは、再資源化及び縮減をいう。

(13)　「特定建設資材」とは、建設資材のうち、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成 12 年政令第 495 号。以下「建設リサイクル法施行令」という。）で定められた以下のものをいう。

一　コンクリート

二　コンクリート及び鉄から成る建設資材

三　木材

四　アスファルト・コンクリート

(14)　「特定建設資材廃棄物」とは、特定建設資材が廃棄物となったものをいう。

(15)　「指定建設資材廃棄物」とは、特定建設資材廃棄物で再資源化に一定の施設を必要とするもののうち建設リサイクル法施行令で定められた以下のものをいう。

木材が廃棄物となったもの

(16)　「対象建設工事」とは、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令又は都道府県が条例で定める建設工事の規模に関する基準以上のものをいう。

(17)　「建設副産物対策」とは、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、再使用、再資源化等、適正な処理及び再資源化されたものの利用の推進を総称していう。

(18)　「再生資源利用計画」とは、建設資材を搬入する建設工事において、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 12 年法律第 113 号。以下「資源有効利用促進法」という。）に規定する再生資源を建設資材として利用するための計画をいう。

(19)　「再生資源利用促進計画」とは、資源有効利用促進法に規定する指定副産物を工事現場から搬出する建設工事において、指定副産物の再利用を促進するための計画をいう。

(20)　「発注者」とは、建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。

(21)　「元請業者」とは、発注者から直接建設工事を請け負った建設業を営む者をいう。

(22)　「下請負人」とは、建設工事を他のものから請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事について締結される下請契約における請負人をいう。

(23)　「自主施工者」とは、建設工事を請負契約によらないで自ら施工する者をいう。

(24)　「施工者」とは、建設工事の施工を行う者であって、元請業者、下請負人及び自主施工者をいう。

(25)　「建設業者」とは、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項の国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けて建設業を営む者をいう。

(26)　「解体工事業者」とは、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）第 21 条第 1 項の都道府県知事の登録を受けて建設業のうち建築物等を除去するための解体工事を行う営業（その請け負った解体工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。）を営む者をいう。

(27)　「資材納入業者」とは、建設資材メーカー、建設資材販売業者及び建設資材運搬業者を総称していう。

第４　基本方針

発注者及び施工者は、次の基本方針により、適切な役割分担の下に建設副産物に係る総合的対策を適切に実施しなければならない。

(1)　建設副産物の発生の抑制に努めること。

(2)　建設副産物のうち、再使用をすることができるものについては、再使用に努めること。

(3)　対象建設工事から発生する特定建設資材廃棄物のうち、再使用がされないものであって再生利用をすることができるものについては、再生利用を行うこと。

また、対象建設工事から発生する特定建設資材廃棄物のうち、再使用及び再生利用がされないものであって熱回収をすることができるものについては、熱回収を行うこと。

(4)　その他の建設副産物についても、再使用がされないものは再生利用に努め、再使用及び再生利用がされないものは熱回収に努めること。

(5)　建設副産物のうち、前 3 号の規定による循環的な利用が行われないものについては、適正に処分すること。なお、処分に当たっては、縮減できるものについては縮減に努めること。

第２章　関係者の責務と役割

第５　発注者の責務と役割

(1)　発注者は、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の促進が図られるような建設工事の計画及び設計に努めなければならない。

発注者は、発注に当たっては、元請業者に対して、適切な費用を負担するとともに、実施に関しての明確な指示を行うこと等を通じて、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の促進に努めなければならない。

(2)　また、公共工事の発注者にあっては、リサイクル原則化ルールや建設リサイクルガイドラインの適用に努めなければならない。

第６　元請業者及び自主施工者の責務と役割

(1)　元請業者は、建築物等の設計及びこれに用いる建設資材の選択、建設工事の施工方法等の工夫、施工技術の開発等により、建設副産物の発生を抑制するよう努めるとともに、分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の実施を容易にし、それに要する費用を低減するよう努めなければならない。

自主施工者は、建築物等の設計及びこれに用いる建設資材の選択、建設工事の施工方法等の工夫、施工技術の開発等により、建設副産物の発生を抑制するよう努めるとともに、分別解体等の実施を容易にし、それに要する費用を低減するよう努めなければならない。

(2) 元請業者は、分別解体等を適正に実施するとともに、排出事業者として建設廃棄物の再資源化等及び処理を適正に実施するよう努めなければならない。

自主施工者は、分別解体等を適正に実施するよう努めなければならない。

(3) 元請業者は、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の促進に関し、中心的な役割を担っていることを認識し、発注者との連絡調整、管理及び施工体制の整備を行わなければならない。

また、建設副産物対策を適切に実施するため、工事現場における責任者を明確にすることによって、現場担当者、下請負人及び産業廃棄物処理業者に対し、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の実施についての明確な指示及び指導等を責任を持って行うとともに、分別解体等についての計画、再生資源利用計画、再生資源利用促進計画、廃棄物処理計画等の内容について教育、周知徹底に努めなければならない。

(4) 元請業者は、工事現場の責任者に対する指導並びに職員、下請負人、資材納入業者及び産業廃棄物処理業者に対する建設副産物対策に関する意識の啓発等のため、社内管理体制の整備に努めなければならない。

第７　下請負人の責務と役割

下請負人は、建設副産物対策に自ら積極的に取り組むよう努めるとともに、元請業者の指示及び指導等に従わなければならない。

第８　その他の関係者の責務と役割

(1) 建設資材の製造に携わる者は、端材の発生が抑制される建設資材の開発及び製造、建設資材として使用される際の材質、品質等の表示、有害物質等を含む素材等分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等が困難となる素材を使用しないよう努めること等により、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等、建設資材廃棄物の再資源化等及び適正な処理の実施が容易となるよう努めなければならない。

建設資材の販売又は運搬に携わる者は建設副産物対策に取り組むよう努めなければならない。

(2) 建築物等の設計に携わる者は、分別解体等の実施が容易となる設計、建設廃棄物の再資源化等の実施が容易となる建設資材の選択など設計時における工夫により、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の実施が効果的に行われるようにするほか、これらに要する費用の低減に努めなければならない。

なお、建設資材の選択に当たっては、有害物質等を含む建設資材等建設資材廃棄物の再資源化が困難となる建設資材を選択しないよう努めなければならない。

(3) 建設廃棄物の処理を行う者は、建設廃棄物の再資源化等を適正に実施するとともに、再資源化等がなされないものについては適正に処分をしなければならない。

第３章　計画の作成等

第９　工事全体の手順

対象建設工事は、以下のような手順で実施しなければならない。

また、対象建設工事以外の工事については、五の事前届出は不要であるが、それ以外の事項については実施に努めなければならない。

一　事前調査の実施

建設工事を発注しようとする者から直接受注しようとする者及び自主施工者は、対象建築物等及びその周辺の状況、作業場所の状況、搬出経路の状況、残存物品の有無、付着物の有無等の調査を行う。

二　分別解体等の計画の作成

建設工事を発注しようとする者から直接受注しようとする者及び自主施工者は、事前調査に基づき、分別解体等の計画を作成する。

三　発注者への説明

建設工事を発注しようとする者から直接受注しようとする者及び自主施工者は、発注しようとする者に対し分別解体等の計画等について書面を交付して説明する。

四　発注及び契約

建設工事の発注者及び元請業者は、工事の契約に際して、建設業法で定められたもののほか、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用を書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付する。

五　事前届出

発注者又は自主施工者は、工事着手の７日前までに、分別解体等の計画等について、都道府県知事又は建設リサイクル法施行令で定められた市区町村長に届け出る。

六　下請負人への告知

受注者は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、その者に対し、その工事について発注者から都道府県知事又は建設リサイクル法施行令で定められた市区町村長に対して届け出られた事項を告げる。

七　下請契約

建設工事の下請契約の当事者は、工事の契約に際して、建設業法で定められたもののほか、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用を書面に記載し、署名又は記名押印して交互に交付する。

八　施工計画の作成

元請業者は、施工計画の作成に当たっては、再生資源利用計画、再生資源利用促進計画及び廃棄物処理計画等を作成する。

九　工事着手前に講じる措置の実施

施工者は、分別解体等の計画に従い、作業場所及び搬出経路の確保、残存物品の搬出の確認、

付着物の除去等の措置を講じる。

十　工事の施工

施工者は、分別解体等の計画に基づいて、次のような手順で分別解体等を実施する。

建築物の解体工事においては、建築設備及び内装材等の取り外し、屋根ふき材の取り外し、外装材及び上部構造部分の取り壊し、基礎及び基礎ぐいの取り壊しの順に実施。

建築物以外のものの解体工事においては、さく等の工作物に付属する物の取り外し、工作物の本体部分の取り壊し、基礎及び基礎ぐいの取り壊しの順に実施。

新築工事等においては、建設資材廃棄物を分別しつつ工事を実施。

十一　再資源化等の実施

元請業者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化等を行うとともに、その他の廃棄物についても、可能な限り再資源化等に努め、再資源化等が困難なものは適正に処分を行う。

十二　発注者への完了報告

元請業者は、再資源化等が完了した旨を発注者へ書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存する。

第10　事前調査の実施

建設工事を発注しようとする者から直接受注しようとする者及び自主施工者は、対象建設工事の実施に当たっては、施工に先立ち、以下の調査を行わなければならない。

また、対象建設工事以外の工事においても、施工に先立ち、以下の調査の実施に努めなければならない。

一　工事に係る建築物等（以下「対象建築物等」という。）及びその周辺の状況に関する調査

二　分別解体等をするために必要な作業を行う場所（以下「作業場所」という。）に関する調査

三　工事の現場からの特定建設資材廃棄物その他の物の搬出の経路（以下「搬出経路」という。）に関する調査

四　残存物品（解体する建築物の敷地内に存する物品で、当該建築物に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物以外のものをいう。以下同じ。）の有無の調査

五　吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したもの（以下「付着物」という。）の有無の調査

六　その他対象建築物等に関する調査

第11　元請業者による分別解体等の計画の作成

(1)　計画の作成

建設工事を発注しようとする者から直接受注しようとする者及び自主施工者は、対象建設工事においては、第 10 の事前調査の結果に基づき、建設副産物の発生の抑制並びに建設廃棄物の再資源化等の促進及び適正処理が計画的かつ効率的に行われるよう、適切な分別解体等の計画を作成しなければならない。

また、対象建設工事以外の工事においても、建設副産物の発生の抑制並びに建設廃棄物の再資源化等の促進及び適正処理が計画的かつ効率的に行われるよう、適切な分別解体等の計画を作成するよう努めなければならない。

分別解体等の計画においては、以下のそれぞれの工事の種類に応じて、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成 14 年国土交通省令第 17 号。以下「分別解体等省令」という。）第 2 条第 2 項で定められた様式第一号別表に掲げる事項のうち分別解体等の計画に関する以下の事項を記載しなければならない。

建築物に係る解体工事である場合

一　事前調査の結果

二　工事着手前に実施する措置の内容

三　工事の工程の順序並びに当該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法並びに当該順序が省令で定められた順序により難い場合にあってはその理由

四　対象建築物に用いられた特定建設資材に係る特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる対象建築物の部分

五　その他分別解体等の適正な実施を確保するための措置に関する事項

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）である場合

一　事前調査の結果

二　工事着手前に実施する措置の内容

三　工事の工程ごとの作業内容

四　工事に伴い副次的に生ずる特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに工事の施工において特定建設資材が使用される対象建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる対象建築物の部分

五　その他分別解体等の適正な実施を確保するための措置に関する事項

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）である場合

解体工事においては、

一　工事の種類

二　事前調査の結果

三　工事着手前に実施する措置の内容

四　工事の工程の順序並びに当該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法並びに当該順序が省令で定められた順序により難い場合にあってはその理由

五　対象工作物に用いられた特定建設資材に係る特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる対象工作物の部分

六　その他分別解体等の適正な実施を確保するための措置に関する事項

新築工事等においては、

一　工事の種類

二　事前調査の結果

三　工事着手前に実施する措置の内容

四　工事の工程ごとの作業内容

五　工事に伴い副次的に生ずる特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに工事の施工において特定建設資材が使用される対象工作物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる対象工作物の部分

六　その他分別解体等の適正な実施を確保するための措置に関する事項

(2)　発注者への説明

対象建設工事を発注しようとする者から直接受注しようとする者は、発注しようとする者に対し、少なくとも以下の事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

また、対象建設工事以外の工事においても、これに準じて行うよう努めなければならない。

一　解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造

二　新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類

三　工事着手の時期及び工程の概要

四　分別解体等の計画

五　解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

(3)　公共工事発注者による指導

公共工事の発注者にあっては、建設リサイクルガイドラインに基づく計画の作成等に関し、元請業者を指導するよう努めなめればならない。

第12　工事の発注及び契約

(1)　発注者による条件明示等

発注者は、建設工事の発注に当たっては、建設副産物対策の条件を明示するとともに、分別解体等及び建設廃棄物の再資源化等に必要な経費を計上しなければならない。なお、現場条件等に変更が生じた場合には、設計変更等により適切に対処しなければならない。

(2)　契約書面の記載事項

対象建設工事の請負契約（下請契約を含む。）の当事者は、工事の契約において、建設業法で定められたもののほか、以下の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一　分別解体等の方法

二　解体工事に要する費用

三　再資源化等をするための施設の名称及び所在地

四　再資源化等に要する費用

また、対象建設工事以外の工事においても、請負契約（下請契約を含む。）の当事者は、工事の契約において、建設業法に定められたものについて書面に記載するとともに、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。また、上記の一から四の事項についても、書面に記載するよう努めなければならない。

(3)　解体工事の下請契約と建設廃棄物の処理委託契約

元請業者は、解体工事を請け負わせ、建設廃棄物の収集運搬及び処分を委託する場合には、それぞれ個別に直接契約をしなければならない。

第13　工事着手前に行うべき事項

(1)　発注者又は自主施工者による届出等

対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の 7 日前までに、分別解体等の計画等について、別記様式（分別解体等省令第 2 条第 2 項で定められた様式第一号）による届出書により都道府県知事又は建設リサイクル法施行令で定められた市区町村長に届け出なければならない。

国の機関又は地方公共団体が上記の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事又は建設リサイクル法施行令で定められた市区町村長にその旨を通知しなければならない。

(2)　受注者からその下請負人への告知

対象建設工事の受注者は、その請け負った建設工事を他の建設業を営むものに請け負わせようとするときは、当該他の建設業を営む者に対し、対象建設工事について発注者から都道府県知事又は建設リサイクル法施行令で定められた市区町村長に対して届け出られた事項を告げなければならない。

(3)　元請業者による施工計画の作成

元請業者は、工事請負契約に基づき、建設副産物の発生の抑制、再資源化等の促進及び適正処理が計画的かつ効率的に行われるよう適切な施工計画を作成しなければならない。施工計画の作成に当たっては、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成するとともに、廃棄物処理計画の作成に努めなければならない。

自主施工者は、建設副産物の発生の抑制が計画的かつ効率的に行われるよう適切な施工計画を作成しなければならない。施工計画の作成に当たっては、再生資源利用計画の作成に努めなければならない。

(4)　事前措置

対象建設工事の施工者は、分別解体等の計画に従い、作業場所及び搬出経路の確保を行わなければならない。

また、対象建設工事以外の工事の施工者も、作業場所及び搬出経路の確保に努めなければならない。

発注者は、家具、家電製品等の残存物品を解体工事に先立ち適正に処理しなければならない。

第14　工事現場の管理体制

(1)　建設業者の主任技術者等の設置

建設業者は、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者で建設業法及び建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）で定められた基準に適合する者（以下「主任技術者等」という。）を置かなければならない。

(2)　解体工事業者の技術管理者の設置

解体工事業者は、工事現場における解体工事の施工の技術上の管理をつかさどる者で解体工事業に係る登録等に関する省令（平成 13 年国土交通省令第 92 号。以下「解体工事業者登録省令」という。）で定められた基準に適合するもの（以下「技術管理者」という。）を置かなければならない。

(3)　公共工事の発注者にあっては、工事ごとに建設副産物対策の責任者を明確にし、発注者の明示した条件に基づく工事の実施等、建設副産物対策が適切に実施されるよう指導しなければならない。

(4)　標識の掲示

建設業者及び解体工事業者は、その店舗または営業所及び工事現場ごとに、建設業法施行規則及び解体工事業者登録省令で定められた事項を記載した標識を掲げなければならない。

(5)　帳簿の記載

建設業者及び解体工事業者は、その営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で建設業法施行規則及び解体工事業者登録省令で定められたものを記載し、これを保存しなければならない。

第15　工事完了後に行うべき事項

(1)　完了報告

対象建設工事の元請業者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、以下の事項を発注者へ書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。

一　再資源化等が完了した年月日

二　再資源化等をした施設の名称及び所在地

三　再資源化等に要した費用

また、対象建設工事以外においても、元請業者は、上記の一から三の事項を発注者へ書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存するよう努めなければならない。

(2)　記録の保管

元請業者は、建設工事の完成後、速やかに再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の実施状況を把握するとともに、それらの記録を 1 年間保管しなければならない。

第４章　建設発生土

第16　搬出の抑制及び工事間の利用の促進

(1)　搬出の抑制

発注者、元請業者及び自主施工者は、建設工事の施工に当たり、適切な工法の選択等により、建設発生土の発生の抑制に努めるとともに、その現場内利用の促進等により搬出の抑制に努めな

ければならない。

(2)　工事間の利用の促進

発注者、元請業者及び自主施工者は、建設発生土の土質確認を行うとともに、建設発生土を必要とする他の工事現場との情報交換システム等を活用した連絡調整、ストックヤードの確保、再資源化施設の活用、必要に応じて土質改良を行うこと等により、工事間の利用の促進に努めなければならない。

第17　工事現場等における分別及び保管

元請業者及び自主施工者は、建設発生土の搬出に当たっては、建設廃棄物が混入しないよう分別に努めなければならない。重金属等で汚染されている建設発生土等については、特に適切に取り扱わなければならない。

また、建設発生土をストックヤードで保管する場合には、建設廃棄物の混入を防止するため必要な措置を講じるとともに、公衆災害の防止を含め周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう努めなければならない。

第18　運　搬

元請業者及び自主施工者は、次の事項に留意し、建設発生土を運搬しなければならない。

(1)　運搬経路の適切な設定並びに車両及び積載量等の適切な管理により、騒音、振動、塵埃等の防止に努めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講じること。

(2)　運搬途中において一時仮置きを行う場合には、関係者等と打合せを行い、環境保全に留意すること。

(3)　海上運搬をする場合は、周辺海域の利用状況等を考慮して適切に経路を設定するとともに、運搬中は環境保全に必要な措置を講じること。

第19　受入地での埋立及び盛土

発注者、元請業者及び自主施工者は、建設発生土の工事間利用ができず、受入地において埋め立てる場合には、関係法令に基づく必要な手続のほか、受入地の関係者と打合せを行い、建設発生土の崩壊や降雨による流出等により公衆災害が生じないよう適切な措置を講じなければならない。重金属等で汚染されている建設発生土等については、特に適切に取り扱わなければならない。

また、海上埋立地において埋め立てる場合には、上記のほか、周辺海域への環境影響が生じないよう余水吐き等の適切な汚濁防止の措置を講じなければならない。

第５章　建設廃棄物

第20　分別解体等の実施

対象建設工事の施工者は、以下の事項を行わなければならない。

また、対象建設工事以外の工事においても、施工者は以下の事項を行うよう努めなければならない。

(1)　事前措置の実施

分別解体等の計画に従い、残存物品の搬出の確認を行うとともに、特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するために、付着物の除去その他の措置を講じること。

(2)　分別解体等の実施

正当な理由がある場合を除き、以下に示す特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別することを確保するための適切な施工方法に関する基準に従い、分別解体を行うこと。

建築物の解体工事の場合

一　建築設備、内装材その他の建築物の部分（屋根ふき材、外装材及び構造耐力上主要な部分を除く。）の取り外し

二　屋根ふき材の取り外し

三　外装材並びに構造耐力上主要な部分のうち基礎及び基礎ぐいを除いたものの取り壊し

四　基礎及び基礎ぐいの取り壊し

ただし、建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難い場合は、この限りではない。

工作物の解体工事の場合

一　さく、照明設備、標識その他の工作物に附属する物の取り外し

二　工作物のうち基礎以外の部分の取り壊し

三　基礎及び基礎ぐいの取り壊し

ただし、工作物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難い場合は、この限りではない。

新築工事等の場合

工事に伴い発生する端材等の建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ工事を施工すること。

(3)　元請業者及び下請負人は、解体工事及び新築工事等において、再生資源利用促進計画、廃棄物処理計画等に基づき、以下の事項に留意し、工事現場等において分別を行わなければならない。

一　工事の施工に当たり、粉じんの飛散等により周辺環境に影響を及ぼさないよう適切な措置を講じること。

二　一般廃棄物は、産業廃棄物と分別すること。

三　特定建設資材廃棄物は確実に分別すること。

四　特別管理産業廃棄物及び再資源化できる産業廃棄物の分別を行うとともに、安定型産業廃棄物とそれ以外の産業廃棄物との分別に努めること。

五　再資源化が可能な産業廃棄物については、再資源化施設の受入条件を勘案の上、破砕等を行い、分別すること。

(4)　自主施工者は、解体工事及び新築工事等において、以下の事項に留意し、工事現場等において分別を行わなければならない。

一　工事の施工に当たり、粉じんの飛散等により周辺環境に影響を及ぼさないよう適切な措置を講じること。

二　特定建設資材廃棄物は確実に分別すること。

三　特別管理一般廃棄物の分別を行うとともに、再資源化できる一般廃棄物の分別に努めること。

(5)　現場保管

施工者は、建設廃棄物の現場内保管に当たっては、周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう廃棄物処理法に規定する保管基準に従うとともに、分別した廃棄物の種類ごとに保管しなければならない。

第21　排出の抑制

発注者、元請業者及び下請負人は、建設工事の施工に当たっては、資材納入業者の協力を得て建設廃棄物の発生の抑制を行うとともに、現場内での再使用、再資源化及び再資源化したものの利用並びに縮減を図り、工事現場からの建設廃棄物の排出の抑制に努めなければならない。

自主施工者は、建設工事の施工に当たっては、資材納入業者の協力を得て建設廃棄物の発生の抑制を行うよう努めるとともに、現場内での再使用を図り、建設廃棄物の排出の抑制に努めなければならない。

第22　処理の委託

元請業者は、建設廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。処理を委託する場合には、次の事項に留意し、適正に委託しなければならない。

(1)　廃棄物処理法に規定する委託基準を遵守すること。

(2)　運搬については産業廃棄物収集運搬業者等と、処分については産業廃棄物処分業者等と、それぞれ個別に直接契約すること。

(3)　建設廃棄物の搬出に当たっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、最終処分（再生を含む。）が完了したことを確認すること。

第23　運　搬

元請業者は、次の事項に留意し、建設廃棄物を運搬しなければならない。

(1)　廃棄物処理法に規定する処理基準を遵守すること。

(2)　運搬経路の適切な設定並びに車両及び積載量等の適切な管理により、騒音、振動、塵埃等の防止に努めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講じること。

(3)　運搬途中において積替えを行う場合は、関係者等と打合せを行い、環境保全に留意すること。

(4)　混合廃棄物の積替保管に当たっては、手選別等により廃棄物の性状を変えないこと。

第24　再資源化等の実施

(1)　対象建設工事の元請業者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化を行わなければならない。

また、対象建設工事で生じたその他の建設廃棄物、対象建設工事以外の工事で生じた建設廃棄物についても、元請業者は、可能な限り再資源化に努めなければならない。

なお、指定建設資材廃棄物（建設発生木材）は、工事現場から最も近い再資源化のための施設

までの距離が建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律施行規則（平成 14 年国土交通省・環境省令第 1 号）で定められた距離（50 ㎞）を越える場合、または再資源化施設までの道路が未整備の場合で縮減のための運搬に要する費用の額が再資源化のための運搬に要する費用の額より低い場合については、再資源化に代えて縮減すれば足りる。

(2)　元請業者は、現場において分別できなかった混合廃棄物については、再資源化等の推進及び適正な処理の実施のため、選別設備を有する中間処理施設の活用に努めなければならない。

第25　最終処分

元請業者は、建設廃棄物を最終処分する場合には、その種類に応じて、廃棄物処理法を遵守し、適正に埋立処分しなければならない。

第６章　建設廃棄物ごとの留意事項

第26　コンクリート塊

(1)　対象建設工事

元請業者は、分別されたコンクリート塊を破砕することなどにより、再生骨材、路盤材等として再資源化をしなければならない。

発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

(2)　対象建設工事以外の工事

元請業者は、分別されたコンクリート塊について、(1)のような再資源化に努めなければならない。また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

第27　アスファルト・コンクリート塊

(1)　対象建設工事

元請業者は、分別されたアスファルト・コンクリート塊を破砕することなどにより、再生骨材、路盤材等として又は破砕、加熱混合することなどにより再生加熱アスファルト混合物等として再資源化をしなければならない。

発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

(2)　対象建設工事以外の工事

元請業者は、分別されたアスファルト・コンクリート塊について、(1)のような再資源化に努めなければならない。また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

第28　建設発生木材

(1)　対象建設工事

元請業者は、分別された建設発生木材を、チップ化することなどにより、木質ボード、堆肥等の原材料として再資源化をしなければならない。また、原材料として再資源化を行うことが困難

な場合などにおいては、熱回収をしなければならない。

なお、建設発生木材は指定建設資材廃棄物であり、第 24(1)に定める場合については、再資源化に代えて縮減すれば足りる。

発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

(2) 対象建設工事以外の工事

元請業者は、分別された建設発生木材について、(1)のような再資源化に努めなければならない。また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

(3) 使用済型枠の再使用

施工者は、使用済み型枠の再使用に努めなければならない。

元請業者は、再使用できない使用済み型枠については、再資源化に努めるとともに、再資源化できないものについては適正に処分しなければならない。

(4) 伐採木・伐根等の取扱い

元請業者は、工事現場から発生する伐採木、伐根等は、再資源化に努めるとともに、それが困難な場合には、適正に処理しなければならない。また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

(5) ＣＣＡ処理木材の適正処理

元請業者は、ＣＣＡ処理木材について、それ以外の部分と分離・分別し、それが困難な場合には、ＣＣＡが注入されている可能性がある部分を含めてこれをすべてＣＣＡ処理木材として焼却又は埋立を適正に行わなければならない。

第29 建設汚泥

(1) 再資源化等及び利用の促進

元請業者は、建設汚泥の再資源化等に努めなければならない。再資源化に当たっては、廃棄物処理法に規定する再生利用環境大臣認定制度、再生利用個別指定制度等を積極的に活用するよう努めなければならない。また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

(2) 流出等の災害の防止

施工者は、処理又は改良された建設汚泥によって埋立又は盛土を行う場合は、建設汚泥の崩壊や降雨による流出等により公衆災害が生じないよう適切な措置を講じなければならない。

第30 廃プラスチック類

元請業者は、分別された廃プラスチック類を、再生プラスチック原料、燃料等として再資源化に努めなければならない。特に、建設資材として使用されている塩化ビニル管・継手等については、これらの製造に携わる者によるリサイクルの取組に、関係者はできる限り協力するよう努めなければならない。また、再資源化できないものについては、適正な方法で縮減をするよう努めなければならない。

発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

第31　廃石膏ボード等

元請業者は、分別された廃石膏ボード、廃ロックウール化粧吸音板、廃ロックウール吸音・断熱・保温材、廃ＡＬＣ板等の再資源化等に努めなければならない。再資源化に当たっては、広域再生利用環境大臣指定制度が活用される資材納入業者を活用するよう努めなければならない。また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

特に、廃石膏ボードは、安定型処分場で埋立処分することができないため、分別し、石膏ボード原料等として再資源化及び利用の促進に努めなければならない。また、石膏ボードの製造に携わる者による新築工事の工事現場から排出される石膏ボード端材の収集、運搬、再資源化及び利用に向けた取組に、関係者はできる限り協力するよう努めなければならない。

第32　混合廃棄物

(1)　元請業者は、混合廃棄物について、選別等を行う中間処理施設を活用し、再資源化等及び再資源化されたものの利用の促進に努めなければならない。

(2)　元請業者は、再資源化等が困難な建設廃棄物を最終処分する場合は、中間処理施設において選別し、熱しゃく減量を５％以下にするなど、安定型処分場において埋立処分できるよう努めなければならない。

第33　特別管理産業廃棄物

(1)　元請業者及び自主施工者は、解体工事を行う建築物等に用いられた飛散性アスベストの有無の調査を行わなければならない。飛散性アスベストがある場合は、分別解体等の適正な実施を確保するため、事前に除去等の措置を講じなければならない。

(2)　元請業者は、飛散性アスベスト、ＰＣＢ廃棄物等の特別管理産業廃棄物に該当する廃棄物について、廃棄物処理法等に基づき、適正に処理しなければならない。

第34　特殊な廃棄物

(1)　元請業者及び自主施工者は、建設廃棄物のうち冷媒フロン使用製品、蛍光管等について、専門の廃棄物処理業者等に委託する等により適正に処理しなければならない。

(2)　施工者は、非飛散性アスベストについて、解体工事において、粉砕することによりアスベスト粉じんが飛散するおそれがあるため、解体工事の施工及び廃棄物の処理においては、粉じん飛散を起こさないような措置を講じなければならない。

別表1　　（A４）

建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

建築物の構造			□木造　□鉄骨鉄筋コンクリート造　□鉄筋コンクリート造 □鉄骨造　□コンクリートブロック造　□その他（　　）	
建築物に関する調査の結果	建築物の状況		築年数＿＿＿年、棟数＿＿＿棟 その他（　　）	
	周辺状況		周辺にある施設　□住宅　□商業施設　□学校 □病院　□その他（　　） 敷地境界との最短距離　約＿＿＿＿m その他（　　）	
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容			建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所		作業場所　□十分　□不十分 その他（　　）	
	搬出経路		障害物　□有（　　）　□無 前面道路の幅員　約＿＿＿m 通学路　□有　□無 その他（　　）	
	残存物品	フロン	□有　□業務用エアコン	□フロン排出抑制法に従い適正処理を行う
			□無　□家庭用エアコン	□家電リサイクル法に従い適正処理を行う
		PCB	□有　PCB含有電気機器 □無　（ﾄﾗﾝｽ,ｺﾝﾃﾞﾝｻ,安定器等）	□廃棄物処理法及びPCB特別措置法に従い元請事業者から建物所有者に引き渡し適正処置を行う
		その他	□有 □無	
	特定建設資材への付着物	石綿	□有	□飛散性石綿（ﾚﾍﾞﾙ1,ﾚﾍﾞﾙ2） 石綿含有吹付材,煙突用断熱材等
				届出済又は予定 （□大気汚染防止法、□労働安全衛生法・石綿則）
				□特別管理産業廃棄物として適正処理を行う(廃棄物処理法)
			□無	□非飛散性石綿(ﾚﾍﾞﾙ3) 石綿含有ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ等
				□石綿障害予防規則に従い適正処置を行う
			調査方法　□目視　□図書　□分析	□廃棄物処理法に従い適正処理を行う
		その他	□有 □無	
【石綿関係の記載】 特定建設資材に付着している場合 特定建設資材に付着していない場合	その他	石綿	□有	□飛散性石綿(ﾚﾍﾞﾙ1,ﾚﾍﾞﾙ2) 鉄骨等への石綿含有吹付材 断熱材,保温材,耐火被覆材等
				届出済又は予定 （□大気汚染防止法、□労働安全衛生法・石綿則）
				□特別管理産業廃棄物として適正処理を行う(廃棄物処理法)
			□無	□非飛散性石綿(ﾚﾍﾞﾙ3) 石綿含有スレート等
				□石綿障害予防規則に従い適正処置を行う
			調査方法　□目視　□図書　□分析	□廃棄物処理法に従い適正処理を行う
		その他	□有 □無	

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し □有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（　　）
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（　　）
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し □有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し □有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	⑤その他 （　　）	その他の取り壊し □有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用

工事の工程の順序	□上の工程における①→②→③→④の順序 □その他（　　） その他の場合の理由（　　）
□内装材に木材が含まれる場合	①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し □可　□不可 不可の場合の理由（　　）
建築物に用いられた建設資材の量の見込み	トン

廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分（注）
		□コンクリート塊	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤
		□ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤
		□建設発生木材	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤

（注）①建築設備・内装材等　②屋根ふき材　③外装材・上部構造部分　④基礎・基礎ぐい　⑤その他

備考

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。　調査方法は、石綿の有無に関わらず「レ」を付すこと。

別表2　　（A4）

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類		□コンクリート □コンクリート及び鉄から成る建設資材 □アスファルト・コンクリート □木材			
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数＿＿＿年、棟数＿＿＿棟 その他（　　）			
	周辺状況	周辺にある施設 □住宅 □商業施設 □学校 □病院 □その他（　　） 敷地境界との最短距離 約＿＿＿＿m その他（　　）			
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容			建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所		作業場所 □十分 □不十分 その他（　　）		
	搬出経路		障害物 □有（　　） □無 前面道路の幅員 約＿＿＿m 通学路 □有 □無 その他（　　）		
【石綿関係の記載】 特定建設資材に付着している場合	特定建設資材への付着物（修繕・模様替工事のみ）	石綿	□有	□飛散性石綿（ﾚﾍﾞﾙ1,ﾚﾍﾞﾙ2） 石綿含有吹付材,煙突用断熱材等	届出済又は予定 （□大気汚染防止法、□労働安全衛生法・石綿則） □特別管理産業廃棄物として適正処理を行う(廃棄物処理法)
				□非飛散性石綿(ﾚﾍﾞﾙ3) 石綿含有ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ等	□石綿障害予防規則に従い適正処置を行う
			□無		
			調査方法	□目視 □図書 □分析	□廃棄物処理法に従い適正処理を行う
		その他	□有		
			□無		
特定建設資材に付着していない場合	その他	石綿	□有	□飛散性石綿(ﾚﾍﾞﾙ1,ﾚﾍﾞﾙ2) 鉄骨等への石綿含有吹付材 断熱材,保温材,耐火被覆材等	届出済又は予定 （□大気汚染防止法、□労働安全衛生法・石綿則） □特別管理産業廃棄物として適正処理を行う(廃棄物処理法)
			□無	□非飛散性石綿(ﾚﾍﾞﾙ3) 石綿含有スレート等	□石綿障害予防規則に従い適正処置を行う
			調査方法	□目視 □図書 □分析	□廃棄物処理法に従い適正処理を行う
		その他	□有		
			□無		

工程ごとの作業内容	工程	作業内容
	①造成等	造成等の工事 □有 □無
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 □有 □無
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 □有 □無
	④屋根	屋根の工事 □有 □無
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 □有 □無
	⑥その他 （　　）	その他の工事 □有 □無

廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分（注）
		□コンクリート塊	トン	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥
		□ｱｽﾌｧﾙﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	トン	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥
		□建設発生木材	トン	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥
	（注） ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他			

備考

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。　調査方法は、石綿の有無に関わらず「レ」を付すこと。

別表3　　（A4）

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

分別解体等の計画等

工作物の構造（解体工事のみ）			□鉄筋コンクリート造　□その他（　　）	
工事の種類			□新築工事　□維持・修繕工事　□解体工事 □電気　□水道　□ガス　□下水道　□鉄道　□電話 □その他（　　）	
使用する特定建設資材の種類（新築・維持・修繕工事のみ）			□コンクリート　□コンクリート及び鉄から成る建設資材 □アスファルト・コンクリート　□木材	
工作物に関する調査の結果	工作物の状況		築年数＿＿年 その他（　　）	
	周辺状況		周辺にある施設　□住宅　□商業施設　□学校 □病院　□その他（　　） 敷地境界との最短距離　約＿＿m その他（　　）	
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容			工作物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所		作業場所　□十分　□不十分 その他（　　）	
	搬出経路		障害物　□有（　）　□無 前面道路の幅員　約＿＿m 通学路　□有　□無 その他（　　）	
【石綿関係の記載】特定建設資材に付着している場合	特定建設資材への付着物（解体・維持・修繕工事のみ）	石綿	□有	□飛散性石綿（ﾚﾍﾞﾙ1,ﾚﾍﾞﾙ2）石綿含有吹付材等	届出済又は予定（□大気汚染防止法、□労働安全衛生法・石綿則） □特別管理産業廃棄物として適正処理を行う(廃棄物処理法)
				□非飛散性石綿(ﾚﾍﾞﾙ3)	□石綿障害予防規則に従い適正処置を行う
			□無		
			調査方法	□目視　□図書　□分析	□廃棄物処理法に従い適正処理を行う
		その他	□有 □無		
特定建設資材に付着していない場合	その他	石綿	□有	□飛散性石綿(ﾚﾍﾞﾙ1,ﾚﾍﾞﾙ2) 鉄骨等への石綿含有吹付材 断熱材,保温材,耐火被覆材等	届出済又は予定（□大気汚染防止法、□労働安全衛生法・石綿則） □特別管理産業廃棄物として適正処理を行う(廃棄物処理法)
				□非飛散性石綿（ﾚﾍﾞﾙ3） 石綿管、石綿含有ｽﾚｰﾄ等	□石綿障害予防規則に従い適正処置を行う
			□無		
			調査方法	□目視　□図書　□分析	□廃棄物処理法に従い適正処理を行う
		その他	□有 □無		

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法（解体工事のみ）
	①仮設	仮設工事　□有　□無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事　□有　□無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事　□有　□無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事　□有　□無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事　□有　□無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他（　　）	その他の工事　□有　□無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用

工事の工程の順序（解体工事のみ）	□上の工程における⑤→④→③の順序 □その他（　　） その他の場合の理由（　　）
工作物に用いられた建設資材の量の見込み（解体工事のみ）	トン

廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み（全工事）並びに特定建設資材が使用される工作物の部分（新築・維持・修繕工事のみ）及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分（維持・修繕・解体工事のみ）	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分（注）
		□コンクリート塊	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤　□⑥
		□ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤　□⑥
		□建設発生木材	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤　□⑥
	（注）①仮設　②土工　③基礎　④本体構造　⑤本体付属品　⑥その他			

備考

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。　調査方法は、石綿の有無に関わらず「レ」を付すこと。

9. 公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について

平成 14 年 11 月 18 日

技　第　２４７号

目次

公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について 9-1
公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)について 9-3

公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について

建設産業は、我が国の資源利用量の約40%を建設資材として消費する一方で産業廃棄物全体の最終処分量の30%程度を建設廃棄物として処分している。また、今後、住宅・社会資本の更新に伴い建設副産物の排出量が増大し、資源循環に占める建設産業の比率がより高くなることが予測される。このような状況から、我が国において環境への負荷の少ない循環型社会経済システムを構築するため、当面、建設副産物の再生利用の促進について公共建設工事が先導的役割を果たすことが望まれており、再生資源の利用及び建設副産物の再資源化施設等への搬出の推進に取り組む必要がある。また、これにより再資源化施設の立地促進が図られ中長期的に経済性も向上するものと考えられる

公共建設工事における再生資源の利用については「再生資源の利用の促進について」、（技術審議官又は港湾局建設課長、航空局飛行場部建設課長通達）に基づき実施することとしているが、当面、下記の運用を行うことにより、再生資源（なお、再生資源のうち再資源化施設等で製造された資材を以下「再生資材」という）の利用及び再資源化施設を活用していくうえでの課題と対応策を明らかにすることとする。

なお「公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について（平成3年度）」（平成3年12月13日）建設省技調発第267号、建設省営計発第97号及び「公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について（平成4年度）の運用について」（平成4年12月25日）建設省技調発第281号、建設省営計発第84号は廃止する。

記

国土交通省の発注する工事において、以下の運用を行うこととする。この場合、経済性にはかかわらず実施するものとする。

なお、下記の要件に該当しない建設工事においても可能な範囲で積極的に再生資源の利用及び再資源化施設の活用を図ることとする。また、再資源化施設の活用に際しては、所要の品質が確保される施設を活用することとする。

運用に当たっての実施要領は、別に定める。

（1）指定副産物の工事現場からの搬出

1）コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の工事現場からの搬出

建設工事に伴い発生したコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、再資源化施設へ搬出する。

2）建設発生木材（伐木・除根材を含む）の工事現場からの搬出

建設工事に伴い発生した木材を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、原則として再資源化施設へ搬出する。

ただし工事現場から50キロメートルの範囲内に再資源化施設が無い場合、又は以下の①及び②の条件を共に満たす場合は再資源化に代えて縮減（焼却）とすることができる。

①工事現場から再資源化施設までその運搬に用いる車両が通行する道路が整備されていない場合

②縮減をするために行う運搬に要する費用の額が再資源化施設までの運搬に要する費用の額より低い場合

3）建設発生土の工事現場からの搬出

工事現場から建設発生土が発生する場合は、原則として、50キロメートルの範囲内の他の工事現場（民間建設工事を含む）へ搬出する。また、地方建設副産物対策連絡協議会（通称）等で調整済みの場合は、その調整結果を優先することとする。なお、他の建設工事との受入時期及び土質等の調整が困難である場合は、別の処分場に搬出することを妨げない。

（2）再生資材等の利用

1）再生骨材等の利用

工事現場から40キロメートルの範囲内に再資源化施設がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで原則として再生資材を利用する。

2）再生加熱アスファルト混合物の利用

工事現場から40キロメートル及び運搬時間1．5時間の範囲内に再生加熱アスファルト混合物を製造する再資源化施設がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として、再生加熱アスファルト混合物を利用する。

3）建設発生土の利用

工事現場から50キロメートルの範囲内に建設発生土を搬出する他の建設工事（民間建設工事を含む）がある場合、受入時期、土質等を考慮したうえで、原則として、建設発生土を利用する。また、建設副産物対策連絡協議会（通称）等で調整済みの場合はその調整結果を優先することとする。

公共建設工事における分別解体等・再資源化等
及び再生資源活用工事実施要領(土木)について

標記について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。)及び「公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について」(平成 14 年 5 月 30 日付け国官技第 42 号・国官総第 126 号・国営計第 27 号・国総事第 22 号)を受け、「公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)」を定めたので通知する。

なお、「公共建設工事における再生資源活用工事実施要領(土木)」について(平成３年 12 月 13 日)建設省技調発第 268 号は廃止する。

公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用
工事実施要領(土木)

分別解体等・再資源化等及び再生資源活用の対象となる建設工事は、下記の要領に基づき実施するものとする。

(1)設計図書等における条件明示の方法

イ・再生資材の利用、再資源化施設への搬出等を実施する工事については、利用・搬出等に関する条件を設計図書等に記載し契約事項とする。

なお、条件の変更がある場合は変更契約時についても設計図書等に条件明示を行うものとする。

ロ・特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令又は都道府県が条例で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事については、建設リサイクル法第 13 条により定められた契約書の記載事項のうち、「分別解体等の方法」、「再資源化等をする施設の名称及び所在地」のほか、受入時間等の処分条件について設計図書等に記載し、発注者の設定する積算条件を請負予定者に対し明確にすることとする。

また、変更等の取扱い及び完了報告についても記載することとする。

なお、条件の変更がある場合は変更契約時についても設計図書等に条件明示を行うものとする。

ハ・工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、発注者と受注者が協議するものとする。(設計図書に記載)

(2)積算上の取扱い

イ・再生資材の価格は、実勢価格を計上することとし、地方整備局等が実施する特別調査により決定する。

ロ・再資源化施設の受入れ費用に関する調査は、地方整備局等が見積り調査又は特別調査により決定する。

また、分別解体等に要する費用及び建設資材廃棄物、建設発生土等を他の建

設工事現場及び再資源化施設等へ搬出、あるいは建設工事現場への搬入に必要となる費用(積込み及び運搬費用)を基準書に基づき計上する。

(3)施工計画書における取扱い

再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画については、施工計画書に含めて提出させることとする。また、その実績について提出させることとする。

(4)品質の管理

再生資材を使用する場合は、品質等が適正なものであるか十分注意を払う必要がある。

品質等について適正な品質が確保されておらず、新材、購入土を使用せざるを得ない場合は、設計変更により対応することとする。

(5)実施要領の適用

この実施要領は、平成 14 年 5 月 30 日から適用するものとする。

10.道路工事現場における標示施設等の設置基準

道路工事現場における

道路工事現場における標示施設等の設置基準

道路利用者に対し道路工事に関する情報をわかりやすく提供することなどにより、円滑な道路交通を確保するため、道路工事（道路占用工事にかかわるものを含む。以下同じ。）現場における標示施設、防護施設の設置及び管理の取扱を下記のとおり定める。

（道路工事の標示）

1　道路工事を行う場合は、必要な道路標識を設置するほか、原則として次に示す事項を標示する標示板を工事区間の起終点に設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事や自動車専用道路などの高速走行を前提とする道路における工事については、この限りではない。

なお、標示板の設置にあたっては、別表様式１を参考とするものとする。

(1) 工事内容

工事の内容、目的等を標示するものとする。

(2) 工事期間

交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を標示するものとする。

(3) 工事種別

工事種別（舗装修繕工事等）を標示するものとする。

(4) 施工主体

施工主体及びその連絡先を標示するものとする。

(5) 施工業者

施工業者及びその連絡先を標示するものとする。

（防護施設の設置）

2　車両等の進入を防ぐ必要のある工事箇所には、両面にバリケードを設置し、交通に対する危険の程度に応じて赤ランプ、標柱等を用いて工事現場を囲むものとする。(参考(1)を参照)

（迂回路の標示）

3　道路工事のため迂回路を設ける場合は、当該迂回路を必要とする時間中、迂回路の入口に迂回路の地図等を標示する標示板を設置し、迂回路の途中の各交差点（迷い込むおそれのない小分岐を除く。）において、道路標識「まわり道」（120－A、120－B）を設置するものとする。（参考(2)及び参考(3)を参照）

なお、標示板の設置にあたっては、別表様式２を参考とするものとする。

（色彩）

4　道路工事現場において、防護施設に色彩を施す場合は、黄色と黒色の斜縞模様（各縞の幅 10㎝）を用いるものとする。

（管理）

5　道路工事現場における標示施設及び防護施設は、堅固な構造として所定の位置に整然と設置して、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行うほか、夜間においては遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。

（平成 18 年 3 月 31 日　国道利第 37 号　国道国防第 205 号　道路局長通達）

別表　様式 1

114cm
140cm
ご迷惑をおかけします
○○○○○○を
なおしています
平成○年○月○日まで
時 間 帯 9:00～17:00
舗 装 修 繕 工 事
発注者　○○振興局○○建設部
電 話 ○○ -○○○○ -○○○○
施工者　○○○○ 建 設 株 式 会 社
電 話 ○○○-○○○ -○○○○

別表　様式 2

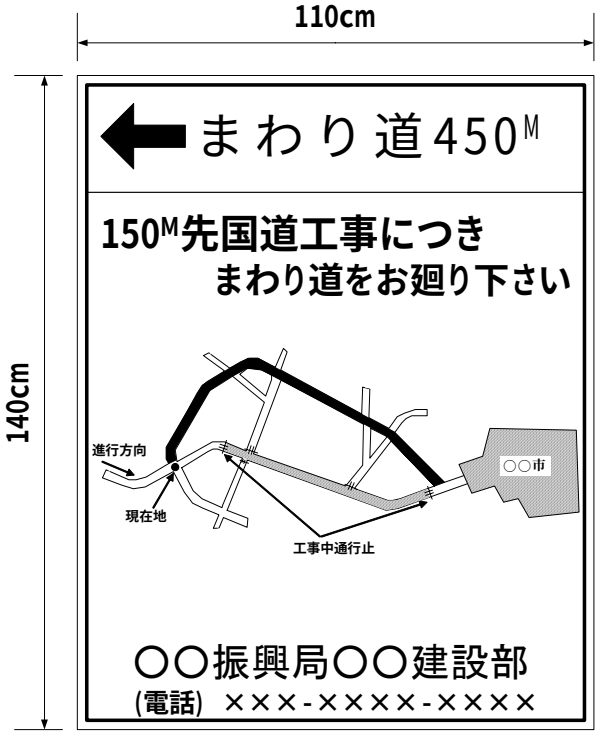
110cm
140cm
まわり道450M
150M先国道工事につき
まわり道をお廻り下さい
進行方向
現在地
工事中通行止
○○市
○○振興局○○建設部
(電話) ×××-××××-××××

別 表 備 考

一 様式 1

(1)　色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「舗装修繕工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「○○○○をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。

(2)　縁の余白は 2㎝、縁線の太さは 1㎝、区画線の太さは 0.5㎝ とする。

二 様式 2

(1)　色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。

(2)　縁の余白は 2㎝、縁線の太さは 1㎝ とする。

参考(1) 車線の一部分が工事中の場合の標示例

① 必要があれば設置する

（２車線道路）

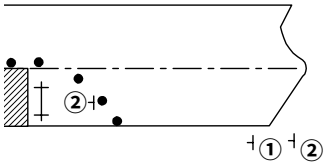

②

（４車線道路）

参考(2) 工事中迂回路の標示例（市街部の場合）
（進行方向に対する標識の設置例を示す）

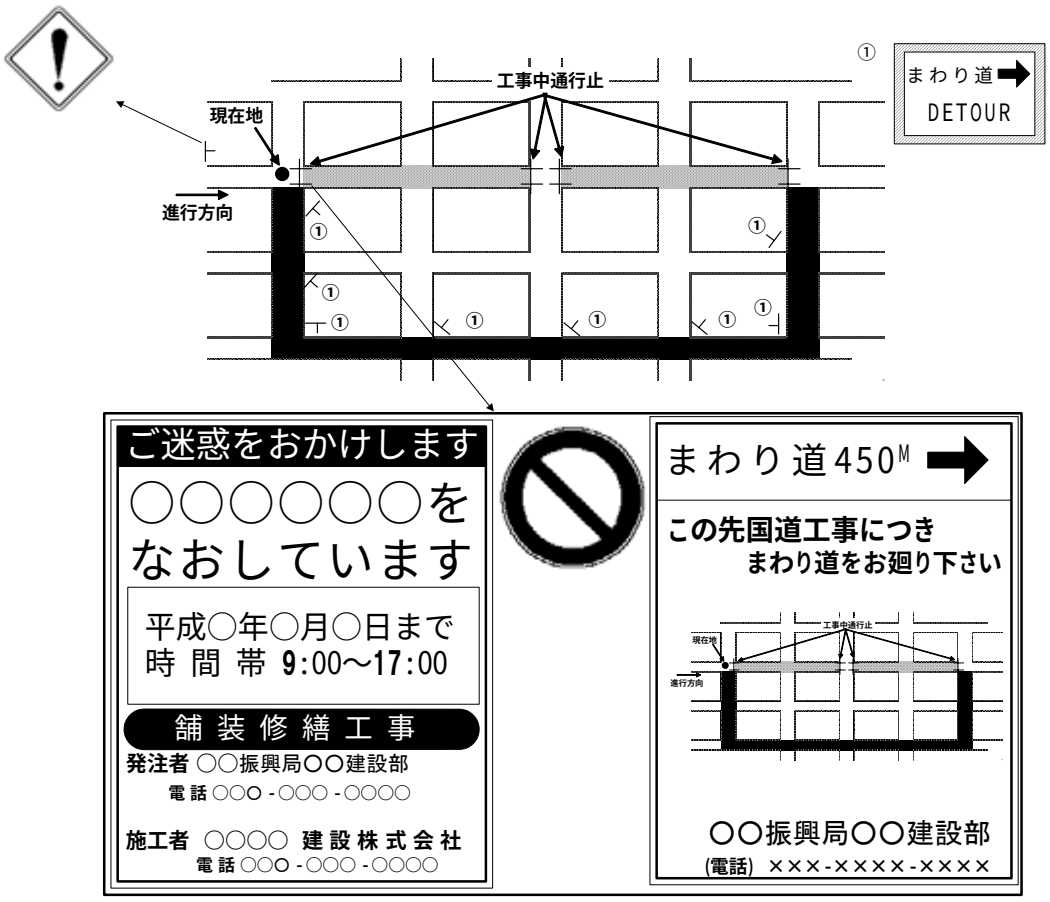

参考(3)　工事中迂回路の標示例（地方部の場合）

（進行方向に対する標識の設置例を示す）

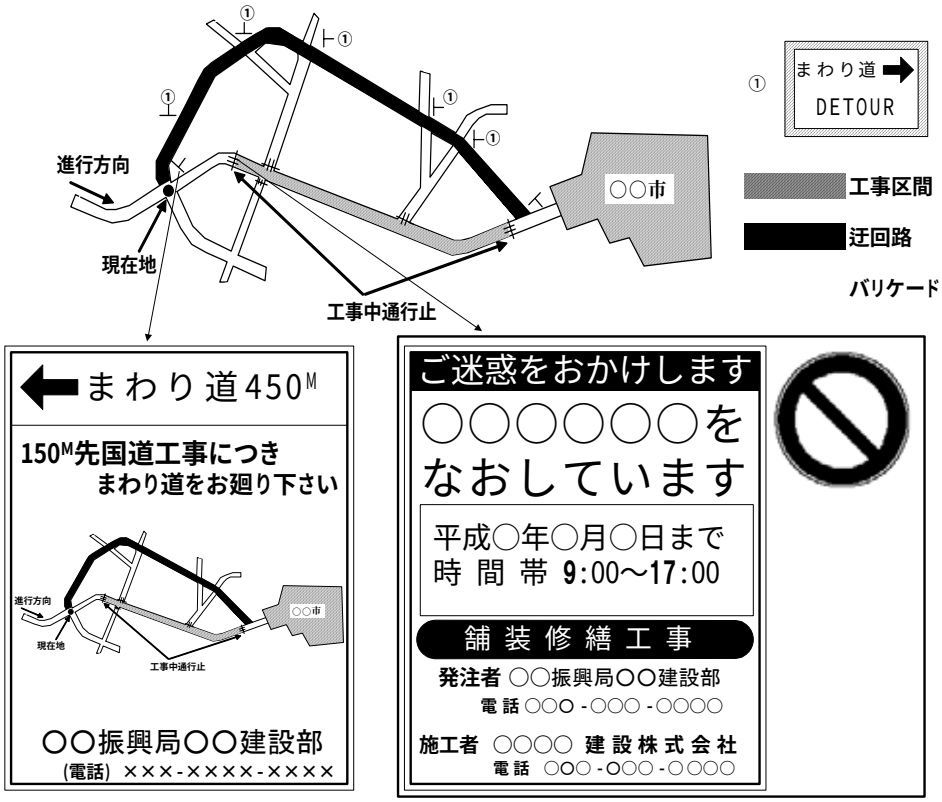

参考(4)　設置方法の一例

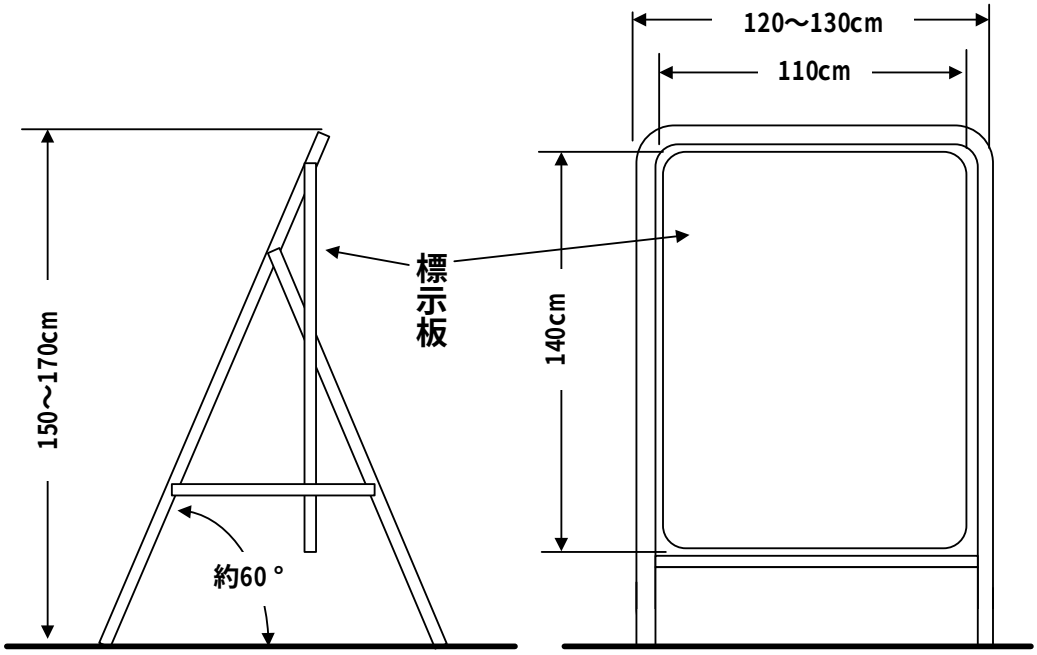

11．道路工事保安施設設置基準

道路工事保安施設設置基準

（昭和47年２月　道路局）

保安施設設置標準図一覧表

呼　称	適　用　条　件				
	工　　種	車線数	昼夜別	作業箇所	摘　　要
A－１型	車道打換舗装	４車線	夜間作業	片側全車線	
A－２	〃	２〃	〃	〃	
A－３	〃	４車線以上	〃	片側一部車線	
A－４	〃		〃	片側全車線	路面軌道のある場合
B－１	作業休止	４車線以上	昼夜間	〃	
B－２	〃	２車線	〃	〃	
C－１	局部打換（小規模）	２車線	夜間作業	〃	工事箇所が短時間で移動
C－２	カットカバー、パッチング等	４車線以上	〃	片側一部車線	〃
D－１	目地シール		昼間作業	片側全車線	〃
D－２	〃		〃	片側一部車線	〃
E	レーンマーク作業		〃	車道区画線	
F－１	路面清掃		夜間作業	車　道	
F－２	路側作業（機械）		〃	路　側	
F－３	短時間の路側作業（人力）			路側路肩又は歩道	
G	長時間の路側工事		〃	路側歩道	

（注）例示のない場合は適用条件の類似のものに準じて処理すること。

保安施設の設置目的

施　設	記号	交通の誘導	立入防止	場所の明示予告	交通指導	その他	摘　要
照明灯				○			
保安灯		○	○	○			
歩道柵			○	○			
バリケード			○	○			砂袋等にて半固定させたバリケード
〃			○	○			
セーフテーコン	○	○		○			夜間はカラーコーンを使用
警戒標識(213)	①			○			
警戒標識(211)	②			○			
警戒標識(212-2)	③			○			
規制標識(311-E)	④	○			○		
規制標識(329)	⑤				○		
標示板（昼夜間道路工事中）	⑥					○	
標示板（通行中の皆様へ）	⑦					○	
黄色回転灯	⑩			○			
保安要員		○	○		○	○	
交通整理員		○			○		
作業車（又はこれに代行するもの）			○				
標示板(工事中)	⑪	○		○	○		
標示板（工事内容）	⑫					○	
標示板（工事内容）	⑬					○	
標示板（工事区間終り）	⑭			○			
標示板（片側交互交通）	⑮	○			○		

保安施設標準様式図

番　号	1	2	3	4
記　号	①	②	③	④
様式および標準寸法（単位mm）	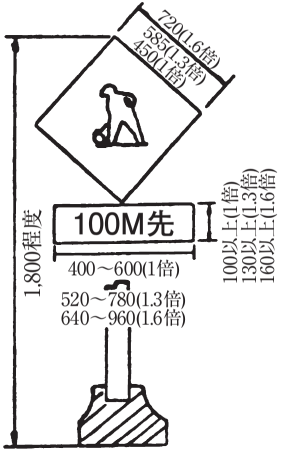 警戒標識(213)	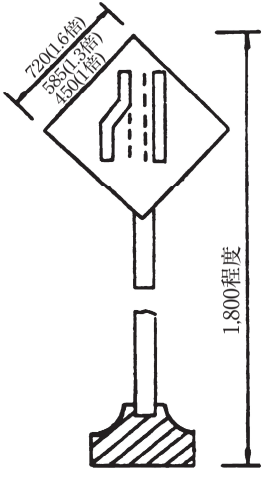 警戒標識(211)	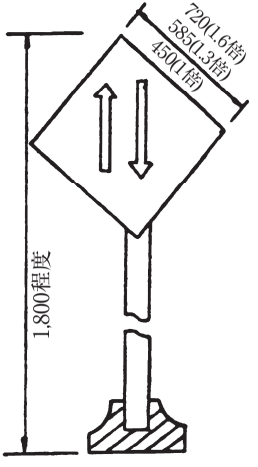 警戒標識(212－2)	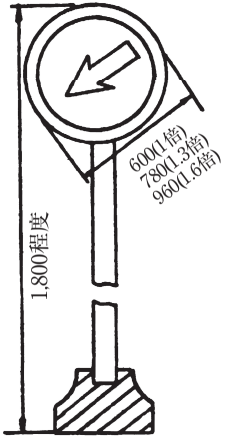 規制標識(311－E)
注	拡大率1.6倍を標準とするが、場所によって１倍または1.3倍を用いることができる。 補助標準必要とするときは、50m先100m先100m ～ 500m先を現場の状況に応じて使用する。	拡大率1.6倍を標準とするが、場所によって１倍または1.3倍を用いることができる。	拡大率1.6倍を標準とするが、場所によって１倍または1.3倍を用いることができる。	拡大率1.6倍を標準とするが、場所によって１倍または1.3倍を用いることができる。

番　号	5	6	7	8
記　号	⑤	⑥	⑦	⑧
様式および標準寸法(単位 mm)	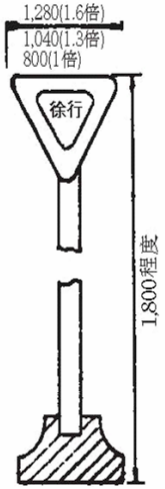 規制標識(329)		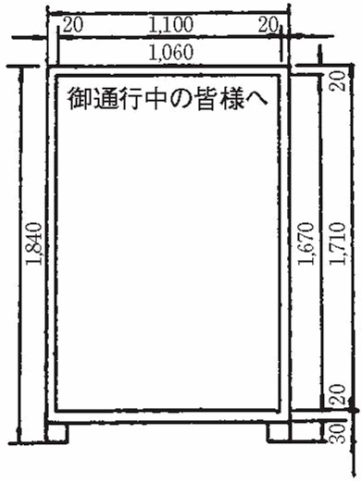	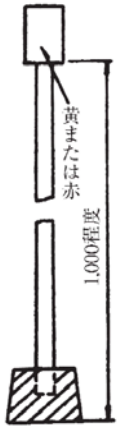
注	拡大率 1.6 倍を標準とするが、場所によって１倍または 1.3 倍を用いることができる。 交通量および現場の状況により、適宜設置すること。	⑴色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「舗装修繕工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「○○○○をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。 ⑵縁の余白は 2㎝、縁線の太さは 1㎝、区画線の太さは 0.5㎝とする。	⑴白地に黒文字とする。 ⑵ 記載内容は発破時間、作業時間、迂回路等通行規制の内容を表示するものとする。	⑴ 視認距離夜間 150m 以上の効果をもつものであること。 ⑵ 保安灯の設置間隔は 2～5 m 以内とする。

番　号	9	10	11
記　号	⑨	⑩	⑪
様式および標準寸法（単位mm）	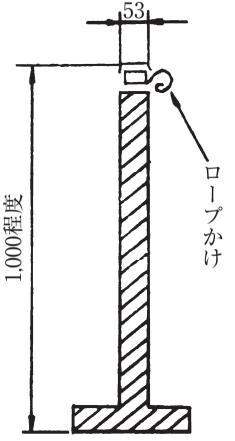	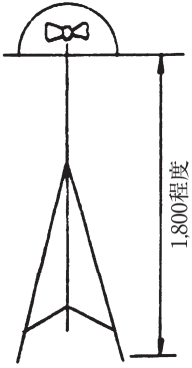	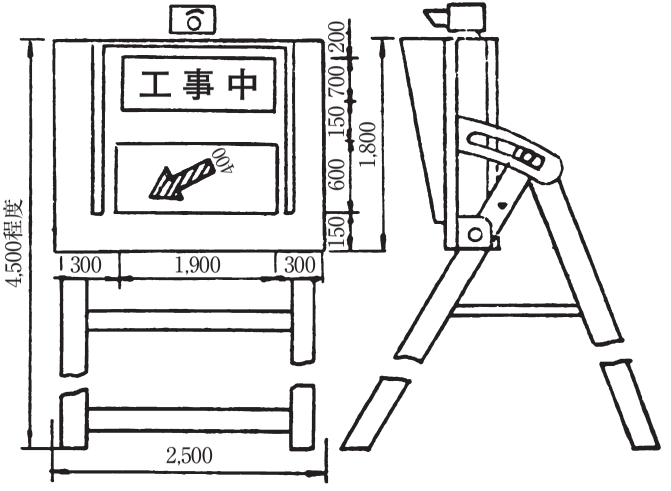
注	⑴柱およびロープは黒黄の縞をほどこすものとする。 ⑵ロープの外径は12mm以上とする。 ⑶柱間隔は３～５mとする。	⑴視認距離200m以上の効果をもつ黄色回転灯とする。	⑴色彩は「工事中」を黒色、地は黄色、矢印「←」は赤色とし、表示方法はいずれもアクリル板にスクリーン印刷し、内部照明する。また矢印「←」は点滅式とする。 ⑵標識板頭部には確認距離200m以上の効果をもつ点滅式黄色または赤色注意灯を設置すること。 ⑶構造形式は任意とする。

番　号	12	13	14	15
記　号	⑫	⑬	⑭	⑮
様式および標準寸法（単位mm）	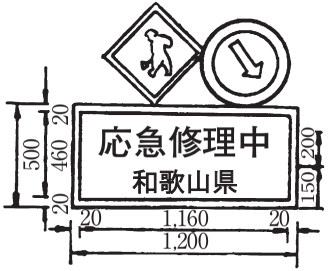 例 応急修理中 工　事　中 清　掃　中	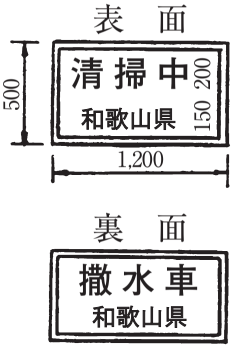	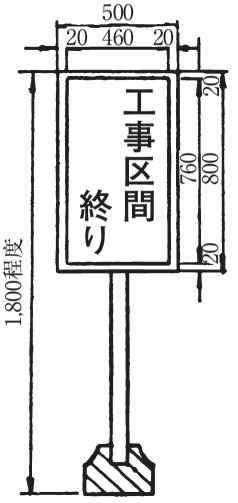	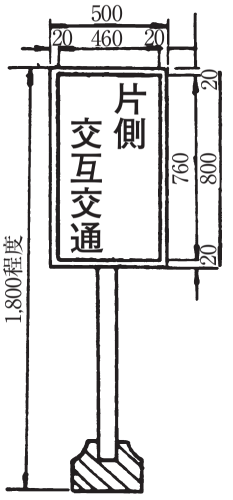
注	⑴字体はゴシック体とし、文字および縁線は、白色スコッチライト、地色は青色とする。 ⑵文字標示板は、作業に応じて使い分けること。 ⑶標識車として使用するときは、作業車等の屋根の上に設置し、黄色回転灯も設置する。	⑴字体、文字、地色は⑫に同じ。 ⑵作業中は表面を通常は裏面を表示する。	⑴一字の大きさは150mmとし、字体はゴシック体とする。文字および縁線は白色スコッチライト、地色は青色とする。	⑴一字の大きさは150mmとし、字体はゴシック体とする。文字および縁線は白色スコッチライト、地色は青色とする。

A－１型標準図	４車線　片側全車線閉塞	夜間作業

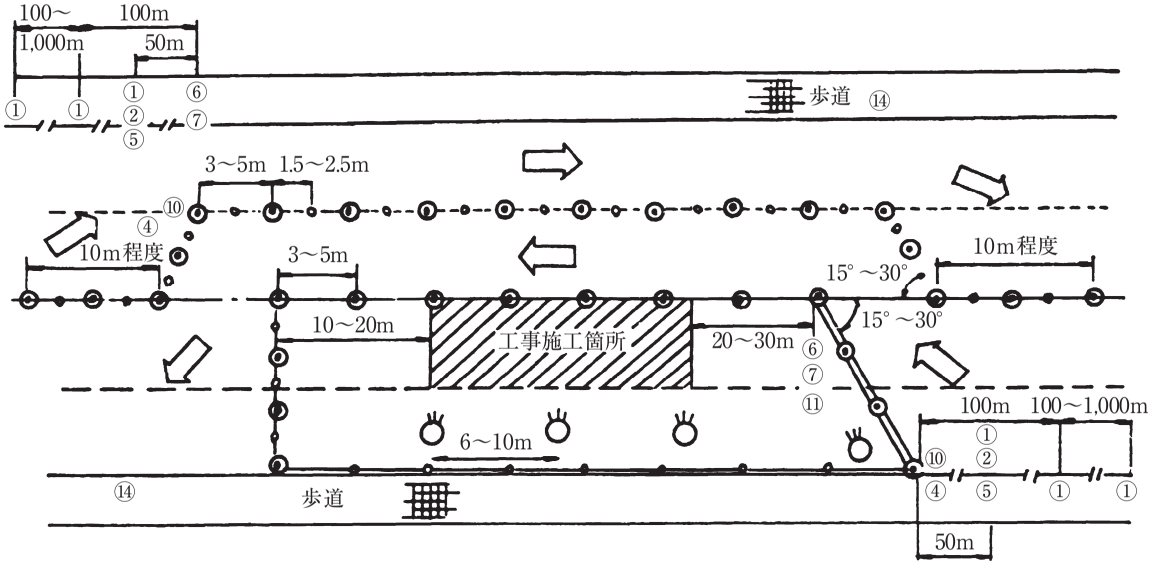

注	
	(1)　①の設置数、距離については、交通量その他、現地の状況によって定めること。
	(2)　昼間作業は照明灯と保安灯を除く。
	(3)　作業箇所が隣接している場合には最初の箇所の対面箇所や⑥⑦を最後の箇所の後端に⑭を設置するものとする。
	※(4)　必要に応じ交通誘導員を配置する。

A－２型標準図	２車線　片側全車線閉塞	夜間作業

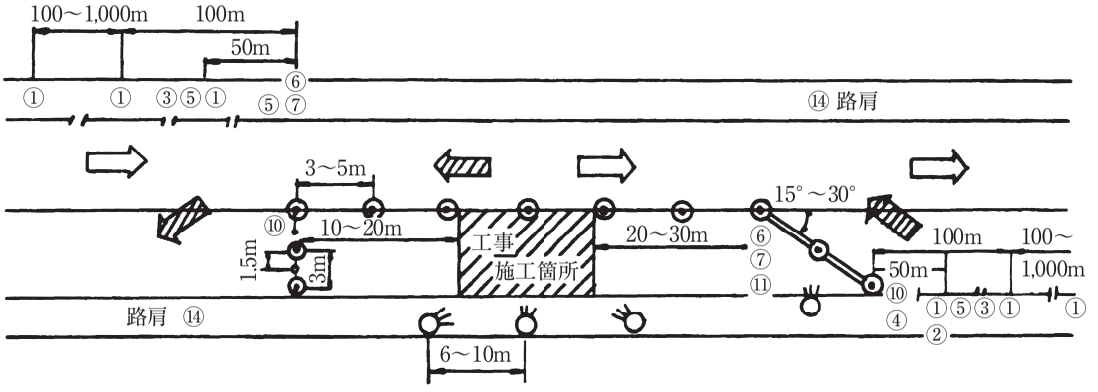

注	(1)　①の設置数、距離については、交通量その他、現地の状況によって定めること。 (2)　昼間作業は、照明灯と保安灯を除く。 (3)　工事区間長、および交通量に応じて両端に適宜交通誘導員もしくは自動信号機をおく。

A－３型標準図	４車線以上　片側一車線以上通行可	夜間作業

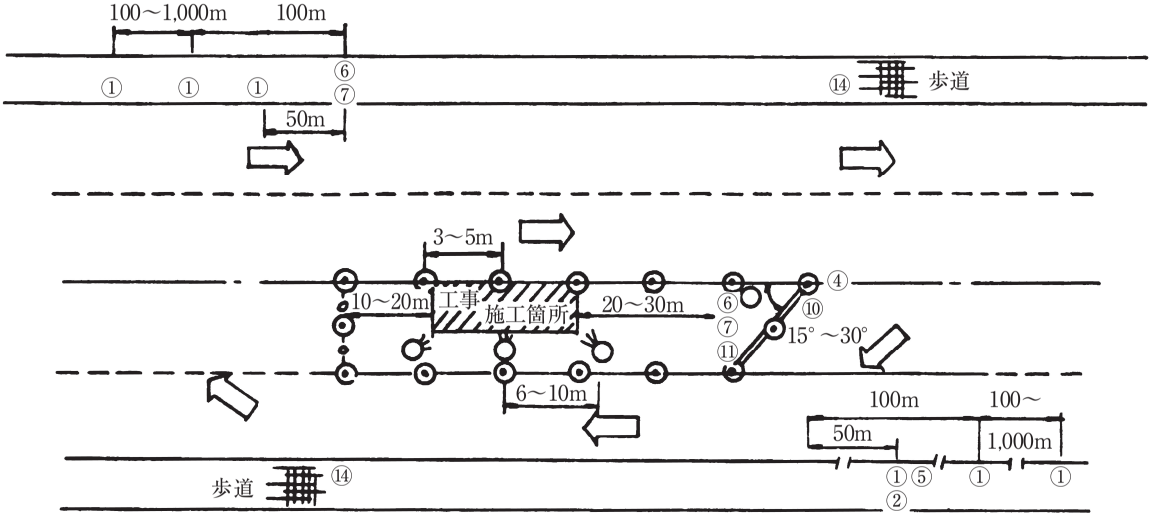

注	
	(1)　①の設置数、距離については、交通量その他現地の状況によって定めること。
	(2)　昼間作業は照明灯、保安灯は除く。
	(3)　作業休止のある工事では、休止中はバリケードを半固定式とする。
	※(4)　必要に応じ交通誘導員を配置する。

A－4型標準図	4車線以上　片側全線閉塞　軌道のある場合　　夜間作業

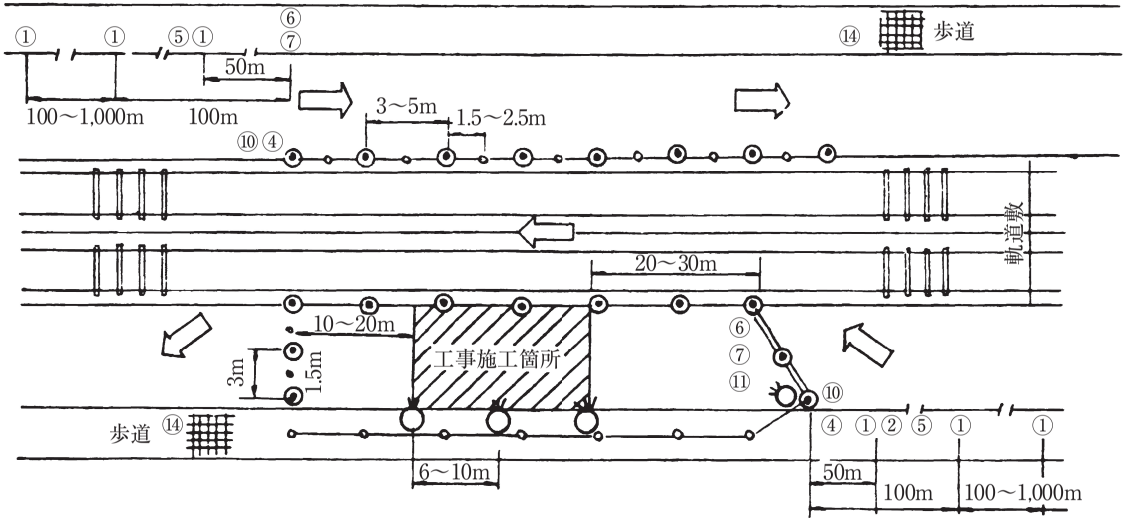

注

(1)　①の設置数については、交通量その他、現地の状況によって定めること。

(2)　昼間作業は照明灯、保安灯を除く。

※(3)　必要に応じ交通誘導員を配置する。

B－１型標準図	４車線以上　作業休止中　路面占用して片側通行　　昼夜間

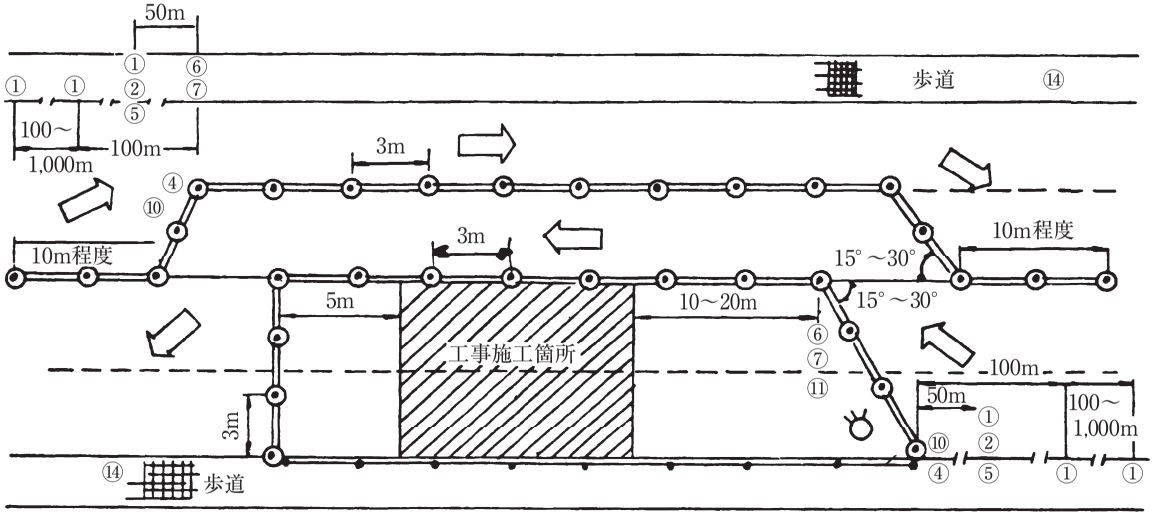

注
(1)　①の設置数、距離については、交通量その他現地の状況によって定めること。
(2)　歩道に防護柵が設置してある場合は歩道柵は不要
(3)　交通量に応じ交通誘導員をおく。

B－２型標準図	４車線以上　作業休止中　路面占用して片側通行　　昼夜間

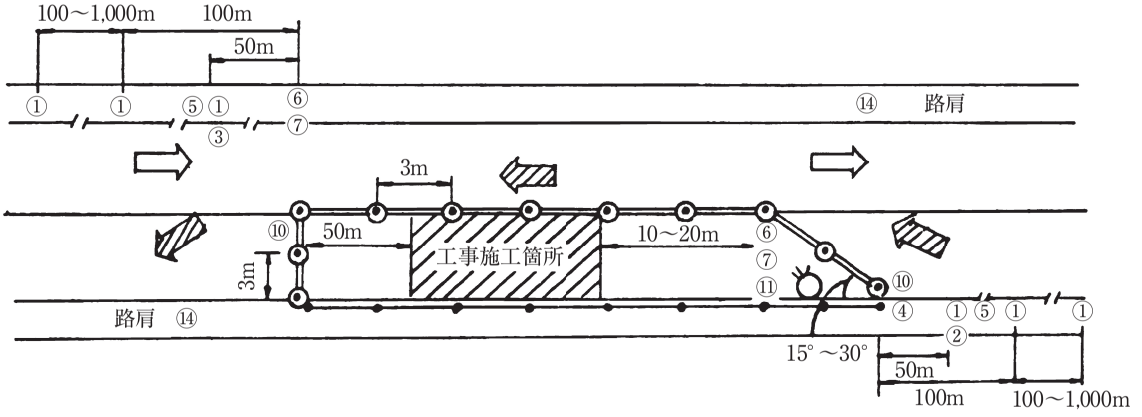

注	(1)　①の設置数、距離については、交通量、その他現地の状況によって定めること。 (2)　工事区間長および交通量に応じ、両端に適宜交通誘導員もしくは自動信号機をおく。 (3)　路肩に通行者のないとき、また防護柵が設置してあるときは歩道柵は不要

C－１型標準図	２車線　片側全車線閉塞　局部打換（小規模）カットカバー等　　夜間作業

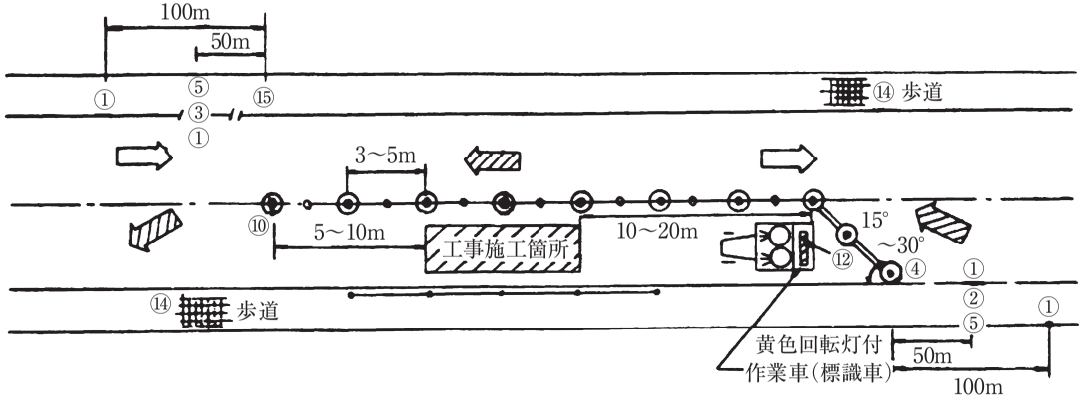

注	(1)　①の設置数、距離については、交通量その他、現場の状況によって定めること。 (2)　昼間作業は保安灯をセーフテーコーンとし照明灯は除くこと。 (3)　工事区間長、および交通量に応じて、両端に適宜交通誘導員もしくは自動信号機をおく。

C－２型標準図	４車線以上　片側一車線以上通行可　局部打換（小規模）　カットカバー等　夜間工事

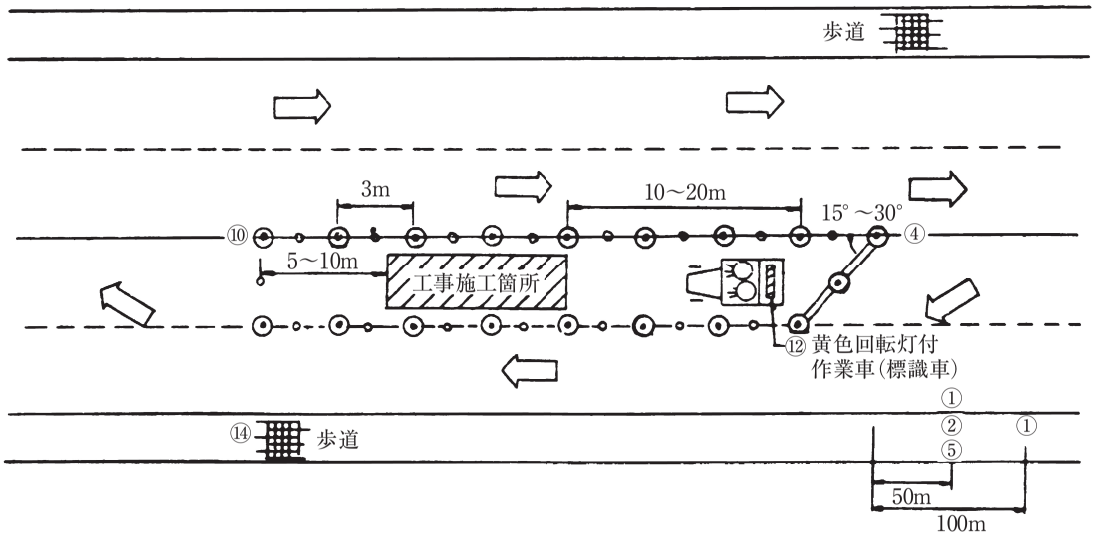

注	(1)　①の設置数、距離については、交通量、その他現場の状況によって定めること。 (2)　昼間作業は保安灯をセーフテーコーンとし、照明灯は除くこと。 ※(3)　必要に応じ交通誘導員を配置する。

D－１型標準図	目地シール作業等（比較的短時間に作業箇所の移動をする場合）　夜間作業

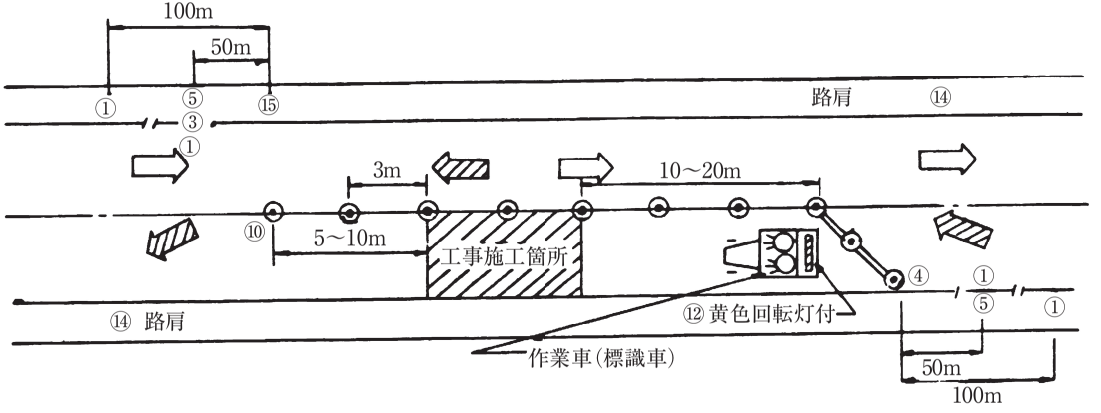

注	(1)　路肩に通行者のある場合は必要に応じ歩道柵を設けること。 (2)　昼間作業は保安灯をセーフテーコーンとし、照明灯は除く。 (3)　工事区間長、および交通量に応じて、両端に適宜交通誘導員もしくは自動信号機をおく。

D－２型標準図	目地シール作業　１車線以上確保（比較的短時間に作業箇所移動）夜間作業

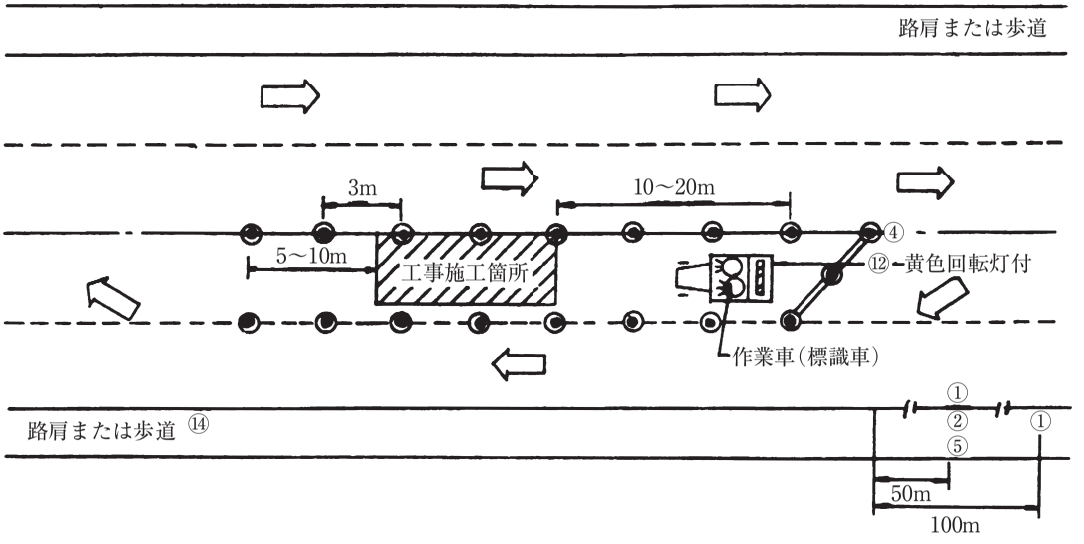

注	（1）　昼間作業は、保安灯をセーフテーコーンとし、照明灯は除く。 ※(2)　必要に応じ交通誘導員を配置する。

E型標準図	レーンマーク作業	昼間作業

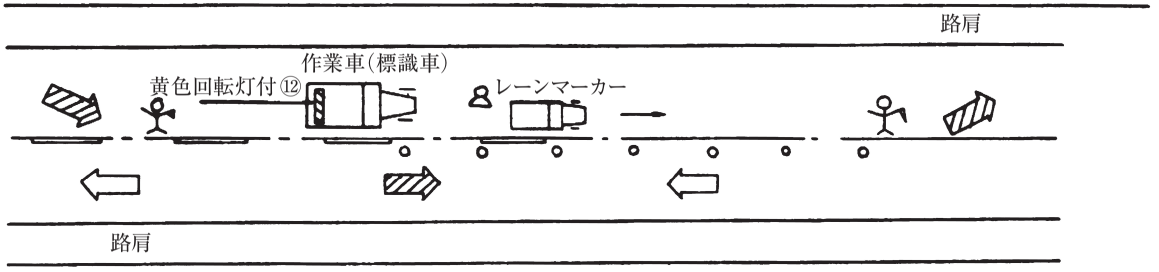

注	(1) 作業実施には、防護用に作業車を使用する。

F－1型標準図	路面清掃	夜間作業

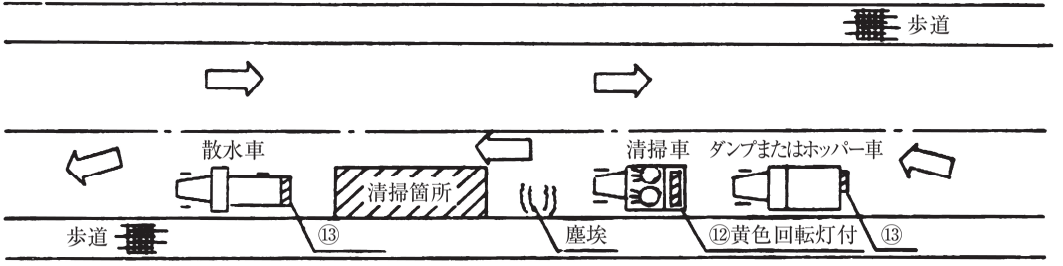

注	(1) 昼間作業は清掃車の上の照明灯は除く。 (2) 必要に応じ交通誘導員を配置する。

F－２型標準図	路側作業（機械）	夜間作業

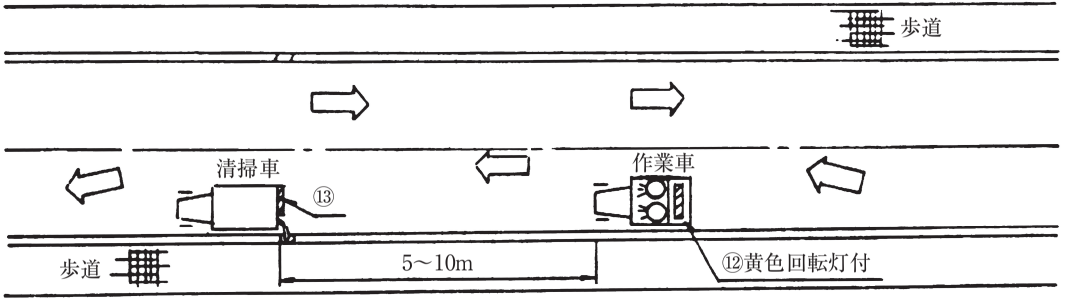

注	(1)　昼間作業は作業車の照明灯は除く。 (2)　必要に応じ交通誘導員を配置する。

F－３型標準図	短時間の路側作業（人力）	夜間作業

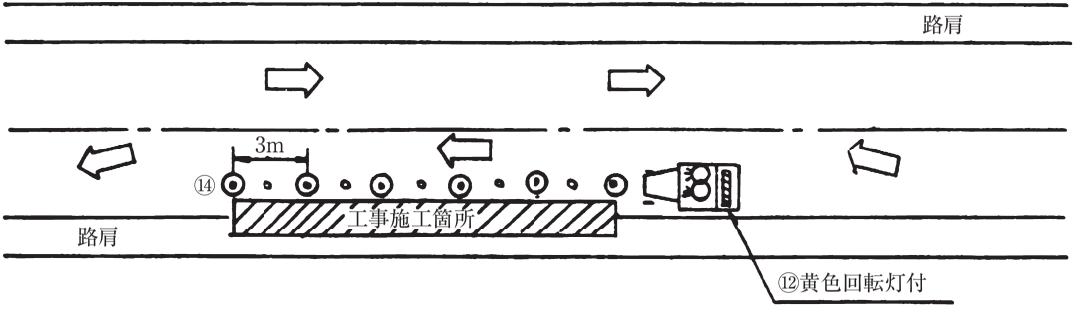

注	(1)　昼間作業は保安灯をセーフテーコーンとする。 (2)　路肩に通行者のある場合は必要に応じ歩道柵を設けること。 ※(3)　必要に応じ交通誘導員を配置する。

G型標準図	長時間の路側作業　　夜間作業

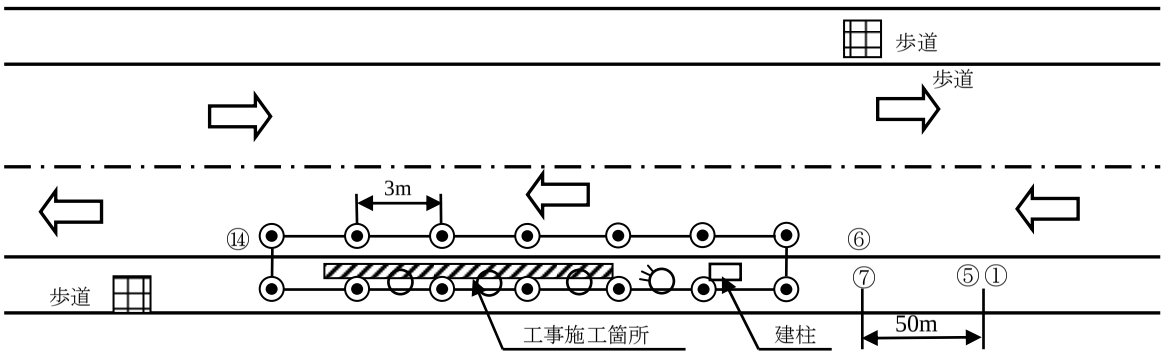

注	(1)　昼間作業は保安灯をセーフテーコーンに置換える。 ※(2)　必要に応じ交通誘導員を配置する。

12.土木工事安全施工技術指針

目　　次

第１章　総則

第１節　総則…… 12-28

１．目的

２．適用範囲

３．関連法令等の遵守

第２節　事前調査…… 12-28

１．工事内容，施工条件等の把握

２．事前調査

第３節　施工計画…… 12-29

１．施工計画の作成

２．施工計画の変更等

第４節　工事現場管理…… 12-30

１．安全施工体制

２．工事内容の周知・徹底

３．作業員の適正配置

４．現場条件に応じた措置

５．緊急通報体制の確立

６．臨機の措置

７．安全管理活動

８．工事関係者における連携の強化

第２章　安全措置一般

第１節　作業環境への配慮…… 12-32

１．換気の悪い場所等での必要な措置

2．強烈な騒音を発生する場所等での必要な措置
3．狭い作業空間での機械施工に際しての安全確保
4．作業環境項目の測定
第2節　工事現場周辺の危害防止……13-33
1．工事区域の立入防止施設
2．現道占用の管理
3．看板・標識の整備
4．工事現場出入口付近での交通事故防止
5．地域住民との融和
6．現場外での交通安全管理
第3節　立入禁止の措置…… 12-35
1．関係者以外の立入禁止
第4節　監視員，誘導員等の配置…… 12-35
1．監視員，誘導員等の配置
2．合図，信号等の統一
3．合図，信号の周知
第5節　墜落防止の措置…… 12-36
1．足場通路等からの墜落防止措置
2．作業床端，開口部からの墜落防止措置
3．掘削作業における墜落防止措置
4．作業員に対する措置
第6節　飛来落下の防止措置…… 12-38
1．ネット・シートによる防護
2．飛来落下防護
3．投下設備の設置
4．高所作業・掘削箇所周辺の材料等の集積
5．上下作業時の連絡調整
第7節　異常気象時の対策…… 12-40

1．緊急連絡体制の確立
2．気象情報の収集と対応
3．作業の中止，警戒及び各種点検
4．大雨に対する措置（作業現場及び周辺の整備）
5．強風に対する措置
6．雪に対する措置
7．雷に対する措置
8．地震及び津波に対する措置
第8節　火災予防…… 12-43
1．防火管理体制の確立
2．防火設備
3．危険物の管理
4．アセチレンガス，溶接作業
5．避難設備
第9節　工事現場のイメージアップ…… 12-45
1．整然とした工事現場の維持
2．土工事，基礎工事等のある工事現場
3. 住民等への周知
4. イメージアップ
第10節　現場管理…… 12-46
1．施工計画，指揮命令系統の周知
2．作業主任者の選任
3．作業指揮者の選任
4．有資格者の選任
5．保護具等の着用と使用
6．水上作業時の救命具
7．非常事態における応急処置
8．危険箇所の周知

9. 作業環境の整備

第３章　地下埋設物・架空線等上空施設一般

第１節　地下埋設物一般…… 12-48

1．工事内容の把握

2．事前確認

3．施工計画

4．現場管理

第２節　架空線等上空施設一般…… 12-50

1．事前確認

2．施工計画

3．現場管理

第４章　機械・装置・設備一般

第１節　建設機械作業の一般的留意事項…… 12-51

1．安全運転のための作業計画・作業管理

2．現場搬入時の装備点検

3．作業前点検

4．建設機械の登坂，降坂，その他

5．運転終了後及び機械を離れる場合

6．用途外使用の制限

第２節　建設機械の運用…… 12-52

1．建設機械の適切な選定と運用

2．使用取扱環境

3．安全教育

4．取扱責任者

5．点検・修理作業時の安全確保

6．オペレータの指導

7．機械・工具・ロープ類の点検・整備

第３節　建設機械の搬送…… 12-56

1．建設機械の積込み，積卸し
2．積込後の固定等
3．自走による移送
4．アタッチメント等作業装置の装着及び取りはずし作業
第4節　据付型・据置型機械装置…… 12-57
1．設置場所の選定
2．原動機，回転軸等の設備の保全
第5節　移動式クレーン作業…… 12-58
1．作業計画・移動式クレーンの選定
2．配置・据付
3．移動式クレーンの誘導・合図
4．移動式クレーンの運転
5．移動式クレーンの作業
6．作業終了後の措置
7．玉掛作業
8．立入禁止場所の指定，標識類の設置
第6節　賃貸機械等の使用…… 12-62
1．賃貸機械の使用あるいは機械設備の貸与の場合
2．運転者付き機械を使用する作業の場合
第5章　仮設工事
第1節　一般事項…… 12-63
1．工事内容の把握
2．施工条件の把握
3．周辺環境調査
4．地下埋設物等の調査
5．施工計画
6．工事施工段階の内容把握
7．仮設工事内容の全体把握

8．仮設工事計画の作成の注意事項
第2節　土留・支保工…… 12-65
1．一般事項
2．施工時の安全管理
3．土留・支保工の組立て
4．材料
5．点検者の指名
6．部材の取付け
7．材料の上げ下ろし
8．異常気象時の点検
9．日常点検・観測
10. 土砂及び器材等の置き方
11. グランドアンカー工の留意事項
第3節　仮締切工…… 12-68
1．一般事項
2．河川における仮締切
3．河口付近及び海岸地帯における仮締切
4．使用材料
第4節　足場等…… 12-69
1．墜落防止の措置
2．計画・組立・解体の留意事項
3．組立設置作業
4．標識類の表示
5．点検
6．就業の制限
第5節　通路・昇降設備・桟橋等…… 12-71
1．安全通路の設定
2．非常口・避難通路

3．危険場所への立入禁止
4．点検
5．桟橋・登り桟橋の組立・解体・撤去
第6節　作業床・作業構台…… 12-72
1．作業床
2．手摺
3．柵・仮囲い
4．巾木・地覆・車止め
5．作業構台の組立
6．点検
第7節　仮設定置機械設備…… 12-74
1．機械設備
2．運転作業
第8節　仮設電気設備…… 12-75
1．一般保守
2．設置・移設・撤去
第9節　溶接作業…… 12-76
1．電気溶接作業
2．アセチレン溶接作業
第6章　運搬工
第1節　一般事項…… 12-78
1．工事内容の把握
2．事前調査における共通事項
3．事前調査における留意事項
4．施工計画における共通事項
5．施工計画における留意事項
6．運搬作業における現場管理
第2節　トラック・ダンプトラック・トレーラ等…… 12-79

1．運搬路，設備
2．運搬作業
3．点検
4．修理
第3節　不整地運搬車…… 12-81
1．運搬路，設備
2．運搬作業
3．点検
4．修理
5．作業上の注意
第4節　コンベヤ…… 12-82
1．設置工事
2．試運転
3．運搬作業
4．点検
5．修理
第5節　機関車・運搬車…… 12-83
1．軌道，車両の設備
2．運搬作業
3．点検
第6節　索道及びケーブルクレーン…… 12-84
1．索道設備，ケーブルクレーン設備
2．運搬作業
3．点検
4．設置届等
第7節　インクライン…… 12-87
1．運搬作業
2．点検

第７章　土工工事

第１節　一般事項…… 12-89
1．工事内容の把握
2．事前調査における共通事項
3．事前調査における留意事項
4．施工計画における共通事項
5．施工計画における留意事項
6．土工工事における現場管理
7．監視員等の配置
8．崩壊防止計画
9．掘削中の措置
10．落石等に対する危険予防措置
11．埋設物の近接作業
12．地盤改良工法
第２節　人力掘削…… 12-91
1．作業主任者の選任
2．掘削面の勾配
3．掘削作業
4．てこ作業
5．土砂等の置き場
6．湧水の処理
7．狭い作業空間条件下での安全確保
第３節　機械掘削…… 12-92
1．作業主任者の選任
2．有資格者での作業
3．機械掘削作業における留意事項
4．誘導員の配置
5．照明設備の設置

6．道路上での作業
7．さく岩機使用での作業
8．ショベル系掘削機械の作業
9．狭い作業空間下での安全確保
第4節　盛土工及びのり面工…… 12-95
1．盛土施工前の処置
2．盛土の施工
3．盛土の安全対策
4．切土のり面の安全対策
第5節　発破掘削…… 12-96
1．火薬類作業従事者に係わる事項
2．作業員及び第三者への危害防止
3．火薬庫での貯蔵
4．火薬類の一時置場
5．火薬類の取扱い
6．数量の管理
7．発破作業時の留意事項
8．せん孔作業の留意事項
9．装てん作業の留意事項
10. 電気雷管の脚線の連結作業
11. 電気発破の点火作業の留意事項
第8章　基礎工事
第1節　一般事項…… 12-100
1．工事内容の把握
2．事前調査における共通事項
3．施工計画における共通事項
4．施工計画における留意事項
5．基礎工事における現場管理

6．地下埋設物等の防護時における関係者の立会
7．機械運転に関する留意事項
8．杭穴への転落防止措置
9．ニューマチックケーソン基礎工事
第2節　既成杭基礎工…… 12-101
1．作業指揮者の配置
2．機械の据付
3．杭等の搬入
4．運転位置からの離脱の禁止
5．使用するワイヤロープ
6．玉掛作業
7．杭打ち作業における留意事項
8．杭抜き作業における留意事項
9．点検
第3節　機械掘削基礎工…… 12-103
1．オールケーシング工法にあたっての留意事項
2．リバースサーキュレーションドリル工法にあたっての留意事項
第4節　オープンケーソン基礎工事，深礎工法，その他…… 12-104
1．一般事項
2．オープンケーソン基礎工事にあたっての留意事項
3．深礎工法による基礎の施工にあたっての留意事項
第9章　コンクリート工事
第1節　一般事項…… 12-107
1．工事内容の把握
2．事前調査における共通事項
3．施工計画における共通事項
4．コンクリート工事における現場管理
5．危険箇所の周知

第２節　鉄筋工…… 12-107
１．工具類の整備
２．作業開始前の点検
３．運搬作業
４．作業床の設置
５．通路の確保
第３節　型わく工…… 12-108
１．型わく支保工の構造
２．材料
３．作業主任者の配置
４．悪天候時の作業中止
５．規格品の使用
６．型わく支保工についての措置
７．型わく組立解体作業
第４節　コンクリート工…… 12-110
１．コンクリート混合設備
２．コンクリート打設設備
３．コンクリート打設作業
４．運転者付き機械等の使用
第10章　圧気工事
第１節　一般事項…… 12-113
１．工事内容の把握
２．事前調査における共通事項
３．事前調査における留意事項
４．施工計画における共通事項
第２節　圧気作業…… 12-113
１．有資格者の選任
２．特別の教育

3．非常事態に対する措置
4．救護の措置
5．健康管理
6．高圧室内作業の管理
7．作業主任者の携帯器具
8．火気類の危険の周知
9．高圧室の設備
10．作業の禁止
11．発破作業
第3節　仮設備…… 12-116
1．送気設備
2．気閘室
3．再圧室
4．換気設備
5．作業室
6．連絡設備
7．電力設備
8．消火設備
第4節　施工中の調査及び管理…… 12-119
1．沿道調査
2．可燃性ガスの濃度測定
3．圧気設備の点検
4．作業環境の測定
5．酸素濃度測定
第5節　ニューマチックケーソン基礎工事…… 12-120
1．刃口据え付け
2．連絡設備
3．救護体制及び避難訓練

4．掘削設備
5．昇降設備
6．潜函への出入り
7．荷役作業
8．掘削作業

第11章　鉄道付近の工事

第１節　一般事項…… 12-122
1．適用
2．工事内容の把握
3．事前調査における共通事項
4．事前調査における留意事項

第２節　鉄道事業者との協議…… 12-122
1．事前協議
2．変更時の再協議

第３節　近接作業…… 12-123
1．施工計画における共通事項
2．鉄道付近の工事における留意事項
3．保安体制の確立及び安全設備
4．保安教育
5．作業責任者
6．毎日の作業内容打合せ
7．列車見張員
8．鉄道建築限界の明示
9．地下埋設物，架空線の取扱い
10．工事用重機械等の運転資格と管理
11．列車通過時の一時施工中止
12．既設構造物への影響調査と報告
13．線路内への立入り

14. 軌道回路の短絡防止
15. 緊急時の対応
第４節　各種作業…… 12-125
１．仮設工等
２．杭打ち工
３．掘削
４．切土，盛土工事
５．型わく工，鉄筋工，コンクリート工
第12章　土石流の到達するおそれのある現場での工事
第１節　一般事項…… 12-128
１．適用
２．工事内容の把握
３．事前調査における共通事項
４．事前調査における留意事項
５．施工計画における共通事項
６．施工計画における留意事項
７．現場管理
第13章　道路工事
第１節　一般事項…… 12-131
１．適用
２．工事内容の把握
３．事前調査における共通事項
４．事前調査における留意事項
５．施工計画
６．道路工事における現場管理
７．協議及び許可
第２節　交通保安施設…… 12-132
１．道路標識等

2．保安灯
3．交通量の特に多い道路での保安施設
4．現場付近における交通の誘導
5．迂回路
6．工事責任者の巡回
第3節　道路舗装…… 12-133
1．作業区域内の区分
2．監視員または誘導員の配置
3．作業時の服装等
4．機械作業における留意事項
5．作業員の励行事項
第4節　維持修繕工事…… 12-134
1．保安施設等の設置及び管理
2．舗装，オーバーレイ，目地シール工事等
3．歩道工事
4．区画線の設置等の作業
5．清掃・除草等の作業
第5節　道路除雪…… 12-136
1．除雪計画と準備
2．除雪作業
第14章　橋梁工事（架設工事）
第1節　一般事項…… 12-139
1．適用
2．工事内容の把握
3．事前調査における留意事項
4．施工計画における留意事項
5．橋梁工事における現場管理
第2節　鋼橋架設設備…… 12-140

1．新規開発架設機材の使用
2．クレーン等重量物取扱い機械
3．機械工具，ロープ類の安全率
4．ケーブルクレーン及びケーブルエレクション用鉄塔の設置
5．アンカーの設置
6．ケーブルクレーンのサグ
7．ケーブルクレーンに使用するワイヤロープ
8．設備，部材置場の配置と保守
9．消火器等の整備
10．危険物の保管
第3節　鋼橋架設作業…… 12-142
1．架設作業
2．指揮・命令系統等の明確化
3．架設機械の設置・点検
4．クレーン作業
5．橋部材の仮置き
6．地組立作業
7．橋部材の組立作業
8．箱桁・鋼橋脚等の内部の換気
9．上下作業の回避
10．受架台の設置
11．ジャッキの設置及び降下作業
12．軌条梁の据付け
13．橋桁の移動作業
14．仮締め状態時の載荷制限
15．橋桁上クレーン設置
16．河川内に設置した仮設物の防護
17．係留設備

18. 水上作業中の監視
第４節　ＰＣ橋架設設備…… 12-146
１．工具類の整備点検
２．ジャッキ，ジャッキ受けブラケット，ボルト
３．横取り設備
４．重量トロリー
第５節　ＰＣ橋架設作業…… 12-147
１．軌条の据え付け
２．ＰＣ桁の仮置き及び運搬
３．ＰＣ桁の転倒防止
４．クレーン等の設置時のチェック
５．架設桁設備等の送り出し作業
６．横取り作業
７．ジャッキによるこう上・降下作業
第15章　山岳トンネル工事
第１節　一般事項…… 12-149
１．適用
２．工事内容の把握
３．事前調査における共通事項
４．事前調査における留意事項
５．施工計画
６．資格者の選任
７．年少者の作業の禁止及び女性の就業制限
８．山岳トンネル工事における現場管理
９．救護の設備及び避難訓練
10. 警報設備及び構造
11. 浸水のおそれのあるトンネルの緊急通報体制
第２節　仮設備…… 12-152

1．安全通路
2．排水処理
3．機械設備
4．換気設備
5．圧縮空気設備
6．掘削・積込み用機械
7．荷役運搬機械
8．工事用電気設備
第3節　作業環境保全…… 12-154
1．坑内環境の改善
2．換気
3．粉じん対策
4．酸欠・有害ガス対策
5．騒音・振動対策
6．作業環境測定
第4節　粉じん対策…… 12-155
1．施工計画における留意事項
2．粉じん発生源対策
3．換気
4．粉じん濃度等の測定及び評価
5．呼吸用保護具
6．教育
第5節　爆発・火災防止…… 12-161
1．防火対策
第6節　避難・救護措置…… 12-162
1．避難・救護
2．警報設備，通話装置，避難用器具
3．救護及び避難の訓練

4．緊急時の対策
第7節　可燃性ガス対策…… 12-163
1．事前調査における留意事項
2．工事中の調査・観察
3．施工計画における留意事項
4．可燃性ガスの処理
5．換気
6．警報装置
7．火源対策
8．緊急の措置
9．避難用器具
10. 教育及び救護の措置
第8節　掘　削　工…… 12-167
1．坑口掘削
2．坑内掘削
3．発破
第9節　運　搬　工…… 12-167
1．ずり積作業
2．車輪式車両によるずり運搬作業
3．機関車によるずり運搬作業
4．軌道設備
第10節　支　保　工…… 12-169
1．一般的事項
2．鋼アーチ支保工
3．吹付コンクリート
4．ロックボルト
5．その他支保工
6．計測管理

第11節　覆工…… 12-171
1．型わく一般
2．型わくの組立，解体
3．コンクリートの打設
4．裏込注入
第16章　シールド・推進工事
第１節　一般事項…… 12-172
1．適用
2．工事内容の把握
3．事前調査における共通事項
4．事前調査における留意事項
5．粉じんに関する留意事項
6．可燃性ガスに関する留意事項
7．施工計画における共通事項
8．施工計画における留意事項
9．シールド，推進工事における現場管理
10．防火対策及び救護措置
11．浸水のおそれのあるトンネルの緊急通報体制
第２節　仮設備…… 12-174
1．共通事項
2．材料搬出入，掘削土運搬設備等
3．通路の安全確保
4．環境対策
5．排水設備
第３節　立坑工事…… 12-175
1．埋設物処理
2．材料搬出入作業
3．浸水対策

第４節　シールド工事…… 12-176
１．機械組立解体
２．発進及び到達時の留意事項
３．掘進管理
４．セグメント組み立て
５．裏込め注入
６．二次覆工コンクリート
第５節　推進工事…… 12-177
１．管材
２．推進台
３．推進管理
４．掘削土の搬出
５．滑材注入
６．裏込め注入
第17章　河川及び海岸工事
第１節　一般事項…… 12-179
１．適用
２．工事内容の把握
３．事前調査における共通事項
４．事前調査における留意事項
５．施工計画における共通事項
６．施工計画における留意事項
７．現場管理
第２節　水辺及び水上作業…… 12-181
１．仮締切工
２．堤防等の維持修繕
３．安全注意等
４．非常時の対策

第３節　潜水作業…… 12-182
1．送気設備
2．救急設備
3．潜水方法
4．連絡方法
5．監視
6．吹き上げ防止
7．窒素酔い防止
8．炭酸ガス等による中毒防止
9．酸素中毒防止
10．確認，点検事項
第４節　作業船及び台船作業…… 12-184
1．人員の水上輸送
2．運航・回航・曳航作業
3．出入港・係留作業
4．荷役作業
5．舷外作業
6．浚渫・掘削作業
7．埋立作業
8．地盤改良作業
9．杭打作業
10．水中発破作業
11．コンクリート打設作業
第18章　ダム工事
第１節　一般事項…… 12-190
1．工事内容
2．事前調査における共通事項
3．事前調査における留意事項

4．施工計画における共通事項
5．施工計画における一般的留意事項
6．コンクリートダム工事の留意事項
7．フィルタイプダム工事の留意事項
第2節　基礎掘削工…… 12-192
1．現場管理及び建設機械の運用
2．大型重機械に関する留意事項
3．上下作業
4．のり面掘削時の留意事項
5．仕上掘削
6．岩盤清掃
7．高圧管の設置
8．運搬道路の形状
9．土捨場の安全措置
第3節　基礎処理工…… 12-193
1．ボーリング作業
2．注入作業
第4節　堤体コンクリート工事…… 12-195
1．コンクリート関連作業
2．コンクリート運搬設備
3．コンクリート打設作業
4．クレーン下の作業
5．シュート，ロープの支持力
6．のり面下の作業
7．材料の搬入・搬出
8．型わく作業
9．設備内への立入
10．設備等の修理

11. ＲＣＤ工法での留意事項
第５節　ダム材料盛立工事（フィルタイプダム）…… 12-197
１．共通事項
２．ストックパイル作業
３．運搬道路
４．盛立面での輻輳作業
５．盛立面のり肩での作業
６．コア着岩部
７．盛立面での人力作業
８．チッピング
９．リップラップ
第19章　構築物の取りこわし工事
第１節　一般事項…… 12-200
１．工事内容の把握
２．事前調査における共通事項
３．事前調査における留意事項
４．施工計画
５．取りこわし工事における現場管理
第２節　取りこわし工…… 12-201
１．圧砕機，鉄骨切断機，大型ブレーカにおける必要な措置
２．転倒工法における必要な措置
３．カッター工法における必要な措置
４．ワイヤソーイング工法における必要な措置
５．アブレッシブウォータージェット工法における措置
６．爆薬等を使用した取りこわし作業における措置
７．静的破砕剤工法における措置

第１章　総　　則

第１節　総　　則

１．目的

本指針は，土木工事における施工の安全を確保するため，一般的な技術上の留意事項や施工上必要な措置等の安全施工の技術指針を示したものである。

２．適用範囲

本指針は，国土交通省で行う一般的な土木工事の安全施工に適用する。

３．関連法令等の遵守

土木工事の施工にあたっては，本指針のほか工事に関する関係法令等を遵守のうえ安全に行わなければならない。

第２節　事 前 調 査

１．工事内容，施工条件等の把握

施工計画を作成するにあたっては，あらかじめ設計図書に明示された事項に対する事前調査を行い，安全確保のための施工条件等を把握しておくこと。

２．事前調査

施工計画の作成に際しては，地形，地質，気象，海象等の自然特性，工事用地，支障物件，交通，周辺環境，施設管理等の立地条件について適切な調査を実施すること。

第3節　施 工 計 画

1．施工計画の作成

⑴　施工計画は，施工条件等を十分に把握したうえで，工程，資機材，労務等の一般的事項のほか，工事の難易度を評価する項目（工事数量，地形地質，構造規模，適用工法，工期，工程，材料，用地等）を考慮し，工事の安全施工が確保されるように総合的な視点で作成すること。

　また，施工計画は，設計図書及び事前調査結果に基づいて検討し，施工方法，工程，安全対策，環境対策等必要な事項について立案すること。

⑵　関係機関等との協議・調整が必要となるような工事では，その協議・調整内容をよく把握し，特に工事の安全確保に留意すること。この場合，当該事項に係わる内容は，一般的に工程計画の立案に際して制約条件となるので，よく把握すること。

　特に都市内工事にあっては，第三者災害防止上の安全確保に十分留意すること。

⑶　現場における組織編成及び業務分担，指揮命令系統が明確なものであること，また，災害等非常時の連絡系統も明記しておくこと。

⑷　作業員は，必要人員を確保するとともに，技術・技能のある人員を確保すること。やむを得ず不足が生じる時は，施工計画，工程，施工体制，施工機械等について，対応策を検討すること。

⑸　使用機械設備の計画・選定にあたっては，施工条件，機械の能力及び適応性，現場状況，安全面，環境面等総合的な視点で検討すること。

⑹　工事による作業場所及びその周辺への振動，騒音，水質汚濁，粉じん等を考慮した環境対策を講じること。

⑺　工程は，準備作業から工事終了まで全工期にわたって安全作業を十分考慮するとともに，気象・海象条件等を十分考慮して作成すること。

2．施工計画の変更等

施工時においては，当初の施工計画に従って忠実に実施すること。ただし，事前検討の条件と実際の施工条件との相違又は，新たに生じた状況等により当初の施工計画書に記載した内容に変更が生じるときは，全体状況を十分勘案してすみやかに計画書を変更すること。

第4節　工事現場管理

1．安全施工体制

安衛法10～19の2

工事の施工にあたっては，工事関係者が一体となって安全施工の確保を図るために，現場の安全施工体制及び隣接地工事を含む工事関係機関との連絡体制を確立しておくこと。

2．工事内容の周知・徹底

安衛則642の3

当該工事の内容，設計条件，施工条件，工法を工事関係者へ周知・徹底させること。

3．作業員の適正配置

施工時においては，確保できる作業員数を考慮した施工計画とするとともに，未熟練者，高齢者に対しては，作業内容，作業場所等を考慮し，適切な配置を行うこと。

また，作業員の配置については，作業員の業務経験，能力等の個人差も十分考慮すること。

4．現場条件に応じた措置

施工中現場の施工条件と施工計画とが一致しない状況になっ

た場合は，すみやかにその原因を調査分析し，変更となった条件を考慮して対策をたて直し，適切な施工管理に努めること。

5．緊急通報体制の確立

⑴　関係機関及び隣接他工事の関係者とは平素から緊密な連携を保ち，緊急時における通報方法の相互確認等の体制を明確にしておくこと。

⑵　通報責任者を指定しておくこと。

⑶　緊急連絡表を作成し，関係連絡先，担当者及び電話番号を記入し，事務所，詰所等の見やすい場所に標示しておくこと。

6．臨機の措置

施工中災害の発生が予想される場合には，直ちに作業を中止するとともに，作業員を退避させ，必要な情報連絡を行い，安全対策を講じる等状況に即した適切な措置を行うこと。

7．安全管理活動

日々の建設作業において，各種の事故を未然に防止するために次に示す方法等により，安全管理活動を推進すること。

①　事前打合せ，着手前打合せ，安全工程打合せ

②　安全朝礼（全体的指示伝達事項等）

③　安全ミーティング（個別作業の具体的指示，調整）

④　安全点検

⑤　安全訓練等の実施

8．工事関係者における連携の強化

⑴　設計，施工計画，施工の連携の強化を図ること。

⑵　各種作業において設定した設計条件あるいは施工計画における条件と変化する現場の条件を常に対比し，不都合がある場合は，適宜相互確認のうえ対処すること。

第２章　安全措置一般

第１節　作業環境への配慮

１．換気の悪い場所等での必要な措置　安衛法22

⑴　自然換気が不十分なところでは，内燃機関を有する機械を使用しないこと。　安衛則578

ただし，やむを得ず内燃機関を使用するときは，十分な換気の措置を講じること。

⑵　粉じん飛散を防止する措置を講じること。特に，著しく粉じんを発生する場所では，保護具等を使用すること。　安衛則582　粉じん則27

２．強烈な騒音を発生する場所等での必要な措置

⑴　強烈な騒音を発生する場所であることを，明示するとともに作業員へ周知させること。　安衛則583の2

⑵　強烈な騒音を発生する場所では，耳栓等の保護具を使用すること。　安衛則595

３．狭い作業空間での機械施工に際しての安全確保

⑴　施工計画の立案に際しては，作業空間と機械動作範囲・作業能力等を把握し，機械選定等に十分配慮すること。

⑵　空間的に逃げ場が無いような場所での機械と人力との共同作業では，運転者，作業員及び作業主任者又は作業指揮者との間で作業方法，作業手順等の作業計画を事前によく検討し，安全確保の対策をたてること。

４．作業環境項目の測定　安衛法65

以下の作業場所では，必要とされる各環境項目の測定を行うこと。

① 土石，岩石等の粉じんを著しく発散するような坑内，屋内の作業場等での粉じん測定。 粉じん則26

② 通気設備が設けられている坑内の作業場における通気量，気温，炭酸ガスの測定等。 安衛則592, 603, 612

③ 酸素欠乏等の危険のある場所における作業場での酸素，硫化水素の濃度測定等。 酸欠則3

第２節　工事現場周辺の危害防止

１．工事区域の立入防止施設

⑴ 工事現場の周囲は，必要に応じて鋼板，シート又はガードフェンス等防護工を設置し，作業員及び第三者に対して工事区域を明確にすること。

⑵ 立入防止施設は，子供等第三者が容易に侵入できないような構造とすること。

⑶ 立入防止施設，併設した工事看板，照明器具等は保守管理を行うこと。

⑷ 立入防止施設に設けた出入口は，施錠できるようにすること。

⑸ 道路に近接して掘削等により開口している箇所がある場合には，蓋をするか防護柵を設置して転落防止措置を講じること。

２．現道占用の管理

⑴ 工事のため現道を使用する場合には，立入防止施設を含め占用許可条件に適合した設備とし，常に保守管理を行うこと。

⑵ 看板，標識類は所定の場所に通行の妨げとならないよう設置し，常に点検整備を行うこと。

⑶ 夜間照明，保安灯，誘導灯等は，電球切れ等の点検を行い

常に保守管理を行うこと。

３．看板・標識の整備

⑴　現道上に設置する工事看板，迂回路案内板等各種標識類は，所定の場所に交通の支障とならないよう設置し，振動や風等で倒れないよう固定措置を講じること。

⑵　案内標識，協力要請看板等は，運転者及び歩行者の見やすい場所に設置すること。

⑶　標示板，標識等看板類は，標示内容が夜間においても明瞭に見えるよう必要な措置を講じること。

⑷　看板標識等は，保守管理を行うこと。

４．工事現場出入口付近での交通事故防止

⑴　現道に面して歩道を切り下げ又は覆工して出入口を設けた場合には，段差，すき間，滑りのない構造として常に保守管理を行うこと。

⑵　工事車両の出入口には，工事車両の出入を歩行者等に知らせるためブザー又は黄色回転灯を設置すること。

⑶　出入口では，歩行者及び一般交通を優先し，工事車両の出入りに伴う交通事故防止に努めること。

⑷　出入口には，必要に応じて交通誘導員を配置すること。

５．地域住民との融和

⑴　工事着手前に地区自治会等を通じ，周辺住民等に工事概要を周知し協力要請に努めること。

⑵　工事場所がスクールゾーン内にある場合には，登下校時の工事車両の通行に関する留意事項を工事関係者に周知すること。

⑶　地元住民が容易に理解できるよう工事の進捗状況を必要に応じて回覧するか看板を作成して掲示する等して，工事に対する理解を求めること。

⑷　工事中に周辺住民等から苦情又は意見等があったときは，丁寧に応対し，必要な措置を講じること。

６．現場外での交通安全管理

工事現場外においても，作業員の運転する自動車等の交通安全に対し，十分に注意を促し事故等の防止に配慮すること。

第３節　立入禁止の措置

１．関係者以外の立入禁止　安衛則585

以下のような場所では，関係者以外の立入りを禁止し，具体的な危険の内容と合わせて見やすい箇所にその旨を標示すること。

①　関係者が十分に注意を払いながら，危険な作業を行っている場所

②　関係者以外の者が立入ると，作業をしている者に危険が生じるおそれのある場所

③　有害な作業箇所で，人が保護具等の装備をしないで立入ると，健康等に支障があるような場所

第４節　監視員，誘導員等の配置

１．監視員，誘導員等の配置

⑴　建設工事においては，現場の状況，作業の方法に応じて，適宜監視員，誘導員等を配置すること。

⑵　監視員，誘導員には，現場状況，危険防止等について十分周知を図ること。

２．合図，信号等の統一　安衛則104, 151の8, 159

⑴　複数の下請けを伴う現場では，作業員と監視員・誘導員等との間で，下記事項についてすみやかに有効な情報伝達ができるよう，合図，信号等を統一すること。

① クレーン等の運転についての合図の統一　クレーン則25, 71
② 警報等の統一　安衛則639
③ 避難等の訓練の実施方法等の統一　安衛則642
④ その他必要な事項　安衛則642の2

⑵ 伝達方法は，複数の移動式受話器やトランシーバー等の相互に確認できる装置を利用する等，現場条件に適した方法をとること。

３．合図，信号の周知

⑴ 新規に入場した作業員，監視員，誘導員等に対しては，当該作業に適合した合図・信号について教育すること。

⑵ 毎日当該作業開始前に，定められた合図・信号についての再確認をすること。

⑶ 各種標準合図信号の看板を作成し，現場内に掲示するとともに縮小版を当該機械に掲示する等により周知を図ること。

第５節　墜落防止の措置

１．足場通路等からの墜落防止措置　安衛法21

⑴ 高さが２ｍ以上の箇所で作業を行う場合は，足場を組立てる等の方法により安全な作業床を設け，手摺には必要に応じて中さん，幅木を取付けること。　安衛則518, 519

⑵ 作業床，囲い等の設置が著しく困難なとき，又は作業の必要上から臨時に囲い等を取りはずすときは，防護網を張り，作業員に安全帯を使用させる等の措置を講じること。　安衛則518, 519

⑶ 足場及び鉄骨の組立，解体時には，安全帯が容易に使用出来るよう親綱等の設備を設けること。　安衛則519, 521

⑷ 足場等の作業床は，日常作業開始前及び必要に応じ点検し保守管理に努めること。この際に，工事の進捗，現場条件等により変化していく工事現場においては，日々，該当する場　安衛則567

所，作業の種類等に応じて適切な方法をとり，安全確保を図ること。

(5)　通路の主要な箇所には，安全通路であることを示す表示をすること。　安衛則540

(6)　坑内あるいは夜間作業を行う場合には，通路に正常の通行を妨げない範囲内で必要な採光又は照明設備を設けること。　安衛則541

(7)　通路面は，つまずき，滑り，踏み抜き等の危険のない状態に保持すること。　安衛則542

２．作業床端，開口部からの墜落防止措置

(1)　作業床の端，開口部等には，必要な強度の囲い，手摺，覆い等を設置すること。　安衛則563

(2)　囲い等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは，安全確保のため防護網を張り，安全帯を使用させる等の措置を講じること。　安衛則563

(3)　床上の開口部の覆い上には，原則として材料等を置かないこととし，その旨を表示すること。

(4)　柵，覆い等をやむを得ず取りはずして作業をする場合には，当該場所への関係作業員以外の立入を禁止する標識を設置し，監視員を配置すること。また，取りはずした囲い等は，作業終了後直ちに復旧すること。　安衛則530

３．掘削作業における墜落防止措置　安衛法21

(1)　墜落のおそれのある人力のり面整形作業等では，親綱を設置し，安全帯を使用させること。その際，親綱の上方のり面との接触による土砂等の崩壊等が生じないように配慮すること。　安衛則518, 519

(2)　斜面を昇降する必要のある場合には，安全な昇降設備を設けること。施工上当該措置が講じ難いときは親綱を設置し安全帯を使用させること。この場合，親綱の固定部は，ゆるみ

等が生じないよう十分安全性について確認すること。

⑶　のり肩を通路とする際には，転落防止柵等を設けること。

⑷　土留・支保工内の掘削には，適宜通路を設けることとし，切梁，腹起し等の土留・支保工部材上の通行を禁止すること。

４．作業員に対する措置　安衛法60の2

⑴　新規に入場した作業員に対しては，当該現場の墜落危険箇所及び墜落のおそれのある作業について，事前に安全教育を実施すること。　安衛則642の3

⑵　墜落防護工の無断取りはずしの禁止について教育し，監督指導すること。

⑶　安全帯等保護具の保管管理について指導すること。

⑷　高所作業に従事する作業員については，年齢，体力等に配慮し，特に健康状態を確認して配置すること。　安衛法62

⑸　高所の作業においては未熟練者，高齢者の配置は避けること。　安衛法62

第６節　飛来落下の防止措置

１．ネット・シートによる防護　安衛則537, 538, 540

⑴　構造物の出入口と外部足場が交差する場所の出入口上部には，飛来落下の防止措置を講じること。また，安全な通路を指定すること。

⑵　作業の都合上，ネット，シート等を取りはずしたときは当該作業終了後すみやかに復元すること。

⑶　ネットは目的に合わせた網目のものを使用すること。

⑷　ネットに網目の乱れ，破損があるものは使用しないこと。また，破損のあるものは補修して使用すること。

⑸　シートは強風時（特に台風時）には足場に与える影響に留

意し，巻き上げる等の措置を講じること。

２．飛来落下防護

現道又は民家等に近接している場所での工事では，飛来落下防止対策を講じること。

３．投下設備の設置

⑴　高さ３ｍ以上の高所からの物体の投下を行わないこと。　安衛則536

⑵　やむを得ず高さ３ｍ以上の高所から物体を投下する場合には，投下設備を設け，立入禁止区域を設定して監視員を配置して行うこと。　安衛則536

⑶　投下設備はゴミ投下用シュート又は木製によるダストシュート等のように，周囲に投下物が飛散しない構造とすること。

⑷　投下設備先端と地上との間隔は投下物が飛散しないように，投下設備の長さ，勾配を考慮した設備とすること。

４．高所作業・掘削箇所周辺の材料等の集積

⑴　足場，鉄骨等物体の落下しやすい高所には物を置かないこと。また，飛散物を仮置きする場合には緊結するか，箱，袋に収納すること。やむを得ず足場上に材料等を集積する場合には，集中荷重による足場のたわみ等の影響に留意すること。

⑵　作業床端，開口部，のり肩等の１ｍ以内には集積しないこと。作業床の開口部等では，幅木等により，落下を防止する措置を講じること。

⑶　杭，コンクリート管等曲面のある材料を集積する際には，ころがり防止のため歯止め等の措置を講じること。

⑷　ベニヤ板等風に飛ばされやすい材料については，ロープ等でしばる等の飛散防止の措置を講じること。

５．上下作業時の連絡調整

⑴　上下作業は極力避けること。やむを得ず上下作業を行うときは，事前に両者の作業責任者と場所，内容，時間等をよく調整し，安全確保を図ること。

⑵　上下作業は，飛来落下の危険を生ずるおそれがあるため，適切な防護措置を講じ，安全確保を図ること。

⑶　防護措置が困難な場合には，監視員，合図者等を適宜配置すること。

第７節　異常気象時の対策

１．緊急連絡体制の確立

第１章４節に準ずること。

２．気象情報の収集と対応

⑴　事務所にテレビ，ラジオ等を常備し，常に気象情報の入手に努めること。

⑵　事務所，現場詰所及び作業場所間の連絡伝達のための設備を必要に応じ設置すること。電話による場合は固定回線の他に，異常時の対応のために，複数の移動式受話器等で常に作業員が現場詰所や監視員と瞬時に連絡できるようにしておくこと。また，現場状況に応じて無線機，トランシーバー等で対応すること。

⑶　現場における伝達は，現場条件に応じて，無線機，トランシーバー，拡声器，サイレン等を設け，緊急時に使用できるよう常に点検整備しておくこと。

⑷　工事責任者は，非常時の連絡を行った場合は，確実に作業員へ伝達され周知徹底が図られたことを確認すること。

３．作業の中止，警戒及び各種点検

⑴　気象の状況に応じて作業を中止すること。　安衛則522

⑵　天気予報等であらかじめ異常気象が予想される場合は，作業中止を含めて作業予定を検討しておくこと。

⑶　洪水が予想される場合は，各種救命用具（救命浮器，救命胴衣，救命浮輪，ロープ）等を緊急の使用に際して即応できるように準備しておくこと。

⑷　発火信号，照明灯及び自家発電機等は，作動点検を定期的に実施すること。

⑸　工事責任者は，必要に応じ２名以上を構成員とする警戒班を出動させて巡回点検を実施すること。

⑹　警戒員は，気象の急変及び非常事態に注意し，工事責任者との連絡を適宜行い，周辺の状況把握に努めること。

⑺　危険箇所が発見された場合には，すみやかに危険箇所に立入らないよう防護措置を講じ，その旨を標示すること。

⑻　警報及び注意報が解除され，作業を再開する前には，工事現場の地盤のゆるみ，崩壊，陥没等の危険がないか入念に点検すること。

⑼　作業再開時で足場上の作業を行うときは，作業開始までに点検し，異常が認められたときは直ちに補修すること。　安衛則567

４．大雨に対する措置（作業現場及び周辺の整備）

⑴　作業現場及び周辺の状況を点検確認し，次のような防災上必要な箇所は対策を講ずるとともに，必要に応じて立入禁止の措置と標示を行うこと。

①　土砂崩れ，がけ崩れ，地すべりが予想される箇所及び土石流の到達が予想される箇所

②　物の流出，土砂の流出箇所

③　降雨により満水し，沈没又は，転倒するおそれのあるもの。

④　河川の氾濫等により浸水のおそれのある箇所

⑵　流出のおそれのある物件は，安全な場所に移動する等流出防止の措置を講じること。

⑶　大型機械等の設置してある場所への冠水流出，地盤のゆるみ，転倒のおそれ等がある場合は，早めに適切な場所への退避又は転倒防止措置を講じること。　安衛則151の6，157

⑷　降雨により冠水流出のおそれがある仮設物等は，早めに撤去するか，水裏から仮設物内に水を呼び込み内外水位差による倒壊を防ぐか，補強するなどの措置を講じること。

⑸　土石流，計画又は想定を上回る規模の異常出水に対する安全対策及び緊急体制を確立しておくこと。

５．強風に対する措置

⑴　強風の際には，クレーン，杭打機等のような風圧を大きく受ける作業用大型機械の休止場所での転倒，逸走防止には十分注意すること。　クレーン則31の2，74の3

⑵　強風により高圧電線が大きく振れても触れないように電線類から十分な距離をとって退避させておくこと。

⑶　河川・海岸工事での通路の作業床等は，強風による転倒及び波浪による流出事故のないよう十分補強しておくこと。

⑷　予期しない強風が吹き始めた場合には，特に高所作業では，作業を一時中止すること。この際，物の飛散が予想されるときは，飛散防止措置を施すとともに，安全確保のため，監視員，警戒員を配置すること。

⑸　強風下での警戒及び巡視は２名以上を構成員とする班で行うこと。

６．雪に対する措置

⑴　道路，水路等には幅員を示すためのポール，赤旗の設置等の転落防止措置を講じること。

⑵　道路，工事用桟橋，階段，スロープ，通路，作業足場等

は，除雪するか又は滑動を防止するための措置を講じること。

⑶　標識，掲示板等に付着した雪は払い落とし，見やすいものにしておくこと。

７．雷に対する措置

⑴　警報器，ラジオ等により雷雲の発生や接近の情報を入手した時は，その状況に応じて拡声機，サイレン等により現場作業員に伝達すること。

⑵　電気発破作業を行う現場では，特に警戒体制を確立し，警報（作業中止，退避等），連絡方法を定め，作業中止又は退避の場所等に関する措置を適切な所に看板等で示し，全員に徹底すること。

⑶　電気発破作業においては，雷光と雷鳴の間隔が短い時は，作業を中止し安全な場所に退避させること。また，雷雲が直上を通過した後も，雷光と雷鳴の間隔が長くなるまで作業を再開しないこと。

８．地震及び津波に対する措置

⑴　地震及び津波に対する警報が発せられた場合は，安全な場所へ作業員を避難させること。

⑵　地震及び津波が発生した後に，工事を再開する場合は，あらかじめ建設物，仮設物，資機材，建設機械，電気設備及び地盤，斜面状況等を十分点検すること。　クレーン則37

第８節　火 災 予 防

１．防火管理体制の確立

⑴　工事現場には事務所，寄宿舎等の防火に関し，防火管理組織を編成すること。

⑵　事務所，寄宿舎等に勤務者又は居住者が50人以上の場合に　消防法8
消防令1の2

は，資格を有する者の中から防火管理者を選任し消防署長に届出ること。

(3) 事務所，寄宿舎の建物毎に火元責任者を指名し表示すること。　消防令4

2．防 火 設 備　消防法17，消防則6，7，建設業附属寄宿舎規程12条

(1) 消火栓，消化器，防火用水等は，建物延面積に合せた消火能力を勘案した設備とすること。

(2) 火気を取扱う場所には，用途に応じた消火器等消火設備を備えること。消火器は有効期間を確認すること。

3．危険物の管理　安衛法20，安衛則257，消防法13

(1) 危険物を指定数量以上貯蔵又は取扱う場合には，危険物保安監督者を選任すること。

なお，少量危険物に規定される数量を貯蔵又は取扱う場合には，危険物取扱責任者を選任すること。　消防法9の4，市町村条例

(2) 指定数量以上の危険物を貯蔵又は取扱う場合には，所轄消防署へ届出を行うこと。　消防法4，9，11

(3) 危険物の貯蔵所又は取扱所には，立入禁止の措置をし，かつ火気使用禁止の表示をすること。

(4) 危険物取扱作業方法を定め，工事関係者への周知徹底を図ること。

(5) 可燃性塗料等の危険物は，直射日光を避け，通風換気の良いところに置場（危険物倉庫）を指定して保管のうえ，施錠し，「危険物置場」「塗料置場」「火気厳禁」等の表示をして，周辺での火気使用を禁止すること。

(6) 指定された数量以上の危険物は，貯蔵所以外の場所で貯蔵及び取扱いを行わないこと。　安衛則262，263

(7) 危険物の貯蔵所を設置する場合は，市町村長又は都道府県知事の許可及び所轄消防署への申請，検査を受けること。　消防法11，危規令7

４．アセチレンガス，溶接作業

⑴　ガスボンベは，通風，換気，置き方に留意し，適切な場所に貯蔵すること。　安衛則263

⑵　ガス溶接，溶断に使用する器具類は作業前に点検し，不良箇所は補修又は取替えること。

⑶　ガスボンベは，使用前，使用中，使用済の区分を明確にしておくこと。

⑷　ガス溶接，溶断による火花等に対する防護措置は適切に行うこと。

⑸　ガス溶接，溶断作業は有資格者以外には行わせないこと。

５．避 難 設 備

⑴　事務所，寄宿舎の要所に避難経路を表示すること。　建設業附属寄宿舎規程9条

⑵　２階以上の建物で収容人員が30人以上の場合には，すべり台，すべり棒，避難はしご，避難ロープ等を設置すること。　消防令25　消防則27

第９節　工事現場のイメージアップ

１．整然とした工事現場の維持

⑴　作業場所，資材置場等の資機材は適宜整理し，残材，不用物は整理・処分し，必要資材の整頓に努めること。

⑵　連絡車等は，整然とした駐車に努めること。また，建設機械の駐機についても整然とした配置に努めること。

⑶　柵等は常に整備し，破損・乱れは放置せず，維持管理を図ること。

２．土工事，基礎工事等のある工事現場

⑴　工事現場の状況に応じて，工事用道路には粉じん防止のため砕石あるいは舗装を施すとともに，排水施設を設けること。また，工事用車両出入口には，必要に応じて，タイヤ洗浄設備等を設けて，土砂の散逸防止に努めること。

また，上記の措置が困難な場合には，現場路面の清掃を適宜行い，土砂を散逸させないこと。

⑵　人家密集地等，周辺の状況に応じて仮囲いを設け，土砂飛散防止の措置を講じること。

⑶　現場状況に応じて防じん処理等の措置を講じること。

３．住民等への周知

騒音，振動を伴う作業を行う現場では，地域住民等の理解を得るよう，作業時間を標示すること等により，事前に周知を図ること。

４．イメージアップ

現場事務所，作業員宿舎，休憩所及び作業環境等の改善を行い，快適な職場を形成するとともに，看板並びに現場周辺の美装化に努めること。

第 10 節　現 場 管 理

１．施工計画，指揮命令系統の周知

施工計画，指揮命令系統及び作業の順序，方法等をあらかじめ作業員に周知すること。

２．作業主任者の選任　安衛法14

⑴　災害を防止するため管理を必要とする作業については，作業の区分に応じて免許を受けた者又は技能講習を終了した者を作業主任者として選任し，作業員の指揮を行わせること。　安衛則16

⑵　作業主任者を選任したときは，氏名，担当事項を作業場の見やすい箇所に掲示し，作業員に周知する。　安衛則18

３．作業指揮者の選任　安衛法31の3

⑴　車両系の機械を使用する作業では指揮者を定め，作業計画に基づき，その作業を指揮させること。　安衛則151の4，194の10

⑵　作業指揮者は作業が作業手順どおり行われているか，また

状況の変化により作業方法を変更しなければならないかを見極めるため，必要に応じ適切な措置を講じること。

４．有資格者の選任　安衛法61

クレーンの運転・玉掛作業等有資格者を必要とする作業には，必ず有資格者をあてるとともに，技能の確認を行うこと。　クレーン則22, 221

５．保護具等の着用と使用　安衛則366, 539

作業に携わる者は，作業に適した服装を身につけ，保護具等を携帯し，必要時には必ず使用すること。

６．水上作業時の救命具

⑴　水上作業には必ず救命具をそろえておくこと。　安衛則532

⑵　水中に転落するおそれのあるときは，救命具を使用すること。

７．非常事態における応急処置

非常事態の発生時における連絡の方法，応急処置の方法等を作業員に周知すること。　安衛則35

８．危険箇所の周知

架空工作物，特に高圧電線等は，その危険性について作業員に十分認識させておくこと。

９．作業環境の整備

材料の置場は，作業に適した場所を選定し，通路・非常口・分電盤・操作盤の前面等は避けること。

第３章　地下埋設物・架空線等上空施設一般

第１節　地下埋設物一般

１．工事内容の把握

⑴　埋設物が予想される場所で工事を施工しようとするときは，設計図書における地下埋設物に関する条件明示内容を把握すること。

⑵　設計図書に記載がない場合でも，道路敷内で掘削を行う工事があるときには，道路管理者，最寄りの埋設物管理者に出向き，道路台帳，埋設物台帳等により埋設物の有無の確認を行うこと。

⑶　掘削の規模，深さ，掘削位置と道路との相対的位置をよく把握し，掘削に伴って影響が及ぶおそれのある範囲については，前項と同様に調査を行い，埋設物の状況の概要把握に努めること。

⑷　郊外地，山間地の道路の場合であっても地下埋設物を十分に確認すること。

２．事前確認

⑴　埋設物が予想される場所で施工するときは，施工に先立ち，台帳に基づいて試掘を行い，その埋設物の種類，位置（平面・深さ），規格，構造等を原則として目視により，確認すること。　公災防（土）36

⑵　掘削影響範囲に埋設物があることが分かった場合は，その埋設物の管理者及び関係機関と協議し，関係法令等に従い，保安上の必要な措置，防護方法，立会の必要性，緊急時の通報先及び方法，保安上の措置の実施区分等を決定すること。　公災防（土）35

(3)　試掘によって埋設物を確認した場合には，その位置等を道路管理者及び埋設物の管理者に報告すること。　公災防（土）36

(4)　工事施工中において，管理者の不明な埋設物を発見した場合，埋設物に関する調査を再度行って管理者を確認し，当該管理者の立会を求め，安全を確認した後に処置すること。　公災防（土）36

3．施工計画

(1)　掘削工事を行おうとする場合には，地下埋設物の状況を十分に把握したうえで工法を選定し，施工を行うこと。この際には埋設復旧までの一連の工事内容を考慮し，埋設物の保全に努めること。

(2)　市街地における土木工事では，埋設物が多く，その正確な位置がつかめない場合もあることを考慮し，調査に必要な日数を十分に見込んだ施工計画を作成すること。

(3)　埋設物は主として道路敷地内にあるため，工事に際しては，道路交通との調整に十分配慮し，試掘工事，切廻工事，移設工事等の内容をよく把握すること。そのうえで，作業時間の制約等を考慮した工程を事前に関係機関と協議しておくこと。

(4)　埋設箇所に関係する工事の施工計画は，関係する埋設物管理者との協議が必要であり，工事の方法，防護方法等，必要事項を打合せのうえとりまとめること。

4．現場管理　安衛則362　安衛法29の2

(1)　掘削断面内に移設できない地下埋設物がある場合は，試掘段階から本体工事の埋戻・路面復旧の段階までの間，適切に埋設物を防護し，維持管理すること。

(2)　埋戻・路面復旧時には，地下埋設物の位置，内容等の留意事項を関係作業員に周知徹底すること。

第２節　架空線等上空施設一般

１．事 前 確 認

⑴　工事現場における架空線等上空施設について，施工に先立ち，現地調査を実施し，種類，位置（場所，高さ等）及び管理者を確認すること。

⑵　建設機械等のブーム，ダンプトラックのダンプアップ等により，接触・切断の可能性があると考えられる場合は，必要に応じて以下の保安措置を行うこと。

①　架空線上空施設への防護カバーの設置

②　工事現場の出入り口等における高さ制限装置の設置

③　架空線等上空施設の位置を明示する看板等の設置

④　建設機械のブーム等の旋回・立入り禁止区域等の設定

２．施 工 計 画

架空線等上空施設に近接して工事を行う場合は，必要に応じて，その管理者に施工方法の確認や立会いを求めること。

３．現 場 管 理

⑴　架空線等上空施設に近接した工事の施工にあたっては，架空線等と機械，工具，材料等について安全な離隔を確保すること。

⑵　建設機械，ダンプトラック等のオペレータ・運転手に対し，工事現場区域及び工事用道路内の架空線等上空施設の種類，位置（場所，高さ等）を連絡するとともに，ダンプトラックのダンプアップ状態での移動・走行の禁止や建設機械の旋回・立ち入り禁止区域等の留意事項について周知徹底すること。

第４章　機械・装置・設備一般

第１節　建設機械作業の一般的留意事項

１．安全運転のための作業計画・作業管理

⑴　作業内容，作業方法，作業範囲等の周知を図ること。　安衛則155

⑵　路肩，のり肩等危険な場所での作業の有無，人との同時作業の有無等を事前に把握して，誘導員，監視員の配置及び立入禁止箇所の特定措置を明らかにしておくこと。　安衛則157

⑶　作業内容により，やむを得ず，人と建設機械との共同作業となる場合には，必ず誘導員を指名して配置すること。誘導員及び作業員には合図・誘導の方法の他，運転者の視認性に関する死角についても周知を図ること。　安衛則158

２．現場搬入時の装備点検

⑴　前照灯，警報装置，ヘッドガード，落下物保護装置，転倒時保護装置，操作レバーロック装置，降下防止用安全ピン等の安全装置の装備を確認すること。

⑵　前照灯，警報装置，操作レバーロック装置等の正常動作を確認すること。

⑶　建設機械の能力，整備状況等を確認すること。

３．作業前点検

⑴　作業開始前の点検を行うこと。　安衛則170

⑵　点検表に基づき各部を点検し，異常があれば整備が完了するまで使用しないこと。

⑶　作業装置の動作点検の際には，再度周辺に人がいないこと，障害物がないこと等の安全を確認してから行うこと。

4．建設機械の登坂，降坂，その他

⑴　指定された建設機械の登坂能力及び安定度を超えて走行しないこと。その他機種に応じた運転基本事項を厳守すること。

⑵　走行中に，地形，地盤その他に異常を感じたときは，走行を一旦停止して，地形，地盤その他を確認すること。

5.　運転終了後及び機械を離れる場合　安衛則160

⑴　建設機械を地盤の良い平坦な場所に止め，バケット等を地面まで降ろし，思わぬ動きを防止すること。やむを得ず，坂道に停止するときは，足回りに歯止め等を確実にすること。

⑵　原動機を止め，ブレーキは完全に掛け，ブレーキペダルをロックすること。また，作業装置についてもロックし，キーをはずして所定の場所へ保管すること。

6．用途外使用の制限

⑴　原則として，建設機械は，用途以外に使用しないこと。　安衛則164

⑵　パワーショベル等の吊り上げ作業等に係わる用途外使用は，作業の性質上やむを得ない場合に限り，その際には，以下を満たすことを確認したうえで行うこと。　安衛則164

①　十分な強度をもつ吊り上げ用の金具等を用いること。

②　吊り荷等が落下しないこと。

③　作業装置からはずれないこと。

第 2 節　建設機械の運用

1.　建設機械の適切な選定と運用

⑴　機械選定に際しては，使用空間，搬入・搬出作業及び転倒等に対する安全性を考慮して選定すること。また，操作性の状況，振動，騒音，排出ガス等を考慮して選定すること。

⑵　使用場所に応じて，作業員の安全を確保するため，適切な

安全通路を設けること。

⑶　建設機械の運転，操作にあたっては，有資格者及び特別の教育を受けた者が行うこと。

２．使用取扱環境

⑴　危険防止のため，作業箇所には，必要な照度を確保すること。

⑵　機械設備には，粉じん，騒音，高温低温等から作業員を保護する措置を講じること。これにより難いときは，保護具を着用させること。

⑶　運転に伴う加熱，発熱，漏電等で火災のおそれがある機械については，よく整備してから使用するものとし，消火器等を装備すること。また，燃料の補給は，必ず機械を停止してから行うこと。

⑷　接触のおそれのある高圧線には，必ず防護措置を講じること。防護措置を講じない高圧線の直下付近で作業又は移動を行う場合は，誘導員を配置すること。ブーム等は少なくとも電路から次表の離隔距離をとること。

安衛法20, 24
安衛則349

電圧と離隔距離

電路の電圧（交流）	離　隔　距　離
特別高圧（7,000Ｖ以上）	２ｍ以上，但し，60,000Ｖ以上は10,000Ｖ又はその端数を増すごとに20㎝増し
高　　圧（600～7,000Ｖ）	1.2m以上
低　　圧（600Ｖ以下）	1.0m以上

（労働省通達 基発759号（Ｓ50. 12. 17））

⑸　電気機器については，その特性に応じて仮建物の中に設置する等，漏電に対して安全な措置を行うこと。

⑹　異常事態発生時における連絡方法，応急処置の方法は，分

かりやすい所に表示しておくこと。

⑺　機械の使用中に異常が発見された場合には，直ちに作業を中止し，原因を調べて修理を行うこと。

３．安全教育　安衛則35

運転者，取扱者を定め，就業前に以下の教育を行うこと。また，指定した運転者，取扱者以外の取扱を禁止し，その旨表示すること。作業方法を変えた場合には，関連事項について教育を行うこと。

①　当該機械装置の危険性及び機械，保護具の性能・機能，取扱方法，非常停止方法

②　安全装置の機能，性能，取扱方法

③　作業手順，操作手順，運転開始の合図・連絡，作業開始時の点検

④　掃除等の場合の運転停止，通電停止，起動装置施錠等の手順及び必要な措置

⑤　非常時，緊急時における応急措置及び退避・連絡等

⑥　整理整頓及び清潔の保持，その他必要事項

４．取扱責任者

⑴　取扱者の中から取扱責任者を選任し，指定した取扱者以外の使用の禁止を徹底すること。

⑵　安全運転上，取扱責任者の行うべき事項を定め，それを実行させること。

５．点検・修理作業時の安全確保

⑴　運転停止，通電停止，起動装置施錠等の手順及び必要な措置をとること。

⑵　点検・修理作業時の墜落，転倒等を防止するための必要な措置をとること。

⑶　点検・整備作業を行う場所は，関係者以外の立入りを禁止

すること。

⑷　点検・整備作業は，平坦地で建設機械を停止させて行うこと。やむを得ず傾斜地で行う場合は，機械の足回りに歯止めをして逸走を防ぎ，かつ転倒のおそれのない姿勢で行なうこと。

⑸　建設機械は，原動機を止め，ブレーキ，旋回等のロックを必ず掛けておくこと。

⑹　アタッチメント等の作業装置は必ず地上に卸しておくこと。やむを得ずブレード，バケット等を上げ，その下で点検・整備作業を行う場合には，支柱又はブロックで支持するなどの降下防止策をとること。　安衛則151の9

⑺　修理作業を行うときは，機械の機能を完全に停止したうえで，修理中に誤って機械が作動又は移動しないような措置を講じること。　安衛則151の11

６．オペレータの指導　安衛則35 安衛則36

⑴　新規入場のオペレータには，安全教育を実施し，各現場の状況，特徴，留意点を詳しく指導すること。また，定期的に安全教育を実施すること。

⑵　オペレータの健康状態には細心の注意を払い，過労，睡眠不足等にならないよう配慮すること。

⑶　オペレータが当該機械の運転に不適当（飲酒，二日酔，極度の疲労等）な状態であると判断された場合は就業させないこと。

７．機械・工具・ロープ類の点検・整備

⑴　法令で定められた点検を必ず行うこと。

⑵　機械・設備内容に応じた，始業，終業，日，月，年次の点検・給油・保守整備を行うこと。

⑶　それぞれの機械に対し，適切な点検表の作成・記入を行

い，必要に応じて所定の期間保存すること。

⑷　機械の管理責任者を選任し，必要に応じて，次に示す検査，点検をオペレータ又は点検責任者に確実に実施させること。　安衛法45

①　始業，終業，日常点検

②　月例点検

③　年次点検，特定自主検査

⑸　鋼索（ワイヤロープ）が次の状態の場合には，交換したうえで切捨て等の処理を行うこと。　安衛則217

①　一よりの間で素線数の10％以上の素線が断線した場合

②　直径の減少が公称径の7％を越えた場合

③　キンク，著しい形くずれ又は腐食の認められる場合

第３節　建設機械の搬送

１．建設機械の積込み，積卸し　安衛則161

⑴　大型の建設機械をトレーラ又はトラック等に積載して移送する場合は，登坂用具又は専用装置を備えた移送用の車両を使用すること。

⑵　積卸しを行う場合は，支持力のある平坦な地盤で，作業に必要な広さのある場所を選定すること。

⑶　積込み，積卸し作業時には，移送用車両は必ず駐車ブレーキを掛け，タイヤに歯止めをすること。

⑷　登坂用具は，積卸しする機械重量に耐えられる強度，長さ及び幅を持ち，キャタピラの回転によって荷台からはずれないような，爪付きのもの又ははずれ止め装置の装備されたものを使用すること。

２．積込後の固定等

⑴　荷台の所定位置で停止し，ブレーキを掛けロックするこ

と。

⑵　ショベル系建設機械は，ブーム，アーム等の作業装置が制限高さを超えないように低く下げ，バケット等はトレーラ等の床上に卸し固定すること。

⑶　積込の状態及び歯止め等固定の状態が適切であるかを確認すること。

３．自走による移送

⑴　現場内の軟弱な路面を走行するときは，路肩の崩れ等に注意すること。

⑵　無人踏切や幅員の狭い箇所を通過するときは，一旦停止し安全を確認してから通過すること。

⑶　ショベル系建設機械では，架空線や橋桁等の道路横断構造物の下を通過するときは，垂直方向の離隔に注意すること。

４．アタッチメント等作業装置の装着及び取りはずし作業　安衛則166

⑴　アーム，ブーム等の降下，転倒を防止するため，支柱，ブロック等により支持し，装着又は取りはずしを行うこと。

⑵　重量のある作業装置の装着及び取りはずしにおいては，合図を確実にし，誤操作，過大操作等に伴う挟まれ防止に細心の注意を払うこと。

第４節　据付型・据置型機械装置

１．設置場所の選定

設置場所の選定に際しては，供用中の風水害，土砂崩壊，雪崩及び墜落，転落等の安全，設備間の必要な離隔の確保，設置，撤去工事の際の安全等を考慮して選定すること。

２．原動機，回転軸等の設備の保全　安衛則101

⑴　機械の原動機，回転軸，歯車等は，覆い・囲い・スリーブを設けること。

⑵　回転部に付属する止め金具は，埋込型を使用するか又は覆いを設けること。

第５節　移動式クレーン作業

１．作業計画・移動式クレーンの選定

クレーン則66の2

⑴　移動式クレーンの選定については，その性能，機種を十分把握しておくこと。

⑵　移動式クレーンの選定の際は，作業半径，吊り上げ荷重・フック重量を設定し，性能曲線図で能力を確認し，十分な能力をもった機種を選定すること。

⑶　作業内容をよく理解し，作業環境等をよく考慮して作業計画をたてること。

⑷　送配電線の近くでの作業は，絶縁用防護措置がされていることを確認してから行うこと。

⑸　絶縁用防護措置のされていない送配電線の近くでの作業時は，安全離隔距離を厳守して行うこと。

第2節2・⑷

２．配置・据付

⑴　移動式クレーンの作業範囲内に障害物がないことを確認すること。障害物がある場合は，あらかじめ作業方法をよく検討しておくこと。

⑵　移動式クレーンを設置する地盤の状態を確認すること。地盤の支持力が不足する場合は，移動式クレーンが転倒しないよう地盤の改良，鉄板等により吊り荷重に相当する地盤反力が確保できるまで補強した後でなければ移動式クレーンの操作は行わないこと。

クレーン則70の3，70の4

⑶　移動式クレーンの機体は水平に設置し，アウトリガーは作業荷重に応じて，完全に張り出すこと。

クレーン則70の5

⑷　荷重表で吊上げ能力を確認し，吊り上げ荷重や旋回範囲の

クレーン則69

制限を厳守すること。

⑸　作業前には必ず点検を行い，無負荷で安全装置・警報装置・ブレーキ等の機能の状態を確認すること。　クレーン則78

⑹　運転開始からしばらくの時間が経ったところで，アウトリガーの状態を点検し，異常があれば矯正すること。

３．移動式クレーンの誘導・合図

⑴　合図者は１人とし，打合せた合図で明確に行うこと。　クレーン則71

⑵　合図者は，吊り荷がよく見え，オペレーターからもよく見える位置で，かつ，作業範囲外に位置して合図を行うこと。やむを得ずオペレーターから見えない位置で合図する場合には，無線等で確実に合図が伝わる方法をとること。　クレーン則71

⑶　荷を吊る際は，介錯ロープを吊り荷の端部に取り付け，合図者が安全な位置で誘導すること。

４．移動式クレーンの運転

⑴　運転は，吊り上げ荷重により，以下の資格を有するものが行うこと。　クレーン則67, 68

①　吊り上げ荷重が１ｔ未満の移動式クレーン；
　特別教育，技能講習の修了者，免許取得者

②　吊り上げ荷重が１ｔ以上５ｔ未満の移動式クレーン；
　技能講習の修了者，免許取得者

③　吊り上げ荷重が５ｔ以上の移動式クレーン；
　免許取得者

⑵　移動式クレーンに装備されている安全装置（モーメントリミッター）は，ブームの作業状態とアウトリガーの設置状態を正確にセットして作動させること。

⑶　作業中に機械の各部に異常音，発熱，臭気，異常動作等が認められた場合は，直ちに作業を中止し，原因を調べ，必要な措置を講じてから作業を再開すること。

⑷　吊り荷，フック，玉掛け用具等吊り具を含む全体重量が定格吊り上げ荷重以内であることを確認すること。　クレーン則69

５．移動式クレーンの作業

⑴　荷を吊り上げる場合は，必ず地面からわずかに荷が浮いた状態で停止し，機体の安定，吊り荷の重心，玉掛けの状態を確認すること。

⑵　荷を吊り上げる場合は，必ずフックが吊り荷の重心の真上にくるようにすること。

⑶　移動式クレーンで荷を吊り上げた際，ブーム等のたわみにより，吊り荷が外周方向に移動するためフックの位置はたわみを考慮して作業半径の少し内側で作業をすること。

⑷　旋回を行う場合は，旋回範囲内に人や障害物のないことを確認すること。　クレーン則74

⑸　吊り荷は安全な高さまで巻き上げた後，静かに旋回すること。

⑹　オペレーターは合図者の指示に従って運転し，常にブームの先端の動きや吊り荷の状態に注意すること。

⑺　荷卸しは一気に着床させず，着床直前に一旦停止し，着床場所の状態や荷の位置を確認した後，静かに卸すこと。

⑻　オペレーターは，荷を吊り上げたままで運転席を離れないこと。　クレーン則75

６．作業終了後の措置

⑴　作業終了後は，フックを安全な位置に巻き上げる等必要な措置を講じること。なお，走行姿勢にセットした場合は，各部の固定ピン等を確実に挿入すること。

⑵　走行時には，旋回ブレーキロック，ウインチドラムロックを行うこと。

⑶　操作関係のスイッチは全て“切”にしておくこと。

７．玉 掛 作 業

⑴　玉掛作業は，吊り上げ荷重が1ｔ以上の移動式クレーンの場合には，技能講習を終了した者が，１ｔ未満の移動式クレーンの場合は特別教育を修了した者がそれぞれ行うこと。　クレーン則221，222

⑵　吊り荷に見合った玉掛け用具をあらかじめ用意点検し，ワイヤロープにうねり・くせ・ねじりがあるものは，取り替えるか又は直してから使用すること。　クレーン則215，220

⑶　玉掛け用具は，雨や粉じん等が防げる定められた保管場所へ整理して保管することとし，腐食するおそれのある時（海岸・海上作業等）は，給油を行うこと。

⑷　移動式クレーンのフックは吊り荷の重心に誘導し，吊り角度と水平面とのなす角度は60°以内とすること。

⑸　ロープが滑らない吊り角度・あて物・玉掛位置等，荷を吊ったときの安全を事前に確認すること。

⑹　重心の片寄った物等，特殊な吊り方をする場合には，事前にそれぞれのロープにかかる荷重を計算して，安全を確認すること。

⑺　半掛け4本吊り，フックに対する半掛けは，ワイヤロープが滑って危険なため禁止すること。

⑻　パイプ類などの滑りやすいものを吊るときは，あだ巻，目通し吊り又ははかま等を使用し，脱落防止の措置を講じること。また，寸法の長いものと短いものとはそれぞれ仕分けし，混在させて吊らないこと。

⑼　わく組足場材等は，種類及び寸法ごとに仕分けし，玉掛用ワイヤロープ以外のもので緊結する等，抜け落ち防止の措置を行うこと。

⑽　単管用クランプ等の小物は，吊り箱等を用いて作業を行うこと。

8．立入禁止場所の指定，標識類の設置　クレーン則74の2

⑴　移動式クレーン作業中は，吊り荷の直下のほか，吊り荷の移動範囲内で，吊り荷の落下による危険のある場所への人の立入りを禁止すること。

⑵　立入りを禁止した場所には，看板，標識等を設置し，作業員等に周知させること。

第 6 節　賃貸機械等の使用

1．賃貸機械の使用あるいは機械設備の貸与の場合　安衛法33

⑴　賃貸機械あるいは貸与機械を使用する際には，点検整備状況，使用者の資格等を確認すること。

⑵　賃貸機械あるいは貸与機械を使用する際には，機械性能等の関係者等への周知，運転者と関係作業員との意志疎通の確保に努めること。　安衛則666, 667, 668

⑶　使用機械が日々変る場合は，機体の整備状況，安全装置の装備，その正常動作を適宜確認すること。

2．運転者付き機械を使用する作業の場合

⑴　クレーン作業，コンクリートポンプ打設作業，機械回送作業，運搬作業等運転者付き機械を使用する作業については，作業指示，作業打合せ，現場作業条件等を運転者に適切に，事前に連絡しておくこと。

⑵　到着時に作業方法等の必要事項を確認するとともに，作業開始前に作業方法を確認するための打合せを行うこと。

第5章　仮 設 工 事

第1節　一 般 事 項

1．工事内容の把握

必要に応じて工事予定場所の踏査を行い，必要な事項を把握すること。

2．施工条件の把握

⑴　設計図書は十分に検討・把握し，施工計画に反映させること。

⑵　当該工事に関する立地条件を仮設工事計画に反映するよう十分考慮すること。

⑶　当該工事のみならず周辺で行われている工事または行われようとする工事との関連性を把握すること。

⑷　第1章第2節1.に準ずること。

3．周辺環境調査

騒音，振動，地盤変状等による施工現場周辺の土地，建物，道路，構造物等に対する影響及び井戸枯れ等を把握するため，事前に十分な現況調査を行い，資料を整理すること。また，仮設工事のための施工機械の選定及び施工計画について十分検討すること。

4．地下埋設物等の調査

⑴　第3章1節2.に準ずること。

⑵　架空工作物に対する調査を行うこと。

5．施 工 計 画

第1章3節に準ずること。

6．工事施工段階の内容把握

⑴　仮設工事計画の作成にあたっては，工事目的物の各施工段階の内容を十分把握すること。

⑵　各施工段階における仮設工事計画は，仮設工事自体の安全性，工事目的物の品質，出来形，美観，工程，経済性等について十分検討すること。

7．仮設工事内容の全体把握

⑴　各仮設工事のうち，個々の工事目的物の施工に直接的に使用されるもの（直接仮設工事）と各工事目的物の施工に共通して使用するもの（共通仮設工事）を区分して，全体の仮設工事計画にあたること。

⑵　直接仮設工事と共通仮設工事については，相互に関連するところを十分把握して，工事の安全性を重視した計画・施工とすること。

⑶　設計図書に基づき指定仮設と任意仮設の区分を把握して，全体の仮設工事計画にあたること。

8．仮設工事計画の作成の注意事項

⑴　仮設工事の計画にあたっては，各仮設物の目的を十分把握すること。

⑵　仮設工事ではその仮設物の形式や配置計画が重要なので，安全でかつ能率のよい施工ができるよう各仮設物の形式，配置及び残置期間等を施工計画書に記載すること。

安衛法30
安衛則638の3

⑶　仮設に使用する諸材料の規格（寸法，材質，強度）は，工事の安全性を重視したものであること。

⑷　リース材を使用する場合は，材質，規格等に異常がないものを使用すること。

第２節　土留・支保工

１．一 般 事 項

⑴　掘削作業を行う場合は，掘削箇所並びにその周囲の状況を考慮し，掘削の深さ，土質，地下水位，作用する土圧等を十分に検討したうえで，必要に応じて土圧計等の計測機器の設置を含め土留・支保工の安全管理計画をたて，これを実施すること。　安衛則353

⑵　切土面に，その箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き，掘削する深さが1.5mを越える場合には，原則として土留工を施すこと。　公災防（土）41

⑶　土留・支保工は，変形や位置ずれにより，安全性が損なわれないよう十分注意するとともに，十分な強度を有するものとすること。

⑷　土留・矢板は，根入れ，応力，変位に対して安全である他，土質に応じてボイリング，ヒービングの検討を行い，安全であることを確認すること。　安衛則369

２．施工時の安全管理

⑴　土留・支保工の施工にあたっては，土留・支保工の設計条件を十分理解した者が施工管理にあたること。

⑵　土留・支保工は，施工計画に沿って所定の部材の取付けが完了しないうちは，次の段階の掘削を行わないこと。

⑶　道路において，杭，鋼矢板等を打込むため，これに先行して布掘り又はつぼ掘りを行う場合，その作業範囲又は深さは，杭，鋼矢板等の打込む作業の範囲にとどめ，打設後は速やかに埋戻し，念入りに締固めて従前の機能を維持し得るよう表面を仕上げておくこと。　公災防（土）41

⑷　土留板は，掘削後すみやかに掘削面との間に隙間のないよ

うにはめ込むこと。隙間が出来た時は，裏込め，くさび等で隙間の無いように固定すること。

⑸　土留工を施してある間は，点検員を配置して定期的に点検を行い，土留用部材の変形，緊結部のゆるみ，地下水位や周辺地盤の変化等の異常が発見された場合は，直ちに作業員全員を必ず避難させるとともに，事故防止対策に万全を期したのちでなければ，次の段階の施工は行わないこと。

⑹　必要に応じて測定計器を使用し，土留工に作用する土圧，変位を測定すること。

⑺　定期的に地下水位，地盤の変化を観測，記録し，地盤の隆起，沈下等の異常が発生した時は，埋設物管理者等に連絡して保全の措置を講じるとともに，他関係者に報告すること。

3．土留・支保工の組立て　安衛則370

土留・支保工の組立ては，あらかじめ計画された順序に基づいて行うこと。

なお，計画された組立図と異なる施工を行う場合は，入念なチェックを行い，その理由等を整理し，記録しておくこと。

4．材　　料　安衛則368

土留・支保工の材料は，ひび割れ変形又は腐れのない良質なものとし，事前に十分点検確認を行うこと。

5．点検者の指名　安衛則373

⑴　新たな施工段階に進む前には，必要部材が定められた位置に安全に取り付けられていることを確認した後に作業を開始すること。

⑵　作業中は，指名された点検者が常時点検を行い，異常を認めた時は直ちに作業員全員を避難させ，責任者に連絡し，必要な措置を講じること。

6．部材の取付け

⑴　腹起し及び切梁は溶接，ボルト，かすがい，鉄線等で堅固に取付けること。　安衛則371

⑵　圧縮材（火打ちを除く）の継手は突合せ継手とし，部材全体が一つの直線となるようにすること。木材を圧縮材として用いる場合は，2個以上の添え物を用いて真すぐに継ぐこと。　安衛則371

7．材料の上げ下ろし

切梁等の材料，器具又は工具の上げ下ろし時は，吊り綱，吊り袋等を使用すること。　安衛則372

8．異常気象時の点検　安衛則373

次の場合は，すみやかに点検を行い，安全を確認した後に作業を再開すること。

①　中震以上の地震が発生したとき。

②　大雨等により，盛土又は地山が軟弱化するおそれがあるとき。

9．日常点検・観測　安衛則373

⑴　土留・支保工は，特に次の事項について点検すること。

①　矢板，背板，腹起し，切梁等の部材のきしみ，ふくらみ及び損傷の有無

②　切梁の緊圧の度合

③　部材相互の接続部及び継手部のゆるみの状態

④　矢板，背板等の背面の空隙の状態

⑵　必要に応じて安全のための管理基準を定め，変位等を観測し記録すること。

10．土砂及び器材等の置き方

土留め支保工の肩の部分に掘り出した土砂又は器材等を置く場合には，落下しないように注意すること。

11. グランドアンカー工の留意事項

施工にあたっては，あらかじめ設計された土留工前面の掘削深さと土留工の天端高さ，根入れ深さ及びグランドアンカー工の位置並びに土質構成等に関する設計条件等を掌握し，施工中の状況が，これらの設計条件と合致していることを確認しつつ施工すること。

第3節　仮 締 切 工

1．一 般 事 項

⑴ 軟弱地盤における仮締切工の設計，施工には，ヒービング等を生じさせないよう格段の注意を払うこと。

⑵ 仮締切の計画において，様々な外的条件を受け，その条件が施工途中で変化することがあるので，掘削深度と支保工の位置・支保工の段数並びに補強部材の設置，ボルト等の連結は，施工計画に基づいて忠実に実施すること。また，必要に応じて土圧計等の計測機器の設置を含め仮締切工の安全管理計画をたて，これを実施すること。

官技発第97（S 45. 8. 17）鋼矢板二重式工法仮締切設計指針（案）（昭和四十六年十二月河川局治水課）仮締切堤設置基準（案）（平成一〇年六月河川局治水課）

⑶ 締切を行って作業する場合には，急激な水位の上昇，洗掘，ヒービング，ボイリング等により締切が破壊しないよう十分検討のうえ計画し，やむを得ない場合は，水裏部から締切内に水を入れて水位差による倒壊を防ぐなどの対策を講じ，かつ常に点検を怠らないこと。

⑷ 偏土圧等が作用する仮締切工においては，仮締切工全体についての安定性について十分検討すること。

⑸ 切梁により締切を保持する場合は，波浪により切梁，腹起し等の取付部がゆるまないよう堅固な構造とし，常に点検を怠らないこと。

⑹ 工事施工中，仮締切工本体又は周辺地盤等に変状が発生し

た場合は，作業員を避難させ，安全を確認したうえで，補強等の安全対策を講じた後でなければ，仮締切工内の作業を行わないこと。

⑺　工事施工中，万一異常な自然現象が発生した場合を想定し，関係者において安全を確保するための避難方法を定めておくこと。

2．河川における仮締切

⑴　仮締切の築造にあたっては，流水に対して安全なものとすること。

⑵　流心の移動や洗掘による水深の変化を考慮すること。

⑶　洪水による水位，流速，流量，衝突物対策を講じること。

⑷　水位の堰上げの影響を検討し，その対策を講じること。

⑸　玉石やその他障害物対策を講じること。

3．河口付近及び海岸地帯における仮締切

⑴　潮位，波高に対する対策を講じること。

⑵　波浪，潮流の影響を考慮すること。

⑶　船舶等の衝突に対する対策を講じること。

4．使 用 材 料

⑴　締切用鋼材は，ひび割れ，変形等損傷がないものを使用すること。

⑵　鋼矢板は一枚物を原則とするが，やむを得ず継ぎ手を設ける場合には，突合せ溶接と添接板溶接を併用し，継ぎ手は同一の高さに揃わないようにすること。

第4節　足　場　等

1．墜落防止の措置

第2章5節に準ずること。

2．計画・組立・解体の留意事項

⑴　足場等を設置する場合は，風，雪荷重，上載するものの荷重など常時作用することのない荷重も考慮し計画すること。

⑵　足場の種類，構造，高さを各面に明示すること。

⑶　足場組立て，解体の時期を明らかにすること。

⑷　本足場が設けられない立地条件で一側足場，布板一側足場及び特殊な足場については，墜落，倒壊防止について十分検討すること。

3．組立設置作業

⑴　組立，変更の時期，範囲及び順序を当該作業員に周知させること。　安衛則564

⑵　作業を行う区域内には，関係作業員以外の作業員の立入を禁止すること。　安衛則564

⑶　足場材の緊結，取りはずし，受渡し等の作業には幅20㎝以上の足場板を設け，作業員に安全帯を使用させること。　安衛則564

⑷　架空電路に接近して足場を設けるときは，電路の移設又は電路に絶縁防護具を装着すること。　安衛則349, 570

⑸　材料，器具，工具等の上げ下ろし時には，吊り綱，吊り袋を使用すること。　安衛則564

4．標識類の表示

⑴　構造及び材料に応じて，作業床の最大積載荷重を定め，かつこれを足場の見やすい箇所に表示すること。　安衛則562

⑵　特別高圧活線に近接して作業を行う場合には，当該充電電路に対する接近限界距離を保つため，見やすい箇所に標識等を設けること。　安衛則349

5．点　　検

⑴　材料及び器具・工具を点検し，不良品を取り除くこと。　安衛則566

⑵　交差筋交い，さん，幅木，手摺わく，手摺及び中さん等の　安衛則567

取りはずし及び脱落の有無について，その日の作業を開始する前に点検し，異常を認めた時は直ちに補修すること。

6．就業の制限　安衛令20 安衛則36

高所作業車を用いた作業を行う場合の装置の運転は，有資格者によるものとし，責任者から指示された者以外は運転しないこと。

第5節　通路・昇降設備・桟橋等

1．安全通路の設定

(1)　作業場に通じる場所及び作業場内には，作業員が使用するための安全な通路を設けること。　安衛則540

(2)　高さ又は深さ1.5mをこえる箇所には安全な昇降設備を設けること。　安衛則526

2．非常口・避難通路

(1)　危険物，爆発性・発火性のものを取扱う作業場及び当該作業場を有する建築物の避難階（直接地上に通じる出入り口のある階をいう。）には2箇所以上の出入口を設けること。なお，出入口の戸は，引戸又は外開戸とすること。　安衛則546

(2)　直通階段又は傾斜路のうちの一つは，屋外に設けること。ただし，すべり台・避難用はしご・タラップ等の避難用器具が設けられているときはこの限りではない。　安衛則547

(3)　危険な作業場には，非常時の場合のための自動警報設備・非常ベル等の警報用の設備又は携帯用拡声器・手動式サイレン等の警報用器具を備えること。　安衛則548

3．危険場所への立入禁止

(1)　第2章3節に準ずること。

(2)　特別高圧活線に近接して作業を行う場合には，当該充電電路に対する接近限界距離を保つ見やすい箇所に標識等を設け　安衛則349

ること。

4．点　　検

第５章４節５.に準ずること。

5．桟橋・登り桟橋の組立・解体・撤去

⑴　足場材の緊結，取りはずし，受渡し等の作業には幅20㎝以上の足場板を設け，作業員に安全帯を使用させること。　安衛則564

⑵　材料・器具・工具等を上げ下ろしするときは吊り綱・吊り袋等を使用すること。　安衛則564

⑶　最大積載荷重を定め，作業員に周知すること。　安衛則562

⑷　解体・撤去の範囲及び順序を当該作業員に周知すること。　安衛則564

第６節　作業床・作業構台

1．作　業　床

⑴　高さ２ｍ以上の箇所での作業及びスレート・床板等の屋根の上での作業においては作業床を設置すること。　安衛則518, 524

⑵　床材は十分な強度を有するものを使用すること。また，幅は40㎝以上とし，床材間のすき間は３㎝以下とし，床材は，転位又は脱落しないよう支持物に２箇所以上取り付けること。　安衛則563

⑶　床材を作業に応じて移動させる場合は，３箇所以上の支持物にかけ，支点からの突出部の長さは10㎝以上とし，かつ足場板長の18分の１以下とすること。

また，足場板を長手方法に重ねるときは支点上で重ね，その重ねた部分の長さは20㎝以上とすること。　安衛則563

⑷　最大積載荷重を定め，作業員に周知すること。　安衛則562

2．手　　摺

⑴　墜落による危険のある箇所には手摺を設けることとし，材料は損傷・腐食等がないものとすること。　安衛則563

(2)　高さは85㎝以上とし，中さん等を設けること。　安衛則575の6，563

3．柵・仮囲い

(1)　第三者立入禁止の場所，当該現場の周囲，危険箇所及び土砂・油・粉じん等の飛散防止箇所には，柵・仮囲いを設置すること。また，必要に応じて移動柵を設置すること。　公災防（土）10

(2)　使用材料は，損傷・腐食等のないものとすること。

(3)　柵高は1.2m以上とし，支柱は簡単に移動したり破損しないものとすること。　公災防（土）11

(4)　移動柵高は0.8m～1.0m以下，長さは1.0m～1.5m以下とすること。　公災防（土）11

(5)　仮囲い高さは1.8m以上で支柱・水平材・控材を取付けること。　公災防（土）99

(6)　突出・端部を防護するとともに，仮囲いを設けることにより交通の支障が生じる等の恐れがあるときは，金網など透視できるものとすること。　公災防（土）99

4．巾木・地覆・車止め

(1)　巾木・地覆，車止めを手摺・柵・仮囲い設置箇所に設置すること。

(2)　巾木の高さは10㎝以上とし，地覆・車止めは十分な強度を有するものとし，取付・固定は確実にすること。

5．作業構台の組立

(1)　支柱の滑動・沈下を防止するため，地盤に応じた根入れをするとともに，支柱脚部に根がらみを設けること。また，必要に応じて敷板・敷角等を使用すること。　安衛則575の6

(2)　材料に使用する木材，鋼材は十分な強度を有し，著しい損傷，変形又は腐食のないものを使用すること。　安衛則575の2

(3)　支柱・はり・筋かい等の緊結部，接続部又は取付部は，変位，脱落等が生じないように緊結金具等で緊固に固定するこ　安衛則575の6

と。

(4)　道路等との取付部においては，段差がないようにすりつけ緩やかな勾配とすること。

(5)　組立て，解体時には，次の事項を作業に従事する作業員に周知すること。　安衛則575の7

①　材料，器具，工具等を上げ下ろしするときの吊り綱，吊り袋の使用

②　仮吊，仮受，仮締，仮つなぎ，控え，補強，筋かい，トラワイヤ等による倒壊防止

③　適正な運搬・仮置

(6)　作業構台の最大積載荷重を定め，作業員に周知すること。　安衛則575の4

6．点　　検

第5章4節5.に準ずること。

第7節　仮設定置機械設備

1．機 械 設 備

(1)　機械の据付，組立，解体は作業指揮者の指揮のもとに行うこと。　クレーン則33, 118, 191

(2)　機械は，水平な基礎に設置し，沈下を防止するために，必要に応じ敷板，敷角等を使用すること。構造物の上に据付ける場合には，特に構造物の状態に応じて必要な補強をすること。

(3)　歯車，ベルト，チェーン，フライホール等，接触による危険があるものには覆いや柵を設けること。　安衛則101

(4)　機械の設置場所は，照明を十分にしておくこと。

(5)　クレーン，デリック，ウインチ等の機械には定格荷重等を明示しておくこと。　クレーン則17, 24の2, 64, 70の2, 104, 181

2．運 転 作 業

⑴　機械の取扱主任者又は係員を定め，その氏名を見やすい箇所に標示すること。　安衛則18

⑵　定められた合図や信号は作業員に周知し，確実に守らせること。　安衛法26 安衛則104

⑶　運転中は関係者以外の立入を禁止すること。

⑷　運転者は，運転者，振動，臭気，温度等の異常を認めた場合は運転を停止して点検すること。また，機械の無理な使い方をしないこと。

⑸　グラインダーの砥石車は定められた大きさのものを使い，取扱前にはキズの有無を点検すること。　安衛則118

⑹　グラインダー作業中は，必ず保護眼鏡を使用し，必要に応じて防じんマスクを使用すること。　安衛則538

⑺　機械の使用前に，次の事項について適宜点検し，整備すること。

①　清掃，給油の状況
②　回転部分の磨耗，損傷の有無
③　安全装置の完備
④　異常な音，振動等の有無
⑤　ブレーキ，クラッチ等の機能
⑥　接地の状況
⑦　開閉器，配線等の異常の有無
⑧　警戒用ブザーまたは点滅灯の作動
⑨　周辺の整理，整頓

第８節　仮設電気設備

1．一 般 保 守

架空電線又は電気機器の充電電路に近接する場所で，工作物

の建設等の作業を行う場合には，次の措置を講じること。

(1)　作業の前に通電を停止したうえで，絶縁用防具の装着を確認し，検電すること。　安衛則341 ～ 349

(2)　定期的に絶縁抵抗，接地抵抗を測定し，安全を確認すること。　電技14, 18

2．設置・移設・撤去

(1)　工事用電気設備は，電気設備の技術基準に基づいて設置，移設作業を行うこととし，その作業にあたっては，次の事項について定めておくこと。　安衛則350

①　作業の方法，順序

②　作業場所，位置，地盤の作業許容強度

③　作業用機器，車両の配置

④　装置類の仮置，転倒防止

(2)　通電を禁止したうえで絶縁用防具の装着の確認，検電を行い，仮吊，仮受，仮締め，仮控え等の措置をとること。　安衛則339, 342, 343, 347

第9節　溶 接 作 業

1．電気溶接作業

(1)　電気溶接の作業をするときは，溶接機のフレームに確実にアースを取付けること。また，使用前に必ず確認すること。

(2)　配線の被覆が損傷していないかを調べ，損傷していたら修理してから作業を行うこと。　安衛則336

(3)　遮光面，保護手袋，エプロン等の保護具を使うこと。他の作業員には肉眼でアークを見ないよう指導すること。　安衛則593

(4)　ホルダーは使用前に十分点検を行い，作業中止の際は必ず所定のサックに納めること。　安衛則331

(5)　交流アーク溶接機には自動電撃防止装置を使うこと。　安衛則332

(6)　湿気を帯びた手袋，たび等を着用して作業をしないこと。

雨天あるいは降雨後の作業では特に注意すること。

2．アセチレン溶接作業

(1)　アセチレン溶接等の作業は，ガス溶接作業主任者免許の所持者，又はガス溶接技能講習修了者に行わせること。　安衛法61

(2)　溶接等の作業を行う場所の近くには適当な消火設備又は消火器を備えておくこと。　安衛則312

(3)　引火物を取り除いた後，作業をすること。　安衛則279

(4)　ボンベの取扱いはていねいにすること。投げ出したり，衝撃を与えることは厳禁とすること。　安衛則263

(5)　圧力計，口金は随時検査を受け，完全なものを使うこと。

(6)　引火性，又は爆発性の材料を入れたことのある容器を溶接又は溶断するときは，容器を洗浄してから作業すること。　安衛則285

(7)　ガス洩れの点検は石けん水等を使い，火気は使わないこと。　安衛則315

(8)　作業をするときはあらかじめ吹管，ホース，減圧弁を点検すること。　安衛則262

(9)　凍結のおそれがあるときは，雨濡れや湿気の多いところに置かぬこと。口金や減圧弁が凍った時は温湯を使用して融解し，直接火気を使用しないこと。　安衛則315

(10)　作業中は保護眼鏡，作業手袋，エプロン等を使うこと。　安衛則593

(11)　換気状態の悪い狭い室内等で作業を行う場合には，特にガス洩れに注意すること。

(12)　溶解アセチレン容器は立てておくこと。　安衛則263

(13)　容器の温度は40℃以下に保つこと。

(14)　転倒のおそれのないよう保持すること。

(15)　容器には充空の表示を行い，区別を明らかにすること。

(16)　容器は，電気装置のアース線等の付近に置かないこと。

第6章　運　搬　工

第1節　一 般 事 項

1．工事内容の把握

第5章1節1.2.に準ずること。

2．事前調査における共通事項

第1章2節，第5章1節3.4.に準ずること。

3．事前調査における留意事項

(1)　運搬経路の計画及び機械の選定を行うため，工事現場の地山の土質（岩，礫，砂等），広さ及び地形等を調査すること。　安衛則151の3

(2)　適切な運搬方法を決定するには，工事現場に至る運搬経路の幅員，勾配，カーブ，高さ制限，重量制限，架空工作物等を調査すること。

(3)　安全で速やかな運搬を行うため，工事現場に至る運搬経路の交通量，交通状況等を調査すること。

(4)　環境対策を立てるため，運搬作業が周辺環境に与える影響（騒音，振動等）を調査すること。

(5)　特殊大型資材（トレーラ等）の運搬に先立ち，工事現場に至る運搬経路を計画すること。　安衛則151の3

4．施工計画における共通事項

第1章3節に準ずること。

5．施工計画における留意事項

(1)　運搬の施工計画は，全体の工程，資機材の搬入計画，他の工種用機械（積込機械，掘削機械等）の選定にも大きな影響を及ぼすため，安全性，効率性を含めて十分に検討するこ

と。

(2)　工事現場内の自動車による事故を防止するため，運行管理計画を策定すること。

6．運搬作業における現場管理

第1章4節，第2章10節に準ずること。

第2節　トラック・ダンプトラック・トレーラ等

1．運搬路，設備

(1)　工事現場内の走路は常に補修し，安全に走行できるよう維持すること。　安衛則151の6

(2)　工事現場内の必要と認められる箇所には，制限速度を示す標識を立て，カーブ，交差点，危険箇所（路肩，崖縁等）等にも注意標識を立てること。

(3)　規模の大きな工事現場においては専用道路を設け，なるべく一方通行として，必要に応じて適当な退避所を設けること。

(4)　夜間作業では，高さ1ｍ程度のもので夜間150ｍ前方から視認できる光度を有する保安灯を設置するとともに，必要に応じて道路照明を施すこと。　公災防（土）18

(5)　車両には発炎筒を備え付け，オペレータにその使用方法を周知すること。

(6)　車庫等では特に火気に注意し，必ず消火器を配置しておくこと。

(7)　多量の燃料，潤滑油等を工事現場内に保管する場合には，保管場所付近に消火器，警報設備の設置等を行うこと。

2．運 搬 作 業

(1)　現道を走行する車両は，交通関係法令（道路交通法，道路運送車両法，道路法）に適合したものであること。

⑵　積込みは，車両制限令を遵守し，荷崩れ，荷こぼし等をおこさないようにすること。　安衛則151の10

⑶　積込場，土捨場，崖縁，見通しのきかない場所，一般用道路との交差部または他の作業箇所に近接する箇所には，安全を確保するための誘導員を配置すること。　安衛則151の6

なお，高速自動車国道，自動車専用道路又はその他都道府県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める道路については，交通警備業務を行う場所ごとに，交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を１人以上配置すること。　警備業法
警備員等の検定等に関する規則

⑷　後進作業の際は，原則として誘導員の合図によること。また，必要に応じてバックブザーを取付けること。　安衛則151の6

⑸　誘導員は目立つ服装で，笛，旗（夜間は合図灯）等を用い，決められた合図・方法により，オペレータから見やすい安全な場所で誘導すること。　安衛則151の8

⑹　駐車は指定された場所で行い，駐車ブレーキをかけ，必要に応じて確実な歯止めを行うこと。　安衛則151の11

⑺　自走機械運搬のためトレーラに機械を積込む作業は，積込足場の角度をできるだけ小さくし，滑り等による事故を防止すること。　安衛則161

⑻　荷台上の資材，トレーラ上の機械等は緊固に結合し，走行中に荷揺れや荷崩れをおこさないようにすること。また，固定用のワイヤの点検を行うこと。　安衛則151の10,
151の69

⑼　長尺物を運搬する場合には，その荷の先端に赤旗または標灯をつけること。

⑽　積み卸しは，特に合図，指示等を確認したうえで周囲に十分配慮して行うこと。

⑾　特装自動車の走行は，必要な免許，資格等を取得している

者が行うこと。

3．点　　検

⑴　第4章1節2.3.，第4章2節7.に準ずること。

⑵　運搬に使用する車両それぞれについて，始業点検表を作成し，始業時の点検を行うこと。

⑶　オペレータ又は点検責任者は，作業開始前には点検を行い，その結果を記録すること。また，事故及び修理もあわせて記録すること。　安衛則151の75

4．修　　理

点検の結果，異常を認めた場合は，直ちに修理又はその他必要な措置を講じること。

第3節　不整地運搬車

1．運搬路，設備

第6章2節1.に準ずること。

2．運 搬 作 業

⑴　第6章2節2.に準ずること。

⑵　最大積載量が1ｔ以上のものについては免許又は技能講習を修了した者，1ｔ未満のものについては特別教育を受けた者がそれぞれ運転を行うこと。　安衛則36 安衛法59, 61

⑶　あおりのない荷台に作業員を乗車させて走行しないこと。あおりのある荷台に作業員を乗車させるときは，荷の歯止め，滑り止め等を行うこと。　安衛則151の50, 51

3．点　　検

⑴　第4章1節2.3.，第4章2節7.，第6章2節3.に準ずること。

⑵　不整地運搬車については，特定自主検査を2年以内ごとに1回，定められた事項について検査すること。　安衛則151の55, 56

4．修　　理

第6章2節4.に準ずること。

5．作業上の注意　　安衛則151の45

最大積載量5ｔ以上の不整地運搬車に荷を積む作業を行うときは，床面と荷台の上の荷の上面との間と安全に昇降するための設備を設けること。

第4節　コンベヤ

1．設 置 工 事

構造，工事の規模によっては基礎等の土木工事部分と機械施設の据付部分に区分されるが，基礎が機械荷重を適切に支持できることを確認し，設置すること。

2．試　運　転

設置完了時には試運転を行い，不具合，安全上の問題があれば改善すること。

3．運 搬 作 業

⑴　コンベヤへの巻込まれ，接触等には十分注意すること。また，必要に応じて立入禁止措置を講じること。　　安衛則151の78，151の79

⑵　荷運搬専用のコンベヤには人を乗せないこと。　　安衛則151の81

4．点　　検

⑴　第4章1節2.3.，第4章2節7.，第6章2節3.に準ずること。

⑵　コンベヤそれぞれについて，始業点検表を作成し，始業時の点検を行うこと。　　安衛則151の82

5．修　　理

第6章2節4.に準ずること。

第5節　機関車・運搬車

1．軌道，車両の設備

(1)　軌道は，計画図に基づき車両重量に応じた適切なものとし，経験者の指揮のもと敷設すること。

(2)　道床が砕石，砂利等で形成されているものは，まくら木及び軌条を安全に保持するため，道床を十分につき固め，かつ排水を良好にするための措置を講じること。　安衛則200

(3)　作業場に応じた制限速度を定め，必要箇所には制限速度，注意又は危険等の交通標識及び標灯を設けること。　安衛則222

(4)　レールの継ぎ目は，継目板を用い，溶接を行うとともに，枕木とは堅固に固定すること。　安衛則197, 198

(5)　保線係を選任し，随時レール及び路面の状態を見回り，点検補修を行うこと。　安衛則232

(6)　車両が逸走する危険性のある場合には，逸走防止装置を設置しておくこと。　安衛則204

(7)　機関車には，警笛，ブザー等の警報装置，前照灯，及び運転席の照明灯を設けること。　安衛則209

(8)　人車には，囲い及び乗降口，座席，握り棒等の設備を設けること。　安衛則211

(9)　設置完了時には試運転を行い，不具合，安全上の問題があれば改善すること。

2．運 搬 作 業

(1)　機関車の運転は，特別教育を受けた者が行うこと。　安衛則36

(2)　オペレータ，合図者，信号係等には，あらかじめ運転ダイヤ，建設用軌道車両の標準合図の方法等，運転に必要な事項について十分教育し，かつ確実に守らせること。なお，その他の関係者にもあらかじめ必要な注意を与えておくこと。　安衛則220

⑶　車両が動いている際の飛び乗り，飛び降りは絶対に禁止すること。

⑷　オペレータが運転席を離れる場合には，必ずスイッチを切り，ブレーキをかけること。また，勾配のある軌道において車両を停車，駐車する際には確実に車輪止めを行うこと。　安衛則226

⑸　後押し運転を行う時は次の措置を講じるか，その区域への立入りを禁止すること。　安衛則224

①　誘導者を配置し誘導させること。

②　先頭車両に前照灯を備えること。

③　誘導者とオペレータとの連絡装置を備えること。

3．点　　検

⑴　第4章1節2.3.，第4章2節7.に準ずること。

⑵　第6章2節3.の点検項目の他にそれぞれの車両の有する機能に応じた点検を行うこと。　安衛則232

⑶　車両それぞれについての始業点検表，月例点検表，年次点検表を作成し，それぞれの点検を行うこと。

⑷　1か月に1回，定められた事項について自主検査を実施し，その結果を記録して3年間保存しておくこと。　安衛則230, 231

⑸　1年に1回，定められた事項について自主検査を実施し，その結果を記録して3年間保存しておくこと。　安衛則229, 231

第6節　索道及びケーブルクレーン

1．索道設備，ケーブルクレーン設備

⑴　組立，解体その他の作業は製造メーカーの設計図，仕様書をもとにした施工図，組立図等に従い確実に行うこと。

⑵　組立，解体の作業は，選任された作業指揮者の指揮のもとに行うこと。また，作業の方法及び順序等については，作業手順書を作成し，作業員に周知させること。　クレーン則33

(3)　組立，解体の作業箇所付近は，関係者以外立入禁止とすること。また，見やすい箇所に立入禁止の表示をすること。	クレーン則33
(4)　電線路，鉄道，道路（工事用道路を含む）等の上空を横断して架設する場合には，物の落下による危険を防止するための保護設備を設けること。また，許可が必要なものについては，必要な手続を行うこと。	
(5)　部材，ワイヤロープ，付属品は損傷，磨耗，変形，腐食等のないものを使用すること。	クレーン則33
(6)　控え用のワイヤロープ，綱等は，架空電線に近接して配置しないこと。また，それらをゆるめる場合には，予備の控えをとり，テンションブロック，ウィンチ等で支持しながら行うこと。	安衛則349
(7)　巻上装置，走行装置，横行装置には過巻防止装置を取付けること。	クレーン則17, 18, 19
(8)　ワイヤロープは，ドラムに直角に巻くようにし，捨巻はドラムに2巻以上残るようにすること。	クレーン則17, 18
(9)　制御装置付のクレーンの試運転については，装置の安全性が未確認であるため周辺の状況を考慮して行うこと。	
2．運 搬 作 業	
(1)　運転は，定格荷重が5ｔ以上のケーブルクレーンを使用する場合は免許を取得した者，5ｔ未満のケーブルクレーンを使用する場合はクレーン運転士特別教育を受けた者がそれぞれ行うこと。	クレーン則21, 22
(2)　強風，大雨，大雪等の悪天候時の運転休止基準を作成しそれに従うこと。	クレーン則31
(3)　運転室には関係者以外の立入りを禁止すること。	
(4)　オペレータは，荷を吊った状態等の危険な状態で所定の位置を離れないこと。	クレーン則32

⑸　信号，合図はケーブルクレーン標準合図で確実に行い，オペレータは信号，合図を確認しながら運転を行うこと。　クレーン則25

⑹　点検，検査，修理その他やむを得ない事由による場合を除き，トロリやバケットには人を乗せないこと。　クレーン則26

⑺　定格荷重を超える荷重をかけて使用しないこと。　クレーン則23

⑻　玉掛作業は第4章5節7.に準ずること。　クレーン則221, 222

⑼　作業終了時はトロリ，バケット等を所定の位置に置くこと。

⑽　非常信号を受けた時は直ちに運転を停止し，その原因を確認すること。また，その原因を除去するまでは，運転を再開しないこと。

3．点　　検

⑴　第4章1節2.3.，第4章2節7.に準ずること。

⑵　第6章2節3.の点検項目の他，それぞれの車両の有する機能に応じた点検を行うこと。　クレーン則36

⑶　ケーブルクレーンについての始業点検表，月例点検表，年次点検表を作成し，それぞれの点検を行うこと。

⑷　1か月に1回必要な事項について自主検査を実施し，また1年に1回荷重試験を行い，各々の記録を3年間保存しておくこと。　クレーン則34, 35

⑸　瞬間風速が30m/sを超える暴風の後又は中震以上の地震が起こった後に作業をする場合には，あらかじめクレーンの各部分の異常の有無を点検し，その結果を記録して3年間保存しておくこと。　クレーン則37, 38

⑹　修理作業を行う時は，ケーブルクレーンの機能を完全に停止したうえで，修理中に誤って作動しないような措置を講じること。

⑺　ワイヤロープが異常脈動を起こしている場合には，搬器の

脱落等の事故が起きる危険性があるので，直ちに運転を停止して点検，修理を行うこと。

4．設 置 届 等

⑴　吊り上げ荷重が３ｔ以上のケーブルクレーンについては，その設置前に，所轄労働基準監督署長に設置届を提出し，設置後に落成検査を受けること。また，その後２年毎に性能検査を受けること。　クレーン則5, 6, 40, 43

⑵　吊り上げ荷重が3ｔ未満のケーブルクレーンについては，その設置前に，所轄労働基準監督署長にクレーン設置報告書を提出すること。　クレーン則11

⑶　索道については，その設置前に所轄労働基準監督署長に設置報告書を提出すること。

第７節　インクライン

1．運 搬 作 業

⑴　ウインチの運転は，特別教育を受けた者が行うこと。　安衛則36

⑵　インクラインの運行する付近は立入り禁止とすることとし柵，標示等必要な措置を講じること。

⑶　オペレータは，運転中は所定の位置を離れないこと。　安衛則227

⑷　運転は，あらかじめ定められた信号，合図に従い，相互に十分連絡をとり，確実に行うこと。　安衛則220

⑸　台車には最大積載量を越えるものは積まないこと。また，人車には搭乗定員数を越える人数を乗せないこと。

⑹　ワイヤロープはドラムに直角に巻くようにし，運転の際には，ワイヤロープが常に正しく巻かれているかを確認すること。

2．点　　検

⑴　第４章１節２.３.，第４章２節７.に準ずること。

⑵　第6章2節3.の点検項目の他にそれぞれの機械の有する機能に応じた点検を行うこと。

⑶　インクラインについての始業点検表，月例点検表，年次点検表を作成し，それぞれの点検を行うこと。

⑷　オペレータ又は点検責任者は，1か月に1回必要な事項について点検し，その結果を記録したものを3年間保存すること。　安衛則230, 231

⑸　オペレータ又は点検責任者は，1年に1回必要な事項について点検し，その結果を記録したものを3年間保存すること。　安衛則229, 231

⑹　支柱の締付けボルトの増締めを適度に行うこと。なお，頂部アーム及びステー等の部分には特に注意すること。

第7章　土 工 工 事

第1節　一 般 事 項

1．工事内容の把握

第5章1節1.2.に準ずること。

2．事前調査における共通事項

第1章2節，第3章1節2.に準ずること。

3．事前調査における留意事項

(1)　あらかじめ地山の形状，地質等を調査すること。　安衛則355, 154

(2)　あらかじめ地山の含水，湧水，亀裂の位置，状態を調査すること。

4．施工計画における共通事項

第1章3節に準ずること。

5．施工計画における留意事項

(1)　地山の形状，地質等の調査の結果に基づき，これに応じて削面の高さ及び勾配を箇所毎に定めること。また，必要に応じて土留・支保工等を計画すること。

(2)　地山の含水，湧水，亀裂の位置，状態に基づき，施工中の排水工を計画すること。

(3)　浮き石等により危険が生じる恐れがある場合は，落石防護ネット等により，必要な措置を講ずること。

(4)　地形，表土の状態に合わせ，施工の安全性を考え，掘削の順序，羽口の位置及び数，並びに土石運搬の方法等について十分検討し，あらかじめ計画をたてること。　安衛則155

(5)　掘削機械の配置等については，地形，土質に適合するものを選定し，工事の規模，工期等を考慮して能力以上の無理な

作業を強いないよう計画すること。

6．土工工事における現場管理

第１章４節，第２章10節に準ずること。

7．監視員等の配置

⑴　道路に接近して作業をする場合には，状況に応じて監視員を配置すること。

⑵　埋設物近接箇所において，作業をする場合には，状況に応じて監視員を配置すること。

8．崩壊防止計画

⑴　掘削に伴い，土留・支保工を必要とする場合は，第５章４節に準ずること。

⑵　のり面が長くなる場合は，数段に区切って掘削すること。

9．掘削中の措置

⑴　掘削に伴い崩壊のおそれがあるときは，土留・支保工を行うか，又は適正なのり勾配をつけること。　安衛則361

⑵　埋設物は吊り防護，受け防護等により堅固に支持するとともに，状況に応じて明確に標示し，防護柵を設けること。　安衛則362

10．落石等に対する危険予防措置

⑴　掘削により土石が落下するおそれがあるときは，その下方で作業しないこと。　安衛則361

⑵　掘削により土石が落下するおそれがあるときは，その下方に通路等を設けないこと。

⑶　妊娠中の女性及び年少者は，のり尻付近等の土砂崩壊のおそれのある箇所では，作業をさせないこと。　女労基則2 年少則8

⑷　のり尻付近では休息，食事等をしないこと。

11．埋設物の近接作業

第３章に準ずること。

12. 地盤改良工法

⑴　軟弱地盤箇所の土質調査は，特に入念に行うこと。

⑵　深層混合改良等で長尺の施工機械を用いた施工の場合は，機械の設置条件，能力，周囲の状況等を十分に考慮し，転倒等の事故防止措置を講じること。

⑶　施工箇所の範囲内において，埋設物調査を実施すること。

⑷　周辺環境（地盤・井戸等）の影響について，調査すること。

第2節　人 力 掘 削

1．作業主任者の選任

安衛則359

高さ2.0m以上の掘削作業は，技能講習を修了した作業主任者を選任し，その者の指揮により行うこと。

2．掘削面の勾配

安衛則356, 357

掘削面の勾配は，次表に掲げる土質ごとの掘削高さに応じた安全な勾配以下とすること。なお，土留・支保工を必要とする掘削深さについては，第5章2節に準じること。ただし，特に地質が悪い地山では，更に緩やかな勾配とすること。

地山の種類	掘削面の高さ	掘削面の勾配
岩盤又は堅い粘土	5ｍ未満 5ｍ以上	90° 75°
その他	2ｍ未満 2ｍ以上5ｍ未満 5ｍ以上	90° 75° 60°
砂	掘削面の勾配35°以下又は高さ5ｍ未満	
発破等で崩壊しやすい状態になっている地山	掘削面の勾配45°以下又は高さ2ｍ未満	

3．掘 削 作 業

⑴　すかし掘りは，絶対にしないこと。

⑵　２名以上で同時に掘削作業を行うときは，相互に十分な間隔を保つこと。

⑶　浮石を割ったり起こしたりするときは，石の安定と転がる方向を良く見定めて作業すること。

4．て こ 作 業

⑴　てこを使うときは，あらかじめ動かすものに適した長さと強さを有するものを選ぶこと。

⑵　つるはしやシャベル等は，てこに使わないこと。

5．土砂等の置き場

やむを得ず掘り出した土砂等を掘削部の上部もしくはのり肩付近に仮置きする場合には，掘削面の崩落や土砂等の落下が生じないよう留意すること。

6．湧水の処理

湧水のある場合は，これを処理してから行うこと。

7．狭い作業空間条件下での安全確保

第２章１節３.に準ずること。

第３節　機 械 掘 削

1．作業主任者の選任　安衛則359

高さ2.0m以上の掘削作業は，技能講習を修了した作業主任者の指揮により作業を行うこと。

2．有資格者での作業　安衛則41

掘削機械，トラック等は法定の資格を持ち指名された運転手のほかは運転しないこと。

3．機械掘削作業における留意事項

⑴　作業範囲付近の他の作業員の位置に絶えず注意し，互いに　安衛則158

連絡をとり，作業範囲内に作業員を入れないこと。

(2)　後進させる時は，後方を確認し，誘導員の指示を受けてから後進すること。　安衛則158

(3)　荷重及びエンジンをかけたまま運転席を離れないこと。　安衛則160

(4)　斜面や崩れやすい地盤上に機械を置かないこと。　安衛則157

(5)　掘削機械等は安全能力以上の使い方及び用途以外の使用をしないこと。　安衛則163, 164

(6)　既設構造物等の近傍を掘削する場合は，転倒，崩壊に十分配慮すること。　安衛則362

(7)　危険範囲内に人がいないかを常に確認しながら運転すること。また，作業区域をロープ柵，赤旗等で表示すること。　安衛則158

(8)　軟弱な路肩，のり肩に接近しないように作業を行うこと。近づく場合は，誘導員を配置すること。　安衛則157

(9)　落石等の危険がある場合は，運転席にヘッドガードを付けること。　安衛則153

4．誘導員の配置　安衛則157, 158

次のような場所で機械を運転するときは，誘導員を配置すること。

①　作業場所が道路，建物，その他の施設等に近接する場所

②　見通しの悪い場所

③　崖縁

④　土石等の落下崩壊のおそれのある場所

⑤　掘削機械，運転車両が他の作業員と混在して作業を行う場所

⑥　道路上での作業を行う場所

なお，高速自動車国道又は自動車専用道路又はその他都道府県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める道路については，交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員　警備業法 警備員等の検定等に関する規則

又は二級検定合格警備員を交通警備業務を行う場所ごとに１人以上配置すること。

5．照明設備の設置　安衛則367

夜間作業をするときは，照明を十分に行うこと。

6．道路上での作業

道路上で作業する場合は，「道路工事保安施設設置基準」に基づいて各種標識，バリケード，夜間照明等を設置すること。

7．さく岩機使用での作業

⑴　さく岩機は，作業前によく点検してから使うこと。

⑵　作業は足場を安定させ，作業場所を整理してから作業すること。

⑶　斜面で作業するときは，機械を落とさないよう必要に応じて，ロープを付けておくこと。また，さく岩機のオペレータは，安全帯を使用すること。

⑷　エアーホースは長さに余裕のあるものを使用すること。

⑸　落石のおそれがある場合には，浮石の除去，落石防止設備の設置，監視員の配置等の対策を講じること。

⑹　作業中機械の振動による落石には特に注意すること。

⑺　交換ロッド等は作業及び通行を阻害しない位置に置くこと。

8．ショベル系掘削機械の作業

運転手は，バケットをトラックの運転席の上を通過させないこと。

9．狭い作業空間下での安全確保

第２章１節３.に準ずること。

第４節　盛土工及びのり面工

１．盛土施工前の処置

⑴　盛土箇所はあらかじめ伐開除根を行う等，有害な雑物を取除いておくこと。

⑵　施工に先立ち，湧水を処理すること。

⑶　盛土場所は排水処理を行うこと。

２．盛土の施工

⑴　捨土ののり面，勾配はなるべく緩やかにしておくこと。

⑵　のり肩の防護を十分にし，重量物を置かないようにすること。

⑶　盛土後，転圧等を行う場合は，施工機械の能力，接地圧，周囲の状況等に十分配慮し，事故防止の措置を講じること。

⑷　降雨・融雪等により，のり面の崩壊が生じないよう措置を講じること。　安衛則534

３．盛土の安全対策

⑴　のり肩，のり尻排水を十分行うこと。

⑵　のり肩付近からの水の流入を出来るだけ防ぐこと。

４．切土のり面の安全対策

⑴　切土のり面の変化に注意を払うこと。

⑵　擁壁類が計画されているのり面では，掘削面の勾配が急勾配となるので，擁壁等の施工中には地山の点検等，安全管理を十分に行うこと。

⑶　降雨後は地山が崩壊しやすいので，流水，亀裂等ののり面の変化に特に注意すること。

⑷　浮き石等により危険が生じる恐れがある場合は，落石防護ネット等により，必要な措置を講ずること。　安衛則537

第5節　発 破 掘 削

1．火薬類作業従事者に係わる事項

(1)　火薬類取扱いについては，火薬類取扱保安責任者及び取扱副保安責任者又は取扱保安責任者を選任し，取扱事故防止にあたらせること。　火取法30

(2)　発破作業は，必ず発破技士に行わせること。　安衛則41

(3)　発破の作業を行う時は，発破の業務に就くことが出来る者のうちから作業指揮者を選任すること。　安衛則320

(4)　発破作業員は腕章，保護帽の標示等により他の作業員と識別出来るようにすること。　火取則51

(5)　発破作業員には発破作業の危険性，保安の心得について十分教育すること。

2．作業員及び第三者への危害防止

(1)　危険区域を定め，立札，赤旗等で明示し，区域内への立入りを禁止すること。　火取則53

(2)　区域境には発破時刻，サイレン符号その他の注意事項を示した掲示板を立てておくこと。

(3)　退避場所を設定し，これを周知させること。

(4)　点火は，見張員を配置し，全員の退避を確認してから行うこと。

3．火薬庫での貯蔵

(1)　法に定める量以上の火薬類を貯蔵する場合は，貯蔵量に応じた構造の火薬庫を知事の許可を受けて設置すること。　火取法11, 12
火取則13, 20, 21

(2)　規定量以下の貯蔵量の火薬類は，「火薬庫外の貯蔵庫の施設の規定」により，知事の認可を受け安全な場所に貯蔵すること。　火取則15, 16, 23～32

(3)　一日の火薬類消費見込量が規定以上の場合は，火薬類の管　火取則52

理及び発破の準備（親ダイの作製，取扱作業を除く）をするため，火薬類取扱所を設けること。

4．火薬類の一時置場

⑴　火薬関係者以外の者が立入らない，清潔で乾燥した場所で，かつ，日光の直射を受けない場所であること。

⑵　火気又は落石の危険がある所に設けないこと。

⑶　火薬，爆薬と雷管とを同一の箱，袋等に入れないこと。

⑷　流出のおそれがある場所に設けないこと。　火取法14

5．火薬類の取扱い

爆薬，雷管等は，叩いたり，投げ出したり，取り落としたりすることのないように慎重に取扱い，衣服のポケットに入れたりしないこと。

6．数量の管理

⑴　火薬類の受払数量を厳重に管理し，紛失，盗難に注意すること。

⑵　発破の都度，受入，消費，残りの数量，発破孔又は薬室に対する装てん方法について，記録を残すこと。　火取則52

7．発破作業時の留意事項

⑴　発破作業を行う前に，発破箇所上部の表土は，原則として全部取り除くこと。

⑵　電気発破を行う時には迷走電流がないことを確認すること。また，懐中電灯等は絶縁装置のあるものを使用すること。

⑶　落雷の危険がある時は，発破作業を中止すること。　火取則51

8．せん孔作業の留意事項

⑴　前回の発破の不発孔や残留薬がないことを確かめたうえでなければせん孔しないこと。

⑵　発破後切羽を点検し，不発の装薬がある場合には，適切な

方法を用いて処置すること。

(3) 前回の発破の孔尻を利用してせん孔しないこと。　火取則53

9．装てん作業の留意事項

(1) 電気雷管を運搬するときは，脚線を裸出しないようにし，電灯線・動力線その他漏電のおそれのあるものにできるだけ近づかないこと。　火取則51, 54

また，発破母線を敷設するときも，電線路から離すこと。

(2) 装てん作業については発破孔や岩盤の状況を検査し，安全を確認してから適切な方法により装てんすること。　火取則53

(3) 発破を行うときは，あらかじめ定めた危険区域内の者を退避させ，見張員を配置してその区域内への立入りを禁止し，発破を知らせたうえで点火すること。　安衛則320 火取則53

(4) 発破しようとする場所に漏えい電流がある場合には電気発破をしないこと。

(5) 装てん中は付近でせん孔その他の作業をさせないこと。

(6) 装薬前には，孔をよく掃除して小石等を残さないこと。

(7) 装てんが終わって使用予定数が余ったときは，数量を確認し，増ダイは火薬取扱所に，親ダイは火工所に直ちに返納して，紛失等を防止すること。

10. 電気雷管の脚線の連結作業　火取則54

(1) 母線は切断，結線もれ，結線ちがい等がないよう脚線に連結する前に必ず点検すること。

(2) 母線の結線後，安全な箇所で導通試験を行うこと。切羽では原則として導通試験をしないこと。全員が安全な場所に退避するまで，母線を発破器又は電源スイッチに連結しないこと。

(3) 母線を地上のレール，パイプあるいは他の電気が流れ，又は漏れている可能性のある箇所に接触させないこと。

11. 電気発破の点火作業の留意事項

安衛則320, 321
火取則54

⑴　点火位置は，爆破の程度に応じて隔離した安全な場所とすること。

⑵　発破器のハンドルは，点火するとき以外は施錠又は取り外しておくこと。

⑶　発破器と母線との連結は，点火直前に行うこと。

火取則53

⑷　退避の合図は，サイレン，振鈴等の確実な方法で行うこと。点火の合図は，全員の退避を確認してから行うこと。

第8章　基 礎 工 事

第1節　一 般 事 項

1．工事内容の把握

第5章1節1.2.に準ずること。

2．事前調査における共通事項

第1章2節に準ずること。

3．施工計画における共通事項

第1章3節に準ずること。

4．施工計画における留意事項

⑴　周辺の人家及び構築物の防護，移設等の計画をすること。

⑵　第三者に対する危害を防止するための防護施設を計画すること。

⑶　地下埋設物，架空工作物に対する防護又は移設の計画をすること。

5．基礎工事における現場管理

第1章4節，第2章10節に準ずること。

6．地下埋設物等の防護時における関係者の立会

地下埋設物，架空工作物，鉄道施設等に近接して作業を行う場合には，各関係先に連絡し，その立会を求めること。

7．機械運転に関する留意事項

⑴　機械類のうち，杭打，杭抜機及びボーリングマシンの運転は有資格者によるものとし，その他の機械類は責任者から指示されたもの以外は運転しないこと。　安衛法61 安衛令20

⑵　玉掛作業は指定された有資格者である玉掛作業員以外にはさせないこと。　クレーン則221

⑶　機械の運転は，定められた信号，合図によって確実に行うこと。　安衛則189

⑷　機械の移動にあたって，近くに高圧電線がある場合には，各関係先と打合せのうえ，ゴムシールドを取り付ける等の防護を行うこと。　安衛則349

⑸　防護措置を施さない場合で，高圧線等の付近で作業，又は移動を行うときは，必ず監視員をおき，各関係者の立会を求めること。また，タワー等は電線から十分な離隔をとること。　安衛法61 安衛法29の2 安衛則349 安衛則634の2

電圧と離隔距離

電路の電圧（交流）	離　隔　距　離
特別高圧（7,000Ｖ以上）	２ｍ以上，但し，60,000Ｖ以上は10,000Ｖ又はその端数を増すごとに20㎝増し
高　　圧（600～7,000Ｖ）	1.2ｍ以上
低　　圧（600Ｖ以下）	1.0ｍ以上

（労働省通達 基発759号（Ｓ50. 12. 17））

8．杭穴への転落防止措置　安衛則519

杭打ち，杭抜き施工後は，杭穴への転落防止措置を確実に講じること。

9．ニューマチックケーソン基礎工事

第10章５節に準ずること。

第２節　既成杭基礎工

1．作業指揮者の配置　安衛則190

機械の据付け，組立て，移動及び解体にあたっては，必ず作業指揮者の指示に従って行うこと。

2．機械の据付

⑴　機械は，安定した場所を選び，機械の安定を図るため必要に応じて敷鉄板，敷角又は軌条等を水平に敷設した上に据付けること。　安衛則173

⑵　機械を据付けた箇所は，常に排水をよくしておくこと。

⑶　軟弱な地盤に据付けるときは，地盤の強度を確認し，必要に応じて地盤の改良を行うほか，敷板又は敷角等を使用し，滑動，転倒等の危険を排除すること。　安衛則173

3．杭等の搬入

⑴　第6章1節3.5.6.，第6章2節2.に準ずること。

⑵　長尺ものの搬出入には，進入路，置場等を選定し，危険のない取扱いをすること。

4．運転位置からの離脱の禁止　安衛則185, 186

吊り荷作業中作業を一時停止する場合は，歯止め等を確実に行い，運転席を離れないこと。

5．使用するワイヤロープ　安衛則174

⑴　巻上用ワイヤロープ及び吊り金具等には，変形，亀裂，損傷しているものは使用しないこと。

⑵　巻上用ワイヤロープには，過巻防止のため，目印その他の措置を講じること。

6．玉 掛 作 業

⑴　第4章5節7.8.に準ずること。

⑵　玉掛作業は定格荷重の範囲内で確実に行い，玉掛けがすんだらすぐ安全な場所に待避すること。

7．杭打ち作業における留意事項

⑴　杭のキャップは正規のものを使用し，建て込みに際してはハンマーに確実に台付すること。

⑵　杭材の吊り込み作業には手元クレーンを使用し，引寄せ作

業は原則として行わないこと。

ただし，手元クレーンが使用できない場合については，現場の状況を十分検討し作業を慎重に行うこと。

⑶　リーダーに登る場合には，親綱を設置し，ロリップによる安全帯を使用すること。

⑷　中掘圧入工法の施工では排土が飛散するおそれがあるため，防護ガード等を使用して飛散防止を図ること。

8．杭抜き作業における留意事項

⑴　杭抜き作業では機械の接地面積を大きくとり，必要に応じて敷鉄板，敷角等を使用し，地下埋設物を損傷しないように行うこと。

⑵　杭抜後の穴は，空隙が生じないように念入りに埋戻しをすること。

⑶　杭抜作業では，設備は引抜き初期の最大荷重に耐えるよう十分安全なものとし，作業は慎重に行うこと。

9．点　　検

⑴　部材，ワイヤロープ，及び付属装置，付属部品等は常に点検を行い，不良箇所は修理交換を施してから運転すること。

⑵　吊り込み用の器具類等は常時点検し，ひび割れ，損傷等のあるものは使用しないこと。

第3節　機械掘削基礎工

1．オールケーシング工法にあたっての留意事項

⑴　機械をけん引又はジャッキで移動させるときは，指揮者の信号又は呼笛の合図のもとに作業をすること。　安衛則189

⑵　ジャッキ，滑車等は常に整備し，ワイヤロープは規定の安全率のあるものを使用すること。　安衛則174, 175

⑶　ハンマーグラブの操作中は，掘削機に近寄らないこと。そ

の必要があるときは，ハンマーグラブがケーシング内に入って停止してからにすること。

⑷　バンドの盛り替えは，定められた作業順序によること。

⑸　ケーシング内に入るときは，あらかじめ換気をするか，又は有害ガス等を測定して危険のないことを確認すること。

2．リバースサーキュレーションドリル工法にあたっての留意事項

⑴　櫓の組立て，解体，移動の作業は，作業指揮者の直接の指揮のもとに行うこと。　安衛則190

⑵　櫓の作業台上にあるワイヤロープ類は，常に整理しておくこと。

⑶　ケーシング打込み又は引抜き中は，必要な作業員以外の者は櫓に近づけないこと。

⑷　ケーシング等の横引はしないこと。

⑸　ロッドの継ぎ足し又は撤去の作業中は，手や指をはさまれないように十分注意すること。

⑹　手元クレーンを使用して，トレミー管や鉄筋籠を投入する作業では，クレーン運転手，玉掛者及び合図者は合図方法を定め，確実な合図のもとに作業をすること。

⑺　強風時は，クレーンのブームを倒し，櫓はケーシングと連結して転倒防止を図ること。

第4節　オープンケーソン基礎工事，深礎工法，その他

1．一 般 事 項

⑴　掘削時においては土質等の変化に常に留意し，変化があった場合は適切な対策を講じること。

⑵　ガス検知機，酸素濃度測定器具その他の諸器機は，常時使　酸欠則4

用できるよう整備しておくこと。

(3)　有毒ガス等（酸素欠乏空気を含む）の発生のおそれがある潜函又は深さ20mをこえる潜函等では，送気のための設備を設けること。　安衛則377 酸欠則5

(4)　入坑前に有害ガスの有無，酸素欠乏について測定すること。測定にあたっては指定された者（酸欠危険作業については，作業主任者）が行うこと。　酸欠則3 酸欠則11

(5)　可燃性ガスが発生するおそれのある坑に入坑するときは，マッチ，ライター等は持ちこまないこと。

(6)　入坑中に有害ガス，酸素欠乏等の発生を認めたときは，直ちに坑外に退避すること。　酸欠則14

(7)　坑内の出入には，昇降設備を使用し，バケットには乗らないこと。

(8)　緊急時の信号・合図及び，退避の方法をあらかじめ定めておくこと。

(9)　機械の故障，電気関係の不備，漏電等を生じたときは，修理完了までは使用を禁止すること。

2．オープンケーソン基礎工事にあたっての留意事項

(1)　掘削は小きざみにし，無理な掘り起しをしないこと。

(2)　刃口の掘削は，作業主任者の指示に従って行うこと。

(3)　沈下の合図があったときは，所定の場所に退避させ，退避を確認してから沈下を行うこと。

3．深礎工法による基礎の施工にあたっての留意事項

(1)　コンクリート打設には，原則として，トレミー管又はシュートを使用すること。

(2)　2段切拡げの場合には，下段の作業は中止すること。やむを得ず作業を行う場合は，堅固な防護施設を設けること。

(3)　作業開始前に，開壁の状況，ライナープレートの異常の有

無を点検すること。

⑷　坑口作業員は，坑内作業員が入坑中に坑口を離れないこと。

⑸　坑内作業員は，バケットの昇降中は内壁に身を寄せ，退避すること。

⑹　昇降には梯子等の昇降設備を設け，かつ非常用梯子等を設けておくこと。梯子は，損傷，変形，腐食等がないことを確認すること。

⑺　地下水位以下を掘進するときは，排水設備等を用い，湧水対策等を確立してから作業を進めること。

第９章　コンクリート工事

第１節　一 般 事 項

１．工事内容の把握

第５章１節 1.2.に準ずること。

２．事前調査における共通事項

第１章２節に準ずること。

３．施工計画における共通事項

第１章３節に準ずること。

４．コンクリート工事における現場管理

第１章４節，第２章10節に準ずること。

５．危険箇所の周知

ケーブルクレーンによるコンクリート打設のときは，バケットの直下に立入らないこと等の注意事項を，予め作業員に十分周知させておくこと。

第２節　鉄　筋　工

１．工具類の整備

加工場は，常に材料及び工具類を整理整頓しておくこと。

２．作業開始前の点検

鉄筋加工機及び工具類は作業前に点検し，適正な工具を使用し，不良品は使用しないこと。

３．運 搬 作 業

⑴　長尺物は２人以上で持ち，無理な運搬はしないこと。また，バラものは束ねて運搬すること。

⑵　運搬中は他のものに接触しないよう前後を注意すること。

曲げた長尺鉄筋等は特に注意すること。

4．作業床の設置　安衛則518

高所で組立作業を行うときは，安全な作業床を設けること。作業床を設けることが困難なときは，必ず安全帯を使用するか防護網を設けること。

5．通路の確保

鉄筋の組立箇所では，鉄筋上に歩み板を敷く等により，安全な通路を確保すること。

第3節　型 わ く 工

1．型わく支保工の構造

(1) 型わく支保工は，コンクリート打設の方法に応じた堅固な構造のものとし，組立図に従って組立てること。なお，組立図は，部材の設計計算に基づき作成すること。　安衛則239, 240

(2) 型わく支保工は，倒壊事故を防止する措置を講じたものとすること。　安衛則242

2．材　　料　安衛則237

材料は著しい損傷，変形又は腐食があるものを使わないこと。

3．作業主任者の配置　安衛則246 安衛則247

型わく支保工の組立・解体の作業は，技能講習を修了した作業主任者の直接の指揮により行うこと。

4．悪天候時の作業中止　安衛則245

強風，大雨等の悪天候のため，作業の実施について危険が予想されるときは，作業を中止すること。

5．規格品の使用

(1) 支柱，はり又ははりの支持物の主要な部分の鋼材及びパイプサポートには，それぞれ規格品又は規定のものを使用する　安衛則238

こと。

(2)　型わく支保工については，型わくの形状，コンクリートの打設方法等に応じた堅固な構造のものとすること。　安衛則239

6．型わく支保工についての措置

(1)　支柱の沈下，滑動を防止するため，必要に応じ敷砂・敷板の使用，コンクリート基礎の打設，杭の打込み，根がらみの取付け等を行うこと。

(2)　支柱の継手は突合せ又は差込みとし，鋼材はボルト，クランプ等を用いて緊結すること。

(3)　型わくが曲面の場合には，控えの取り付け等，型わくの浮上りを防止するための措置を講じること。

(4)　支柱は大引きの中央に取り付ける等，偏心荷重がかからないようにすること。

(5)　鋼管支柱は，高さ2m以内ごとに水平つなぎを2方向に設け，堅固なものに固定すること。　安衛則242

(6)　パイプサポートは3本以上継いで用いないこと。また，パイプサポートを継いで用いるときは，4個以上のボルト又は専用の金具を用いて継ぐこと。　安衛則242

(7)　鋼管わくと鋼管わくとの間には，交差筋かいを設けること。　安衛則242

(8)　鋼管わくの最上層及び5層以内ごとの箇所において，型わく支保工の側面並びにわく面の方向及び交差筋かい方向に，5わく以内ごとの箇所に水平つなぎを設け，かつ，水平つなぎの変位を防止すること。　安衛則242

(9)　鋼管わくの最上層及び5層以内ごとの箇所において，型わく支保工のわく面の方向における両端及び5わく以内ごとの箇所に，交差筋かいの方向に布わくを設けること。　安衛則242

7．型わく組立解体作業

⑴　足場は作業に適したものを使用すること。　安衛則245

⑵　吊り上げ，吊り下げのときは，材料が落下しないように玉掛けを確実にすること。

⑶　高所から取りはずした型わくは，投げたり，落下させたりせずロープ等を使用して型わくに損傷を与えないよう降ろすこと。

⑷　型わくの釘仕舞はすみやかに行うこと。

⑸　型わくの組立て解体作業を行う区域には，関係作業員以外の者の立入りを禁止すること。

⑹　材料，工具の吊り上げ，吊り下げには吊り綱，吊り袋を使用すること。

第4節　コンクリート工

1．コンクリート混合設備

⑴　プラントの組立作業には作業主任者を定め，組立図に従って安全な作業を行い，組立完了後，試運転を行ってから使用すること。

⑵　プラント出入口には，状況に応じて誘導員を配置すること。

⑶　安全な作業通路を設け，照明は十分に行うこと。　安衛則540, 541

⑷　計量室その他には，必要に応じて換気扇を設置し，計量室では防じんマスクを使用すること。

⑸　骨材ストックパイルの内部には，立入りを禁止すること。

⑹　機械の注油，清掃等をする時は，必ず機械を止めてから行うこと。　安衛則107

2．コンクリート打設設備

⑴　ケーブルクレーンを使用するときは，操作については第6

章６節２.によるとともに，バケットからコンクリートが漏れないように，きちんと口をしめること。

⑵　バケットの下及びバンカー線内には作業員を入れないこと。　クレーン則74の2

⑶　移動式クレーン等を使用するときは，第４章５節によること。

⑷　コンクリートポンプ類を使用するときは，パイプ類は堅固に保持し，パイプ類の取付，取りはずしは丁寧に行うこと。　安衛則171の2

⑸　移動式のベルトコンベヤには，感電を防止するための感電防止用漏電遮断装置を接続すること。　安衛則333

⑹　固定式のベルトコンベヤは，しっかりした架構に固定し，ベルトに沿って通路を設けること。

⑺　作業員の身体の一部がベルトコンベヤに巻き込まれるおそれがあるとき等緊急時には，直ちに運転を停止できる装置を設けること。　安衛則151

⑻　コンクリート打設にシュートを使用するときは，コンクリートがあふれないように，コンクリートの品質，投入法，シュート形状，勾配及び連結法等を配慮してシュートを配置すること。

⑼　ブーム車はアウトリガーを確実に設置し，つつ先との合図を明確にして，転倒やホースの横振れを防止すること。　安衛則171の2

⑽　コンクリート打設の最後に水又はエアーで管内のコンクリートを送る場合には，配管先端にボール受け管の吐け口を下に向けて（飛散に安全な方向に向けて），チェーン等を用いて配管先端部を振れないように固定しておくこと。　安衛則171の2

３．コンクリート打設作業

⑴　作業前に足がかり，型わく支保工及び型わくを点検し，不備な箇所は作業前に補修しておくこと。また，異常を認めた　安衛則244

場合には，作業を中止し，適切な措置を講じること。

⑵　ホッパやシュートの勾配と接続部を点検し，適正なものとしておくこと。

⑶　作業開始，中止等の合図連絡の方法をあらかじめ定めておき，合図を確実に行うこと。　安衛則159

⑷　高所作業で墜落の危険のおそれのある場合は，安全帯の使用，手摺の設置，防護網の設置等，墜落及び落下防止の措置を講じること。　安衛則518, 519

⑸　型わく支保工等に偏圧が作用しないように，事前に，打設順序及び1日の打設高さを定め，均等に打設すること。

⑹　コンクリート等の吹出し等により作業員に危険を及ぼすおそれのある場所には，立入禁止措置を講じること。　安衛則171の2

⑺　打設中は，型わく，型わく支保工，シュート下，ホッパ下等の状態を適宜点検し，安全であることを確かめること。

⑻　コンクリートポンプ車の装置の運転は，有資格者によるものとし，責任者から指示された者以外は運転しないこと。　安衛則36

4．運転手付き機械等の使用

第4章6節2.に準ずること。

第10章　圧 気 工 事

第１節　一 般 事 項

１．工事内容の把握

第５章１節 1.2.に準ずること。

２．事前調査における共通事項

第１章２節に準ずること。

３．事前調査における留意事項

⑴　有毒ガス，地熱，酸素欠乏のおそれ等について調査を行い，その結果を記録・保存すること。

⑵　砂れき層等酸素欠乏空気発生のおそれのある地層を掘削する場合の圧気工法の圧気のかかる部分から周辺１㎞以内の範囲にある井戸，配管について，酸欠空気漏出の有無について調査すること。　酸欠則24

４．施工計画における共通事項

第１章３節に準ずること。

第２節　圧 気 作 業

１．有資格者の選任　高圧則10

圧力 0.1 MPa 以上の圧気を必要とする場合には，高圧室内作業主任者の免許を有する者を作業主任者に選任すること。

２．特別の教育　高圧則11

⑴　高圧室作業に関する特別教育を，全作業員に行うこと。

⑵　下記の業務については，その業務について特別の教育を受けた者以外は作業に従事させないこと。また，作業中はその持場を離れないこと。

① 作業室への送気を調節するための弁又はコックを操作する業務（ゲージ係）

② 高圧室に出入りする作業員に加圧又は減圧を行うための送気又は排気の調節弁又はコックを操作する業務（ロックテンダー）

3．非常事態に対する措置　安衛法25, 30

非常事態に対する対策を検討し，連絡方法，信号，合図等及び作業員の避難の方法をあらかじめ定めておくこと。

4．救護の措置

⑴ 0.1MPa以上の圧気工法による作業を行うときは，作業員の救護に関する器具等を備え付けること。　安衛則24の3 安衛令9の2

⑵ 救護に関し備え付けられた機械等の使用方法及び救急処置，安全な救護の方法等について訓練を行い，これを記録しておくこと。　安衛則24の4

⑶ 作業員の救護に関し，次の事項を定めておくこと。　安衛則24の5

① 救護に関する組織

② 救護に関し必要な機械等の点検整備に関する事項

③ 救護に関する訓練の実施に関する事項

⑷ 高圧室内において作業を行う作業員の人数及び氏名を常時確認することができる措置を講じておくこと。　安衛則24の6

⑸ 工事責任者は作業員の救護に関し技術的事項を管理するものを選任し，その者を工事現場に常駐させ，安全に関し必要な措置をとらせること。　安衛則24の7, 24の8, 24の9

5．健 康 管 理

⑴ 高圧室作業員には，定期的に特殊健康診断を行い，不適当な者には作業をさせないこと。　高圧則38, 41

⑵ 高圧室作業員の勤務表を作り，健康管理を行うこと。　高圧則15

6．高圧室内作業の管理

⑴　作業員以外の者が圧気室に入ることを禁止すること。特に入室の必要がある者については，その都度，高圧室内作業主任者が許可を与えること。　高圧則13

⑵　加圧，減圧の速度は規定のとおり行うこと。（毎分 0.08 MPa以下の速度及び減圧の場合には規定された減圧停止時間を含める。）　高圧則14, 18

⑶　高圧室の作業員には，規定された作業時間以上室内作業をさせないこと。　高圧則15

⑷　連絡方法，信号，合図等を規定し，全作業員に周知させること。　高圧則21

⑸　減圧に要する時間を高圧室内作業員に周知させること。　高圧則20

⑹　非常時の退避方法について作業員に周知させること。

⑺　再圧室は常時使用出来る状態であるか確認をすること。　高圧則44

7．作業主任者の携帯器具　高圧則26

作業主任者は携帯式の圧力計，懐中電灯，ガス測定器，非常信号用器具を携帯すること。

8．火気類の危険の周知　高圧則25の2

⑴　作業員に高圧下における可燃物の燃焼危険について周知させること。

⑵　マッチ・ライター等，発火のおそれのあるものの持込みは禁止し，その旨を表示すること。

⑶　溶接，溶断等火気又はアークを使用する作業を行わないこと。

9．高圧室の設備　高圧則2

作業室の気積は，作業員１人について，4 m^3 以上確保できるように計画すること。

10. 作業の禁止　高圧則23

⑴　送気設備の故障，出水等，他の事故により高圧室内作業員に危険又は健康障害の生ずるおそれがあるときは，高圧室内作業員を潜函，圧気シールド等の外部へ退避させること。

⑵　事故により高圧室内作業員を外部に退避させたときは，送気設備の異常の有無，潜函等の異常な沈下の有無及び傾斜の状態，部材の変形等について点検し，安全を確認した後でなければ，内部を点検する者等を潜函，圧気シールド等に入れないこと。

11. 発 破 作 業　高圧則25

作業室内において発破を行ったときは，作業室内の空気が，発破前の状態に復するまで，高圧室内作業員を入室させないこと。

第3節　仮　設　備

1．送 気 設 備

⑴　停電，故障等による送気の中断に対処し得るよう，予備のコンプレッサを用意すること。（予備のコンプレッサは他の系統の動力を使用すること。）

⑵　作業室及び気閘室への圧縮空気並びに冷却装置を通過した空気温度が異常に上昇した場合は，関係者にすみやかに知らせるための自動警報装置を設けること。　高圧則7の2

⑶　自記気圧計，送気自動調節装置を取り付け，作業室内の気圧管理を確実に行うこと。

⑷　送気管，送排気弁，空気圧縮機，空気洗浄装置等は常に点検し，不備のないよう保管管理しておくこと。　高圧則22

2．気　閘　室

⑴　気閘は，原則として人用気閘（マンロック）と材料用気閘

（マテリアルロック）を独立して設置し，常時使用できるよう点検管理を行うこと。

⑵　潜函において，気閘は，原則として水面上にあるようにシャフトの組立てを行うこと。

⑶　気閘室の床面積及び気積は，加圧又は減圧を受ける高圧室内作業者１人について，それぞれ0.3m^{2}以上及び0.6m^{3}以上とすること。　高圧則3

⑷　圧力0.1MPa以上の気圧下に使用する気閘室には，自記記録圧力計を備えること。　高圧則20の2

⑸　気閘室の床面の照明は20ルックス以上とし，気閘室内の温度が10℃以下の場合は，適当な保温用具を設けること。また，気閘室内には椅子その他の休息用具を設けること。　高圧則20

3．再　圧　室

⑴　ホスピタルロック（再圧室）を用意し，常時使用できる状態にしておくこと。　高圧則42

⑵　再圧室は，法令で定める構造規格に合致したもので，送・排気設備，外部との連絡設備，暖房設備及び消火設備などを完備したものであること。

4．換 気 設 備

⑴　有毒ガス及び酸素欠乏空気による事故を防止するため，換気は十分に行い，ガス，酸素の測定及びそれらへの対策として必要な措置を講じること。　高圧則17

⑵　作業室及び気閘室における炭酸ガスの分圧は，作業室内作業員の健康障害を防止するため，0.5ｋPaを超えないように換気その他必要な措置を講じること。　高圧則16

5．作　業　室

⑴　作業室内及びロック内には十分な照明を行うこと。

⑵　作業室，シャフト及び気閘室には，停電による異常事態の

発生に備え，避難経路が確認できる非常灯を設置すること。

⑶　作業室内において電動式の掘削・積込機械を使用する場合は，電気機器の漏電による感電の危険を防止するため，必要な措置を講じること。

⑷　作業室内において電気発破を使用する場合は，函内照明配線等からの漏洩電流による爆発がないように，適切な措置を講じること。

6．連 絡 設 備

⑴　作業室及びロックと外部との連絡設備を必ず設けること。（独立した２系統の設備とすること。）　高圧則21

⑵　信号配線は，専用回路とすること。

7．電 力 設 備

⑴　電球及び開閉器等は防爆構造のものを使用し，他の可燃物に対する着火源とならないようにすること。　高圧則25の2

⑵　停電時の対策のために，異なる２系統から受電するか又は，専用発電機を設備すること（切り替え送電にあたっては，自動的に行える設備とする。）。

⑶　引き込み用主開閉器，分岐開閉器，及び遮断器は原則として圧気されていない箇所に設けること。

⑷　電動機は，全閉形電動機を使用すること。

⑸　移動用電動器及び移動用照明器具は，必ず感電防止用漏電遮断器を接続して配線すること。

⑹　作業室内で使用する電動機器の接地は，原則として接地線を用い，函外において接地工事を行うこと。

8．消 火 設 備

圧気工事現場には，消火設備を設けること。

第４節　施工中の調査及び管理

１．沿 道 調 査

工事の進捗にともない周辺の地表面，隣接構造物等に変状をきたすことのないように，一定期間定期的に観測を行い，必要に応じて適切な対策を講じること。

２．可燃性ガスの濃度測定

安衛則382の2

可燃性ガスが発生するおそれのあるときは，爆発又は火災を防止するため，可燃性ガスの濃度を測定する者を指名し，毎日作業を開始する前に，当該可燃性ガスの濃度を測定し，その結果を記録すること。

３．圧気設備の点検

高圧則22

高圧室内作業を行うときは，設備について定められた期間ごとに点検し，作業員に危険又は健康障害の生ずるおそれがあると認められたときは，修理その他必要な措置を講じること。また，修理その他必要な措置を講じたときは，その都度，その概要を記録して，これを３年間保存すること。

４．作業環境の測定

酸欠則3

圧気作業現場には，その日の作業を開始する前に，当該作業場における空気中の酸素の濃度を測定すること。また，測定を行ったときは，その都度記録して，これを３年間保存すること。

５．酸素濃度測定

酸欠則24

酸素欠乏空気の発生するおそれのある地層，又はこれに接近する箇所において圧気工法による作業を行うときは，当該作業により酸素欠乏の空気が漏出するおそれのある井戸又は配管について，空気の漏出の有無，及びその空気中の酸素の濃度を定められた範囲で調査すること。

第５節　ニューマチックケーソン基礎工事

１．刃口据え付け

据え付け地盤は十分な支持力を有する不陸のない地盤とすること。

２．連 絡 設 備

⑴　作業室及び気閘室とケーソン外部との連絡には，必ず通話装置を含む２系統以上の連絡装置を設置すること。　高圧則21

⑵　掘下げの深さが20mを超えるときは，作業を行う箇所と外部との連絡のための電話，電鈴等の設備を設けること。　安衛則377

３．救護体制及び避難訓練

⑴　停電，事故等の場合の退避については，常に方法，順序等を訓練しておくこと。　安衛法25

⑵　潜函に入る場合，室内に人員がいないときは1人で入らないこと。

４．掘 削 設 備

⑴　掘削土砂排出用のバケットとワイヤロープとの連結器具及びワイヤロープ等は常に点検し，不備のまま使用しないこと。

⑵　バケットの反転止金具は，昇降ごとにはずれていないことを確認すること。

⑶　バケットはシャフトの中程に宙吊にして止めておかないこと。

⑷　潜函の上扉，下扉は常に点検し，開閉が円滑に行われるようにしておくこと。

５．昇 降 設 備　安衛則377

作業員が安全に昇降するための設備を設けること。

6．潜函への出入り

潜函に出入する際は，扉の上に乗らないこと。

7．荷 役 作 業

⑴　止むを得ない場合を除いて，バケットに乗って昇降しないこと。

⑵　掘削土砂の排出，資材の搬入等は相互に信号を確認してから行うこと。

8．掘 削 作 業

⑴　掘削作業は，地質図，沈下関係資料等により確認したうえで行うこと。

⑵　掘削はシャフトの中心より外側へ小刻みに掘り進み，刃口下方は50㎝以上掘り下げないこと。　高圧則25の3

⑶　減圧して潜函を沈下させる場合には，作業員を必ず外部へ退避させてから行うこと。　高圧則24

⑷　作業室内で発破を行った場合には，十分換気して清浄な空気になってから入ること。　高圧則25

⑸　昇降設備，連絡設備，送気設備が故障しているとき，潜函内部へ多量の水が浸入するおそれのあるときは，潜函などの内部で掘削の作業を行わないこと。　安衛則378

第11章　鉄道付近の工事

第１節　一 般 事 項

１．適　　用

線路に近接して列車運転に影響を及ぼすおそれのある土木工事に適用する。

なお，鉄道の線路内で土木工事を施工する場合は，鉄道事業者と十分協議のうえ，その指示に従うこと。

２．工事内容の把握

第５章１節１.２.に準ずること。

３．事前調査における共通事項

第１章２節に準ずること。

４．事前調査における留意事項

⑴　工事が列車運転によって制限される場合は，運転状況を調査すること。

⑵　工事施工箇所付近の線路と道路との関係及び鉄道の運行計画，道路の交通量等を調査すること。

第２節　鉄道事業者との協議

１．事 前 協 議

公災防（土）28

鉄道に近接して土木工事を施工する場合で，列車運転及び旅客公衆に危害を及ぼすおそれのあるときは，あらかじめ鉄道事業者と協議して，次の事項について，協議書・覚書等を取り交わすこと。

①　鉄道事業者に委託する工事と範囲の決定

②　工事施工のための，詳細な施工計画及び事故防止対策

③　工事施工の順序及び方法，並びに作業時間等に関する規制と，その規制を実施するための具体的な方法

④　工事施工に支障する鉄道施設の移設並びに防護方法に関する事項

⑤　安全確保のための有資格者の配置及び鉄道事業者の立会の範囲

⑥　列車運転等の安全並びに鉄道諸設備の保全に関し必要な事項

⑦　列車運転及び旅客公衆の安全並びに危険があると認めた場合等の緊急措置の方法

⑧　保安及び保全に関する安全教育の内容

2．変更時の再協議

公災防（土）30

事前協議により決定された事項に変更の必要が生じた場合，並びに疑義が生じた場合等は，鉄道事業者と再協議すること。

第3節　近 接 作 業

1．施工計画における共通事項

第1章3節に準ずること。

2．鉄道付近の工事における留意事項

列車運転に支障を及ぼすおそれのある工事では，作業時間，作業場所，作業人員，使用機械，使用資材等を十分検討のうえ，施工計画書を作成し，本章第1節に述べた鉄道事業者との事前協議を行うこと。

3．保安体制の確立及び安全設備

安衛法14, 19の2, 20, 59, 61

事前協議によって定められた保安体制の確立及び有資格者の配置並びに安全設備（線路立入禁止柵，架空線防護工，落下物防護工等）等の設置を行った後，工事に着手すること。

4．保 安 教 育　安衛法20, 29, 30 安衛則638

鉄道付近の土木工事従事者には，鉄道に関する建築限界，架空線，地下埋設物，列車運転状況，緊急時の措置等について，必要に応じて事前に適切な指導教育を行うこと。

5．作業責任者　安衛法14

それぞれの作業毎の作業責任者を定め，その指揮のもとに作業を行うこと。

6．毎日の作業内容打合せ

⑴　毎日の作業内容について，保安打合せ票等を作成し，鉄道事業者の立会者と事前の打合せを行うこと。

⑵　打合せ票に決められた事項は，毎日作業開始前に作業員全員に周知徹底し，決められた事項を厳守すること。

7．列車見張員

列車見張りを必要とする作業には，作業開始前に鉄道事業者の指定する資格を有する列車見張員を配置するとともに，所定の保安設備を設置すること。

8．鉄道建築限界の明示

必要な箇所には標識ロープ，表示杭等により鉄道建築限界を明示すること。

9．地下埋設物，架空線の取り扱い

⑴　地下埋設物については，確認のうえ注意標等を設け，施工により損傷のおそれがある場合は鉄道事業者等の責任者の立会のうえ施工を行うこと。

⑵　架空線に接触のおそれがある工事の施工にあたっては，架空線の防護工を設置し，架空線と機械，工具，材料等は，安全な離隔を確保すること。　安衛則342, 345, 347

10. 工事用重機械等の運転資格と管理　安衛法61 安衛令20

工事用重機械及び工事用自動車は所定の資格を有する者に運

転操縦及び誘導をさせ，事故防止上適切な管理を行うこと。

11. 列車通過時の一時施工中止

列車の振動，風圧等によって不安定な状態となるおそれがある工事又は乗務員に不安を与えるおそれのある工事は，列車の接近時から通過するまで一時施工を中止すること。

12. 既設構造物への影響調査と報告

既設建造物，施設等に影響を与えるおそれのある工事の施工にあたっては，鉄道事業者の責任者の指示により異常の有無を検測し，報告すること。

13. 線路内への立入り

⑴　線路内には，みだりに立入らないこと。

⑵　鉄道事業者の責任者の承認を得て，やむを得ず線路横断をするときは，指差称呼して列車等の往来を確認し，線路に対し直角に横断すること。

14. 軌道回路の短絡防止

自動信号区間におけるレール付近では，電導体（鉄筋，コンベックス等）が左右レールに接触することにより発生する軌道回路の短絡事故（片側のレールに触れるだけで電位差による短絡もある）に留意すること。

15. 緊急時の対応

⑴　万一事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合は直ちに列車防護の手配をとるとともに速やかに関係箇所に連絡し，その指示を受けること。　安衛法25

⑵　緊急連絡表は見やすい場所に掲示しておくこと。

第４節　各 種 作 業

１．仮 設 工 等

⑴　線路に近接して現場事務所，休憩所，材料倉庫等の仮設置　安衛法31

を行う場合は堅固で安全なものとし，建築限界を侵さないこと。特に暴風雨，天災のおそれのある場合には厳重に点検し，不良箇所等は改修又は補強をすること。また，仮置等にあたっては，シート等が飛散しないよう留意すること。

⑵　線路に近接した足場の組み立て解体は，作業方法，作業量を定め列車運転状況を確認し，安全な列車間合いに行うか，又は線路閉鎖工事で行うこと。

⑶　足場，控えづな，切梁等を取り付ける場合は，レール・まくら木，橋けた，電柱等の鉄道施設物を利用しないこと。

⑷　架空線等に接近して仮設作業をする場合は，架空線と取扱材料の必要な離隔を確保するための措置を講じること。　安衛則342, 345, 347, 349

⑸　乗降場等に接近して設置する仮設通路等の仮設物は，特に旅客公衆等の安全確保のための措置を講じること。

⑹　線路，道路等に物が落下するおそれがある場合は，落下防護網等を設け，落下物による事故防止を図ること。　安衛則537　公防災（土）101

2．杭打ち工

⑴　地下埋設物に接近して杭を打ち込む場合は関係者の立会で作業を行うこと。　安衛則194

⑵　杭の打ち込みにより，レールに変状を起こさないよう措置を講じること。

3．掘　　削

⑴　掘削作業に先立ち地下埋設物の有無について鉄道事業者と打合わせ，地下埋設物は，試掘等により確認を行うこと。また地下埋設物の付近は人力により慎重に作業を行うこと。　安衛則355, 363　公防災（土）36

⑵　掘削箇所に接近して鉄道施設物等がある場合は，十分な防護措置を施すこと。　安衛則362　公災防（土）39

⑶　掘削に伴って発生する周辺の地盤沈下の測定を行うこと。特にレール及びその周辺地盤の沈下の測定は所定の頻度で行　安衛則358

い，鉄道事業者に報告すること。また，特に地下水位が高い砂層又は軟弱地盤を掘削する場合は，ボイリング，ヒービング等の発生に注意する他，周辺地盤の沈下防止に努めること。

(4)　工事用重機械を使用して掘削する場合は，線路方向へ旋回しないこと。また，地下埋設物の付近では重機械を使用しないこと。　安衛則363

4．切土，盛土工事

(1)　線路に接近して切土又は盛土工事を行う場合は，土砂崩壊，落石等により列車又は鉄道施設等に危害のないよう適切な線路防護工を設置すること。　安衛則362

(2)　切土又は盛土土砂が多量な場合は，一回あたりの掘削量は，運搬能力に応じた量とし，発生土は線路側に置かないようにして建築限界を侵さないこと。

(3)　降雨によるのり面等からの流失土砂等が線路内に流入しないよう措置を講じること。

5．型わく工，鉄筋工，コンクリート工

(1)　線路付近の作業にあたっては，工具，材料，仮設材等が，鉄道建築限界を侵さないこと。必要に応じて線路防護工を設置すること。

(2)　型わく材等は，仮置，組立，解体中に突風等で線路内に飛散しないように厳重な管理をすること。

(3)　架空線に近接した作業にあっては，架空線と安全な離隔を確保すること。所定の離隔を侵すおそれのある場合は，架空線の防護工を設置すること。　安衛則342, 345, 347

(4)　コンクリートポンプ車のブーム及びホースが旋回時の振れ等により，架空線に触れたり，建築限界を侵さないこと。　安衛則171の2

第12章　土石流の到達するおそれのある現場での工事

第１節　一 般 事 項

１．適　　用

本章は，土石流の到達するおそれのある現場での工事に適用する。

２．工事内容の把握

⑴　第５章１節１.２.に準ずること。

⑵　土石流が発生した場合には，現場で作業中の作業員に被害を与える危険性があることから，作業員の安全確保が図られるよう配慮する必要がある。このことを十分認識して工事内容を把握すること。

３．事前調査における共通事項

⑴　第１章２節に準ずること。

４．事前調査における留意事項

安衛則575の9
調査及び記録

工事を安全に実施するため，次の事項について必要な調査を行い，その結果を記録しておくこと。

⑴　工事対象渓流並びに周辺流域について，気象特性や地形特性，土砂災害危険箇所の分布，過去に発生した土砂災害発生状況等，流域状況を調査すること。

⑵　災害が発生した後の現場のうち，再び災害が発生する危険性のある現場では，特に十分な調査を実施すること。

５．施工計画における共通事項

⑴　第１章３節に準ずること。

6．施工計画における留意事項

⑴　事前調査事項に基づき，土石流発生の可能性について検討すること。その結果に基づき上流の監視方法，情報伝達方法，避難路，避難場所を定めておくこと。

安衛則575の10 土石流による労働災害防止に関する規定

⑵　降雨，融雪，地震があった場合の警戒・避難のための基準を定めておくこと。

　このため，必要な気象資料等の把握の方法を定めておくこと。

⑶　土石流の前兆現象を把握した場合の対応について検討しておくこと。

⑷　安全教育については，避難訓練を含めたものとすること。

⑸　同一渓流内で複数の発注機関により発注された工事関係者が同時に工事を実施する場合工事関係者間の十分な連携が図れるよう，連絡協議会等の体制を整えておくこと。

安衛則642の2の2

7．現 場 管 理

⑴　土石流が発生した場合にすみやかにこれを知らせるための警報設備を設け，常に有効に機能するよう点検，整備を行うこと。

安衛則575の14 警報用の設備

⑵　避難方法を検討のうえ，避難場所・避難経路等の確保を図るとともに，常に有効に機能するよう点検，整備を行うこと。避難経路に支障がある場合には登り桟橋，はしご等の施設を設けること。

安衛則575の15 避難用の設備

⑶「土石流の到達するおそれのある工事現場」での工事であること並びに警報設備，避難経路等について，その設置場所，目的，使用方法を工事関係者に周知すること。

安衛則575の14，15　警報設備，避難設備（周知）

⑷　現場の時間雨量を把握するとともに，必要な情報の収集体制・その伝達方法を確立しておくこと。なお，積雪期においては，積雪状況，気温等も合わせて把握すること。

安衛則575の11 把握及び記録

⑸　警戒の基準雨量に達した場合は，必要に応じて，上流の監視を行い，工事現場に土石流が到達する前に避難できるよう，連絡及び避難体制を確認し工事関係者へ周知すること。

⑹　融雪又は土石流の前兆現象を把握した場合は，気象条件等に応じて，上流の監視，作業中止，避難等，必要な措置をとること。

⑺　避難の基準雨量に達した場合又は，地震があったことによって土石流の発生のおそれのある場合には，直ちに作業を中止し作業員を避難場所に避難させるとともに，作業の中止命令を解除するまで，土石流到達危険範囲内に立入らないよう作業員に周知すること。

安衛則575の12
降雨時の措置
安衛則575の13
退避

⑻　作業の中止命令を解除した後の工事再開に当たっては，工事中の安全に支障となるような流域状況の変化がないか確認し，必要に応じて監視方法の見直し等を行うこと。

⑼　工事の進捗に応じて，工事範囲，施工方法等変化することを確認し，連絡体制，避難体制等の見直しを行うこと。

⑽　工事現場に係る情報（降雨量，写真，流水の濁りや流量の状況）を時系列に整理・保存しておくこと。

安衛則575の9
調査及び記録

⑾　土石流に関する教育や講習会，避難訓練等を実施すること。なお，避難訓練は工事開始後遅滞なく１回，その後６ヶ月以内ごとに１回行い，その結果を記録したものを３年間保存すること。

安衛則575の16
避難の訓練

第13章　道 路 工 事

第１節　一 般 事 項

１．適　　用

本章は主に，現道上で行う舗装工事，道路維持修繕工事に適用する。

２．工事内容の把握

第５章１節1.2.に準ずること。

３．事前調査における共通事項

第１章２節に準ずること。

４．事前調査における留意事項

作業の安全及び公衆災害防止を確保するため，以下の事項について調査すること。

① 交通（交通量，通学路，バス路線，地下鉄，地下街への出入口，迂回路等）への影響

② 環境（騒音，振動，煙，ごみほこり，学校・病院・商店・住宅に与える影響等）への影響

③ 搬入道路（幅員，路面の強度，舗装の有無，交通量，交通規制等）

④ 資機材の置場（外部及び現場よりの搬入出路の交通量，置場の管理等）

５．施 工 計 画

第１章３節，第６章１節4.5.に準ずること。

６．道路工事における現場管理

⑴ 第１章４節，第２章10節に準ずること。

⑵ 道路工事は一般の交通流と対面して工事が行われることが

多いので，その際の作業箇所には必ず交通誘導員，保安要員を配置し，現場内の安全を図るとともに，車両の誘導並びに事故防止にあたること。

⑶　誘導員の配置にあたっては，歩行者及び通行車両に対する安全確保に十分配慮すること。

⑷　工事施工前に工事案内標識を設置し，一般通行車両及び歩行者に対して広報を十分に行うこと。

国道利第37号
国道国防第205号
（H18.3.31）
道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について

7．協議及び許可

施工にあたっては，道路管理者，警察，関係機関等との十分な協議，打合せを行い，必要に応じて，許可を受けたうえで安全に配慮し行うこと。

第２節　交通保安施設

1．道路標識等

公災防（土）17
「道路工事保安施設設置基準（案）」
（H18.3.31　道路局路政課　国道・防災課）

⑴　工事による交通の危険及び渋滞の防止，歩行者の安全等を図るため，事前に道路状況を把握し，交通の処理方法について検討すること

⑵　道路管理者及び所轄警察署長との協議書又は道路使用許可書に基づき，必要な道路標識，標示板等を設置すること。

2．保　安　灯

国道利第37号、
国道国防第205号
（H18. 3. 31）
公災防（土）18

⑴　夜間施工の場合は道路上又は道路に接する部分に設置した柵等に沿って，高さ１ｍ程度のもので夜間150ｍ前方から視認できる光度を有する保安灯を設置すること。

⑵　保安灯の設置間隔は，交通流に対面する部分では２ｍ程度，その他の道路に面する部分では４ｍ以下とし，囲いの角の部分については特に留意して設置すること。

3．交通量の特に多い道路での保安施設

道発第558
（S37. 12. 27）
公災防（土）19

⑴　現場の交通流に対面する場所に工事中を示す標識板を設置

すること。

⑵　夜間においては，必要に応じて200m前方から視認できる光度を有する回転式か点滅式の黄色又は赤色注意灯を標識板の近くに設置すること。　道発第558（S37. 12. 27）公災防（土）19

⑶　工事予告板は50mから500mの間の路側又は中央帯の視認しやすい箇所に設置すること。また，交通規制の方法及び周辺の通路状況等に応じて，更に手前から工事予告板を設置することについても考慮すること。　公災防（土）19 国道利第37号 国道国防第205号（H18. 3. 31）

4．現場付近における交通の誘導　道発第372（S37. 8. 30）公災防（土）20

⑴　現場への出入口，規制区間の主要箇所には，必要に応じた交通誘導員を配置し，道路標識，保安灯，カラーコーン又は矢印板を設置する等，常に交通の流れを阻害しないように努めること。

⑵　交通誘導員は，進入車両が余裕をもって方向変換できる位置から視認可能な場所で，保安施設内において誘導すること。

5．迂　回　路　国道利第37号 国道国防第205号（H18. 3. 31）公災防（土）21

一般の交通を迂回させる場合は，所轄の警察署長の指示に従い案内標示板等を設置すること。

6．工事責任者の巡回　安衛則637

工事責任者は常時，現場を巡回し，安全上の不良箇所を発見したときは，直ちに改善すること。

第3節　道 路 舗 装

1．作業区域内の区分

作業区域内には関係者以外が立ち入らないように固定柵かこれに類するものを設置すること。また，立入禁止の標示板等を設置すること。

2．監視員または誘導員の配置

安衛則151の6
安衛則157

作業員の働いている付近，土石の落下・崩壊のおそれのある場所，見通しのきかない場所及び一般交通用道路と交差する箇所，崖縁等で機械を運転するときは，監視員または誘導員を配置すること。

3．作業時の服装等

工事関係者は，保安帽，作業衣，作業靴を着用し，特に夜間の場合は反射する安全チョッキを着用すること。

4．機械作業における留意事項

第４章１節，第４章２節に準ずること。

5．作業員の励行事項

⑴　作業手順に基づく作業を行うこと。

⑵　常に機械の動きに注意すること。

第４節　維持修繕工事

1．保安施設等の設置及び管理

⑴　作業箇所では，道路条件に応じて，適切に各種標識，バリケード等の設置，又は工事標識車等を配置したうえで行うこと。

⑵　作業箇所には，交通誘導員を配置すること。

⑶　交互交通及び車線規制をする場合には，作業箇所の前後及び要所に同様の対策をとること。

⑷　夜間工事の場合は照明器具の点検を行い，十分な明るさの照明を行うこと。

⑸　歩道に沿って作業を行う場合は，歩行者の安全を確保するため，歩車道の境界にバリケード等で作業区分帯を明確にすること。

⑹　保安員は使用車両に救急箱を備付け，応急処置を行えるよ

うにするとともに，緊急の場合の連絡方法等をあらかじめ決定しておくこと。

⑺　保安施設及び標識類の設置位置，設置方法は，交通の妨げとならないようにすること。

⑻　塵埃，排ガス等の汚れを除去し標識類等の視認性を確保すること。

2．舗装，オーバーレイ，目地シール工事等

⑴　作業用機械の運行は誘導員の指示のもとに行い，一般作業員との接触事故の防止を図ること。

⑵　交通誘導員の服装は特に目立つもの（反射するもの）とし，吹笛を用い，夜間は赤色の大型懐中電灯の他に必要に応じトランシーバーを用いる等により適切な誘導ができるようにすること。

⑶　車道部における保安施設の設置及び撤去作業は，特に危険が伴うので，交通誘導員との協同作業にて行うこと。

⑷　工事途中に生じる路面の段差は緩やかにすりつけ，「段差あり」の標識を設置すること。

⑸　打換等により，区画線が消滅した場合は，交通開放前に仮区画線を設置すること。

⑹　現場内並びに周辺は常に清掃，整理に努め，資機材，土砂等を散乱させないようにすること。

⑺　作業待機車は，工事標識，交通誘導員の見通しを妨げない位置とすること。

3．歩 道 工 事

⑴　歩行者通路には堅固なバリケード，ガードフェンス等を設置すること。また，標示及び作業区域を明確に行うこと。

⑵　作業箇所前後の保安灯は，特に注意して設置すること。（夜間工事）

4．区画線の設置等の作業

⑴　交通誘導員を配置するとともに，ラインマーカー等の作業は先導車と作業車の間に入れて行うこと。

⑵　設置完了後は塗料が乾燥するまでカラーコーンで囲い，車両のスリップ事故を防止すること。

⑶　作業員の服装は，特に目立つものとすること。

5．清掃，除草等の作業

⑴　ロードスイーパー，散水車等の清掃機械には，それらの作業を明示する標識を設け，通行車両が作業を予知できるようにすること。

⑵　作業箇所はカラーコーンで必ず標示すること。

⑶　清掃機械作業の場合には，駐車車両等の作業の障害となる物に注意すること。

⑷　草刈，盛土の際の路肩作業にあたっては，車両通過の際の飛石等を防止するため，路面の落石等を除去するなどの対策を講じること。

⑸　急斜面でののり面作業は，転落防止のため命綱を使用すること。

⑹　除草作業に機械を使用するときは，作業員及び道路上の飛石を防止するため，刈りこみ前に異物を除去し，機械にも飛石防止の防護板等を設置すること。

第５節　道 路 除 雪

1．除雪計画と準備

⑴　スノーポール，除雪案内標識，構造物障害標示板を適切に設置し，除雪作業の障害防止に努めること。なお，障害物の撤去等の協力を市民に呼びかけて作業の安全を確保すること。

⑵　雪崩，落石の危険のある地域の除雪については，作業前の現場調査により，現地標示を行い，その対策をたて，事故防止に努めること。

⑶　除雪作業運転員は準備期間中担当区間の道路状況，地形，危険物の位置等を熟知出来るように，車両による試走を十分行うこと。

⑷　排雪作業では，道路条件，交通量等により，交通制限の必要を生ずるため，道路管理者と関係機関の協議に基づき，交通誘導員を配置して，安全な運行を確保すること。

⑸　除雪機械には作業を明示する標識を設け，通行車両が作業を予知出来るようにすること。

⑹　除雪作業員の服装は，視認性を考慮して明るい色彩のものとし，夜間作業の場合には，一部に反射テープを貼りつける等の安全対策をとること。作業靴はスリップ防止に役立つ形式のものとすること。

⑺　除雪作業は，長時間作業や夜間作業等の不時出勤があるので，宿泊及び休養の施設を準備し，健康管理を行うこと。また，過労作業にならないように適切な交替要員を配置すること。

2．除 雪 作 業

⑴　2台以上の除雪機械が並行して作業を行う場合には，十分機械間の連絡をとり，危険の防止に努めること。

⑵　夜間作業中に降雪等により視界が悪く作業が困難な場合には，単独作業を避け，低速除雪等に切りかえ，作業の安全を図ること。

⑶　投雪は雪崩等を誘発させないよう，安全な地点を選んで行うこと。特に斜面への投雪は，気温の高い時期には十分な注意をすること。

⑷　道路条件に応じた適切な交通整理対策をたて，通過車両等の安全を図ること。

⑸　投雪の方向は民家，電線等をさけ，絶えず安全な投雪場所を選びながら作業を行うこと。反対走行車線を越えて投雪する場合には，雪塊飛散による一般車両への損傷や風向きによっては，視界障害を起こすこともあるので，一時的な通行止めをして作業をすること。

⑹　サイドウイングによる段切作業は，構造物に注意し，横すべり等による事故を防止すること。また，その際には，歩行者にも十分注意すること。

第14章　橋梁工事（架設工事）

第１節　一 般 事 項

１．適　　用

本章は主に，橋梁上部工架設工事に適用する。橋梁下部工工事，床版工，舗装工等は，共通工事編，各種工事編の関連章を参照のこと。

２．工事内容の把握

第５章１節 1.2.に準ずること。

３．事前調査における留意事項

⑴　第１章２節に準ずること。

⑵　工事中に予想される気象，海象条件の他に，交通状態，環境などの現地状況をくわしく調査すること。

⑶　供用中の道路上空において，架設作業等を行う場合は，その交通対策について事前に十分調査すること。

⑷　河川部，海上部，海岸部，湖沼部等においては，水深，流速，潮位などの事前調査を十分行うこと。

⑸　ベントの基礎，鉄塔の基礎，アンカー設置場所は十分な地耐力があるかどうか，事前に調査しておくこと。

４．施工計画における留意事項

⑴　第１章３節に準ずること。

⑵　架設に用いる仮設備及び架設用機材については，工事中の安全を確保できるだけの規模と強度を有することを確かめること。

⑶　作業中における橋桁等の安定性の確認等を行い，綿密な作業の計画を立てること。

⑷　作業にあたっては，当該工法に適した使用機材を選定すること。

⑸　使用中の道路上空における橋桁の降下作業等を行う場合の交通対策については，道路管理者及び所轄警察署長の指示又は協議により必要な措置を講じること。

⑹　設計時に考慮した施工法，施工順序と異なる方法，順序による場合は，あらためて架設時の応力と変形を検討し，架設中の構造物の安全を確かめること。

5．橋梁工事における現場管理

第１章４節，第２章10節に準ずること。

第２節　鋼橋架設設備

1．新規開発架設機材の使用

新しく開発・改良した架設機材を使用するときは，事前にその安全性と作業性を確認すること。

2．クレーン等重量物取扱い機械

⑴　クレーン等重量物取扱い機械は，常に保守点検に努めること。

⑵　クレーン等重量物取扱い機械には能力などを表示し，作業員全員に周知徹底させること。　クレーン則24の2

3．機械工具，ロープ類の安全率

機械・工具・ロープ類・ベント材・サンドル材などは，正常なものでかつ荷重に対し適切な安全率を有するものとすること。

4．ケーブルクレーン及びケーブルエレクション用鉄塔の設置

⑴　材料・構造は，荷重に対して，適当な安全率を有するものとすること。　クレーン則17

⑵　堅固な基礎上に建て，滑り又は沈下を防ぐこと。

(3)　控索は原則として水平面との角度を60°以内とすること。

5．アンカーの設置

(1)　施工計画に基づき，十分な耐力を有するアンカーを設置すること。

(2)　ロックアンカーを採用するときは，引抜耐力試験により，必要な耐力を確認すること。

6．ケーブルクレーンのサグ

トラックケーブルは所定のサグになるように張渡すこと。また，橋部材の取付け時，荷を吊った状態で横引きする作業が生じる場合は，横荷重に対するトラックケーブルの安全率をチェックすること。

7．ケーブルクレーンに使用するワイヤロープ

(1)　トラックケーブルまたはブーム起伏用索には継いだものは使用しないこと。

(2)　走行索・巻上索には原則として継いだものは使用しないこと。ただし，やむを得ず使用するときは，現地搬入前に十分な管理を行い，本差ししたものを使用すること。

8．設備，部材置場の配置と保守

(1)　部材置場は計画に基づいて材料を区分し搬出・搬入等に便利なように配置し，その保守に努めること。

(2)　動力・照明・通信などの設備は計画に基づいて設け，常にその保守に努めること。　安衛則604, 605

9．消火器等の整備　安衛則289

機械設備・火気取扱い場所等には消火器などの消火設備を備えておくこと。

なお，消化設備は，予想される火災等の性状に適応するものとすること。

10. 危険物の保管　安衛則641

ガソリン・重油・油脂・塗料・合成樹脂など引火性のものは，種別毎に定められた数量のものを作業上安全な位置に格納しておくこと。

第３節　鋼橋架設作業

１．架 設 作 業　安衛則517の6, 517の7

各作業は施工計画に基づいて実施し，計画が変更となる場合は，変更施工計画を作成した後にそれに基づいて作業を行うこと。

２．指揮・命令系統等の明確化　安衛則517の8 安衛則517の9

⑴　各作業に対しては，指揮・命令系統・作業手順・作業者の役割及び人員配置を明確にすること。

⑵　近接した場所において他の作業が行われる場合には，各作業間で連絡・調整を十分に行い，作業をすること。

３．架設機械の設置・点検

⑴　クレーン・移動式クレーン・送り出し装置などの架設機械は，施工計画に基づき設置すること。

⑵　ベント・ケーブルクレーン設備・送り出し設備などの架設設備は，載荷前に異常の有無を点検すること。

４．クレーン作業

⑴　移動式クレーンの機体は，水平に設置すること。アウトリガーを設置する箇所の地盤を点検するとともに，必要に応じて鉄板を敷くなど，地盤沈下を防止する措置を講じること。　クレーン則70の3

⑵　クレーン作業において，橋部材などの巻き上げ・巻きおろし中は，吊り荷の下に作業員を立入らせないこと。

⑶　ケーブルクレーン作業においては，巻上，横引用ワイヤロープの内角側に入らないこと。　クレーン則28

5．橋部材の仮置き

橋部材は指定された場所に，組立作業順序を考慮して，堅固な敷木上に正しく置くこと。

6．地組立作業

⑴　地組立は整理された場所で行い，堅固な支持材を設けて部材の横転を防ぐこと。

⑵　地組中の組立部材が不安定な場合は，転倒防止用設備を設けること。

7．橋部材の組立作業

⑴　橋部材は地切りした状態で，玉掛けロープ・天秤・アウトリガー位置などに異常のないことを確認した後に作業を進めること。

⑵　地組みされた橋部材のブロックを吊るときは，あらかじめ定められた吊点を吊ること。

⑶　重量物及び長尺物を吊り上げる時は，介錯ロープを用いること。

⑷　箱桁等幅のある橋部材を吊り上げる場合は，予めクレーンのブームが橋部材に接触するおそれがないか十分チェックするとともに，作業中においても十分注意すること。

⑸　桁を吊り上げた状態で，ブロックの取付状態及びワイヤロープの力の方向が正常であるか否か等を確認してから作業を進めること。

⑹　仮締めボルト及びドリフトピンは，空孔のボルトが締め終わるまで抜かないこと。

⑺　曲線桁または重心の高い橋桁を取扱う場合には，横転を防ぐための転倒防止措置を講じること。

⑻　桁の横取り作業やジャッキによる降下作業を行うときは，控えのワイヤロープを設置する等，桁の転倒等を防止する措

置を講じること。

8．箱桁・鋼橋脚等の内部の換気

有機則5, 9
粉じん則27

箱桁・鋼橋脚等の内部で溶接・塗装等の作業を行うときは，十分な換気を行い，かつ作業員に呼吸用保護具を使用させること。

9．上下作業の回避

トラス・アーチ桁等の架設においては，できる限り上下同時作業がないように工程を調整すること。

10. 受架台の設置

⑴　受架台は各架設段階において，受架台に作用する鉛直荷重，架設時の転倒に対する安全を検討するのに必要な水平荷重，各支点間の相対変位によって生ずる不均等荷重等の荷重に対して必要な耐力を有する部材を使用すること。

⑵　受架台にサンドル材を使用する場合は，井げた状に組んで使用し，相互にボルトで固定すること。

11. ジャッキの設置及び降下作業

⑴　ジャッキは，各架設段階においてジャッキに作用する鉛直荷重，水平荷重，不均等荷重等の荷重に対して必要な能力（容量・タイプ）を有するものを使用すること。また，ジャッキ架台（サンドル）の設置については，前項受架台の設置に準ずるものとする。桁のジャッキ取付位置については，あらかじめ架設時の応力度を算定し，安全を確認すること。

⑵　単純桁の設置でジャッキは，橋部材に局部座屈が生じないよう，適切な位置に据付けること。

⑶　ジャッキを使用するときは，けた両端を同時におろさないこと。

⑷　多橋脚上で橋げたの降下作業を行うときは，一橋脚ごとにジャッキ操作を行い，他の橋脚は，受架台で支持した状態に

しておくこと。

(5)　一橋脚上で複数のジャッキを用いて降下作業を行うときは，降下速度を同一にすること。

12. 軌条梁の据付け

軌条梁は，通り・高さ・軌条梁間の平行度等に注意して，正確に据付けること。

13. 橋桁の移動作業

(1)　橋桁を台車等により水平方向に移動させる場合は，おしみワイヤ等の逸走防止装置を設置すること。　安衛則204

(2)　橋桁を移動させるときは，移動量・移動速度・方向性を確認しながら作業すること。

(3)　部材運搬台車を止めておくときは，台車を固定しておくこと。

14. 仮締め状態時の載荷制限

(1)　張出し架設の場合，仮締め状態のままで架設機械等の重量物を載荷しないこと。

(2)　仮締め状態で長期間放置しないこと。

15. 橋桁上のクレーン設置

既に架設した橋桁上に移動式クレーン等を設置するときは，クレーン重量・据付け位置及びその使用状態を確認すること。

16. 河川内に設置した仮設物の防護

河川内にベント・作業構台・昇降設備等の仮設物を設置する場合は，異常出水・船舶航行等に備えて，仮設物の防護を行うこと。

17. 係 留 設 備

作業船又は台船などの係留設備には，十分安全なものを用いること。

18. 水上作業中の監視

⑴　航行船舶に対する監視を行うこと。

⑵　水深・流速・潮の干満及び作業船・台船の吃水を監視すること。

第４節　PC橋架設設備

１．工具類の整備点検

作業に使用する各種ジャッキ・ジャッキ受ブラケット・同ボルト・チェーンブロック・レバーブロック・ワイヤーロープなど，作業上必要な工具類は点検整備しておくこと。

２．ジャッキ，ジャッキ受けブラケット，ボルト

⑴　ジャッキ受けブラケット及びボルトは，その耐力を検討しておくこと。また，ボルトが橋桁に埋め込まれる形式にあっては，コンクリートとの付着も検討すること。

⑵　ジャッキ受けブラケットの取付位置の決定にあたっては，桁の重心を考慮すること。

⑶　ジャッキは，荷重に対して十分な容量を有すること。

⑷　ジャッキ据付箇所は，荷重に対して十分な耐力を有すること。

３．横取り設備

⑴　横取り設備は十分な耐力を有すること。

⑵　けん引力，制動方法を検討し，レバーブロック，ジャッキ等，適切な駆動装置を選定すること。

⑶　据付箇所は荷重に対して十分な耐力を有すること。

⑷　使用機材の仮固定時についても安定性を確保できる固定方法を検討すること。

４．重量トロリー

⑴　重量トロリーは積載荷重に対して十分な耐力を有するこ

と。

⑵　けん引力，制動方法等を検討し，適切なウィンチ等の駆動装置を選定すること。

⑶　自走重量トロリーは，適切な制動能力を有すること。

⑷　レールには逸走防止の措置を講じること。　安衛則204

第５節　PC橋架設作業

１．軌条の据え付け

⑴　レールゲージは，適切なものを選定し，レールを支持するまくら木等は所定の間隔に配置すること。　安衛則197, 200

⑵　軌道は，通り・高さ・軌条間の平行度等に注意して正確に据付けること。　安衛則197, 198, 199

⑶　レールの連結部は，段差が生じないように据付けること。

２．PC桁の仮置き及び運搬

⑴　PC桁は指定された場所に，架設順序に従って，堅固な敷木上に正しく仮置きすること。

⑵　特に重心の高いPC桁などの取扱いでは，転倒防止の措置を講じること。

⑶　現道を運搬路に使用する場合には，道路事情・交通法規上の制約について検討すること。

３．PC桁の転倒防止

PC桁の架設においては，特にT桁については仮置中，横締又は連結するまでの間は，転倒防止の措置を講じること。

４．クレーン等の設置時のチェック

移動式クレーンを既設げた上に設置して使用する場合は，アウトリガー反力による桁の応力などの照査を行うこと。

５．架設桁設備等の送り出し作業

⑴　送り出し作業時には，関係者全員に送り出し量・送り出し

速度・作業手順・作業予定時間等を周知徹底させること。

⑵　台車・ローラー・送り出し装置が正常かどうかを予め確認すること。

⑶　おしみワイヤロープ・ストッパー等の逸走防止装置の確認をした後に，送り出し作業を開始すること。

⑷　ワイヤロープなどの盛替え時及び休止時には，送り出し装置を固定すること。

6．横取り作業

⑴　横取り作業は，機械，設備を設置する支持力や地盤の良否を確認し，必要に応じて適切な措置を講じたうえで行うこと。

⑵　横取り作業にあたっては，十分な転倒防止措置を講じること。

⑶　横取り作業中は，おしみワイヤ等の逸走防止措置を講じること。

⑷　横取り作業中は，両桁端の移動量・移動速度・方向性を確認しながら作業すること。

7．ジャッキによるこう上・降下作業

⑴　橋桁の両端を同時にこう上・降下させないこと。

⑵　PC桁のこう上・降下中は，桁下面に密着して追パッキンをすること。

第15章　山岳トンネル工事

第１節　一 般 事 項

１．適　　用

本章は，トンネル工事のうち，ＮＡＴＭ工法によるトンネル工事及び在来工法によるトンネル工事に適用する。

２．工事内容の把握

第５章１節1.2.に準ずること。

３．事前調査における共通事項

第１章２節に準ずること。

４．事前調査における留意事項

安衛則379

⑴　山岳トンネル工事を行うにあたって，落盤，異常出水，ガス爆発等による危険等を防止するため，地山の形状，地質，地層の状態をボーリング等，適切な方法により事前調査し，その結果を整理，記録しておくこと。

⑵　施工の安全に重大な影響を及ぼす地山条件が予測される場合は，接近した地点から調査ボーリング等を行って状態を確認すること

⑶　可燃性ガスに関する事項については，本章第７節に準ずること。

５．施 工 計 画

⑴　第１章３節に準ずること。

⑵　有毒ガス，可燃性ガス，地熱，酸素欠乏，防火等の対策及び緊急時対策等を含めた防災計画を定め，遵守事項は安全教育等により全作業員に周知を図ること。

⑶　粉じんに関する事項については，本章第４節に準ずること。

⑷　他工区との緊密な協力体制を必要とする場合には，関係者による協議組織等を設置し，相互の連絡調整を図ること。

6．資格者の選任

⑴　トンネルの掘削，覆工，酸素欠乏危険場所での作業，有機溶剤等の作業では，それぞれの作業主任者を選任し，相互の緊密な連絡を図るとともに作業の直接指揮にあたらせること。

安衛則383の2, 383の3, 383の4, 383の5
酸欠則11,
有機則19, 19の2

⑵　1,000m以上のトンネルでは，トンネル救護技術管理者を選任のうえ，救護措置の具体的な実施事項についての管理をさせること。

安衛則24の7

⑶　呼吸用保護具の適正な着用，取扱い方法等に関する指導，呼吸用保護具の保守管理及び廃棄を行う「保護具着用管理責任者」を，衛生管理者の資格を有する者その他労働衛生に関する知識，経験等を有する者から選任し，呼吸用保護具の適正な使用の徹底を図ること。

厚生労働省通達
基発第0226006号
（H20. 2. 26）

7．年少者の作業の禁止及び女性の就業制限

労基法63, 64の2

⑴　満18才未満の者には，坑内の作業をさせないこと。

⑵　妊婦中の女性及び坑内で行われる業務に従事しない旨を申し出た産後１年を経過しない女性は，坑内の作業に就かせないこと。また，上記以外の女性を坑内の作業に従事させる場合は，有害な作業に就かせないこと。

8．山岳トンネル工事における現場管理

⑴　第１章４節，第２章10節に準ずること。

⑵　各種作業は，施工計画を作成し，それに基づいて実施すること。

安衛則151の3, 155, 190

⑶　掘削箇所の周辺地山の状態，可燃性ガス・酸欠空気・粉じん・有毒ガスの有無及び機械・設備等全般にわたっての点検日を定めるなど，体制を確立したうえで点検整備を行うこ

安衛則382, 382の2, 170, 192, 232

と。

(4)　非常時に作業員を避難させるため，必要な避難用具を適当な場所に備え，関係作業員に，その備え場所及び使用方法を周知させるとともに，定められた時期に避難及び消火の訓練を行うこと。　安衛則389の10, 389の11

(5)　トンネルの作業では，雇入時健康診断，定期健康診断，特定業務従事者の健康診断，じん肺健康診断等の特殊健康診断等を適切に受診させ，作業員の健康状態を把握するとともに，有害物侵入の観察等を行い，環境状況との関連も確認し，さらに保護具の適切な使用に配慮すること。　安衛則43, 44, 45 じん肺法7, 8, 9

9．救護の設備及び避難訓練

(1)　坑口には，入坑者の心得，坑内作業状況，その他安全上必要な掲示を行い，作業担当責任者の名札を掲示しそれぞれの作業員数を表示しておくこと。　安衛則24の5, 24の6

(2)　坑内の危険箇所，要注意箇所等には標識を掲げ，かつ常にこれを点検，整備すること。

(3)　非常の場合に対処するため，あらかじめ合図，信号，警報等を定め，緊急連絡の方法，避難方法等を全作業員に周知させるとともに，規則に定める回数の訓練を行い，記録すること。　安衛則389の11, 642, 642の2

10．警報設備及び構造

(1)　切羽崩壊，出水，ガス爆発，火災その他労働災害発生の急迫した危険があるときは，関係作業員にこれをすみやかに知らせ，直ちに作業を中止し，作業員を安全な場所に待避させること。　安衛則389の7, 389の8

(2)　危険を知らせる設備を，次の各号の区分に応じ設け，その設置場所を関係作業員に周知させること。　安衛則389の9

①　坑口から切羽までの距離が100ｍに達したとき，サイレ

ン，非常ベルの警報用の設備

② 坑口から切羽までの距離が500mに達したとき，警報設備及び電話機等の通話装置

(3) 警報設備及び通話設備は，常に有効に作動するように保持し，その電源は予備電源を備えておくこと。 安衛則389の9

11. 浸水のおそれのあるトンネルの緊急通報体制

浸水のおそれのあるトンネルの緊急通報体制については，第16章１節11.に準じ，必要な措置を講じること。

第２節　仮　設　備

１．安 全 通 路

(1) 通路は適度な照明を確保し，つまづき，滑り等のないように措置を講じること。また通路の位置を表示するなどして安全に通行できるように維持管理に努めること。 安衛則540, 541

(2) 通路はそれぞれの条件用途に応じた安全な幅員を確保すること。 安衛則205, 540, 541

(3) 通路が軌道や走路等を横断する場合は，監視員を配置するなどの安全上の措置を講じること。 安衛則550

２．排 水 処 理 安衛則580

坑内の湧水等は坑外へ常時十分に排出できるように設備するとともに，常時良好な作業環境を維持できるように管理に努めること。

３．機 械 設 備

(1) 第４章，第５章７節１.に準ずること。

(2) 機械設備は，その性能を維持するため点検整備を励行し，不具合を発見したらすみやかに適切な措置を講じること。また，整備等を行う時には，その機械の起動装置に表示板を設置し施錠する等の安全措置を講じること。

(3)　屋外機械設備の据え付けにあたっては，暴風雨時の転倒や多量の降雨に対する対策を講じること。

4．換 気 設 備　安衛則602

坑内で発生する有害物質の対策として，換気計画を作成し適切な措置を講じること。

5．圧縮空気設備

圧縮空気設備の管路には，要所に弁，圧力計を設ける等により，管内圧力の確認をするとともに遮断の可能な措置を講じておくこと。

6．掘削・積込み用機械

(1)　第4章1節，第4章2節，第7章3節に準ずること。

(2)　坑内で建設機械を使う場合は特に綿密な作業計画を作成しそれに基づいて作業を行うこと。　安衛則155

(3)　走路の維持管理に努め，安全な制限速度を表示する等，状況に応じた安全な措置を講じること。　安衛則156

(4)　点検整備を励行し，特に坑内での使用においては照明装置，バックミラー，警鳴装置，ブレーキ等の安全装置に配慮すること。　安衛則167, 168, 170

7．荷役運搬機械　安衛則151の5, 151の6, 151の8, 151の13, 151の14

荷役運搬機械の使用にあたり，適切な作業計画を作成し，機械の転落の防止，合図の統一と励行，搭乗の制限等に十分に配慮すること。

8．工事用電気設備

(1)　第5章8節に準ずること。

(2)　工事用電気設備では，湿気が多く水気のある場所では特別の配慮をすること。

(3)　幹線には，必要に応じて系統ごとに遮断器を設け，また負荷設備には感電防止用漏電遮断器を接続すること。

(4)　移動用電気機器に使用するキャプタイヤケーブルを作業床などに露出して配線する場合は，損傷しないような防護措置を講じること。　安衛則336, 337, 338

(5)　照明設備は，作業場所の状況に応じて安全を確保するため充分な照度を確保すること。　安衛則604

(6)　電気設備の保安管理体制を確立するとともに，停電・感電等の異常事態にそなえ，平素からその処理についての手順を定め，従業員への教育・訓練を実施すること。　安衛則350, 36

第３節　作業環境保全

１．坑内環境の改善

(1)　坑内作業は，粉じん及び騒音等の厳しい環境下での作業となるため，それらを取り除き，作業員が安全かつ衛生的に作業できるように作業の方法及び機械・設備等の改善に努めること。　安衛則576

(2)　作業員が休憩の際，容易に坑外に出ることが困難な場合には，次に掲げる措置を講じた休憩室を設置することが望ましいこと。　労働省通達基発第768号（H12. 12. 26）

①　清浄な空気が室内に送気され，粉じんから作業員が隔離されていること。

②　作業員が作業衣等に付着した粉じんを除去することができる用具が備えられていること。

２．換　　気

(1)　換気施設は，発破の後ガス・建設機械の排ガス・掘削作業等による発生粉じん等を勘案して，必要な換気能力をもったものとすること。　安衛則602

(2)　計画風量が有効に確保されていることを確認するため，坑内の換気状況及び設備等を点検すること。　安衛則603

⑶　粉じん対策としての換気に関する事項については，本章第4節3．換気に準ずること。

3．粉じん対策　安衛則582

粉じん対策に関する事項については，本章第4節に準ずること。

4．酸欠・有害ガス対策　酸欠則5

酸欠空気又は硫化水素等の有害ガスが発生するおそれがある場合は，換気，発生の抑制，ガス抜き等の適切な処置を行うこと。

5．騒音・振動対策

⑴　削岩・せん孔・ずり積み等著しい騒音を発する作業に携わる作業員には，耳栓その他の保護具を着用させること。　安衛則595, 596, 597, 598

⑵　手持ち式さく岩機，ピックハンマ等の振動工具を用いる場合は，防振装置（防振ゴム）が施されているものを使用し，かつ防振手袋を併用すること。　労働省通達基発第608号（S50. 10. 20）

6．作業環境測定　安衛則382の2, 587, 589, 592, 603　酸欠則3

炭酸ガス濃度，気温，通気量，可燃性ガス濃度，酸素濃度，硫化水素濃度，粉じん等の作業環境測定を行い，記録すること。

第4節　粉じん対策

1．施工計画における留意事項　労働省通達基発第768号（H12. 12. 26）　厚生労働省通達基発第0226006号（H20.2.26）

⑴　坑内（たて坑を除く。）で粉じん作業（掘削，ずり積み，ロックボルトの取付け，コンクリート等吹付け等をいう。以下同じ。）を実施するときは，粉じん対策に係る計画を策定すること。

⑵　粉じん対策に係る計画は，粉じん濃度目標レベルの値，粉じんの発散を抑制するための粉じん発生源に係る措置，換気　粉じん則1　粉じん則6の2, 6の3, 6の4

装置等（換気装置（風管及び換気ファン）及び集じん装置をいう。以下同じ。）による換気の実施等，換気の実施等の効果を確認するための粉じん濃度等の測定，防じんマスク等有効な呼吸用保護具の使用，労働衛生教育の実施，その他必要な事項を内容とすること。

2．粉じん発生源対策

労働省通達
基発第768号
（H12. 12. 26）

⑴　せん孔を行う作業にあっては，くり粉を圧力水により孔から排出する湿式型の削岩機（発泡によりくり粉の発散を防止するものを含む。）を使用すること又はこれと同等以上の措置を講じること。

⑵　発破を行う作業にあっては，発破後，粉じんが換気により希釈され，粉じん濃度が低減されるまで，立ち入らないこと。

粉じん則24の2

⑶　機械による掘削を行う作業にあっては，次に掲げるいずれかの措置又はこれと同等以上の措置を講じること。ただし，湿潤な土石又は岩石を掘削する作業にあっては，この限りではない。

①　湿式型の機械装置を設置すること。

②　土石又は岩石を湿潤な状態に保つための設備を設置すること。

⑷　破砕・粉砕・ふるいわけを行う作業にあっては，次に掲げるいずれかの措置又はこれと同等以上の措置を講じること。ただし，水の中で土石又は岩石の破砕，粉砕等を行う作業にあっては，この限りではない。

①　密閉する設備を設置すること。

②　土石又は岩石を湿潤な状態に保つための設備を設置すること。

⑸　ずり積み及びずり運搬を行う作業にあっては，土石を湿潤

な状態に保つための設備を設置すること又はこれと同等以上の措置を講じること。ただし，湿潤な土石の積込み又は運搬を行う作業にあっては，この限りではない。

⑹　コンクリート等の吹付けを行う作業にあっては，次に掲げる措置を講じること。

①　湿式型の吹付け機械装置を使用すること又はこれと同等以上の措置を講じること。

②　必要に応じ，コンクリートの原材料に粉じん抑制剤等を入れること。

③　吹付けノズルと吹付け面との距離，吹付け角度，吹付け圧等に関する作業標準を定め，作業員に当該作業標準に従って作業させること。

⑺　坑内で常時使用する建設機械については，排出ガスの黒煙を浄化する装置を装着した機械を使用することに努めること。なお，レディミキストコンクリート車等外部から坑内に入ってくる車両については，排気ガスの排出を抑制する運転方法に努めること。

⑻　必要に応じ，エアカーテン等，切羽等の粉じん発生源において発散した粉じんが坑内に拡散しないようにするための方法の採用に努めること。

⑼　たい積粉じんの発散を防止するため，坑内に設置した機械設備，電気設備等にたい積した粉じんを定期的に清掃すること。

⑽　建設機械等の走行によるたい積粉じんの発散を少なくするため，次の事項の実施に努めること。

①　走行路に散水すること。

②　走行路を仮舗装すること。

③　走行速度を抑制すること。

④　運搬途中の土石の落下防止のため過積載をしないこと。

3．換　　気

労働省通達
基発第768号
（H12. 12. 26）
厚生労働省通達
基発第0226006号
（H20. 2. 26）

⑴　換気装置等の計画にあたっては，粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは3 mg/m³以下とすること。ただし，掘削断面積が小さいため，3 mg/m³を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管又は必要な本数の風管の設置，必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては可能な限り，3 mg/m³に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し，当該値を記録しておくこと。

⑵　換気装置による換気の実施にあたっては，次に掲げる事項に留意し，換気を行うこと。

①　換気装置は，トンネルの規模，施工方法，施工条件等を考慮した上で，坑内の空気を強制的に換気するのに効果的な換気方式のものを選定すること。

②　送気口（換気装置の送気管又は局所換気ファンによって清浄な空気を坑内に送り込む口のことをいう。以下同じ。）及び吸気口（換気装置の排気管によって坑内の汚染された空気を吸い込む口のことをいう。以下同じ。）は，有効な換気を行うのに適正な位置に設けること。また，切羽の進行に応じて速やかに風管を延長することが望ましいこと。

③　換気ファンは，風管の長さ，風管の断面積等を考慮した上で，十分な換気能力を有しているものであること。

④　送気量及び排気量のバランスが適正であること。

⑤　粉じんを含む空気が坑内で循環又は滞留しないように努めること。

⑥　坑外に排気された粉じんを含む空気が再び坑内に流入しないこと。

⑦　風管の曲線部は，圧力損失を小さくするため，できるだ

け緩やかな曲がりとすること。

⑶　集じん装置による集じんの実施にあたっては，次に掲げる事項に留意すること。

①　集じん装置は，トンネル等の規模等を考慮した上，十分な処理容量を有しているもので，粉じんを効率よく捕集し，かつ，吸入性粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものであること。

②　集じん装置は，粉じんの発生源，換気装置の送気口の位置を考慮し，発散した粉じんを速やかに集じんすることができる位置に設けること。なお，集じん装置への有効な吸込み気流を作るため，局所換気ファン，隔壁，エアカーテン等を設置することが望ましいこと。

③　集じん装置にたい積した粉じんを清掃する場合には，粉じんを発散させないようにすること。

⑷　換気装置等の管理は，以下の通りとすること。

①　換気装置等については，半月以内ごとに１回，定期に，定められた事項について点検を行い，異常を認めたときは，直ちに補修その他の措置を講じること。

②　換気装置等の点検を行ったときは，定められた事項を記録し，これを３年間保存すること。

４．粉じん濃度等の測定及び評価

労働省通達
基発第768号
（H12. 12. 26）

⑴　換気の実施等の効果を確認するため，半月以内ごとに１回，定期に，定められた測定方法に従って測定を行うこと。

粉じん則6の3

⑵　空気中の粉じん濃度の測定を行ったときは，その都度，速やかに，次により当該測定の結果の評価を行うこと。

①　空気中の粉じん濃度の測定結果の評価は，評価値と粉じん濃度目標レベルとを比較して，評価値が粉じん濃度目標レベルを超えるか否かにより行うこと。

② 空気中の粉じん濃度の測定結果の評価値は，各測定点における測定値を算術平均して求めること。

(3) 空気中の粉じん濃度の測定を行い，評価値が粉じん濃度目標レベルを超える場合には，設備，作業工程又は作業方法の点検を行い，その結果に基づき換気装置の風量の増加，作業工程又は作業方法の改善等作業環境を改善するための必要な措置を講じること。　粉じん則6の4

(4) 空気中の粉じん濃度等の測定及び測定結果の評価を行ったときは，その都度，定められた事項を記録して，これを７年間保存すること。なお，粉じん濃度等の測定結果については，関係作業員が閲覧できるようにしておくことが望ましいこと。

５．呼吸用保護具

(1) 粉じん作業が坑内で行われているときは，坑内の作業に従事するすべての作業員に防じんマスク，電動ファン付き呼吸用保護具等有効な呼吸用保護具を使用させること。なお，作業の内容及び強度を考慮し，呼吸用保護具の重量，吸排気抵抗等が当該作業に適したものを選択すること。　労働省通達 基発第768号（H12. 12. 26）

(2) 坑内の粉じん作業のうち，次に掲げる作業に労働者を従事させる場合は電動ファン付呼吸用保護具を使用させること。　粉じん則27

① 動力を用いて掘削する場所における作業

② 動力を用いて積み込み，又は積み卸す場所における作業

③ コンクリート等を吹き付ける場所における作業

(3) 呼吸用保護具の選択，使用及び保守管理に関する方法並びに呼吸用保護具のフィルタの交換の基準を定めること。また，フィルタの交換日等を記録する台帳を整備し，当該台帳については，３年間保存することが望ましいこと。

(4) 呼吸用保護具を使用する際には，作業員に顔面への密着性

について確認させること。

⑸　呼吸用保護具については，同時に就業する作業員の人数と同数以上を備え，常時有効かつ清潔に保持すること。

6．教　　育

労働省通達
基発第768号
（H12. 12. 26）

⑴　坑内の特定粉じん作業に従事する作業員に対し，粉じん障害防止規則に基づく特別教育を行うこと。これら労働衛生教育を行ったときは，受講者の記録を作成し，3年間保存すること。なお，特定粉じん作業以外の粉じん作業に従事する作業員についても，特別教育に準じた教育を実施すること。

粉じん則22

⑵　坑内の作業に従事する作業員に対し，防じんマスクの適正な使用に関する教育を行うこと。

第5節　爆発・火災防止

1．防 火 対 策

安衛則389の3

⑴　第2章8節に準ずること。

⑵　坑内において，ガス溶接等の火気が生じる作業を行うときは，付近の可燃物を除去する等，火災防止上必要な措置を講じること。

⑶　火気又はアークを使用する場所について，次の措置を講じること。

①　消火設備の場所及び使用方法の周知

②　作業状況の監視及び異常の場合の措置

③　作業終了後の安全確認

安衛則389の3,
389の4

⑷　火薬類の一時置場，油置場等の近くで火気を扱ったり，引火性，揮発性，爆発性の物に火気を近づけたりしないこと。

第６節　避難・救護措置

１．避難・救護

(1)　必要に応じて，空気呼吸器，有害ガス等の濃度測定器具，懐中電灯等の携帯照明器具等の機械器具を備えつけ，常時有効にかつ清潔に保持すること。　安衛則24の3

(2)　必要に応じて，救護に関する組織，必要な機械器具の点検・整備，訓練等について定めておくこと。　安衛則24の5

(3)　避難通路となるところは，整理・整頓に務め，迅速かつ安全に避難ができるよう常に整備し確保しておくこと。

(4)　負傷者の手当に必要な救急用具及び器材を備え，その備付け場所及び使用方法を周知させ，常時，清潔に保持すること。　安衛則633

２．警報設備，通話装置，避難用器具

(1)　落盤，出水，ガス爆発，火災その他非常時の場合に備え，通報・警報のため必要に応じて坑内に通話装置，警報設備を設け，常時有効に保持すること。　安衛則389の9

(2)　非常時の場合に作業員を避難させるため，必要に応じて坑内の適当な箇所に携帯用照明器具，呼吸用保護器具等を必要数備え，備付け場所と使用方法とを周知させるとともに，常時有効かつ清潔に保持すること。　安衛則389の10

３．救護及び避難の訓練

救護に関する必要な機械器具等の使用方法，救護処置等についての訓練及び避難と消火のための必要な訓練等を行い，記録すること。　安衛則24の4, 389の11

４．緊急時の対策

(1)　緊急時に備え，標識，警報，避難及び消火の方法等について定め，工事関係者に周知させること。また，訓練を実施す　安衛則640, 642

ること。

(2)　落盤，出水等による急迫した危険があるときは，直ちに安全な場所に避難させること。　安衛則389の7

(3)　坑口には，トンネル内で作業を行う者の人数及び氏名を常時確認できる措置を講じること。　安衛則24の6

(4)　火災が発生したときは，直ちに初期消火に努めるとともに，直ちに警報を発し，連絡通報を行うこと。

第７節　可燃性ガス対策

１．事前調査における留意事項　官技発329（S53.7.26）

(1)　地形，地質，ボーリング等資料の他，文献資料，周辺工事実施記録等を十分検討し，可燃性ガスの発生のおそれについて判断すること。

(2)　工事に先立って可燃性ガスの発生を伴う可能性のある地層ならびに背斜，断層など，ガスの湧出と密接に関連する地質構造を的確に把握すること。

(3)　前項の目的を達成するために必要な箇所において，トンネル計画線以下の相当な深さまでボーリング調査を行うものとし，ガスの存在が認められた場合はエアーリフト，吸引等を実施してガスの誘導をはかり湧出状況（位置，湧出量）を的確に把握すること。

２．工事中の調査・観察　官技発329（S53.7.26）

(1)　可燃性ガスの発生を伴う可能性のある地層を掘削する場合には，地質構造の変化を的確に把握し，可燃性ガスの予知に役立てるため，毎日切羽の地質状況を観察し，可燃性ガスの有無を調査し記録すること。

(2)　坑内に可燃性ガスが検知され，ガスの発生の可能性がある場合には，先進ボーリングを実施し，地質構造とガスの状況

を調査すること。なお，この際のガスの状況の調査は調査を行う深さ，方法を定めて実施すること。

(3)　可燃性ガスが発生するおそれのあるときは，爆発・火災防止のため，可燃性ガスの濃度を測定する責任者を指名し，毎日作業を開始する前，中震以上の地震の後及び可燃性ガスに関し異常を認めたとき，可燃性ガスの濃度を測定し，その結果を記録し保存すること。　安衛則382の2

(4)　可燃性ガスの測定は，切羽，坑口（排気立坑を含む。）など，可燃性ガスが発生し，又は停滞するおそれがある場所について実施すること。

3．施工計画における留意事項

(1)　可燃性ガスの発生のおそれのあるときは，引火による爆発・火災防止計画及び避難・救護等の措置を検討したうえで施工計画を立案すること。

(2)　日々の計測の結果により，施工計画の変更の必要が生じた場合には，速やかに変更を行うこと。

(3)　可燃性ガスの存在するトンネルでは，可燃性ガスの濃度に応じた作業内規を定め，施工計画書に記載すること。　官技発329（S53. 7. 26）

4．可燃性ガスの処理　官技発329（S53. 7. 26）安衛則389の2の2

(1)　ガス湧出の可能性の高い場合は，先進せん孔又はボーリングを行い，ガスの湧出の予知と突出の防止を行うこと。

(2)　先進せん孔等の長さ，配置等は切羽の大きさ，地質状況により定め，トンネル掘削は一定の厚さの先進せん孔済地山を残しながら行うこと。

(3)　多量の可燃性ガスが貯蓄されていると予測される場合は，地表からのガス抜き大口径ボーリングの実施等について検討すること。

5．換　　気

官技発329（S53. 7. 26）

⑴　換気は可燃性ガスの濃度を爆発下限界の値の30％未満とするため，可燃性ガスの有効な稀釈，拡散ができるような風量の確保及び風管の配置を行うとともに必要に応じてローカルファンの設置あるいは坑内風速を一定に保つなどの対策を講じること。

⑵　換気は連続して行い，特別の理由のある場合以外は止めないこと。

⑶　覆工型枠部など可燃性ガスの滞留が生じやすい箇所の換気に特に留意すること。

⑷　換気に用いる風路は漏風の少ない材料及び系統とすること。また，有効な換気を行うため必要に応じて立坑等の設置を検討すること。

⑸　ガス湧出の可能性の高い場合は換気設備，排水設備，照明設備など保安設備には予備電源を備えること。

安衛則389の9

⑹　換気の状況は定期的に測定し，その結果は記録保存すること。

6．警 報 装 置

官技発329（S53. 7. 26）
安衛則389の9

⑴　ガス爆発等の非常の場合に，関係作業員に速やかに知らせるために，次の警報装置等を設置し，周知させること。

①　出入口から切羽までの距離が100mに達したときサイレン・非常ベル等の警報装置

②　出入口から切羽までの距離が500mに達したとき警報設備及び電話機等の通話装置

⑵　坑内に可燃性ガスが常時検知される場合には，切羽及び坑内の必要な場所及び間隔で定置式可燃性ガス自動警報器を設置し，定置式可燃性ガス自動警報器の指示が爆発下限界値の30％を越えた場合は，自動的に電源を遮断する装置を設ける

安衛則382の3

こと。

(3)　警報装置及び通話装置は，常に有効に作動するよう保持しておくこと。　安衛則389の9

7．火 源 対 策　官技発329（S53.7.26）

(1)　可燃性ガスが存在し危険な濃度に達する可能性のある場合は，使用する電気設備機器は防爆構造のものを使用すること。

(2)　やむを得ず坑内で溶接，切断，その他火花あるいは火焔を発生する作業を行う場合は，十分安全が確保される濃度において，責任ある監督者の管理のもとにおいてのみ行うこと。　安衛則389の4

(3)　可燃性ガスの存在する坑内は禁煙とし，マッチ，ライターなど発火源となるものは坑内に持ち込みを禁止し，かつ出入口付近に掲示すること。　安衛則389

(4)　爆薬を使用する場合は，使用する爆薬及び爆破方法について検討すること。

8．緊急の措置　官技発329（S53.7.26）

(1)　可燃性ガスの濃度が爆発下限界値の30%以上（メタンガスの場合1.5%以上）であることを認めたときは，直ちに作業員の坑内への立入りを禁止し，安全な場所に退避させ，点火源となるおそれのあるものの使用を停止し，かつ通風換気を行うこと。　安衛則389の8

(2)　通気換気を行っても，可燃性ガスの濃度が爆発下限界以下に下らない場合には，工事を一時中止し換気設備を再検討すること。

9．避難用器具　官技発329（S53.7.26）

(1)　自動電源遮断装置を設けた場合は停電に対処するため，入坑者には携帯用安全電灯を携行させること。　安衛則389の10

(2)　ガス湧出の可能性の高い場合は呼吸器等救命用具を備える　安衛則389の10

こと。

10. 教育及び救護の措置　官技発329（S53.7.26）

非常時における連絡，避難要領を定め，作業員に周知させるとともに，避難訓練を定められた回数実施し，記録すること。また，災害時における救護組織を設置すること。

第8節　掘　削　工

1．坑 口 掘 削　安衛則385

斜面崩壊，偏土圧，地表沈下等について考慮し，適切な補助工法を用いる等，安全な対策を講じること。

2．坑 内 掘 削

⑴　毎作業日と中震以上の地震の後及び発破後に，それぞれ浮石や亀裂，湧水等の状況を点検させること。　安衛則382

⑵　浮石落としや支保工の補修及び削岩・せん孔等の作業が行われている所には関係者以外の立入りを禁止すること。　安衛則386

⑶　逆巻工法の場合，抜き掘りの順序は左右千鳥で行うことを原則とし，アーチコンクリートの沈下等の危害防止を図ること。

⑷　せん孔は，あらかじめ定めたせん孔位置に従って，位置・方向，深さについて正確に行うこと。この時，前回の発破孔の孔尻を利用してせん孔しないこと。　火取則53第6号

3．発　　破

第7章5節に準ずること。

第9節　運　搬　工

1．ずり積作業

⑴　発破後，ずり積作業を開始する前に，切羽の異常の有無を確認するとともに，不発の火薬類の有無についても十分注意　安衛則320 火取則56

してから作業にとりかかること。

(2) ずり運搬車両に積込むときは，偏荷重，過積載，運搬途中の落下等がないように行うこと。また，運転者の視界を妨げないようにすること。　安衛則151の10

(3) 作業場所付近は，ずり運搬車両の後進運転も含め，適正な照明を行うほか，安全作業に支障のないようにすること。

2．車輪式車両によるずり運搬作業

(1) 第6章2節に準ずること。

(2) ずり運搬作業を行うときは，あらかじめ，施工計画を作成し，計画に従って作業指揮者が指揮すること。また，必要な場合には安全運転管理者を定めること。　安衛則151の3, 151の4

(3) 走路は，環境，状況等に応じて制限速度を定めるとともに，必要な視界を保持し，排水，不陸整正等良好な走路の維持に努めること。　安衛則156, 157, 387

(4) 坑口に車両限界，建築限界の設備，表示等を設けること。

3．機関車によるずり運搬作業

(1) 第6章5節に準ずること。

(2) バッテリー機関車によりけん引する鋼車の編成車両数等は，軌道の勾配，状態等を勘案して定め，安全な制動距離を確保する。

(3) 後押し運転を行うときに，作業員の出入りがある場合には転落するおそれのない囲等に乗せた誘導員を配置し，先頭車両に前照灯を備え，かつ，誘導員と運転者との連絡警報器機を備えること。　安衛則224, 225

4．軌 道 設 備

(1) 第6章5節に準ずること。

(2) トンネル内の軌道では，片側の車両と側壁の間に0.6m以上の間隔を確保すること。これが困難な場合には，運行中の　安衛則205

車両の進行方向に立入禁止の措置を講じるか，退避所を設置すること。

(3)　ずりの運搬にシャトルカーを使用する場合は，軌道の曲線部分を無理なく安全に通過できるような車長のものにし，本体車幅からの突出部がないようにすること。なお，積み込み施設のコンベヤ部には，非常停止装置，巻込まれ防護設備を設けておくこと。

第10節　支　保　工

1．一般的事項

(1)　支保工は，地質，地層，湧水，亀裂，浮石の状態並びに掘削の方法に応じた堅固なものであること。　安衛則391

(2)　地山の弛みを少なくするため，掘削後ただちに吹付けし，すみやかに支保工の施工を行うこと。

(3)　点検者を定め，毎作業日及び中震以上の地震の後，部材の異常，脚部の沈下の有無について点検し，常に危険のないように補修すること。　安衛則396

(4)　坑口及び必要な部分には，やらずを設けること。　安衛則394

2．鋼アーチ支保工

(1)　トンネル支保工は，標準図に従って，同一平面内に建込み，脚部には沈下防止用に皿板等を用いること。　安衛則392, 393, 394

(2)　建込み間隔は1.5m以下とし，支保工間は継ぎボルト等を用いて強固に連結すること。　安衛則394

(3)　支保工を建込む時には，落盤・肌落ちの点検，浮石の除去，当り取り等を行った後，落石等に注意しながら作業し，必要により監視員を配置すること。　安衛則384

(4)　鋼アーチ支保工にあってはアーチ作用を十分に発揮させるため，地山とのすきまをくさび等で当りをつけ行うこと。　安衛則394

(5) 鋼アーチ支保工間は，継ぎボルト及び継ぎばり等を用いて強固に連結する。　安衛則394

3．吹付コンクリート

(1) 支保工としての十分な強度を確保するため，示方配合に基づき，吹付材料，練り混ぜ方法，吹付機械，吹付方法等，現場の状況に合わせた施工方法を決定すること。

(2) 地層がルーズな場合や，湧水のある場合等，予想外の条件にも効果を発揮するような対策を考慮すること。

(3) 切羽の自立時間が短く，肌落ちが著しいとき又は土圧があるとき等，状況に応じて補助工法も含めた対策を講じること。

4．ロックボルト

(1) 吹付コンクリート完了後，すみやかにロックボルトを打設すること。

(2) 効果を十分に発揮させるため，地質に応じたボルトを選定し，せん孔時は，位置，方向，深さ等について正しく施工すること。

(3) せん孔後，孔内のくり粉を除去し，地山とロックボルトが十分に付着するように努めること。

(4) ボルトは，ベアリングプレートを介して，緩みのないように十分締付けること。

5．その他支保工　安衛則390

使用する矢板等は，地質，土圧等必要に応じた強度を有し，著しい損傷，腐食等の欠点のないものであること。

6．計 測 管 理

安全に掘削するため，施工方法に応じて内空変位及び地山の挙動等の計測を行い，計測の結果に基づいて必要に応じて安全な工法への変更に活用を図ること。

第 11 節　覆　　工

1．型わく一般

⑴　型わく支保工の構造は，施工条件に適合し，打込時のコンクリートの圧力に十分耐えられるものとすること。　安衛則398

⑵　型わく支保工は，通過する重機・車両等に対して安全上必要な空間を有し，堅固な足場を有するものであること。

2．型わくの組立，解体

⑴　型わくのケレン，塗油作業においては，滑落を防止するため，適切な設備を設けること。

⑵　組立・解体の作業については，部材類の落下，転倒防止の措置を講じ，また，上下同時に作業を行わないようにし，必要に応じて監視員を配置すること。

⑶　型わくは，打ち込んだコンクリートが必要な強度に達するまで取りはずさないこと。

3．コンクリートの打設

⑴　吹上げ方式による場合は，過圧送による型わくの変形を防止するため，十分な監視の措置を講じること。

⑵　空気圧送機を使用する場合は，圧送終了時に残留空気のないことを確認すること。また，前面の作業員を待避させた後，ジョイントを外すこと。

⑶　コンクリート圧送管が閉塞した場合は，圧送空気を減圧し，吹き出さないような処置をとってから掃除をすること。

⑷　コンクリートの打上がりは，適度な速度で，かつ偏圧がかからないよう左右対象に，できるだけ水平に打込むこと。

4．裏 込 注 入

過大な注入圧により，覆工コンクリートの破壊等が発生しないよう，注入圧をあらかじめ設定すること。

第16章　シールド・推進工事

第１節　一 般 事 項

１．適　　用

本章は主に，シールド工事，立坑工事，推進工事に適用する。

２．工事内容の把握

第５章１節1.2.に準ずること。

３．事前調査における共通事項

第１章２節に準ずること。

４．事前調査における留意事項　安衛則379

シールド工法，推進工法を安全に実施するために必要な資料を得るため，下記の調査を行い，その結果を記録・保存すること。

① 地形及び土質調査（地盤変形，沈下等）

② 環境保全，有害ガスによる危険防止，爆発・火災防止等のための調査（地下水，酸欠空気及びメタンガス等，有害ガスの有無，薬液注入による影響等）

③ 地下障害物（建物，橋梁の基礎杭，地下埋設占用物件等）の形状，材質並びに周辺の地盤状況

５．粉じんに関する留意事項

粉じんの発生のおそれのある工法を採用の場合は，第15章１節6.(3)，8.(3)(5)，第３節1.(2)及び第４節に準ずること。

６．可燃性ガスに関する留意事項

可燃性ガスの発生するおそれのある工事等については，本章の他に，第15章７節に準ずること。

7．施工計画における共通事項

第１章３節に準ずること。

8．施工計画における留意事項　安衛則380

⑴　土質及び地下水位の調査に基づいて，工法及び薬液注入等の補助工法の施工計画を定め，確実に実施すること。

⑵　埋設物の処理及び地下障害物の処理に関し，周辺地盤のゆるみ等による陥没を生じさせないよう特に振動が少ない工法の選定を行うこと。

9．シールド，推進工事における現場管理

⑴　第１章４節，第２章10節，第15章１節８に準ずること。

⑵　シールド工事において圧気工法を選択したときは，第10章２節圧気工事に準ずること。

⑶　シールド工事・推進工事のうち，軌道設備に関する項目は第６章５節を参照のこと。

⑷　立坑等が道路占用する場合は，第13章２節に準じて，適切な措置を講じること。

⑸　掘進中は，周辺の地表面，隣接構造物，埋設物に変状・支障を与えないよう，定期的に観測を行うとともに必要に応じて適切な対策を講じること。

⑹　特に圧気工法でシールド工事を行うときは，地盤状況又は地下障害物周辺から漏気させないよう坑内気圧，地表面の状況把握，漏気の状況等について十分管理すること。

10．防火対策及び救護措置

防火対策及び救護措置については，第２章８節，第15章５節，第15章６節に準じ，必要な措置を講じること。

11．浸水のおそれのあるトンネルの緊急通報体制

⑴　河川等の氾濫により，工事区域が浸水するおそれのあるときは，上流河川等の出水状況，仮締切の状況等を常に監視

し，緊急時の連絡体制に基づき情報連絡するとともに，危険な状況が予想される場合は，すみやかに通報責任者に通報すること。通報を受けた場合は，直ちに作業員を避難させるとともに，隣接する他の工事とも情報交換を行い，工事の安全を確保すること。

⑵　専用電話回線，非常通報機器等，通報用の有線・無線機を整備しておくこと。

⑶　迅速，かつ，適切な通報要領を策定しておき，定期的な通報訓練を実施すること。

⑷　あらかじめ事故の発生日時・場所・程度・危険性の有無・現場付近の状況等の通報項目を明確にしておくとともに，通報の順序を明確にしておくこと。

第２節　仮　設　備

１．共 通 事 項

⑴　電力設備については，第５章８節に準じること。

⑵　圧気設備については，第10章３節に準じること。

２．材料搬出入，掘削土運搬設備等

⑴　材料搬出入設備については，第４章５節に準じること。

⑵　クレーン等の足場基礎は十分堅固にしておくこと。

⑶　軌道設備，ベルトコンベヤにより掘削土を搬出する場合は，第６章４節及び５節に準じること。

⑷　掘削土をポンプ圧送するときは，圧送管の固定を十分にするとともに，磨耗による破損に対して点検整備に心がけること。

３．通路の安全確保

⑴　材料搬出入に支障のない安全な通路を確保すること。また，通路板はすきまが無いように留意すること。　安衛則540

(2)　立坑の周囲には，墜落を防止するために適切な防護設備を設けること。また，関係者以外の立入りを禁止する適切な処置を講じること。　安衛則519

(3)　立坑空間を有効に利用して，安全な昇降設備を設置すること。　安衛則526, 552

4．環 境 対 策

(1)　泥水及び搬出土砂設備は，騒音・振動に十分留意した設備とすること。

(2)　坑内の作業空間に応じた十分な換気設備を設けること。

5．排 水 設 備

地形，地質，地下水等の状況を考慮し余裕のある排水設備を設けること。

第3節　立 坑 工 事

1．埋設物処理

立坑施工にあたっては埋設物の移設を原則とするが，やむを得ず既設の埋設物が立坑空間内に残される場合には，その埋設物に対し十分な対策を講じること。

2．材料搬出入作業

(1)　立坑内の上下運搬作業においては，合図及び合図の方法を明瞭に定め，荷卸し時には，下部の作業員は安全な場所に避難すること。また，警報等により周囲の作業員に注意を促す等の対策を講じ，吊り荷の下への立入りを禁止すること。　安衛則639

(2)　立坑上部での作業には墜落防止の措置を講じること。　安衛則519

(3)　立坑内運搬作業に用いる材料搬出入設備には，その運転をする者及び玉掛けをする者が見やすい位置に定格荷重を明確に表示すること。　クレーン則24の2

3．浸 水 対 策

安衛法20, 21

立坑の周囲には，周辺の地形等を考慮した雨水等の流入防止策を講じること。

第４節　シールド工事

1．機械組立解体

⑴　シールドの構成各部の重量及び装備重量を明確に把握し，輸送及び立坑内組立作業が安全かつ迅速に行えるよう検討すること。

⑵　シールドの組み立て及び解体作業にあたっては，以下の事項に留意して，安全に対して十分な配慮を行うこと。　安衛法20, 21

①　爆発，火災事故防止

②　感電事故防止

③　換気

④　クレーン作業，玉掛け作業による事故防止

2．発進及び到達時の留意事項

安衛法21, 26

地下水位が高い場合における発進立坑の地中連続壁の取りこわし作業では，異常出水及び崩壊に注意すること。

3．掘 進 管 理

⑴　掘進作業中には，地表面の隆起や沈下に注意し，切羽の安定を損なわないよう，掘進と排土量の管理を行うこと。

⑵　シールドの推進機械等シールド機械の運転には，専任者を定めること。

⑶　軟弱地盤を人力掘削により掘削を行う場合には切羽に監視員をおくとともに作業指揮者の指揮のもとに作業を行わせること。

⑷　コントロール室，事務所，坑口及び，坑外設備管理室には通信設備を設けること。

(5)　先掘りは原則として行わないこと。

4．セグメント組み立て　　安衛法20, 21, 26

(1)　セグメントは重量があり，また足場も悪いので，十分注意して作業を行うこと。

(2)　セグメントの組立ては，シールドの推進後，すみやかにかつ正確，堅固に組立てること。特にシール材やボルト等は所定の強度のものを使用すること。

5．裏込め注入

(1)　地山のゆるみと沈下を防止するため，直ちに裏込め注入を行うこと。

(2)　裏込め注入に際しては，材料の選択，施工管理に十分に注意をはらうこと。

6．二次覆工コンクリート

二次覆工コンクリートについては，第15章11節に準じること。

第5節　推 進 工 事

1．管　　材

推進用管材は，その使用目的に十分耐え得る強度を有するものを使用すること。

2．推 進 台

推進台は，立坑の基礎コンクリートの上に，正確かつ堅固に据付けること。

3．推 進 管 理

(1)　第16章4節3.に準ずること。

(2)　ジャッキは，推進管に対して均等な推力を与えるよう，伸長軸と管の推進方向とを一致させて据付けること。

(3)　刃口推進工法では，刃口の破損，変形の有無を確かめ，推

進管の先端に正しく取り付けること。

⑷　掘進作業は，地山の土質及び推進距離に応じ，切羽の安定，推進管，支圧壁等の保護を図り，管の蛇行がないように施工すること。

4．掘削土の搬出　安衛法21

掘削土の搬出にあたっては，作業員の安全を確保し，かつ円滑な搬出ができるように計画すること。

5．滑 材 注 入

滑材の注入は，掘進に最も適した滑材を用い適切な注入圧で全周に行きわたるよう注入すること。

6．裏込め注入

裏込め注入は，掘進到達後早い時期に，適切な配合及び注入圧で注入すること。

第17章　河川及び海岸工事

第１節　一 般 事 項

１．適　　用

本章は主に，水辺，水上，水中等での作業，作業船，台船作業等に適用する。道路工事，橋梁下部工事等で上記の作業環境，作業方法で行う場合は本章に準ずること。

２．工事内容の把握

⑴　第５章１節1.2．に準ずること。

⑵　河川及び海岸工事は，陸上の一般工事と異なり，特有な種々の制約があり，しかも，そのすべての条件を満足させなければ工事の目的を達成することが難しい。このことを十分認識して工事内容を把握すること。

３．事前調査における共通事項

第１章２節に準ずること。

４．事前調査における留意事項

河川及び海岸工事を安全に実施するため，次の事項について調査を行い，施工方法の決定に役立たせること。

①　上流域の降雨量と水位，流量の状況及びダムの状況

②　水深，地形，地質状況

③　海象・気象の地域特性

④　水上・海上交通路，航路，作業区域の交通実態

⑤　沈船等の障害物の有無

⑥　通信ケーブル，電力ケーブル，ガス管，水道管等の埋設物の有無

⑦　架空線，架橋の高さ及び付近の施設の状況

⑧　魚礁及び漁業施設，定置錨等の有無

⑨　漁業権，鉱業権の実態

⑩　発生のおそれのある公害の内容

⑪　資材，人員等の輸送に関する現況，能力

⑫　避泊地，仮泊地の安全

⑬　関係監督官庁，医療，防災機関などとの協議その他必要事項

5．施工計画における共通事項　安衛則638の3

第１章３節に準ずること。

6．施工計画における留意事項

⑴　仮締切工を設置する場合は，その設計限界が現場において認識できるような構造とすること。　安衛則642の3

また，設計限界について，工事関係者に周知するとともに，非常時の避難体制等の方法を定めておくこと。

⑵　使用する機械器具等は，作業区域の状況及び自然条件に見合った適性能力を有するものであること。

7．現場管理

⑴　第１章４節，第２章10節に準ずること。

⑵　河川又は海岸工事においては，出水，暴風雨，波浪等の対策をたてるとともに，水位，潮位の観測やインターネット等を用いた情報収集を日頃から実施し，工事を行うこと。

⑶　出水，暴風雨，波浪等の際には，避難又は公衆災害防止の処置を講じること。　安衛法25

⑷　避難場所，方法，設備等はあらかじめ検討し，準備しておくこと。　安衛法23

⑸　救命具（救命胴衣，救命ブイ），ロープ等を適当な場所に備えさせること。また，必要と思われる箇所には，救命のための舟を配置すること。　安衛則532

(6)　水中作業では，単独作業をさせず，監視員をおくこと。　安衛法21

(7)　夜間作業では，特に照明に注意し，必要に応じ監視員を増すこと。また，作業指揮者は，常に懐中電灯を携帯すること。　安衛法23

第２節　水辺及び水上作業

１．仮 締 切 工

(1)　第５章３節に準ずること。

(2)　火打梁を用いた構造とする締切の場合は，特に滑りが起こらないようにし，常に点検を怠らないこと。

２．堤防等の維持修繕

(1)　堤防等の維持修繕等を行う際には，水位，流速及び堤内外の状況等の確認を行ったうえで，作業をすること。

(2)　草刈り作業では，堤防の勾配，使用する機械の能力，作業員の配置，河川距離標・障害物の有無等確認すること。

３．安全注意等

(1)　河川を歩いて横切るときは，あらかじめ，安全な渡河地点を選び，必要に応じて救命具又は命綱を着用させ，特に監視を厳重にすること。

(2)　船を使用するときは，定員を超えた乗船，又は定量以上の積荷をさせないこと。また，浮袋その他の救命具を備えること。　安衛則532

(3)　船を止めておくときは，いかりをおろすか又はロープでつないでおくこと。

(4)　船の荷の積み卸しをするときは，船倉，甲板，桟橋及び船と桟橋の間等の通路を整備しておくこと。　安衛則551

(5)　水中への転落のおそれのあるときは，作業用救命衣を着用させること。

4．非常時の対策

⑴　鉄砲水が起こるおそれのある河川では，特に出水に対しての避難対策を講じておくこと。

⑵　非常時に備えて，水防資材や警報装置の準備をしておくこと。

⑶　上流側にダム等のある河川工事では，ダムの放流等に対する対策を講じておくこと。

第3節　潜 水 作 業

1．送 気 設 備

⑴　予想される潜水深度に対して十分な送気設備を準備すること。　高圧則8

⑵　手押しポンプでは，潜水深度に応じて，テコを押す速度を変えること。　高圧則28

⑶　コンプレッサーを使う場合は，予備空気槽の空気圧力が十分であり，コンプレッサーが完全に作動していること。また，監視員は流量計でその水深の圧力下における規定の送気量を確保すること。　高圧則8, 9, 28

⑷　潜水用器材，ポンプ，コンプレッサー等は，十分安全な場所に設置し，付近で発破作業を行うことがあるときは堅固な防護設備を設けること。

2．救 急 設 備

救急処置を行うために必要な再圧室を備えるか，又は利用できるような措置を講じること。

3．潜 水 方 法

⑴　作業の内容，作業環境，潜水時間等に最も適した潜水種別を選択すること。

⑵　潜降，浮上は，底に固定した下り綱を伝わって行うこと。　高圧則33

4．連 絡 方 法　高圧則37

ヘルメット又はマスク式潜水器を使うときは，潜水士は水中電話又は腰につけた信号索で連絡員と常に連絡をとること。

5．監　　視　海衝法27

⑴　潜水作業中は，同作業船上に所定の標識を掲げるほか，現場付近を示す標識を掲げ，専任の監視員を配置すること。

⑵　潜水士２人以下ごとに１人の連絡員を付けること。　高圧則36

6．吹き上げ防止

⑴　身体を横にするときは，排気弁により排気量を調節して，服を膨らませないようにすること。

⑵　排気弁や安全弁の作動を確認すること。

⑶　潜水士を引きずらないよう，船をしっかり止めておくこと。

7．窒素酔い防止

⑴　深海で作業をする場合は，訓練によって窒素酔いに対する抵抗力をつけること。

⑵　潜水器内に炭酸ガスの蓄積が起こらないよう，送気を十分にすること。　高圧則28

⑶　呼吸管を口でくわえるアクアラングのような潜水器を使う場合は，潜水作業員に異常がないか監視すること。　高圧則29

8．炭酸ガス等による中毒防止

⑴　ヘルメット式又はマスク式潜水器では，水深にかかわらず常に規定の送気量以上の空気が潜水士に送れるように監視すること。

⑵　送気用ポンプの空気取入口は，エンジンの排気その他有害ガスの入らないよう，風向きを考慮して設けること。

⑶　送風する空気は，必ず浄化装置を通したものとすること。　高圧則9

9．酸素中毒防止

(1)　潜水には純酸素を使用しないこと。　高圧則35

(2)　高気圧下の滞在時間は，規定を厳守すること。

(3)　ヘリウム酸素潜水では，深度に応じて酸素混合比を常に変えること。

10．確認，点検事項

(1)　潜水士免許を有する者に作業させること。　高圧則12

(2)　潜水する前に逆止弁，排気弁等が確実に作動することを確かめること。　高圧則34

第４節　作業船及び台船作業

1．人員の水上輸送

(1)　船舶職員として資格を有する海技従事者を乗り組ませること。　船舶職員及び小型船舶操縦者法18

(2)　予想される輸送人員，気象，海象，その他の条件に対して余裕のある大きさで，十分な強度を有し，最大潮流の速さよりも速い速度，安全性のある通船を選定すること。

(3)　通船に必要な救命浮環，その他の施設及び属具を備えること。

(4)　乗船者心得を船内の見やすい場所に掲示すること。

(5)　船長は，輸送人員数が多い場合でも，定員を守ること。　安衛則531

(6)　その他の航海に関する法規を遵守し，安全に運航すること。

2．運航・回航・曳航作業

(1)　作業船等を自航又は曳航により運航，回航するときは，当該作業船等の安全を確保することは勿論のこと，付近の一般船舶又は漁業施設等に対する危険防止に留意すること。

(2)　回航，曳航作業にあたっては，法規に定められた形象物，　海衝法20, 24

灯火，航法及び信号等を守り，適切な操船，厳格な見張りを励行し，安全に運航すること。

(3)　曳航は昼間行うことを原則とし，潮流が逆流の時間帯は潮待ちをし，順流，憩流時に通過するよう計画すること。

(4)　航程が長いときは，あらかじめ仮泊地を定めるとともに，避難港を準備しておくこと。

(5)　緊急事態発生時の措置・要領を定めておくこと。

3．出入港・係留作業

(1)　出入港時には法定の信号旗を掲揚すること。　港則法18の3,15

(2)　出港船があるときは，同船の出港を優先させること。

(3)　作業を開始する前に，揚錨機の作動状態，索具類を点検すること。

(4)　投錨前に，錨鎖庫内及び錨又は錨鎖の落下する水面付近に人がいないことを確認すること。

(5)　係留作業従事者には，保護具，作業用救命衣，その他必要な保護具を使用させること。

(6)　揚錨機等の作動又は錨鎖，索具の走行を人力で調整する従事者の服装は，袖口，上衣のすそ等を締め付けるなどして，巻き込まれるおそれのないようにすること。　船安衛則56

4．荷役作業

(1)　貨物船に装備された揚貨装置，非自航クレーン船のクレーン，岸壁・桟橋・海上足場上に設置したクレーン又は作業船及び台船に搭載した移動式クレーン等の運転の業務は，有資格者以外の者に行わせないこと。　安衛則27,28
クレーン則68
安衛則41

(2)　貨物船の荷役作業を行う場合は，船内荷役作業主任者を配置すること。　安衛則450

(3)　船舶に装備した揚貨装置等及びクレーン船は，風浪による船体動揺のため，吊り荷に動荷重が作用するので，能力に十

分余裕のあるものを選定し使用すること。

(4) 岸壁・桟橋・海上作業足場等に設置するクレーン等は，十分な能力があり，かつ検査に合格したものを選定し使用すること。

(5) 港湾荷役作業を行うときは，当該作業を安全に行うため，必要な照度を保持すること。　安衛則454

5．舷 外 作 業

(1) 舷外作業の作業員は，安全帯又は作業用救命衣を着用し，作業を行うこと。　船安衛則16, 52

(2) 安全な昇降用具を使用し，付近には救命浮環等を用意しておくこと。　船安衛則52

(3) 監視員は，適当な場所に配置し，舷外の作業員との連絡を行うこと。　船安衛則52

(4) 次の場合には，舷外作業を中止すること。　船安衛則51

① 船体が動揺又は風速が著しく大きい場合

② 強風，大雨，大雪等の悪天候で危険のおそれのある場合

6．浚渫・掘削作業

(1) 浚渫船の操船，浚渫作業及び準備作業，船体の点検整備は船長の直接の指揮により行い，安全で確実な作業を行うこと。

(2) あらかじめ作業場所付近の調査を行い，避泊地及び非常用係船設備を準備しておくこと。

(3) 試運転は，あらかじめ機械装置の状態を確認し，可動部の給油等を完了してから，警報，船内放送等で周知したのち行うこと。特にグラブの旋回範囲内の退避を確認すること。

(4) 浚渫作業中の通行船舶に対しては，作業員は十分な注意を払い，他の船舶の安全を図ること。

(5) 修理又は準備中に作業員の交代を行うときは，作業計画の

説明，段取り及び進行状況，作業中の監視の要点，送電禁止区域の説明等の引き継ぎ事項を交代者全員に徹底すること。

⑹　作業のため電路の開閉を行う場合には，受電設備側と電話その他により確実に連絡し，作業員側の了解のもとに操作を行うこと。

⑺　高圧ケーブル埋設箇所又は高圧受電設備箇所には，危険区域の標示（埋設ケーブルの位置は明確に標示する）及び保護柵等を設け，埋設ケーブルの位置は明確に標示すること。

⑻　作業のため，連絡用電話の架線を高圧架空線路に添架する場合は，引込口に必ず保安器を設置すること。

⑼　操船に要する諸設備の他に，非常用設備，備品として下記のものを備えておくこと。

①　発電機（ウインチモーターが使用できる容量を有するもの）

②　排水ポンプ

③　救命浮環，又は救命胴衣

④　非常用錨（船体に応じた重量）

⑤　非常用けい船ロープ（船体に応じた寸法のもの）

⑥　信号旗，簡易無線機

7．埋 立 作 業

⑴　ポンプ船から埋立用材を埋立地に排送するときには，ポンプ船及び埋立地の責任者等は連絡を密にし，あらかじめ放水口付近の作業員の退避を確かめてから排送を始めること。

⑵　巡回，切替えバルブ操作等の作業に従事する者は，トランシーバー，警笛，携帯灯火及び作業用具を携行すること。また，夜間，荒天時には必ず２名以上の構成で行動すること。

8．地盤改良作業

⑴　作業船は杭の長さ，数量，作業船の能力を検討して選定す

ること。

⑵　敷砂区域を浮標灯などで明示し，敷砂作業中は潜水士や他船等の立入りを禁止すること。

⑶　作業中は，機械の振動，異常音，ボルトのゆるみ，資材の歯止めの状態等に随時留意すること。

⑷　高所作業，及び動揺時の作業では安全帯を使用すること。

⑸　作業船の積荷，可動物，ブーム等は，船体の動揺により移動しないようにくさび等で歯止めを行い，ロープ類で固定する。

⑹　打込みが終了し，次の地点へ作業船を移動するときは，ケーシングやフロットが完全に海底から離れて引き上げられたことを確認すること。

9．杭 打 作 業

⑴　杭打船は，杭の寸法，重量，数量，打込み地盤の地質，水深，を検討して選定すること。

⑵　作業打合せ等では，作業方法及び内容，合図，連絡方法を打合せ，その徹底を図ること。また，安全標識の掲示，危険箇所に対する柵，その他の立入禁止設備を設けること。　安衛則189

⑶　杭打船は所定の場所に確実に係留し，アンカーロープ等が他の船舶の障害とならないように標識等を掲げること。

⑷　近接した埋設ガス管，地中電線等は，管理者側の立会者と位置の確認を行うこと。　安衛則194

⑸　杭運搬船上の杭は，移動，荷崩れを防止するために固定すること。

⑹　気象・海象が悪化し，杭打作業が困難になった場合は，作業責任者は作業を中止すること。

10. 水中発破作業

⑴　発破予定日，発破時間帯，及び危険水域などは，水路通

報，航行警報，港長公示等により，事前に広報を行うこと。

⑵　警戒船は，マスト等の見やすい位置に発破開始の警戒標識を掲げ，危険水域から潜水作業員，漁船，遊泳者及び船舶を早期に退去させること。

⑶　火薬類積載船には，見やすい場所に昼間は赤旗，夜間は赤灯を掲げること。

⑷　船舶への積載及び輸送においては，積荷場所は操船室，居住室等から離れた場所を選定し，消防設備を準備しておくとともに，他の貨物と同時に荷役しないこと。　危船則50

11. コンクリート打設作業

⑴　コンクリートプラント船，モルタルプラント船等は，常に良好な状態に整備しておくこと。

⑵　ミキサー車を台船で運搬するときは，堅固な積載用足場を設置し，ミキサー車にはブレーキをかけ，歯止めを行うこと。

⑶　運搬船は，積載量に余裕のあるものを用い，投入時の船体傾斜等による事故防止を図ること。

⑷　打設中は気象・海象の変化の把握に努め，水中への打設方法の作業限界との対比を行い，安全性を確認すること。

⑸　作業中に型わく支保工に異状が認められた際における作業中止のための措置を，あらかじめ講じておくとともに，突風又は高波の発生により型わく支保工に異状が認められたときには，直ちに作業を中止すること。　安衛則244

第18章　ダ ム 工 事

第１節　一 般 事 項

１．工 事 内 容

第５章１節 1.2.に準ずること。

２．事前調査における共通事項

第１章２節に準ずること。

３．事前調査における留意事項

⑴　地形，地質，河川・渓谷の流況，気象，動植物，水質等を調査すること。　安衛則355

⑵　資材，人員などの輸送に関する現況，能力及び周辺環境等を調査すること。

⑶　動力，電源などを調査すること。

⑷　仮建物，仮設備などを設ける場所の地形，地質，気象条件等を調査すること。また仮建物，仮設備などを設ける場所の用地，用水の取得の難易度を調査すること。

⑸　工事現場と隣接集落との位置関係，距離，交通，通信関係，騒音，振動等を調査すること。

⑹　警察，医療，防災機関などの位置を確認すること。

⑺　人家連担区域の通勤車や連絡車の通行は，独自の走行速度やその他ルールを定めるなどして，交通事故防止を図ること。

⑻　その他防災上に必要な事項を調査すること。

４．施工計画における共通事項

第１章３節に準ずること。

5．施工計画における一般的留意事項

安衛法29の2

(1)　原石採取の計画は，盛立工程，アプローチ道路，運搬道路，ベンチ高，採取方向，周辺の保安距離などを十分検討したうえで，安全に施工できる工法及び機種を選定すること。

安衛則399, 400

(2)　現場内の施設間は，相互に確実な連絡体制を確保すること。特に緊急を要する連絡が発生しやすいところ及び現場が常に移動するところについては，トランシーバー等を用い，緊急連絡網を常時確保しておくこと。

安衛則642

(3)　現場全体に周知徹底が図れるようにスピーカー，サイレン等の装置を常備すること。また，商用電源が切断された場合でも機能するように，補助電源を確保すること。

(4)　一般道及び工事用道路等の必要な箇所には，監視員等を配置すること。

(5)　フィルタイプダムやRCD工法のダムなどの場合は，重機が輻輳することから，誘導員は適切に配置すること。

6．コンクリートダム工事の留意事項

(1)　地形が極端に急峻な場所でコンクリート混合設備や運搬設備などを配置する際は，セメント，骨材の運搬距離，設備の組立て解体の難易等を総合的に考慮し，安全施工に配慮した配置とすること。

(2)　型わくは，著しい損傷，変形等がないものを使用し，安全に組立・解体が可能な構造とすること。

安衛則239

7．フィルタイプダム工事の留意事項

(1)　フィルタイプダムの盛立材の運搬道路は，ダンプトラックの機種選定に併せて，一方通行方式か離合方式かを定めた上で，適切な曲線半径，縦断勾配，幅員，路面状態を決めること。

安衛則151の3

(2)　道路幅員は，使用機種の車幅と運転者の離合時の感覚を参

考として十分安全な幅員とすること。

第２節　基礎掘削工

１．現場管理及び建設機械の運用

第２章10節及び第４章２節に準ずること。

２．大型重機械に関する留意事項

⑴　重機械の搬入，搬出については，道路管理者の了解のもとに，必要に応じて解体し，誘導車による先導のもとに搬入搬出を行うこと。　安衛則151の12, 161

⑵　重機械は，急傾斜地において作業することが多いので，誘導員の指示により運行し，滑動，転倒を防止すること。　安衛則157

⑶　作業員と他の機械類とが競合して作業することが多いので使用機械に関する安全留意事項の周知徹底を図ること。　安衛則642の3

３．上 下 作 業

車両の通行する上部で掘削を行う場合は，落石防止設備を設置し，必要に応じて監視員を配置すること。　安衛法21　安衛則537, 538

４．のり面掘削時の留意事項　安衛法29の2

⑴　掘削面は，適切な勾配とすること。　安衛則356, 357

⑵　岩の上に崖錐等の破砕物が載っている場合には，あらかじめその処理を十分に行っておくこと。

⑶　岩石が逆目の場合はオーバーハングに留意して掘削作業を行うこと。

⑷　のり肩上部の出水，のり面の湧水などは崩壊の原因となるので，排水処理を行ってから作業を進めること。　安衛則358

⑸　浮石などはあらかじめ取除き，ゆるんだ岩などはロックボルトによる締付け，モルタル吹付け，金網を堅固に張る等の措置を行うこと。　安衛則361

⑹　長大のり面の崩壊，滑りのおそれのあるのり面は，動態観　安衛則361

測，立入禁止などの適切な措置を講じるとともに必要に応じて押え盛土等の処置を講じること。

5．仕 上 掘 削

人力による仕上掘削は，保護眼鏡や防塵マスクなどの保護具を着装して作業を行うこと。

6．岩 盤 清 掃

高圧水やエアーを使用する岩盤清掃は，保護眼鏡や防塵マスクを着装して行い，作業周辺は立入禁止とすること。

7．高圧管の設置　安衛則642の3

給水管，給気管などの設置場所は，設置・撤去及び維持補修に適した地形のところを選び，設置後は標示するなどしてその所在を周知すること。

8．運搬道路の形状

⑴　場内運搬道路は，十分な幅員，勾配，曲線を確保すること。又，道路からの転落，転倒防止対策として，必要に応じて標識やガードレール設置，築堤等を行うこと。　安衛則151の6

⑵　路面は常に安全な運行ができるように維持するとともに，特に強雨後は点検・補修を行ってから運行すること。

9．土捨場の安全措置

⑴　土捨場は，のり肩の標示や土堤の設置により，運搬車両の転落，転倒などによる事故防止処置を行うこと。　安衛則151の6

⑵　土捨場や崩壊のおそれがあるのり面下で作業を行う場合は，背後や上部ののり面の安定を確認してから作業を行うこと。

第３節　基礎処理工

1．ボーリング作業

⑴　ウォータースイベルホースは固定して，巻き込まれ事故を　安衛則194の3

防止すること。

⑵　ロッドの切替えは，スピンドルの回転が停止したことを確認してから行うこと。　安衛則194の2

⑶　ロッドは散乱させるようなことのないように，確実に収納すること。

⑷　注入ホース，計器，ケーブル等は極力一ヶ所にまとめて配置し，作業員の転倒防止を図ること。

2．注 入 作 業

⑴　パイプやホースの取外しは，グラウトミルクの残圧がゼロになったことを確認した後に行うこと。

⑵　注入範囲の掘削のり面に設置する大規模足場は，使用する資機材，作業員などの荷重に耐えうる構造とするとともに，最大積載荷重の標示を行うこと。　安衛則561, 562

⑶　足場上からの資材の落下防止措置を講じること。　安衛則537

⑷　足場には安全な通路を設け，標示を行い，通路上には資機材を置かないこと。　安衛則552

⑸　足場上における機械の移動は，あらかじめ定めた作業手順や合図に基づいて行うこと。

⑹　注入をコンクリートダム堤体上から行う場合には，あらかじめ定めた作業手順に基づいて行い，必要に応じて監視員を配置すること。

⑺　監査廊内の急勾配の部分には，落下物の飛来防止設備を設けること。　安衛則537

⑻　監査廊内の急勾配部におけるボーリングマシンの移動時は下方の立入禁止措置をとること。　安衛則537

第４節　堤体コンクリート工事

１．コンクリート関連作業

⑴　作業は作業指揮者の指揮に基づいて行うこと。

⑵　足場，足場板，吊りチェーン，ワイヤロープなどの足場部材は適宜点検を行い，損傷のあるときは修理してから作業を行うこと。　安衛則567, 568

⑶　高所における不安定な姿勢による作業では，安全帯を用いること。

⑷　材料の上げ下ろし時には，作業員を吊り荷の下に立入らせないようにし，危険な場所には監視員を配置して作業を行うこと。　安衛則537

⑸　玉掛けワイヤは，使用前に点検を行い，規格品を使用すること。　クレーン則220

⑹　作業床に材料，工具などを置くときは，不用品は早く片付けること。　安衛則537

⑺　梯子，桟橋などには手摺，囲いを設け，床の端には落下物を止める幅木を付けること。　安衛則552

⑻　足場，足場板，手摺，通路などには，凍結による転倒，滑落等の防止を図る措置を講じること。

⑼　不要のボルト，釘，鉄線などの災害要因となるものは，常に取り除いておくこと。　安衛則537

２．コンクリート運搬設備

⑴　コンクリート運搬設備，用具は常に点検して，損傷したものは修理を行ってから使用すること。

⑵　コンクリートの積替え作業等において，付近に作業員の配置が必要な場合は，バケットが静止した後，作業を行うこと。

⑶　バンカー線における台車又はトランスファーカーの運行には，十分留意すること。

3．コンクリート打設作業

⑴　コンクリート面の清掃作業では，作業周辺への立入禁止措置を講じること。

⑵　先行ブロックの壁面等，狭い作業場所でコンクリート打設作業を行う場合は，オペレーター，誘導員，作業員等の間の連携を保ち，挟まれ事故のないよう留意すること。

4．クレーン下の作業　クレーン則29

ケーブルクレーンによるコンクリート打設及び資機材運搬作業を行う場合は，バケット及び吊り荷の直下に作業員を立入らせないこと。

5．シュート，ロープの支持力

シュートの支持材，ロープ等は，コンクリート，作業員等の荷重に対して耐える強度のものとすること。

6．のり面下の作業　安衛則534

のり面下の作業は，必要に応じて地山の崩壊，土石の落下に対する防護措置を講じたうえで行うこと。

7．材料の搬入・搬出

型わく，主材料などの現場搬入，搬出を行う場合は，荷くずれ，落下等を防止する運搬方法を採り，荷積み，荷卸し時の安全にも留意すること。

8．型わく作業

型わくの組立て，取りはずしなどの作業は，お互いに合図をよく確認したうえで行うこと。

9．設備内への立入

第９章４節１に準ずること。

10. 設備等の修理

⑴　ミキサー，ベルトコンベヤなどの修理，整備などは，必ず運転を停止してから行うこと。　安衛則107

⑵　修理終了後の運転開始は，危険のないことを確認してから行うこと。　安衛則104

11. RCD工法での留意事項

⑴　在来工法に比べて堤内の施工機械が多いことから，作業員と重機械との競合作業を極力避けること。　安衛法20, 21 安衛則158

⑵　稼働していない重機械は，打設・清掃等の作業の死角とならないよう定められた場所に待避しておくこと。

⑶　重機械にはバックブザー，後退灯等を装備し，特に夜間打設作業時の危害防止措置を講じること。

⑷　型わく周辺，通廊等の特殊部分は人力施工との競合作業となるため，極力並行作業を避け，必要に応じて立入禁止措置を行うこと。　安衛則158

⑸　ダンプトラック等は運搬通路を指定し，立入禁止措置を講じること。　安衛則151の3

⑹　ダンプトラック等の後進運転時は，通路から荷おろし点までは誘導員を配置し，作業を行うこと。　安衛則151の6

⑺　運転者と誘導員は定められた合図に基づき連絡を取り合うこと。特に夜間は灯火等による合図を行うこと。　安衛則151の8

第５節　ダム材料盛立工事（フィルタイプダム）

１．共 通 事 項

第７章４節に準ずること。

２．ストックパイル作業　安衛則158

コア材のストックパイルでは，のり肩の標示を行い，重機械の転落を防止するとともに競合作業による接触事故を防止する

こと。

3．運 搬 道 路

⑴　第６章２節に準ずること。

⑵　運搬道路ののり肩には，必要に応じてガードレール，標識等を設置し，通行車両の転落防止措置を講じること。

4．盛立面での輻輳作業　安衛則151の7

ダム盛立面においては，多数の重機械が稼働し，同時に人力作業も行われているため，誘導員の配置，危険範囲への作業員の立入禁止措置等を講じること。

5．盛立面のり肩での作業　安衛則151の6

盛立面のり肩での作業は，誘導員を配置して重機械の転落を防止すること。

6．コア着岩部

⑴　コア着岩部では多数の人力作業が行われているので，誘導員を配置し，重機械の誘導を行うこと。

⑵　必要に応じて上部地山のり面を監視する監視員を配置し，飛来落下による事故を防止すること。

7．盛立面での人力作業　安衛則151の7

⑴　盛立面での品質管理試験を行う場合は，作業中である旨を明示すること。

⑵　木根やオーバーサイズの除去作業を人力で行う場合には，監視員を配し，重機械と作業員との接触を防止すること。

8．チッピング

⑴　監査廊頂部やその他コンクリート壁面のチッピング作業は防じん眼鏡，マスク等を着装して行うこと。　安衛則593

⑵　作業員に対する振動障害の予防に留意すること。

9．リップラップ

⑴　リップラップ作業中は，盛立面及びそののり面下部には立

入禁止区域を設けること。

(2)　重機械と人力との同時作業を行う場合には，監視員を配置すること。　安衛則158

第19章　構築物の取りこわし工事

第１節　一 般 事 項

１．工事内容の把握

⑴　第５章１節1.2.に準ずること。

⑵　過去の類似工事について，施工方法・検討事項・問題点等を把握すること。

２．事前調査における共通事項

第１章２節に準ずること。

３．事前調査における留意事項

⑴　構築物の構造強度，規模，形状，部材断面，内外装，設備機器等を調査すること。

⑵　構造物又はその部材の破損，損耗，腐食，老朽の状態等を調査すること。

⑶　取りこわし構造物の周辺環境（地形，地質，周辺の構造物，民家，鉄道，道路，地下埋設物等制約条件）について調査すること。

⑷　溶接，溶断，火薬，その他の火気使用の可否の確認をすること。

⑸　取りこわし中の構造変化による構築物自体への影響を考慮すること。

⑹　建設副産物の受入れ場所，再利用のための再資源化施設の状況（コンクリート・アスファルトリサイクルプラント保有業者・プラント処理能力等），運搬ルートの調査を行うこと。

建設省
経建発第3号
（H5.1.12）

4．施工計画　安衛則517の14

⑴　第１章３節に準ずること。

⑵　周辺構造物，周辺環境に対する対策（粉じん，騒音，振動，飛石，地下埋設物，配電線，送電線，搬入出路等）を講じること。

⑶　廃棄物の処理に対する計画を立案すること。

5．取りこわし工事における現場管理

⑴　第１章４節，第２章10節に準ずること。

⑵　器具，工具等を上げ下ろしする際は，吊り網，吊り袋等を使用させること。　安衛則517の15

⑶　第三者への危害を防止するための以下の措置を講じること。

①　堅固な防護金網，柵等の措置　安衛則517の16

②　倒壊制御のため，引ワイヤ等の措置及び倒壊時の合図の確認

③　部材落下防止支保工及び防爆マット等の設置

④　危険箇所への立入禁止措置及び明示

⑷　火気及びガス等を使用する場合には，消火器等を準備したうえで，付近に影響を及ぼさないような防護措置を講じること。また，作業終了後の消火の点検をすること。　安衛則289

第２節　取りこわし工

1．圧砕機，鉄骨切断機，大型ブレーカにおける必要な措置

⑴　重機作業半径内への立入禁止措置を講じること。　安衛則158

⑵　重機足元の安定を確認すること。　安衛則157

⑶　騒音，振動，防じんに対する周辺への影響に配慮すること。

⑷　ブレーカの運転は，有資格者によるものとし，責任者から　安衛令20
安衛則36

指示されたもの以外は運転しないこと。

2．転倒工法における必要な措置

⑴　小規模スパン割のもとで施工すること。

⑵　自立安定及び施工制御のため，引ワイヤ等を設置すること。

⑶　計画に合った足元縁切を行うこと。

⑷　作業前に一定の合図を定め，周知徹底を図ること。

⑸　転倒作業は必ず一連の連続作業で実施し，その日中に終了させ，縁切した状態で放置しないこと。

3．カッター工法における必要な措置

⑴　回転部の養生及び冷却水の確保を行うこと。

⑵　切断部材が比較的大きくなるため，クレーン等による仮吊り，搬出が必要となるので，第４章５節，第６章の留意事項を確実に遵守すること。

4．ワイヤソーイング工法における必要な措置

⑴　ワイヤソーにゆるみが生じないよう必要な張力を保持すること。

⑵　ワイヤソーの損耗に注意を払うこと。

⑶　防護カバーを確実に設置すること。

5．アブレッシブウォータージェット工法における措置

⑴　防護カバーを使用し，低騒音化を図ること。

⑵　スラリーを処理すること。

6．爆薬等を使用した取りこわし作業における措置

⑴　第７章５節に準ずること。

⑵　発破作業に直接従事する者以外の作業区域内への立入禁止措置を講じること。　火取則53

⑶　発破終了後は，不発の有無などの安全の確認が行われるまで，発破作業範囲内を立入禁止にすること。　安衛則320

(4) 発破予定時刻，退避方法，退避場所，点火の合図等は，あらかじめ作業員に周知徹底しておくこと。　安衛則320

(5) コンクリート破砕工法及び制御発破（ダイナマイト工法）においては，十分な効果を期待するため，込物は確実に充填を行うこと。

(6) 飛石防護の措置を取ること。　火取則53

(7) 取りこわし条件に適した薬量を使用すること。

7．静的破砕剤工法における措置

(1) 破砕剤充填後は，充填孔からの噴出に留意すること。

(2) 膨張圧発現時間は気温と関連があるため，適切な破砕剤を使用すること。

(3) 水中（海中）で使用する場合は，材料の流出・噴出に対する安定性，充填方法及び水中環境への影響に十分配慮すること。

13. 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針

建設工事に伴う騒音振動対策技術指針

目　　次

Ⅰ　総　　論 ……13- 4
第１章　目　　的 ……13- 4
第２章　適用範囲 ……13- 4
第３章　現行法令 ……13- 4
第４章　対策の基本事項 ……13- 4
第５章　現地調査 ……13- 5
Ⅱ　各　　論 ……13- 6
第６章　土　　工 ……13- 6
第７章　運 搬 工 ……13- 6
第８章　岩石掘削工 ……13- 7
第９章　基 礎 工 ……13- 7
第10章　土 留 工 ……13- 7
第11章　コンクリート工 ……13- 8
第12章　舗 装 工 ……13- 8
第13章　鋼構造物工 ……13- 9
第14章　構造物とりこわし工 ……13- 9
第15章　トンネル工 ……13- 9
第16章　シールド・推進工 ……13-10
第17章　軟弱地盤処理工 ……13-10
第18章　仮 設 工 ……13-10
第19章　空気圧縮機・発動発電機等 ……13-10

Ⅰ 総　　論

第１章　目　　的

１．本指針は、建設工事に伴う騒音、振動の発生をできる限り防止することにより、生活環境の保全と円滑な工事の施工を図ることを目的とする。

２．本指針は、建設工事に伴う騒音、振動の防止について、技術的な対策を示すものとする。

第２章　適用範囲

１．本指針は、騒音、振動を防止することにより、住民の生活環境を保全する必要があると認められる以下に示す区域におけるすべての建設工事に適用することを原則とする。

ただし、災害その他の事由により緊急を要する場合はこの限りでない。

(1)　良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域

(2)　住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

(3)　住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって相当数の住居が集合しているため、騒音、振動の発生を防止する必要がある区域

(4)　学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム等の敷地の周囲おおむね 80mの区域

(5)　家畜飼育場、精密機械工場、電子計算機設置事業場等の施設の周辺等、騒音、振動の影響が予想される区域

第３章　現行法令

１．騒音、振動対策の計画、実施にあたっては、公害対策基本法、騒音規制法及び振動規制法について十分理解しておかなければならない。

２．地方公共団体によっては、騒音規制法及び振動規制法に定めた特定建設作業以外の作業についても条例等により、規制、指導を行っているので、対象地域における条例等の内容を十分把握しておかなければならない。

第４章　対策の基本事項

１．騒音、振動対策の計画、設計、施行にあたっては、施工法、建設機械の騒音、振動の大きさ、発生実態、発生機構等について、十分理解しておかなければならない。

２．騒音、振動対策については、騒音、振動の大きさを下げるほか、発生期間を短縮するなど全体的に影響の小さくなるように検討しなければならない。

３．建設工事の設計にあたっては、工事現場周辺の立地条件を調査し、全体的に騒音、振動を

低減するよう次の事項について検討しなければならない。

(1) 低騒音、低振動の施工法の選択

(2) 低騒音型建設機械の選択

(3) 作業時間帯、作業工程の設定

(4) 騒音、振動源となる建設機械の配置

(5) 遮音施設等の設置

4．建設工事の施工にあたっては、設計時に考慮された騒音、振動対策をさらに検討し、確実に実施しなければならない。なお、建設機械の運転についても以下に示す配慮が必要である。

(1) 工事の円滑を図るとともに現場管理等に留意し、不必要な騒音、振動を発生させない。

(2) 建設機械等は、整備不良による騒音、振動が発生しないように点検、整備を十分に行う。

(3) 作業待ち時には、建設機械等のエンジンをできる限り止めるなど騒音、振動を発生させない。

5．建設工事の実施にあたっては、必要に応じ工事の目的、内容等について、事前に地域住民に対して説明を行い、工事の実施に協力を得られるように努めるものとする。

6．騒音、振動対策として施工法、建設機械、作業時間帯を指定する場合には、仕様書に明記しなければならない。

7．騒音、振動対策に要する費用については、適正に積算、計上しなければならない。

8．起業者、施工者は、騒音、振動対策を効果的に実施できるように協力しなければならない。

第５章　現地調査

1．建設工事の設計、施工にあたっては、工事現場及び現場周辺の状況について、施工前調査、施工時調査等を原則として実施するものとする。

2．施工前調査は、建設工事による騒音、振動対策を検討し、工事着手前の状況を把握するために、次の項目について行うものである。

(1) 現場周辺状況

工事現場周辺について、家屋、施設等の有無、規模、密集度、地質、土質及び騒音又は振動源と家屋等の距離等を調査し、必要に応じて騒音、振動の影響についても検討する。

(2) 暗騒音、暗振動

工事現場の周辺において、作業時間帯に応じた暗騒音、暗振動を必要に応じ測定する。

(3) 建造物等

工事現場の周辺において、建設工事による振動の影響が予想される建造物等について工事施工前の状況を調査する。

3．施工時調査は、建設工事の施工時において、必要に応じ騒音、振動を測定し、工事現場の周辺の状況、建造物等の状態を把握するものである。

なお、施工直後においても必要に応じ建造物等の状態を把握するものとする。

II 各　論

第6章　土　　工

（掘削、積込み作業）

1．掘削、積込み作業にあたっては、低騒音型建設機械の使用を原則とする。

2．掘削はできる限り衝撃力による施工を避け、無理な負荷をかけないようにし、不必要な高速運転やむだな空ぶかしを避けて、ていねいに運転しなければならない。

3．掘削積込機から直接トラック等に積込む場合、不必要な騒音、振動の発生を避けて、ていねいに行わなければならない。

　ホッパーにとりだめして積込む場合も同様とする。

（ブルドーザ作業）

4．ブルドーザを用いて掘削押し土を行う場合、無理な負荷をかけないようにし、後進時の高速走行を避けて、ていねいに運転しなければならない。

（締固め作業）

5．締固め作業にあたっては、低騒音型建設機械の使用を原則とする。

6．振動、衝撃力によって締固めを行う場合、建設機械の種類の選定、作業時間帯の設定等について十分留意しなければならない。

第7章　運 搬 工

（運搬の計画）

1．運搬の計画にあたっては、交通安全に留意するとともに、運搬に伴って発生する騒音、振動について配慮しなければならない。

（運搬路の選定）

2．運搬路の選定にあたっては、あらかじめ道路及び付近の状況について十分調査し、下記事項に留意しなければならない。なお、事前に道路管理者、公安委員会（警察）等と協議することが望ましい。

(1)　通勤、通学、買物等で特に歩行者が多く歩車道の区別のない道路はできる限り避ける。

(2)　必要に応じ往路、復路を別経路にする。

(3)　できる限り舗装道路や幅員の広い道路を選ぶ。

(4)　急な縦断勾配や、急カーブの多い道路は避ける。

（運搬路の維持）

3．運搬路は点検を十分にし、特に必要がある場合は維持補修を工事計画に組込むなど対策に努めなければならない。

（走行）

4．運搬車の走行速度は、道路及び付近の状況によって必要に応じ制限を加えるように計画、実施するものとする。なお、運搬車の運転は、不必要な急発進、急停止、空ぶかしなどを避けて、ていねいに行わなければならない。

（運搬車）

5．運搬車の選定にあたっては、運搬量、投入台数、走行頻度、走行速度等を十分検討し、できる限り騒音の小さい車両の使用に努めなければならない。

第８章　岩石掘削工

（岩石掘削の計画）

１．岩石掘削の計画にあっては、リッパ工法、発破リッパ工法、発破工法等の工法について比較検討し、総体的に騒音、振動の影響が小さい工法を採用しなければならない。

（せん孔）

２．さく岩機によりせん孔を行う場合、必要に応じ防音対策を講じた機械の使用について検討するものとする。

（発　　破）

３．発破掘削を行う場合、必要に応じ低爆速火薬等の特殊火薬や遅発電気雷管等の使用について検討するものとする。

第９章　基 礎 工

（基礎工法の選定）

１．基礎工法の選定にあたっては、既製ぐい工法、場所打ぐい工法、ケーソン工法等について、総合的な検討を行い、騒音、振動の影響の小さい工法を採用しなければならない。

（既製ぐい工法）

２．既製ぐいを施工する場合には、中掘工法、プレボーリング工法等を原則とし、次のような騒音、振動対策を検討しなければならない。

(1)　作業時間帯

(2)　低騒音型建設機械の使用

３．既製ぐいの積み卸し、吊り込み作業等は不必要な騒音、振動の発生を避けて、ていねいに行わなければならない。

（場所打ぐい工法）

４．場所打ぐい工法には、多くの種類の掘削工法があり、それらの騒音、振動の程度、発生機構も異なるので留意しておく必要がある。

５．場所打ぐい工法では、土砂搬出、コンクリート打設等による騒音、振動の低減について配慮しておかなければならない。

　また、各くいが連続作業で施工されることから作業工程と作業時間帯についても留意しておかなければならない。

（ケーソン工法）

６．ニューマチックケーソン工法では、昼夜連続作業で施工されることから、エアーロックの排気音、合図音及び空気圧縮機等の騒音、振動対策を検討しておく必要がある。

第 10 章　土 留 工

（土留工法の選定）

１．土留工法の選定にあたっては、鋼矢板土留工法、鋼ぐいと土留板による工法、地下連続壁工法等について、総合的な検討を行い、騒音、振動の小さい工法を採用しなければならない。

（鋼矢板土留工法、鋼ぐいと土留板による工法）

２．鋼矢板、鋼ぐいを施工する場合には、油圧式圧入引抜き工法、多滑車式引抜き工法、アースオーガによる掘削併用圧入工法、油圧式超高周波くい打工法、ウォータジェット工法等を

原則とし、次の騒音、振動対策を検討しなければならない。

(1) 作業時間帯

(2) 低騒音型建設機械の使用

3．H鋼、鋼矢板等の取り付け、取り外し作業及び積込み、積卸し作業等は不必要な騒音、振動の発生を避けて、ていねいに行わなければならない。

（地下連続壁工法）

4．地下連続壁工法は、土留部材を本体構造に利用できる場合や工事現場の周辺の地盤沈下に対する制限が厳しい場合には、騒音、振動の低減効果も考慮し採否を検討する。

第 11 章　コンクリート工

（コンクリートプラント）

1．コンクリートプラントの設置にあたっては、周辺地域への騒音、振動の影響が小さい場所を選び、十分な設置面積を確保するものとする。なお、必要に応じ防音対策を講じるものとする。

2．コンクリートプラント場内で稼働、出入りする関連機械の騒音、振動対策について配慮する必要がある。

（トラックミキサ）

3．コンクリートの打設時には、工事現場内及び付近におけるトラックミキサの待機場所等について配慮し、また不必要な空ぶかしをしないように留意しなければならない。

（コンクリートポンプ車）

4．コンクリートポンプ車でコンクリート打設を行う場合には、設置場所に留意するとともにコンクリート圧送パイプを常に整備して不必要な空ぶかしなどをしないように留意しなければならない。

第 12 章　舗 装 工

（アスファルトプラント）

1．アスファルトプラントの設置にあたっては、周辺地域への騒音、振動の影響ができるだけ小さい場所を選び、十分な設置面積を確保するものとする。なお、必要に応じ防音対策を講じるものとする。

2．アスファルトプラント場内で稼働、出入りする関連機械の騒音、振動対策について配慮する必要がある。

（舗　　装）

3．舗装にあたっては、組合せ機械の作業能力をよく検討し、段取り待ちが少なくなるように配慮しなければならない。

（舗装版とりこわし）

4．舗装版とりこわし作業にあたっては、油圧ジャッキ式舗装版破砕機、低騒音型のバックホウの使用を原則とする。また、コンクリートカッタ、ブレーカ等についても、できる限り低騒音の建設機械の使用に努めるものとする。

5．破砕物等の積込み作業等は、不必要な騒音、振動を避けて、ていねいに行わなければならない。

第 13 章　鋼構造物工

（接　　合）

1．現場における高力ボルトによる鋼材の接合には、電動式レンチ又は油圧式レンチの使用を原則とする。

2．現場における鋼材の穴合わせには、必要に応じドリフトピンを打撃する方法にかえて、油圧式又は電動式の静的方法の採用を検討するものとする。

（クレーン車の選定）

3．クレーン車の選定にあたっては、低騒音型建設機械の採否について検討するものとする。

（架　　設）

4．架設に使用するクレーン等の運転は、作業時間帯に留意するとともに、無理な負荷をかけないようにていねいに行わなければならない。

第 14 章　構造物とりこわし工

（とりこわし工法の選定）

1．コンクリート構造物を破砕する場合には、工事現場の周辺の環境を十分考慮し、コンクリート圧砕機、ブレーカ、膨張剤等による工法から、適切な工法を選定しなければならない。

（小　　割）

2．とりこわしに際し小割を必要とする場合には、トラックへ積込み運搬可能な程度にブロック化し、騒音、振動の影響の少ない場所で小割する方法を検討しなければならない。なお、積込み作業等は、不必要な騒音、振動を避けて、ていねいに行わなければならない。

（防音シート等）

3．コンクリート構造物をとりこわす作業現場は、騒音対策、安全対策を考慮して必要に応じ防音シート、防音パネル等の設置を検討しなければならない。

第 15 章　トンネル工

（掘 削 工）

1．坑口付近の掘削は、発破等の騒音、振動をできる限り低減させるように配慮しなければならない。

2．トンネル本体掘削時の発破騒音対策として、坑口等に防音壁、防音シート等の設置を検討しなければならない。

3．土かぶりの小さい箇所で発破による掘削を行う場合には、特に振動について配慮しなければならない。

（ずりの運搬、処理）

4．ずりの運搬、処理に用いる建設機械は、ていねいに運転しなければならない。

（換気設備等）

5．換気設備及び空気圧縮機等は、工事現場の周辺の環境を考慮して設置するとともに、必要に応じ騒音、振動を低減させるように配慮しなければならない。

第 16 章　シールド・推進工

（泥水処理設備等）

1．泥水処理設備、換気設備等は、設置場所に留意するとともに、必要に応じ防音パネル、防振装置等の設置について検討しなければならない。

（掘　　削）

2．土かぶりの小さい箇所における掘削については、推進に伴う振動に留意しなければならない。

（資機材の運搬）

3．資機材の運搬にあたっては、作業時間帯に留意するとともに、必要に応じ騒音、振動対策を講じなければならない。

第 17 章　軟弱地盤処理工

（軟弱地盤処理工法の選定）

1．軟弱地盤処理工法の選定にあたっては、対象地盤性状と発生する騒音、振動との関連を考慮の上、総合的な検討を行い、工法を決定しなければならない。

（施　　工）

2．軟弱地盤処理工の施工にあたっては、施工法に応じ、騒音、振動を低減させるように配慮しなければならない。

なお、特に振動が問題となりやすいので留意しなければならない。

第 18 章　仮　設　工

（設　　置）

1．仮設材の取り付け、取り外し及び積込み、積卸しはていねいに行わなければならない。

（路面覆工）

2．覆工板の取り付けにあたっては、段差、通行車両によるがたつき、はね上がり等による騒音、振動の防止に留意しなければならない。

第 19 章　空気圧縮機・発動発電機等

（空気圧縮機、発動発電機等）

1．可搬式のものは、低騒音型建設機械の使用を原則とする。

2．定置式のものは、騒音、振動対策を講じることを原則とする。

（排水ポンプ）

3．排水ポンプの使用にあたっては、騒音の防止に留意しなければならない。

（設　　置）

4．空気圧縮機、発動発電機、排水ポンプ等は、工事現場の周辺の環境を考慮して、騒音、振動の影響の少ない箇所に設置しなければならない。

14.建設機械施工安全技術指針

建設機械施工安全技術指針

第Ⅰ編　総論

第1章　目的

（目的）

第１　本技術指針は、建設機械施工に関連する事故・災害を防止するため、建設機械による施工計画の作成、施工の実施及び管理運用における一般的に必要な技術上の留意事項や措置を示し、建設機械施工の安全確保に寄与することを目的とする。

第2章　適用範囲

（適用範囲）

第２　本技術指針は、建設工事における建設機械施工に関して、法令・基準等で規定される場合を除き、この指針を適用する。

２、本技術指針でいう建設機械とは、建設工事に使用される全ての建設機械及び機械設備をいう。

第3章　安全対策の基本事項

（安全対策の確実な実施とその向上）

第３　建設機械施工の安全対策には、工事関係者がそれぞれの立場における安全対策を自覚し、相互の連携を保ち、施工の安全確保に努めること。

２、建設機械施工を安全に進めるために、現場条件を十分考慮した施工計画を作成し、それに基づいた施工現場における安全対策を確実に実施すること。なお、実施にあたっては、新たな問題点や留意すべき事項がないか、点検確認するとともに、より一層の安全対策の向上に努めること。

（事故発生時の措置と原因調査）

第４　建設機械施工により事故・災害が発生した場合には、直ちに応急措置及び関係機関への報告を行うとともに、二次災害の防止措置を講じること。

２、建設機械施工により発生した事故の再発防止を図るため、速やかにその原因を調査し、類似の事故が発生しないよう措置を講ずること。

（良好な作業環境の確保）

第５　現場において作業員の安全な作業実施に資するため、作業員が健康な身体と精神を保持できるよう現場作業所等における良好な作業環境の確保に努めること。

（付近居住者等への周知）

第６　建設機械施工にあたっては、適時、付近の居住者、関係施設等にそれぞれの工種の概要等について事前に周知し、その協力を求めること。

第4章　安全関係法令

（関係法令等の遵守）

第７　建設機械施工の計画、実施に際しては、安全確保のため、関係する法令、安全基準等を遵守すること。

（法令、規格との適合）

第８　工事には、法令に定められた構造規格を満足し、かつ所定の点検整備がなされた建設機械を使用すること。

（法令に基づく手続き）

第９　法令に定める建設機械の設置、あるいは、工事の開始にあたっては、あらかじめ必要な計画等の届出を行うこと。

（有資格者の配置）

第１０　工事及び作業の実施、建設機械の運転、点検整備等に関しては、法令に定める資格を有する者（以下「有資格者」という）を配置すること。

第Ⅱ編　共通事項

第5章　現地調査

（現地調査の内容）

第１１　建設機械施工に係わる現地調査は、施工計画で予め検討した重要項目に関する重点的調査と全般的調査を、それぞれ計画し実施すること。

2、重点的調査は、施工内容に応じて調査項目の重要度を考慮して実施すること。

3、全般的調査は、必要な調査項目を遺漏なく選定して実施すること。

（現地調査上の留意点）

第１２　現地調査は、工事目的物の出来進捗にともなう現場作業環境の変化及び特殊な条件等に留意して、実施すること。

2、土木工事と建築工事等、工事の特性の相違に留意して、これに応じた調査を実施すること。

3、地域の交通安全のために、現場周辺地域の交通事情の調査を行うこと。
4、地下埋設物の調査は、台帳（図面）の確認、関係者の立会い、試掘等を十分に行い、公衆災害の確実な防止措置を講ずること。

第6章　施工計画

（施工計画作成の基本）

第13　建設機械を使用する工事の施工計画の作成にあたっては、設計図書や現地調査により施工条件を把握し、安全を考慮すること。

（施工計画での検討事項）

第14　施工法の選定にあたっては、施工条件、現場条件、工事目的物の種類及び規模に適合したものであること。
2、建設機械の機種選定にあたっては、工事計画全体を展望し、各種の制約条件を満たす最適な機種、規格、組合せを選定すること。
3、選定した建設機械については、相互の関係を検討し、適合性を確認すること。
4、建設機械の配置計画にあたっては、使用形態を考慮して、施工の安全及び周辺の安全を確保すること。
5、強風、降雨、降雪時における作業中止に関しては、地理的条件を考慮のうえ、観測方法や指示方法等の具体的な計画を検討し、安全確保を図ること。

（施工計画の変更）

第15　施工計画を変更する場合には、全体の状況を十分勘案して変更すること。

第7章　現場管理

（現場の維持管理）

第16　工事は、施工計画に基づき進めるとともに、現場の状況及び作業内容の状態をよく把握して、現場を適切に維持管理すること。
2、現場に搬入される建設機械が、施工計画に基づいて選定された機種、規格、組合せであること及び適正な整備状況等であることを確認すること。

（施工管理体制、指揮命令系統）

第17　現場管理にあたっては、施工管理体制、指揮命令系統を工事関係者に明確にすること。また、作業が輻輳する場合は、相互の作業内容に関して連絡調整を行い、関係作業員に周知すること。

2、隣接工事をともなう場合は、隣接工事を含む関係機関との連絡体制を確立すること。

（工事関係者の安全教育）

第18　安全管理者等は、定期的又は随時に、建設機械、作業環境等について、新たな知識の習得と専門的能力の向上に努めること。

2、就業前には、関係作業員に対し、現場の状況に関する情報を与えるとともに、従事する作業に関する安全について教育及び指導すること。

3、作業開始前には、関係作業員に対し、安全事項について教育及び指導すること。また、建設機械の配置、作業場所、作業方法などに大幅な変更が生じた場合は、それについて教育及び指導すること。

（現場管理に関する要員確保）

第19　建設機械施工にあたっては、施工計画に基づき必要な要員を確保し、作業内容、作業場所等に応じて、適切に配置すること。

2、建設機械の取扱いにあたっては、当該機械等に関する知識、技術及び資格を有する要員を確保すること。

（安全巡視）

第20　工事期間中は安全巡視を行い、工事区域及びその周辺を監視すること。また、施工条件に変化が生じた場合は、速やかにその状況を調査し安全対策を見直すこと。

（臨機の措置）

第21　工事中に不測の事態が発生した場合は、緊急通報体制に基づき通報するとともに、避難、救助、事態の拡大防止及び二次災害防止等適切な措置を講ずること。

第8章　建設機械の一般管理

（機械の使用・取扱い）

第22　機械の使用にあたっては、機械の能力を超えて使用したり、機械の主たる用途以外の使用及び安全装置を解除して使用しないこと。

2、建設機械の使用･取扱いにあたっては、定められた有資格者を選任し、これを表示すること。

3、作業開始前に、作業内容、手順、機械の配置等を工事関係者に周知徹底すること。

4、仮設電気設備の設置、撤去及び維持管理にあたっては、電気設備に関する関係法令を遵守すること。

（組立・分解又は解体の留意事項）

第23　建設機械の組立・分解又は解体作業の開始に先立ち、作業指揮者を指名し、その日時、場所、作業手順、安全対策等について打合せを行い、関係作業員へも周知徹底すること。

2、組立・分解又は解体作業中は、常に機械の安定性、安全性を確認すること。

3、作業は、指示された手順通り行われているか確認すること。

4、特殊な機械や新型の機械を扱う場合は、事前に指導員と十分な打合せを行い、必要に応じ立合いのうえ作業を進めること。

（休止時の取扱い）

第24　移動式の機械を休止させておく場合は、地盤の良い場所に水平に止め、作業装置を安定した状態に保持すること。

2、原動機を止め、全ての安全装置をかけ、キーを所定の場所に保管すること。

（適正な維持管理）

第25　建設機械は、現場搬入時の点検、作業前点検、定期自主検査を行い、結果を記録しておくこと。また、不具合箇所は、速やかに措置を講ずること。

2、建設機械の点検設備においては、作業の安全を確保するための必要な措置を講ずること。

3、建設機械に付随する工具、ロープ等の機材の点検整備を行い、常に正常な状態に保持すること。

第9章　建設機械の搬送

（搬入及び搬出経路等の事前調査）

第26　建設機械をトレーラ又はトラックに積載し、一般道路（公道）を移送する場合は、事前に現場の所在地、運搬経路、周辺の道路形状、交通量及び交通状況等を調査するとともに、必要に応じて関係機関への届け出等を行い、運搬に支障がないように措置を講ずること。

（積込み・積降ろしの安全確保）

第27　建設機械を運搬車両に積込み・積降ろしを行う場合は、作業手順、周辺状況等を事前に打合わせること。

2、建設機械は、積込み時に確実に固定し、出発前に固定状況、高さ等について確認を行い、運搬中の荷くずれ・落下防止措置を講ずること。
3、積込み・積降ろし時には誘導員を適宜配置すること。

（自走の安全対策）

第28　建設機械が、一般道路（公道）を自走する場合、道路関係法令を遵守し、他の交通機関の支障にならないような措置を講ずること。
2、現場内を移送する場合は、事前に下見を行い転倒、転落などの危険防止の措置を講ずること。

第10章　賃貸機械等の使用

（賃貸機械あるいは貸与機械の使用）

第29　賃貸機械あるいは貸与機械を使用する場合は、十分な点検整備がなされた機械であることを確認し、法定検査記録控え、取扱説明書、貸出時点検表等の書面を受け取り確認すること。
2、使用にあたっては、機械の操作・取扱い方法等を関係者へ周知し、機械を使用する者は日常点検、定期点検整備を実施すること。

（運転者付き機械の使用）

第30　運転手付き機械の搬入にあたっては、運転者が有資格者であることを確認し、新規入場者教育を実施すること。
2、運転者付き機械の使用にあたっては、事前に運転者と打合わせをし、運転者と関係作業員との意思の疎通を図るとともに、日常点検、定期点検を実施すること。

第Ⅲ編　各種作業

第11章　掘削工、積込工

（機械の適合性確認と制限の遵守）

第31　施工にあたっては、機械の機能、装備が施工内容に対して適切であることを確認し、負荷、安定性、速度等の制限を守り、主たる用途以外の目的に使用しないこと。

（作業方法と現場状況）

第３２　掘削、積込みは、作業の進行にともない地形及び土質が変化していくので、その状況に応じて走行、旋回、登降坂等の作業動作を十分考慮した機械の安全な配置と運行に努めること。
2、施工にあたっては、落石、土砂崩れ、建設機械等の転落及び気象による災害を回避する措置を講ずること。

（安全確保と構造物損傷防止）
第３３　施工にあたっては、施工に先立ち作成された施工計画に基づき、第3者及び工事関係者等の安全確保のための監視員、誘導員、合図員等を必要な場所に配置すること。また、工事目的物、周辺を含めた構造物、埋設物への損傷防止の措置を講ずること。
2、崩落の危険がある路肩や法肩での作業では、立入り禁止措置や明示に加え監視員（誘導員）を配置すること。
3、埋設物が予想される場所では、設計図書の条件明示内容を確認し、試掘等で確認後施工を行う等損傷事故防止を図る。また、道路敷地内で掘削を行う場合は道路及び埋設物管理者等に照会し埋設物の有無の確認を行うこと。

第１２章　運搬工

（走行式運搬機械の安全装備と制限）
第３４　機械の装備機能を確認し、負荷、安定性、速度等の制限を遵守すること。また、機械の制動、照明、信号、警報等の安全に係わる装置については、定期的な点検整備を実施すること。
2、現場内の交通規則を定め、工事関係者に周知徹底を図ること。特に運搬路の平坦性を保持し、地形・地質や天候等の環境に応じた制限速度等を定め、カーブ、路肩部等には適切な事故防止の措置を講ずること。
3、後退時には、誘導員を適宜配置すること。

（定置式運搬機械とその安全対策）
第３５　定置式の運搬機械については、巻込まれ防止装置、非常停止装置、運搬物の落下防止対策、関係者以外の立入禁止などの安全措置を講ずること。

（現場出入付近の安全確保）
第３６　工事現場から一般道路（公道）へ運搬車両が出入りする場合は、出入口付近における歩行者、あるいは一般車両との出会がしらの事故防止等の措置を講ずること。

（一般道路上の規制の遵守）

第37　運搬経路が一般道路（公道）を経由する場合は、関係法令を遵守し、運搬物の落下等公衆災害防止のための必要な措置を講ずること。

（周辺環境への対応）

第38　周辺環境からの制約がある場合は、十分な対策措置を講ずること。

第13章　締め固め工

（複合作業での接触防止）

第39　機械を複合して使用する場合は、機械相互及び人と機械の接触防止の措置を講ずること。

（法面作業、路肩部作業等の安全確保）

第40　法面の締固め作業は、他の作業と上下作業にならないように制限した計画とし、また作業時には監視員を配置すること。

2、盛土端部や路肩部など危険をともなう作業では、誘導員を配置し作業を行うこと。

第14章　仮締切土、土留・支保工

（機械の安定性確保）

第41　やむを得ず機械を不安定な地盤上に設置するときは、常に適切な転倒防止の措置を講ずること。また、周辺の状況変化を予測し、どのような事態においても機械の安定限度内で使用すること。

（組立、分解又は解体、整備等の安全措置）

第42　資材等の高所取扱いにおいては、他の作業との上下作業を禁止すること。なお、機械の組立・分解又は解体・整備・移動作業においても、機械の安定性確保に留意すること。

2、機械の整備、段取替等にあたっては、ブレーキ、ロック等、安全装置の作動や、各部の歯止め、車輪止め、かいもの等の措置を確認してから実施すること。

（周辺環境への対応）

第43　振動、騒音、接触、転倒等による周辺への影響を考慮し、対策を講ずること。

2、工事車両の現場への搬出入に際しては、交通事情を考慮した措置を講ずること。

3、架線への接近・接触を防止すること。また、必要に応じて架線に防護措置を講ずること。

第15章　基礎工、地盤改良工

（組立、分解又は解体、変更、整備等の安全措置）

第44　機械の組立、分解又は解体、変更、整備及び移動を行うときは、作業の管理体制を明確にし、指揮命令系統及び作業手順を関係作業員に周知徹底すること。また、上下作業は禁止し、部材等のつり荷の下には絶対に立入らせないこと。

2、杭打機、杭抜機、各種地盤改良機械を組立てたときには、各部の点検を行い、異常がないことを確認してから使用すること。

（作業地盤の確認と措置）

第45　機械の据付場所及び移動範囲の地盤は、常に平坦に整地し、地耐力の確認を行い、必要に応じて転倒防止の措置を講ずること。

2、施工場所と、その周辺における架線や地下埋設物を含む構造物等を調査し、施工による影響のない作業方法、又は作業手順を検討して施工すること。

（点検及び維持管理）

第46　機械の点検や給油等を行うときは、作業員の挟まれ、巻込まれ等の災害を防止するため、動力機関を停止して行うこと。また、高所作業となる場合は、墜落防止用保護具を確実に使用すること。

2、機械の安全装置は、常に正常に作動するように点検整備すること。

（運転及び合図）

第47　機械の運転操作は確実に行い、誤操作や機械の転倒等を防止するため、複合操作は行わないこと。また、機械の能力の範囲内で運転すること。

2、機械の運転にあたっては、あらかじめ合図員と合図を定め、合図員の合図に従うこと。

（機械の休止）

第48　移動式等の機械を組立てた状態で作業を休止するときは、堅固で平坦な場所に置き、機械の逸走防止と強風等による機械の転倒防止措置を構ずること。

（環境保全）

第４９　場所打杭工法や地盤改良工法に用いられる資材等のうち風等で飛散する物は、予防処置を講じて運搬、保管及び施工を行うこと。
2、場所打杭工法や地盤改良工法では、処理水や廃棄物の処理、建設副産物の処理と再生利用等について適正に管理すること。
3、施工に際しては、周辺環境の事前調査を十分に行うこと。

（圧気ケーソンの設置）
第５０　空気圧縮機は算定された最大所要自由空気量に基づいて必要台数を設置するほか、緊急時に備えて保安上十分な空気量を保持できるよう予備の空気圧縮機を設置すること。
2、空気圧縮機の基礎は、振動等により配管が破損しないよう十分堅固なものとすること。
３、送気設備の異常、または有毒ガスの発生等に備えて、有毒ガス警報装置や電話等の通信連絡設備を設置するとともに、救護訓練の実施や救護に必要な機械等を設置すること。

（圧気ケーソンの維持管理）
第５１　機械の維持管理にあたっては、点検責任者を指名し、各機械ごとの点検表に基づいて点検を行うこと。予備の機械については、定期的に試運転を行い、いつでも稼働できるように管理すること。
2、機械の運転にあたっては、有資格者を指名し、連絡方法を定め、確実に連絡通報ができるようにすること。
3、送気設備の異常、または有毒ガスの発生等に備えて、救護に関する訓練を行うこと。

第１６章　クレーン工、リフト工等

（クレーンの適合性確認と安全教育）
第５２　クレーンの使用にあたっては、その機能と能力が当該クレーン作業に適切であることを確認し、つり上げ荷重、作業半径等の能力の制限を守り使用すること。
2、新機種等に対応するため、安全技術に対する教育を適正に行うこと。

（クレーンの使用時の遵守事項）
第５３　高所及び敷地周辺からのつり荷・つり具等の落下、飛散等に十分注意することとともに、これらによる危害を防止するための措置を講ずること。

2、クレーン作業は、原則として工事現場内とすること。工事現場外で使用する場合には作業範囲内への立入りを制限する等の措置を講ずること。
3、クレーン安全装置は、常に整備されていること。
4、クレーンの組立及びクライミング、分解又は解体にあたっては、安全な作業を考慮した施工要領を定め、正しい知識、技能を有する者を指名し、定められた手順を厳守すること。
5、同一条件で繰り返し作業の多いクレーンのワイヤロープは、損耗が特に著しいので、定期的に点検を実施し、必要に応じて交換すること。
6、施工現場には風速の把握に必要な吹き流しや風速計を必要に応じて用意すること。
7、玉掛け作業に用いるワイヤロープには、つり荷の重量及び使用状況を考慮したワイヤ径を選定すること。
8、玉掛け作業には有資格者をあて、つり荷の重心位置、固縛状況を確認し、つり荷の落下防止に細心の注意をはらうこと。
9、クレーン操作時には、誘導員配置やクレーンと人との行動範囲の分離措置をとること。

（定置式クレーンの倒壊、転倒、逸走等の防止）

第54　定置式クレーンの設置にあたっては、倒壊、転倒による危害を防止するため、強度設計により確認された堅固な基礎、控えを設けること。
2、作業終了後の強風、地震等による倒壊、転倒、逸走を防止する措置を講ずること。

（移動式クレーンの倒壊、転倒、逸走等の防止）

第55　移動式クレーンの使用にあたっては、つり荷による遠心力や衝撃荷重及び強風等による倒壊、転倒防止の措置を講ずること。
2、作業中断時の移動式クレーンには、逸走防止の措置を講ずること。
3、気象情報の収集に努めるとともに、クレーン安全規則に則り、強風等のため、クレーンに係る作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業を中止すること。
4、移動式クレーンの作業にあたっては、作業地盤の耐力を確認し、耐力が十分でない場合、必要な措置を講ずること。
5、アウトリガまたはクローラは、最大限に張出して使用すること。

（クレーン機能付バックホウの倒壊、転倒、逸走等の防止）

第５６　クレーン機能付バックホウの使用にあたっては、車両系建設機械構造規格及び移動式クレーン構造規格を充足するものを用いるものとし、つり荷による遠心力や衝撃荷重及び強風等による倒壊、転倒、逸走防止の措置を講ずること。

（建設用リフト・工事用エレベータの機能、能力の周知と法令の遵守）

第５７　建設用リフト・工事用エレベータ等の使用にあたっては、最大積載荷重、最大搭乗人員を現地に表示し、その機能と能力を十分に理解するとともに能力と使用上の制限事項等を厳守し、使用すること。

（建設用リフト・工事用エレベータ使用時の遵守事項）

第５８　建設用リフト・工事用エレベータ等の使用にあたっては、荷台の落下、揚重物の落下・飛散等の防止措置を講ずること。また、搬器の昇降及びワイヤロープの走行により作業員の危険が生ずる恐れのある箇所は、囲いを設け立入り禁止とすること。

2、ロングスパン工事用エレベータ等に作業員を搭乗させる場合は、その搭乗範囲に堅固なヘッドガードと積載物との遮断設備を設け、接触事故の防止を行なうこと。

3、建設用リフト・工事用エレベータ等の安全装置が機能を発揮できるように、常に整備されているかを確認すること。

4、建設用リフト・工事用エレベータ等の組立及びクライミング、分解又は解体作業にあたっては、安全な作業を考慮した施工要領を定め、正しい知識と技能を有するものを指名し、定められた手順を遵守させること。

（ゴンドラの適合性確認と遵守事項）

第５９　ゴンドラの使用にあたっては、ゴンドラの機能と能力が作業内容と現場の状況から、適切であることを確認すること。

2、ゴンドラの操作は、有資格者の中から指名したものが行うこと。また、操作にあたっては、合図員を指名し、定められた合図により操作すること。

3、ゴンドラを使用する場合には、ゴンドラの逸走、落下などを防止する措置を講ずること。

4、ゴンドラの安全装置が常に整備されているかを確認すること。

（高所作業車の適合性確認と遵守事項）

第６０　高所作業車の使用にあたっては、高所作業車の機能と能力が作業内容と現場の状況から適切であることを確認すること。

2、高所作業車の操作は、作業床の高さに応じた有資格者の中から指名したものが行うとともに、使用責任者名を本体に明示すること。

3、高所作業車の使用にあたっては、施工条件、作業内容、機種の特徴及び使用にあたっての遵守事項等を考慮し、転倒、転落、挟まれ等を防止する措置を講ずること。

第17章　コンクリート工

（コンクリートプラントの運転、維持管理）

第61　コンクリートプラントの点検、整備にあたっては、作業員の安全確保のため、工事関係者との連絡、調整を行い、作業中には表示を行うこと。また、複数の作業員で行動すること。

2、作業員は、コンクリートプラントの運転中の巡回に際しては、粉塵及び騒音等に対する保護具を着用すること。

（ コンクリート運搬作業の留意事項）

第62　コンクリート工事が他の作業と輻輳する場合は、工事関係者と十分に連絡、調整し、車両走行通路等の表示および安全通路等を設けて、他の作業員などの安全確保の措置を講ずること。

2、坑内運搬の場合、走行速度を定めて運転中に遵守させるとともに、運搬車両の走行を坑内作業員に注意換起できる表示と誘導員の配置等の安全対策を講ずること。

3、トラックミキサから生コンクリートの排出のため、運転者が席を離れるときは、駐車ブレーキを完全に機能させ、車輪止めをセットすること。

4、ケーブルクレーン等で運搬する場合は、コンクリートバケット下方への立入禁止及びバケット移動時の警報等の注意換起の措置を講ずること。

（コンクリート打設時の留意事項）

第63　コンクリートの打設は、定められた打設手順に従い、局部的な集中打設を避けること。

2、作業開始、中止等の合図連絡の方法をあらかじめ定めておき、合図を確実に行うこと。

3、コンクリートポンプ車の設置にあたっては、ポンプ車の転倒防止のため、地盤を確認するとともに、安定確保のための措置を講ずること。

4、架空電線の付近でブームを伸ばして作業する場合は、架空電線への接触防止の措置を講ずること。

5、圧送管の閉そく解除及び洗浄作業を行う場合は、作業箇所周辺への作業員以外の者の立入禁止の措置を講ずること。

6、コンクリートポンプ車のブームジョイント部周辺の始業前点検を確実に実施すること。

（作業員の保護対策）

第６４　電動式コンクリートバイブレーターの使用にあたっては、感電を防止するための措置を講ずること。

２、コンクリート吹付作業では、作業員の安全のため、粉塵及び騒音等に対する保護具を着用すること。

第１８章　構造物取壊し工

（事前調査と施工計画）

第６５　構造物の取壊し作業にあたっては、十分な事前調査を行うこと。

２、事前調査は、形状、構造、老朽状態、危険性等、取壊す構造物に対する調査だけでなく、周辺構造物、埋設物等にも注意を払うこと。

３、事前調査結果を踏まえ、適切な施工計画を作成すること。

４、取壊し作業中に、想定外の構造等が明らかになった場合は、作業を中断し、追加調査の実施、施工計画の再検討を行うこと。

５、ただし、小規模な構造物の取壊し作業にあたっては、施工計画の作成を省略できる。

（取壊し作業の安全留意事項）

第６６　作業にあたっては施工計画と同時に、安全注意事項も事前に関係作業員に周知徹底すること。

２、関係者以外の立入り禁止など各工種共通の安全措置のほか、取壊し作業固有の安全措置にも十分に配慮すること。

（周辺の安全・環境対策）

第６７　振動・騒音、粉塵等周辺環境への影響については、事前調査結果に基づき、地元住民、関係機関と十分に協議し、適切な安全・環境対策を施すこと。

２、事前調査により、周辺構造物の変状、埋設物の破損などのおそれがある場合には適切な防護措置等を行うこと。

３、周辺道路を占有する場合は、関係機関の許可を得た上で、第三者の安全確保を行うこと。

４、取壊し発生材搬出、資機材搬入出にあたっては、周辺住民の生活環境及び周辺交通を考慮に入れて運行経路を選定し、交通規則を厳守すること。

５、取壊し発生材は、法令に準拠して適切に処理を行うこと。

第19章　舗装工

（交通規制と周辺生活環境への対応）

第68　舗装工は道路の交通規制を伴うことや住民の生活圏に接近して行われることが多いため、周辺生活環境の保全及び公衆災害の防止措置を講ずること。

2、第三者から受ける交通事故（もらい事故）の防止措置を講ずること。

（舗装工の安全対策）

第69　路床・路盤工は、他の工事との並行作業となる場合があるので、工程についての綿密な、調整を行うこと。

2、路面の段差や開口部の状況を考慮した安全対策を講ずること。

3、舗装工では、作業員等が舗装機械に接近して作業するので、機械と作業員との接触事故の防止対策を講ずること。

4、コンクリート舗装は、施工機械の搬入から組立調整等、クレーンを使用する場合が多いので、クレーン事故の防止対策を講ずること。

（法面舗装での転落防止）

第70　ダムや堤防等の法面舗装を行う場合は、機械や作業員の転落防止対策を講ずること。

第20章　トンネル工

（安全な作業環境の保持）

第71　工事に従事する作業員の安全確保と良好な作業環境を保つため、関係法令や技術基準等を遵守し、坑内の空気清浄度及び照度規定値を確保すること。

2、呼吸用マスクその他防護具は、坑内においては常時着用すること。

（せん孔・装薬時の安全措置）

第72　せん孔作業に先だって、肌落ちや火薬事故等の危険を防止するため、浮石の除去や残留火薬の確認等の切羽の点検を行うこと。

2、せん孔後に、せん孔作業で切羽地山がゆるむ可能性があるため、装薬前に再度浮き石の除去及び安全の確認を行うこと。

3、せん孔・装薬中の切羽では、回転部での巻き込まれや摺動部での挟まれを防止するため、関係者以外の立入禁止の措置を講ずること。

4、装薬にあたっては有資格者をあて、火薬類取締法に則った作業を行うとともに、漏電による暴発事故防止のため必要な措置を講ずること。

（掘削・積込み作業の安全確保）

第７３　発破工法における発破・換気時・こそく・浮き石落とし・積込作業及び機械掘削工法の掘削・積込作業が行われている周辺は、立入禁止の措置を講ずること。

２、湧水の状況、ガスの検知など各種計測器、警報装置類は常に整備されていること。危険箇所での補助工法等については、即時対応が可能なよう、各種機械については常に整備されていること。

（坑内運行の安全措置）

第７４　運搬路は、常に良好な路面、または軌道状態を維持すること。

２、ずり積みにあたっては、積載荷重を守るとともに、適正に積込むこと。

３、車両、信号、標識等を正常な状態に維持管理し、衝突、暴走等の防止を図ること。また、車両運行管理規定を遵守し、運行の安全を確保すること。

（鋼製支保工の建込み作業の安全対策）

第７５　鋼製支保工の建込みにあたっては高所作業をともなうため、墜落、転落防止の保護装置を設置した機械を使用すること。

２、作業中は、落盤、肌落ち及び挟まれ等による危険を防止するため、作業周辺への関係者以外の立入禁止の措置を講ずること。

３、建込み前に一次吹付コンクリートや鏡吹付コンクリートを実施すること。

（コンクリート吹付け作業の安全対策）

第７６　コンクリート吹付け関連機械は、良好に維持管理し、掘削後できるだけ速やかに吹付け作業を行うこと。

２、コンクリート吹付け作業中は、閉塞などによって内圧が一時的に高圧となるので、詰まった時の連結金具の破損やホースの振れによる工事防止に配慮した作業員の配置とすること。

３、コンクリート吹付け作業においては、粉じん対策を講ずるとともに、作業員は保護具を着用すること。

（ロックボルト打設作業の安全対策）

第７７　ロックボルト打設の作業にあたっては、作業開始前に吹付けコンクリートの剥離に注意するとともに、コンクリートの硬化状況を十分に確認しておくこと。

２、運転者と作業員の連携を常に保ち、運転者は無理な機械操作を行わないこと。

３、高所作業となる場合は墜落防止措置を講ずるとともに、挟まれ及び転倒防止等に配慮した足場とすること。

（防水シート張り作業の安全対策）

第７８　防水シート張り作業は高所作業となることから、墜落防止措置を講じた作業足場を使用すること。

（覆工コンクリート打設作業の安全対策）

第７９　コンクリート打設配管は、脈動等の影響を受けるので、堅固に取付けること。

2、コンクリート打設作業及びケレン作業の足場は、堅固に設置し墜落及び転倒の防止を図ること。

3、コンクリートは、偏圧が作用しないように左右均等に打設すること。また、コンクリートの吹出しによる危険防止の措置を講ずること。

（換気上の安全対策）

第８０　坑内の換気設備、照明設備、通信警報設備、消火設備等は常に点検整備し、良好な作業環境を維持すること。

2、換気に使用する風管は難燃性のものを使用し、換気機能維持のため、漏風等のないように良好な状態に維持管理すること。

3、可燃性ガス、有毒ガス等の発生の恐れがあるところでは自動測定を行い、この記録を残すこと。また、坑内空気清浄度の測定を行うとともに、ガス等の滞留がないよう、換気機械には適正な能力を有した機種を選定すること。さらに、必要な場合は暴発防止対策型の機器を使用すること。

4、緊急救急用具、消火器等の設置場所、使用方法を関係者全員に周知しておくこと。

5、警報装置の維持とガス発生時の避難対策を講じておくこと。

6、吸気口、換気口等は、周辺環境に騒音、振動、悪臭、汚染等がないように措置を講ずること。また、排水においては、PH・濁度管理を行い放流すること。

第２１章　シールド掘進工、推進工

（密閉式シールド機と推進機の適正な運転操作）

第８１　地表面への影響を避けるため地山及び地上の性状を把握し、切羽の安定を確保できるような機械の運転操作をおこなうこと。

2、機械の始動、運転、停止時には、排土装置等、一連の装置が適正な状態であることを確認すること。

3、掘進作業中に異常を認めたときは直ちに作業主任者・発注者に報告し、指示を受けること。

4、機械装置等の点検・整備・清掃等の作業時は、電源を切り、他の作業員への周知を講ずること。
5、作業主任者は各作業の方法及び作業員の配置を決め、その相互連絡調整を行うこと。

（セグメント組立上の留意事項）

第82　セグメント組立作業は、狭小スペース内での重複作業が多いので、作業手順を遵守すること。
2、エレクタの操作員とセグメント組立の作業員との連携を常に保ち、重量物の取扱いにともなう挟まれ事故等の危険防止措置を講ずること。

（裏込注入作業時の留意事項）

第83　裏込注入作業においては注入材の飛散による事故を防止するため、必ず防護具を着用するとともに、ポンプ、配管の異常に注意すること。
2、裏込注入中は注入圧力、注入量、スキンプレートのはらみ等に対して常に注意すること。

（坑内の運搬作業、坑内の通行における留意事項）

第84　トンネル坑内に布設する軌道は適切なレール・枕木の選定を行い、軌道の安定を常時確保し、坑内の車両等は現場の状況に応じて設定された走行速度、運行管理規定を遵守すること。
2、坑内で相互の作業位置の見通しがきかない場所では、合図員の配置等により車両との接触防止及び作業員の挟まれ、巻き込まれ等の防止措置を講ずること。
3、入坑にあたっては、入坑標示板を設置し、入坑確認をするとともに、坑内には作業者の安全通路を確保すること。やむを得ず軌道内に入るときは、必ず指差呼称をして安全確認を行うこと。
4、積荷は急停止時でも荷崩れをしないように固定すること。また、指定設備以外に人や荷物を乗せないこと。
5、立坑上部からの飛来落下防止の対策を講ずること。

（地上の作業基地の安全対策と留意事項）

第85　立抗開口部付近には、資材等を置かないこと。また、重量物等は固い地盤に安定した状態で置くこと。
2、クレーン等の作業範囲内には、作業員及び移動機械の立入禁止の措置を講ずること。

3、玉掛け作業は指名された有資格者が作業すること。また、荷崩れがない確実な玉掛けを行い、地切り時には安定状態を確認すること。
4、土砂等の搬出に当たっては、過積載、荷こぼれのないようにすること。
5、機械の運転にあたっては、それぞれの機械の状況を確認し、定められた作業手順を遵守すること。
6、機械は、騒音、振動、塵埃、臭気、照明等の公害防止に留意し設置すること。
7、クレーン作業は指名された有資格者が、統一された合図で作業すること。

（二次覆工の機械の安全対策）

第86　覆工型わくの分解又は解体、移動にあたっては、重量相当の足場を確保するとともに、動力線、通信線等の諸設備を破損しないよう措置を講ずること。
2、型枠移動時には走行設備、牽引ワイヤ等の点検を入念に行い、型枠直近、ワイヤの内角には立入らないこと。
3、剥離剤塗布時には保護具を着用すること。
4、コンクリート打設配管は、継手部の締め付け状態を常に点検するとともに、脈動等の影響を受けないように堅固に固定すること。
5、コンクリート打設時には、事前に決めた統一された合図で行う。また、型枠内のコンクリートが左右均等になるように立上げること。

（シールド機の組立・分解又は解体における留意事項）

第87　シールド機組立・分解又は解体においては事前に詳細な作業手順を定め、これを遵守すること。
2、シールド組立・分解又は解体時には、油脂、電線類による火災発生に対し、防火要領を定めるとともに、消火体制を確立しておくこと。
3、シールド機分解又は解体時に発生する煤煙、粉塵に対し換気、保護具の着用等の措置を講ずること。

（掘進機の切羽作業の安全確保）

第88　切羽作業は、地山の安定を確保しつつ行うこと。
2、掘削機械の操作は、周辺の作業員に十分注意するとともに、ジャッキ等の機器に損傷を起こさないように行うこと。

第22章　道路維持修繕工

（人力で取扱う機械による障害の防止）

第89　人力による小型機械等の重量物の取扱いや、振動機械の取扱いからくる障害を防止するための措置を講ずること。

（施工前、施工中及び施工後の措置）

第90　道路除草工等の法面作業では、事前に法面の勾配、障害物の有無等を調査し、作業機械の転倒防止の措置を講ずること。

2、除草作業等で、回転する作業装置を持つ機械を使用するときは、事前に浮石や、瓶、缶等の異物を除去し、また、飛石による第三者及び作業員への災害防止の防護処置を講ずること。

3、路面切削や道路打換え作業等の途中でやむを得ず発生する段差や、区画線の消滅する箇所には、一般交通の解放前に段差のすり付けや、仮区画線を設置すること。

（標識の表示及び表示板の設置）

第91　施工にあたっては、工法に適合した方法で固定標識、表示板もしくは車載による移動標識や表示板を用いて、通行車両等に予知すること。

（誘導員または監視員の配置）

第92　大型機械が、移動するときには、誘導員を配置すること。

2、機械との混在作業で、作業員に危険の生ずる恐れのあるときは、監視員を配置し、危険個所へ作業員が立入らないように監視すること。

3、一般車両を通しながら作業するときは、交通の円滑と安全確保を図るため交通誘導員を配置すること。また、誘導員の安全に配慮した安全施設の配置を行うこと。

4、誘導員又は監視員に対し、現場状況、当該機械の特性、当日の作業内容等について十分周知を図ること。

（回転部等による巻込み、飛石等の防止）

第93　作業員が、機械の回転部や積込み用ベルトコンベヤ等に巻き込まれないよう、保護カバー等の保護措置を講ずると共に、緊急停止装置を設置すること。

2、石塊やアスファルト塊等が、機械の回転部から飛散しないように適切な防護措置を講ずること。

3、回転部等の修理・点検は必ず、動力機関を停止し、保護カバー等の落下防止措置を講ずること。

（高温物、高圧物及び火熱による災害の防止）

第９４　加熱アスファルトを高圧で注入する作業等では、吹抜け、吹返し、ホースの破裂等による災害を防止するため、適切な措置を講ずること。
2、直火熱によるアスファルトの溶解や道路の加熱作業では、火災や、熱風による作業員および第三者への災害を防止するため、適切な措置を講ずること。

（除雪準備）
第９５　降雪期前に、除雪作業が予定される路線の調査を行い、作業の障害となるマンホールや公共設備等の位置を確認し、必要に応じて補修を行いスノーポール等でその位置を表示すること。
2、除雪機械は、故障に備えて降雪期前に十分な整備を行うこと。

（凍結防止作業）
第９６　融雪剤等の過剰散布によるスリップ事故を防止するため、現場状況に応じた散布量を検討しておくこと。

（道路除雪作業上の留意事項）
第９７　除雪機械は、道路除雪作業時、必ず黄色回転灯を点灯すること。
2、鉄道が隣接する箇所、高架橋や立体交差の箇所を除雪するときは、鉄道や道路通行の妨げとならないような除雪の方法及び排雪や投雪の方向を選定すること。
3、大量の積雪や路肩の拡幅除雪でロータリ除雪車を使用するときは、路上に放置された車両に注意すること。
4、歩道除雪作業にあたっては、安全対策型の機械を使用するとともに、歩行者との接触、作業員の転倒に十分注意すること。

（運搬排雪の留意事項）
第９８　通行車両の規制や雪の運搬車両の誘導に、交通誘導員を適宜配置すること。
2、雪の運搬車両は、道路状況等により適切な台数とし、交通障害の要因とならないようにすること。
3、積込み作業のときは、積みこぼれにより周囲に雪塊等を飛散しないようにすること。なお、積込み作業で路上に散乱した雪を除雪整正してから車両通行に解放すること。

第23章　橋梁工

（自走式クレーンによる橋梁架設）
第　99 自走式クレーンを使用し主桁を架設するにあたり、正確な資料に基づいた架設

作業計画を作成し作業前の確認を行うこと。
2、主桁架設前の準備作業として使用機械、使用工具の点検及び作業環境が架設作業計画どおりに措置されていることを確認すること。
3、架設作業にあたっては、作業区域への関係者以外の立入禁止の措置を講ずるとともに、クレーンの作業半径、定格荷重等の作業状況を確認する。また、桁の据付においては、桁及び作業床の転倒及び転落防止の措置を講ずること。

（片持架設、移動作業車組立・分解又は解体）
第 100 移動作業車の組立にあたり、正確な資料に基づいた作業計画を作成し、作業前の確認を行うこと。
2、移動作業車組立の準備作業として、使用機械、使用工具、保護具の点検及び作業環境が作業計画どおりに措置されていることを確認すること。
3、組立にあたっては、アンカー鋼棒、レール及び機材の据付位置、機材の個別重量によりクレーンの作業半径等の能力を再度確認し、安全に組立作業を行うこと。また、組立中の機材の転倒防止の確保のため、レバーブロック、トラワイヤ等の工具、玉掛け用具、ワイヤの準備も行うこと。

（移動作業車の移動）
第 101 移動作業車の移動に際し、該当部材へのプレストレスの導入、型枠の脱枠、レールアンカーの接続がなされていることを確認すること。
2、移動作業は、作業指揮者を定めて実施すること。
3、移動作業車上の資機材、工具類の落下防止措置を行なうとともに、必要に応じて作業車下への警備員の配置等の安全措置を行なうこと。